

解説

【平成元年度】

昭和63年の経済は、物価が安定するなかで個人消費の伸びが堅調であり、設備投資も増勢を強めた。昭和63年度当初予算は一般会計総額56兆6997億円と対前年度4.8%増であり、一般歳出も32兆9821億円と1.2%増であった。当初予算において一般歳出が前年度を上回ったのは6年ぶりであった。

昭和63年8月末に締め切られた昭和64年度概算要求は総額64兆938億円であり、昭和63年度当初予算に比して13.0%の伸びを示した。これを受けて予算の査定がはじまるなかで、昭和63年9月22日に開かれた財政制度審議会総会（昭和63年度第2回）で示されたのが、**資料8-97「64年度予算の問題点」**である。そこでは、税収は昭和63年度当初予算に45兆900億円を計上したものの、7月末までの税収が前年度2.8%増にとどまること、所得税減税（昭和63年7月成立）の影響がこれから出ること、税制改革案が減税超過になることが示されたが、また、この資料では、昭和65年度特例公債ゼロを実現するために昭和64年度に1兆5800億円の減額が必要であること、概算要求の伸びが前年度より高いこと、人事院勧告実施による公務員給与改定の経費が入っていないこと、地方公共団体に対する補助率引き下げ分を元に戻すと1兆5200億円の歳出が増えることなどが記されており、これは最近の税収増で財政が楽になったわけではなく、厳しい予算編成が必要であることを示す趣旨であった。

改元より平成元年となった直後の平成元年1月9日に開かれた財政制度審議会総会（昭和63年度第3回）では、**資料8-98「平成元年度財政事情の概略試算」**が示された。国債費は定率繰入れの停止を継続すること等により概算要求時より減少している。一般歳出増は、概算要求時点の9100億円に比して、政府購入品目への消費税影響額約3000億円、公務員給与改定などの影響額約3500億円によって膨らんでいる。その他、税収の伸びや税外収入の減額、公債発行の減額目標を勘案する

と、この時点でもなお6000億円前後の要調整額が残っていたことが示されている。

平成元年1月17日に財政制度審議会総会（昭和63年度第4回）が取りまとめた「歳出の節減合理化の方策に関する報告」は、①社会保障（医療費の適正化等、生活保護、公的年金の制度改正、厚生年金の国庫負担繰延べ措置、恩給）、②文教・科学振興（教育改革、義務教育費国庫負担制度、第5次学級編制及び教職員定数改善計画、私学助成、義務教育教科書無償給与制度、国立学校特別会計へ繰入れ、科学技術）、③防衛、④公共事業、⑤政府開発援助、⑥中小企業対策、⑦エネルギー対策費、⑧農業（農業関係予算、食糧管理制度）、⑨日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）改革（長期債務等の処理、鉄道共済年金問題、整備新幹線）、⑩補助金等（補助率の見直し、ふるさと創生事業）及び⑪人件費の抑制について、経費の節減・合理化及び重点化を進めるべきことを提言した。政府予算案がまとまった段階で、そこに財政制度審議会の指摘事項がどの程度反映されたかを平成元年2月7日の財政制度審議会総会（昭和63年度第5回）で費目ごとに説明したのが**資料8-99「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成元年度予算における措置状況**である。

平成元年度予算の焦点の1つが、国から地方公共団体に対する補助率等が昭和60年度から引き下げられていたのを、どこまで復元するかであった。この問題は、①たばこ税の25%を地方交付税とする等の一般財源充実を図りつつ、補助率等の暫定措置は原則として恒久化を図る、②経常経費のうち、生活保護の国庫負担率は4分の3とし、社会福祉の措置費等は2分の1のまま恒久化するが、ホームヘルパーについては3分の1から2分の1に引き上げる、③義務教育のうち共済長期負担金は2分の1に復元するが、恩給費は一般財源化し、共済追加費用等は2年間の暫定措置を講ずる、そして④投資的経費は、事業量確保の要請もあることから、今後2年間の暫定措置を講ずる形で決着した。これによる財政的影響を示したのが**資料8-100「昭和60年度以降各年度の補助率削減及び平成元年度の見直しによる地方への影響額と財源措置」**で

ある。平成元年度は、恒久措置分が補助率等の復元、地方交付税（たばこ税の25%）、一般財源、地方交付税交付金の特例措置及び調整債により措置された。また、暫定措置分は地方交付税交付金の特例措置、調整債及び臨時財政特例債により措置された。

さらに、資料8-101「補助率等の見直しによる影響額」からは、平成元年度は昭和63年度と比較すれば補助金等が828億円増加したものの、補助率等の引き下げが始まる前の昭和59年度と比較すると、引き下げた補助率等の恒久化、一般財源化及び暫定措置のために1兆2809億円減少していたことがわかる。

平成元年度に実現した消費税導入は歳入を増やしただけではない。国が購入する財・サービスも価格が上昇するために、歳出も増える。その影響額を示したのが資料8-102「消費税導入に伴う歳出の上乗せ額（平成元年度）」である。合計額は2946億円と見込まれたが、影響が大きかった省庁は厚生省、建設省、大蔵省、農林水産省、文部省の順であった。

【平成2年度】

平成元年に入っても、日本経済は内需主導型拡大を続けた。平成元年度一般会計当初予算は60兆4142億円、対前年度6.6%増であり、前年度の伸び率を上回った。一般歳出をみても、34兆805億円と3.3%増であり、前年度の伸び率を上回った。当初予算の租税及印紙収入は、対前年度13.1%増であった。公債金収入は、対前年度1兆7300億円減の7兆1110億円であり、公債依存度は11.8%と前年度の15.6%を下回った。とくに、特例公債は1兆3310億円となり、対前年度57.8%減であった。

平成2年度予算編成が大詰めを迎えた平成元年12月14日の財政制度審議会総会（平成元年度第4回）に、資料8-103「平成2年度財政事情の概略試算」が示された。そこでは、税収は平成元年度の税収を当初予算より3兆円程度多い54兆円と見込み、そこから7%程度伸びて58兆円に達すると見込んだ。NTT（日本電信電話株式会社）株式売却収入による無利子貸付事業は1兆3000億円を維持したが、平成元年9月に予定されていた株式売

却が中止されたため、財源問題は未解決との趣旨で、括弧書きつまり外枠になっている。また、公債金収入は前年度当初より1兆3000億円減の5兆8000億円とされたが、これはすべて建設公債であり、「特例公債依存体質脱却」の達成が見込まれていた。国債費は、定率繰入れを再開するため、前年度より2兆7000億円増えた。一般歳出は、概算要求の1兆300億円増に、公務員給与改定、消費者物価上昇による年金・恩給のスライド、厚生年金の国庫負担繰延べ措置終了等による9000億円増を合わせて1兆9000億円増が実質要求額とされた。これにより一般歳出は36兆円、歳出総額は67兆円となり、歳入65兆円との差額は2兆円である。したがって、NTT無利子貸付事業の財源を除いても7000億円前後の要調整額が残るとされた。実際の平成2年度予算では、一般歳出は35兆3731億円に抑えられた。

同会（平成元年度第4回総会）では、自由民主党が平成元年12月1日に取りまとめた資料8-104「消費税の見直しに関する基本方針」も示された。そこでは、消費税の逆進性を緩和し、社会政策的配慮を充実する等の見地から、非課税範囲の拡大、全食品品に対する小売段階非課税及び特別低税率1.5%の設定及び年金受給者の所得減税が掲げられたほか、消費者の立場から指摘された制度上の問題点の是正、消費者の利便等及び非課税の拡大等に伴う事務処理の円滑化に資する措置などが提案された。それとともに、国分の消費税収を優先して国民福祉のための経費に充てる旨の趣旨規定を設けること、及び高齢化に対応した公共福祉サービスを充実することが、歳出面の方針として明示された。これらの内容が盛り込まれた消費税見直し法案は成立しなかったが、非課税範囲の拡大などは平成3年に成立した消費税法の改正法の基礎となった。またこのときの検討をきっかけとして、「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」（大蔵・自治・厚生大臣合意。平成元年12月21日）が消費税と結びつけて重視されるようになった。

平成元年12月21日の財政制度審議会総会（平成元年度第5回）では「歳出の節減合理化の方策に関する報告」が取りまとめられた。そこでは、①社会保障（医療費の適正化、老

人保健制度の見直し、国民健康保険制度の見直し、生活保護、恩給、その他)、②文教・科学振興(教育改革、義務教育国庫負担制度、第5次学級編制及び教職員定数改善計画、私学助成、義務教育教科書無償給与制度、国立学校特別会計への繰入れ、科学技術)、③防衛、④公共事業、⑤政府開発援助、⑥中小企業対策、⑦エネルギー対策費、⑧農業(食糧管理制度、その他の農業関係予算)、⑨国鉄改革(長期債務等の処理、鉄道共済年金問題、超伝導磁気浮上方式鉄道)、⑩地方財政、⑪補助金等及び⑫人件費の抑制について、それぞれ歳出の節減・合理化・重点化等が提言された。平成2年1月19日の財政制度審議会総会(平成元年度第6回)において報告された資料8-105「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成2年度予算における主な措置状況は、その指摘事項が実際の政府予算案にどのように取り入れられたかを、項目ごとに整理したものである。

平成2年8月2日にイラクがクウェートに侵攻したことをきっかけに、いわゆる湾岸危機が発生した。日本は9月までに多国籍軍に対する20億ドルの資金協力と周辺国に対する20億ドルの経済協力を決定した。平成3年1月17日に湾岸戦争が開始されると、日本政府は90億ドルの追加支援を行うことを表明した。そのための1兆1700億円については、平成2年度予算の補正による歳出の節減合理化等(既定経費節減、予備費減額、税外収入追加)2011億円、平成3年度予算における歳出の節減合理化等(予備費・防衛関係費等の減額)3009億円及び臨時特別税(法人臨時特別税、石油臨時特別税)6680億円を財源措置とし、財源が確保されるまでのつなぎ公債として臨時特別公債9689億円が発行された。

そのために必要な法律案の内容を整理したのが資料8-106「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案について」、その措置の時系列的な流れと会計間の関連を示したのが資料8-107「湾岸支援に係る財源措置の基本スキーム」である。法律案のうち、①外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れ1125億円は、平成2年度予算補正にお

る税外収入追加の一部である。②一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れの特例3009億円(平成3年度2017億円、平成4～6年度992億円)は、臨時特別公債の償還に充てるための措置である。③臨時特別税の創設による収入6680億円は、法人臨時特別税4400億円及び石油臨時特別税2280億円である。④臨時特別公債の発行等による9689億円は、平成2年度第二次補正予算の歳出財源として湾岸支援に充てられる。⑤臨時特別税の収入は、平成3～4年度の税収として国債整理基金特別会計へ直入され、臨時特別公債の元本相当分の償還に充てられる。

この法律案及び第二次補正予算は平成3年3月6日に成立した。支援すなわち湾岸平和基金への払込みは3月13日に行われたが、臨時特別公債の償還は平成6年度までかかると見込まれた。

【平成3年度】

平成2年初頭から株式、債券、為替の各市場が同時に下落傾向を示す「トリプル安」の状況が発生したが、日本経済は内需主導型の自律的拡大を続けた。平成2年度一般会計当初予算の規模は66兆2368億円と対前年度9.6%増、うち一般歳出は35兆3731億円と対前年度3.8%増であった。公債金収入5兆5932億円はすべて建設公債であり、公債依存度は8.4%と前年度を下回った。租税及印紙収入の対前年度伸び率は13.7%であった。

平成2年6月28日に取りまとめられた「日米構造協議最終報告」では、日本が社会資本整備の着実な推進を図るとされ、同日閣議了解された「公共投資基本計画」では1991～2000年度の10年間に概ね430兆円の公共投資を行い、そのうち「生活環境・文化機能に係るもの」を過去10年間の50%台前半から計画期間中に60%程度を目途に増やすとされた。また、平成2年度末に期限の来る8分野(住宅、下水道、都市公園等、廃棄物処理施設、特定交通安全施設、港湾、空港及び海岸)の社会資本整備長期計画を更新し、積極的かつ具体的な整備目標のもとで現行規模を上回る計画を策定するとされた。

平成3年度予算の概算要求基準は、経常的

経費は対前年度10%マイナス、投資的経費は対前年度同額とされたが、公共事業の補助率等を復元した場合の影響額2000億円が加算され、また2000億円の「生活関連重点化枠」が設定された。

8月末に概算要求が締め切られたのを受けて、平成2年9月14日の財政制度審議会総会（平成2年度第2回）に示されたのが資料8-108「平成3年度の財政事情」である。ここでは平成2年度当初予算とその時点の「中期展望」の数値、そして平成3年度予算の概算要求額が示されている。歳入面では、従前のような大幅な増収が期待できないこと、NTT株式売払収入を期待できないこと、特例公債ゼロに加えて建設公債発行も4000億円減らすことが前提とされる。そのうえで歳出の概算要求をみると、国債費は金利上昇の影響で、平成2年度予算を2兆343億円上回っている。NTT無利子貸付事業は同額で継続する要求となっている。一般歳出は36兆9427億円と、平成2年度予算を1兆5696億円上回り、伸び率は4.4%であった。ここには「生活関連重点化枠」2000億円も含まれたが、その枠に対する各省の要望額は合計で1兆1581億円に上った。さらに、給与、年金・共済、恩給に係る物価スライド等の影響による追加分が4000億円強見込まれるので、実質的には2兆円程度の増額を要求するものであった。この追加分を除いても、概算要求総額は71兆1158億円と平成2年度予算を7.4%上回り、それと「中期展望」の歳入6兆2900億円との差額4兆8258億円が要調整額であった。

予算編成が大詰めを迎える時期の財政制度審議会総会（平成2年度第3回。平成2年12月14日）に示されたのが資料8-109「平成3年度財政事情の概略試算」である。歳入は、増収と税外収入の伸びにより、NTT株式売払収入を見込まず、かつ建設公債を4000億円減らすとしても、前年度より2兆5000億円前後増えて、68兆7000億円、NTT無利子貸付事業の財源が確保されれば70兆円となることが見込まれた。これは9月時点の見込みよりも2兆4000億円ほど増えている。歳出は、一般歳出の概算要求に対する公務員給与改定等による追加分が5400億円見込まれて、実質的な要求は2兆1000億円へ増加していた。しか

し、国債費の見込額は9月よりも減っており、歳出総額は71兆3000億円となって、要調整額は1兆3000億円（NTT無利子貸付事業の財源問題を含めれば2兆6000億円）まで縮小した。ただし、増収の伸びは前年度より鈍っており、国債金利も上昇している、との問題もあった。

平成2年12月21日の財政制度審議会総会（平成2年度第4回）では「歳出の節減合理化の方策に関する報告」が取りまとめられた。そこでは、①社会保障（医療費の適正化、老人保健制度の見直し、生活保護、児童手当、恩給）、②文教・科学振興（教育改革、義務教育国庫負担制度、第5次学級編制及び教職員定数改善計画、私学助成、義務教育教科書無償給与制度、国立学校特別会計への繰入れ、科学技術）、③防衛、④公共事業、⑤政府開発援助、⑥中小企業対策、⑦エネルギー対策、⑧農業（農業関係予算の合理化・重点化、食糧管理制度）、⑨鉄道（国鉄清算事業の債務等の処理、鉄道整備基金（仮称）の設立、整備新幹線問題）、⑩地方財政、⑪補助金等及び⑫人件費の抑制について、それぞれ歳出の節減・合理化・重点化等が提言された。平成3年1月22日の財政制度審議会総会（平成2年度第5回）において報告された資料8-110「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成3年度予算における主な措置状況は、報告の指摘事項が実際の政府予算案にどのように取り入れられたかを、項目ごとに整理したものである。

「生活関連重点化枠」は、平成3年度と平成4年度については2000億円が設定された。資料8-111「平成3年度、4年度的生活関連重点化枠2,000億円の事業別、省庁別配分額及び割合」をみると、両年度とも「公共事業関連費」1750億円のうち、下水道・環境衛生等が500億円台、道路整備と住宅対策がそれぞれ300億円台、農業農村整備、治山・治水及び港湾・漁港・空港がそれぞれ100億円台であった。これを省庁別の割合で見ると、建設省が68%台、農林水産省が12%台、北海道開発庁が6%台であった。また「その他の施設費等」250億円のうち、両年度とも文部省が75億円、厚生省が40億円、農林水産省が37億円、通商産業省が30億円、運輸省が22億円

であった。

【平成4年度】

平成3年は、株価の下落、大都市圏の地価鎮静化、住宅投資の減少、乗用車販売の頭打ち、設備投資の先行き減速の兆し等がみられたものの、平成3年前半の時点では「経済が全体として自律的拡大局面にある」と考えられていた。平成3年度一般会計当初予算は総額70兆3474億円、対前年度6.2%増であった。一般歳出は37兆365億円と対前年度4.7%増であった。公債金はすべて建設公債であり、その収入は前年度を2502億円下回る5兆3432億円となり、公債依存度は7.6%と前年度を下回った。租税及印紙収入の対前年度伸び率は6.5%であったが、法人税、消費税及び有価証券取引税は減収が見込まれていた。

平成4年度予算の概算要求基準において、経常的経費は対前年度10%マイナス、投資的経費は対前年度同額とされたが、「生活関連重点化枠」2000億円及び「公共投資充実臨時特別措置」2000億円が設定された。概算要求が締め切られた後、平成3年9月19日の財政制度審議会総会（平成3年度第2回）に示されたのが資料8-112「平成4年度の財政事情」である。そこでは、平成3年度当初予算と比較する形で、歳入については「中期展望」の数値が示された。そこでは、税収増見込み額を3兆2600億円に抑えること、平成3年度予算ではNTT株式売却収入がなくても国債整理基金特別会計から1兆3000億円を受け入れたが、平成4年度は受け入れを行わず、ただし歳出にはNTT無利子貸付事業を計上すること、公債発行を4500億円減らすことが見込まれた。歳出の概算要求をみると、国債費は1兆5100億円、地方交付税は2兆4000億円、それぞれ平成3年度予算を上回っている。一般歳出は1兆9200億円増であるが、この他に給与、年金・共済、恩給に係る追加分が4000億円程度見込まれた。この追加分を除いても概算要求総額は76兆1800億円であり、「中期展望」の歳入71兆6400億円との差額4兆5400億円が要調整額とされた。

また、平成3年10月9日の財政制度審議会第一特別部会（平成3年度第1回）では、資

料8-113「財政をめぐる最近の論調」が示された。これは新聞や経済雑誌等に表れた主な意見等を項目ごとに要約したものであり、体系だって整理されてはいないものの、審議を進めるに当たってどのような論調が注目されていたかを窺い知ることができる。例えば、国内外の経済情勢に関する強気・弱気両方の見方、財政政策や予算編成における分野ごとの財源配分の見直し、対外関係などの考慮、社会保障における年金等の費用抑制、社会資本整備における財源の選択や生活・自然・文化との協調、防衛関係費の抑制、政府開発援助の重点のおき方等に関する意見が紹介されている。

予算編成の大詰め段階で、平成3年12月6日の財政制度審議会第一特別部会（平成3年度第9回）に示されたのが資料8-114「平成4年度財政事情の概略試算」である。歳入のうち税収は、景気の減速が明らかになって平成3年度税収が当初予算を2兆7820億円下回る見込みになったため、9月時点の見通し（資料8-112）を変更して平成3年度当初予算とほぼ同額とし、税外収入も対前年度同額とされた。なお、実際の予算では、一般会計歳出総額は72兆2180億円とされたが、一般歳出は38兆6988億円に抑制され、地方交付税は特例減額により前年度より少ない15兆7719億円になった。また、NTT無利子貸付事業のための国債整理基金特別会計からの受入れは2166億円となり、建設公債発行による1兆834億円分は公共事業関係費に振り替えられて合計、無利子貸付事業の規模1兆3000億円は維持するものの、その財源のうち国債整理基金特別会計からの受入れはAタイプ（収益回収型）とCタイプ（民活事業型）を合わせた約3000億円とし、Bタイプ（補助金型）の約1兆円は建設公債を増発する方針がとられた。そのために建設公債も、限度一杯、すなわち対前年度1兆9000億円増の7兆2000億円程度発行することが見込まれた。また、歳出のうち国債費は、平成2年度剰余金9984億円を概算要求額から差し引いた16兆5500億円が見込まれた。地方交付税は、税収を基礎とすれば16兆6000億円が見込まれた。一般歳出の概算要求額は38兆9500億円であったが、公務員給与改定等による追加分が4000億円程度あ

るために、実質的な要求は39兆3600億円、対前年度2兆3200億円増であった。その追加分を除いても歳出総額は73兆4000億円となって、要調整額は2兆2000億円に上り、一般歳出の削減に加えて地方交付税の減額も課題となっていた。

平成3年12月20日の財政制度審議会総会（平成3年度第4回）では「歳出の節減合理化の方策に関する報告」が取りまとめられた。そこでは、①社会保障（医療費の適正化、国立病院・療養所、政府管掌健康保険・雇用保険の負担の適正化、生活保護、恩給）、②文教・科学振興（教育予算編成上の基本的考え方、義務教育国庫負担制度、私学助成、義務教育教科書無償給与制度、国立学校特別会計、科学技術）、③防衛、④公共事業、⑤政府開発援助、⑥中小企業対策、⑦エネルギー対策、⑧農業（農業関係予算の合理化・重点化、食糧管理制度）、⑨国鉄改革（清算事業団の長期債務等の処理、整備幹線問題）、⑩電気通信、⑪地方財政、⑫補助金等及び⑬人件費の抑制について、それぞれ歳出の節減・合理化・重点化等が提言された。平成4年1月24日の財政制度審議会総会（平成3年度第5回）に報告された資料8-115「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成4年度予算における主な措置状況は、その指摘事項が実際の政府予算案にどのように反映されたかを、項目ごとに整理したものである。

平成4年度予算の最大の特徴は公共投資の拡大であった。その背景には、昭和63年の「世界とともに生きる日本—経済運営5ヵ年計画—」が内需主導型経済構造への転換と定着を掲げ、また平成2年の「公共投資基本計画」が「生活環境・文化機能」を重視した社会資本整備の推進を強調したことがある。資料8-116「一般会計公共事業費総額（社会資本整備事業を含む）の事業別、省庁別配分額及び割合」に示したように、公共事業費総額は昭和63年度予算では7兆2824億円だったが、平成4年度予算では8兆1709億円と12.2%増大している。そのなかで、省庁別の構成比は建設省60%、農林水産省16%、北海道開発庁10%、その他の省庁13%ではほぼ変わらない。ただし、事業区分でみると、下水道・環境衛生等（下水道、環境衛生、公園、再開発等）

が1兆1614億円から1兆3455億円へ15.9%増大したのが目立っており、その構成比は15.9%から16.5%へ上昇した。

平成4年に入ると、個人消費と設備投資の伸びが鈍化して景気の減速感が強まり、経済は調整過程に入ったとの認識が広まった。平成3年末に2万2983円だった日経平均株価は平成4年3月末には1万9345円に下落した。3月31日、政府は緊急経済対策を決定したが、そのなかで、平成4年度上半期の公共事業執行率を75%以上とすることが決められた。そして平成4年8月の総合経済対策以降、公共事業の追加を伴う景気対策が繰り返された。

平成4年度後半も景気の低迷は続き、決算の段階で税収不足が顕在化した。平成5年8月11日の財政制度審議会総会（平成5年度第2回）で示された資料8-117「平成4年度の税収決算額について」にあるとおり、平成4年度一般会計決算の租税及印紙収入は54兆4453億円となり、補正後予算額を3兆1857億円、5.5%下回ったが、当初予算と比較すれば8兆587億円、12.9%の大幅減であった。租税及印紙収入の決算額が2年連続で前年度を下回ったのは戦後初めてであった。資料8-118「一般会計税収の予算額と決算額、税収弾性値の推移」からわかるように、補正後予算及び当初予算に対する減収額は最大であり、税収弾性値マイナス3.81は最低であった。資料8-119「平成4年度決算概要」にあるように、この税収不足は税外収入増額8441億円、歳出の不用額8006億円及び空港整備事業費等財源特定財源増38億円によっても埋めきれず、決算上の不足額1兆5447億円が発生する昭和56年度以来11年振りの赤字決算となった。この不足額は、国債整理基金から決算調整資金に繰り入れられた資金を一般会計が組み入れる形で補てんされた。その後、平成6年度当初予算において決算調整資金への繰戻し及び国債整理基金への返済が行われた。

【中期的財政運営】

財政運営の課題は単年度の予算編成だけではない。「平成2年度特例公債依存体質からの脱却」をめざす財政再建が前進するなかで、平成元年4月、財政制度審議会のなかに中期

財政運営問題小委員会（以下「小委員会」という。）が設置され、特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営について議論が行われた。平成元年5月17日の小委員会（第2回）に示されたのが資料8-120「**財政運営の諸指標の性格について**」である。そこでは、中期的財政運営の指標として適切なものを選ぶために、①一般会計歳出伸率、②公債依存度、すきま率、③公債残高（特例公債残高）、④公債残高対GNP比、⑤国債費率、及び⑥国民負担率について指標としての特徴と問題点が整理された。そのうえで、一般歳出削減努力が最も重要であり、それが歳出繰延べ等の打ち・残高処理によるその残高減につながるると同時に、特例公債償還費繰入と四条公債（建設公債）発行減による公債残高減を招き、それが国債費減を通じて財務体質の改善と財政の対応力の回復につながる、さらに国民負担率減は財政の肥大化の防止と社会の活力の維持につながる、という指標間の関連が示された。

同日の小委員会（第2回）では、資料8-121「**57年度以降の各年度予算で行った特例的歳出削減措置等**」も示された。これは、昭和57年度から平成元年度までの特例的歳出削減措置等、いわゆる隠れ公債の全体像を示したうえで、とくに重要な厚生年金の国庫負担金の繰入れ等の特例、住宅金融公庫利子補給金の一部繰延べ、地方財政対策関係（地方財政対策の改革による特会借入金（国負担分）の一般会計負担、地方財政対策に伴う後年度負担）、国債費の定率繰入の停止及び国鉄清算事業団債務について、経緯と現状を整理したものである。これは、特例公債発行から脱却したとしても巨額の隠れ公債が残っていることを強調するものであった。

小委員会が議論を進める前提として、国・地方を通じた支出と収入の伸びを想定して租税と社会保障負担の規模を推計したのが、平成2年1月29日の小委員会（第11回）に提出された資料8-122「**国民負担率の将来推計**」である。ここでは、昭和47年度から昭和62年度までの支出の対国民所得比が13.9%増大し、租税・社会保障負担の対国民所得比（以下、国民負担率）が12.8%増大した実績をもとにして、平成12年度（2000年度）と平成22年度（2010年度）の値を推計した。具体的には、

名目成長率と国債金利を一定の範囲に仮定して、①社会保障国庫負担分と国債費を除く支出の伸び率を名目成長率に抑えるか、それとも支出全体の伸び率を名目成長率に抑えるか、②国債発行額を、平成2年度の建設公債発行額と同額のまま推移させるか、それとも国債残高が平成2年度と同額になるように建設公債発行を抑制していくか、の2点で比較する。この推計では、①の歳出規模を厳しく抑えるケースⅡ（国民負担率は平成12年度43.0～43.3%、平成22年度45.9～47.7%）のほうが、②の国債残高を厳しく抑えるケースⅢ（同じく43.8～44.6%、45.6～49.1%）よりも負担抑制につながることを示された。

小委員会では、①財政の現状等（これまでの財政改革、現在の財政事情、財政を巡る環境）、及び②中期的財政運営を考えるに当たっての論点（高齢化社会の進展により国民負担率の上昇が見込まれることへの対応、高齢化・国際化の進展等を踏まえて中長期的に財政が果たしていくべき役割、特例公債依存体質脱却後に再度特例公債の発行に陥らないための財政構造の在り方、今後の公債残高・国債費の水準、公債政策の在り方、今後処理を要する隠れた負担の取扱い、特例公債の償還の在り方等）について議論の方向がまとめられた。そのうえで、社会保障、文教・科学振興、防衛、公共事業、政府開発援助、中小企業対策、エネルギー、農業、地方財政の分野別に中長期的な歳出の在り方が整理された。

このような議論の積み重ねを経て、平成2年3月1日、財政制度審議会総会（平成元年度第8回）は資料8-123「**平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告**」を決定し、大蔵大臣に提出した。報告は、中長期的財政運営の主な在り方として、①国民負担率について、その上昇を極力抑制すること、②公債政策として、国債残高の減額ないし累増抑制、公債依存度の引下げ、投資部門経費への部分的な税財源充当、特例公債の早期償還、過去の財政支出繰延措置等のすみやかな処理等を進め、定率繰入れを継続すること、③財政が果たすべき役割について、国及び地方の歳出規模の伸びを極力抑制し、歳出の各分野を通じて効率的な資源配分を行うこと、そして対外不均衡の是

正も健全財政原則に則して行うことを提言した。さらに報告は、中期的財政運営の目標として、公債依存度の5%未満への引下げと特例公債の早期償還に努め、国債残高が累増しないような歳出規模を極力抑制する財政体質を作り上げることを目標として掲げた。

平成3年に入って景気が山を越えると、財政運営の問題が現実化してくる。平成3年9月19日の財政制度審議会総会（平成3年度第2回）に示された資料8-124「現在の財政構造と財政運営の在り方」では、財政が持つ資源配分、所得分配及び景気調整の機能が発揮される条件を整理したうえで、現在は「財政の硬直化」、「景気・税収の落ち込みにより特例公債再発行に陥る脆弱性」、「将来への負担を内包」という問題を抱えているため、国民負担率を抑制することと、国債残高累増体質から脱却するために公債依存度を引き下げて、特例公債を早期償還し、歳出の伸びを極力抑制することが、財政運営の在り方として強調されている。また、資料8-125「財政を巡る環境」では、三高（株価、地価、為替）二安（金利、物価）の状況が変化したため、従前のような税収増は期待できず、NTT無利子貸付事業の財源をどう手当てするかという問題が生じ、他方で高齢化社会に伴う社会保障、国際的責任の増大による政府開発援助、社会資本整備のための公共事業等、歳出増加圧力は一層強まっているため、公債残高と国債費の増大及び一般歳出比率の低下に示されるように財政は疲弊している、との認識が示された。

上で述べた平成2年3月の財政制度審議会「平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告」のなかには「今後の財政規模と歳出の在り方」（第2章-Ⅲ-1）として、歳出の各分野において今後果たすべき基本的方向が示されていた。それについて、平成4年4月28日の財政制度審議会（懇談会）で示された資料8-126「『中期的財政運営の在り方についての報告』の主な措置状況」では、報告の指摘事項及びその後の予算がそれに対応しているのが、①社会保障、②文教・科学振興、③防衛、④公共事業、⑤政府開発援助、⑥中小企業対策、⑦エネルギー対策、⑧農業及び⑨地方財

政について、それぞれ整理されている。

この時期を通じた大きな課題の1つが補助金等の整理合理化であった。国が交付する補助金等は、どの省庁が所管するか、補助する根拠は何か、誰に対して交付するか、という観点で分類することができる。その当初予算段階の状況を示したのが資料8-127「昭和62年度以降（昭和62年度～平成4年度）の各省庁別・補助根拠別・交付対象別補助金等の件数・金額」である。平成4年度の数値をみると、総額1兆6兆8241億円のうち、①所管する金額が1兆円以上を超えたのは、厚生省（6兆9600億円）、文部省（3兆7253億円）、建設省（1兆9604億円）及び農林水産省（1兆9329億円）であり、4省を合わせると全体の86.7%に達する。②補助の根拠としては、法律で「負担する」とされているものが1兆5175億円（9.0%）、予算措置として補助するものが2兆5926億円（15.4%）である。③交付対象は、地方公共団体が1兆5960億円（80.8%）と大部分を占めている。

昭和60年度以降、地方公共団体に対する補助費等について、補助率の引下げが段階的に行われた。資料8-128「昭和60年度以降各年度（昭和60年度～平成4年度）の補助率削減による地方への影響額及び補填策」に示したように、経常経費関係は地方交付税の特例措置、地方たばこ消費税及び調整債で財源措置がなされ、投資的経費関係は臨時財政特例債と調整債の発行で財源措置がなされた。平成元年度からは恒久化、復元といった形で見直しが進められ、地方公共団体への影響額は縮小した。

【平成5年度】

平成4年度の日本経済は調整の過程にあり、個人消費、設備投資、鉱工業生産のいずれもが停滞し、雇用情勢も急速に悪化していた。平成4年度の当初予算は、一般会計総額72兆2180億円であり、対前年度比伸び率は2.7%、平成3年度の伸び率6.2%と比べると緊縮気味の予算であった。だが、平成4年3月31日に「緊急経済対策」が決定され、さらには、

同年8月28日に事業規模10兆7000億円に達する「総合経済対策」が決定されるなど、財政出動は積極的に行われていった。

平成5年度予算は、平成4年12月26日に政府予算案が閣議決定され、翌年1月22日に第126回国会に提出された。この予算案が提出される2日前、財政制度審議会では総会と法制部会において2つの資料が審議された。

資料8-129は、財政制度審議会総会で示された『「**建議**」及び『**報告**』の平成5年度予算における主な措置状況』である。この資料では、平成5年度予算において、一般会計歳出や一般歳出等の伸び率が前年度に比べてはっきりと抑えられたこと、その一方で、景気への配慮から、公共事業関係費については平成に入ってから最も高い伸び率が確保され、財政投融资や地方単独事業においても、積極的な活用が図られたこと、その他、特例公債の発行を回避するためにとられた臨時緊急の特例的な措置、いわゆる生活大国の実現に向けた取り組みの内容などが説明されている。

法制部会に提出された資料8-130『「**国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案**」について』は、臨時行政改革推進審議会の答申などを踏まえて、補助金一括法によってこれまで暫定措置とされてきた国の補助金等に関して補助率の恒久化を図り、これを平成5年度から適用することが示されている。具体的には、本法律案において、直轄事業の補助率を原則3分の2、補助事業を原則2分の1とすること、義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用について平成5年度に全額一般財源化することなどが定められた。以上と併せて、国の負担にかかる繰入れの特例延長措置もとられている。

以上に述べた補助金の整理合理化は、当時、政治的にも関心の高い問題であった。財政問題に関する記者クラブ「財政研究会」での説明資料（いわゆるレク資料）として作成された資料8-131「平成5年度予算における補助金等について」では、平成5年度予算において補助金等の総額が一般歳出の伸び率以下に抑えられたこと、一般歳出に占める補助金等の総額のシェアが昭和49年度以来の低い率になっていること、公共事業等の補助率等については恒久化することとしていることが示さ

れ、整理合理化の具体的な中身について、主なものが示されている。

次に、財政制度審議会の2つの資料を取り上げる。ひとつは、平成5年11月29日の資料8-132「平成5年度の国債償還財源繰入れの特例措置についての報告」である。国は国債の償還に備えて、定率繰入れを原則とする減債制度を整えてきた。しかしながら、平成5年度の財政は、年度途中で大規模な税収の減少が見込まれることとなった。政府は、経費の徹底した抑制、節減合理化を行ったが、それでもなお、大幅に財源が不足するという状況であった。この不足財源を補填するためには特例公債の発行が不可避と考えられたが、経常的経費を経常的収入で賄うという基本原則に反すること、平成2年度に特例公債依存体質からの脱却が達成されたが、再び発行に踏み切れば、歳出増加圧力に対する歯止めがなくなることなどが懸念された。こうして、財政制度審議会は、平成5年度の減債基金への定率繰入れを暫定的に停止するという結論に至るのである。

もうひとつは、平成5年11月29日の財政制度審議会総会で示された資料8-133「平成5年度第二次補正予算の概要」である。以上に述べたように税収の減少は深刻であったが、第一次補正予算における「総合的な経済対策」の実施にもかかわらず、急激な円高と冷夏・長雨による個人消費の停滞とが景気を萎縮させ、一段の補正予算による景気対策を求める声が次第に強まっていった。そこで編成されたのが「緊急経済対策」を盛り込んだ第二次補正予算である。

第二次補正予算は、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備、冷害対策が盛り込まれたことに特色があるが、ここで注目しておきたいのは、「緊急経済対策」の冒頭に「規制緩和等の推進」が掲げられ、そのなかで94項目にのぼる緩和策が示されたこと、更に「円高差益の還元」に続いて「厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成」が掲げられ、輸入促進のための施策等が講じられることとされたこと、である。平成5年1月、アメリカではクリントン政権が誕生した。これ以降、国際収支不均衡の是正に対する、以前にも増して凄まじい外圧が日本

政府に加わるようになり、更には、日本経済団体連合会の会長であった平岩外四を座長とする「経済改革研究会」において新自由主義的な経済路線が打ち出されていった。こうした内外の情勢を背景に、規制緩和という小さな政府への志向と内需拡大という大きな政府への志向、このまったく反対を向いた2つの方向性が本補正予算において示されることとなったのである。

平成3年度予算以降、概算要求基準のなかで生活関連分野の公共投資の要求増が認められるようになった。平成5年度予算では、この生活関連重点化枠について、従来の1750億円から2190億円に増額が認められた。資料8-134「平成3年度、4年度、5年度の生活関連重点化枠の事業別、省庁別配分額及び割合」は、それらの増額がどのように省庁別に配分されたかを知ることができる資料である。平成5年度に目立った増加を示したのは、道路整備と下水道・環境衛生等であった。

【平成6年度】

平成5年度当初予算は72兆3548億円、対前年度比0.2%増という低い伸び率に抑えられた一方、3次にわたって補正予算が編成され、大規模な景気対策が実施されることとなった。平成4年に引き続いて、平成5年は設備投資が減少傾向にあり、有効求人倍率も低迷していたことから、春先に「総合的な経済対策」が発表され、景気回復への期待が高まっていった。しかしながら、急激な円高の進行と冷夏・長雨の影響を受け、経済は容易に立ち直ることができなかった。そこで、「緊急経済対策」が打たれ、平成6年に入って少しずつ景気回復の兆しがあらわれるようになっていき、2月にはこれに加えて「総合経済対策」が実施された。財政が急激に膨張した年として、平成5年は記録に遺ることとなった。

バブル崩壊後、公共事業関係費は増大を続けていたが、規模の増大が予想される平成6年度予算の編成に当たって、社会資本整備における公共事業の役割、そして、その配分のあり方が問直されることとなった。財政制度審議会歳出の削減合理化等に関する特別部会の下、公共事業に関する小委員会が設置さ

れ、平成5年11月26日、そこでの議論の結果が財政制度審議会により示された。それが、資料8-135「公共事業の配分のあり方に関する報告」である。

本資料が強調するのは、景気の低迷が続くなか、予算規模が増大する一方で、資源配分の硬直化が顕著になりつつあるという認識であった。資源配分を見直すうえで、まず、定義されなければならないのは、社会資本の範囲である。平成3年度予算において生活関連重点化枠が認められ、また、宮澤喜一政権下で「生活大国5か年計画—地球社会との共存をめざして—」が策定されたことから、社会資本の再定義が様々な場所で議論されるようになった。だが、同小委員会は本資料で、教育や文化、伝統、人材育成などは、その対象とすべきではないとし、社会資本を施設に限定する方針を示す。そのうえで、公共事業関係費の範囲について見直しを提起し、地下鉄等のインフラ整備をこれに加えること、その他の施設費についても、学術研究施設や社会福祉施設などへの重点的、あるいは着実な配分を求めることとした。

この資料のなかで最も注目されるのは、公共事業予算の配分の基準が示されたことであろう。配分基準は3つあり、(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備に区分された。そのうえで、生活環境整備に集中的な投資を求め、一方、産業基盤整備に関しては、抑制気味にこれを扱うこととされた。公共事業の配分に抑揚をつけ、抑えるべきところは抑えるという方向性を示したものと見える。ただ、高速道路や拠点空港は通常であれば、(C)に区分されそうであるが、本資料では、上記の三類型に分類しがたいものと位置づけられ、国土骨格の形成、国際社会との交流のための基盤的施設であるという認識のもと、着実な整備を進めるよう求めた点など、やや政治的な痕跡ものこされている。

平成6年度予算は、平成6年2月15日に閣議決定されたのち、同年3月4日、第129回国会に提出された。同年2月28日に開催された財政制度審議会では、資料8-136『『建議』及び『報告』の平成6年度予算における主な措置状況』が示された。平成6年度予算では、前年度の第三次補正予算と一体的に運用する、

いわゆる15か月予算の方針のもと、一般歳出を全体として抑えながらも、公共投資は相対的に高い伸び率が確保された。また、建議や報告における指摘を踏まえ、減債基金への定率繰入を停止してもなお、その運営上、支障が生じないようにするため、NTT株式売却収入のうち、地方公共団体に貸し付けられている残高を国債償還財源とすることとした。また、資料8-135「公共事業の配分のあり方に関する報告」で示された生活環境整備に関しては、思い切った重点投資が行われ、事業別シェア、省庁別シェアのいずれにおいても、過去に例のない大きな変更幅を記録することとなった。

平成6年2月4日の財政制度審議会では、やや異例なことに税制改革を巡る資料が提出されている。1つ目は、資料8-137「**税制改革草案**」であり、2つ目は、資料8-138「**税制改革の草案のイメージ**」である。平成6年2月3日、細川護熙首相は、5兆円を超える所得減税を盛り込んだ「総合経済対策」を発表したが、併せて、その財源に関連して、消費税を廃止し国民福祉税を創設することが発表された。政治的には、ほとんど調整らしい調整も行われなかったと見受けられるなかで発表されたこの新税は、各界からの猛烈な批判も報じられ、最終的には撤回に追い込まれたが、翌日の4日に、財政制度審議会においてこの税制改革案が議論されていたわけである。

資料8-137では、冒頭、個人所得課税を軽減し、間接税に重点を移した税制に改革することによって、活力のある高齢化社会を実現することが喫緊の課題として提示された。そのうえで税率を7%とする国民福祉税（仮称）の創設が謳われ、「高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するための経費に充てること」を目的とすることが明記された。ただし、この税は目的税ではなく、実際に、ここで示されたように、本格的な高齢化社会に備え、豊かで質の高い生活基盤を構築するため、地域の実情にあった生活環境を中心とする社会資本整備も含め、広範な用途が想定されていたと見受けられる。このように、名称と内容との関係が明確でない側面もあり、多方面からの厳しい

批判や報道の一因となったのではないだろうか。

資料8-138では、以上の税制改革草案の具体的なイメージが示されている。まず、税率3%の消費税が廃止され、7%の国民福祉税の創設による16.6兆円の増収の一方、所得税減税、住民税減税、相続税減税、法人税特別税等に約6兆円、「21世紀ビジョン」に示されたゴールドプランの見直し、加えて、生活扶助基準の引上げ、年金等の物価スライドなどに0.8兆円、国民福祉税の創設による政府の財貨・サービス等の購入主体としての負担増1.3兆円、償還財源に1.4兆円の減収が見込まれ、全体で9.5兆円の増収が構想された。以上のように、国民福祉税の創設によって社会保障の充実が目指されたが、これが具体的に実現に至ることはなかった。当時、日本政府に対し、米国クリントン政権から強い減税要求が加えられていた。そのための財源を新税の創設によって担保することに政府の意図があったとも考えられる。

【平成7年度】

幾度にもわたり実施された景気対策によって、平成6年に入ると個人消費、住宅投資に回復の兆しがみられた。しかしながら、円高を背景とする企業の海外移転によって国内の設備投資の上昇は抑えられ、失業率も高い水準で推移するなど、日本経済は回復に力強さを欠く状況であった。平成6年度の当初予算は73兆817億円、対前年度比1%、一般歳出は2.3%という伸び率であり、控えめな予算であったということができたし、平成7年1月に阪神・淡路大震災が起きたことによって補正予算が組まれたが、この年度は大規模な経済対策が実施されない年となった。その意味で、前年度に比べて緊縮的なスタンスが志向されたということができた。実際、増大の一途をたどる政府債務に対する政府の苦しい立場、葛藤が資料的にも裏づけられる。

まず、平成7年度予算編成過程で問題となったのは、前年度に発行が開始された減税特例債の扱いであった。所得税の大規模な減税が開始されたことによって、政府は公債の発行が避けられない状況に追い込まれていた。

一方、平成6年11月に税制改革関連法が成立し、平成9年4月から消費税率が引き上げられることとなったことを背景に、この減税特例債の位置づけが財政制度審議会で問題とされるに至ったのである。それが資料8-139「減税特例公債の発行についての報告」である。

この資料では、減税特例公債の正当性が強調されたあと、発行対象が減税先行に係る部分に限られること、税制改革の完結後には発行が解消され、かつ償還財源も確保されていること、したがって、税制改革が完結するまでの複数年度にわたって発行の授権を得られるという減税特例公債を支える論理が解説されている。また、後世代への負担を残さないために、償還期間を通常の60年から20年に圧縮し、これを平成6年分の減税特例公債にまで遡って適用することとされていたが、この判断に関して、消費税率の引上げを最小限に抑えつつ個人所得税の負担軽減を行い、さらに社会福祉等の財源捻出が必要であるという状況を勘案しつつ、その判断の妥当性を認めた。できるだけ早く償還を済ませたい大蔵省の意図が感じられる資料である。

平成7年度予算案は、平成6年12月25日に政府案の閣議決定がなされ、翌年1月20日に第132回国会に提出された。財政制度審議会は、昭和57年度以降、毎年度、歳出の合理化に関する報告を閣議決定の前に行ってきたが、以上に述べた財政状況の悪化を背景に、平成7年度のそれ、資料8-140「歳出の削減合理化の方策に関する報告」には、ひときわ強い危機感が表明されることとなった。

実は、前年度の報告から、それまで「歳出の削減合理化」とされていたものが「歳出の削減合理化」という表現に改められていた。こうした流れを受け、平成7年度報告は、各歳出分野の抱える問題点のうち、特に重要と考えられる点を主要検討項目として提示し、そのうえで9年ぶりとなる関係省庁からのヒアリングが行われた。財政の構造的な硬直化への懸念、特例公債の発行再開の可能性が強まるなか、「聖域」を設けることを戒め、歳出削減に向けた本格的な政策シフトが示唆されることとなったのである。

一方、財政制度審議会は、以上の報告とと

もに各年度予算編成に関する建議が出される。これらを受け、この年度も、平成7年1月20日に資料8-141「『建議』及び『報告』の平成7年度予算における主な措置状況」が総会で示された。本資料では、冒頭、「あらゆる歳出項目について聖域を設けることなく削減合理化を進める」という基本的なスタンスが明示される。前年度のそれが「制度、施策の根本にさかのぼった従来以上に徹底した見直し」という表現であったことから比べても、一歩押し進めた記述になっている。

ただし、公共事業の項目をみると、平成5年12月にウルグアイ・ラウンドの合意が、平成6年10月に公共投資基本計画の改定が成立したこともあってか、「新しい『公共投資基本計画』の考え方も踏まえつつ、また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施を図りつつ、引き続き配分の見直しの努力を継続していくべき」と、緊縮的スタンスとは異なる、いささか苦しい記述もみられる。実際、平成7年度予算でも、一般歳出が3.1%と低い伸びに抑えられるなかで、公共事業関係費は4.0%と高い伸び率が確保されることとなった。

以上のような厳しい財政事情のもと、政府債務に対する危機的な問題意識が高まっていったようである。資料8-142「特別会計の借入金の推移」、資料8-143「ゼロ国債の概要（平成6年度補正）」は、いずれも一般会計にはあらわれてこない、いわゆる隠れ借金といわれるものを取り上げたものである。とりわけ資料8-142にあるように、平成6年度以降、短期借入金が急激に増大していることは注目される変化である。その主な理由は、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入れであったから、一般会計の債務が特別会計に転嫁された姿がみて取れる。ここでも政府の苦しい財政運営の実態が観察される。

【平成8年度】

平成7年は1月の阪神・淡路大震災、3月以降の急激な円高の影響、米国経済の減速などがあいまって、一時的に景気の動きが弱まりつつあった。しかしながら、平成7年4月に「緊急円高・経済対策」が、そして9月に

は過去最大規模の「経済対策」が実施されるなど、切れ目のない景気対策が行われ、緩やかながらも経済は回復の兆しをみせはじめていた。一方、平成8年度当初予算をみみると、対前年度比5.8%という大きな伸びを示していた。しかしながら、これは、平成5年度以降停止されてきた減債基金への定率繰入れ、平成4年度以来延期してきた一般会計承継債務の償還が復活した結果、国債費が急増したことによるものであった。実際、一般歳出をみみると、経常経費部門が厳しく抑制されたことから、対前年度比2.4%増に抑えられたという現状であった。このように平成8年度予算は緊縮予算への回帰を目指す政府の決意が滲んだものだったといえる。

このような動きは、財政制度審議会の議論にも色濃く反映された。平成7年10月30日に開催された財政制度審議会基本問題小委員会では、資料8-144「論点についてのメモ」をみみると、財政健全化に向けての網羅的な論点整理が行われている。このなかでは、公共投資の景気拡大効果が弱まってきていること、構造改革が景気対策となりうること、コスト・ベネフィット・アナリシスの重要性、世代間の負担格差など、その後の緊縮財政期の論点を先取りするような指摘が行われている点が注目される。

続く11月24日の基本問題小委員会では、資料8-145「財政制度審議会 基本問題小委員会 海外調査報告」が準備された。調査対象国は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの5か国である。アメリカやヨーロッパで実施されている数値目標や支出上限の設定、拡張的財政政策の効果の乏しさ、政府が産業フロンティアを開拓するうえで果たせる役割は限定されており、境界からの要求に応えること以上に財政健全化の方に重きを置くべきであること、などが指摘されている。先のメモとあわせ、これらの方向性は、後の財政構造改革路線へと継承されていくこととなる。

次に、平成8年度予算に関する資料をみておく。上述の11月24日に開催された基本問題小委員会、また総会においても、資料8-146「平成8年度の財政事情について」という資料によって、財政事情に対する大蔵省の認識

が示されている。大蔵省が懸念していたのは税収の落ち込みである。平成7年度の税収を試算した結果、補正後予算額を3兆円程度落ち込み、平成6年度の税収を下回ることが明らかとなった。こうした見通しのもと、平成8年度の税収は、平成7年度の当初予算で見込んだ税収の53兆7000億円を下回るものと考えられたうえ、特別減税が継続されれば一層の税収減が予想された。それまでは定率繰入れの停止などの特例的歳出削減によってしのいできたが、国債整理基金特別会計の資金不足が起き、こうした緊急避難的な措置も限界に直面しつつあった。こうして、「財政は今や、容易ならざる事態に立ち至ったと申し上げざるを得ません」という大蔵省の強い危機感がここに示されることとなるのである。

平成8年1月17日に開催された第7回総会で示された2つの資料がある。1つ目は資料8-147「『平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（仮称）』について」である。同法律案に関し、以前は、特例公債の発行に際して、「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」が制定されていたが、特例公債の発行再開に際して、「財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」と名称の変更が行われた。従来から外国為替資金特別会計法第13条の規定に基づく一般会計への剰余金繰入れが行われていたが、これとは別に2000億円を繰入れることができるとし、この特別な措置を法律上明記したのである。

2つ目の資料、資料8-148「『建議』及び『報告』の平成8年度予算における主な措置状況」によると、平成9年度以降の地ならしのために従来にも増した洗い直しを行い、一般歳出の経常部門経費を抑制したこと、減債基金への定率繰入れをはじめとする特例的歳出削減措置を大幅に縮減したことが指摘されている。公共事業関係費に関しては、前年度並みの高い伸び率が維持されているが、「公共事業の配分のあり方に関する報告」（資料8-135）で分類されたうちの生活環境整備への重点化が引き続き求められ、効率化の要請が全体として強められている。

以上のうち、特例的歳出削減措置については、資料8-149「平成8年度予算の編成に関

する建議」(財政制度審議会平成7年12月18日)のなかでその意図が説明されている。すなわち、償還財源の手当てに目処のない特例公債を発行せざるを得ない状況への危機感が吐露され、特例公債は、歳出を経常的な収入で賄うという財政法の基本原則に「著しく反し」ており、当初予算の段階からこの公債を発行せざるを得ない事態が「誠に遺憾」であると強い調子で述べられている。そのうえで、特例的歳出削減措置等が多用されたことにより財政の実態が分かりにくくなってきているのではないかとの批判があること、財政が特例公債を発行せざるを得ない危機的状況に直面していることから、その厳しい状況を国民に開示する必要があることが示されている。また、平成5年度から平成7年度においては、日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用するという国債整理基金の資金繰りの方策を採ることにより国債費の定率繰入れを停止してきたが、仮にこれを停止した場合には、国債整理基金の運営に支障が生ずることとなる平成8年度予算においては、国債費の定率繰入れの実施が適当という懸念が示されている。

【平成9年度】

財政制度審議会は平成8年1月17日に「財政構造改革特別部会」を設置し、財政の役割の見直し及び財政健全化の目標について集中的な検討を開始した。これは、公的資金による住宅金融専門会社(いわゆる住専)の不良債権問題が最大の争点に浮上したため、平成9年度予算の編成に向け、本来の財政構造改革論議への関心を高めるべく大蔵省が早めに仕掛けたものとされる。実際、財政構造改革特別部会が概算要求基準の設定を睨んで大蔵大臣に提出した「中間報告」を受けて、7月30日、「財政構造改革元年予算」を目指すとする平成9年度予算概算要求基準が閣議了解された。そして、衆議院の解散・総選挙を経て第2次橋本内閣が発足した直後の11月22日、内閣総理大臣と大蔵大臣の会談が行われ、その合意内容として財政構造改革特別部会で示されたのが、資料8-150「総理—大蔵大臣会談 9年度予算編成に当たり、次の方針で取り組むことに合意した。」であり、予算編成

方針決定の一月前という早い段階で「過去最大の公債減額幅を上回る3兆円以上の公債減額を実現する」という具体的な数値目標が決められたわけである。会談に同席した主計局長によれば、大蔵大臣は「退路を断って実現をいたしたい」との決意を表明したとされており、「財政構造改革元年予算」の編成に向けた大蔵省の強い決意が窺える。

この総理・大蔵大臣合意を踏まえ、11月下旬の段階で、大蔵省が平成9年度一般会計予算のフレームを試算し、同じ財政構造改革特別部会で示されたのが、資料8-151「平成9年度財政事情」であり、これによれば、消費税率の引上げ及び特別減税の打切りによる税収増5兆円を見込んで、一般歳出の概算要求額が前年度予算を1兆4800億円上回るため、むしろ特例公債の4000億円増発が見込まれる状況であり、総理・大蔵大臣合意の3兆円以上の公債減額を実現するには、少なくとも3兆4000億円以上の一般歳出の削減が予算編成過程で必要であるという。

財政制度審議会財政構造改革特別部会での財政構造改革の審議は平成8年秋以降、他省庁の審議会との意見交換、海外調査の実施等を交えて本格化し、同年12月12日、同審議会総会での審議を経て、「最終報告」が大蔵大臣に提出された。総会の審議に向け「最終報告案」を作成した財政構造改革特別部会は、財政構造改革の趣旨・内容を簡潔に明示するため、大部である「最終報告」の大半を占める「財政構造改革の方向性」の内容を簡条書きのように整理している。これが「最終報告」で資料8-152「財政制度審議会財政構造改革特別部会最終報告 11のポイント」となった。

「財政構造改革最終報告」を踏まえ閣議決定された財政健全化目標に沿って、「財政構造改革元年予算」の位置づけの下、平成9年度予算の編成作業が進み、編成方針の閣議決定、大蔵原案の閣議提出を経て、平成8年12月25日に予算政府案として閣議決定された。そして、平成9年1月17日、予算の国会審議を前に、財政制度審議会総会が開催され、同審議会の「建議」、「報告」、「歳出削減合理化方策」等の指摘事項が平成9年度予算でどのように措置されたのかを、「指摘事項」と

「措置状況」との対照という形で詳細に示したのが、資料8-153『**建議**』及び『**報告**』の平成9年度予算における**主な措置状況**である。例えば、「総論」編のプライマリーバランスの均衡では、「できるだけ速やかに」という指摘事項に対し、措置状況では「9年度予算において〔中略〕達成」と早期の実現が謳われている。他方、「各論」編の社会保障・医療保険制度改革の給付体系の見直しでは、「改革が平成9年度において必要」という指摘事項に対し、本予算編成では実現できなかったため、措置状況には「引き続き検討」と記されている。

平成9年度予算の成立を受け、政府・与党首脳**の財政構造改革会議**で財政構造改革の数値目標や歳出削減策の詰めに向けた検討が進み、平成9年6月3日に決定された「財政構造改革の推進方策」に基づき、同年9月29日に「財政構造改革法」が国会に提出された。ところが、秋以降、金融システム不安の表面化や、景気の停滞が鮮明になり、財政面からの景気対策実施の要求が強まったため、財政構造改革と景気対策の両立を図らなければならないという極めて難しい状況となった。そして、平成9年12月17日、資料8-154「**平成9年度特別減税決定に関する橋本内閣総理大臣記者会見**」で、橋本首相は「日本発の世界恐慌の引き金は絶対に引かない」との強い危機感から、政府・与党首脳に対し、平成9年度補正予算で2兆円の特別減税を緊急に実施するよう指示したことを明らかにした。資料8-155「**平成9年度補正予算について**」（財政制度審議会「平成10年度予算の編成に関する**建議**」抜粋）によれば、財政制度審議会は「補正予算に関しても財政構造改革の趣旨が反映されるべき」としており、財政面からの景気対策には、財政構造改革の趣旨を直接侵害しない特別減税しか選択肢がなかったであろう。

平成9年度補正予算でもう一つ焦点となったのが金融システム安定化措置であった。平成9年11月、銀行・証券等の金融機関の危機が深刻化したのに対して、大蔵省は日本銀行に特別融資を求めるとともに、金融機関の破綻防止には「公的資金」の導入が不可欠と判断し、預金保険機構に対する借入金政府保証

限度の設定及び交付国債の措置というスキームを策定して、平成9年度補正予算に盛り込んだ。ただ、資料8-156「**公的資金に関する国会答弁**」のとおり、大臣や政府委員の答弁にみられるように、このスキームにおける「公的資金」については、「公的組織を通じて出されるものだから公的な資金ではないか」という判断もあり得る、また、「最終的にどこが責任を負うか」というところをもって」など、議論の観点により解釈に違いがあり、正式な定義、統一された定義はないという。

【平成10年度】

平成9年度予算の成立直後から、政府・与党首脳**の財政構造改革会議**が量的縮減目標や歳出削減方策の最終決定への詰めの審議を精力的に行い、平成9年6月3日に最終報告「**財政構造改革の推進方策**」を取りまとめた。これを受け、資料8-157「**財政構造改革会議最終報告 橋本総理記者会見**」のように、会議議長・橋本内閣総理大臣が財政構造改革の主要内容を報告・説明した後、特に景気対策との関連に言及し、今後は安易な財政依存ではなく、民需中心の安定成長につなげる規制緩和等の経済構造改革を積極的に進めることを力説した。この最終報告は「**財政構造改革の推進について**」として閣議決定され、平成10年度予算編成の概算要求段階に早くも反映されたのである。閣議決定を受けたもう一つの緊要な課題「**推進方策の法制化**」には、財政展望等とは本質的に異なって拘束力を有すること、予算の国会議決及び単年度原則等の憲法条項との整合性を確保することなど極めて厄介な問題が少なくなかったが、大蔵大臣の強い指示でまず作成したのが、法制化すべき項目を箇条書きにした資料8-158「**財政構造改革の推進に関する特別措置法案（仮称）の概要**」であった。このように、平成10年度予算に係る最大の特徴は財政面では本格的な財政構造改革予算の編成であり、法制面では「**財政構造改革法**」の制定であった。

本格的な財政構造改革予算の編成は、長年の懸案事項の抜本的解決にも道を拓くものであった。それが、平成10年度首2兆8兆円近くにも達する旧国鉄長期債務の処理問題であり、

「財政構造改革の推進について」における基本方針と財源確保策に沿って、平成10年度より実施される債務処理のスキームが固められたが、最大の争点は財源確保や税制改正の財政問題であったから、スキームの調整に大蔵省が中心的な役割を果たしたのは当然であった。当該問題の経緯について、平成9年10月16日に開催された財政制度審議会歳出の節減合理化等に関する特別部会で示されたのが資料8-159「国鉄長期債務の本格的処理について」であり、同年12月8日に開催された同部会で示されたのが、同月3日の財政構造改革会議企画委員会において提示された座長案である資料8-160「国鉄長期債務問題について」である。「国鉄長期債務を特別会計承継により国の債務として位置付ける」という運輸省案を単なる債務の付替えに過ぎないと退け、将来世代への安易な負担先送りの回避という財政構造改革に従って、特別税創設を含む多様な財源の確保と組合せに最大限の努力を払ったことが如実に示されている。

さて、本格的な財政構造改革予算である平成10年度予算の編成作業は、平成9年7月8日の閣議で内閣総理大臣及び大蔵大臣が概算要求の基本的方針と補足事項を指示したことにより開始され、この基準に従い各省庁が提出した概算要求額は同年9月9日に大蔵大臣から閣議に報告されたが、主要経費別に定められた財政構造改革の推進方策に対応し、叙述巻（『平成財政史—平成元～12年度』第2巻 予算）では、平成10年度に限り、「主要経費別」の概算要求額調を掲載したので、本資料巻では、同年9月下旬の財政制度審議会に報告された「所管別」の資料8-161「平成10年度一般会計概算要求額調」を収録掲載した。

各省庁からの概算要求を受け、平成10年度予算の編成が本格化した平成9年10月14日、大蔵省は2週間ほど前に財政構造改革会議向けに作成した資料を資料8-162「財政事情の試算」として財政制度審議会でも示した。財政構造改革の推進方策を踏まえ、平成10～15年度の財政事情を大きく以下の3つの仮定の下に試算したものである。①名目成長率は2つのケース（構造改革が進んだ場合の3.5%と、そうでない場合の1.75%）を前提とし、②一

般歳出は、平成10～12年度は推進方策に従って、後半3年度は想定伸び率（0%、1%、2%）から機械的にそれぞれ歳出額を試算し、そして、③特例公債を平成15年度まで毎年度1.25兆円均等に減額して発行をゼロとする。こうした仮定から試算された歳出額から歳入額を差し引いたのが要調整額で、国鉄・林野債務を除いても、平成10年度の場合、成長率3.5%で2.1兆円、1.75%で2.9兆円に上る。要するに、特例公債の減額目標の達成には、要調整額に相当する更なる歳出削減なり歳入増加が必要なのである。その後、同年12月15日、財政制度審議会が「平成10年度予算の編成に関する建議」の最終審議を行った際、経済の現況に見合った1.75%のケースを前提に、国鉄・林野債務関連を除いた予算フレーム試算として、資料8-163「平成10年度財政事情」が示された。前記「財政事情の試算」に比較すると、特例公債の均等削減額1兆2500億円は維持されつつ、税外収入の大幅増額、積算金利引下げによる国債費の減額等によって、要調整額は2兆9400億円から1兆4900億円へとほぼ半減している。ところが、前項で述べたように、この直後に決定された特別減税の平成10年度分減収等によって、税外収入の一段の増額措置にもかかわらず、平成10年度予算・大蔵原案における特例公債の減額は3400億円への縮小を余儀なくされたのである。

平成10年度予算の編成は、編成方針の閣議決定及び大蔵原案の閣議提出という詰めの手続きを経て、平成9年12月25日に予算政府案として閣議決定された。そして、年明けの平成10年1月14日、財政制度審議会総会・法制部会が開催され、同審議の「建議」及び「報告」での主要な指摘事項が平成10年度予算でどのように措置されたのかを、「指摘事項」と「措置状況」との対照で明示したのが、資料8-164「『建議』及び『報告』の平成10年度予算における主な措置状況」である。本資料の冒頭部分「1. 総論」の措置状況では、財政構造改革法に規定された主要経費の量的削減目標をすべてクリアし、対前年度比5705億円減（1.3%減）という過去最大の一般歳出の削減幅を達成したと謳われている。ただ、「建議」で、「今回限りのギリギリの対応としてやむを得ないものと考えられるが」としな

がら、「財政事情が更に悪化する事態に至ることは遺憾である」とあえて評した特別減税に関する指摘事項は本資料では取り上げられていない。

既述のように、財政構造改革法の成立時には、金融機関の破綻など経済金融情勢が著しく悪化していたため、早くも平成10年度予算の執行開始直後の平成10年4月24日に「総合経済対策」が決定されたのを受け、「財政構造改革法」の改正を前提に、第一次補正予算の編成を余儀なくされた。歳出補正の柱は社会資本整備事業関連予算の大幅増であったが、追加実施される所得税特別減税の恩恵が及ばない高齢福祉年金受給者、低所得高齢者等を支給対象とした総額約1529億円の「臨時福祉特別給付金」も重要な歳出増加措置であり、その仕組みと予算額は資料8-165「臨時福祉特別給付金の概要及び平成10年度「臨時福祉特別給付金」の補正予算内訳概要」のとおりであった。しかし、その後も経済金融情勢の低迷が続いたため、平成10年8月7日、小渕新内閣は財政構造改革の基本精神は維持しつつも、「財政構造改革法」の停止を前提に景気回復に全力を尽くすとの基本方針を表明したが、そうした財政運営の大転換を決定づけたのが、閣議に経済企画庁から提出された翌日の10月7日、財政制度審議会で示された資料8-166「最近の経済情勢等について」(1)平成10年度経済見通し改訂試算、(2)日本経済の動向について)であった。改訂試算の実質値(前年度比)によれば、成長率は当初見通しの1.9%増から改訂試算では1.8%減、民間企業投資は3.5%増から10.1%減、民間最終消費支出は2.5%増から0.9%減へといずれも大きく低下しており、足元の経済情勢についても「景気は低迷状態が長引き、極めて厳しい状況にある」と総括しているように、例えば、雇用面では有効求人倍率0.5倍、完全失業率4.3%とも過去最悪の水準であった。

こうした深刻な経済停滞を打開すべく、同年11月16日に「緊急経済対策」が決定された。同年12月8日には、財政構造改革法の停止とセットで、約5兆7000億円規模の第三次補正予算が成立した。緊急経済対策との関連で整理した補正予算のフレーム及び主要な追加歳出の内容は、資料8-167「平成10年度補正予

算(第3号)フレーム」に示されている。そして、資料8-168「緊急経済対策(平成10年11月16日)の効果・財政措置」によれば、社会資本整備等の財政措置による事業費17兆円超に所得課税減税・法人課税減税の6兆円超を加えれば事業規模は20兆円を大きく上回り、社会資本整備及び所得課税減税等による今後1年間のGDPへの効果は名目で2.5%程度、実質で2.3%程度である。このように、第三次補正予算の緊急経済対策の柱は歳出面では社会資本整備、貸し渋り対策等、歳入面では所得課税減税であったが、実は緊急経済対策として最も論議を呼んだのは、事業規模0.7兆円に過ぎない「地域振興券交付事業」で、その仕組みの要点は資料8-169「地域振興券」のとおりであった。本施策が緊急経済対策に位置付けられたのは、個人消費の喚起や地域経済の活性化による地域振興を目的としたからであるが、交付対象から明らかなように、実質は福祉給付であって、経済対策としての効果には政府部内でも様々な議論があったという。また、発券・交付等に要する市町村の事務負担も相当なもので、資料8-170「地域振興券交付事業助成費」のように、事務費は交付事業費のほぼ10分の1の700億円超に上った。

【平成11年度】

既述のように、平成10年度予算の成立直後に決定された「総合経済対策」に従って、平成10年5月末に財政構造改革法が改正されたのを受け、平成10年度第一次補正予算が編成された。しかし、その後もなお厳しい経済状況が続いたのを踏まえ、同年7月新たに就任した小渕内閣総理大臣は、平成10年8月7日召集の臨時国会で財政運営の大転換を訴える演説、資料8-171「第143回国会における小渕内閣総理大臣所信表明演説」を行った。同演説の冒頭で、自らの内閣を「経済再生内閣」と位置づけ、中長期的な財政構造改革の必要性は否定されるものではないとしつつも、厳しい経済情勢を直視し、財政構造改革法を当面凍結し、政治主導で景気回復に向け全力を尽くすため、平成11年度予算の概算要求基本方針は同法凍結を前提とすること、事業規

模10兆円を超える平成10年度第二次補正予算を編成すること、6兆円を上回る所得課税の恒久的な減税を実施することなど、日本経済再生に向けた決意を表明したのである。こうして財政構造改革法は「停止」、すなわち期限の定めなく凍結されたが、凍結解除の規定が必ずしも明確ではないことが国会の質疑でも取り上げられた。この点に関し、資料8-172「第145回国会 衆議院予算委員会議録」(平成11年1月25日)によれば、大蔵大臣は、プラス成長と税取増の関係を重視し、「せめて2%ぐらいの成長軌道というものがほぼ確保できたときではないかと考えております」と答弁している。

前述の内閣総理大臣所信表明の5日後の8月12日、平成11年度予算の概算要求基準が閣議決定された日程に合わせて財政制度審議会が開催され、同審議会会長から、資料8-173「平成11年度予算編成に関する所見(会長談話)」が発表された。「所見」では、「中長期的な財政構造改革を推進していくことの必要性は、いささかも変わるものではない」とした上で、内閣総理大臣所信表明で公約した財政構造改革法の凍結について、現下の極めて厳しい経済状況を踏まえ、景気回復のための特別の臨時的措置が政治決断として行われたものであるとの受け止めを強調し、平成11年度予算編成に当たっては財政構造改革の基本的な考え方を踏まえるよう強く期待したいと訴えている。しかし、平成10年12月11日、平成10年度補正予算(第3号)と併せて財政構造改革法停止法が成立し、いわゆる15か月予算の考え方の下、本予算と一体で、当面の景気回復に全力を尽くすとの予算編成方針の基調に従って、12月25日には平成11年度予算政府案として閣議決定され、公共事業規模の確保、金融システム安定化対策など、経済運営に万全を期す積極的な財政運営が展開されたのである。

特に歳出面の景気回復策の支柱となる公共事業関係予算では、平成11年度予算で大きく2つの工夫がなされた。一つは、資料8-174「公共事業関係費の10年度・11年度の支出見込」で示されているように、「支出見込」額ベースでの規模の把握である。経済への直接的な影響という観点から、形式的な基準とも

いえる従来の年度予算計上ベースではなく、翌年度繰越分を調整し、工事の実施や業者への現金払い等を把握できるより直截的な年度支出ベースで公共事業関係費の規模を把握した上で、平成11年度予算の一部繰越を考慮しても、平成11年度で1.3兆円増、11%程度の伸びを確保したのである。こうした公共事業関係費の量的拡大の鍵となったのが、もう一つの工夫である「公共事業等予備費」の活用で、これにより公共事業関係費の予算総額は、前年度の8%近い減額から一転して10%超の増額となった。資料8-175「公共事業等予備費とは」のように、憲法・財政法上は通常の予備費と異なるところはないが、公債発行対象経費である公共事業関係費に用途を特定できることが歳出の重点化及び景気回復政策の効果という観点から、また、予備費の故に特定事業経費の既得権化ないし後年度負担を回避できることが歳出の合理化という観点から評価され、久しぶりに復活したものであるが、予備費の用途特定にはさまざまな議論があった。ただ、予算追加の手続きは、本来、憲法の定める国会議決主義によるべきであるから、資料8-176「予備費の使用について」のように、昭和29年以降、原則として、通常の予備費と同様に「公共事業等予備費」も国会開会中は使用しないこととされ、機動的な使用には一定の制約があった。そして、この「公共事業等予備費」5000億円の使用額と内訳は、平成11年9月29日に大蔵省から公表された資料8-177「公共事業等予備費の使用について」のとおりであるが、主要な用途である高規格幹線道路、整備新幹線、関西国際空港等の「国家的プロジェクトの推進」に関して、「予見し難い予算の不足」という予備費の要件に合致するか否かを巡り国会で質疑が行われた。

平成10年12月21日の大蔵原案の内示、同月25日の予算概算の閣議決定を経て、平成11年1月19日に国会に提出された平成11年度予算について、例年どおり、財政制度審議会において資料8-178「『建議』及び『報告』に関する主な措置状況」が示された。政治主導の積極的な景気対策予算に対し、財政制度審議会は、新規施策には過大な後年度負担をもたらさないよう十分な精査を、また、既存制

度・施策には財政構造改革の基本的考え方を踏まえるよう強く訴えてきたが、一般歳出が前年度の1.3%減から一転して5.3%増となっただけに、「措置状況」の記述の重点も、当面の景気回復に向け全力を尽くすなかで、財政構造改革の基本的考え方は維持し、経費の合理化・効率化・重点化を図ったことに置かれている。むしろ、厚生年金国庫負担に係るいわゆる隠れ借金、すなわち、特例的な繰延措置（7000億円）を行わないことによる影響を除けば、社会保障関係費の伸び率は8.4%から3.7%に大きく低下すると、わざわざ注記しているように、積極財政の方針は、こうした隠れ借金の実態を堂々と表に出す機会ともなったのである。

平成11年度予算における「当面の景気回復に全力を尽くす」という編成の観点は、当然のことながら、予算の執行方針でも踏襲され、予算成立直後の平成11年3月23日、閣議決定された公共事業の前倒しに関する、資料8-179「平成11年度上半期における公共事業等の事業施行等について」では、上半期末の契約済額が過去最高の前倒しを図った平成10年度の実績に比較して10%を上回る伸びとなることを目指すという積極的な目標が掲げられ、必要適切な事業施行を確保するため、大蔵大臣を議長とする「公共事業等施行対策連絡会議」が設置された。こうした公共事業等の前倒し、「緊急雇用対策」実施のための第一次補正予算の早期編成、前述の公共事業等予備費の使用など景気対策にもかかわらず、なお民需の回復力が弱く、雇用情勢も厳しいという現状認識に立って、平成11年11月11日、介護対策を含め、総事業規模18兆円程度に上る「経済新生対策」が決定された。その主要な事業種類・内容と必要国費概算の全体像が、資料8-180「経済新生対策（別紙）」である（なお、事業規模と国費の差額は地方負担等である。）。そして、この経済新生対策の実施に必要な財政措置を精査し、確定した予算額を計上した平成11年度第二次補正予算が編成され、同年12月9日に成立をみた。事業規模と歳出予算額とを対応させた本補正予算の枠組みは、財政制度審議会上に報告された、資料8-181「平成11年度補正予算（第2号）フレーム」のとおりである。このうち、「1.社

会資本整備費」から「6.介護対策費」まで6項目の合計6兆5041億円が経済新生対策に対応する補正予算の一般会計部分で、大蔵省は「真水相当分」と説明している。ただ、本資料右側・欄外に記載されたように、この第二次補正予算の編成により、公債依存度が戦後最高水準に上るなど、財政の悪化が一段と進んだのである。

【平成12年度】

平成12年度予算の編成では、連立政権の下、最重要施策の社会保障を巡る連立与党内部の対立、中央省庁等改革に伴う予算編成手続きの複雑化など難しい政治・行政環境のなかで、自律的な景気回復と新たな発展基盤の確立を目指す積極財政の基調が引き継がれた。まず、政治環境の面では、自由民主党・自由党のいわゆる「自自連立政権」に公明党が参加し、いわゆる「自自公連立政権」の成立をみたが、平成11年10月4日の三党合意、すなわち、資料8-182「三党連立政権合意書」における政治・政策課題のなかで、予算編成のもっとも大きな争点となったのが社会保障に関する合意であった。第一は、高齢者社会保障の公費負担割合を概ね二分の一に大幅拡充し、そのために消費税を福祉目的税に改めるという基本政策合意である。これは、消費税取の高齢者社会保障財源への充当について、社会保険方式から公費方式（税方式）への転換を訴え、前年度予算で採用された予算総則での規定を否とする自由党への配慮であると思われる。第二は、平成12年4月からスタートする介護保険の円滑実施に向け、高齢者の負担軽減とそのための財政支援を検討するという個別政策合意である。

これに対し、大蔵省は平成11年10月13日開催の財政制度審議会で資料8-183「社会保障関係」と題する大部の資料を示し、平成12年度予算の編成に係る社会保障の主要な検討課題と視点、関連データ等を提示したうえで、財政当局としての考え方を詳しく論じている。例えば、「I. 社会保険方式と税方式について」では、社会保障の基本理念、給付・負担の緊張関係、税・保険料の国民負担バランスの視点から、税方式に強い疑問を投げかけて

いる。また、平成11年11月の「経済新生対策」によって、介護保険の円滑実施に向けた保険料徴収凍結等への特別財政措置が平成11年度第二次補正予算に計上されることとなるが、この特別措置についても、「Ⅱ. 介護保険制度」で、「保険料負担なき保険方式」は「単なる負担の先送りとなるのではないか」との疑問を表明している。

次の行政環境の面では、国の行政組織及び事務・事業運営の簡素・効率性、総合性・機動性・透明性の向上を図るといった基本理念の下に、平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」が平成12年度予算の編成事務作業に少なからぬ影響を及ぼした。何よりも、1府22省庁体制から1府12省庁体制への中央省庁再編に伴って、平成13年1月、平成12年度を二分割する形で、予算の要求・執行・決算の主体となる所管府省体制の再編が行われたことである。平成12年度予算の編成は、平成12年4月から12月の9か月分は旧体制、平成13年1月から3月の3か月分は新体制で分割計上しなければならぬため、少数の例外を除き、新所管府省の決定（新旧所管府省の対照は資料8-184「新府省所管・旧府省所管」のとおりである。）、概算要求基準及び要求書の分割、分割計上への予算編成プログラムについての修正など、煩瑣な準備作業が必要になった結果、平成11年度実績に比較し、平成12年度には、概算要求書のページ数、予算書の枚数ともほぼ1.5倍に上ると見込まれた。そのため、国会提出の遅れの一因とされた予算書の作成についてみれば、校正などの作業全体で、前年度実績よりも相当多い日数が必要と見込まれたのである。もう一つ、「中央省庁等改革基本法」の影響は財政制度審議会の運営にも及んだ。平成11年10月1日開催の財政制度審議会で資料8-185「平成11年度の財政制度審議会の運営について」が示され、予算編成の透明性やアカウンタビリティの向上、審議会の公開性の向上等の観点から、説明・審議方法の改善、財投改革関連事項の審議、議事録の原則公開等が承認された。

以上のような難しい政治・行政環境のなかで、平成12年度予算の編成作業が精力的に進められ、概ね従来のスケジュールと同様に、平成11年12月20日の大蔵原案の閣議提出を経

て、12月24日には予算政府案として閣議決定された。そして、平成12年1月20日に開催された財政制度審議会で、例年どおり、大蔵省から、資料8-186『「建議」及び「報告」の平成12年度予算における主な措置状況』が示された。「総論」で注目されるのは、公債発行額が32兆6100億円に、公債依存度が38.4%に上ることを認めつつ、それは、経済運営に万全を期すとの観点に立ち、公共事業については、景気回復に全力を尽くすとの観点に立って前年度当初予算と同額の公共事業等予備費を確保することに加え、金融システム安定化、預金者保護を図るため、預金保険機構に交付する国債の償還財源として4.5兆円を国債整理基金特別会計に繰入れると強調していることである。実際、平成12年度予算の歳出面の第一の特徴は、歳出総額3.8%増のなかで国債費が10.8%増という極めて高い伸びを示していることであるが、その原因は専ら、前述の預金保険機構保有交付国債償還財源の予算繰入れを敢えて行ったことにあった。大蔵省の説明によれば、この償還財源予算繰入れの減額、すなわち国債費の減額によって国債発行額の減額を図るという手法をとらなかったことが、金融システム安定化、預金者保護に万全を期すという観点の意味であるという。ただし、資料8-187「預金保険機構国債の交付・償還状況等」において、平成13年度の償還財源繰入がゼロであるように、平成12年度予算での予算繰入4.5兆円のうち2兆円は、平成13年度分償還財源を歳出増・国債発行増もやむなしとされた平成12年度予算に前倒し計上したものであり、それは、翌平成13年度予算において財政の健全化（30兆円以下への国債発行額の抑制）に踏み出す布石であったという。

また、前年度に続き、公共事業関係費の予算規模の確保に、公共事業等予備費5000億円を活用したことも、翌年度予算の編成で財政健全化への足場を築く努力の一つとされている。特に平成12年度予算においては、予算成立直後から、景気の下支えの観点等から公共事業等予備費の早期使用が政府・与党の方針となっていたが、4月から7月にかけての予期せざる政治情勢の激動に阻まれ、漸く平成12年7月25日の閣議で公共事業等予備費の使

用が決定された。その使用内訳は、資料8-188「公共事業等予備費の使用について」のとおりであり、基幹的交通網の整備、有珠山等の緊急災害復旧・防災対策、社会保障・教育研究基盤の充実等が主な用途であった。しかし、なお民需中心の自律的回復には至っていないという経済状況認識、IT革命や循環型社会の実現といった観点から、平成12年10月19日、政府が新たに「日本新生のための新発展政策」を決定したのに従い、その実施のために平成12年度補正予算を編成し、11月22日に成立をみた。資料8-189「平成12年度補正予算について」の「『日本新生のための新発展政策』の事業規模と国費」にあるように、社会資本整備、中小企業等金融対策、住宅金融・雇用対策等を柱に「日本新生のための新発展政策」の事業規模は11兆円程度、国費は3.9兆円程度と見込まれたのを受け、「平成12年度補正予算の骨格」にあるように、経済対策関係歳出3兆8521億円を中心に総額4兆7832億円の歳出が計上された。他方、歳入面をみると、税収は1兆2360億円に過ぎず、国債の追加発行額を2兆円未満に抑制するには、資料8-190「『平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案』について」にある同法律と補正予算とのセットで成立を図る必要があり、平成11年度の決算上の剰余金1兆403億円全額を補正予算歳入に計上するという特例措置を講じたのである。

【中期統計】

本巻に掲載した予算関連資料の大部分は、一般会計において政府が新たな施策を行った、もしくは財政再建のための措置をとったことに関する資料である。ただし、それ以外にも記録に値する資料は存在する。

政府が予算において新規施策をとらない分野においても、既存の制度を運営するだけで前年度に比して当該年度の経費は増える。こ

れを当然増経費という。その推移を示したのが資料8-191「当然増経費の推移」である。当然増経費は、国債費や地方交付税交付金に限られず、一般歳出のなかにもある。そこには、給与費の増大に加えて、支出対象の自然増、制度の平年度化、国庫債務負担行為等の歳出化等による経費増大も含まれる。「平成2年度→平成3年度」のように、多いときは4兆円台の当然増が生じていた。

一般会計の経費は、他の会計もしくは機関を経由して国民へのサービスに用いられることが多い。資料8-192「一般会計から特別会計への繰入れ状況」に示したように、一般会計歳出のうち特別会計への繰入れが一貫して6割前後を占めている。とくに、国債整理基金特別会計への繰入れは平成元年度まで11兆円台であったが、平成12年度には22兆円近くに達した。また、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れは15兆円前後で推移した。さらに、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の年金勘定に対する繰入れも急増した。それに対して公共事業関連の特別会計繰入れは、道路整備、港湾整備、治山、治水の繰入れがともに平成6年度をピークとしており、その後は伸びが止まった。なお、産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入れは、NTT株式売却収入を国債整理基金特別会計から受け入れて公共事業に活用したものである。

資料8-193「一般会計から政府関係機関、公団、事業団への繰入れ状況」に示したように、一般会計から政府関連法人へは、出資金、補助金等（補助金、委託費、負担金、交付金、補給金）及び貸付金の形で支出が行われる。例えば、平成12年度予算についてみると、出資金8767億円、補助金等2兆2202億円及び貸付金1050億円である。これらを合わせた繰入金総額は3兆2019億円であり、これは一般会計歳出予算の3.8%にあたる。

【平成元年度】

8-97 64年度予算の問題点

○ 歳入

1. 税収

62年度決算	467,979億円
63年度予算	450,900億円
7月末税収累計	90,745億円 (対前年比 +2.8%、進捗割合 20.1%)

・63年所得税減税	△ 13,000億円
・税制改革による減税超過額	△ 24,000億円

2. 公債金

	(平年度)				(単位：億円)
年度	60	61	62	63	64 (中期展望)
公債発行額	116,800	109,460	105,010	88,410	72,600
うち特例公債	57,300	52,460	49,810	31,510	15,700
(減額幅)	△ 4,840	△ 2,650	△ 18,300		
(中期展望の減額幅)	△ 11,500	△ 13,100	△ 16,600		△ 15,800

○ 歳出

一般歳出

64年度概算要求基準	経常部門 △10%	投資部門 0%
概算要求額 (対63予算)	+ 9,095億円 (昭和63年度	+ 5,946億円)

このほかにベア関連の増加要因がある。

(注1) 64年度概算要求における特殊要因等

① 石油税財源からの石特繰入れ

63'	64'	63' → 64'
△ 1,290億円	+ 1,040億円	+ 2,330億円

② 参議院選挙 370億円

③ 共済再計算 330億円

特殊要因	計	3,030億円
------	---	---------

(注2) 補助金等特例法等に基づき暫定措置が講じられてきた事業に係る補助金等について、(59年度補助率等により算出した金額) - (64概算要求額) = 15,200億円

(出所) 財政制度審議会総会(第2回)昭和63年9月22日配付資料(2)「昭和64年度予算編成について」より抜粋(財政制度審議会「昭和63年度 財政制度審議会資料集 総会編」126ページ)。

8-98 平成元年度財政事情の概略試算

(単位：億円)

	63年度予算		平成元年度予算		備 考
		62' →63'		63' → 元年度	
(歳入)					
税 収	450,900	38,960	510,000 ± α	59,000 ± α	・ (450,900 + 30,000(63年度減税後自然増収)) × 1.06 ÷ 510,000 (仮置き)
税 外 収 入	14,687	△9,373	10,000	△5,000	・ JAL株式売却益の皆減等
N T T	13,000	13,000	13,000	0	
公 債 金	88,410	△16,600	72,000	△16,000	・ 平成2年度脱却のため特例公債均等減額
計	566,997	25,987	605,000 ± α	38,000 ± α	
(歳出)					
国 債 費	115,120	1,785	117,000	2,000	・ 概算要求額 (162,221) - 定率繰入 (26,080) - 62' 剰余金 (18,937)
地方交付税	109,056	7,215	135,000 ± α'	26,000 ± α'	・ 上記の税収を基礎に仮置き
N T T	13,000	13,000	13,000	0	
一 般 歳 出	329,821	3,987	346,000	16,000	・ 実質要求 = 概算要求 (9,100) + ベア関連等 (約3,500) + 消費税影響額 (約3,000)
経常部門	258,975	4,256			
投資部門	70,846	△269			
計	566,997	25,987	611,000 ± α'	44,000 ± α'	
要 調 整 額	—		6,000 ± α		

(出所) 財政制度審議会総会 (第3回) (懇談会) 平成元年1月9日配付資料(1) (財政制度審議会
会「昭和63年度 財政制度審議会資料集 総会編」145ページ)。

8-99 「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成元年度予算における措置状況

平成元年2月7日主計局

報告指摘事項	措置状況
1. 社会保障 (1) 医療費の適正化等 ・ レセプト点検の強化、指導監査の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。特に、老人医療については、その医療費の適正化を図る観点から、自己負担、支払方式等について見直しを図る。 ・ 医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進	・ 指導監査、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化 ・ 5人未満法人事業所等の健康保険適用の促進 ・ 高額療養費自己負担限度額の引上げ (54,000円/月→57,000円/月) ・ 長期入院の適正化等老人医療費の適正化 ・ 支払基金、国保連合会等における審査体制の充実 ・ 地域医療計画の早期策定及び地域医療計画に係る病床規制の実施

報告指摘事項	措置状況																																
<p>・国立病院・療養所について、国立医療機関として果たすべき役割を明確にし、施設の再編成・合理化を計画的に実施するとともに、経営の合理化を引き続き促進</p> <p>(2) 生活保護</p> <p>・生活保護の一層の適正化</p> <p>(3) 公的年金の制度改正</p> <p>・平成元年に予定されている公的年金の財政再計算に当たっては、現役世代の負担を考慮しつつ適正な給付水準とするとともに、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという方向で一元化の地ならしを進める。</p> <p>(4) 厚生年金の国庫負担繰延べ措置</p> <p>・国庫負担繰延べ措置を講ずることもやむを得ず</p> <p>・財政体質の健全化及び公的年金制度の安定的運営の見地から中長期的展望に立って所要の見直しを検討すべき</p> <p>(5) 恩給</p> <p>・臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを行っていくとともに、新規の個別改定は引き続き行わない。</p> <p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 教育改革</p> <p>・行財政改革の基本方針を踏まえ、教育関係予算の中で、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対処</p> <p>(2) 義務教育費国庫負担制度</p> <p>・国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを行う必要</p> <p>(3) 第5次学級編制及び教職員定数改善計画</p> <p>・引き続き財政事情等を勘案し、その実施を抑制</p>	<p>・昭和61年度より、おおむね10年計画で再編成・合理化を推進</p> <p>・国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の施行による国立病院・療養所の経営等の委譲等を推進</p> <p>・補助率の見直し(3/4恒久化)</p> <p>・不正受給ケースの重点調査指導、医療扶助の適正化など引き続き適正化に努力</p> <p>・現役世代の負担との均衡に配慮しつつ、老後生活に占める年金の役割の重要性を勘案して、年金給付水準の改定、保険料(率)の引上げとともに、年金支給開始年齢の段階的引上げ(60歳→65歳、平成10年度着手)を実施</p> <p>・厚生年金の繰入れ特例措置</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none; text-align: center;">昭和63年度</td> <td style="border: none; text-align: center;">平成元年度</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">繰延額</td> <td style="border: none; text-align: center;">3,600億円</td> <td style="border: none; text-align: center;">→</td> <td style="border: none;">3,240億円</td> </tr> </table> <p>・全体としての財政体質の改善を図り、国民の年金財政に対する信頼確保を図るという観点から、過去の特例措置の一部約15,100億円を繰戻し(昭和63年度補正予算)</p> <p>・公務員給与改善率、消費者物価上昇率等諸般の事情を総合勘案して恩給年額を引き上げる(2.02%)とともに、公的年金とのバランス等を考慮して、普通扶助料の寡婦加算、公務扶助料の遺族加算の額等を改定</p> <p>・各種施策について、効率化・重点化に努めつつ、初任者研修の本格的実施等引き続き教育改革を推進</p> <p>・共済長期給付について2年間で段階的に1/2に復元を図る等の見直し</p> <p>・第5次学級編制及び教職員定数改善計画の実施については、国の財政事情等を考慮しつつ決定</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(第5次計画分)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">自然減</td> <td style="border: none; text-align: center;">△14,400人</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">改善増</td> <td style="border: none; text-align: center;">10,132人</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">〔</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">40人学級 8,194人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">)</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">その他 1,938人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ネット減</td> <td style="border: none; text-align: center;">△4,268人</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border: none;">(初任者研修分) 3,253人</td> </tr> </table>	〔	昭和63年度	平成元年度	〕	繰延額	3,600億円	→	3,240億円	(第5次計画分)				自然減	△14,400人			改善増	10,132人	〔	40人学級 8,194人)	その他 1,938人	ネット減	△4,268人			(初任者研修分) 3,253人			
〔	昭和63年度	平成元年度	〕																														
繰延額	3,600億円	→	3,240億円																														
(第5次計画分)																																	
自然減	△14,400人																																
改善増	10,132人	〔	40人学級 8,194人																														
)	その他 1,938人																														
ネット減	△4,268人																																
(初任者研修分) 3,253人																																	

報告指摘事項	措置状況
<p>(4) 私学助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き総額抑制を図るとともに重点的・効率的配分等内容の見直しを推進 <p>(5) 義務教育教科書無償給与制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償化について引き続き検討 <p>(6) 国立学校特別会計へ繰入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の入学科・検定料については、私立大学との均衡等を考慮して適正化 ・国立大学の授業料についても、学部別授業料の導入等も含め検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学等経常費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割、消費税の導入の影響等を勘案 <p style="text-align: right;">昭和63年度 平成元年度</p> <p>私立大学等経常費補助金 2,453.5億円 → 2,486.5億円</p> <p>私立高等学校等経常費 助成費補助金 735億円 → 755億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を一層重視 <p>私立大学・大学院等教育 研究装置施設整備費補助金 74億円 → 80.5億円</p> <p>私立大学研究設備整備費等補助金 14億円 → 17.5億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助の配分の見直しについては、傾斜配分の強化、経営状況の反映等の観点から検討中 <ul style="list-style-type: none"> ・教科書有償化問題について引き続き検討することとし、平成元年度予算では無償措置を継続 <p style="text-align: right;">昭和63年度 平成元年度</p> <p>（義務教育教科書購入費 433億円 → 436億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の入学科・検定料については、私立大学との均衡等を考慮して引上げ ・国立大学の授業料については、学部別授業料の導入について引き続き検討 <p style="text-align: right;">昭和63年度 平成元年度</p> <p>国立大学 入学科 180,000円 → 206,000円 (うち消費税 6,000円) (平成2年4月入学者から)</p> <p>検定料 23,000円 → 25,000円 入試センター試験</p> <p>共通一次 11,000円 → 12,000円</p> <p>二 次 12,000円 → 13,000円 (平成2年度入 学志願者から)</p> <p>(参考)</p> <p>授業料 336,000円 → 339,600円 (3,600円は消費税導入に 伴うコスト・アップ分) (平成元年4月入学者から)</p>

報告指摘事項	措置状況																																																
<p>(7) 科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種施策の優先順位を十分考慮し、その徹底した見直しを行いつつ、効果的・効率的に推進 <p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の歳出項目との調和、正面と後方のバランスに配慮しつつ、引き続き抑制 特に平成元年度については、円高、石油価格の低下といった要因があることを十分に踏まえるべき <p>4. 公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業関係費については、NTT株式売却収入の活用も含めて前年度同額とされている概算要求基準に沿って予算編成を行うべき <p>・公共事業の計画の検討及び事業の実施に当たっては、中長期的に社会的ニーズ、整備の状況等を踏まえ、公共事業の効率化・重点化に配慮しつつ対応することが肝要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進、創造科学技術推進制度の拡充等基礎的・創造的研究に重点的な資金配分を行う一方、既プロジェクトについて必要に応じて進捗調整を行う等効果的・効率的な科学技術の振興に配慮 <table border="1" data-bbox="591 334 1056 407"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興費</td> <td>4,173億円</td> <td>→ 4,480億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4.2%</td> <td>7.4%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 円高、石油価格の低下、消費税の影響等の要因を踏まえ、全体規模の圧縮に努力 <table border="1" data-bbox="591 505 1056 602"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>37,003億円</td> <td>→ 39,198億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.2%</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>(対GNP比)</td> <td>1.013%</td> <td>1.006%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業関係費については、NTT株式売却収入の活用も含めて前年度と同水準を確保。なお、消費税影響額を適切に計上したため、総額としては対前年度2%の増 <table border="1" data-bbox="591 748 1056 846"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>72,824億円</td> <td>→ 74,274億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19.7%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>うちNTT分</td> <td>12,000億円</td> <td>→ 12,300億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業別配分に当たっては、下水道、公園等をはじめとした生活関連事業等に配慮 <table border="1" data-bbox="591 919 1056 1040"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>8,028億円</td> <td>→ 8,234億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22.3%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>公園等</td> <td>1,411億円</td> <td>→ 1,464億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32.2%</td> <td>3.8%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 厳しい財政事情の下で、効率的に公共事業を実施する観点から、NTT株式売却収入を活用した収益回収型の事業として、渋滞対策特定都市高速道路整備事業を創設 (平成元年度 294億円予定) 		昭和63年度	平成元年度	科学技術振興費	4,173億円	→ 4,480億円		4.2%	7.4%		昭和63年度	平成元年度	防衛関係費	37,003億円	→ 39,198億円		5.2%	5.9%	(対GNP比)	1.013%	1.006%		昭和63年度	平成元年度	公共事業関係費	72,824億円	→ 74,274億円		19.7%	2.0%	うちNTT分	12,000億円	→ 12,300億円		昭和63年度	平成元年度	下水道	8,028億円	→ 8,234億円		22.3%	2.6%	公園等	1,411億円	→ 1,464億円		32.2%	3.8%
	昭和63年度	平成元年度																																															
科学技術振興費	4,173億円	→ 4,480億円																																															
	4.2%	7.4%																																															
	昭和63年度	平成元年度																																															
防衛関係費	37,003億円	→ 39,198億円																																															
	5.2%	5.9%																																															
(対GNP比)	1.013%	1.006%																																															
	昭和63年度	平成元年度																																															
公共事業関係費	72,824億円	→ 74,274億円																																															
	19.7%	2.0%																																															
うちNTT分	12,000億円	→ 12,300億円																																															
	昭和63年度	平成元年度																																															
下水道	8,028億円	→ 8,234億円																																															
	22.3%	2.6%																																															
公園等	1,411億円	→ 1,464億円																																															
	32.2%	3.8%																																															

報告指摘事項	措置状況																																																									
<p>5. 政府開発援助</p> <p>・他の経費とのバランスにも十分配慮しつつ、昨年6月に設定した第4次中期目標に沿った政府開発援助の着実な拡充を図る。</p> <p>・一般会計政府開発援助予算については、実施体制の充実を図る等、効果的・効率的な援助とするよう努める。</p> <p>6. 中小企業対策</p> <p>・施策の優先順位の選択を厳しく行いつつ、資金の重点的配分に努め、引き続き全体として総額の抑制を図る。</p> <p>・今後の中小企業施策の展開に当たっては、異業種間の経営資源の融合化の推進など中小企業者の創意工夫を生かし、自主的な努力を促すことに主眼を置いて効果的・効率的な推進に努める必要</p>	<p>・厳しい財政事情、円高基調、第4次中期目標に沿ったODAの着実な拡充を図る必要性を総合勘案</p> <table border="1" data-bbox="605 256 1067 329"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>一般会計ODA予算</td> <td>7,010億円</td> <td>7,557億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.5%</td> <td>7.8%</td> </tr> </table> <p>・二国間贈与、特に経済開発等援助費（無償援助）、技術協力に配慮</p> <table border="1" data-bbox="605 402 1067 524"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>経済開発等援助費</td> <td>1,471億円</td> <td>1,596億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9.8%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>技術協力</td> <td>1,834億円</td> <td>2,038億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10.7%</td> <td>11.1%</td> </tr> </table> <p>・食糧増産等援助費、国連等諸機関への贈与については円高等を勘案して決定</p> <table border="1" data-bbox="605 597 1067 719"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>食料増産等援助費</td> <td>460億円</td> <td>411億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>△15.8%</td> <td>△10.5%</td> </tr> <tr> <td>国連等諸機関への贈与</td> <td>502億円</td> <td>522億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>△6.0%</td> <td>4.0%</td> </tr> </table> <p>・他部門との振り替えを図りつつ、援助実施体制を強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外務省の経済協力担当 21人増 ② JICAの定員 16人増 ③ JICA機構の整備（国別アプローチを強化するため地域第二課を新設する等） <p>・効果的・効率的な援助の促進のために、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小規模無償資金協力制度の創設 3億円 ② 国際開発協力関係民間公益団体（NGO）補助金の創設 1億円 ③ フォローアップ・アフターケアの拡充 <table border="1" data-bbox="605 1092 1067 1166"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>中小企業対策費</td> <td>1,952億円</td> <td>1,942億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>△1.1%</td> <td>△0.5%</td> </tr> </table> <p>・融合化促進施策の充実</p> <table border="1" data-bbox="605 1190 1067 1263"> <tr> <td></td> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>融合化開発促進事業等</td> <td>12.4億円</td> <td>14.7億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>638.2%</td> <td>18.5%</td> </tr> </table>		昭和63年度	平成元年度	一般会計ODA予算	7,010億円	7,557億円		6.5%	7.8%		昭和63年度	平成元年度	経済開発等援助費	1,471億円	1,596億円		9.8%	8.5%	技術協力	1,834億円	2,038億円		10.7%	11.1%		昭和63年度	平成元年度	食料増産等援助費	460億円	411億円		△15.8%	△10.5%	国連等諸機関への贈与	502億円	522億円		△6.0%	4.0%		昭和63年度	平成元年度	中小企業対策費	1,952億円	1,942億円		△1.1%	△0.5%		昭和63年度	平成元年度	融合化開発促進事業等	12.4億円	14.7億円		638.2%	18.5%
	昭和63年度	平成元年度																																																								
一般会計ODA予算	7,010億円	7,557億円																																																								
	6.5%	7.8%																																																								
	昭和63年度	平成元年度																																																								
経済開発等援助費	1,471億円	1,596億円																																																								
	9.8%	8.5%																																																								
技術協力	1,834億円	2,038億円																																																								
	10.7%	11.1%																																																								
	昭和63年度	平成元年度																																																								
食料増産等援助費	460億円	411億円																																																								
	△15.8%	△10.5%																																																								
国連等諸機関への贈与	502億円	522億円																																																								
	△6.0%	4.0%																																																								
	昭和63年度	平成元年度																																																								
中小企業対策費	1,952億円	1,942億円																																																								
	△1.1%	△0.5%																																																								
	昭和63年度	平成元年度																																																								
融合化開発促進事業等	12.4億円	14.7億円																																																								
	638.2%	18.5%																																																								

報告指摘事項	措置状況																																																									
<p>7. エネルギー対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の優先順位を厳しく見直す等により特別会計歳出を更に圧縮し、もって一般会計から特別会計への繰入れを極力抑制するよう努力する必要 <p>8. 農業</p> <p>(1) 農業関係予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業関係予算については、施策の重点を中核農家等に置くこと等を通じ、合理化・重点化をすすめる。 <p>(2) 食糧管理制度</p> <p>① 生産者及び消費者米麦価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の米麦価の決定を通じ内外価格差の縮小を図るとともに、流通の合理化、検査業務の合理化等を通じ、米麦についてのコスト逆ざやを更に縮小 ・生産性の高い規模の大きな農家等の生産費を基礎とする新たな算定方式の本年産米からの適用 <p>② 政府管理経費の縮減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通合理化等により政府管理経費の縮減 ・検査体制の簡素合理化を図ることとし、民間能力の活用を含め、今後の検査の在り方を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度は、石油税の税率見直しにより安定的財源の確保が図られたが、エネルギー政策は中長期的な観点に立って取り組むべきとの考え方に立って、一般会計から石特会計への繰入れはできる限り圧縮した。 <p>(一般会計から石特会計への繰入れ)</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>2,960億円</td> <td>3,660億円</td> </tr> </table> <p>(要求) (決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リリーフ資金の創設 (融資枠200億円、5年間で1,000億円) 中核農家等に対する制度資金等の償還の円滑化を図るための融資制度 ・水田農業等規模拡大特別流動化事業の創設 (むらぐるみ掘り起こし事業) <table border="1"> <tr> <td>63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>7.5億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト化水田農業大区画圃場整備事業の創設 (大区画圃場整備事業) <table border="1"> <tr> <td>63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>21億円</td> </tr> </table> <p>(食糧管理費)</p> <table border="1"> <tr> <td>63年度</td> <td>平成元年度</td> </tr> <tr> <td>4,482億円 (△17.1%)</td> <td>4,182億円 (△6.7%)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・63年産生産者米価については、昨年度に引き続き引下げ(△4.6%)を行った [コスト逆ざや △17.5% → △12.7%] (予算ベース) <p>(参考) 米麦価の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">米価</th> <th colspan="2">麦価(加重平均)</th> </tr> <tr> <th>生産者</th> <th>消費者</th> <th>生産者</th> <th>消費者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td> <td>—</td> <td>1.5</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△1.2</td> <td>△5.0</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>△5.95</td> <td>△2.5(古米△5.5)</td> <td>△6.0</td> <td>△6.2</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>△4.6</td> <td>△1.5(古米△7.0)</td> <td>△5.6</td> <td>△8.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・米麦集荷(代行)手数料を△1.5%カット (昭和23年制度発足以来初めての実質引下げ) ・食糧事務所定員の計画的縮減 <table border="1"> <tr> <td>58年度末</td> <td>63年度末</td> <td>平成5年度末</td> </tr> <tr> <td>約18,000人</td> <td>約14,000人</td> <td>約11,200人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>△4,000人</td> <td>△2,780人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(補充率 約42%)</td> <td>(約37%)</td> </tr> </table>	昭和63年度	平成元年度	2,960億円	3,660億円	63年度	平成元年度	0	7.5億円	63年度	平成元年度	0	21億円	63年度	平成元年度	4,482億円 (△17.1%)	4,182億円 (△6.7%)		米価		麦価(加重平均)		生産者	消費者	生産者	消費者	60	—	1.5	—	—	61	—	—	△1.2	△5.0	62	△5.95	△2.5(古米△5.5)	△6.0	△6.2	63	△4.6	△1.5(古米△7.0)	△5.6	△8.0	58年度末	63年度末	平成5年度末	約18,000人	約14,000人	約11,200人		△4,000人	△2,780人		(補充率 約42%)	(約37%)
昭和63年度	平成元年度																																																									
2,960億円	3,660億円																																																									
63年度	平成元年度																																																									
0	7.5億円																																																									
63年度	平成元年度																																																									
0	21億円																																																									
63年度	平成元年度																																																									
4,482億円 (△17.1%)	4,182億円 (△6.7%)																																																									
	米価		麦価(加重平均)																																																							
	生産者	消費者	生産者	消費者																																																						
60	—	1.5	—	—																																																						
61	—	—	△1.2	△5.0																																																						
62	△5.95	△2.5(古米△5.5)	△6.0	△6.2																																																						
63	△4.6	△1.5(古米△7.0)	△5.6	△8.0																																																						
58年度末	63年度末	平成5年度末																																																								
約18,000人	約14,000人	約11,200人																																																								
	△4,000人	△2,780人																																																								
	(補充率 約42%)	(約37%)																																																								

報告指摘事項	措置状況
<p>③ 米需給均衡化のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次過剰米の発生を回避し、水田農業確立対策の後期へ円滑に移行するための的確な需給対策の推進 <p>9. 国鉄改革</p> <p>(1) 長期債務等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算事業団の保有する土地・JR株式等の資産の早期かつ適切な処分に努め、極力国民負担の軽減を図る必要 <p>(2) 鉄道共済年金問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大限の自助努力の必要性及びそれを前提とした公的年金一元化とのかかわりの重要性を指摘した「鉄道共済年金問題懇談会」の報告書を踏まえ、早急に対応策を講ずることが必要 <p>(3) 整備新幹線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なJR負担、適正な地方負担を求めるとともに、財政再建路線を堅持し、例外的な取り扱いをしない等、行財政改革の趣旨に沿った適切な処理が行われるべきであり、将来に禍根を残すことのないようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転作等目標面積77万haに加え、27万トンの米需給均衡化緊急対策を継続実施 また、政府買入数量を削減（△39万トン） 平成元年度の買入予定数量（250万トン）は、ピーク時（43年度実績、1,007万トン）の1/4以下 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急土地対策要綱、総合土地対策要綱等を踏まえつつ、土地処分の促進を図ると共に、速やかな株式の上場、売却のための条件整備を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道共済年金問題懇談会」の報告書の趣旨を最大限尊重しつつ、今通常国会に所要の法案を提出すべく、具体策を検討中 <ul style="list-style-type: none"> ・高崎～軽井沢間の着工にあたり、国鉄改革、行財政改革の趣旨に沿って、 <ol style="list-style-type: none"> ① 適正なJR負担を確保（50%） ② 従来、新幹線はナショナル・プロジェクトであって、地方負担を求めるときでないと主張されてきたが、適正な地方負担を確保（15%程度） ③ 国の財源は運輸省所管の公共事業関係費の転用で措置することにより、財政再建路線と両立 ④ 横川～軽井沢間の並行在来線は、新幹線開業時に廃止

報告指摘事項	措置状況
<p>10. 補助金等</p> <p>(1) 補助率の見直し ・昭和61年度の補助率等の見直しは、補助金問題検討会の報告の趣旨等を踏まえ、事務・事業の見直しに努めながら行ったものであり、暫定期間終了後の取扱いについては、このような経緯や措置の性格を踏まえ、改めて国・地方の機能分担の在り方等を勘案しながら検討を進め、適切に対処する必要</p> <p>(2) ふるさと創生事業 ・地方交付税措置により地方の自主的な地域活性化方策を国が支援する「ふるさと創生事業」に関しては、施策の効果について地域住民を含め広く評価することができるよう、適切なフォローアップを図る必要</p> <p>11. 人件費の抑制 ・第7次定員削減計画を着実に実施、新規増員の厳しい抑制により、引き続き定員を純減</p>	<p><補助率等の取扱い></p> <p>① 社会保障制度は救貧・防貧対策を中心に発足したが、年金・医療・福祉といった国民生活の基盤となる分野を充実する方向で整備が進められる等社会保障をめぐる情勢は著しく変化してきているため、このような情勢の変化等を勘案し、生活保護の補助率等については3/4で恒久化</p> <p>② 措置費等にかかる補助率等については、61年度において地方公共団体の自主性の尊重の観点から事務事業の見直しが行われ、この見直しについては恒久法で手当てが行われている分野であり、1/2で恒久化</p> <p>③ 義務教育費国庫負担金については、臨調・行革審答申を踏まえ、その沿革・趣旨、社会・経済状況の変化等を考慮しつつ改めて見直しを行い、(1)恩給費については一般財源化、(2)共済長期給付については2年間で段階的に1/2(平成元年度3/8)に復元、(3)共済費追加費用等については1/3で2年間暫定とし、その後の取扱いについては、今後協議</p> <p>④ 公共事業に係る補助率等については、国の厳しい財政状況、社会資本整備の要請等を踏まえ、平成2年度までの暫定措置として、昭和63年度に適用されている補助率等とする。暫定期間終了後の取扱いについては、関係省庁間の検討会を設置して総合的に検討。この場合、昭和62年度引き下げ分については、平成3年度から昭和61年度の補助率等の水準に復元するものとする。</p> <p><恒久財源の措置等></p> <p>地方財政運営に支障が生じないように、補助率等の恒久化に伴う財源として、たばこ税の25%を地方交付税の対象とする等所要の措置を講ずる。</p> <p>・各市町村において、実施する事業内容の決定について懇談会、審議会等の開催等により住民の主体的参加を求めるとともに、実施した事業の内容を広報紙等により住民に知らせ、広く住民の参加のもとに事業を進めていくよう指導していく。</p> <p>また、都道府県においても、この事業の趣旨が広く住民に理解されるよう普及に努めることとしている。</p> <p>国においても、各市町村の事業の成果について情報の提供を求めるとともに、必要に応じてこれらの情報を市町村に提供することとしている。</p> <p>・第7次定員削減計画を着実に実施するとともに、真に必要な新規行政需要についても極力振替によって対処し、増員を厳に抑制することとし、定員の縮減措置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">63年度 平成元年度 〔国家公務員定数(純減)△3,655人 → △3,069人〕</p>

(出所) 財政制度審議会総会(第5回)平成元年2月7日配付資料(2)『「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成元年度予算における措置状況 平成元年2月7日 主計局』(財政制度審議会「昭和63年度 財政制度審議会資料集 総会編」215-223ページ)。

8-100 昭和60年度以降各年度の補助率削減及び平成元年度の見直しによる地方への影響額と財源措置

(単位：億円)

年度	経常経費関係						投資的経費関係			合計	
	地方交付税交付金の特例措置	地方税措置(地方たばこ消費税の引上げ)	建設地方債(調整債)の増発			計	臨時財政特例債	調整債	計		
			決定加算分	暫定加算分	不交付団体分						
60	1,000	—	1,600	—	1,000	600	2,600	2,000	1,200	3,200	5,800
61	1,200	1,200	3,700	400	2,440	860	6,100	4,200	1,400	5,600	11,700
62	1,496	1,200	3,874	430	2,480	964	6,570	6,100	2,300	8,400	14,970
63	1,495	1,200	3,974	470	2,520	984	6,669	7,400	2,500	9,900	16,569

(平成元年度における補助率等の見直しに伴う影響額と財源措置)

元	恒久措置分 * () 内は平成2年度の姿					暫定措置分		
	補助率等の復元	地方交付税(たばこ税の25%)	一般財源	地方交付税交付金の特例措置	調整債(不交付団体分)	経常経費		投資的経費
						地方交付税交付金の特例措置	調整債(不交付団体分)	臨時財政特例債
元	977 (1,282)	2,330	2,762	243 (0)	62 (0)	732	180	6,500

- (注) 1. 補助率等の暫定期間終了後に調整するものとされていた金額(いわゆる60'～63'の暫定加算分)の取扱いについては、4,220億円を4年度～13年度の間に精算すべき地方交付税交付金の額に加算することとしている。
2. 臨時財政特例債については、公営企業会計分も含めて、後年度の元利償還費相当額の一定割合(63年度まで……61'補助率等引下げ分の1/2及び62'補助率等引下げ分の9/10、元年度及び2年度……61'補助率等引下げ分のうち直轄分9/10、補助分1/2及び62'補助率等引下げ分の9/10)を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしている。
3. 63年度までの補助率等の暫定引き下げ措置による国庫債務負担行為等の影響額に係る臨時財政特例債1,100億円を加えると、元年度の臨時財政特例債の額は7,600億円となる。
4. 元年度の地方交付税交付金の特例措置等については、元年度の地方交付税交付金に加算せず、法律の定めるところにより、3年度以降の地方交付税交付金の額に加算することとしている。
5. 計数は精査の結果、異動を生ずることがある。

(出所) 大蔵省作成資料 平成元年3月。

8-101 補助率等の見直しによる影響額

(単位：億円)

	影響額	
	63年度 ⇒ 元年度	59年度 ⇒ 元年度
補助率等の恒久化を行うもの	+ 977	△ 5,174
一般財源化を行うもの	△ 149	△ 223
暫定措置とするもの	—	△ 7,412
合計	+ 828	△ 12,809

- (注) 1. 補助金特例法等により昭和63年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助金等について、平成元年度予算における補助率等により算出した額から昭和63年度又は昭和59年度の補助率等によって算出した額を控除した額を示す(地方財政計画ベース)。
 2. 計数は精査の結果異動を生じることがある。
 3. なお、恒久化に伴う財源としてたばこ税の25%を地方交付税の対象とする(平成元年度地方交付税交付金：2,330)ほか、暫定措置とするものについても地方財政運営に支障が生じないよう所要の措置を講ずることとしている。

(出所) 大蔵省作成資料 平成元年3月。

8-102 消費税導入に伴う歳出の上乗せ額
(平成元年度)

(区 分)

(消費税影響額)

億円

皇 室	費 用	2
国 会	所 費	3
裁 判 所	7	
計 検 査 院	0	
内 閣	1	
総 理 府	560	
警 察 本 府 等	6	
警 察 庁	22	
総 務 庁	4	
北 海 道 開 発 庁	157	
防 衛 庁	218	
経 済 企 画 庁	1	
科 学 技 術 庁	48	
環 境 庁	5	
沖 縄 開 発 庁	44	
国 土 庁	55	
法 務 省	16	
外 務 省	21	
大 蔵 省	358	
文 部 省	291	
厚 生 省	588	
農 林 水 産 省	330	
通 商 産 業 省	103	
運 輸 省	77	
郵 政 省	1	
労 働 省	5	
建 設 省	573	
自 治 省	9	
合 計	2,946	

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(出所) 大蔵省作成資料 平成元年3月。

【平成2年度】

8-103 平成2年度財政事情の概略試算

(単位：億円)

	元年度予算		2年度予算		備 考
		63' → 元'		元' → 2'	
(歳入)					
税 収	510,100	59,200	580,000	70,000 ± α	
税 外 収 入	9,932	△4,755	12,000	2,000	
N T T	13,000	0	(13,000)	(0)	・元年度のNTT株式売却中止に伴い、財源問題も含め検討
公 債 金	71,110	△17,300	58,000	△13,000	・特例公債依存体質脱却
計	604,142	37,145	650,000 (外13,000)	59,000	
(歳出)					
国 債 費	116,649	1,529	143,000	27,000	・143,000 = 概算要求額 - 63' 剰余金 (17,321)
地方交付税	133,688	24,632	154,000	20,000	
N T T	13,000	0	13,000	0	
一 般 歳 出	340,805	10,984	360,000	19,000	・実質要求 = 2' 概算要求 (10,300) + ベア
経常部門	268,699	9,724			関連その他 (約9,000)
投資部門	72,106	1,260			
計	604,142	37,145	670,000	66,000	
要 調 整 額	—		7,000 ± α		・NTT事業の財源を別にして要調整額を算出

(出所) 財政制度審議会総会 (第4回) 平成元年12月14日配付資料(1) (財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 総会編」123ページ)。

8-104 消費税の見直しに関する基本方針

平成元年12月1日
自由民主党

(概要)

消費税の見直しに関する基本方針
—消費者の立場に立って思い切って見直します—

基本的考え方

1. 国民各層の声を幅広く吸収し、消費税をめぐる様々な指摘をすべて検討の対象としました。
2. 先の参議院選挙における国民の厳しい批判を謙虚に受け止め、消費者の立場を十分考慮し、思い切って見直しを行いました。

3. 消費税は、税負担の公平や我が国の将来を考えると、なくてはならない税制であり、国民の一層の理解を得られるよう、これからも全力を尽くしてまいります。
4. 新税制に対する国民の理解を深めるため、資産格差の拡大から生ずる不公平感や、給与所得とその他の所得との間に見られる不均衡感を除く努力をこれからも強力に推進してまいります。

I 逆進性の緩和及び社会政策的配慮の充実

— 消費税は、同じ消費に対し同じ金額の負担を求めるという意味で公平な税金ですが、他方、所得に対し逆進的であると言われます。そこで、この逆進性を緩和し、社会政策的配慮を充実するため、次の措置を講ずることとします。

- (1) 生活の糧への配慮
- ・ 全ての食料品（酒類を除く。）……
 - 消費者が買う場合 非課税
 - 事業者間では 特別低税率（1.5%）

小売非課税 + 事業者間特別低税率 は、全段階非課税の場合より、消費者にとっても事業者にとっても、優れた制度です。

- 消費者が買う日々の食料品は、これまでの課税されていた時と比べると、その負担が半分以下に軽減されます。……この方式の下では、総体的にみて全段階非課税の場合よりも値下がり幅は大きく、しかも卸売業者から小売業者への販売価格は特別低税率の採用で確実に1.5%下がりますから、消費者が買う価格も確実に下がることとなります。
- 消費税の基本的な仕組みを損なわないので、経済取引への悪影響が生じません。
- 主要先進国のうちで食料品について特例を講じている国は、ほとんどが軽減税率の仕組みを採用しています。

- (2) 暮らしの基本への配慮
- ・ 住宅家賃…… 非課税

○適用対象……個人に対する住宅の貸付け（一時的貸付けを除く。）

- (3) 生命を尊ぶ気持ちへの配慮
- ・ 出産費及び火葬・埋葬料……非課税

○現行の非課税措置……異常分娩費

- (4) 学校教育に対する家計負担の軽減
- ・ 入学金
 - ・ 施設設備費
 - ・ 学籍証明等手数料
 - ・ 教科用図書
- ……………非課税

○現行の非課税措置……授業料、入学検定料のみ

- (5) 社会的に弱い立場の方々への配慮
- ・ 身体障害者用品
 - ・ 第2種社会福祉事業
 - ・ 在宅福祉サービス
- ……………非課税
- ホーム・ヘルパー、ショート・ステイ、デイ・サービス—

○社会福祉事業法に規定する第2種社会福祉事業のうちこれまで非課税でなかったもの

- (例)①老人福祉センター、
②身体障害者福祉センター、
③母子福祉施設、④老人保健施設、
⑤児童厚生施設、
⑥精神薄弱者福祉ホーム 等

○寝たきり老人等に対する在宅サービス

- (例)①ホーム・ヘルパー（家庭に派遣され、在宅老人の身のまわりの世話をする人）
②ショート・ステイ（家族が病気などの場合、在宅老人を一時施設で世話すること）
③デイ・サービス（在宅老人に対する入浴、食事サービス等の提供）

〔(1)～(5)の措置は平成2年10月1日から実施を原則として、検討します。〕

(6) 年金受給者への一層の配慮

・年金受給者の所得税・住民税……減税
 —公的年金等控除額の引上げ—

○年金受給者の税負担を軽減するため、公的年金等控除額を引き上げ、年金受給者の所得税・住民税を減税します。〔平成2年分の所得税（住民税については平成3年度分）から適用〕

区 分	65歳以上	65歳未満
定額控除額の引上げ	100万円 (現行80万円)	50万円 (現行40万円)
最低保証額の引上げ	140万円 (現行120万円)	70万円 (現行60万円)
(参考) 課税最低限	321.8万円 (現行301.8万円)	200.9万円 (現行190.9万円)

(注) 夫婦世帯の所得税の課税最低限

Ⅱ 消費者の立場から指摘された問題点の是正

「消費者の負担した税相当額の一部が国庫に納付されないのではないか」

(1) 事業者免税点制度等の見直し

1. 事業者免税点制度、簡易課税制度等は、中小零細事業者の消費税の申告・納付等の事務負担に配慮した制度であり、申告・納付が一巡する来年の5月までは、中小零細事業者の値決めや事務負担の実態等の把握に努める必要があります。これらの制度をどう見直すかについては、そのような実態把握を十分行い、検討のうえ見直しを提示します。
2. なお、簡易課税制度のみなし仕入れ率（現行80%及び90%）については、実態に合わせ速やかな対応が可能となるよう今回の改正で政令委任事項とします。

「大企業を中心として納税するまでの間に運用益を得ているのではないか」

(2) 中間申告・納付回数の増加

〔平成2年10月1日以降〕
大企業（年税額300万円超）の中間申

告・納付回数を3回に増やし（現行1回）、3か月に一度申告・納付が行われる（現行半年に一度）こととします。

「個人消費と事業用消費の税負担にアンバランスがあるのではないか」

(3) 消費税の仕入税額控除の制限

〔平成2年10月1日以降〕

個人消費と同様の性質を有する事業用消費のうち、①交際費等、②一定の乗用自動車等については、事業者の仕入税額控除を認めないこととし、個人消費と同様の負担を求めます。

「円滑な転嫁のための措置は必要最小限のものに止めるべきではないか」

(4) 共同行為（転嫁・表示カルテル）の取扱い

転嫁・表示カルテルについては、転嫁の実施状況等を踏まえ、廃止について検討します。

Ⅲ 消費税の税額表示

消費者の立場に立って、商品を買う時に最終的にいくら払えばよいのかははっきりわかるような表示に努めます。

Ⅳ 消費税の用途の明確化

平成2年度以降、消費税収（国分）を優先して国民福祉のための経費に充てる旨の趣旨を法律で明確にします。

Ⅴ 高齢化に対応した公共福祉サービスの充実

- 高齢化に対応して、すべての国民が安心してその老後を送ることのできるよう、公共福祉サービスについて、高齢者保健福祉推進10か年戦略を推進します。
- 10か年の総事業費について、5兆円を上回る規模を確保します。

Ⅵ 非課税の拡大等に伴う事務処理の円滑化等

- 非課税の拡大等に伴い発生する事業者の事務負担を軽減し、制度の変更に対応する

準備期間を確保するため、次の措置を実施します。

1. 消費税関連ソフトウェアの任意償却の適用期限を平成3年3月31日まで1年間延長
2. 特定事務用機器の即時償却の適用期限を平成3年9月30日まで1年間延長
3. 簡易課税選択届出等の提出期限について弾力的運用を図る。

自由民主党は、子供たちと日本の将来のため、恒久的な税制として消費税を含む抜本的税制改革を実現しました。今回の見直しは、この新たな税制が、21世紀の豊かな長寿福祉社会を支える礎となるためのものです。将来のあるべき税制、いわば本建築の姿を示すことなく、国民を2年間の暫定税制と言うバラック小屋に追い立てるような試みを見逃ごすことは絶対にできません。

国民の皆様の御理解を切にお願い申し上げます。

—自由民主党—

「消費税の見直しに関する基本方針」〔全文〕

第一 基本的考え方

先般の抜本的な税制改革は、来るべき高齢化社会を展望し、所得、消費、資産等の間で均衡がとれた税体系を確立することにより、すべての人々が社会共通の費用を公平に分かち合うとともに、税負担が給与所得に偏ることなどによる国民の重税感、不公平感をなくすことを目的としたものである。

我が党は、この目的の達成のため、昭和62年4月の衆議院議長裁定の趣旨を体し税制全般にわたり抜本的な見直しを行い、昭和63年6月に「税制の抜本改革大綱」を決定した。

その基本的考え方に立って同年7月国会に提出された税制改革関連法案は、議会政治の原則を無視した野党の審議拒否に遭いながらも同年12月末に成立をみた。

この税制改革の一環として創設された消費税は、税負担の公平や我が国の現況及び将来展望からみて極めて大きな意義を持つ税制で

あり、我が党は政府と一体となって、その円滑な導入及び定着のために各般の努力を傾注してきた。

消費税の実施状況を現在までのデータに基づいて分析すると、導入前に懸念された税の転嫁の状況、物価の状況、消費動向等については、この種の税が導入されている世界各国の例と比較しても極めて良好な推移を示しており、この間の国民各位の的確な対応と協力に対し改めて心からお礼申し上げるものである。

しかし、何と云っても消費税は新しい税制であり、国民の中には未だに煩わしさを感じている方も多く、制度の内容についての意見も種々存在する。また、消費税については、導入後その定着状況等を勘案しつつ見直しを行うことが、税制改革関連法案に関する与野党協議に基づき、税制改革法の修正により法定されている。我が党はこの趣旨に基づき、先の参議院選挙における国民の厳しい批判を謙虚に受け止めたうえで、国民各層の声を幅広く吸収し、消費税の実施状況の実態等を把握しながら、消費者の立場を十分考慮した思い切った見直しに向けて鋭意検討を重ねてきた。

消費税の見直しに当たっては、国民に対する先般の税制改革の趣旨の説明の問題、この税の持つ所得に対する逆進性や社会政策的配慮の問題、納税義務者となる中小零細事業者の納税事務負担への配慮のあり方の問題、税の転嫁に際しての価格表示の問題、消費税収の用途の問題等国民各層の様々な指摘を総て検討の対象とし、この税の趣旨、制度の内容等について、更に一層国民の理解が得られるよう各般の措置を講ずることとした。

なお、先般の税制改革においては、所得税、法人税、相続税の分野において、不公平是正を目的として、株式のキャピタル・ゲインの原則課税、社会保険診療報酬課税の特例の見直し、みなし法人課税の適正化、法人の土地取得に係る負債の利子の損金不算入、相続前3年以内に取得した土地等の課税の特例など広く見直しが行われた。そもそも消費税の導入自体も、極端に所得に偏った税負担の是正や個別間接税制度の不合理な負担の求め方への反省など、不公平是正をその目的の1つと

していた。

しかしながら、今日なお国民の不公平感は十分には癒されていない。特に、地価の高騰に伴う資産格差の拡大から生ずる不公平感や、給与所得とその他の所得の間に見られる不均衡感の除去については、今後とも積極的に対応していかなければならない。これらの努力を強力に推進することは、新税制に対する国民の理解を求めるためにも不可欠であり、引き続き審議する平成2年度税制改正においてもできる限りその実現を図る必要がある。

第二 具体的内容

1. 逆進性の緩和及び社会政策的配慮の実施

現行の消費税においては、課税の公平を図るとともに事業者の事務負担や経済取引への影響に配慮する等の見地から、非課税範囲を対最終消費者サービス（事業者が購入しないサービス）のうち、特に社会政策的な配慮を必要とするもの（医療・教育・福祉の一部）に限定している。

今回の見直しにおいては、このような観点をも踏まえつつ、さらに消費税の持つ所得に対する逆進性を緩和し、社会政策的配慮を充実する等の見地から、一般的な非課税範囲の拡大、小売段階非課税及び特別低税率の設定並びに年金受給者の所得減税を行うこととした。

まず、消費税においては、以下の措置を講ずることとした。

第一に、人の生命に対する国民感情に配慮する見地から、出産費用及び火葬・埋葬料を非課税とした。

第二に、学校教育に係る父兄の負担を軽減する見地から、入学金、施設設備費、学籍証明書等手数料及び教科用図書の譲渡を非課税とした。

第三に、社会的弱者への配慮を充実する等の見地から身体障害者用物品の譲渡等並びに第2種社会福祉事業及び在宅サービスを非課税とした。

第四に、所得に対する逆進性の緩和の要請と我が国の住環境の現状を踏まえ、個人に対する住宅の貸付けを非課税とした。

第五に、所得に対する逆進性及び家計に及

ぼす影響を緩和するために最も効果のある手段として、食料品について特例を設けることとし、その際の経済取引に与える影響の大きさ等を様々な観点から考慮のうえ、全食料品の小売段階の譲渡を非課税とするとともに、全食料品の事業者間の譲渡について、特別低税率（1.5パーセント）を設定した。

次に、所得税及び個人住民税において、年金受給者への配慮を充実するとの見地から、公的年金等控除額を引き上げ、年金受給者の税負担の一層の軽減を図ることとした。

その措置の詳細は次のとおりである。

(1) 一般的な非課税範囲の拡大

- 1 助産としての役務の提供を非課税とする。
- 2 墓地、埋葬等に関する法律第2条に規定する埋葬及び火葬を非課税とする。
- 3 現行の消費税法別表第一第八号に掲げる教育に係る次の料金を非課税とする。
 - ① 入学金
 - ② 施設設備費
 - ③ 学籍証明等手数料
- 4 学校教育法に規定する教科用図書（検定教科書等）の譲渡を非課税とする。
- 5 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け、修理及び製造請負を非課税とする。
- 6 社会福祉事業法に規定する第2種社会福祉事業（保育所、助産施設以外）を非課税とする。

（参考）

老人福祉センター経営事業
 身体障害者福祉センター経営事業
 母子福祉施設経営事業
 老人保健施設利用事業
 児童厚生施設経営事業
 精神薄弱者福祉ホーム経営事業
 隣保事業 等

- 7 老人福祉法等に基づく住宅サービスを非課税とする。

（参考）

ホームヘルパー
 ショートステイ
 デイ・サービス

- 8 住宅の貸付け（一時的に貸し付ける場

合を除く。)を非課税とする。

(2) 全食料品に対する小売段階非課税及び特別低税率(1.5パーセント)の設定

- 1 小売業者が行う全食料品(酒税法に規定する酒類を除く。以下同じ。)の譲渡を非課税とする。

(注) 非課税となる「小売業者が行う譲渡」の要件については、法令で定める。

- 2 全食料品の譲渡について、1.5パーセントの特別低税率を設定する。

(注1) 右記の全食料品とは、① 人の飲用又は食用に通常供するもの(酒税法第2条第1項に規定する酒類を除く。)、② ①の原料、材料その他①の生産の用に供される動物その他の生物及び食品添加物、③ ①に係る繁殖の用に供される種子その他これに類するものを指す。1においても同じ。

(注2) 1の譲渡に該当するものは、非課税となる。

(3) 年金受給者の所得減税

所得税及び個人住民税において、公的年金等控除額を以下のように引き上げることとする。

① 定額控除の引上げ

65歳以上 100万円(現行 80万円)

65歳未満 50万円(現行 40万円)

② 最低保障額の引上げ

65歳以上 140万円(現行120万円)

65歳未満 70万円(現行 60万円)

(参考) この改正により、年金受給者の所得税の課税最低限は、次のように引き上げられることとなる。

65歳以上の夫婦世帯

321.8万円(現行301.8万円)

65歳未満の夫婦世帯

200.9万円(現行190.9万円)

2. 消費者の立場から指摘された制度上の問題点の是正

現行の消費税の制度等に対しては、消費税の立場から、①消費者の負担した税相当額の一部が国庫に納付されないのではないか、②大企業を中心として事業者が消費税を納税す

るまでの間に運用益を得ているのではないか、③個人消費と事業用消費の税負担にアンバランスがあるのではないか、④事業者の税の円滑な転嫁のための措置については、必要最小限のものに止めるべきではないかとの指摘がなされている。

このような指摘を踏まえ、

第一に、中小零細事業者の納税事務負担に配慮した措置に関しては、消費税の実施状況の実態をさらに十分把握したうえで、公平、明瞭な検討を行うこととした。

第二に、大規模な事業者の消費税の申告・納付については、過度の事務負担が生じないような方法により、その回数を増加することとした。

第三に、個人消費と同様の性質を有する事業用消費について、消費者の負う消費税の負担とのバランスを考慮し、消費者の不公平感の軽減を図るための政策的措置として、消費税の仕入税額控除を認めないこととした。

第四に、臨時、暫定的に措置された転嫁・表示のカルテルの取扱いについては、独禁法に関する特別調査会において、その廃止について検討し、結論を得るものとした。

その措置の詳細は次のとおりである。

(1) 事業者免税点制度、簡易課税制度等の見直し

事業者免税点制度、簡易課税制度等のあり方については、中小零細事業者の消費税の申告・納付等の事務負担に関連する問題であり、申告・納付が一巡する来年5月までの間は、これらの事業者の値決めや事務負担の実態等の把握に努めるべきであり、これらの制度をどう見直すかは、そのような実態把握を十分行ったうえで、検討のうえ提示することとする。

なお、簡易課税制度のみなし仕入率については、実態に合わせ速やかな対応が可能となるよう今回の改正で政令委任事項とする。

(2) 中間申告・納付回数の増加

前課税期間(1年分)の年税額が300万円を超える売上規模の大きい事業者については、中間申告・納付回数を3回(現行1回)に改めることとし、その納税額は原則として前課税期間の年税額の各4分の1ずつ

つとする。この結果、大規模事業者は、3か月に1度（現行半年に1度）申告・納付を行うこととなる。

(3) 個人消費と同様の性質を有する事業用消費についての仕入税額控除の制限

次に掲げる支出に係る事業者の仕入税額控除を認めないこととする。

- 1 交際費等の支出
- 2 一定の乗用自動車の購入費、賃借料等（一時的に借り受ける場合等の料金を除く。）

(4) 共同行為（転嫁・表示カルテル）の取扱い

消費税の導入に伴い、臨時、暫定的に措置された転嫁・表示のカルテルの取扱いについては、転嫁の実現状況等を踏まえ、独禁法に関する特別調査会において、その廃止について検討し、結論を得るものとする。

3. 消費者の利便等に資する措置の実施

消費税の税額表示のあり方については、税制の問題ではなく、価格表示の問題であり、基本的には各事業者が、消費者の対応、商品の性質、支払の態様、取引の形態等に応じ自主的に選択すべきものであって、一律に法律で義務付けるといった性格のものではない。

現在、事業者間の取引においては、外税方式が主流となっており、それゆえに転嫁が混乱なく進んでいる。

消費者との取引における表示の問題については、消費税について、価格認識に混乱が生じる、或いは、煩わしいとの消費者からの指摘が多いこと等を踏まえると、消費者の利便、保護という観点から考えることも必要である。即ち、税額が明示されているか否かとは別に消費者にとってどのような表示が便利か又は有益かという観点から考える必要がある。

以上の点を踏まえ、次のような対応を行うこととする。

- (1) 事業者間の取引においては、現在主流となっている外税方式が望ましいので、これが堅持されるよう、配慮する。
- (2) 消費者との取引においては、消費者の利便等に資するため、事業者に対し各商品の最終的な支払額を何らかの形で明示（総額

表示）するよう指導を行い、普及に努めることとする。

4. 消費税の使途の明確化

今回の消費税の見直しに伴い、平成2年度以降、消費税取（国分）を優先して国民福祉のための経費に充てる旨の趣旨規定を定める。

5. 高齢化に対応した公共福祉サービスの充実

消費税導入の趣旨を踏まえ、高齢化に対応してすべての国民が安心してその老後を送ることのできるような施策の充実を図るとの観点に立って、今世紀中に緊急に実施する必要のある次の公共福祉サービスについて、高齢者保健福祉推進10か年戦略として目標を定め、強力にその対策を推進することとする。

- (1) 高齢者のねたきり状態を防止するための施策の充実
- (2) ホームヘルパー、ショートステイ、デイ・サービスの在宅三本柱を中心とする在宅福祉対策の一層の充実
- (3) 高齢者のための施設の緊急整備
- (4) 在宅福祉等充実のための基金の恒久化、高齢者の生きがい対策、総合的な長寿科学研究の推進等
- (5) 10か年の具体的整備目標を設定するに当たっては、これら10か年の総事業費について5兆円を上回る規模を確保すること。

6. 非課税の拡大等に伴う事務処理の円滑化等

非課税の拡大等に伴い発生する事業者の事務負担を軽減するとともに、制度の変更への対応の準備期間を確保する等の観点から、次の措置を実施することとする。

- (1) 消費税関連ソフトウェアの任意償却の適用期限を平成3年3月31日（現行平成2年3月31日）まで1年間延長する。
- (2) 特定事務用機器の即時償却の適用期限を平成3年9月30日（現行平成2年9月30日）まで1年間延長する。
- (3) 簡易課税の選択届出書及び免税事業者の課税選択届出書の提出期限に関し、平成2年12月31日までの間にこれらの書類を提出した場合には、同年10月1日の属する課税

期間からそれぞれの制度を適用する旨の特例を設けることとする。

- (4) 課税売上割合に準ずる割合の承認の時期に関し、平成2年10月1日の属する課税期間の確定申告書の提出期限までに承認を受けた場合には、同日の属する課税期間から当該割合を適用する旨の特例を設けることとする。
- (5) その他所要の経過措置を設けることとする。

7. 適用期日

- (1) 一般的な非課税範囲の拡大、小売段階非課税及び特別低税率の設定並びに一定の事業用消費についての仕入税額控除の制限は、平成2年10月1日以降の取引から適用する。
- (2) 公的年金等控除額の引上げは、平成2年分の所得税（個人住民税については、平成3年度分）から適用する。
- (3) 中間申告・納付回数増加は、平成2年10月1日以降開始する課税期間から適用する。

(付録) 消費税の見直し過程における各意見とその問題点

消費税をめぐる議論の中で、国民の税制に対する関心は今までになく盛り上がった。

そのことを背景に税制全般に関し国民各層において真摯な議論が行われたことは、自由と民主主義を掲げ国民の負託を得て政権を担当する我が党にとっても、極めて有意義なことであったと確信するものである。

消費税の見直しについても国民各層から様々な意見が提起されたが、我が税制調査会においては、見直しの検討過程において党内外を通じ提起された意見については、そのすべてを俎上に載せあらゆる角度から綿密な検討を重ねてきた。

これらの意見のほとんどは、我が国の将来を展望しこの税の意義を御理解いただいたうえで、その真の定着を期して提起されたものであり、各位の御協力に対し、衷心から御礼申し上げるものである。

本日、ここに「消費税の見直しに関する基本方針」を決定するに当たり、これらの様々

な見直しに関する意見のうち採用に至らなかったものについて、以下のとおりその問題点を述べ我が税制調査会の議論の過程を明らかにし、この基本方針についての国民各位の御理解と御協力をお願いするものである。

一、非課税取引の拡大等の問題点

(一) 飲食料品の取引を全段階にわたってゼロ税率の対象とする問題点

1 ゼロ税率は、ゼロパーセントの税率で課税する制度であり、主要先進国ではイギリスだけが採用しているが、イギリスではこの制度を採用した結果、多くの品目にゼロ税率の適用が広がり、付加価値税の税収が半分以下となっている。

このゼロ税率については、他のEC諸国から、EC内部の付加価値税の統合を前にして、是正を求められている。

2 ゼロ税率にすれば、広く薄く負担を求めるといふ消費税の趣旨が根本から崩されるし、また、取返しのつかない巨額な税収の落ち込みが発生する。

さらに、間接税収が極めて落ち込むことになるので、直間比率の見直しの方向に反することになってしまう。

3 飲食料品の売上げにゼロパーセントの課税が行われる事業者は、その仕入れにかかっている消費税の還付を受けられる。

この結果、飲食料品を取り扱う特定の事業者だけに税が還付されることとなり、他の事業者や消費者から不公平との批判が出てくる。

4 飲食料品を取り扱う免税事業者は、税の還付を受けるためには、納税義務者となって売上げ・仕入れの記帳や帳票類の保存を行うことが必要となる。

そのような記帳や帳票類の保存を行わなければ、税の還付は受けられず、仕入税額を自ら負担せざるを得ない（税率がゼロなので、例えば、セリにおいて税額の上乗せをすることはできない。）。

このような事務を零細事業者には負わせるのは現実的でない。

また、飲食料品を取り扱う簡易課税事業者も、税の還付を受けるためには、簡易課税の選択をやめて、新たに仕入れに

ついでに記帳や帳票類の保存等を行うことが必要となる。

即ち、ゼロ税率を採用する場合には、事業者免税点制度や簡易課税制度の存続の理由がなくなる。

- 5 飲食料品を取り扱う企業等から膨大な数の還付申告書が提出される結果、その処理のために税務職員の大幅な増員が必要となり、結局、一旦税を徴収しながらまたその税を還付するという作業のために国民の税金が使われることとなる。

(二) 飲食料品の取引を全段階にわたって非課税とすることの問題点

- 1 飲食料品を非課税としても、その仕入れの中には、生産資機材、包装費、光熱費、運送費、保管費等があり、それらには消費税がかかっているため、消費者価格は3パーセント下がるわけではなく、現実には、1パーセント強の値下げにとどまるものと思われる。

また、飲食料品の種類や流通経路の違いによってそれらの税額がまちまちであるので、消費者価格の値下げ幅もまちまちとなる。

従って、消費者の側からみれば、非課税となった商品がいくら値下げとなれば適正な値下げと言えるのかが分からない。また、そうであるだけに、現実には、非課税となった分だけの適正な値下げが行われない可能性もある。

- 2 他方、事業者の側からすると、価格に含まれている税額が不明確なため適正な転嫁の実現が困難となるのではないかと大きな不安が付きまとう。例えば、セリにおいては、現在行われているような税額の上乗せができず、農家などは、仕入れにかかっている税を転嫁できず、負担を被る可能性がある。
- 3 輸入品には、国境税調整の国際的慣行により輸出国の間接税はかかっている。従って、輸入の飲食料品は通関時までには税負担を負っていない。一方、国産の飲食料品は、仕入れにかかっている税を負担しているため、輸入の飲食料品に比べて価格競争上不利となる。

例えば、輸入の缶詰は、通関時に課税が行われないので、その時点では3パーセント丸々値段が下がるが、国産の缶詰は、缶詰の缶などにかかっている消費税の分があるので、3パーセント丸々は値段が下がらない。

- 4 非課税となる飲食料品の価格にも隠れた税負担があるので、それを仕入れた飲食店等においてはコストが増加し、結局、飲食サービスの価格が今よりも上昇することとなる。

(注) 生鮮食料品の取引を全段階にわたって非課税とする場合には、右記の問題点に加え、「生鮮食料品」を定義することが極めて困難であること、一旦定義をしても、今度は個々の品物がそれに該当するか否かの判定が困難になること(例・一夜干しの魚、ローファット・ミルク)等の問題がある。

また、「生鮮」という字義に則して、例えば「未加工の食料品」を生鮮食料品の定義とすれば、高級牛肉や松茸は非課税でみそや醤油は課税となるといった問題が発生する。

(三) 一定金額以下のものを非課税とすることの問題点

- 1 一品単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、食肉等の計り売りのものや詰合せ商品が広範に存在するため、一品とは何か(定義)を決定することが困難となるほか、缶ビールは非課税だが一升瓶の焼酎は課税というアンバランスが発生する。
- 2 一品単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、メーカー等は、既存の商品を一定金額以下の商品に変えたり、新たに一定金額以下の新商品の開発を行うこととなり経済取引に混乱を与える。
- 3 取引単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、分散買いの方がまとめ買いよりも有利となり、スーパー等のレジが混乱する。
- 4 レジ等を使わない又は使えない事業者は、取引ごとの金額を記録することができないため、これらの事業者には、取引

単位の非課税措置は適用できないこととなる。従って、取引単位でみて一定金額以下のものを非課税とする場合には、業種間の不公平や中小事業者が不利になるという問題が発生する。

- 5 一品単位でも取引単位でも、事業者は、売上げ・仕入れに際して、一定金額以下か否かを区分する必要が生じ、その事務負担は膨大となる。
- 6 一定金額の水準如何によっては税収の大きな欠落が発生する。

(四) 生活必需品又は日用品を非課税とするこの問題点

- 1 消費税は、消費すなわち生活の規模に応じて負担を求める税であり、生活必需品又は日用品なども含めすべての消費支出を課税の対象にするのが基本的原則である。
- 2 課税と非課税を分ける問題なので、具体的に何が課税で何が非課税なのかをはっきりさせる必要があるが、消費態様や価値観が多様化している現在においては、生活必需品又は日用品の定義について、具体的品目にわたって国民の間におけるコンセンサスを得るのは困難である。

二、ぜいたく品への高率課税の問題点

ぜいたく品の具体的範囲を客観的基準に従って決めることは、以下の理由で困難である。即ち、旧物品税において問題とされていた「何を課税対象として選定するか」ということと同様の問題が生じる。

- (1) 消費態様や価値観が多様化している現在においては、ぜいたく品といっても人によってその具体的内容は様々である。

例えば、衣服に関心の高い人とレジャーに関心の高い人ではぜいたく品の感覚が異なる。

- (2) 仮に、高額なものがぜいたく品だとしても、あらゆる物品・サービスには高額なものがある(例・高級和服、高級洋服、書画・骨董、高級スポーツクラブ、高級美容サービス等)。
- (3) 高額であるか否かの基準は、商品の種類(食料品、衣類、家具、家電製品、乗用車、雑貨等の中の細かい品目)ごとに別々に設定する必要がある。

30万円のダイヤモンドは、一生に一度の婚約用に所得の低い人も買うことはあるが、30万円のセーターは、通常は高所得者しか買わない。

しかし、あらゆる物品・サービスについて高額であるか否かの価格の基準を設定することは到底不可能である。

- (4) ダイヤモンドの販売には、20万円から30万円の婚約指輪の販売が相当含まれていること、かつてはぜいたく品であった乗用車も現在は相当普及してきており地域によっては生活必需品化していること等に鑑みると、特定の物品(例えば、ダイヤモンド)を取り出して高所得者だけが購入するものとして決めつけるわけにはいかない。

(出所) 財政制度審議会総会(第4回) 平成元年12月14日配付資料「自由民主党 平成元年12月1日」(財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 総会編」130-144ページ)。

8-105 「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成2年度予算における主な措置状況

平成2年1月19日 大蔵省主計局

報告指摘事項	措置状況
1. 社会保障 (1) 医療費の適正化 ・レセプト点検の強化、指導監督の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。	・指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化 ・健康保険の任意包括適用事業所の促進 ・長期入院の適正化等老人医療費の適正化

報告指摘事項	措置状況
<p>・医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ病院・病床等の適正配置を推進。</p> <p>(2) 老人保健制度の見直し</p> <p>・適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正等を内容とする診療報酬支払い方式面での対応により、医療費の無駄を省くとともに、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を推進。</p> <p>・今後の老人医療の費用負担の在り方については、なお論ずべき点が多く、我が国において社会保険方式が十分に定着し、かつ、多くのメリットを有していることを評価しつつ、各保険者の負担の公平にも配慮の上、更に検討。</p> <p>(3) 国民健康保険制度（国保）の見直し</p> <p>・低所得者対策や、医療費の地域格差を是正するための方策について、国と地方の適切な役割分担を導入した昭和63年度の改革事項を前提として、国保制度の長期安定化に資するような制度の見直しを行う。</p> <p>(4) 生活保護</p> <p>・生活保護の一層の適正化</p> <p>(5) 恩給</p> <p>・臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進する。また、新規の個別改善は行わない。</p>	<p>・国保連合会等における審査体制の強化</p> <p>・支払基金における中央審査及び重点審査の拡充</p> <p>・診療報酬の合理化（+3.7%、2年4月実施）</p> <p>・薬価基準の適正化（△2.7%、2年4月実施）</p> <p>・地域医療計画に係る病床規制の実施</p> <p>・長期入院の適正化等老人医療費の適正化</p> <p>・「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に沿い、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進。</p> <p>・2年度から老人保健拠出金の加入者按分率が100%に移行することに伴う被用者保険の拠出金負担増の緩和措置を講じるとともに、老人保健制度の基盤の安定化を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>① 元年度補正予算で、厚生年金国庫負担繰延べ措置の返済見合い財源を用いて、厚生保険特別会計に当分の間、資金を設ける。（一般会計から15,000億円を繰入れ）</p> <p>② この資金の運用益を活用して、老人保健制度の基盤安定化のための事業を行う。（2年度においては資金の運用益750億円を充当）</p> <p>① 保険基盤安定制度の確立</p> <p>構造的問題である低所得者対策の観点から、国庫負担を充実し、その安定的制度化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模 1,055億円（2年度） ・負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ・国庫負担の増額 527億円（2年度） <p>② 国庫負担の財政調整機能の強化</p> <p>①による国庫負担の増額分については、財政調整機能の強化を図る観点から、財政調整交付金に重点的に配分。</p> <p>③ 高額医療費共同事業に対する都道府県の助成の継続</p> <p>高額医療費共同事業（再保険事業、交付基準額80万円以上）に対する都道府県の助成措置を3年間継続。</p> <p>④ 老人保健医療費拠出金に対する国庫負担の合理化</p> <p>今回の改正に伴い、老人保健拠出金に対する特例的に高い国庫負担率を50%に引下げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担縮減額 322億円（2年度） <p>・不正受給ケースの重点調査指導、医療扶助の適正化など引き続き適正化に努力。</p> <p>・公務員給与と改善率、消費者物価上昇率等諸般の事情を総合勘案して恩給年額を引き上げる（2.98%）とともに各種加算を引上げ。</p>

報告指摘事項	措置状況																																								
<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金の国庫負担の繰延べ措置等一般会計から特別会計への繰入れ調整措置は、本来、臨時的な性格のものであり、できる限り継続しない。 <p>2. 文教・科学技術</p> <p>(1) 教育改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の基本方針を踏まえ、教育関係予算の中で、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対処。 <p>(2) 義務教育国庫負担制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを行う必要。 <p>(3) 第5次学級編制及び教職員定数改善計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政事情等を勘案し、その実施を抑制。 <p>(4) 私学助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き総額抑制を図るとともに重点的・効率的配分等内容の見直しを推進。 <p>(5) 義務教育教科書無償給与制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償化について引き続き検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年度においては、厚生年金国庫負担等の繰入れ調整措置は行わないこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種施策について、効率化・重点化に努めつつ、初任者研修の本格的実施等引き続き教育改革を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員、栄養職員に対する国庫負担については、引き続き検討することとし、国庫負担を継続。 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次学級編制及び教職員定数改善計画の実施については、国の財政事情等を考慮しつつ決定。 <table border="1" data-bbox="599 649 1058 812"> <tr> <td colspan="4">(第5次計画分)</td> </tr> <tr> <td>自然減</td> <td>△13,300人</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">40人学級 8,109人 その他 3,854人</td> </tr> <tr> <td>改善増</td> <td>11,963人</td> </tr> <tr> <td>ネット減</td> <td>△1,337人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(初任者研修分) 2,535人</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学等経常費補助金及び私立高等学校経常費助成費補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割等を勘案。 <table border="1" data-bbox="599 941 1058 1039"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>私立大学等経常費補助金</td> <td>2,486.5億円</td> <td>→ 2,520.5億円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校等経常費助成費補助金</td> <td>755億円</td> <td>→ 776億円</td> </tr> </table> ・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を図る。 <table border="1" data-bbox="599 1104 1058 1234"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金</td> <td>80.5億円</td> <td>→ 80.5億円</td> </tr> <tr> <td>私立大学研究設備整備費等補助金</td> <td>17.5億円</td> <td>→ 17.5億円</td> </tr> </table> ・配分の見直しについては、傾斜配分の強化、経営状況の反映等の観点から検討中。 <ul style="list-style-type: none"> ・教科書有償化問題について引き続き検討することとし、2年度予算では無償措置を継続。 <table border="1" data-bbox="599 1380 1058 1429"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>義務教育教科書購入費</td> <td>436億円</td> <td>→ 396億円</td> </tr> </table> 	(第5次計画分)				自然減	△13,300人	}	40人学級 8,109人 その他 3,854人	改善増	11,963人	ネット減	△1,337人	(初任者研修分) 2,535人					元年度	2年度	私立大学等経常費補助金	2,486.5億円	→ 2,520.5億円	私立高等学校等経常費助成費補助金	755億円	→ 776億円		元年度	2年度	私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金	80.5億円	→ 80.5億円	私立大学研究設備整備費等補助金	17.5億円	→ 17.5億円		元年度	2年度	義務教育教科書購入費	436億円	→ 396億円
(第5次計画分)																																									
自然減	△13,300人	}	40人学級 8,109人 その他 3,854人																																						
改善増	11,963人																																								
ネット減	△1,337人																																								
(初任者研修分) 2,535人																																									
	元年度	2年度																																							
私立大学等経常費補助金	2,486.5億円	→ 2,520.5億円																																							
私立高等学校等経常費助成費補助金	755億円	→ 776億円																																							
	元年度	2年度																																							
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金	80.5億円	→ 80.5億円																																							
私立大学研究設備整備費等補助金	17.5億円	→ 17.5億円																																							
	元年度	2年度																																							
義務教育教科書購入費	436億円	→ 396億円																																							

報告指摘事項	措置状況																																																																																	
<p>(6) 国立学校特別会計への繰入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学との均衡等を考慮して、国立大学の授業料を適正化。 ・学部別授業料の導入についても検討。 <p>(7) 科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種施策の優先順位を十分考慮し、その徹底した見直しを行いつつ、効果的・効率的に推進。 <p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の急速な国際情勢の変化等も踏まえながら、他の歳出項目との調和、正面と後方のバランスに配慮しつつ、引き続き抑制。 ・後年度負担についても規模の抑制を図ることが重要。 <p>4. 公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業関係費については、NTT事業を含めて前年度同水準とされている概算要求基準に沿って予算編成を行うことが適当。 ・公共事業の事業の実施に当たっては、中長期的に社会的ニーズ、社会資本の整備状況等を踏まえ、その優先度に十分配慮しながら、公共事業の重点化・効率化を図っていくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の授業料について私立大学との均衡等を考慮して引上げ。 <table border="1" data-bbox="612 256 1083 358"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>国立大学授業料 (昼間部の場合)</td> <td>339,600円</td> <td>→ 375,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(平成3年4月入学者から)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・学部別授業料の導入については、引き続き検討。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムの推進、フロンティア研究、創造的科学技术推進事業の実施等基礎的・創造的研究に重点的な資金配分を行う一方、既定プロジェクトについて緊要度に応じて進捗調整を行う等効果的・効率的な科学技術施策の推進に配慮。 <table border="1" data-bbox="612 574 1083 651"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興費</td> <td>4,480億円</td> <td>→ 4,755億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.4%</td> <td>6.1%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・円安・原油高等の要因はあるものの、最近の国際情勢等を勘案し、全体規模の圧縮に努力。 <table border="1" data-bbox="612 748 1083 846"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>39,198億円</td> <td>→ 41,593億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5.9%</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>(対GNP比)</td> <td>1.006%</td> <td>0.997%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・後年度負担 <table border="1" data-bbox="612 870 1083 946"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>後年度負担</td> <td>27,616億円</td> <td>→ 29,263億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.6%</td> <td>6.0%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業関係費については、NTT事業を含めて前年度と同水準を確保。 <table border="1" data-bbox="612 1044 1083 1141"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>74,274億円</td> <td>→ 74,447億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.0%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>うちNTT分</td> <td>12,300億円</td> <td>→ 12,300億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・事業別配分に当たっては、下水道、公園等をはじめとした生活関連事業等に配慮。 <table border="1" data-bbox="612 1214 1083 1479"> <tr> <td></td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> </tr> <tr> <td>下水道・環境衛生等</td> <td>11,917億円</td> <td>→ 11,997億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.6%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>うち公園等</td> <td>1,464億円</td> <td>→ 1,514億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.8%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td> { 公園</td> <td>1,200億円</td> <td>→ 1,211億円</td> </tr> <tr> <td> { 市街地再開</td> <td>264億円</td> <td>→ 303億円</td> </tr> <tr> <td> { 発等</td> <td>9.5%</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>74,274億円</td> <td>→ 74,447億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.0%</td> <td>0.2%</td> </tr> </table>		元年度	2年度	国立大学授業料 (昼間部の場合)	339,600円	→ 375,600円		(平成3年4月入学者から)			元年度	2年度	科学技術振興費	4,480億円	→ 4,755億円		7.4%	6.1%		元年度	2年度	防衛関係費	39,198億円	→ 41,593億円		5.9%	6.1%	(対GNP比)	1.006%	0.997%		元年度	2年度	後年度負担	27,616億円	→ 29,263億円		6.6%	6.0%		元年度	2年度	公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円		2.0%	0.2%	うちNTT分	12,300億円	→ 12,300億円		元年度	2年度	下水道・環境衛生等	11,917億円	→ 11,997億円		2.6%	0.7%	うち公園等	1,464億円	→ 1,514億円		3.8%	3.4%	{ 公園	1,200億円	→ 1,211億円	{ 市街地再開	264億円	→ 303億円	{ 発等	9.5%	14.8%	公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円		2.0%	0.2%
	元年度	2年度																																																																																
国立大学授業料 (昼間部の場合)	339,600円	→ 375,600円																																																																																
	(平成3年4月入学者から)																																																																																	
	元年度	2年度																																																																																
科学技術振興費	4,480億円	→ 4,755億円																																																																																
	7.4%	6.1%																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
防衛関係費	39,198億円	→ 41,593億円																																																																																
	5.9%	6.1%																																																																																
(対GNP比)	1.006%	0.997%																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
後年度負担	27,616億円	→ 29,263億円																																																																																
	6.6%	6.0%																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円																																																																																
	2.0%	0.2%																																																																																
うちNTT分	12,300億円	→ 12,300億円																																																																																
	元年度	2年度																																																																																
下水道・環境衛生等	11,917億円	→ 11,997億円																																																																																
	2.6%	0.7%																																																																																
うち公園等	1,464億円	→ 1,514億円																																																																																
	3.8%	3.4%																																																																																
{ 公園	1,200億円	→ 1,211億円																																																																																
{ 市街地再開	264億円	→ 303億円																																																																																
{ 発等	9.5%	14.8%																																																																																
公共事業関係費	74,274億円	→ 74,447億円																																																																																
	2.0%	0.2%																																																																																

報告指摘事項	措置状況																																
<p>5. 政府開発援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次中期目標を踏まえつつ、他の経費とのバランスにも十分配慮するとともに効果的・効率的な援助とするため、適切な評価や実施体制の充実、その内容の一層の改善に努めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政事情、他の経費とのバランス、第4次中期目標に沿ったODAの着実な拡充を図る必要性を総合勘案。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">元年度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> </tr> <tr> <td>一般会計ODA予算</td> <td style="text-align: right;">7,557億円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">8,175億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">7.8%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">8.2%</td> </tr> </table> ・効果的・効率的な援助の促進のため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 評価のための予算の拡充と評価体制の整備 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>〔 外務省に「評価室」、国際協力事業団に「評価監理課」を新設</td> <td></td> </tr> </table> ② 援助実施体制の強化 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>〔 外務省の経済協力担当</td> <td style="text-align: right;">22人増</td> </tr> <tr> <td>〔 国際協力事業団の定員</td> <td style="text-align: right;">44人増</td> </tr> <tr> <td>〔 援助人材育成振興費（新規）</td> <td style="text-align: right;">5億円</td> </tr> </table> ③ 援助の事前調査の充実 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>〔 国際協力事業団に無償資金協力関係の「調査審査課」を新設</td> <td></td> </tr> </table> 		元年度		2年度	一般会計ODA予算	7,557億円	→	8,175億円		7.8%		8.2%	〔 外務省に「評価室」、国際協力事業団に「評価監理課」を新設		〔 外務省の経済協力担当	22人増	〔 国際協力事業団の定員	44人増	〔 援助人材育成振興費（新規）	5億円	〔 国際協力事業団に無償資金協力関係の「調査審査課」を新設											
	元年度		2年度																														
一般会計ODA予算	7,557億円	→	8,175億円																														
	7.8%		8.2%																														
〔 外務省に「評価室」、国際協力事業団に「評価監理課」を新設																																	
〔 外務省の経済協力担当	22人増																																
〔 国際協力事業団の定員	44人増																																
〔 援助人材育成振興費（新規）	5億円																																
〔 国際協力事業団に無償資金協力関係の「調査審査課」を新設																																	
<p>6. 中小企業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の優先順位の選択を厳しく行いつつ、資金の重点的配分に努め、引き続き全体として総額の抑制を図るべき。 ・今後の中小企業施策の展開に当たっては、中小企業者の創意工夫を生かし、自主的な努力を促すことに主眼を置いて効果的・効率的な推進に努めることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">元年度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> </tr> <tr> <td>中小企業対策費</td> <td style="text-align: right;">1,942億円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">1,943億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">△0.5%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> </table> ・中小企業の活性化の推進 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">元年度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> </tr> <tr> <td>地域産業活性化推進事業</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">12億円</td> </tr> <tr> <td>〔 中小企業による地域の産業おこしの芽の起業化の支援</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>融合化開発促進事業等</td> <td style="text-align: right;">15億円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">16億円</td> </tr> <tr> <td>〔 異業種間の経営資源の融合化を通じた新分野開拓の支援</td> <td style="text-align: right;">18.5%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">6.8%</td> </tr> </table> 		元年度		2年度	中小企業対策費	1,942億円	→	1,943億円		△0.5%		0.1%		元年度		2年度	地域産業活性化推進事業	—	→	12億円	〔 中小企業による地域の産業おこしの芽の起業化の支援				融合化開発促進事業等	15億円	→	16億円	〔 異業種間の経営資源の融合化を通じた新分野開拓の支援	18.5%		6.8%
	元年度		2年度																														
中小企業対策費	1,942億円	→	1,943億円																														
	△0.5%		0.1%																														
	元年度		2年度																														
地域産業活性化推進事業	—	→	12億円																														
〔 中小企業による地域の産業おこしの芽の起業化の支援																																	
融合化開発促進事業等	15億円	→	16億円																														
〔 異業種間の経営資源の融合化を通じた新分野開拓の支援	18.5%		6.8%																														
<p>7. エネルギー対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の優先順位を厳しく見直す等により特別会計歳出を極力圧縮し、もって一般会計から特別会計への繰入れを抑制するよう努力することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 一般会計から石特会計への繰入れ <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">元年度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(要求)</td> <td style="text-align: center;">(決定)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,660億円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">4,100億円 → 3,880億円</td> </tr> </table> 	元年度		2年度		(要求)	(決定)	3,660億円	→	4,100億円 → 3,880億円																							
元年度		2年度																															
	(要求)	(決定)																															
3,660億円	→	4,100億円 → 3,880億円																															
<p>8. 農業</p> <p>(1) 食糧管理制度</p> <p>① 生産者及び消費者米麦価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の米麦価の決定を通じ内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減と併せて、米麦についてコスト逆ざやを更に縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">元年度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> </tr> <tr> <td>食糧管理費</td> <td style="text-align: right;">4,182億円</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">3,952億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 6.7%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 5.5%</td> </tr> </table> ・政府管理経費の縮減 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">元年度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> </tr> <tr> <td>食糧事務所定員</td> <td style="text-align: right;">13,376人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">12,786人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 650人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">△ 590人</td> </tr> </table> 		元年度		2年度	食糧管理費	4,182億円	→	3,952億円		△ 6.7%		△ 5.5%		元年度		2年度	食糧事務所定員	13,376人	→	12,786人		△ 650人	→	△ 590人								
	元年度		2年度																														
食糧管理費	4,182億円	→	3,952億円																														
	△ 6.7%		△ 5.5%																														
	元年度		2年度																														
食糧事務所定員	13,376人	→	12,786人																														
	△ 650人	→	△ 590人																														

報告指摘事項	措置状況																																																		
<p>② 自主流通米助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主流通米助成の大宗をなす良質米奨励金の在り方の見直し <p>③ 水田農業確立後期対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 3次の過剰を回避するとの観点からの適切な米の生産調整 生産者・生産者団体の主体的責任を持った取組み 対策期間終了時（平成4年度末）における転作奨励金依存からの脱却 <p>(2) その他の農業関係予算</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の農業関係予算についても、農村地域の持つ多面的役割にも配慮しつつ、施策の重点を中核農家等に置くこと等を通じ、合理化・重点化を進める。 <p>9. 国鉄改革</p> <p>(1) 長期債務等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期債務等の処理がいわば金利との競争であることを考慮し、12月19日の国鉄長期債務等の具体的処理方針についての閣議決定に沿った土地及びJR株式の早期かつ有利な処分等、諸般の施策を速やかに推進する必要。 	<p>(参考) 米麦価の推移</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">米価</th> <th colspan="2">麦価</th> </tr> <tr> <th>生産者</th> <th>消費者</th> <th>生産者</th> <th>消費者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△1.2</td> <td>△5.0</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>△5.95</td> <td>△2.5</td> <td>△4.9</td> <td>△6.2</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>△4.6</td> <td>△1.5</td> <td>△4.6</td> <td>△8.0</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△3.5</td> <td>△4.6</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 良質米奨励金の取扱いについては、最近の自主流通米の増加傾向、現在検討中の自主流通米の価格形成の場の設定等政府米と自主流通米の在り方をどうするかなど農政上の課題の一環として今後早急に検討。 転作等目標面積 83万ha（作柄、在庫数量等に応じ、調整することがある） （前期対策 77万ha＋米需給均衡化緊急対策30万^ト） 生産者、生産者団体の主体的取組の方策として、転作等目標面積の地域間調整を可能とする仕組みの創設。 水田農業確立助成補助金（いわゆる転作奨励金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額（一般作物）</td> <td>20千円/10a</td> <td>→ 14千円/10a</td> </tr> <tr> <td>総額（一般会計）</td> <td>1,711億円</td> <td>→ 1,511億円</td> </tr> </tbody> </table> 中核農家等に対する融資制度の充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 土地利用型農業経営体質強化資金の創設（融資枠 500億円） ② リーフ資金の金利負担の軽減（融資枠 200億円） 低コスト化水田農業大区画圃場整備事業の拡充 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>21億円</td> <td>→ 45億円</td> </tr> </tbody> </table> 農業農村活性化農業構造改革事業の発足 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0億円</td> <td>→ 89億円</td> </tr> </tbody> </table> ① 土地売却の促進を図るため、不動産の共有持分権に変換する予約権付の長期低利の借入を行う方式（不動産変換ローン）を梅田駅（南）等の中規模用地数ヶ所について実施するとともに、住都公団等への売却を促進すること等により、土地売却収入を要求5,000億円に対し、5,000億円積み増し1兆円とする。 ② 国庫助成1,510億円、新幹線鉄道保有機構からの収入2,355億円等に加え、上記のように土地処分収入1兆円を確保すること等により、長期債務等から発生する金利等（1.4兆円）を賄い、金利が金利を生む形で債務等が累増することを防止。 		米価		麦価		生産者	消費者	生産者	消費者	61	—	—	△1.2	△5.0	62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2	63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0	元	—	—	△3.5	△4.6		元年度	2年度	基本額（一般作物）	20千円/10a	→ 14千円/10a	総額（一般会計）	1,711億円	→ 1,511億円		元年度	2年度		21億円	→ 45億円		元年度	2年度		0億円	→ 89億円
	米価		麦価																																																
	生産者	消費者	生産者	消費者																																															
61	—	—	△1.2	△5.0																																															
62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2																																															
63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0																																															
元	—	—	△3.5	△4.6																																															
	元年度	2年度																																																	
基本額（一般作物）	20千円/10a	→ 14千円/10a																																																	
総額（一般会計）	1,711億円	→ 1,511億円																																																	
	元年度	2年度																																																	
	21億円	→ 45億円																																																	
	元年度	2年度																																																	
	0億円	→ 89億円																																																	

報告指摘事項	措置状況														
<p>(2) 鉄道共済年金問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成2年度以降毎年3,000億円の赤字が生ずる鉄道共済年金について、適切に対処することが必要。 <p>(3) 超電導磁気浮上方式鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件が技術開発の問題であって、将来の営業線の建設とは別問題であることに留意する必要。 将来の問題として、営業線の建設については、JR自らが経営判断する問題であり、また国鉄改革の趣旨等を勘案すれば、国がその建設費等を助成することは不適當。 <p>10. 地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き国と同一基調により経費の節減合理化を図り、地方財政計画の歳出の増加を抑制する必要。 特に、平成2年度においては平成元年度に引き続き大幅な財源余剰が見込まれることから、財政体質の早期の健全化を図るため交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の返済及び財源対策債償還基金の積増しを図る必要。 「ふるさと創生関連施策」に関しても、施策の効果について十分吟味検討しつつ、財政節度を保った適切な措置を講ずる必要。 	<p>③ 事業団の保有する帝都高速度交通営団に対する出資持分（再評価後 9,372億円）及び同額の有利子債務を一般会計に承継することにより、債務元本の償還に向けて第一歩を踏み出し、債務等の償還の基盤を確立。</p> <p>(注) 元年度補正予算においては、債務の累増を防止するため、国庫助成4,500億円を追加計上したところである。</p> <p>(参考) 長期債務等の推移 62年度首 63年度首 元年度首 2年度首 2年度末 25.5兆円→26.1兆円→26.9兆円→27.1兆円→26.2兆円 (実績見込) (見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第116回国会で成立をみた国共法改正法、制度間調整法等に基づき、適切に対処。 実用化に向けて、山梨に新実験線（長さ約43km、建設及び実験期間 2～9年度）を建設し、所要の技術開発を推進。 <table border="0" data-bbox="646 690 940 747"> <tr> <td>2年度事業費</td> <td>189.94億円</td> </tr> <tr> <td>うち国庫補助金</td> <td>20.17億円</td> </tr> </table> <p>(参考) 全体事業費等の見込み 全体事業費 約 3,500億円 うち国庫補助金 約 489億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年度の地方財政の規模は、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に従い、極力歳出の抑制に努めたところ。 <table border="0" data-bbox="611 982 1070 1079"> <tr> <td>歳出総額</td> <td>約 67兆2,000億円程度</td> <td>(7.0%増)</td> </tr> <tr> <td>同公債費、財源対策債償還基金、水準超経費除き</td> <td>約 55兆1,000億円程度</td> <td>(4.6%増)</td> </tr> </table> 2年度の地方財政取支見通しは、昨年度に引き続き大幅な財源余剰（3兆4,859億円）となり、これを地方財政の中期的な健全化等を図るため、 <table border="0" data-bbox="611 1153 1070 1226"> <tr> <td>① 交付税特会借入金の返済</td> <td>1兆4,106億円</td> </tr> <tr> <td>② 財源対策債償還基金の積増し</td> <td>2兆753億円</td> </tr> </table> の措置に充当 2年度においては、「ふるさと創生」関係の地方財政措置として、平成元年度のいわゆる1億円事業に引き続き、1億円事業に基づき市町村及び都道府県が行うソフト事業及びハード事業を支援する「地域づくり推進事業」（ふるさと創生推進事業）を創設。 	2年度事業費	189.94億円	うち国庫補助金	20.17億円	歳出総額	約 67兆2,000億円程度	(7.0%増)	同公債費、財源対策債償還基金、水準超経費除き	約 55兆1,000億円程度	(4.6%増)	① 交付税特会借入金の返済	1兆4,106億円	② 財源対策債償還基金の積増し	2兆753億円
2年度事業費	189.94億円														
うち国庫補助金	20.17億円														
歳出総額	約 67兆2,000億円程度	(7.0%増)													
同公債費、財源対策債償還基金、水準超経費除き	約 55兆1,000億円程度	(4.6%増)													
① 交付税特会借入金の返済	1兆4,106億円														
② 財源対策債償還基金の積増し	2兆753億円														

報告指摘事項	措置状況
<p>11. 補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等の整理合理化に当たっては、今般の国と地方の関係等に関する臨時行政改革推進審議会の答申における指摘をも勘案しつつ、今後とも不断の見直しを行っていく必要。 地方公共団体間の財政力格差の是正、財政資金の効率的使用等の観点から、普通交付税不交付団体に対する補助金等について、富裕団体調整を引き続き推進することが必要。 <p>12. 人件費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7次定員削減計画を着実に実施、新規増員の厳しい抑制により、引き続き定員を純減。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の廃止・縮小、零細補助金等の整理、類似補助金等の統合・メニュー化等の整理合理化を推進し、補助金等の総額を抑制。 補助金等の性格・内容を勘案しつつ財政資金の効率的使用の観点等から、これまでの調整措置の政令市への拡大、調整の対象補助金の拡充等の措置を講ずる。 第7次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し増員を厳に抑制することにより、引き続き国家公務員数の縮減を図る。 <p style="text-align: right;">元年度 2年度</p> <p>（国家公務員定数（純減） △3,069人→ △3,148人）</p>

（出所）『「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成2年度予算における主な措置状況
平成2年1月19日 大蔵省主計局 財政制度審議会総会（第6回）平成2年1月19日配付資料(2)（財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 総会編」179-187ページ）。

8-106 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案について

平成3年2月大蔵省

1. 法律案の趣旨

湾岸地域における平和回復活動を支援するため、湾岸平和基金に対し平成2年度一般会計補正予算（第2号）に基づき緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び一般会計の歳出予算等に係る節減に伴う同会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入によって償還すべき公債の発行に関する措置等について定めるものである。

2. 法律案の概要

(1) 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例（2年度一般会計歳入

1,125億円）

平成2年度一般会計補正予算（第2号）の歳出の財源に充てるため、同年度に外国為替資金特別会計から1,125億円を一般会計に繰り入れることとする。

(2) 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例（3年度国債整理基金特別会計歳入 2,017億円 4～6年度同特別会計歳入 992億円）

臨時特別公債の償還に充てるため、平成3年度に2,017億486万5千円、平成4年度から平成6年度までの間に991億6,166万5千円を一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れることとする。

(3) 臨時特別税の創設（3年度税収（国債整理基金特別会計歳入） 6,520億円、4年度税収（同特別会計歳入） 160億円、合計 6,680億円）

① 法人臨時特別税（3年度税収 4,360億円、4年度税収 40億円、合計 4,400億円）

イ) 納税義務者：法人税が課税される法人
ロ) 課税標準：各事業年度の基準法人税額から300万円を控除した残額

- ハ) 税率：2.5%
- ニ) 適用期間：1年間（平成3年度中に終了する事業年度）

② 石油臨時特別税（3年度税収 2,160億円、4年度税収 120億円、合計 2,280億円）

イ) 課税物件：原油、輸入石油製品、ガス
状炭化水素

ロ) 税率：原油、輸入石油製品1,020円/kl、
天然ガス360円/t、
その他のガス状炭化水素335円/t

ハ) 適用期間：1年間（平成3年4月から4年3月まで）

(4) 臨時特別公債の発行等（2年度一般会計歳入 9,689億円）

平成2年度の一般会計補正予算（第2号）の歳出の財源に充てるため、国会の議決を経た金額の範囲内で、上記(2)の一般会計からの繰入金及び(3)①②の臨時特別税の収入によって償還すべき公債（臨時特別公債）を発行することとし、発行した臨時特別公債及びその借換債は、平成6年度までの間に償還するこ

ととする。

(5) 臨時特別税収の用途等

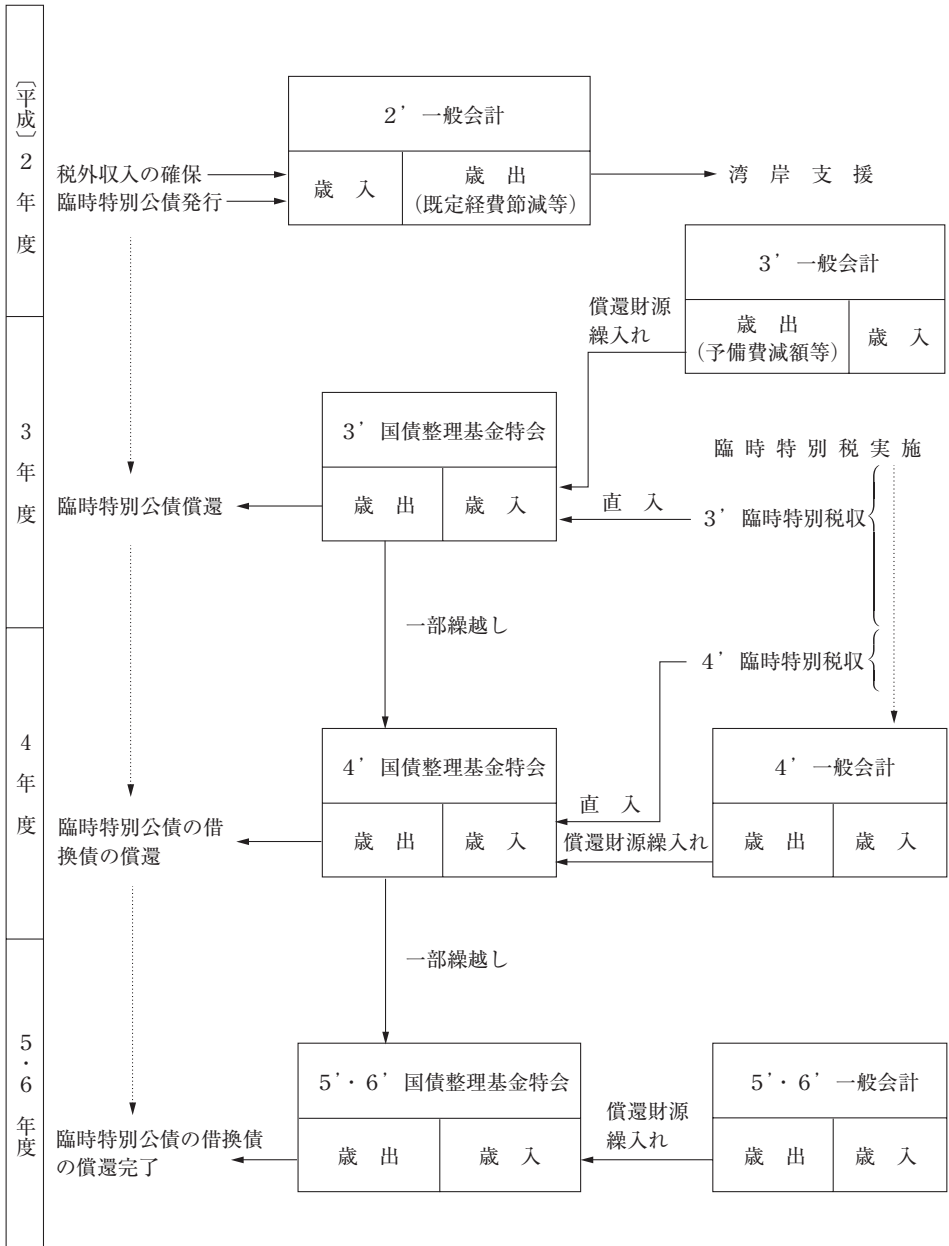
平成3年度及び平成4年度の臨時特別税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れることとし、当該税収及び平成3年度から平成6年度までの間の一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金は、臨時特別公債の元本相当分の償還の財源に充てることとする。

3. 法律案の成立時期

本法律案は、平成2年度補正予算（第2号）と一体不可分の財源法案であり、補正予算と合わせて早期に成立することが是非とも必要である。

(出所)「湾岸地域における平和回復運動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案について 平成3年2月 大蔵省」財政制度審議会総会（第6回）平成3年2月22日配付資料(3)（財政制度審議会「平成2年度 財政制度審議会資料集 総会編」308ページ）。

8-107 湾岸支援に係る財源措置の基本スキーム



(注) 「'」は平成の各年度を表す。

(出所) 財政制度審議会総会(第6回)平成3年2月22日配付資料(3)(財政制度審議会「平成2年度 財政制度審議会資料集 総会編」309ページ)。

【平成3年度】

8-108 平成3年度の財政事情

(単位：億円)

	2年度		3年度		備考
	(予算)	元・→2・ (中期展望)	2・→3・ (中期展望)	2・→3・	
(歳入)					
税	580,040	69,940	599,800	19,700	
税外収入	13,396	3,464	11,200	△2,200	
N T	13,000	0	0	△13,000	
公債	55,932	△15,178	51,900	△4,000	
特別公債	0	△13,310	0	0	
建設公債	55,932	△1,868	51,900	△4,000	
計	662,368	58,226	662,900	500	
(歳出)					
国債	142,886	26,237	151,000	8,100	○3・概算要求額(2・→3・概算要求額) 163,229 (20,343)
地方交付税	152,751	19,063	163,500	10,700	(うち元・剰余金3,121) 165,502 (12,751)
N T	13,000	0	13,000	0	13,000 (0)
一般歳出	353,731	12,926	372,000	(5.2%)	369,427 (15,696) (4.4%) (注) このほか概算要求に含まれていない
経常部門	281,099	12,400	298,700	18,269	給与・年金・共済・恩給に係る追加分
投資部門	72,632	526	73,300	17,601	を加えた実質的な要求の増加額は2兆
計	662,368	58,226	699,500	668	(これに対する要望額合計11,581) 711,158 (48,790) (7.4%)
要調整額			36,600	37,100	

(注) 3年度の計数は、「財政の中期展望」(2年3月7日予算委員会提出資料) によっている。

(出所) 財政制度審議会総会(第2回) 平成2年9月14日配付資料②「最近の財政事情について 平成2年9月14日 大蔵省主計局」1. (財政制度審議会「平成2

年度 財政制度審議会資料集 総会編」35ページ)。

8-109 平成3年度財政事情の概略試算

(単位：億円)

	2年度予算 (当初)		3年度予算		備考
	元	2	2	3	
(歳入)					
税					
収	580,040	69,940	618,000	±α 38,000	
税外収入	13,396	3,464	17,000	4,000	
N T T	13,000	0	(13,000)	(0)	
公債	55,932	▲15,178	52,000	▲4,000	2年度のNTT株式に売却中止に伴い、財源問題も含め検討 新中期目標に向けての初めでの予算であるので、可能な限り、公債発行額の縮減 を図り、公債依存度の引下げを行うことが必要。
計	662,368	58,226	687,000 (外13,000)	25,000	
(歳出)					
国債	142,886	26,237	160,000	17,000	概算要求額 (163,229) - 元 剰余金 (3,121)
地方交付税	152,751	19,063	165,000	±β 12,000	
N T T	13,000	0	13,000	0	
一般歳出	353,731	12,926	375,000	21,000	実質要求 = 3' 概算要求額 (15,700) + ペア関連追加分等 (約5,400)
経常部門	281,099	12,400			
投資部門	72,632	526			
計	662,368	58,226	713,000	51,000	
要調整額			13,000 ± (外13,000)	(α ± β)	NTT事業の財源を別にして要調整額を算出

(出所) 財政制度審議会総会 (第3回) (懇談会) 平成2年12月14日配付資料(1) (財政制度審議会「平成2年度 財政制度審議会資料集 総会編」71ページ)。

8-110 「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成3年度予算における主な措置状況

平成3年1月22日 大蔵省主計局

報告指摘事項	措置状況								
<p>1. 社会保障</p> <p>(1) 医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の強化、指導監督の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。 ・医療費に基づく都道府県の医療計画を基準としつつ、病院・病床等の適正配置を推進。 <p>(2) 老人保健制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正等を内容とする診療報酬支払方式面での対応により、医療費の無駄を省くとともに、「高齢者保健福祉推進10か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉など総合的な施策を推進。 ・今後の老人医療の費用負担の在り方について、所得保障（年金）水準の向上といった状況も踏まえ、患者自己負担について実効ある適正化方策を見出すことを中心に、医療保障全般との関連も念頭に置きつつ検討。 <p>(3) 生活保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の一層の適正化 <p>(4) 児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当制度の見直しについては、過去、当審議会で行われた指摘も踏まえて検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化 ・長期入院の適正化等老人医療費の適正化 ・国保連合会等における審査体制の強化 ・支払基金における重点審査の拡充 ・地域医療計画に係る病床規制の実施 ・長期入院の適正化等老人医療費の適正化 ・「高齢者保健福祉推進10か年戦略」の着実な推進 ① 在宅福祉対策の緊急整備 ホームヘルパーの大幅な増員（36千人→41千人、5千人増）等 ② 施設の緊急整備 特別養護老人ホームの緊急整備（172千床→182千床、10千床増）等 ③ 福祉マンパワー対策 福祉人材情報センターの整備（15県）等 ・老人保健制度の見直し ① 在宅医療の推進等（訪問看護療養費制度の創設） ② 老人医療費の中の介護の部分（老人保健施設療養費及び介護体制の整った老人病院の入院医療費）に対する公費負担の拡大〔3年7月実施〕 ③ 一部負担の見直し〔3年7月実施〕 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外来 800円/月 → 1,000円/月 ・入院 400円/日 → 800円/日 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>（低所得者の入院一部負担は、現行どおり）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医療費スライド制の導入</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ④ 老人保健基盤安定助成措置の継続、拡充 （助成額 750億円 → 850億円） ・不正受給ケースの重点調査指導、医療扶助の適正化など引き続き適正化に努力。 ・児童手当制度の見直し ① 支給対象を第1子に拡大（現行は第2子以降） ② 支給月額引上げ <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子 — → 5,000円 ・第2子 2,500円 → 5,000円 ・第3子以降 5,000円 → 10,000円 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ③ 支給期間を3歳未満に重点化（現行は義務教育就学前） <p>（注）上記の改正は、4年1月から実施し、所要の経過措置を設ける。</p>	{	<ul style="list-style-type: none"> ・外来 800円/月 → 1,000円/月 ・入院 400円/日 → 800円/日 		（低所得者の入院一部負担は、現行どおり）		・医療費スライド制の導入	{	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子 — → 5,000円 ・第2子 2,500円 → 5,000円 ・第3子以降 5,000円 → 10,000円
{	<ul style="list-style-type: none"> ・外来 800円/月 → 1,000円/月 ・入院 400円/日 → 800円/日 								
	（低所得者の入院一部負担は、現行どおり）								
	・医療費スライド制の導入								
{	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子 — → 5,000円 ・第2子 2,500円 → 5,000円 ・第3子以降 5,000円 → 10,000円 								

報告指摘事項	措置状況																																					
<p>(5) 恩給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進。また、新規の個別改善は行わない。 <p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 教育改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の基本方針を踏まえ、教育関係予算の中で、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対処。 <p>(2) 義務教育費国庫負担制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを行う必要。 <p>(3) 第5次学級編制及び教職員定数改善計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政事情等を勘案し、その取扱いを検討。 <p>(4) 私学助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き総額抑制を図るとともに重点的・効率的配分等内容の見直しを推進。 <p>(5) 義務教育教科書無償給与制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償化について引き続き検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員給与改善率、消費者物価上昇率等諸般の事情を総合勘案して恩給年額を引き上げる（3.72%）とともに各種加算を引上げ。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種施策について、効率化・重点化に努めつつ、初任者研修の本格的実施等引き続き教育改革を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・共済費追加費用等について5年度までの暫定措置として引き続き負担率を引下げ（1/2→1/3）。 ・事務職員、栄養職員に対する国庫負担については、引き続き検討することとし、国庫負担を継続。 <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる標準法の規定等を勘案し、第5次学級編制及び教職員定数改善計画の最終年度として、計画の達成を図る。 (第5次計画分) <table border="1" data-bbox="624 727 1059 873" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自然減等</td> <td style="padding: 2px;">△13,535人</td> <td rowspan="3" style="padding: 2px; vertical-align: middle;"> $\left\{ \begin{array}{ll} 40人学級 & 8,006人 \\ \text{その他} & 15,412人 \end{array} \right.$ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">改善増</td> <td style="padding: 2px;">23,418人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ネット増</td> <td style="padding: 2px;">9,883人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px; border-top: 1px solid black;">(初任者研修分)</td> <td style="padding: 2px; border-top: 1px solid black;">372人</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学等経常費補助金及び私立高等学校経常費助成費補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割等を総合的に勘案しつつ、極力総額の抑制を図る。 <table border="1" data-bbox="606 1019 1071 1317" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私立大学等経常費補助金</td> <td style="padding: 2px;">2,520.5億円</td> <td style="padding: 2px;">2,559.5億円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私立高等学校等経常費助成費補助金</td> <td style="padding: 2px;">766億円</td> <td style="padding: 2px;">799億円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を図る。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金</td> <td style="padding: 2px;">80.5億円</td> <td style="padding: 2px;">81.5億円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私立大学研究設備整備費等補助金</td> <td style="padding: 2px;">17.5億円</td> <td style="padding: 2px;">20.5億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書有償化問題について引き続き検討することとし、3年度予算では無償措置を継続。 <table border="1" data-bbox="606 1414 1071 1463" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">義務教育教科書購入費</td> <td style="padding: 2px;">396億円</td> <td style="padding: 2px;">433億円</td> </tr> </table>	自然減等	△13,535人	$\left\{ \begin{array}{ll} 40人学級 & 8,006人 \\ \text{その他} & 15,412人 \end{array} \right.$	改善増	23,418人	ネット増	9,883人	(初任者研修分)		372人		2年度	3年度	私立大学等経常費補助金	2,520.5億円	2,559.5億円	私立高等学校等経常費助成費補助金	766億円	799億円	・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を図る。				2年度	3年度	私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金	80.5億円	81.5億円	私立大学研究設備整備費等補助金	17.5億円	20.5億円		2年度	3年度	義務教育教科書購入費	396億円	433億円
自然減等	△13,535人	$\left\{ \begin{array}{ll} 40人学級 & 8,006人 \\ \text{その他} & 15,412人 \end{array} \right.$																																				
改善増	23,418人																																					
ネット増	9,883人																																					
(初任者研修分)		372人																																				
	2年度	3年度																																				
私立大学等経常費補助金	2,520.5億円	2,559.5億円																																				
私立高等学校等経常費助成費補助金	766億円	799億円																																				
・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を図る。																																						
	2年度	3年度																																				
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金	80.5億円	81.5億円																																				
私立大学研究設備整備費等補助金	17.5億円	20.5億円																																				
	2年度	3年度																																				
義務教育教科書購入費	396億円	433億円																																				

報告指摘事項	措置状況																								
<p>(6) 国立学校特別会計への繰入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学の入学科・検定料について、国立大学に関する費用の在り方、私立大学との均衡等を考慮して適正化を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学の入学科・検定料について、国立大学に関する費用の在り方、私立大学との均衡等を考慮して引上げ。 <table border="1" data-bbox="592 289 1051 581"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立大学入学科 (昼間部の場合)</td> <td>206,000円</td> <td>→ 236,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{うち消費税 6,000円}</td> <td>{うち消費税 6,900円}</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(平成4年4月入学者から)</td> </tr> <tr> <td>国立大学検定料 (昼間部の場合)</td> <td>25,000円</td> <td>→ 27,000円</td> </tr> <tr> <td>入試センター試験</td> <td>12,000円</td> <td>→ 13,000円</td> </tr> <tr> <td>二次試験</td> <td>13,000円</td> <td>→ 14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(平成4年入学志願者から)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学の授業料についても、学部別授業料の検討等も含め適正化を推進。 学部別授業料の導入については、引き続き検討。 		2年度	3年度	国立大学入学科 (昼間部の場合)	206,000円	→ 236,900円		{うち消費税 6,000円}	{うち消費税 6,900円}		(平成4年4月入学者から)		国立大学検定料 (昼間部の場合)	25,000円	→ 27,000円	入試センター試験	12,000円	→ 13,000円	二次試験	13,000円	→ 14,000円		(平成4年入学志願者から)	
	2年度	3年度																							
国立大学入学科 (昼間部の場合)	206,000円	→ 236,900円																							
	{うち消費税 6,000円}	{うち消費税 6,900円}																							
	(平成4年4月入学者から)																								
国立大学検定料 (昼間部の場合)	25,000円	→ 27,000円																							
入試センター試験	12,000円	→ 13,000円																							
二次試験	13,000円	→ 14,000円																							
	(平成4年入学志願者から)																								
<p>(7) 科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種施設の優先順位を充分考慮し、その徹底した見直しを行いつつ、効果的・効率的に推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 創造科学技術推進事業、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム等基礎的・創造的研究に重点的な資金配分を行う一方、既定プロジェクトについて緊要度に応じて進捗調整を行う等効果的・効率的な科学技術施策の推進に配慮。 																								
<p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近の急速な国際情勢の変化等も踏まえ、今回策定された「中期防」に沿って、効率的で節度ある防衛力の整備を行うことが重要。そのような考え方の下、他の歳出項目との調和に一層留意するとともに、正面を思い切って抑制し、正面と後方のバランスに留意しつつ、引き続き抑制。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件・糧食費や歳出化経費等の増加要因はあるものの、全体規模の圧縮に努力。 <table border="1" data-bbox="592 906 1051 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>41,593億円</td> <td>→ 43,870億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.1%</td> <td>→ 5.47%</td> </tr> <tr> <td>(対GNP比)</td> <td>0.997%</td> <td>→ 0.955%</td> </tr> </tbody> </table>		2年度	3年度	防衛関係費	41,593億円	→ 43,870億円		6.1%	→ 5.47%	(対GNP比)	0.997%	→ 0.955%												
	2年度	3年度																							
防衛関係費	41,593億円	→ 43,870億円																							
	6.1%	→ 5.47%																							
(対GNP比)	0.997%	→ 0.955%																							
<ul style="list-style-type: none"> 後年度負担についても規模の抑制を図ることが重要。 	<table border="1" data-bbox="592 1036 1051 1133"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後年度負担</td> <td>29,263億円</td> <td>→ 29,612億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.0%</td> <td>→ 1.2%</td> </tr> <tr> <td>うち正面(新規)</td> <td>5.1%</td> <td>→ △6.8%</td> </tr> </tbody> </table>		2年度	3年度	後年度負担	29,263億円	→ 29,612億円		6.0%	→ 1.2%	うち正面(新規)	5.1%	→ △6.8%												
	2年度	3年度																							
後年度負担	29,263億円	→ 29,612億円																							
	6.0%	→ 1.2%																							
うち正面(新規)	5.1%	→ △6.8%																							
<p>4. 公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業関係費については、原則として前年度同水準としつつ国民生活の質の向上に重点を置いた社会資本整備の重要性にかんがみ生活関連重点化枠の追加等を行うこととした概算要求基準に沿って予算編成を行うことが適当。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業関係費については、生活関連重点化枠(1,750億円)などを通じて所要の水準を確保しつつ国民生活の質の向上に重点を置いた分野に配慮。 (注) 補助負担率については、5年度末までの暫定措置として、昭和61年度の補助負担率を適用。 <table border="1" data-bbox="592 1295 1051 1513"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>74,447億円</td> <td>→ 78,197億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2%</td> <td>→ 5.0%</td> </tr> <tr> <td>うち一般会計分</td> <td>62,147億円</td> <td>→ 65,897億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.3%</td> <td>→ 6.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>{うち生活関 連重点化枠 1,750億円}</td> </tr> <tr> <td>うちNTT分</td> <td>12,300億円</td> <td>→ 12,300億円</td> </tr> </tbody> </table>		2年度	3年度	公共事業関係費	74,447億円	→ 78,197億円		0.2%	→ 5.0%	うち一般会計分	62,147億円	→ 65,897億円		0.3%	→ 6.0%			{うち生活関 連重点化枠 1,750億円}	うちNTT分	12,300億円	→ 12,300億円			
	2年度	3年度																							
公共事業関係費	74,447億円	→ 78,197億円																							
	0.2%	→ 5.0%																							
うち一般会計分	62,147億円	→ 65,897億円																							
	0.3%	→ 6.0%																							
		{うち生活関 連重点化枠 1,750億円}																							
うちNTT分	12,300億円	→ 12,300億円																							

報告指摘事項	措置状況																																															
<p>・公共事業の配分に当たっては、経済社会の動向、社会資本の整備状況等を踏まえ、今後とも中長期的視点から重点的・効率的な配分に留意して対応すべき。</p> <p>・公共事業の実施に当たっては、その優先度等に十分留意しながら、事業の重点化を図るとともに、各事業間において効率的な執行が確保されるよう留意すべき。</p> <p>・その際、計画的な土地利用の促進と地価の安定が円滑かつ効率的な社会資本整備のために不可欠。</p> <p>5. 政府開発援助</p> <p>・第4次中期目標を踏まえつつ、他の経費とのバランスにも十分配慮するとともに、効果的・効率的な援助とするため、適切な評価やその内容の一層の改善に努めるべき。</p> <p>6. 中小企業対策</p> <p>・施策の優先順位を選択を厳しく行いつつ、資金の重点的配分に努め、引き続き全体として総額の抑制を図るべき。</p>	<p>・事業別配分に当たっては、生活関連重点化枠（1,750億円）などを通して下水道、環境衛生、公園等の事業に配慮。</p> <table border="1" data-bbox="605 256 1067 602"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道</td> <td>8,258億円 0.3%</td> <td>→ 8,763億円 6.1%</td> </tr> <tr> <td>環境衛生</td> <td>2,225億円 0.3%</td> <td>→ 2,361億円 6.1%</td> </tr> <tr> <td>公園等</td> <td>1,514億円 3.4%</td> <td>→ 1,634億円 7.9%</td> </tr> <tr> <td> { 公園</td> <td>1,211億円 0.9%</td> <td>→ 1,273億円 5.2%</td> </tr> <tr> <td> { 市街地再 { 開発等</td> <td>303億円 14.8%</td> <td>→ 361億円 18.9%</td> </tr> <tr> <td>(参考) 公共事業関係費</td> <td>74,447億円 0.2%</td> <td>→ 78,197億円 5.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業間の調整については、国土総合開発事業調整費（3年度120億円）を活用するほか、特に事業を実施する地方公共団体、事業官庁相互間において十分な調整を図るよう要請。</p> <p>・土地基本法等に基づき計画的な土地利用と地価対策を推進。</p> <p>・厳しい財政事情、第4次中期目標、他の経費とのバランス等を総合勘案し、政府開発援助予算について8.0%増を確保。</p> <table border="1" data-bbox="605 922 1067 995"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計ODA予算</td> <td>8,175億円 8.2%</td> <td>→ 8,831億円 8.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・効果的・効率的な援助の促進のため、</p> <p>① 評価のための予算の拡充と評価体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="605 1044 1009 1144"> <tbody> <tr> <td>国際的専門家による評価調査</td> <td>2名増</td> </tr> <tr> <td>国別評価調査</td> <td>4名増</td> </tr> <tr> <td>詳細評価調査ミッション（新規）</td> <td>2名増</td> </tr> <tr> <td>有識者による評価調査</td> <td>2名増</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 援助実施体制の強化</p> <table border="1" data-bbox="605 1166 958 1239"> <tbody> <tr> <td>外務省の経済協力担当</td> <td>19名増</td> </tr> <tr> <td>国際協力事業団の定員</td> <td>44名増</td> </tr> <tr> <td>援助人材育成振興費</td> <td>7億円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="605 1295 1067 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業対策費</td> <td>1,943億円 0.1%</td> <td>→ 1,950億円 0.3%</td> </tr> </tbody> </table>		2年度	3年度	下水道	8,258億円 0.3%	→ 8,763億円 6.1%	環境衛生	2,225億円 0.3%	→ 2,361億円 6.1%	公園等	1,514億円 3.4%	→ 1,634億円 7.9%	{ 公園	1,211億円 0.9%	→ 1,273億円 5.2%	{ 市街地再 { 開発等	303億円 14.8%	→ 361億円 18.9%	(参考) 公共事業関係費	74,447億円 0.2%	→ 78,197億円 5.0%		2年度	3年度	一般会計ODA予算	8,175億円 8.2%	→ 8,831億円 8.0%	国際的専門家による評価調査	2名増	国別評価調査	4名増	詳細評価調査ミッション（新規）	2名増	有識者による評価調査	2名増	外務省の経済協力担当	19名増	国際協力事業団の定員	44名増	援助人材育成振興費	7億円		2年度	3年度	中小企業対策費	1,943億円 0.1%	→ 1,950億円 0.3%
	2年度	3年度																																														
下水道	8,258億円 0.3%	→ 8,763億円 6.1%																																														
環境衛生	2,225億円 0.3%	→ 2,361億円 6.1%																																														
公園等	1,514億円 3.4%	→ 1,634億円 7.9%																																														
{ 公園	1,211億円 0.9%	→ 1,273億円 5.2%																																														
{ 市街地再 { 開発等	303億円 14.8%	→ 361億円 18.9%																																														
(参考) 公共事業関係費	74,447億円 0.2%	→ 78,197億円 5.0%																																														
	2年度	3年度																																														
一般会計ODA予算	8,175億円 8.2%	→ 8,831億円 8.0%																																														
国際的専門家による評価調査	2名増																																															
国別評価調査	4名増																																															
詳細評価調査ミッション（新規）	2名増																																															
有識者による評価調査	2名増																																															
外務省の経済協力担当	19名増																																															
国際協力事業団の定員	44名増																																															
援助人材育成振興費	7億円																																															
	2年度	3年度																																														
中小企業対策費	1,943億円 0.1%	→ 1,950億円 0.3%																																														

報告指摘事項	措置状況																																																																																	
<p>・今後の中小企業対策については、中小企業者の自助努力を前提とした支援策を適切に講じていく。</p> <p>7. エネルギー対策</p> <p>・施策の優先順位を厳しく見直す等により特別会計歳出を極力圧縮し、もって一般会計から特別会計への繰入れを抑制するよう努力することが必要。</p> <p>8. 農業</p> <p>(1) 農業関係予算の合理化・重点化</p> <p>・農村地域の持つ多面的役割にも配慮しつつ、施策の重点を内外の諸情勢の変化に対応した農地の集積、農業の担い手の育成等に置き、その合理化・重点化を進めていく必要。</p> <p>(2) 食糧管理制度</p> <p>・今後の米麦価の決定を通じ、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減と合わせて、米麦についてのコスト逆ぎやの縮小を更に進めていく必要。</p> <p>・生産者米価に関しては、価格による需給調整機能の強化を図るとともに、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置き、稲作の生産性の向上とコスト通減を反映していくべき。</p>	<p>・中小企業の活性化の推進</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> </tr> <tr> <td>大店法規制緩和関連対策</td> <td style="text-align: right;">46億円</td> <td style="text-align: right;">158億円</td> </tr> <tr> <td>職場としての中小企業の魅力の向上</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">14億円</td> </tr> <tr> <td>地域中小企業創造力形成事業</td> <td style="text-align: right;">7億円</td> <td style="text-align: right;">14億円</td> </tr> </table> <p>（一般会計から石特会計への繰入れ）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">2年度</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">3年度</td> <td style="width: 34%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(要求)</td> <td style="text-align: center;">(決定)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,880億円</td> <td style="text-align: right;">→ 4,470億円</td> <td style="text-align: right;">→ 4,320億円</td> </tr> </table> <p>・主要経費の名称変更 （農業基盤整備費 → 農業農村整備事業費） 農業の生産性向上のための生産基盤の整備に加え、農村の生活環境の整備等の役割の明確化。</p> <p>・農業集落排水事業</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">2年度</td> <td style="width: 50%;">3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">311億円</td> <td style="text-align: right;">622億円</td> </tr> </table> <p>・21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業の創設</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">2年度</td> <td style="width: 50%;">3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">45億円</td> </tr> </table> <p>・担い手育成確保対策 地域内で農業後継者を育成する等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">2年度</td> <td style="width: 50%;">3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">8億円</td> </tr> </table> <p>（食糧管理費）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> </tr> <tr> <td>食糧管理費</td> <td style="text-align: right;">3,952億円</td> <td style="text-align: right;">3,732億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">△5.6%</td> </tr> </table> <p>・政府管理経費の縮減</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> </tr> <tr> <td>食糧事務所定員</td> <td style="text-align: right;">12,786人</td> <td style="text-align: right;">12,226人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">△560人</td> </tr> </table> <p>(参考) 米麦価の推移</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">米価</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">麦価</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">生産者</td> <td style="text-align: center;">消費者</td> <td style="text-align: center;">生産者</td> <td style="text-align: center;">消費者</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td style="text-align: right;">△5.95</td> <td style="text-align: right;">△2.5</td> <td style="text-align: right;">△4.9</td> <td style="text-align: right;">△6.2</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td style="text-align: right;">△4.6</td> <td style="text-align: right;">△1.5</td> <td style="text-align: right;">△4.6</td> <td style="text-align: right;">△8.0</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">△3.5</td> <td style="text-align: right;">△4.6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">△1.5</td> <td style="text-align: right;">△1.0</td> <td style="text-align: right;">△3.9</td> <td style="text-align: right;">△5.1</td> </tr> </table> <p>・生産者米価算定方式について、我が国水田農業の今後の在り方等を踏まえ、平成3年産米の政府買入価格の決定までにその取扱いを検討。</p>		2年度	3年度	大店法規制緩和関連対策	46億円	158億円	職場としての中小企業の魅力の向上	—	14億円	地域中小企業創造力形成事業	7億円	14億円	2年度	3年度			(要求)	(決定)	3,880億円	→ 4,470億円	→ 4,320億円	2年度	3年度	311億円	622億円	2年度	3年度	—	45億円	2年度	3年度	—	8億円		2年度	3年度	食糧管理費	3,952億円	3,732億円			△5.6%		2年度	3年度	食糧事務所定員	12,786人	12,226人			△560人		米価		麦価			生産者	消費者	生産者	消費者	62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2	63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0	元	—	—	△3.5	△4.6	2	△1.5	△1.0	△3.9	△5.1
	2年度	3年度																																																																																
大店法規制緩和関連対策	46億円	158億円																																																																																
職場としての中小企業の魅力の向上	—	14億円																																																																																
地域中小企業創造力形成事業	7億円	14億円																																																																																
2年度	3年度																																																																																	
	(要求)	(決定)																																																																																
3,880億円	→ 4,470億円	→ 4,320億円																																																																																
2年度	3年度																																																																																	
311億円	622億円																																																																																	
2年度	3年度																																																																																	
—	45億円																																																																																	
2年度	3年度																																																																																	
—	8億円																																																																																	
	2年度	3年度																																																																																
食糧管理費	3,952億円	3,732億円																																																																																
		△5.6%																																																																																
	2年度	3年度																																																																																
食糧事務所定員	12,786人	12,226人																																																																																
		△560人																																																																																
	米価		麦価																																																																															
	生産者	消費者	生産者	消費者																																																																														
62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2																																																																														
63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0																																																																														
元	—	—	△3.5	△4.6																																																																														
2	△1.5	△1.0	△3.9	△5.1																																																																														

報告指摘事項	措置状況																											
<p>9. 鉄道</p> <p>(1) 国鉄清算事業団の債務等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな土地処分方法の実施、効果的なJR株式の処分を図ること等により、国鉄清算事業団の債務等の本格的な処理の早期実現を目指す必要。 <p>(2) 鉄道整備基金（仮称）の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設新幹線施設を、その資産価値に応じた適切な譲渡価格によりJR3社に対し譲渡し、鉄道助成の実施を図るため、当該譲渡収入等を財源とした鉄道整備基金（仮称）を設立する。 <p>(3) 整備新幹線問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備新幹線の建設については、国鉄改革、行財政改革の趣旨に反しないよう、現在の規格案等を堅持し、適切に対処する必要がある。 特に、新たな区間等に着工する場合は、当該区間の並行在来線の取扱い、建設費、収支採算性等に關し、具体的な結論を得たのち、これを行う必要。 	<p>① 土地処分については、地価対策に配慮しつつ一般競争入札による処分の拡大に努めるとともに、随意契約、土地信託方式、建物付土地売却方式及び不動産変換ローン方式による処分の拡大を図り、土地売却収入1.5兆円（2年度1兆円）を確保する。 更に、事業団の保有する出資会社の株式に変換する予約権付の低利事業団債を発行する方式を3年度以降実施するため、清算事業団法の改正等所要の措置を講ずる。</p> <p>② JR株式については、国鉄改革の趣旨に沿って3年度には処分を開始する方向で引き続き検討、準備を進める。3年度予算においては、とりあえず、JR株式売却収入として1,504億円（売却株式数200万株、売却価格75,178円〔JR3社の1株当たり純資産額の平均〕）を計上している。</p> <p>③ 3年度の清算事業団補助金については、過去債務の発生利子の一定割合を補助することとし、1,004億円を確保している。</p> <p>④ この結果、清算事業団の債務等の残高は、4年度首において、3年度首より0.4兆円減少し、25.8兆円となる見込みである。</p> <p>(参考) 清算事業団債務等の推移</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>62</td> <td>63</td> <td>元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>(年度首)</td> </tr> <tr> <td>25.5</td> <td>→26.1</td> <td>→26.9</td> <td>→27.1</td> <td>→26.2</td> <td>→25.8</td> <td>(兆円)</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">(見込み)</td> </tr> </table> <p>・一般会計等からの助成、既設新幹線譲渡収入等を財源として鉄道助成を総合的に実施する特殊法人鉄道整備基金（仮称）を設立し、大都市鉄道、整備新幹線等の鉄道整備の計画的かつ着実な推進を図る。</p> <p>① 一般会計等からの助成の充実・強化</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>2年度</td> <td>3年度</td> </tr> <tr> <td>907億円</td> <td>→ 1,223億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(対前年度比317億円、34.9%増)</td> </tr> </table> <p>② 無利子貸付制度の創設 既設新幹線譲渡収入の一部を活用して、大都市鉄道及び幹線鉄道の整備に対する無利子貸付制度を創設することとし、3年度は、大都市鉄道123億円、幹線鉄道35億円、総額158億円の無利子貸付を実施する。</p> <p>① 63年8月及び元年1月の政府・与党申合せにおいて決定された基本スキーム（規格案等）に基づき、元年度に着工した北陸新幹線高崎・軽井沢間の建設を推進するとともに、北陸新幹線軽井沢・長野間、東北新幹線盛岡・青森間及び九州新幹線八代・西鹿尾間については、3年度において所要の認可等の手続きを経て、その建設に着手する。</p>	62	63	元	2	3	4	(年度首)	25.5	→26.1	→26.9	→27.1	→26.2	→25.8	(兆円)	(見込み)							2年度	3年度	907億円	→ 1,223億円	(対前年度比317億円、34.9%増)	
62	63	元	2	3	4	(年度首)																						
25.5	→26.1	→26.9	→27.1	→26.2	→25.8	(兆円)																						
(見込み)																												
2年度	3年度																											
907億円	→ 1,223億円																											
(対前年度比317億円、34.9%増)																												

報告指摘事項	措置状況
<p>10. 地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、地方財政計画の歳出の増加を抑制することが重要。 ・地方投資単独事業の伸びについては、「公共投資基本計画」を踏まえ、所要のものは確保する必要があるが、インフレや景気過熱を招かず持続的な経済成長が図れるよう、適正・合理的なものとする必要がある。 ・平成3年度において財源余剰が見込まれる場合には、地方財政の中期的な健全化を図るため、財源余剰を交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の返済及び財源対策償還基金の積増しに充てる必要。 ・平成元年度、2年度に引き続き大幅な財源余剰となれば、今後、地方交付税法第6条の3第2項の適用が検討課題。 <p>11. 補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の整理合理化に当たっては、国と地方の関係等に関する臨時行政改革推進審議会の答申等において示された具体的な改革策に基づき、今後とも一層の見直しを行っていく必要がある。 ・公共事業、義務教育共済費追加費用等に係る補助率等の暫定期間終了後の取扱いについては、社会経済情勢の変化、国と地方の機能分担・費用負担の在り方、国と地方の財政事情、公共事業に係る事業費確保の要請等を勘案し、幅広い観点から総合的に検討して適切に対処する必要がある。 	<p>② 北陸新幹線高岡・金沢間については、並行在来線問題の検討状況等を勘案し、「整備新幹線着工調整費（仮称）」を計上する。 (注) 今回の政府・与党申合せにおいて、建設着工する区間の並行在来線は、開業時にJRの経営から分離することを認可前に確認することが明記された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度の地方財政の規模は、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に従い、極力歳出の抑制に努めたところ。 歳出総額 約 70兆9,000億円程度 (5.6%増) ・投資単独事業については、3年度の経済情勢や地方財政収支見通しにおける財政状況等を勘案しつつ、国の公共事業等と相まって、インフレや景気過熱を招かず持続的な経済成長が図れるよう、3年度は10%の伸びを見込んでいる。 ・3年度の地方財政収支見通しは、元年度、2年度に引き続き大幅な財源余剰（3兆6,902億円）となり、これを地方財政の中期的な健全化等を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 交付税特会借入金の返済 9,897億円 ② 財源対策償還基金の積増し 2,963億円 ③ 調整償還基金の積立て 1兆6,497億円 の措置を講じた上で、59年度改革に基づく地方交付税法附則第3条等による地方交付税の年度間調整としての特例減額（5,000億円）を行った。 ・3年度の地方財政収支見通しは、元年度、2年度に引き続き大幅な財源余剰となり、地方交付税法第6条の3第2項に該当する事態であるが、財源不足時代等に生じた特例的な借金がお残っている状況等にあるため、同項に基づく国と地方の財源配分調整は行わず、今後の検討課題とした。 ・補助事業の廃止・縮小、零細補助金等の整理、類似補助金等の統合・メニュー化等の整理合理化を推進し、補助金等の総額を抑制 <p>① 公共事業等に係る補助率等については、5年度までの暫定措置として、61年度に適用された補助率等とする。 また、行革審答申等を踏まえ、体系化・簡素化等の観点から、関係省庁間で総合的検討を進め、暫定期間内（5年度末まで）に結論を得よう最大限努力し、その上で経済・財政事情、各公共施設の整備状況等を踏まえつつ、可能なものから逐次実施に移すものとする。</p>

報告指摘事項	措置状況
<p>・地方公共団体間の財政力格差の是正、財政資金の効率的使用等の観点から、普通交付税不交付団体に対する補助金等について、富裕団体調整を引き続き推進することが必要である。</p> <p>12. 人件費の抑制</p> <p>・第7次定員削減計画を着実に実施、新規増員の厳しい抑制により、引き続き定員を純減。</p>	<p>② 義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用等に要する経費等に係る負担率については、5年度までの暫定措置として、引き続き61年度に適用された負担率、すなわち2年度まで適用されている負担率（1／3）とする。</p> <p>・補助金等の性格・内容を勘案しつつ財政資金の効率的使用の観点等から、引き続き従来の調整措置の範囲を拡充する等地方公共団体の財政力に応じた措置を講ずる。</p> <p>・第7次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要なとされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し増員を厳に抑制することにより、引き続き国家公務員数の縮減を図る。</p> <p style="text-align: center;">2年度 3年度</p> <p>（国家公務員定員（純減） △3,148人 → △2,499人）</p>

(出所) 財政制度審議会総会（第5回）平成3年1月22日配付資料(3)（財政制度審議会「平成2年度 財政制度審議会資料集 総会編」137-147ページ）。

8-111 平成3年度、4年度の生活関連重点化枠2,000億円の事業別、省庁別配分額及び割合

① 3年度公共事業関連費(1,750億円)

(単位:百万円、%)

事項名	金額	左の省庁別内訳									
		北海道開発庁	国土庁	厚生省	農林水産省	通商産業省	運輸省	建設省			
1. 治山・治水	15,121(100)	1,848(12.2)	344(2.3)	0(—)	1,281(8.5)	0(—)	483(3.2)	10,863(71.8)			
治水	12,498(100)	1,632(13.1)	176(1.4)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	10,418(83.4)			
治山	1,531(100)	98(9.0)	0(—)	0(—)	984(90.1)	0(—)	0(—)	0(—)			
海岸	1,092(100)	118(7.7)	168(11.0)	0(—)	297(19.4)	0(—)	483(31.5)	445(29.1)			
2. 道路整備	37,470(100)	4,255(11.4)	1,006(2.7)	400(1.1)	0(—)	0(—)	0(—)	31,809(84.9)			
3. 港湾・漁港・空港	14,626(100)	889(6.1)	1,198(8.2)	1,516(10.4)	0(—)	1,999(13.7)	0(—)	9,024(61.7)	0(—)		
港湾	8,802(100)	578(6.6)	765(8.7)	982(11.2)	0(—)	0(—)	0(—)	6,477(73.6)	0(—)		
漁港	2,895(100)	177(6.1)	235(8.1)	484(16.7)	0(—)	1,999(69.1)	0(—)	0(—)	0(—)		
空港	2,929(100)	134(4.6)	198(6.8)	50(1.7)	0(—)	0(—)	2,547(87.0)	0(—)			
4. 住宅対策	35,381(100)	958(2.7)	194(0.5)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	34,229(96.7)			
5. 下水道・環境衛生等	52,333(100)	2,279(4.4)	670(1.3)	417(0.8)	6,540(12.5)	0(—)	0(—)	42,427(81.1)			
下水道	37,470(100)	1,918(5.1)	224(0.6)	20(0.1)	0(—)	0(—)	0(—)	35,308(94.2)			
環境衛生	7,311(100)	4(0.1)	400(5.5)	367(5.0)	6,540(89.5)	0(—)	0(—)	0(—)			
公園等	7,552(100)	357(4.7)	46(0.6)	30(0.4)	0(—)	0(—)	0(—)	7,119(94.3)			
(公園)	6,047(100)	357(5.9)	46(0.8)	30(0.5)	0(—)	0(—)	0(—)	5,614(92.8)			
(再開発等)	1,505(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	1,505(100)			
6. 農業農村整備	15,646(100)	529(3.4)	100(0.6)	162(1.0)	0(—)	14,855(94.9)	0(—)	0(—)			
7. 林道・工業用水等	4,123(100)	39(0.9)	23(0.6)	118(2.9)	0(—)	3,841(93.2)	102(2.5)	0(—)			
造林	1,356(100)	28(2.1)	13(1.0)	9(0.7)	0(—)	1,306(96.3)	0(—)	0(—)			
林道	2,278(100)	11(0.5)	10(0.4)	22(1.0)	0(—)	2,235(98.1)	0(—)	0(—)			
工業用水	102(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	102(100)	0(—)			
沿岸漁場整備	300(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	300(100)	0(—)	0(—)			
離島電気等	87(100)	0(—)	0(—)	87(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)			
(電気)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)			
(簡易水道)	87(100)	0(—)	0(—)	87(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)			
鉄道防災	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)			
新幹線	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)			
8. 調整費等	300(100)	0(—)	0(—)	300(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)			
一般共計	175,000(100)	10,797(6.2)	3,493(2.0)	3,257(1.9)	6,540(3.7)	21,976(12.6)	102(0.1)	9,507(5.4)	119,328(68.2)		

(注) 1. 各計数は、四捨五入による。

2. () 書きは、割合で%である。

② 4年度公共事業関連連費 (1,750億円)

(単位：百万円、%)

事項名	金額	左の省庁別内訳										
		北海道開発庁	沖縄開発庁	国土庁	厚生省	農林水産省	通商産業省	運輸省	建設省			
1. 治山・治水	15,443(100)	1,968(12.7)	320(2.1)	354(2.3)	0(—)	1,528(9.9)	0(—)	493(3.2)	10,780(69.8)	0(—)	0(—)	0(—)
治山	12,508(100)	1,692(13.5)	282(2.3)	179(1.4)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	10,355(82.8)	0(—)	0(—)	0(—)
治水	1,531(100)	158(11.3)	18(1.3)	0(—)	0(—)	1,228(87.5)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
2. 道路整備	1,531(100)	118(7.7)	20(1.3)	175(11.4)	0(—)	300(19.6)	0(—)	493(32.2)	425(27.8)	0(—)	0(—)	0(—)
3. 港湾・漁港・空港	37,550(100)	4,264(11.4)	1,008(2.7)	433(1.2)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	31,845(84.8)	0(—)	0(—)	0(—)
港湾	13,317(100)	822(6.2)	1,140(8.6)	1,598(12.0)	0(—)	1,798(13.5)	0(—)	7,959(59.8)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
漁港	7,774(100)	510(6.6)	676(8.7)	878(11.3)	0(—)	0(—)	0(—)	5,710(73.4)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
空港	2,956(100)	194(6.6)	289(9.8)	675(22.8)	0(—)	1,798(60.8)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
4. 住宅対策	2,587(100)	118(4.6)	175(6.8)	45(1.7)	0(—)	0(—)	0(—)	2,249(86.9)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
5. 下水道・環境衛生等	35,064(100)	960(2.7)	192(0.5)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	34,304(96.8)	0(—)	0(—)	0(—)
下水道	53,064(100)	2,285(4.3)	744(1.4)	452(0.9)	7,049(13.3)	0(—)	0(—)	0(—)	42,534(80.2)	0(—)	0(—)	0(—)
環境衛生等	37,550(100)	1,922(5.1)	225(0.6)	20(0.1)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	35,383(94.2)	0(—)	0(—)	0(—)
6. 農業農村整備	7,944(100)	4(0.1)	473(6.0)	418(5.3)	7,049(88.7)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
公園	7,570(100)	359(4.7)	46(0.6)	14(0.2)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	7,151(94.5)	0(—)	0(—)	0(—)
公園再開発等	6,060(100)	359(5.9)	46(0.8)	14(0.2)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	5,641(93.1)	0(—)	0(—)	0(—)
7. 林道・工業用水等	1,510(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	1,510(100)	0(—)	0(—)	0(—)
林道	15,972(100)	564(3.5)	115(0.7)	188(1.2)	0(—)	15,105(94.6)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
工業用水等	3,908(100)	59(1.5)	32(0.8)	119(3.0)	0(—)	3,603(92.2)	95(2.4)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
8. 調整費等	920(100)	39(4.2)	14(1.5)	6(0.7)	0(—)	861(93.6)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
造林	2,500(100)	20(0.8)	18(0.7)	26(1.0)	0(—)	2,436(97.4)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
林道	95(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	95(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
工業用水	306(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	306(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
沿岸漁場整備	87(100)	0(—)	0(—)	87(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
離島電気等	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
(電簡易水道)	87(100)	0(—)	0(—)	87(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
鉄道防災	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
新幹線	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
9. 調整費等	290(100)	0(—)	0(—)	290(100)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
一般公共	175,000(100)	10,922(6.2)	3,551(2.0)	3,434(2.0)	7,049(4.0)	22,034(12.6)	95(0.1)	8,452(4.8)	119,463(68.3)	0(—)	0(—)	0(—)

(注) 1. 各計数は、四捨五入による。

2. () 書きは、割合で%である。

③ 生活関連重点化枠のうち「その他の施設費等」 (単位：百万円)

省 庁 名	事 業 名	3年度	4年度
警 察 庁	商業地区及び居住地区の交通環境改善	602	602
科学技術庁		741	741
	重粒子線がん治療体制の整備	331	302
	首都圏直下型地震予知のための広域深部観測施設の整備	410	439
環 境 庁		1,208	1,208
	自然公園等の施設整備	1,208	1,058
	生活排水汚濁水路浄化施設の整備	0	150
沖縄開発庁	不良鉄筋校舎の改築	306	306
国 土 庁	小笠原諸島振興開発事業	100	100
文 部 省		7,542	7,589
	公立学校施設の整備	4,175	4,110
	国立学校施設の整備	1,237	634
	社会教育施設の整備	1,505	1,100
	社会体育施設の整備	0	1,120
	文化関係施設の整備	625	625
厚 生 省		4,045	4,002
	長寿科学医療体制確立のための国立施設の整備	0	509
	看護婦等養成所施設の整備	0	3,399
	老人性痴呆疾患療養病棟の整備	0	94
	社会福祉施設の整備	3,600	0
	老人保健施設の整備	445	0
農林水産省		3,701	3,701
	農山漁村地域生活環境整備緊急対策	2,500	2,500
	大都市基幹市場緊急整備事業	701	801
	食品商業基盤施設整備事業	500	400
通商産業省		3,015	3,001
	商業基盤等施設整備事業	3,015	2,900
	高度商業基盤施設整備事業	0	101
運 輸 省	地下高速鉄道の整備促進	2,220	2,220
郵 政 省		1,003	1,013
	電気通信格差是正事業	1,003	113
	沖縄県先島地区民放テレビ放送難視聴解消特別措置事業	0	900
自 治 省	消防防火施設整備	517	517
合 計		25,000	25,000

(出所) 大蔵省作成資料 平成4年2月。

【平成4年度】

8-112 平成4年度の財政事情

(単位：億円)

	3年度		4年度		備 考
	[予 算]	2' → 3'		3' → 4'	
(歳入)					
税 収	617,720	37,680	$- \alpha$ 650,300	$- \alpha$ 32,600	(中期展望)
税 外 収 入	19,324	5,928	17,200	▲2,200	中期展望
N T T	13,000	0	0	▲13,000	中期展望
公 債 金	53,430	▲2,502	48,900	▲4,500	中期展望
計	703,474	41,106	$- \alpha$ 716,400	$- \alpha$ 12,900	
(歳出)					
国 債 金	160,360	17,474	175,500	15,100	概算要求額 (うち2年度剰余金9,984)
地方交付税	159,749	6,998	$- \beta$ 183,800	$- \beta$ 24,000	概算要求額
N T T	13,000	0	13,000	0	概算要求額
一 般 歳 出	370,365	16,634	$+ \gamma$ 389,600	$+ \gamma$ 19,200	概算要求額
經常部門	292,890	11,791			(注) γ : このほか概算要求に含まれていない給与、年金・共済、恩給に係る追加分等が4,000億円程度。
投資部門	77,475	4,843			
計	703,474	41,106	$- \beta + \gamma$ 761,800	$- \beta + \gamma$ 58,300	
要 調 整 額	—————		$+ \alpha - \beta + \gamma$ 45,400		

(出所) 財政制度審議会総会 (第2回) 平成3年9月19日配付資料(6)「最近の財政事情等について 平成3年9月19日 大蔵省主計局」6. (財政制度審議会「平成3年度 財政制度審議会資料集 総会編」35ページ)。

8-113 財政をめぐる最近の論調 経済情勢 (国内)

平成3年4～6月期QE (季調済前期比実質伸率)	
国民総支出	0.5%
内需	1.0%
民間需要	0.8%
民間住宅投資	▲6.7%
民間企業設備	▲0.0%
公的需要	2.0%

月例経済報告 (平成3年9月)

○ 我が国経済については、住宅投資が減少傾向にあるが、設備投資は鈍化したついても基調は強く、個人消費は堅調である。また、企業収益は依然として高い水準にあり、労働力需給は引き締まり基調で推移している。このように我が国経済は緩やかに減速しながらも、引き続き拡大している。

- この景気の減速基調が一過性ではないという認識が重要。先行指標が減少、マネーサプライの伸びの低さ等を考えると、景気の先行きにはそれほど楽観的にはなれない。
- 4～6月期のGNP速報で、設備投資がわずかとはいえマイナスイナスに転じたことは、今後大きな不安要素。7～9月期以降も設備投資の回復は見込みにくい。
- プラス要因としては、地価が底値圏に入ったことで住宅投資が回復に向かう兆しが出てきていること、公共投資も、国、地方の予算とも高い伸びとなっているので、景気を下支えするだろう。また、物価の落ち着きは消費にとってプラス要因。
- 91年度全体の成長率については、仮に7～9月期以降が横這いだとしても、3.1%程度となり、政府見通しの3.8%の成長を達成する可能性が高くなってきたといえる。

経済情勢 (海外)

OECDによる経済見通し

実質経済成長率 (暦年、%)	(1991年7月)		
	1990	1991	1992
日本	5.6	3.5	3.5
アメリカ	0.9	▲0.2	3.1
ドイツ	4.5	2.8	2.2
フランス	2.8	1.4	2.7
イギリス	0.6	▲1.8	1.6
OECD 計	2.6	1.1	2.9

月例経済報告 (平成3年9月)

○ アメリカ経済は、住宅投資、生産の増加傾向が続いているなど、緩やかな景気回復の様相が現れてきている。

○ ドイツでは、景気は拡大しているものの、このところ減速の兆しが見られる。

○ フランスでは景気が緩やかに拡大している。

○ イギリスでは景気後退を続けているが、一部の指標では底打ちの兆しも見受けられる。

- 日、米、独それぞれ重い経済的課題を背負っており、国際協調の進め方は困難になっている。しかし、各国が同じ方向を向くとだけ国際協調ではなく、各国がそれぞれの課題の克服に全力をあげることも広い意味の国際協調になるはずである。
- 米国は今年3回目の公定歩合引き下げを行ったが、今回の引き下げは底入れ後も予想以上に足取りが重い景気回復の力を強める適切な措置である。

新中期目標

(平成2年3月・財政制度審議会)

- 中期的財政運営の新しい努力目標としては、まず公債依存度の引下げを図り、あわせて特例公債の早期償還に努めることにより、国債残高が累増しないような財政体質を作り上げることが目指すべきである。

(公債依存度の具体的水準

) (5%を下回る水準が一つの目処)

- 財政の規模に関する具体的な指針としては、GNPあるいは国民所得に対する比率で財政規模の枠を設定することが現実的には有効。その際、国民負担率を50%よりはかなり低い水準に止める、という臨調答申の考えは今後もいかにされるべき。

- 国民負担率に関するグラウンド・デザインの議論をすべき。
- 430兆円の公共投資について、どのような負担で実行するのか議論が必要。
- 我が国の財政政策が外国に与える影響を考慮することが重要。
- 日本が世界経済のためにできることの第1は日本経済の安定運営。
- 財源の確保に留意しながら、社会資本、社会保険等の長期的資源配分のあり方を思い切っって見直し、財政が相応の役割を担うことができるようにするべき。

4年度予算編成

平成4年度予算編成に関する所見 (会長談話)

- 平成4年度予算は、新中期目標の下での2年目の予算編成であり、歳出全般にわたる制度・施策の徹底した見直しに努めることにより公債発行額を極力縮減し、公債依存度の引下げに最大限の努力を払うべきである。
- 平成4年度の概算要求基準については、基本として、これを緩めようような状況にはない。ただ、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、引き続き社会資本の整備、特に生活関連分野の充実をはじめとして、「公共投資基本計画」等の着実な実施を図っていく必要があることに留意すべきであろう。

- これまでの10年間、各省の予算が一律に抑制されてきた結果、予算と現場の需要の乖離が生じている。

- 単に予算項目の査定だけではなく、国と地方との関係、国、地方自治体と民間との関係なども総合的に見直し、権限や予算配分の再検討、規制緩和の推進なども含め、予算編成を進めることが必要。

- 社会資本整備のためなら国債発行の増額もやむなし、とする空気が強まっているが、財政の節度ある運営を守るため、極力一般歳出の伸びを抑えるべき。

- 単に対前年伸率で議論するのではなく、全体のなかでの適正な配分を考えなくてはならない。

- 早急に必要なのは、硬直化した公共事業の省庁別、分野別のシェア配分の見直し。今年度の生活関連枠も各省庁の予算配り合戦のエリアを広げたに過ぎない。また、公共投資充実臨時特別措置についても従来のシェアのなかで配分されるであろう。

社会保障関係

〔歳出の節減合理化の方策に関する報告〕

(平成2年12月・財政制度審議会)

- 国民生活に密接に関連する社会保障については、給付と負担の適正化・公平化等を図ることにより、来るべき高齢化社会においても長期的に安定的かつ有効に機能するよう制度を構築し運営していく必要がある。

・ 3年度社会保障関係費 122,122億円 (51%増)
 ・ 高齢者保健福祉推進10カ年戦略 (平成2年度～11年度) の着実な推進

- 年金改革の重要課題は給付の抑制と全ての世代からの財源調達の方法を講じること。
- 国民年金の65才支給開始を導入すると、受益面で実施前後の世代に著しい格差が生じるが、これは、将来の保険料負担を軽減し、不足財源は国庫負担で補うことでは正できる。国庫負担の引き上げに対する財源については、勤労所得からすべての世代に負担を求めめる消費・資産性所得への負担のシフトを進めめる等税制を含めた見直しが必要。
- これからは、寝たきり老人や痴呆老人の介護に要する費用等が増加していくのを避けられず、そのために社会保障費用の9割を占める年金と医療にかかる費用を削減する必要があるが、一律に削減するのは問題がある。

社会資本関係

〔歳出の節減合理化の方策に関する報告〕

(平成2年12月・財政制度審議会)

- 本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って適度な水準を確保しながら着実に社会資本整備の充実を図っていくことが適当である。公共事業の事業別配分に当たっては、経済・社会の動向、社会的ニーズ、社会資本の整備状況等を踏まえ、その優先度に十分留意しながら、重点的・効率的な配分に留意していくべきである。

・ 3年度公共事業関係費 78,197億円 (50%増)
 ・ 公共投資基本計画 (平成3年度～12年度、公共投資総額430兆円) の着実な推進

- 長期的な資源配分の観点からすれば、①治山、治水等狭義の国土基盤整備、②住宅、福祉等狭義の生活基盤投資、③交通、通信ネットワーク等広義の産業基盤投資が必要。これらを行うに当たっては、単に公共投資額を増やすということではなく、都市計画を見直す必要がある。
- 公共投資の財源の問題に関しては、将来の高齢化の問題にも考慮し、具体的に、現在世代が相応の租税を負担し、(公債ばかりに依存せずに) 社会資本整備に努め、それを将来に残し、その變わりに、若干の部分は賦課方式による将来世代の負担に依存した老後保障を考える、という組合せが考えられるべき。
- 長期的課題としては社会資本整備は必要だが、借金をしてまで公共投資を拡大するべきではない。
- 今後の公共投資は、単なる量の拡大ではなく、森林や景観、町並み、文化財といった自然資本や文化資本の保全と両立し、協調する形で行われる必要がある。
- 90年代の公共投資の実施に当たっては、生活の質を高めるようなものを重視すべき。

防衛、経済協力等

<p>(防衛関連)</p> <p>〔歳出の節減合理化の方策に関する報告〕 (平成2年12月・財政制度審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回策定された「中期防衛力整備計画(平成3年度～平成7年度)」に沿って効率的で節度ある防衛力の整備を行うことが重要である。そのような考え方の下、各年度の予算の編成においては、その時々の経済・財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、決定されるべきものである。 <p>〔・3年度防衛関係費 43,860億円(5.45%増) ・中期防衛力整備計画(平成3年度～7年度)に沿った防衛力の整備〕</p>	<p>(政府開発援助関連)</p> <p>〔歳出の節減合理化の方策に関する報告〕 (平成2年12月・財政制度審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府開発援助予算については、第4次中期目標を踏まえつつ、他の経費とのバランスにも十分配慮するとともに、効果的・効率的な援助とするため、適切な評価やその内容の一層の改善に努めるべきである。 <p>〔・3年度経済協力費 8,459億円(7.8%増) ・第4次中期目標(昭和63年度～平成4年度)の着実な推進〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新中期防は、伸率が低く抑えられたといたっても、それは過去5年に比してのことであり、今後の防衛費が増え続けることに変わりはない。また、抑制の影に隠れて装備も超近代化されている。これにより他国から軍事大国として見られることも懸念される。 ○ 新中期防で防衛費の年平均伸率が実質3%に抑えられたのは、東西緊張の緩和が進んでいる現在、正しい選択である。 ○ 我が国の対外援助は、これまで非常にさぼってきた、というイメージが広がっており、実際にはそれなりの成果を上げてきており、援助の方針の変更は必要ない。 ○ 今後のODAの実施に当たっては、施設や機材の引渡し後の相手国の運営体制について事前の分析を行うといったキメ細かい対応が要求されるとともに、援助専門家の育成や現地体制の整備等、援助実施体制の拡充が急務。 ○ ODAについては、金をただ出すのではなく、相手国の人材教育や政治体制の安定化につながるような援助に重点を置くべき。
---	---	---

(出所) 財政制度審議会第一特別部会(第1回)平成3年10月9日配付資料(6)(財政制度審議会「平成3年度 財政制度審議会資料集 第一特別部会編」26-29ページ)。

8-114 平成4年度財政事情の概略試算

(単位：億円)

	3年度予算		4年度		備 考
	(当初)	2'→3'		3'→4'	
(歳入)					
税 収	617,720	37,680	±α 618,000	±α 0	・ 現段階での概算
税 外 収 入	19,324	5,928	19,000	0	・ 可能な限り確保に努める必要があるが、自ら限界がある
N T T	13,000	0	3,000	▲10,000	・ NTT-A、CタイプにつきNTT売却財源を充当
公 債 金	53,430	▲2,502	72,000	19,000	・ 公債金は限度一杯の発行を行わざるを得ない
計	703,474	41,106	±α 712,000	±α 9,000	
(歳出)					
国 債 費	160,360	17,474	165,500	5,500	・ 概算要求額(175,463) - 2年度剰余金(9,984)
地方交付税	159,749	6,998	±β 166,000	±β 6,500	・ 上記の収税を基礎に概算
一 般 歳 出	370,365	16,634	389,500	19,000	・ 概算要求額
N T T	13,000	0	13,000	0	(注) 実質要求額は、393,600 (+23,200) 程度である
計	703,474	41,106	±β 734,000	±β 31,000	
要 調 整 額	—		±α±β 22,000		

(出所) 財政制度審議会第一特別部会(第9回)(懇談会) 平成3年12月6日配付資料(2)(財政制度審議会「平成3年度 財政制度審議会資料集 第一特別部会編」368ページ)。

8-115 「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の平成4年度予算における主な措置状況

平成4年1月24日 大蔵省主計局

報告指摘事項	措置状況
<p>1. 社会保障</p> <p>(1) 医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検の強化、指導監督の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。 ・ 急増を続ける老人医療費に対しては、適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正等を内容とする診療報酬支払方式面での対応により、医療費の無駄を省くとともに、「高齢者保健福祉推進10か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化。 ・ 長期入院の適正化等老人医療費の適正化。 ・ 国保連合会等における審査体制の強化。 ・ 支払基金における重点審査の拡充。 ・ 老人保健法の改正により、老人医療の一部負担金の引上げを実施済。 <p> 現行 4年1月1日～4年度 5・6年度 外来 800円/月 900円/月 1,000円/月 入院 400円/日 600円/日 700円/日 (注1) ただし、低所得者の入院については、1日300円(2か月限度)を現行通り据置き。 (注2) 一部負担金の額については、7年度から消費者物価の変動率に応じて改定する。 </p>

報告指摘事項	措置状況
<p>・ 医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進。</p> <p>(2) 国立病院・療養所</p> <p>・ 施設の再編成・合理化を実施するとともに、引き続き、経営の改善に努力。</p> <p>(3) 政府管掌健康保険・雇用保険の負担の適正化</p> <p>・ 保険料負担、国庫負担の適正化を図るよう検討。</p> <p>(4) 生活保護</p> <p>・ 生活保護の一層の適正化</p> <p>(5) 恩給</p> <p>・ 臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進。また、新規の個別改善は行わない。</p>	<p>・ 「高齢者保健福祉推進10か年戦略」の着実な推進。</p> <p>○在宅福祉対策の緊急整備——ホームヘルパーの大幅な増員（40,905人→46,405人、5,500人増）等</p> <p>○施設の緊急整備——特別養護老人ホームの緊急整備（182千床 → 192千床、10千床増）等</p> <p>・ 地域医療計画に係る病床規制の実施。</p> <p>・ 病棟集約による定員の合理化減を実施。</p> <p>・ 施設の再編成を実施。</p> <p>（ 柏・松戸 → がんセンター東病院（仮称） 田辺・白浜 → 和歌山中央病院（仮称） ）</p> <p>・ 政管健保の財政運営が毎年多額の黒字が発生する等安定基調で推移していること及び積立金が相当規模に達していることを契機として、「事業運営安定資金」を創設し、中期的な財政運営の安定化を図り、その安定が確保される範囲内で、保険料率及び国庫補助率について調整を行う。</p> <p>（ 3年度 4年度 影響額 保険料率 84% → 82% △1,240億円 （満年度ベース） 国庫補助率 16.4% → 13% △1,310億円 但し、老人保健拠出金については、16.4%のままとする。 ）</p> <p>・ 最近の雇用保険の失業給付に係る収支状況等に鑑みて、保険料率及び国庫負担率の調整を行うほか失業給付の改善措置を講ずる。</p> <p>（ 影響額 保険料率 △4,500億円（平年度） 4年度 14.5% → 12.5% △3,000億円 5年度以降 11.5% △1,500億円 国庫負担率 △600億円（平年度） 4年度 25% → 22.5% △300億円 5年度以降 20% △300億円 ）</p> <p>・ 不正受給ケースの重点調査指導、医療扶助の適正化など引き続き適正化に努力。</p> <p>・ 公務員給与改善率、消費者物価上昇率等諸般の事情を総合勘案して恩給年額を引き上げる（3.84%）とともに各種加算を引上げ。</p>

報告指摘事項	措置状況																												
<p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 教育予算編成上の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 行財政改革の基本方針を踏まえつつ、初等中等教育と高等教育との間での財源配分の見直しを進め、既存施策の合理化、効率化とともに資金の重点配分を図ることが重要。 <p>(2) 義務教育費国庫負担制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育予算の重点的、効率的配分及び国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを行う必要。 教職員定数については、これ以上量的な改善を積み重ねるのではなく、むしろ学級編成の基準を弾力化し、生徒の個性や地域の実情に即したきめ細かな教育ができるような体制にする方向で検討。 <p>(3) 私学助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的・効率的配分等内容の見直しを推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育の分野では、義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等について4年度以降3年間で段階的に一般財源化を図るとともに、公立学校施設の整備について十分な事業量を確保するため、小中学校大規模改修事業の補助対象の重点化を行う一方新たな地方財政措置の導入を含む所要の対策を講じることとするなど、初等中等教育に対する地方の役割を拡大する方向で見直しを図ったところ。 一方、高等教育の分野では、国立大学・大学院を中心とする高等教育・学術研究の改善・充実を重点的に推進することとし、 <ul style="list-style-type: none"> i 科学研究費補助金の増額 ii 大学院博士課程学生に対する日本育英会奨励金の貸与月額引上げ iii 日本学術振興会特別研究員研究奨励金の引上げ iv 国立大学の教育研究環境特別重点整備事業(200億円)、高度化推進特別経費(41億円)の創設 等の措置を講ずることとしている。 共済費追加費用等について、平成4年度以降3年間で段階的に一般財源化。(平年度△1,870億円、4年度△623億円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> <td>5年度</td> <td>6年度以降</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/3</td> <td>2/9</td> <td>1/9</td> <td>— (一般財源化)</td> </tr> </table> 事務職員、栄養職員に対する国庫負担については、引き続き検討することとし、国庫負担を継続。 4年度においては、新たな定数改善計画の策定は行わず、外国人子女への日本語指導等政策的に緊要な教職員配置の充実(1,054人)を図る。 私立大学等経常費補助金及び私立高等学校経常費助成費補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割等を総合的に勘案しつつ、極力総額の抑制を図る。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>私立大学等経常費補助金</td> <td>2,559.5億円</td> <td>→ 2,601.5億円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校等経常費助成費補助金</td> <td>799億円</td> <td>→ 823億円</td> </tr> </table> 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについての助成を図る。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>私立大学・大学院等教員研究装置施設整備費補助金</td> <td>81.5億円</td> <td>→ 84.5億円</td> </tr> <tr> <td>私立大学研究設備整備費等補助金</td> <td>20.5億円</td> <td>→ 23.5億円</td> </tr> </table> 		3年度	4年度	5年度	6年度以降	補助率	1/3	2/9	1/9	— (一般財源化)		3年度	4年度	私立大学等経常費補助金	2,559.5億円	→ 2,601.5億円	私立高等学校等経常費助成費補助金	799億円	→ 823億円		3年度	4年度	私立大学・大学院等教員研究装置施設整備費補助金	81.5億円	→ 84.5億円	私立大学研究設備整備費等補助金	20.5億円	→ 23.5億円
	3年度	4年度	5年度	6年度以降																									
補助率	1/3	2/9	1/9	— (一般財源化)																									
	3年度	4年度																											
私立大学等経常費補助金	2,559.5億円	→ 2,601.5億円																											
私立高等学校等経常費助成費補助金	799億円	→ 823億円																											
	3年度	4年度																											
私立大学・大学院等教員研究装置施設整備費補助金	81.5億円	→ 84.5億円																											
私立大学研究設備整備費等補助金	20.5億円	→ 23.5億円																											

報告指摘事項	措置状況																																		
<p>(4) 義務教育教科書無償給与制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償化について引き続き検討。 <p>(5) 国立学校特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の老朽化・狭隘化が特に著しくかつ教育研究に優れた実績をあげている大学について施設等の整備、改善を重点的・計画的に進めるとともに、大学院に重点を置いた教育研究体制の高度化を推進。 国立大学の授業料は、国立大学と私立大学との格差の現状、及び、とりわけ本年度においては、高等教育の改善等のため、特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮し、適正化を推進。 学部別授業料の導入についても検討を推進。 <p>(6) 科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種施策の優先順位を充分考慮し、その徹底した見直しを行いつつ、重点的・効果的な資金配分を行うことが必要。 <p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> 現下の厳しい財政状況はもとより、中期防の策定後、国際関係安定化に向け更に大きく変化している国際情勢の流れを十分に見据え、他の歳出項目との調和に一層留意するとともに正面と後方とのバランスに配慮しつつ、経費の合理化・効率化に努め、その一層の抑制を図るべき。 装備品の調達等に係る後年度負担については、防衛力の維持・整備には配慮しつつも、思い切った重点化・効率化に努めることにより、正面を中心にその規模の抑制を図ることが極めて重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書有償化問題について引き続き検討することとし、4年度予算では無償措置を継続。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度</td> </tr> <tr> <td>義務教育教科書購入費 433億円</td> <td>→ 438億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の老朽化・狭隘化が特に著しくかつ教育研究に優れた実績をあげている大学について施設等の整備、改善を重点的・計画的に進めるため、特別施設整備資金（仮称）を設置するとともに、特別施設整備事業を推進。 また、大学院に重点を置いた教育研究体制の高度化を推進。 国立大学の授業料について、私立大学との格差の現状及び高等教育の改善等のため、特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮して引上げ。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度</td> </tr> <tr> <td>国立大学授業料 年額 375,600円</td> <td>→ 411,600円</td> </tr> <tr> <td>(昼間部の場合) (月額 31,300円)</td> <td>→ 34,300円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(平成5年4月入学者から)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 学部別授業料の導入については、引き続き検討。 創造科学技術推進事業、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム等基礎的・創造的研究に重点的な資金配分を行う一方、既定プロジェクトについて緊要度に応じて進捗調整を行う等効果的な科学技術施策の推進に留意。 人件・糧食費等の増加要因はあるものの、全体規模の圧縮に努力し、昭和35年度以来の低い伸びに抑制。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度</td> </tr> <tr> <td>防衛関係費 43,860億円</td> <td>→ 45,518億円</td> </tr> <tr> <td>(対GNP比) 5.45%</td> <td>→ 3.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→ 0.941%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 正面については、約1千億円の削減が行われた3年度修正後の水準からさらに削減する等、後年度負担の規模の抑制に努力。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">後年度負担 3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度</td> </tr> <tr> <td>28,621億円 (29,612億円)</td> <td>→ 28,431億円</td> </tr> <tr> <td>△ 2.2% (1.2%)</td> <td>→ △ 0.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">< △ 4.0% ></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち正面 (新規)</td> </tr> <tr> <td>△ 16.2% (△ 6.8%)</td> <td>→ △ 3.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">< △ 13.5% ></td> </tr> </table> <p>※ () 内は、3年度予算修正前の計数。< >内は、対3年度予算修正前比。</p>	3年度	4年度	義務教育教科書購入費 433億円	→ 438億円	3年度	4年度	国立大学授業料 年額 375,600円	→ 411,600円	(昼間部の場合) (月額 31,300円)	→ 34,300円)	(平成5年4月入学者から)		3年度	4年度	防衛関係費 43,860億円	→ 45,518億円	(対GNP比) 5.45%	→ 3.8%		→ 0.941%	後年度負担 3年度	4年度	28,621億円 (29,612億円)	→ 28,431億円	△ 2.2% (1.2%)	→ △ 0.7%		< △ 4.0% >	うち正面 (新規)		△ 16.2% (△ 6.8%)	→ △ 3.7%		< △ 13.5% >
3年度	4年度																																		
義務教育教科書購入費 433億円	→ 438億円																																		
3年度	4年度																																		
国立大学授業料 年額 375,600円	→ 411,600円																																		
(昼間部の場合) (月額 31,300円)	→ 34,300円)																																		
(平成5年4月入学者から)																																			
3年度	4年度																																		
防衛関係費 43,860億円	→ 45,518億円																																		
(対GNP比) 5.45%	→ 3.8%																																		
	→ 0.941%																																		
後年度負担 3年度	4年度																																		
28,621億円 (29,612億円)	→ 28,431億円																																		
△ 2.2% (1.2%)	→ △ 0.7%																																		
	< △ 4.0% >																																		
うち正面 (新規)																																			
△ 16.2% (△ 6.8%)	→ △ 3.7%																																		
	< △ 13.5% >																																		

報告指摘事項	措置状況																																																
<p>4. 公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算要求基準においては、生活関連重点化枠の設定及び公共投資充実臨時特別措置が講じられたところであり、これに沿って予算編成を行うことが適切。 NTT活用事業については、厳しい財政事情ではあるが、社会資本整備の重要性に鑑み、その事業を実質的に確保するよう努める必要。 公共事業の配分に当たっては、経済社会の動向、社会資本の整備状況等を踏まえ、今後とも中長期的視点から重点的・効率的な配分に配慮して対応していくべきであり、特に国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮していく必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業関係費については、生活関連重点化枠(1,750億円)、公共投資充実臨時特別措置(1,763億円)を通じてその拡充を図り、一般歳出ベースで5.3%の伸びを確保。 <table border="1" data-bbox="593 305 1056 479"> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>一般歳出</td> <td>65,897億円</td> <td>→ 69,409億円 (5.3%増)</td> </tr> <tr> <td>NTT及びIHNTT</td> <td>12,300億円</td> <td>→ 12,300億円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>78,197億円</td> <td>→ 81,709億円 (4.5%増)</td> </tr> </table> NTT活用事業については、Bタイプ事業について原則として建設公債をもって手当てした一般財源を充当することにより、3年度と同額を確保。 <table border="1" data-bbox="593 576 1056 722"> <tr> <td>Aタイプ(収益回収型)</td> <td>1,107億円</td> <td>過去の株式売却収入の活用</td> </tr> <tr> <td>Bタイプ(補助金型)</td> <td>11,193億円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>359億円</td> <td>過去の株式売却収入の活用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,834億円</td> <td>一般財源充当</td> </tr> </table> 公共事業の配分に当たっては、生活関連重点化枠などを通じ、環境衛生・住宅・下水道・公園等国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮。 <table border="1" data-bbox="593 820 1056 1015"> <tr> <td>対前年度伸率(一般歳出ベース)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境衛生</td> <td>6.6%</td> <td>(7.0%)</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>5.5%</td> <td>(5.1%)</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>6.2%</td> <td>(5.0%)</td> </tr> <tr> <td>公園等</td> <td>7.5%</td> <td>(6.9%)</td> </tr> <tr> <td>(参考)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般公共計</td> <td>5.4%</td> <td>(4.7%)</td> </tr> <tr> <td>※()内はNTT・B及びIHNTT・Bを含む。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 	公共事業関係費	3年度	4年度	一般歳出	65,897億円	→ 69,409億円 (5.3%増)	NTT及びIHNTT	12,300億円	→ 12,300億円	合計	78,197億円	→ 81,709億円 (4.5%増)	Aタイプ(収益回収型)	1,107億円	過去の株式売却収入の活用	Bタイプ(補助金型)	11,193億円		うち	359億円	過去の株式売却収入の活用		10,834億円	一般財源充当	対前年度伸率(一般歳出ベース)			環境衛生	6.6%	(7.0%)	住宅	5.5%	(5.1%)	下水道	6.2%	(5.0%)	公園等	7.5%	(6.9%)	(参考)			一般公共計	5.4%	(4.7%)	※()内はNTT・B及びIHNTT・Bを含む。		
公共事業関係費	3年度	4年度																																															
一般歳出	65,897億円	→ 69,409億円 (5.3%増)																																															
NTT及びIHNTT	12,300億円	→ 12,300億円																																															
合計	78,197億円	→ 81,709億円 (4.5%増)																																															
Aタイプ(収益回収型)	1,107億円	過去の株式売却収入の活用																																															
Bタイプ(補助金型)	11,193億円																																																
うち	359億円	過去の株式売却収入の活用																																															
	10,834億円	一般財源充当																																															
対前年度伸率(一般歳出ベース)																																																	
環境衛生	6.6%	(7.0%)																																															
住宅	5.5%	(5.1%)																																															
下水道	6.2%	(5.0%)																																															
公園等	7.5%	(6.9%)																																															
(参考)																																																	
一般公共計	5.4%	(4.7%)																																															
※()内はNTT・B及びIHNTT・Bを含む。																																																	
<p>5. 政府開発援助</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次中期目標を踏まえつつ、他の経費とのバランスにも十分配慮するとともに、効果的・効率的な援助とするため、適切な評価やその内容の一層の改善に努めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい財政事情、第4次中期目標、他の経費とのバランス等を総合勘案し、政府開発援助予算について7.8%増を確保。 <table border="1" data-bbox="593 1144 1056 1218"> <tr> <td>一般会計ODA予算</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8,831億円</td> <td>→ 9,522億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.0%</td> <td>7.8%</td> </tr> </table> 効果的・効率的な援助の促進のため、 <ul style="list-style-type: none"> ○評価のための予算の拡充と評価体制の整備 <table border="1" data-bbox="593 1258 1056 1364"> <tr> <td>プロジェクト形成調査(JICA)</td> <td>4件増</td> </tr> <tr> <td>無償資金協力のフォローアップ(JICA)</td> <td>2件増</td> </tr> <tr> <td>被援助国関係者の評価への参加</td> <td>3ヶ国増</td> </tr> <tr> <td>詳細評価調査ミッション</td> <td>2名増</td> </tr> </table> ○援助実施体制の強化 <table border="1" data-bbox="593 1388 1056 1461"> <tr> <td>外務省の経済協力担当</td> <td>23名増</td> </tr> <tr> <td>国際協力事業団(JICA)の定員</td> <td>34名増</td> </tr> <tr> <td>援助人材育成振興費</td> <td>8億円</td> </tr> </table> 	一般会計ODA予算	3年度	4年度		8,831億円	→ 9,522億円		8.0%	7.8%	プロジェクト形成調査(JICA)	4件増	無償資金協力のフォローアップ(JICA)	2件増	被援助国関係者の評価への参加	3ヶ国増	詳細評価調査ミッション	2名増	外務省の経済協力担当	23名増	国際協力事業団(JICA)の定員	34名増	援助人材育成振興費	8億円																									
一般会計ODA予算	3年度	4年度																																															
	8,831億円	→ 9,522億円																																															
	8.0%	7.8%																																															
プロジェクト形成調査(JICA)	4件増																																																
無償資金協力のフォローアップ(JICA)	2件増																																																
被援助国関係者の評価への参加	3ヶ国増																																																
詳細評価調査ミッション	2名増																																																
外務省の経済協力担当	23名増																																																
国際協力事業団(JICA)の定員	34名増																																																
援助人材育成振興費	8億円																																																

報告指摘事項	措置状況																																																																									
<p>6. 中小企業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の優先順位を選択を厳しく行いつつ、資金の重点的配分に努め、引き続き全体として総額の抑制を図るべき。 ・ 今後の中小企業対策については、中小企業者の自助努力を前提とした支援策を適切に講じていく。 <p>7. エネルギー対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の優先順位を厳しく見直す等により特別会計歳出を極力圧縮し、もって一般会計から特別会計への繰入れを抑制するよう努力することが必要。 <p>8. 農業</p> <p>(1) 農業関係予算の合理化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域の持つ多面的役割にも配慮しつつ、生産性の向上、担い手の育成等に重点を置き、資金の効率的、重点的配分に努めていく必要。 <p>(2) 食糧管理制度</p> <p>① 生産者及び消費者米麦価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の米麦価の決定を通じ、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減と合わせて、米麦についてのコスト逆ざやの縮小を更に進めていく必要。 	<p>中小企業対策費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,950億円</td> <td>→ 1,956億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.3%</td> <td>→ 0.3%</td> </tr> </table> <p>中小企業の活性化の推進</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>地域や伝統に育まれた技術等を活用した中小企業創造的發展事業</td> <td>—</td> <td>→ 11億円</td> </tr> <tr> <td>物流効率化総合対策</td> <td>3億円</td> <td>→ 7億円</td> </tr> <tr> <td>魅力ある商店街・商業集積づくり等商業対策</td> <td>106億円</td> <td>→ 123億円</td> </tr> </table> <p>一般会計から石特会計への繰入れ</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(要求)</td> <td>(決定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,320億円</td> <td>→ 4,970億円 → 4,720億円</td> </tr> </table> <p>食糧管理費をはじめとする各般の経費について節減合理化を図りつつ、重要な施策について予算の効率的・重点的配分。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村地域の活性化に資するため、集落排水等の農村整備事業に重点配分。 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備事業</td> <td>10,691億円</td> <td>→ 11,094億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3.8%増)</td> </tr> <tr> <td>うち農村整備事業</td> <td>3,062億円</td> <td>→ 3,436億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(12.2%増)</td> </tr> <tr> <td>うち集落排水</td> <td>622億円</td> <td>→ 839億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(35.0%増)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○農業改良資金の充実と補助対象機械の見直し。 * 貸付対象の拡大。(主なもの) <table border="0"> <tr> <td>担い手の育成確保</td> <td>→ 農外からの新規参入青年</td> </tr> <tr> <td>経営規模の拡大</td> <td>→ 経営規模拡大に伴い必要となる初度的経費</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> * 「補助から融資へ」という考え方の下に、補助対象(機械)を縮減。 <p>食糧管理費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,732億円</td> <td>→ 3,421億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(8.3%減)</td> </tr> </table> <p>政府管理経費の縮減。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>食糧事務所定員</td> <td>12,226人</td> <td>→ 11,726人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>△ 500人</td> </tr> </table>		3年度	4年度		1,950億円	→ 1,956億円		0.3%	→ 0.3%		3年度	4年度	地域や伝統に育まれた技術等を活用した中小企業創造的發展事業	—	→ 11億円	物流効率化総合対策	3億円	→ 7億円	魅力ある商店街・商業集積づくり等商業対策	106億円	→ 123億円		3年度	4年度		(要求)	(決定)		4,320億円	→ 4,970億円 → 4,720億円		3年度	4年度	農業農村整備事業	10,691億円	→ 11,094億円			(3.8%増)	うち農村整備事業	3,062億円	→ 3,436億円			(12.2%増)	うち集落排水	622億円	→ 839億円			(35.0%増)	担い手の育成確保	→ 農外からの新規参入青年	経営規模の拡大	→ 経営規模拡大に伴い必要となる初度的経費		3年度	4年度		3,732億円	→ 3,421億円			(8.3%減)		3年度	4年度	食糧事務所定員	12,226人	→ 11,726人			△ 500人
	3年度	4年度																																																																								
	1,950億円	→ 1,956億円																																																																								
	0.3%	→ 0.3%																																																																								
	3年度	4年度																																																																								
地域や伝統に育まれた技術等を活用した中小企業創造的發展事業	—	→ 11億円																																																																								
物流効率化総合対策	3億円	→ 7億円																																																																								
魅力ある商店街・商業集積づくり等商業対策	106億円	→ 123億円																																																																								
	3年度	4年度																																																																								
	(要求)	(決定)																																																																								
	4,320億円	→ 4,970億円 → 4,720億円																																																																								
	3年度	4年度																																																																								
農業農村整備事業	10,691億円	→ 11,094億円																																																																								
		(3.8%増)																																																																								
うち農村整備事業	3,062億円	→ 3,436億円																																																																								
		(12.2%増)																																																																								
うち集落排水	622億円	→ 839億円																																																																								
		(35.0%増)																																																																								
担い手の育成確保	→ 農外からの新規参入青年																																																																									
経営規模の拡大	→ 経営規模拡大に伴い必要となる初度的経費																																																																									
	3年度	4年度																																																																								
	3,732億円	→ 3,421億円																																																																								
		(8.3%減)																																																																								
	3年度	4年度																																																																								
食糧事務所定員	12,226人	→ 11,726人																																																																								
		△ 500人																																																																								

報告指摘事項	措置状況																																																							
<p>・ 特に、生産者米価に関しては、価格による需給調整機能の強化を図るとともに、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置き、稲作の生産性の向上とコスト低減を反映していくべき。</p> <p>② 自主流通米助成</p> <p>・ 自主流通米に係る助成については、制度発足当時の事情が大きく変化していることを踏まえ、不断の見直しを行っていくことが肝要であり、特にその大宗をなす自主流通対策費を中心に見直しを行っていく必要。</p> <p>③ 学校給食用米穀売却値引き</p> <p>・ 学校給食用米穀の値引きについては、既に大半の学校で米飯給食が実施されている状況、消費拡大の必要性、給食の費用については基本的には受益者負担とするのが適当であること等を踏まえ、財政資金の効率的使用の観点から、見直しを行っていく必要。</p> <p>9. 国鉄改革等</p> <p>(1) 清算事業団の長期債務等の処理</p> <p>・ 平成4年度に発生する金利等については、土地売却収入、鉄道整備基金からの収入及び補助金収入等で賄うよう努め、さらにJR株式の売却を進めその売却収入により債務元本を減少させるとの基本的考え方によって、債務償還の基盤を確立することが必要。</p>	<p>(参考) 米麦価の推移〔前年比：％〕</p> <table border="1" data-bbox="605 203 1034 381"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">(米 価)</th> <th colspan="2">(麦 価)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>生産者</th> <th>消費者</th> <th>生産者</th> <th>消費者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>△5.95</td> <td>△2.5</td> <td>△4.9</td> <td>△6.2</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>△4.6</td> <td>△1.5</td> <td>△4.6</td> <td>△8.0</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>△3.5</td> <td>△4.6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>△1.5</td> <td>△1.0</td> <td>△3.9</td> <td>△5.1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>△0.65</td> <td>△0.44</td> <td>△1.23</td> <td>△3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 生産者米価算定方式について、我が国水田農業の今後の在り方等を踏まえ、平成4年度産米の政府買入価格の決定までにその取扱いを検討。</p> <p>・ 4年度産米に係る自主流通対策費の取扱いについては、政府米と自主流通米のバランスのとれた集荷への誘導、価格形成の場の充実等の観点等を踏まえ、予算の実行までの間に引き続きその改善について検討。</p> <p>・ 値引き率等の見直し。</p> <table border="1" data-bbox="605 698 1034 803"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">3年度</th> <th colspan="2">4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規実施校</td> <td>60%</td> <td>→</td> <td>60%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>週2.5回以上</td> <td>55%</td> <td>→</td> <td>週3回以上</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50%</td> <td>→</td> <td>45%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 平成4年度においては、金利が金利を生む形での累増傾向を断ち切り、債務元本を減少させるとの基本的考え方によって、債務償還の基盤を確立するため、平成4年度に発生する金利等(1.4兆円)については、鉄道整備基金からの収入(1,187億円)及び補助金等(1,323億円)に加えて、随意契約の条件の緩和及び一般競争入札の活用等の制度改正を踏まえた土地売却収入(11,700億円)により基本的に賄うこととし、更に、JR株式の売却を進めることとしている。</p> <p>② 土地処分については、一般競争入札による処分に関し、3年11月に導入された上限価格付入札制度を実施するとともに、随意契約、土地信託方式、建物付土地売却方式及び不動産変換ローン方式による処分を促進し、土地売却収入1兆1,700億円(3年度1.5兆円)を確保する。</p> <p>また、上限価格付入札の実績等を踏まえ、地価対策に配慮しつつ、入札の拡大等の検討を行う。</p> <p>③ JR株式会社については、国鉄改革の趣旨に沿って平成4年度には処分を開始する方向で引き続き検討、準備を進める。平成4年度予算においては、前年度と同様、JR株式売却収入として1,504億円(売却株数200万株、売却価格75,178円〔JR3社の1株当たり純資産額の平均〕)を計上している。</p>		(米 価)		(麦 価)			生産者	消費者	生産者	消費者	62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2	63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0	元	—	—	△3.5	△4.6	2	△1.5	△1.0	△3.9	△5.1	3	△0.65	△0.44	△1.23	△3.5		3年度		4年度		新規実施校	60%	→	60%		週2.5回以上	55%	→	週3回以上	50%	その他	50%	→	45%	
	(米 価)		(麦 価)																																																					
	生産者	消費者	生産者	消費者																																																				
62	△5.95	△2.5	△4.9	△6.2																																																				
63	△4.6	△1.5	△4.6	△8.0																																																				
元	—	—	△3.5	△4.6																																																				
2	△1.5	△1.0	△3.9	△5.1																																																				
3	△0.65	△0.44	△1.23	△3.5																																																				
	3年度		4年度																																																					
新規実施校	60%	→	60%																																																					
週2.5回以上	55%	→	週3回以上	50%																																																				
その他	50%	→	45%																																																					

報告指摘事項	措置状況
<p>(2) 整備新幹線問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成4年度整備新幹線の予算については、その基本的枠組みを堅持し、その枠内で処理することが必要。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 基本的枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 着工優先順位の決定 ロ. 規格の見直し等による建設費の大幅な圧縮(収支採算性)(5線、53,200億円→3線、16,500億円) ハ. JR、国及び地域の負担率(50:35:15)の決定 ニ. 運輸公共枠の原則(国の財源については、運輸省所管の公共事業に配分されるべき予算の一部を充てる。) ホ. 着工の前提条件(新たな区間等に引き続き着工する場合には、当該区間の並行在来線の取扱い、建設費、収支採算性等に関し、具体的な結論を得たのちこれを行うものとする。) </div> <p>10. 電気通信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな電波行政関係経費の財源については、電波を利用する免許人に、税制との調整を図りつつ、受益者負担の考え方に立って、応分の負担を求めていくことを検討する必要。 <p>11. 地方財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、地方財政計画の歳出の増加を抑制することが重要。 	<p>④ 平成4年度の清算事業団補助金については、過去債務の発生利子の一定割合を補助することとし、924億円を確保している。</p> <p>① 整備新幹線については、昭和63年8月、平成元年1月及び平成2年12月の政府・与党合合せにおいて、国鉄改革、行財政改革の趣旨を踏まえ第2の国鉄をつくることのないよう収支採算性、財源、規格及び並行在来線の問題等について基本的枠組みが決定されており、平成4年度予算においても、基本的枠組みに基づいて適切に対処している。</p> <p>② 4年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 既に着工している北陸新幹線(高崎・長野間)、東北新幹線(盛岡・青森間)及び九州新幹線(八代・西鹿兒島間)について、建設費946億円(3年度606億円)を計上している。 ii. 北陸新幹線(高岡・金沢間)については、並行在来線問題の調整が遅れ、現在鉄建公団が新ルートについて調査中であるため、3年度と同様の考え方から整備新幹線着工調整費40億円を計上し、所要の経路を経た後その建設に着工することとする。 iii. 新幹線の建設を急ぐ自治体の要望に配慮し、町づくりと一体となった鉄道駅緊急整備事業費90億円を計上している。 iv. この結果、総事業費は1,076億円となるが、その財源として、公共事業関係費166億円(旧NTT-B)を計上している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成5年度より電波利用料(仮称)制度を導入することとし、平成4年度予算において、制度導入の準備のための経費を計上。 電波利用料は、免許人の円滑な電波利用を確保するため、 <ul style="list-style-type: none"> i. コンピューターを活用した総合的電波管理システムの整備 ii. 電波監視施設等の整備 を行う電波行政事務に要する経費に充てるものであり、電波を利用する免許人から徴収することとし、そのための法律案については、次期通常国会に提出される予定。 ・ 4年度の地方財政の規模は、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に従い、極力歳出の抑制に努めたところ。 歳出総額 約74兆3,700億円程度(4.9%増)

報告指摘事項	措置状況														
<p>・ 平成4年度において、過去3年間に引き続き大幅な財源余剰となれば、今後地方交付税法第6条の3第2項の適用が検討課題。いずれにせよ、国と地方の財源調整について、国と地方の財源状況を踏まえ、適切な措置を講じることが必要。</p> <p>12. 補助金等</p> <p>・ 補助金等の整理合理化に当たっては、国と地方の関係等に関する臨時行政改革推進審議会の答申等において示された具体的な改革方策に基づき、今後とも一層の見直しを行っていくことが必要。</p> <p>13. 人件費の抑制</p> <p>・ 第8次定員削減計画を着実に実施、新規増員の厳しい抑制により、引き続き定員を純減。</p>	<p>・ 4年度の地方財政収支見通しは、元年度、2年度、3年度に引き続き大幅な財源余剰となり、地方交付税法第6条の3第2項に該当する事態であるが、4年度においては、中期的な国と地方の財政状況の見通しが極めて不透明であったため、同項の適用は今後の検討課題とし、同法附則第3条に基づく地方交付税の年度間調整としての特例措置（8,500億円の減額）等を講じた。</p> <p>・ 補助事業の廃止・縮小、零細補助金等の整理、一般財源化等の整理合理化を推進し、補助金等の総額を抑制。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">（一般財源化した補助金等）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">国民健康保険事務費負担金</td> <td style="border-right: 1px solid black; text-align: right;">780億円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">国民健康保険助産費補助金</td> <td style="border-right: 1px solid black; text-align: right;">87億円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">義務教育費国庫負担金等</td> <td style="border-right: 1px solid black; text-align: right;">623億円</td> </tr> </table> <p>・ 第8次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し増員を厳に抑制することにより、引き続き国家公務員数の縮減を図る。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">3年度</td> <td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">4年度</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">国家公務員定員（純減）</td> <td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">△2,499人</td> <td style="border-right: 1px solid black; text-align: center;">→ △1,372人</td> </tr> </table>	（一般財源化した補助金等）		国民健康保険事務費負担金	780億円	国民健康保険助産費補助金	87億円	義務教育費国庫負担金等	623億円		3年度	4年度	国家公務員定員（純減）	△2,499人	→ △1,372人
（一般財源化した補助金等）															
国民健康保険事務費負担金	780億円														
国民健康保険助産費補助金	87億円														
義務教育費国庫負担金等	623億円														
	3年度	4年度													
国家公務員定員（純減）	△2,499人	→ △1,372人													

(出所) 『『歳出の節減合理化の方策に関する報告』の平成4年度予算における主な措置状況 平成4年1月24日 大蔵省主計局』財政制度審議会総会（第5回）平成4年1月24日配付資料(3)（財政制度審議会「平成3年度 財政制度審議会資料集 総会編」121-130ページ）。

8-116 一般会計公共事業費総額（社会資本整備事業を含む）の事業別、省庁別配分額及び割合

①昭和63年度

(単位：百万円、%)

区分	北海道開発庁		沖縄開発庁		国土庁		総理府計		厚生省		農林水産省		通商産業省		運輸省		建設省		合計	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
1. 治山・治水	134,691	10.4	13,934	1.1	49,572	3.8	198,197	15.4	0	0.0	191,666	14.9	0	0.0	28,210	2.2	872,469	67.6	1,290,542	100.0
水	114,850	11.4	10,930	1.1	38,498	3.8	164,278	16.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	845,445	83.7	1,009,823	100.0
山	14,684	7.7	406	0.2	1,955	1.0	17,045	9.0	0	0.0	172,890	91.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	189,935	100.0
海岸	5,157	5.7	2,598	2.9	9,119	10.0	16,874	18.6	0	0.0	18,776	20.7	0	0.0	28,210	31.1	26,924	29.7	90,784	100.0
2. 道路整備	263,632	12.4	80,560	3.8	29,133	1.4	373,325	17.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,755,987	82.5	2,129,312	100.0
3. 港湾・漁港・空港	100,990	17.1	35,915	6.1	78,156	13.2	215,061	36.4	0	0.0	93,635	15.8	0	0.0	282,673	47.8	0	0.0	591,369	100.0
湾	52,211	17.1	26,164	8.6	31,088	10.2	109,463	33.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	195,841	64.1	0	0.0	305,304	100.0
港	39,281	21.1	8,137	4.4	44,996	24.2	92,414	49.7	0	0.0	93,635	50.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	186,049	100.0
空港	9,498	9.5	1,614	1.6	2,072	2.1	13,184	13.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	86,832	86.8	0	0.0	100,016	100.0
4. 住宅対策	25,114	3.0	10,194	1.2	0	0.0	35,308	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	789,564	95.7	824,872	100.0
5. 下水道・環境衛生等	52,624	4.5	34,436	3.0	23,263	2.0	110,323	9.5	179,280	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	871,784	75.1	1,161,387	100.0
下水道	46,074	5.7	8,436	1.1	840	0.1	55,350	6.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	747,436	93.1	802,786	100.0
環境衛生	42	0.0	16,560	7.6	21,633	9.9	38,235	17.6	179,280	82.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	217,515	100.0
公園等	6,508	4.6	9,440	6.7	790	0.6	16,738	11.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	124,348	88.1	141,086	100.0
公園	6,508	5.6	9,440	8.1	790	0.7	16,738	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	100,209	85.7	116,947	100.0
再開発等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24,139	100.0	24,139	100.0
6. 農業農村整備	171,904	16.9	29,352	2.9	35,822	3.5	237,078	23.3	0	0.0	780,084	76.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,017,162	100.0
7. 林道、工業用水等	17,549	9.2	2,708	1.4	11,708	6.1	31,965	16.7	0	0.0	138,837	72.6	11,946	6.2	8,560	4.5	0	0.0	191,308	100.0
造林	5,077	11.1	315	0.7	616	1.3	6,008	13.2	0	0.0	39,666	86.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	45,674	100.0
林道	6,060	6.6	796	0.9	2,717	3.0	9,573	10.5	0	0.0	81,731	89.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	91,304	100.0
工業用水	0	0.0	742	4.0	5,751	31.2	6,493	33.2	0	0.0	0	0.0	11,946	64.8	0	0.0	0	0.0	18,439	100.0
沿岸漁場整備	6,375	25.8	855	3.5	0	0.0	7,230	29.3	0	0.0	17,440	70.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24,670	100.0
離島電気等	37	1.4	0	0.0	2,624	98.6	2,661	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,661	100.0
電気	0	0.0	0	0.0	20	100.0	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	20	100.0
簡易水運	37	1.4	0	0.0	2,604	98.6	2,641	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,641	100.0
鉄道	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8,560	100.0	0	0.0	8,560	100.0
消防	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
幹線	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8. 調整費等	164	1.4	65	0.6	11,153	98.0	11,382	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11,382	100.0
一般公共計	766,668	10.6	207,164	2.9	238,807	3.3	1,212,639	16.8	179,280	2.5	1,204,222	16.7	11,946	0.2	319,443	4.4	4,289,804	59.4	7,217,334	100.0
9. 災害復旧等	293	0.5	0	0.0	0	0.0	293	0.5	0	0.0	17,667	27.1	0	0.0	802	1.2	463,316	71.2	65,078	100.0
災害復旧	292	0.7	0	0.0	0	0.0	292	0.7	0	0.0	12,255	27.8	0	0.0	799	1.8	30,795	69.8	44,140	100.0
災害関連	2	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0	0	0.0	5,412	25.8	0	0.0	3	0.0	15,522	74.1	20,938	100.0
合計	766,961	10.5	207,164	2.8	238,807	3.3	1,212,932	16.7	179,280	2.5	1,221,890	16.8	11,946	0.2	320,245	4.4	4,336,120	59.5	7,282,412	100.0

(注) 各計数は、四捨五入によっているので計において合致しないものがある。

(単位：百万円、%)

②平成4年度

区分	北海道開発庁		沖縄開発庁		国土庁		総理府計		厚生省		農林水産省		通商産業省		運輸省		建設省		合計	
	割合	額	割合	額	割合	額	割合	額	割合	額	割合	額	割合	額	割合	額	割合	額	割合	額
1. 治山・治水	151,729	106	16,356	1.1	56,714	4.0	224,799	15.7	0	0.0	211,898	14.8	0	0.0	31,171	2.2	961,562	67.3	1,429,430	100.0
水	129,745	11.6	12,874	1.1	44,611	4.0	187,230	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	932,596	83.3	1,119,826	100.0
山	16,087	7.7	549	0.3	2,151	1.0	18,787	9.0	0	0.0	190,998	91.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	209,785	100.0
海	5,897	5.9	2,933	2.7	9,952	10.0	18,782	18.8	0	0.0	20,900	20.9	0	0.0	31,171	31.2	28,966	29.0	99,819	100.0
2. 道路整備	296,779	12.4	89,028	3.9	32,578	1.4	418,385	17.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,977,699	82.5	2,396,084	100.0
3. 港湾・漁港・空港	110,311	16.8	41,188	6.3	87,623	13.3	239,122	36.4	0	0.0	101,591	15.5	0	0.0	316,150	48.1	0	0.0	656,863	100.0
湾	55,530	16.3	29,581	8.7	34,729	10.2	119,840	35.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	219,819	64.7	0	0.0	339,659	100.0
港	44,497	21.6	9,361	4.5	50,500	24.5	104,358	50.7	0	0.0	101,591	49.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	205,949	100.0
空	10,284	2.4	2,246	2.0	2,394	2.2	14,924	13.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	96,331	86.6	0	0.0	111,255	100.0
4. 住宅対策	29,797	3.2	8,901	1.0	0	0.0	38,698	4.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	894,260	95.9	932,958	100.0
5. 下水道・環境衛生等	59,699	4.4	41,722	3.1	26,334	2.0	127,746	9.5	208,640	15.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,009,081	75.0	1,345,467	100.0
下水道	51,435	5.7	10,260	1.1	1,320	0.1	63,015	6.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	856,463	93.1	919,478	100.0
環境衛生	164	0.1	19,741	7.8	24,010	9.5	43,915	17.4	208,640	82.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	252,555	100.0
公園	8,091	4.7	11,721	6.8	1,004	0.6	20,816	12.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	152,618	88.0	173,434	100.0
公園	8,091	6.1	11,721	8.8	1,004	0.8	20,816	15.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	112,441	84.4	133,257	100.0
再開発等	173,717	15.7	36,332	3.3	40,966	3.7	251,015	22.6	0	0.0	858,889	77.4	0	0.0	40,177	4.0	0	0.0	40,177	100.0
6. 農業農村整備	19,659	9.0	2,324	1.1	10,626	4.8	32,609	14.9	0	0.0	153,943	70.2	15,448	7.0	17,163	7.8	0	0.0	1,109,904	100.0
林	5,598	11.0	387	0.8	679	1.3	6,664	13.1	0	0.0	44,034	86.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	50,698	100.0
道	6,958	6.9	979	1.0	2,941	2.9	10,878	10.8	0	0.0	90,269	89.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	101,147	100.0
水	0	0.0	25	0.1	4,118	21.0	4,143	21.1	0	0.0	0	0.0	15,448	78.9	0	0.0	0	0.0	19,591	100.0
工業	7,066	25.6	933	3.4	0	0.0	7,999	28.9	0	0.0	19,640	71.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27,639	100.0
漁業	37	1.3	0	0.0	2,888	98.7	2,925	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,925	100.0
電気	0	0.0	0	0.0	21	100.0	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	21	100.0
備用水道	37	1.3	0	0.0	2,867	98.7	2,904	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,904	100.0
鉄道	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	556	100.0	0	0.0	556	100.0
防火	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	16,607	100.0	0	0.0	16,607	100.0
新幹線	169	1.3	67	0.5	12,628	98.2	12,864	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12,864	100.0
8. 調整費等	841,851	10.4	235,918	2.9	267,469	3.3	1,345,238	16.6	208,640	2.6	1,326,321	16.4	15,448	0.2	364,484	4.5	4,842,602	59.8	8,102,733	100.0
一般公共計	260	0.4	0	0.0	0	0.0	260	0.4	0	0.0	18,508	27.1	0	0.0	839	1.2	48,608	71.3	68,215	100.0
9. 災害復旧等	259	0.6	0	0.0	0	0.0	259	0.6	0	0.0	12,348	29.0	0	0.0	760	1.8	29,283	68.7	42,650	100.0
災害	2	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0	0	0.0	6,160	24.1	0	0.0	79	0.3	19,324	75.6	25,565	100.0
災害	842,111	10.3	235,918	2.9	267,469	3.3	1,345,498	16.5	208,640	2.6	1,344,829	16.5	15,448	0.2	365,323	4.5	4,891,209	59.9	8,170,948	100.0
合計																				

(注) 各計数は、四捨五入によっているので計において合致しないものがある。

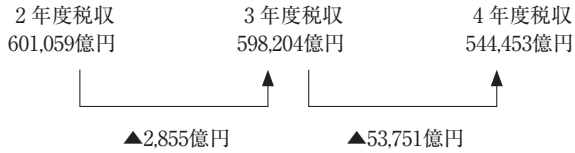
(出所) 大蔵省作成資料 平成4年2月。

8-117 平成4年度の税収決算額について

(単位：億円、%)

決算額	対補正後	対当初	対前年
544,453	補正額 ▲48,730		〔 3年度決算額 〕 598,204 (▲9.0) ▲53,751
	〔 補正後予算額 〕 576,310 (▲5.5) ▲31,857	〔 当初予算額 〕 625,040 (▲12.9) ▲80,587	

(注) 決算額が2年連続で減収となったのは、戦後初めて。



(出所) 財政制度審議会総会 (第2回) 平成5年8月11日配付資料(2)「最近の税収動向について」(財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」54ページ)。

8-118 一般会計税収の予算額と決算額、税収弾性値の推移

(単位：億円、%)

年度	区分		予算額			決算額	対当初		対補正後		税収弾性値
	当初	補正額	補正後	増減額	増減割合		増減額	増減割合			
昭和31	8,267	530	8,797	9,502	1,235	14.9	705	8.0	2.06		
32	9,469	424	9,893	10,499	1,030	10.9	606	6.1	1.56		
33	10,259	80	10,339	10,318	59	0.6	▲21	▲0.2	0.13		
34	11,212	573	11,785	12,134	922	8.2	349	3.0	1.24		
35	13,366	1,879	15,245	16,183	2,817	21.1	938	6.2	1.71		
36	16,649	1,546	18,195	20,176	3,527	21.2	1,981	10.9	1.45		
37	20,421	1,363	21,784	21,959	1,538	7.5	175	0.8	1.59		
38	23,053	2,068	25,121	25,302	2,249	9.8	181	0.7	1.07		
				(28,918)	(▲125)	(▲0.4)	(▲775)	(▲2.6)			
39	29,043	650	29,693	29,497	454	1.6	▲196	▲0.7	1.15		
40	32,877	▲2,590	30,287	30,496	▲2,381	▲7.2	209	0.7	0.80		
41	31,977	1,460	33,437	34,058	2,081	6.5	621	1.9	1.19		
42	38,052	2,901	40,953	40,936	2,884	7.6	▲17	▲0.0	1.51		
43	46,979	2,405	49,384	49,239	2,260	4.8	▲145	▲0.3	1.28		
44	57,381	1,969	59,350	60,243	2,862	5.0	893	1.5	1.42		
45	69,384	3,011	72,395	72,958	3,574	5.2	563	0.8	1.58		
46	82,963	▲4,757	78,206	79,272	▲3,691	▲4.4	1,066	1.4	1.35		
47	88,485	2,820	91,305	97,701	9,216	10.4	6,396	7.0	1.38		
48	110,786	15,080	125,866	133,655	22,869	20.6	7,789	6.2	1.93		
				(146,029)	(8,409)	(6.1)	(▲7,711)	(▲5.0)			
49	137,620	16,120	153,740	150,359	12,739	9.3	▲3,381	▲2.2	0.92		
50	173,400	▲38,790	134,610	137,527	▲35,873	▲20.7	2,917	2.2	▲0.34		
51	155,190	—	155,190	156,578	1,388	0.9	<同	左>	0.99		
52	182,400	▲11,060	171,340	173,329	▲9,071	▲5.0	1,989	1.2	1.13		
	(194,360)		(191,360)	(195,874)	(1,514)	(0.8)	(4,514)	(2.4)			
53	214,500	▲3,000	211,500	219,205	4,705	2.2	7,705	3.6	1.01		
54	214,870	19,090	233,960	237,295	22,425	10.4	3,335	1.4	1.80		
55	264,110	7,340	271,450	268,687	4,577	1.7	▲2,763	▲1.0	1.22		
56	322,840	▲4,524	318,316	289,521	▲33,319	▲10.3	▲28,795	▲9.0	0.54		
57	366,240	▲61,460	304,780	305,111	▲61,129	▲16.7	331	0.1	0.80		
58	323,150	▲4,130	319,020	323,583	433	0.1	4,563	1.4	1.28		
59	345,960	2,390	348,350	349,084	3,124	0.9	734	0.2	1.07		
60	385,500	▲4,050	381,450	381,988	▲3,512	▲0.9	538	0.1	0.88		
61	405,600	▲11,200	394,400	418,768	13,168	3.2	24,368	6.2	2.00		
62	411,940	18,930	430,870	467,979	56,039	13.6	37,109	8.6	3.27		
63	450,900	30,160	481,060	508,265	57,365	12.7	27,205	5.7	2.08		
平成元	510,100	32,170	542,270	549,218	39,118	7.7	6,948	1.3	1.50		
2	580,040	11,270	591,310	601,059	21,019	3.6	9,749	1.6	1.12		
3	617,720	▲27,820	589,900	598,204	▲19,516	▲3.2	8,304	1.4	0.04		
4	625,040	▲48,730	576,310	544,453	▲80,587	▲12.9	▲31,857	▲5.5	▲3.81		
5	613,030	▲1,460	611,570								

(備考) 39年度、49年度及び53年度の()書は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合のものである。

(出所) 財政制度審議会総会(第2回)平成5年8月11日配付資料(2)「最近の税収動向について」(財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」56ページ)。

8-119 平成4年度決算概要

平成5年7月30日
大 蔵 省

(単位：億円、億円未満切捨)

〔歳入〕		〔歳出〕	
税 収	▲31,856	不 用	8,006
税外収入	8,441		
公 債 金	▲ 0		
計	▲23,415	計	8,006
		合 計	▲15,408 (A)
空港整備事業費等財源 特定財源増			38 (B)
歳入歳出の決算上の不 足額 (A - B)			▲15,447
不足額の処理 決算調整資金からの 組入れ (決算調整資 金へは国債整理基金 から繰入れ)			15,447

(出所) 財政制度審議会総会 (第2回) 平成5年8月11日配付資料(3)「平成6年度の財政事情」(財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」57ページ)。

【中期的財政運営】

8-120 財政運営の諸指標の性格について

1. 一般会計歳出伸率
 2. 公債依存度
 3. 公債残高（特例公債残高）
 4. 公債残高対GNP比
 5. 国債費率
 6. 国民負担率
- （参考）諸指標の関連
1. 一般会計歳出伸率
 - ① 経済成長率との対比で、財政規模の抑制の程度を示す（名目経済成長率以下とし続ける場合には、一般会計歳出の対GNP比が低下していくこととなる。）
 - ② 臨調答申は、行政の果たすべき役割の見直しと国民負担の増大の抑制のための中期的な指標として用いている。
 - ③ 59年の財審報告は、特例公債依存体質からの脱却のために必要な歳出規模の抑制の指標として用いている。
 - ④ 西ドイツでは、中期的に歳出伸率を2.5%以下とすることを目標としている。また、類似のものとして、イギリスでは、公共支出（国+地方）の対GNP比を漸減させることを目標としている。
 - ⑤ 歳出抑制は財政体質改善の前提となるものではあるが、必ずしも財政体質改善そのものの指標とはならない。
 2. 公債依存度（公債依存度）
 - ① 財政規模に対する単年度の財政赤字（新規公債発行額）の大きさを示す。
 - ② 新規公債発行額の抑制を通じて利払費の増加による財政の硬直化を防ぐという点で、財政体質改善の指標の一つである。また、経済の不況時には新規公債発行額を増大させて景気を刺激し、好況時には新規公債発行額を削減して景気の過熱を防ぐことから、財政による景気調整の状況を示すという性

格をも持っている。

- ③ 昭和40年代前半の財政硬直化打開キャンペーンにおいては、公債依存度を5%以下とすることが目標とされ、また、50年代以降の特例公債発行下においては、特例公債依存体質脱却と並んで、公債依存度引下げが一貫して目標とされてきている。
- ④ 特例公債発行額がゼロとなった後は四条公債のみの指標となり、公債発行対象経費（公共事業費、出資金、貸付金）の一般会計歳出に占めるシェアがその上限となる。（すきま率）
 - ① 公債発行対象経費と四条公債発行額との差（すきま）の割合を示す。
 - ② 不況で税収が伸び悩んだ場合に、すきまの部分の税収を經常部門経費の財源に転用し、特例公債の発行を回避できるという点で、特例公債依存体質脱却後において再び特例公債依存体質に転落することを防ぐ目安となる。
 - ③ すきま率と公債依存度の関係については、例えば、すきま率を0%から50%に引き上げることは、公債発行対象経費の一般会計歳出に占めるシェアを一定とすれば、公債依存度を2分の1に引き下げることの意味する。
3. 公債残高（特例公債残高）
 - ① 各年度の財政赤字の累積額（ネット償還額を除く）を示す。
 - ② 特例公債については、厳しい財政状況を勘案し、当面四条公債と同様に60年償還ルールによることを基本としているが、現行の取扱いを継続するとすれば、残高が急速に減少することは望めない。
 - ③ 特例公債については、見合いとなる資産が将来に残らないことから、できるだけ早く残高を減少させることが望ましく、このためには、どのような形でどの程度早期償還（借換債発行額の圧縮）を行うかについて検討することが必要となる。

4. 公債残高対GNP比

- ① 公債残高と経済の規模とのバランスを示す。
- ② 59年の財審報告は、特例公債の借換債の発行を行うに当たり、市場におけるその円滑な消化を図る上で留意すべき指標として用いている。
- ③ 「基本的考え方」は、総公債発行額の抑制を通じて利払費の増加による財政の硬直化を防ぐという財政体質改善の指標の一つとして用いている。
- ④ 公債残高に関する指標であり、急速に低下することは望めない。

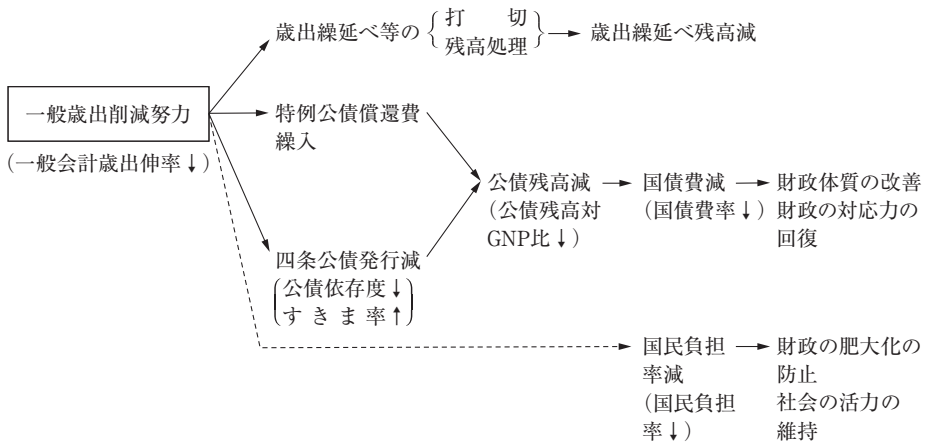
5. 国債費率

- ① 過去の公債発行に伴う後年度負担である利払・償還費の財政規模に対する大きさを

示す。

- ② 公債の利払・償還による政策経費の圧迫の程度、逆に言えば財政の対応力の回復の程度を端的に示す指標である。
 - ③ 公債残高と密接に関連しており、急速に低下することは望めない。
6. 国民負担率
- ① 国と地方を合わせた租税負担及び社会保障負担の国民所得に対する大きさを示す。
 - ② 臨調答申等は、行政の果たすべき役割の見直しと国民負担の増大の抑制のための長期的な指標として用いている。
 - ③ 政府全体に係る指標であるため、国の一般会計の財政運営には直結しない。
 - ④ 財政の肥大化防止の指標であり、必ずしも財政体質の改善にはつながらない。

(参考) 諸指標の関連



(出所) 財政制度審議会中期財政運営問題小委員会 (第2回) (懇談会) 平成元年5月17日配付資料(2) (財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 中期財政運営問題小委員会編」73-81ページ)。

8-121 57年度以降の各年度予算で行った特例的歳出削減措置等

1. 57年度以降の各年度予算で行った特例的歳出削減措置等

年度	(単位：億円)									
	57	58	59	60	61	62	63	元	計	合
厚生年金の国庫負担金の繰入れ等の特例	57～60年度実績分15,078億円(元本・利子分)については、63年度補正予算で処理				3,040	3,600	3,600	3,240		13,480
住宅金融公庫利子補給金の一部繰延べ	517	778	1,045 (△1,03)	1,034 (△103)	1,084 (△259)	857 (△468)	1,147 (△468)	1,297 (△468)		7,759 (△1,766)
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化	—	3,180	3,221	2,556	1,917	1,252	601	0		12,727
自衛費特会からの受入れ	—	2,560	—	—	— (△55)	— (△2,505)	—	—		2,560 (△2,560) 措置完了
外航船舶利子補給金の繰延べ	39	58	57	58	62	(62' 制度改正△54 補正 △190)	88	—		244 (△244) 措置完了
政管健保の国庫補助の繰入れ特例	—	—	—	939	1,300	1,350	650	400		4,639
道庁特会借入金	—	—	—	1,200	3,460 (△1,200)	3,037	— (△6,497)	—		7,697 (△7,697) 措置完了
地方財政対策の改革による特会借入金(国負担分)の一般会計負担	*	*	*	*	*	*	*	*		58,278
地方財政対策に伴う後年度負担(うち既往臨時等過去の覚書分)	—	—	△300 (960)	1,855 (855) <補正△1,395>	2,977 (857)	1,923 (653) <補正500>	2,534 (804)	2,584 (1,059)		10,678

(注) ①△は返済分(地方財政対策の場合は、国の地方への貸し)

②地方財政対策の改革による特会借入金の一一般会計負担については、59年度に新規借入金措置の廃止に伴い、過去の借入金を負担区分に応じて整理し、国・地方それぞれの償還責任を明確化したもの。

③地方財政対策に伴う後年度負担のうち、60年度から63年度の間のいわゆる暫定加算の法定化分は各年度に生じた負担として整理している。また、57年度の特例減額(1,135億円)は58年度に同額繰上げ加算されたため省略している。

④地方財政対策に伴う後年度負担の合計には60年度における国の地方への貸しの63年度及び平成元年度の返済分(計460億円)は含まれていない。

国債費の定率繰入等停止額	57	58	59	60	61	62	63	元
	11,984	13,973	16,127	18,627	20,738	23,168	25,036	26,081
(参考) 国鉄清算事業団要処理債務の推移		62年度首 25.5兆円	62年度末 26.1兆円	63年度末 26.9兆円	平成元年度末 27.1兆円			

2. 厚生年金の国庫負担金の繰入れ等の特例

1. 厳しい財政事情の下で社会保障の実質的水準を確保するため、
 ①57年度から60年度までの間に、行革関連特例法により、厚生年金、共済年金等に対する国庫負担の4分の1を減額する繰入特例措置がとられた。
 ②また、61年度から63年度までの間については、基礎年金制度の導入等年金制度改革をも踏まえ、厚生年金の36年4月以前分等の給付費に係る国庫負担について、その2分の1の範囲内で減額することとされた。

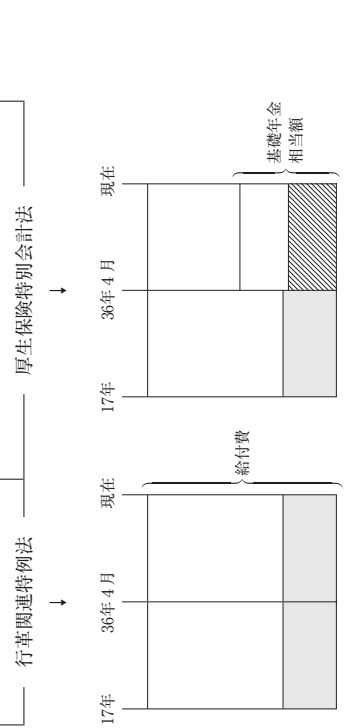
2. 平成元年度においても、平成2年度特例公債依存体質脱却という財政再建目標を踏まえ、引き続き厳しい財政事情の下で、社会保障の実質的水準を低下させないための措置として、繰延額を圧縮(63年度3600億円→元年度3240億円)したうえで、引き続き繰延べを継続することとした。

3. 一方、63年度補正予算においては、62年度決算剰余金に加え、63年度においても予想外の税収の伸び等により一時的に財政事情に余裕が生じたことから、特例公債の減額をを行うとともに、年金制度改革を控え国民の年金財政に対する信頼の確保のため、繰戻しの緊要性が高いと認められる厚生年金等について、57年度から60年度までの繰延分を繰り戻すこととした。

4. 61年度～63年度繰延分及び平成元年度繰延分については、運用取入の減額分を含め、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後、出来る限り速やかに繰り入れに着手し、年金財政の運営に支障をきたすことのないよう計画的に繰り戻すこととしている。

(単位：億円)

繰延(返済)額	57～60年度(実績)	61	62	63	合計
△15,078 (63補正で返済)	3,040	3,600	3,600	3,240	13,480



給付費の20% (国庫負担) ↓ 1/4を減額
 ↓
 給付費の20% (国庫負担) ↓ 1/3の範囲内で減額せず
 ↓
 基礎年金相当額の1/3 (国庫負担)

平成元年度補助金特例法(抄)
 (厚生保険特別会計法)
 第11条 厚生保険特別会計法(昭和19年法律第10号)の一部を次のように改正する。
 第18条ノ11に次の1条を加える。
 第18条ノ12……

政府ハ……厚生年金事業ノ財政ノ安定ガ損ナフルルコトナキ様平成2年度以降ニオテテ国内ノ財政状況ヲ勘案シツツ……一般会計ヨリ年金勘定ニ繰リ入レルベシ。

3. 住宅金融公庫利子補給金の一部繰延べ

1. 住宅金融公庫は財投資金を借り入れて、民間金融機関よりも低利の資金を国民の住宅建設のために融通しており、国は一般会計において財投金利と貸出金利の金利差等を補給してきている。
2. 昭和57年度においては、公庫の資金調達金利が一時期極めて高水準であったことにより公庫の取支差が拡大したこと、国の厳しい財政事情等を総合的に勘案して、昭和56年度末の借入金残高に係る利息のうち利率が6.5%を超える部分の利息を繰延べることとした。
3. また、繰延べ措置は財政再建期間中（昭和57～59年度）とし、終了後昭和60～平成3年度に計画的に措置することとした。これについては、現在累計で1,766億円が措置されている。
4. その後、昭和60年度に至り、引き続き国の財政事情が厳しいことにかんがみ、昭和59年度末の借入金残高に係る利息のうち利率が6.5%を超える部分の利息を財政再建期間中（昭和60～平成2年度）繰り延べることとし、終了後平成3年度～12年度に計画的に措置することとした。
5. いずれの場合も、繰延べ期間中の資金繰りのための借入金に係る利息については毎年度予算で措置している。

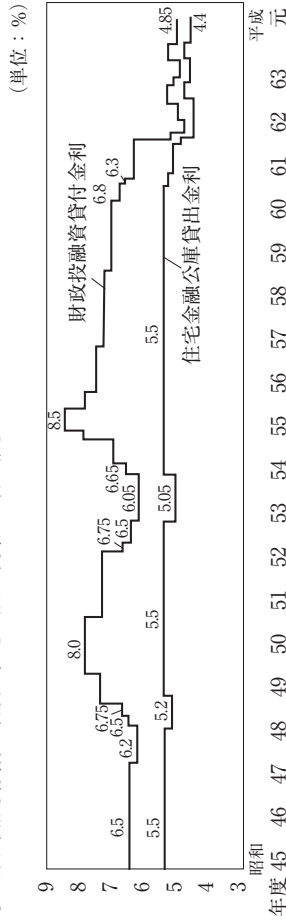
◎ 住宅金融公庫補給金等と繰延額推移

年度	(単位：億円、%)										
	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	合計		
本来補給金	3,157	3,402	3,776	4,140	3,991	3,530	3,809	4,031			
繰延額	▲517	▲778	▲1,045	▲1,034	▲1,084	▲857	▲1,147	▲1,297	▲7,759		
利息	35	90	132	204	267	299	310	338	1,675		
交付金	—	—	—	103	259	468	468	468	1,766		
補給金等措置額	2,814	2,815	2,863	3,413	3,433	3,440	3,440	3,540			
繰延累計額	517	1,295	2,340	3,271	4,096	4,485	5,164	5,993			

(注1) 57年度及び58年度の補給金等措置額は、56年度の損失金に係る補填額及び借入金利息相当額を含んだ計数である。

(注2) 62年度は予算補正後の計数である。

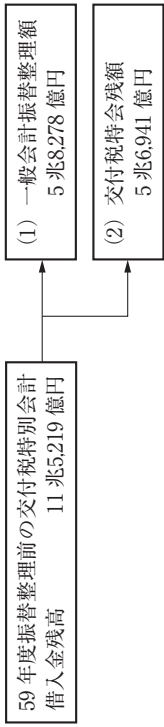
◎ 財政投融資貸付金利及び住宅金融公庫貸出金利の推移



4. 地方財政対策関係

1. 地方財政対策の改革による特会借入金(国負担分)の一般会計負担
 ・ 59年度の地方財政対策の改革において、交付税特会における新たな借入金措置は原則として行わないものとするとともに、既往借入金残高については、財政再建がなされるまで凍結することとされた。これに伴い、上記借入金のうち国の負担として地方交付税法等に定められていた既往の借入金(5兆8,278億円)を一般会計の借入金に振替整理した。

2. 地方財政対策に伴う後年度負担
 ・ 地方財政対策に伴う各種の後年度の加算については、主として補助率の見直しにあたり、地方財政の運営に支障が生じないよう、各年度の地方財政対策において、国と地方の財政事情等を踏まえつつ、国としてとりうるギリギリの措置を講じたものであるが、基本的には国と地方の間の財政調整であり、国の地方に対する貸し(後年度における交付税の減算)も含まれている。



(1) 一般会計借入金の償還額(国負担) (単位：億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
償還額	3,856	4,666	5,076	5,509	5,962	6,489	7,063.9	6,778.3	6,555	6,332.43	58,277.63

(2) 交付税特会借入金の償還額(地方負担) <平成元年10月償還後> (単位：億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
償還額	2,211	2,729	2,923	3,144	3,389	3,612	3,887	4,161	4,497	4,826.95	35,942.35

<注>借入先は資金運用部資金

(単位：億円)

年度	59	60	61	62	63	元計
地方財政対策に伴う後年度負担	△300	1,855	2,977	1,923	2,534	12,073
{60補正特例措置額}		△1,395*		補正 <500>		10,678
						△1,395

(注) 1. △は国の地方への貸し
 2. 地方財政対策に伴う後年度負担の合計には60年度における国の地方への貸しの63年度及び平成元年度の返済分(計460億円)は含まれていない。
 3. *については、「昭和60年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」附則で将来の交付税の減額を法定。

後年度負担額返済の年度別内訳(交付税法附則で法定) (単位：億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
年度別内訳	2,170	2,510	2,549	800	820	904	440	460	480	500	440	12,073

5. 国債費の定率繰入れの停止について

定率繰入れについては、①定率繰入れを行わずとも現行ルールによる償還に支障を生じないことと見込まれる国債整理基金の状況、②定率繰入れを行おうとすれば、その財源は特例公債に依存せざるを得ない財政状況を踏まえ、昭和57年度以降停止されている。

区分年度	年度末基金残高の推移等（普通国債等分）										一般会計へ繰入れ	年度末基金残高
	償還					償還財源						
	満期来額等	借換額	ネット償還額	一般会計からの繰入れ	定率・差減額繰入れ	剰余金繰入れ	予算繰入れ	NTT株式売却収入	運用益等	繰入		
51	4,400	3,712	688	4,154	1,555	2,372	227	—	—	—	442	7,662
52	3,871	3,128	743	2,560	2,401	—	159	—	—	—	522	10,001
53	7,465	6,326	1,139	4,557	3,591	640	326	—	—	—	575	13,994
54	1	—	1	8,962	5,307	34,388	217	—	—	—	905	23,860
55	3,004	2,903	101	9,384	7,146	2,104	134	—	—	—	1,702	34,845
56	21,013	8,952	12,062	9,472	9,472	—	—	—	—	—	2,158	34,413
57	38,637	32,727	5,909	949	(11,984)	—	949	—	—	—	1,678	31,131
58	52,357	45,145	7,212	2,252	(13,973)	—	2,252	—	—	—	1,269	27,440
59	62,270	53,603	8,667	2,092	(16,127)	1,253	839	—	—	—	1,806	22,671
60	102,661	89,573	13,089	1,383	(18,627)	—	1,383	—	—	—	1,588	12,554
61	131,259	114,886	16,373	1,253	(20,738)	—	1,253	23,591	—	—	2,041	23,066
62	178,648	154,490	24,157	4,401	(23,168)	2,311	2,090	49,098	1,884	—	4,580	49,711
63	162,923	139,461	23,461	9,469	(25,036)	9,469	—	28,138	2,173	—	13,000	53,030
平成元	175,498	152,039	23,458	—	(26,081)	—	—	27,864	1,423	—	13,000	45,858

(注) 1. 62年度までは実績、63年度は補正後計数、平成元年度は見込みである。
 2. 定率・差減額繰入れの()書は、定率・差減額繰入れが実施された場合の繰入額を示す。
 3. 運用益等には、国債等負担分、前年度剰余金及び配当金収入を含む。
 4. NTT株式売却収入は、株式管理処分経費を控除した後の計数である。
 5. 62年度の剰余金繰入れ欄には、借入金償還額(6,497億円)を控除した場合がある。
 6. 各係数ごとに四捨五入したため計において符合しない場合がある。

○ 昭 和 五 十 七 年 度 に お け る 国 債 整 理 基 金 に 充 て る べ き 資 金 の 繰 入 れ の 特 例 に 関 す る 法 律 (昭 五 八 一 二 六 法 二)

○ 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 (明 三 九 三 二 一 法 六)

第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 充 て る べ き 資 金 の 繰 入 れ の 特 例 に 関 す る 法 律 (昭 五 八 一 二 六 法 二)

第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 充 て る べ き 資 金 の 繰 入 れ の 特 例 に 関 す る 法 律 (昭 五 八 一 二 六 法 二)

第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 充 て る べ き 資 金 の 繰 入 れ の 特 例 に 関 す る 法 律 (昭 五 八 一 二 六 法 二)

6. 国鉄清算事業団債務の現状と見通し

<p>1. 清算事業団は62年度首において国鉄長期債務等25.5兆円を承継したが、その後毎年生ずる1兆円を超える金利負担等に対し、土地処分が進まないこと等から資産処分収入が予定通りに入らず、この結果、清算事業団債務は金利が金利を生む形で累増し、平成元年度末には27兆円に達する見込みである。</p>	<p>○ 平成元年度末</p> <table border="0"> <tr> <td>兆円</td> <td>27.1</td> <td>借入金</td> <td>22.7</td> <td>資金運用部等</td> <td>17.3</td> <td>平均金利</td> <td>6.4%</td> <td>金利 (億円)</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>未実現債務</td> <td>4.4</td> <td>一般</td> <td>5.4</td> <td></td> <td>6.5</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(年金追加費用等)</td> <td></td> <td>会計</td> <td></td> <td></td> <td>7.3</td> <td></td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(国債費負担) 3,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14,500</td> </tr> </table>	兆円	27.1	借入金	22.7	資金運用部等	17.3	平均金利	6.4%	金利 (億円)	11,300			未実現債務	4.4	一般	5.4		6.5		—			(年金追加費用等)		会計			7.3		3,200										(国債費負担) 3,500										14,500
兆円	27.1	借入金	22.7	資金運用部等	17.3	平均金利	6.4%	金利 (億円)	11,300																																										
		未実現債務	4.4	一般	5.4		6.5		—																																										
		(年金追加費用等)		会計			7.3		3,200																																										
									(国債費負担) 3,500																																										
									14,500																																										
<p>2. この27兆円から毎年生ずる金利等は、国債費負担分を除いて約1.5兆円である。これから定常的収入である新幹線保有機構からの収入約2,300億円を差し引いた残りの約1.2兆円について、土地とJR株の処分によって補填していかない限り、金利が金利を生む形で債務が累増していくこととなる。</p>	<p>○ 土地売却の実績</p> <table border="0"> <tr> <td>62年度</td> <td>1,329億円</td> </tr> <tr> <td>63年度</td> <td>2,000億円</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>3,500億円 (予定)</td> </tr> </table>	62年度	1,329億円	63年度	2,000億円	平成元年度	3,500億円 (予定)																																												
62年度	1,329億円																																																		
63年度	2,000億円																																																		
平成元年度	3,500億円 (予定)																																																		
<p>3. 土地については、全体の8割強が監視区域内にあり、地価対策との関係から毎年の売却収入は、2,000億円程度にとどまっている。</p>	<p>○ 土地の平成元年度末価額の推計額 (基盤整備費) (62' ~元' 売却予定額) 兆円</p> <table border="0"> <tr> <td>(7.7 + 0.8) × 1.318</td> <td>-</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>0.7</td> <td>=</td> <td>9.9</td> </tr> </table>	(7.7 + 0.8) × 1.318	-	0.6	-	0.7	=	9.9																																											
(7.7 + 0.8) × 1.318	-	0.6	-	0.7	=	9.9																																													
<p>4. JR株については、上場に必要な純資産額の要件をクリアするのに、なお時間を要する。JR株の額面価額は4,595億円であり、仮に他の公益事業 (電気、ガス) や大手民鉄並みの15~20倍で売却できるとしても約7~9兆円である。</p>	<p>○ 純資産額についての相場基準</p> <p>1株 (額面5万円) 当たりの純資産額10万円</p> <table border="0"> <tr> <td>所要額</td> <td>4,000</td> <td>2,966</td> <td>追加必要額</td> <td>62年度利益</td> <td>(単位: 億円)</td> </tr> <tr> <td>東日本</td> <td>2,240</td> <td>1,655</td> <td>1,034</td> <td>274</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>2,000</td> <td>1,550</td> <td>585</td> <td>165</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本</td> <td></td> <td></td> <td>450</td> <td>20</td> <td></td> </tr> </table>	所要額	4,000	2,966	追加必要額	62年度利益	(単位: 億円)	東日本	2,240	1,655	1,034	274		東海	2,000	1,550	585	165		西日本			450	20																											
所要額	4,000	2,966	追加必要額	62年度利益	(単位: 億円)																																														
東日本	2,240	1,655	1,034	274																																															
東海	2,000	1,550	585	165																																															
西日本			450	20																																															
<p>4. JR株については、上場に必要な純資産額の要件をクリアするのに、なお時間を要する。JR株の額面価額は4,595億円であり、仮に他の公益事業 (電気、ガス) や大手民鉄並みの15~20倍で売却できるとしても約7~9兆円である。</p>	<p>○ 株価</p> <table border="0"> <tr> <td>東日本、東海、西日本</td> <td>額面 (4,120)</td> <td rowspan="2">} 4,595億円 × {</td> <td rowspan="2">20倍 (大手民鉄並み) = 9.2兆円</td> </tr> <tr> <td>三島会社等</td> <td>(475)</td> <td>15 (公益事業並み) = 6.9兆円</td> </tr> </table>	東日本、東海、西日本	額面 (4,120)	} 4,595億円 × {	20倍 (大手民鉄並み) = 9.2兆円	三島会社等	(475)	15 (公益事業並み) = 6.9兆円																																											
東日本、東海、西日本	額面 (4,120)	} 4,595億円 × {	20倍 (大手民鉄並み) = 9.2兆円																																																
三島会社等	(475)			15 (公益事業並み) = 6.9兆円																																															

(出所) 財政制度審議会中期財政運営問題小委員会 (第2回) (懇談会) 平成元年5月17日配付資料(3) (財政制度審議会「平成元年度財政制度審議会資料集 中期財政運営問題小委員会編」85-90ページ)。

8-122 国民負担率の将来推計

国・地方・社会保障基金の収入・支出の対国民所得比

(単位：%)

	〔収入〕			〔支出〕			
	(47')	(62')	(増減)	(47')	(62')	(増減)	
社会保障負担	5.9	→ 11.0	+ 5.1	社会保障給付費	6.3	→ 14.9	+ 8.6
租 税 負 担	19.8	→ 27.5	+ 7.7	公 債 費	1.3	→ 6.6	+ 5.3
〔 国	13.3	→ 17.4	+ 4.1	〔 国	0.6	→ 4.3	+ 3.7
〔 地方	6.5	→ 10.1	+ 3.6		〔 地方	0.7	→ 2.3
国民負担			+ 12.8				+ 13.9
公債収入	4.6	→ 5.6	+ 1.0	その他の支出	20.8	→ 22.7	+ 1.9
〔 国	2.5	→ 3.4	+ 0.9				
〔 地方	2.1	→ 2.2	+ 0.1				
その他の収入	4.8	→ 7.1	+ 2.3				

〔ケースⅠ〕

- ・一般会計歳出：社会保障国庫負担分及び国債費除きで名目成長率伸ばし。
- ・名目成長率：4.0%～5.5%〔昭和63年 厚生省・大蔵省
「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の
展望」ベース〕
- ・国債発行額：平成2年度の建設公債発行額（56,300億円）と同額。
- ・国債金利（10年債）：5.4%〔中期展望ベース〕

〔支出〕 (単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	社会保障国庫負担分	4.0	5.5 程度	6～7 程度
	国債費	3.8	3.0～3.5	1.8～2.4
	その他	12.9	12.9	12.9
	合計	20.7	21.4～21.9	20.7～22.3
地方	地方債費	2.0	2.0	2.0
	その他	11.0	11.0	11.0
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.4～34.9	33.7～35.3

〔収入〕 (単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	税収入	17.6	20.0～20.3 程度	19.7～21.1 程度
	国債収入	2.3	1.0～1.2	0.6～0.8
	その他	0.8	0.4	0.4
	合計	20.7	21.4～21.9	20.7～22.3
地方	税収入	9.7	9.7	9.7
	地方債収入	1.8	1.8	1.8
	その他	1.5	1.5	1.5
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.4～34.9	33.7～35.3

〔国民負担率〕 (単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
社会保障負担		11.5	14～14.5 程度	16.5～18.5 程度
租税負担		27.3	29.7～30.0	29.4～30.8
国民負担	国	17.6	20.0～20.3	19.7～21.1
	地方	9.7	9.7	9.7
国民負担		38.8	43.7～44.5	45.9～49.3

〔ケースⅡ〕

- ・一般会計歳出：名目成長率伸ばし。
- ・名目成長率：4.0%～5.5%〔昭和63年 厚生省・大蔵省
「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の
展望」ベース〕
- ・国債発行額：平成2年度の建設公債発行額（56,300億円）と同額。
- ・国債金利（10年債）：5.4%〔中期展望ベース〕

〔支出〕

(単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	社会保障国庫負担分	4.0	5.5 程度	6～7 程度
	国債費	3.8	3.0～3.5	1.8～2.4
	その他	12.9	11.7～12.2	11.3～12.9
	合計	20.7	20.7	20.7
地方	地方債費	2.0	2.0	2.0
	その他	11.0	11.0	11.0
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	33.7	33.7

〔収入〕

(単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	税収入	17.6	19.1～19.3 程度	19.7～21.1 程度
	国債収入	2.3	1.0～1.2	0.6～0.8
	その他	0.8	0.4	0.4
	合計	20.7	20.7	20.7
地方	税収入	9.7	9.7	9.7
	地方債収入	1.8	1.8	1.8
	その他	1.5	1.5	1.5
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	33.7	33.7

〔国民負担率〕

(単位：対国民所得比、%)

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
社会保障負担		11.5	14～14.5 程度	16.5～18.5 程度
租税負担		27.3	28.8～29.0	29.2～29.4
	国	17.6	19.1～19.3	19.5～19.7
	地方	9.7	9.7	9.7
国民負担		38.8	43.0～43.3	45.9～47.7

〔ケースⅢ〕

- ・一般会計歳出：社会保障国庫負担分及び国債費除きで名目成長率伸ばし。
- ・名目成長率：4.0%～5.5%〔昭和63年 厚生省・大蔵省
「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望」ベース〕
- ・国債発行額：平成3年度以降、国債残高が平成2年度の国債残高と同額となるように建設公債を発行。
- ・国債金利（10年債）：5.4%〔中期展望ベース〕

〔支出〕

（単位：対国民所得比、％）

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	社会保障国庫負担分	4.0	5.5 程度	6～7 程度
	国債費	3.8	2.7～3.1	1.4～2.0
	その他	12.9	12.9	12.9
	合計	20.7	21.1～21.5	20.3～21.9
地方	地方債費	2.0	2.0	2.0
	その他	11.0	11.0	11.0
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.1～34.5	33.3～34.9

〔収入〕

（単位：対国民所得比、％）

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
国	税収入	17.6	20.1～20.4 程度	19.4～20.9 程度
	国債収入	2.3	0.6～0.7	0.5～0.6
	その他	0.8	0.4	0.4
	合計	20.7	21.1～21.5	20.3～21.9
地方	税収入	9.7	9.7	9.7
	地方債収入	1.8	1.8	1.8
	その他	1.5	1.5	1.5
	合計	13.0	13.0	13.0
国・地方合計		33.7	34.1～34.5	33.3～34.9

〔国民負担率〕

（単位：対国民所得比、％）

		元年度 (1989年度)	12年度 (2000年度)	22年度 (2010年度)
社会保障負担		11.5	14～14.5 程度	16.5～18.5 程度
租税負担		27.3	29.8～30.1	29.1～30.6
	国	17.6	20.1～20.4	19.4～20.9
	地方	9.7	9.7	9.7
国民負担		38.8	43.8～44.6	45.6～49.1

（出所）財政制度審議会中期財政運営問題小委員会（第11回）（懇談会）平成2年1月29日配付資料(1)（財政制度審議会「平成元年度 財政制度審議会資料集 中期財政運営問題小委員会編」338-340ページ）。

8-123 平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告

平成2年3月1日
財政制度審議会

大蔵大臣 橋本龍太郎殿

財政制度審議会会長 鈴木永二

財政制度審議会は、平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方について、中期財政運営問題小委員会において、参考人からの意見聴取を含め、幅広い角度から審議を行ってきた。その報告について、さらに総会で審議を行った結果、当審議会として決定する運びとなったので、ここに提出する。

また、当審議会において、報告が大部であることもあり、要約したものを作成した方が適当であるとの考え方にに基づき、報告の要約版も作成したので、あわせて提出する。

政府におかれては、この報告に述べられている中期的財政運営に係る新努力目標を財政改革の第二段階と位置づけて、その実現に積極的にかつ勇断をもって取り組まれるよう要望する。

はじめに

1. 我が国財政は、第1次石油危機に伴う景気停滞の長期化を契機として、昭和50年度補正において税収不足の発生により特例公債の発行を余儀なくされて以来、今日に至るまでの15年間、毎年度多額の特例公債に依存せざるを得ない状態を続けてきた。この間、政府は三度にわたり特例公債依存体質からの脱却目標年次を設定し、歳出の節減・合理化を中心として財政体質改善のため懸命の努力を傾注し続けてきたが、この目標は最近における景気・税収の好調等にも恵まれ平成2年度予算においてようやく実現し、財政改革の第一段階が達成されたところである。
2. この特例公債依存体質からの脱却過程は、単に経済の変動が財政に及ぼした影響から

の回復過程として捉えられるべきではない。

昭和40年代後半においては、法人税などの直接税を中心とした高い税収の伸びと公債政策の積極的活用という歳入面における新たな財源調達により、歳出の高い伸びが支えられてきた。しかし、石油危機を契機とする経済構造の変化が生じた後においても、昭和48年度の「福祉元年」以来の福祉の拡充等財政に対する需要はますます増大する趨勢にある一方で、従来のような税収の伸びは期待できなくなったため、歳出と歳入の差額が特例公債を含む多額の公債発行という形で顕在化したものである。このような財政構造を改善するため、特に昭和55年度予算において財政再建の第一歩を踏み出して以来、毎年度予算におけるゼロないしマイナスの概算要求基準の設定をいわば梃子として、連年にわたる制度・施策の見直し等による厳しい歳出削減努力が積み重ねられ、財政の効率化が推進された。この間、一般歳出の規模は、対名目GNP比で昭和54年度の12.6%をピークとして、平成2年度には8.5%と概ね4ポイント低下し、第1次石油危機発生前の水準に戻っている。

すなわち、特例公債依存体質からの脱却の努力の過程は、「大きな政府」への志向を修正し、効率的な財政の在り方を模索してきた過程として位置づけることが適当である。

3. 平成2年度予算編成時点における我が国財政事情を見ると、連年にわたる多額の公債発行により巨額の国債残高を抱え、これに伴う国債費の重圧が財政の硬直化をもたらしているほか、今後処理を要する債務等や国鉄清算事業団長期債務等が残されている。このような財政事情を考慮すれば、財政改革の第一段階の達成をもって財政が健全体に復したと言えるような状態にはなく、財政改革はなお途半ばと言わざるを得ない。他方、今後の我が国は、高齢化の急速な進展や、国際社会における責任の増大等に適切に応えていかなければならない。これらの変化に的確に対応しつつ、我が国経済社会が引き続き活力を維持していくために、今後の財政運営は如何にあるべきかという問題について、特例公債依存体質からの脱

却が実現したこの機会に改めて検討しておく必要があると考えられる。

4. 当審議会は、このような問題意識の下に、まず中長期的な財政運営の在り方を検討するとともに、それに沿って、毎年度の予算編成の手掛かりとして、当面5か年程度を目途とした財政運営の努力目標の設定について審議を重ね、以下の報告をとりまとめた。

第1章 これまでの財政改革の足跡と残された問題点等

1. 我が国財政は、第1次石油危機に伴う景気の落ち込みと税収減を契機として、昭和50年度補正予算において特例公債の発行を余儀なくされて以来、連年にわたって特例公債を含む多額の公債発行を続けてきた。

この間、政府はできるだけ早く特例公債に依存しない財政に復帰することを目指して、特例公債依存体質からの脱却に努めてきたが、その道のりは決して平坦なものではなく、その実現を見るのに15年もの歳月を要することとなった。

2. これまでの財政改革の足跡を簡単に回顧すれば、次のとおりである。

まず、昭和50年代初めには、昭和55年度までには特例公債に依存しない状態に復帰することを目標としていた。しかし、実際には、景気対策の要請に応えるために、建設公債の増発を行うことにより一般歳出の伸びは引き続き高い水準とする一方、税収は伸び悩んだため、特例公債を含む公債発行額はむしろ増加を続け、昭和54年度当初予算においては、公債依存度は39.6%に達するに至った。

昭和54年には、特例公債の本格的な償還が始まるまでに、すなわち昭和59年度までに特例公債依存体質から脱却するよう目標を改めた。そのため、昭和55年度予算編成においては、歳出の抑制により特例公債を減額するというように基本方針を転換し、一般行政経費についてゼロ・シーリングという厳しい概算要求基準を設定するなど、歳出の節減合理化に取り組み始めた。昭和

55年度予算は、前年度当初予算より1兆円公債発行額を減額し、財政再建の第一歩を踏み出した。それ以降、臨時行政調査会の答申等をも踏まえ、歳出の抑制に重点を置いた財政改革が推進された。しかしながら、第2次石油危機の発生とそれに続く世界経済の同時不況による我が国経済の成長低下のため、昭和56、57年度の両年度にわたり税収の伸びが急激に鈍化したことにより、この目標をも断念せざるを得なくなった。

そして、昭和58年、新しい中期的な経済運営の指針として「1980年代経済社会の展望と指針」が策定され、その中において「昭和65年度（平成2年度）特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げ」という目標が示された。

この目標の下、昭和58年度からはマイナス・シーリングを設定する等厳しい概算要求基準の設定を梃子として、年金・医療保険制度、老人保健制度等の改革、地方財政対策の改革、補助率等の見直し、食糧管理費の合理化、三公社の民営化等種々の制度改革等を行うことにより、歳出の節減・合理化に取り組んできた。

このような努力の積み重ねの結果、一般歳出は昭和58年度から62年度の5年間にわたり、対前年度同額以下に抑制され、さらに、最近の景気の好調等による税収の伸びにも恵まれたことから、ようやく平成2年度予算において、特例公債依存体質からの脱却という目標が達成された。

3. なお、この財政改革の過程において、財政本来の諸機能に支障が生じないよう、各年度の予算編成に当たっては、上述したような制度改革、歳出の節減・合理化等を推進し、高度経済成長下で肥大化した不効率な歳出項目を削減するとともに、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、歳出の量的拡大によらず、重点的・効率的な配分によって財政機能を高めるための努力が行われてきた。

例えば、資源配分機能について見れば、マイナス・シーリングの設定により経費の一律削減の弊害が出ているとの批判も出されているが、マイナス・シーリング設定直

前の昭和57年度と直近の平成2年度との間で主要経費の増減を比較すると、経済協力費は66.5%増、防衛関係費は60.8%増、社会保障関係費は27.8%増となっているのに対し、その他の経費は人件費を除き約18%の減となっており、限られた財源の中で、各種施策について、優先順位の厳しい選択が行われてきている。

所得再分配機能については、上述のとおり社会保障関係費の確保を図りつつ、年金額の特例物価スライドの実施、生活扶助基準の国民の消費動向に対応した改定の実施等を行っており、また、抜本的税制改革においては、所得の低い階層に手厚い減税率とするといった配慮を払う等、所得再分配機能の維持が図られてきている。

景気調整機能については、マイナス・シーリングの下で公共事業関係費は減額となったものの、総事業量は補助率等の見直し、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という）の株式売却収入の活用等により必要な規模を確保し、経済情勢に適切な対処がなされてきた。

4. 他方、我が国財政の現状を見ると、平成2年度予算において特例公債依存体質からの脱却が達成されたとはいえ、財政体質は次のように極度に悪化した状況にある。

(1) 第一に、我が国の国債残高は、連年にわたる特例公債を含む大量の国債発行により累増し、平成2年度末において約164兆円に達する見込みである。これに伴い、国債費も膨張を続けており、平成2年度予算において利払費だけで歳出の16.7%を占め、これに定率繰入れ等を加えた国債費全体でみると歳出の21.6%に達している。

国債費は財政本来の役割とは関係がなく、むしろ財政の役割を阻害する場合が多いと考えられるが、これが歳出全体の2割強を占めていることが、我が国の財政構造の硬直性の最大の要因となっている。

これら国債残高等に関する諸指標を他の先進国との比較で見ると次の通りであ

る。

まず、国債に借入金を加えた長期政府債務残高の対名目GNP比は、平成2年度末において我が国は47.5%であるが、これを1988年度末ベースで諸外国と比較すると、我が国は49.9%、アメリカは45.9%、イギリスは38.9%、西ドイツは22.1%、フランスは12.8%であり、我が国は先進国中最高の水準にある。

また、歳出総額に占める利払費の割合（利払費率）も平成2年度において我が国は16.7%であるのに対し、アメリカは14.0%（1991年度）、イギリスは8.5%（1988年度）、西ドイツは11.1%（1990年度）、フランスは11.3%（1990年度）であり、最高の水準にある。

(2) 第二に、特例公債新規発行はゼロになったものの、特例公債残高は、平成2年度末において、約64兆円と見込まれており、これを含む巨額の公債残高が、来たるべき高齢化社会に大きな負担を残す要因となっている。

(3) 第三に、これまで特例公債発行下においては、特例公債の発行額を極力圧縮するため、定率繰入れの停止や財政支出の繰延べ措置等といった臨時特例措置が緊急避難的にとられてきた。

平成2年度予算編成においては、厚生年金の繰入れ特例等の財政支出の繰延べ措置等はとられず、また、昭和63年度及び平成元年度の補正予算において、過去に講じられた繰延べ措置等の処理に努めたものの、依然として巨額の今後処理を要する債務等が存在している。

更に、平成2年度末で26.2兆円と見込まれる国鉄清算事業団の長期債務等が残されており、土地及びJR株式の早期かつ有利な処分に努めてもなお残る債務については、最終的に国において処理することとされている。

なお、建設公債を公債発行対象経費の限度額（以下「公債発行限度額」という）一杯発行することも、特例公債を極力圧縮するためにやむを得ず講じられて

きた緊急避難的措置と位置づけられるが、これも平成2年度予算において基本的に継続している。

- (4) 第四に、現在の財政構造には、税収の減少が生じた場合に対応し得る弾力性は極めて限られており、ひとたび景気の落ち込み等により税収減が生じた場合には、再び特例公債の発行という事態に陥らざるを得ないという脆弱性を有している。

従って、このような財政体質が改善されない限り、特例公債依存体質からの脱却という目標が達成されたことをもって財政が健全体に復したとは到底言えず、財政改革の手綱を緩めるわけにはいかない。今後の財政運営については、新たな視点に立って、引き続き第二段階の財政改革を強力に推進していく必要があると考える。

5. 更に、我が国の財政を巡る状況を展望すると、現在、他の先進諸国に例を見ない急速な人口の高齢化が進みつつあり、これに対応しつつ、経済社会の活力を維持し、より長期的な発展の基盤を築きあげていくことが求められている。また、国際社会が急速に変貌しつつある中において、我が国は国際協調を図りつつ、その高い経済力を活用して、経済、文化、科学技術等多方面にわたり積極的に貢献することが求められている。更に、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って、適度な水準を確保しながら着実に社会資本整備の充実を図っていくことが求められている。

このように、我が国財政に対する内外の要請が増しつつある中で、財政が適切にその本来の機能を果たせるよう、早急にその対応力を回復する必要性はますます高まっている。

第2章 特例公債依存体質脱却後の中長期的財政運営の在り方

I. 本格的な高齢化社会の到来を展望した国民負担率の在り方

1. 21世紀を展望すると、今後、高齢化の進展等に伴い、租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民負担率がある程度上昇することとならざるを得ないと見込まれている。

この問題に関して、臨時行政調査会の答申(昭和58年3月14日最終答申)においては、「今後、高齢化社会の進展等により、長期的には租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率(対国民所得比)は、現状(35%程度)よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により、現在のヨーロッパ諸国の水準(50%前後)よりはかなり低位にとどめることが必要である」と指摘されている。

2. 将来の国民負担率の水準については、究極的には国民が必要とする公共サービスの水準と表裏をなすものであり、受益と負担のバランスを眺めつつ、その時々的情勢の下で、国民的な選択が行われるべき事項ではあるが、我が国では、いわゆる「高福祉高負担」という主張について、国民の多数が支持しているとは思われないことに加え、「大きな政府」に伴う過大な負担の下で、国民の活力が減衰してしまうような事態に陥ることを避けるため、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の提言に沿って、国民負担率の上昇は極力これを抑制していく必要があると考える。

また、国民負担が上昇せざるを得ない場合であっても、その負担の求め方としては、租税負担よりは受益と負担の関係が明確な社会保障負担を重視すべきであると考えられる。

3. 国民負担率の最近における上昇を見ると、国債大量発行前の昭和47年度から昭和62年度までの15年間に、25.7%から38.5%へ12.8ポイント上昇している。

この上昇は、支出面において、過去15年

間で、社会保障給付費が6.3%から14.9%へ8.6ポイント、国・地方を合わせた公債費が1.3%から6.6%へ5.3ポイント、合わせて13.9ポイントの上昇となっていることが最大の要因であり、社会保障給付費と公債費を除く其他支出はほとんど増加していない。

収入と支出の間には特定の対応関係はないが、以上のことから国民負担の増加分は、すべて過去の国債の大量発行に起因する公債費の増と社会保障給付費の増とに充てられていると概括することもできる。

4. 従って、今後の国民負担率の水準を規定する要因としては、過去の実績に鑑みて、次のようなものに注目する必要がある。すなわち、租税負担率については、これまでの国民負担率の上昇の最大要因である将来の公債費の水準及び国・地方の将来の歳出規模、社会保障負担率については、将来の社会保障給付費の水準である。

Ⅱ. 今後の公債政策の在り方等

1. 国債残高と公債依存度の在り方等

- (1) 先にも述べたとおり、我が国の国債残高は、平成2年度末において約164兆円に達する見込みであり、依然として累増を続けている。我が国の国債残高対名目GNP比の推移を見ると、特例公債発行が始まった昭和50年度末において、9.8%だったものが、急速に上昇し、昭和61年度末に43.4%とピークに達した後、徐々に改善してきたものの、平成2年度末には39.3%と見込まれており、依然として極めて高い水準にある。

この国債残高対名目GNP比については、どの水準が妥当かについて明確な理論的根拠はないが、先に述べた長期政府債務残高対名目GNP比という指標で先進国と比較すれば、我が国は最も高い水準にあり、これが極めて悪化している財政体質を端的に示していると言うことができる。

- (2) できるだけ将来の世代に大きな負担を残さないため、すなわち高齢化社会到来時における国民負担率の上昇を極力抑制するためには、国債費の比率を低下させることが不可欠であり、国債残高の減額ないし累増の抑制を図る必要がある。

なお、国債残高の減額ないし累増の抑制という考え方に対しては、いわゆる玉不足問題が生ずるのではないかの懸念や、むしろ国債残高の対名目GNP比を現状水準程度に維持していけばよいという考え方がある。

玉不足問題については、国債が金融・資本市場において重要な取引対象としての役割を有していることから提起されている問題であるが、これを理由として国民の借金である国債を発行すべしとする議論は本末転倒である。

この問題に対しては、今後、社債発行市場の活性化等をはじめとして金融・資本市場の一層の整備を図るほか、国債消化方式、償還期限別国債発行計画の見直し等により対応していくべきであろう。

次に、国債残高対名目GNP比を現状水準程度に維持していくという考え方は、現在の異常に高い国債残高水準自体を是認することを意味し、財政構造の硬直性は何ら改善されないこととなる。また、現在の水準を維持していくということは、今後毎年度新規国債発行額を拡大していくことになるが、このような公債政策は、人口の高齢化が進展し、また、これに伴って国民負担率がある程度上昇し、我が国の貯蓄率が低下していくと見込まれることを考慮すれば、将来大量の新規国債発行が市場において円滑に消化される保証はなく適切なものとは言い難い。

- (3) できるだけ速やかに国債費の比率を低下させるためには、国債残高の減額を目指すことが望ましいが、現在の財政事情、金融・資本市場に与える影響等を考慮すれば、まず、国債残高が累増しないことを目指すべきである。

なお、国債残高の累増の抑制の方策としては、新規国債発行額の抑制すなわち

公債依存度の引下げとともに、借換債の発行の抑制すなわち国債の早期償還並びにその二つの組合せが考えられる。

- (4) 我が国の財政法では、非募債主義を採りつつ、その例外として建設公債の原則を定めているが、これは、公債発行の対象とされる公共支出が一定の見合資産を形成し、長期間にわたって便益を及ぼすところから、現世代のみならず後世代にも将来の税負担という形でその費用負担を求めても必ずしも合理性を欠くものではないという世代間の負担の公平の考え方に立脚している。

従って、この意味から建設公債は、特例公債とは基本的な性格の相違があり、今後とも社会資本整備の財源としてある程度活用していくことは差支えないものと考えられる。

しかし、特例公債発行以来現在まで続けられている社会資本整備の財源としてすべて国債という借金を充てる財政運営、すなわち、建設公債を公債発行限度額一杯発行することは、財政法が、歳出は税財源で賄うべきであるという非募債主義の原則を採っていることとの関連で決して正常なものとは言えないばかりか、次のような問題がある。

- ① 社会資本整備の財源をすべて国債で賄う場合には、税財源により行う場合と比べて、一般的には財政支出に対する国民の負担感がより希薄であるため、結果的に歳出全体の規模の拡大につながる危険性がある。このような公債政策は、ひいては「大きな政府」の途につながり易い。これは昭和50年前後の国債の増発による歳出規模の拡大により、結果として一般歳出の対GNP比を上昇させ、「大きな政府」への方向に向かったという財政運営の教訓を持ち出すまでもなく明らかである。
- ② 建設公債を公債発行限度額一杯発行している状況の下では、経済が不況になれば、通常税収の減少も生じる可能性が高

いこと等から、再び特例公債発行という事態に陥るおそれがあり、財政が景気調整機能を発揮しようとしても十分に対応できない。

財政の景気調整機能を高めるためには、投資部門の財源について、通常時においては一定部分を税財源で充当しておき、経済が不況に立ち至った場合には国債を増発し、他方、経済が好況になれば国債の発行を縮減するということが弾力的に可能となるような公債政策を確立する必要がある。

この点に関しては、当審議会は「昭和43年度予算編成について」（昭和42年12月25日）において、公債依存度を極力引き下げていくことが、健全にして弾力性に富む財政にとって不可欠の前提であると指摘し、また、「昭和44年度予算の編成に関する建議」（昭和43年12月25日）において、「建設公債発行限度額に占める公債収入の割合を極力小さくし、税収で賄う割合を大きくすることにより、不況が到来した場合に、公債対象経費に充てられている税収部分をそれ以外の経費に転用しうる余地を大きくしておくことが必要である」と指摘したところである。

これらの考え方に基づき、公債依存度を5%以下に引き下げることを目標として努力した結果、昭和46年度においては、当初予算の段階で公債依存度を4.6%に引き下げ、建設公債発行額を公債発行対象経費の約3割にとどめることができた。これにより、ニクソン・ショック等のため税収減が生じたが、建設公債の増発により特例公債を発行することなく対応することができた。

- ③ 社会資本整備については、例えば道路か鉄道か、生活関連資本か生産関連資本か、または、いかなる水準とするか、どこに建設するか、もしくは公共支出によるか民間資本によるか等の選択を現世代が行うこととなるが、その場合、その後の経済・社会の急速な変化により当初見込まれた需要に達しないといったリスクや技術革新により陳腐化してしまうと

いったリスク等社会資本固有の性格と関連した問題が発生する。社会資本整備の財源をすべて国債で賄う場合には、公共支出による社会資本整備に係るこうしたリスクをすべて後世代に残すこととなる。従って、世代間の負担の公平の観点からこうしたリスクを後世代に残さないためには、裁量権を行使し、自らも社会資本の便益を受ける現世代が相当程度負担する、換言すれば、税財源による社会資本整備という考え方を導入することが適当と考えられる。

このことは、本格的な高齢化社会到来時において、生産年齢世代に対しては医療費、年金等高齢化世代のための負担の増加が見込まれることを考慮すれば、なおさら避けて通れない問題である。

なお、建設公債の償還については、昭和41年当時において試算された公債の見合資産の平均的な効用発揮期間（耐用年数）がほぼ60年であったことを一つの目処として、いわゆる60年償還ルールがとられており、改めて平成元年度予算についての平均的耐用年数を試算しても、概ね60年となっている。それを踏まえ、償還ルールを引き続き60年とする場合においても、上記のようなリスクの存在を考えると、社会資本整備の財源として税財源を充当していく必要がある。

また、建設公債発行対象経費として、災害復旧事業や維持修繕費が含まれているということも、世代間の負担の公平の観点から問題があることに留意すべきである。

- (5) これらの問題点を踏まえれば、建設公債を公債発行限度額一杯発行する財政運営は、あくまで特例公債発行時の緊急避難的措置としてやむを得なかったものではあるが、財政の資源配分に対する国民のチェックを高めるため、財政の景気調整機能を確保し、また、再び特例公債を発行する事態に陥らないため、更に、公共支出による社会資本の選択のリスクを後世代に負担させないために、特例公債依存体質脱却後においては、早急にこれ

を是正すべきものとする。

平成2年度予算においては、公債依存度は8.4%と依然として高い水準にあるので、新規国債発行額を抑制して、公債依存度の引下げを図る必要がある。

- (6) なお、再び特例公債の発行という事態に立ち至ることを極力避けるためには、そもそも当初予算で見積もった税収と実際に収納される税収との乖離幅をできるだけ小さくする努力が不可欠である。
- ① まず、歳入構造を景気の変動等に大きく左右されることのない安定的なものとする必要がある。消費税の導入を含む税制改革は、このような観点からも望ましいものであったと考えられる。
- ② また、引き続き、有効な資料の収集や見積もり方法の工夫改善などにより、税収見積もりの精度向上に努めるべきである。
- ③ 更に、昭和53年度に、税収の受入期限を翌年度の4月30日から5月31日に延長し、3月期決算法人に係る法人税を中心とする翌年度5月分税収を取り込む措置を講じた。これは、会計処理の観点からは、発生主義の立場をより徹底させた年度所属区分の基準であると考えられるが、税収見積もりの観点からは、この措置が見積もりを非常に難しくしていることは否めない事実である。5月分税収は、平成元年度以降は消費税の収納により税収全体の2割前後に達すると見込まれる状況にある。このため、直ちに旧に復するには、その財源として再び特例公債の発行によらざるを得ないと考えられるので、今後の重要な課題として幅広く検討し、例えば景気により税収が大きく変動する法人税について、その可能性を探っていくことも考えられる。
- 更に、年度内の予見し難い税収の落込み等に適切に対処するために、現在、残高がゼロとなっている決算調整資金を財政事情を勘案しつつ充実させていく必要がある。

2. 特例公債残高等の取扱い

(1) 特例公債残高

平成2年度予算において特例公債依存体質から脱却したとは言うものの、昭和50年度以降発行し続けた特例公債の残高は、平成2年度末でなお約64兆円もの巨額にのぼるものと見込まれている。

特例公債の償還方法については、特例公債の発行当初においては、借換債の発行によらず全額いわゆる現金償還する方針をとっていた。しかしながら、昭和59年度において昭和60年度からの特例公債の本格的償還を間近に控えて、現実的選択として、建設公債と同様のいわゆる60年償還ルールをとることとし、現在、そのルールに従って償還が行われていることは周知のとおりである。

しかし、特例公債は、本来、各年度の税収不足を補てんするために発行され、建設公債と異なり国民共有の社会資本という見返り資産が存在しないものである。世代間の負担の公平の観点からその負担を後世代に転嫁してはならず、できるだけ速やかに償還していかなければならない。特例公債の借換えを認めた昭和59年度以降の特例公債発行のための特例法においても、このような趣旨から、その早期償還に努めるよう規定されているところである。従って、特例公債の償還については、当面、60年償還ルールを直ちに現金償還の本則に戻すことは現実的でないとしても、特例公債の償還年限を60年間と固定的に考えることなく、特例公債の早期償還に努めることとすべきである。

(2) 今後処理を要する債務等

政府は、これまでの財政再建の過程で、特例公債の発行額を極力圧縮するために、厚生年金の国庫負担金の繰入れ等の特例、住宅金融公庫利子補給金の一部繰延べ等のいわゆる財政支出の繰延べ措置等を講じてきたところである。

財政支出の繰延べ措置等は、あくまでも特例公債発行下において特例公債発行額を極力圧縮するために講じられてきた臨時特

例措置が大宗であり、特例公債依存体質から脱却した後においては、このような措置に安易に依存した予算編成を行うべきではないと考える。

また、過去にとられてきた財政支出の繰延べ措置等については、昭和63年度及び平成元年度補正予算においてその処理に努めたものの、依然として巨額の今後処理を要する債務等が存在しているので、法律に基づき計画的に処理することとされているものについては計画的に処理を進める等、その内容・緊要性等に応じてできるだけ速やかに処理していくことを基本とすべきである。

(3) 国鉄清算事業団の長期債務等

国鉄清算事業団は昭和62年度首において国鉄長期債務等25.5兆円を承継したが、土地等の資産処分が予定通り進まず、長期債務等は金利が金利を生む形で累増しており、平成2年度首には27.1兆円にも達する見込みとなっている。

本件については、政府は、平成元年12月19日に長期債務等の具体的処理方針について閣議決定し、清算事業団の資産の大宗をなす土地及びJR株式会社については、それぞれの早期かつ有利な処分の方策及びこれに取り組む政府の方針を明らかにし、平成2年度予算において、債務等の累増傾向を断ち切り、債務元本の償還の第一歩を踏み出したところである。

土地処分収入等の自主財源を充ててもなお相当の債務等が残ると見込まれているが、これについては最終的に国において処理することとされているので、上記の土地処分等の進捗状況をみながら、今後、適切に対応していく必要がある。

(4) 定率繰入れ

定率繰入れを柱とする現行減債制度は、昭和42年度に、①公債政策に関する国民の信頼確保、②財政負担の平準化、③財政の膨張に対する間接的歯止め、④公債の市価維持を目的として創設されたものである。

しかしながら、昭和57年度以降、定率繰入れについては、これを行おうとすれば、

その財源は特例公債に依存せざるを得ない財政状況及び定率繰入れを行わなくとも現行ルールによる償還に支障を生じないと見込まれる国債整理基金の状況を踏まえ、やむを得ず停止されてきた。

平成2年度予算において、特例公債依存体質からの脱却とともに定率繰入れが復活されたところであり、今後とも、国債の円滑な償還を確保するため、定率繰入れは継続していくべきである。

Ⅲ. 今後財政が果たしていくべき役割

1. 今後の財政規模と歳出の在り方

- (1) 今後の財政運営については、国民負担率の上昇を極力抑制することを基本として、我が国人口の高齢化の進展や国際社会における我が国の責任の増大等を踏まえ、必要な財政需要には的確に対応しつつ、財政が効率的にその本来の機能を発揮できるようにすることが重要な課題である。

現行の制度・施策を前提とすれば、国の歳出の規模は拡大していくものと見込まれ、また、歳出は下方硬直性を有し、どうしても拡張的になりやすい傾向があるので、時代の要請に応じて効率性の高い歳出構造としていく努力が引き続き必要であり、そのためには、今後とも概算要求基準の設定により概算要求段階から制度改革、歳出の節減・合理化を進めるべきである。

- (2) 中長期的な歳出規模については、臨時行政調査会の答申等において、国の歳出規模の伸び率を名目成長率以下とするとの原則が指摘されているが、直近の臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」（平成元年12月20日）においては、「中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の増大を抑制するため、国と同様、地方財政についても、適度の経済成長率が維持されていることを前提に、地方財政計画の歳出規模の伸び率は名目成長率以下とすること

を原則とする」と提言されている。今後の財政運営に当たっては、これら提言の趣旨に沿って国・地方を通ずる行財政改革を引き続き推し進めていく必要があり、安易な政府への依存を排し、政府と民間、国と地方の役割の在り方等について原点に立ち返って不断の見直しを行うことにより、国及び地方の歳出規模の伸びについて極力抑制を図っていくべきである。

- (3) 本格的高齢化社会の到来を展望して、「大きな政府」を回避しつつ、財政に求められる資源配分機能を十分に発揮し、経済社会の活力を維持しながら国民生活の向上と安定を図るためには、国債費の重圧を受けている現在の財政構造を改善していくことが不可欠である。

財政の現状は、国債費の重圧が他の政策的経費を圧迫しているが、当面国債費の比率を低下させ、政策的経費の割合を増やす方向で財政運営を行うことにより、今後我が国の財政が時代の要請に適切に応えていくことが可能となると考えられる。

今後の財政運営においては、財政の対応力の回復を図りつつ、効率的な資源配分を行うことが求められているが、その場合、歳出の各分野において、今後果たしていくべき基本的方向を展望すると次のとおりである。

① 社会保障

社会保障については、本格的な高齢化社会の到来を控え、自立自助の精神を基本としつつ、国民の基本的ニーズについては、社会連帯の考え方に立ち、公的施策をもって対応し、国民福祉の基盤の充実を図ることが必要である。その際、活力ある福祉社会を作り上げるために、受益者とともに負担者の立場をも十分勘案しつつ検討を行うことが必要である。

医療については、引き続き医療費適正化対策を充実・強化するほか、医療供給体制の見直しを図るとともに、医療保険制度における給付と負担の公平化、合理化を推進することにより、医療費に対する国民の負

担が過大なものとならないように努めるべきである。

年金については、これまでの制度改革を踏まえ、65歳程度までの継続雇用を中心とする高齢者の雇用、就業の場の確保とあいまって、公平かつ安定した公的年金制度を構築していくべきである。

なお、年金、医療保障については、今後とも受益と負担の対応関係が明確な社会保障方式を基本とすべきである。

社会福祉については、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に沿い、高齢者のねたきり状態を防止するための施策、在宅福祉対策等の着実な推進を図るなど、施策の合理化・効率化努力を重ねつつ国民のニーズに沿ったきめ細かな施策の展開に努めるべきである。

② 文教・科学振興

今後の文教施策については、国際化・情報化等の経済社会の変化に適切に対応し、21世紀に向けて創造的で活力ある社会を築いていくため、多様化した個性重視の教育の推進を図り、生涯学習体制の整備、学術・文化・スポーツの振興等に努めることが必要である。

その際、財政面においては、我が国の公財政支出文教関係費の対国民所得比が欧米諸国と同程度の水準にあること等を考慮すると、行財政改革の基本方針を踏まえ、国と地方の費用負担、受益者負担等の在り方を勘案しつつ、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対処すべきである。

科学技術については、基礎的・先導的研究の強化、人間及び社会との調和ある発展、国際的貢献等の基本方針に基づく科学技術立国への展望を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応しつつ、産・学・官の連携及び国際協力の下に、所要の施策を重点的・効率的に推進することが必要である。

③ 防衛

我が国の中期的な防衛力の整備については、現在、「防衛計画の大綱」の基本的枠組みの下、これに定める防衛力の水準の達

成を図ることを目標とした「中期防衛力整備計画」（昭和61年度～平成2年度）が定められており、平成2年度予算においてその水準はほぼ達成されたところである。

「中期防衛力整備計画」終了後の平成3年度以降の防衛関係経費の在り方については、同計画終了までに決定を行うこととされているが、憲法及び専守防衛等の基本的防衛政策の下で、国際情勢、経済財政事情等を勘案しつつ決定することが必要である。その際、節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重すべきである。

今後の毎年度の予算編成に当たっては、上記決定に沿って、その時々を経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ編成していくことが必要である。

④ 公共事業

我が国の公共投資の水準が一貫して欧米主要国に比してはるかに高い水準を維持していることから、我が国の社会資本の整備水準についてはかなりの改善がみられるところであるが、なお欧米主要国と比較してストックにおいて必ずしも十分ではない分野もあることから、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って適度な水準を確保しながら着実に社会資本整備の充実を図っていくことが適当である。

公共事業の事業別配分に当たっては、経済・社会の動向、社会的ニーズ、社会資本の整備状況等を踏まえ、その優先度に十分留意しながら、重点的・効率的な配分に留意していくべきである。

また、財源面については、建設公債といえども将来租税によって償還されるものであることを考慮すると、後世代に過重な負担をかけることのないよう、安易に国債に依存せず、できるだけ租税により賄っていくべきであり、併せて民間活力の導入を促進すべきである。

なお、NTT株式の売払収入の活用による社会資本の整備事業（以下「NTT事業」という）については、原資事情が極めて厳しい状況にあるが、本制度が目指した地域

の発展・開発等の目的が図られるよう留意していくこととし、その財源問題を含め適切に検討していくべきである。

⑤ 政府開発援助

政府開発援助については、開発途上国の経済社会開発や民生の向上に対する支援を通じ、国際社会における我が国の責務を果たしていくとの観点から、その着実な推進に努めていく必要がある。

このため、今後とも、第4次中期目標(1988年～1992年)を踏まえつつ、開発途上国の自助努力を支援するという基本理念の下に、開発途上国のニーズに合致した効果的・効率的な援助を推進する必要がある。

その際、必要な人材の育成を図るとともに、援助案件の的確な審査、適切な評価等により、効率的な実施に努めるべきである。

⑥ 中小企業対策

我が国経済において、中小企業は極めて大きな比重を占めているとともに、新分野進出等により新たな経済発展の契機を創出するなど、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化の基盤となっている。

近年、国際化、技術革新の急速な進展等、内外の経済環境は大きく変化しており、こうした環境変化に我が国全体として適応していくことが迫られているが、このような中であって、中小企業者においても新分野への進出など構造転換への積極的な取組みがみられるところである。

今後の中小企業施策の展開に当たっては、このような中小企業者の創意工夫を生かし、自主的な努力を促すことに主眼を置いて、経営基盤の強化及び構造転換の支援等の施策の効果的・効率的な推進に努める必要がある。

⑦ エネルギー対策

我が国は、国際的に見て、エネルギーの輸入依存度が高く、特にエネルギー供給の大宗を占める石油について、そのほぼ全部を輸入に頼り、かつその大半を中東に依存するという脆弱なエネルギー供給構造を有している。また、石油開発、石油備蓄の推

進、石油代替エネルギーの開発・導入等は長いリードタイムを要するものである。

従って、エネルギー対策については、安全性確保、環境保全に留意しつつ、中長期的な観点に立って着実に進めていくことが必要である。

なお、その際、石油政策については、石油産業の構造改善を加速的に進めるとの観点から、セキュリティを確保する上で不可欠なものを除き、生産・販売に関する規制の緩和を思い切って推進するとともに、備蓄その他のエネルギー政策については、官民の役割分担を踏まえ、国の助成を必要最小限の範囲に限定し、資金の重点的・効率的配分に努めていく必要がある。

⑧ 農業

消費者の納得が得られる価格で安定的に食糧を供給できるよう、生産性が高く産業として自立できる農業の確立が急がれている。このため、各農家の創意工夫が活かされるよう、価格政策の見直し等競争原理の導入、規制の緩和を一層推進するとともに、経営感覚に優れ地域において中核的役割を果たしうる農家等に焦点を合わせて各般の施策を思い切って集中・充実させる必要がある。

また、生活基盤を着実に整備する等農村地域の活性化にも配慮する必要がある。

食糧管理についても、生産者及び流通業者の自主性が発揮され、需要に対応した生産・流通が行われるよう、需給動向や市場評価が価格に的確に反映される仕組みとしていくことが必要である。なお、転作奨励金については、水田農業確立対策期間終了時においてその依存からの脱却を図るべきである。

⑨ 地方財政

国と地方は車の両輪として、ともに行財政改革を積極的に推進することが必要であり、中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の上昇を抑制するため、臨時行政改革推進審議会の答申に沿って、国と同様、地方財政についても、歳出規模の伸びを極力抑制していくべきである。

また、幅広い見地から、国と地方の機能分担の在り方を見直すとともに、これにあわせ費用負担について検討を進める。また、地方の財政状況の推移等に応じて、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国・地方間の財源調整を行う必要がある。

更に、地方公共団体間の財政力格差を改善するため、財政調整の強化を推進すべきである。

2. 財政による景気調整の在り方等

- (1) 先にも述べたように、現在の財政体質には景気調整機能を発揮する余地が極めて限られていることから、当面の財政運営に当たっては、財政の景気調整機能を十分発揮できるような財政体質をできるだけ早く作り上げることが緊急の課題である。

そのため、投資部門支出について、通常は税財源を充てる部分を設けておき、景気調整機能の発動として建設公債の発行が可能となるような財政構造とすべきである。

なお、景気調整の観点から機動的な財政運営を行う場合においても、経常部門経費については本来的に景気調整政策の対象とすることは適当ではない。また、投資部門経費についても、歳出全体のバランスにも配慮しつつ、資源配分及び所得再分配機能を損なうことのないように留意しなければならない。

もとより、投資部門経費の各年度における規模については、その時々々の経済情勢、財政事情等に即応して機動的・弾力的に対応すべきであることは言うまでもない。

- (2) 歳入は見積もりであり、経済の変動に伴い見積もりと実績の間に差が生じるとい性格を有していることから、いわゆる自然増収や歳入欠陥が生ずる。そこで、いわゆる自然増収が生じた場合には、景気調整資金（仮称）に繰り入れ、将来における不況時の景気対策又は歳入欠陥の補填に充てるという制度を創設してはど

うかという意見がある。

この構想については、財政の景気調整機能を充実させることが可能であり、また、資金に一定の残高が積み上がれば、歳入欠陥が生じても再び特例公債の発行という事態に至ることなく対応できるという観点から、制度論として一つの考え方はあるが、現実の予算編成の過程においては、全体としての歳出規模は下方硬直性を有しており、どうしても拡張的になりやすい傾向があり、また、一方で巨額の利払費を支払いつつ他方で資金を保有しておく余裕は現在全くないことから、直ちにこれを実現させることは現実的でないと考えられる。

- (3) 我が国の国際化の進展に伴い、財政運営は対外関係を無視しては行い得ず、むしろ、対外関係を重点を置くべきであるという意見がある。

その一環として、対外不均衡を是正する政策手段として、財政が社会資本整備の財源として積極的に国債を発行すべきである、との議論がある。これは、経常収支の黒字は国内の貯蓄超過の額に等しいといういわゆるISバランス論に立脚して、政府が国債を増発すれば、国内の貯蓄超過が軽減され、経常収支の黒字も減少するとの主張である。

しかしながら、このような主張が成立するか否かは、種々の条件に依存するものであって、我が国においては、政府が財政赤字を拡大することによって、必ず国内貯蓄超過が縮小し、経常収支黒字が減少するという議論は、理論的にも現実的にも妥当しない。

また、過去において、例えば「機関車論」等に基づき対外不均衡の是正のために財政政策を活用する試みが行われたことはあるが、いずれもその政策効果は極めて限られたものであった一方で、国内経済には物価上昇圧力等の影響が生じ、また、財政体質を悪化させる原因となったという経験がある。

対外不均衡の是正は経済の構造調整を基本として進めるべきであるが、仮に対

外不均衡との関係で財政政策が論じられる場合においても、健全財政の原則に則した国際協調が図られなければならない。

第3章 今後の中期的財政運営に当たったの目標

1. 財政は、今後高齢化、国際化の進展等に伴う財政需要に適切に対応しつつ、効率的な資源配分を行う必要がある。

一方で、巨額の国債残高等将来への負担を内包した現在の財政体質を前提とすれば、財政運営の基本的方向は、極力高齢化社会へ大きな負担を残さないようにすること、すなわち、本格的高齢化社会の到来時における国民負担率の水準の上昇を極力抑制することであり、そのためには、当面、国債残高の累増を抑制することが必要である。また、特例公債の再発行という事態は二度と生じさせてはならず、そのため弾力的な財政構造を確立すべきである。

2. 上記の基本的方向を踏まえ、当面5か年程度を目途とした中期的財政運営としては、次のように進めることとすべきである。

(1) 将来の国債費の比率を低下させるため、国債残高の累増の抑制を図ることが必要である。そのための方策としては、財政の景気調整機能を高め、あわせて景気・税収変動が生じて、特例公債を発行することなく対応できるような弾力性を財政体質に組み込むことが緊急の課題であることから、建設公債の公債発行限度額一杯の発行といった特例公債発行下の緊急避難的な措置は本来の健全財政原則に戻し、新規国債発行額の抑制により、早急に公債依存度を引き下げるべきである。

公債依存度の具体的水準としては、国債残高を増加させないためには、各年度の新規国債発行額が、各年度の国債のネット償還額を下回る必要があるが、現在の国債残高の水準を前提とすれば、それを公債依存度で表すと5%を下回ること、かつて公債依存度を5%以下に引き下げることを目標としたことがあること

等を勘案して、5%を下回る水準が一つの目安となろう。

なお、公債依存度は、経済社会情勢の動向と密接に関連しており、毎年度均等に引き下げを行い得るといった性格のものではないので、各年度の予算編成においては、その時々々の景気情勢や財政事情等に応じ、可能な限り公債依存度を引き下げるよう最大限の努力を払うべきである。

(2) 国債残高の累増抑制のためのもう一つの方策である特例公債の早期償還については、先に述べた特例公債発行のための特例法の趣旨からも、各年度の予算編成において、できるだけ努力する必要がある。

このため、決算剰余金について全額国債整理基金繰入れを行う等当初予算において見込み得なかった財源が生じた場合には、特例公債の償還財源として活用を図ることとすべきである。更に、国民共有の貴重な資産であるNTT株式の売却収入については、国債の償還に充てることが制度的に確立しているところであるが、今後、売却収入が生じた場合には、その本来の趣旨に則し、その時々々の経済情勢、財政事情、国債整理基金の資金繰り状況、NTT事業の財源問題等を総合的に勘案しつつ、特例公債の償還財源に充てるよう努めるべきである。

(3) 国及び地方の租税負担並びに社会保障負担の上昇を抑制するため、歳出の在り方を常に見直し、制度改革の推進と相まってその規模の伸びを極力抑制することとすべきである。

特例公債依存体質からの脱却が、安易な財政支出依存へ回帰する契機とならないよう、十分留意する必要がある。

3. 以上を踏まえて、中期的財政運営の新しい努力目標としては、まず公債依存度の引下げを図り、あわせて特例公債の早期償還に努めることにより、国債残高が累増しないような財政体質を作り上げることを目指

すべきである。

おわりに

当審議会は、平成元年4月5日に中期財政運営問題小委員会を設置し、特例公債依存体質脱却後の中期的な財政運営の在り方について検討を進め、小委員会において合計14回の審議を経て、報告のとりまとめを行い、これを総会に諮り、決定した。

政府におかれては、この報告に述べられている中期的財政運営に係る新努力目標を財政改革の第二段階と位置づけて、その実現に積極的かつ勇断をもって取り組まれるよう要望

する。

なお、言うまでもないことではあるが、特例公債依存体質からの脱却は、財政改革努力とともに、最近における景気・税収の好調等にも恵まれたことにより達成されたものであることを十分認識し、景気・税収の好調が今後とも続くことを期待して財政運営が安易に流れることを慎み、一刻も早く本報告が示しているような財政体質を作り上げるよう努力すべきであると考えます。

(出所) 財政制度審議会「平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告 平成2年3月1日」

〔財政の機能〕

効率的な資源配分

- ・ 財政の対応力の回復
 今後高齢化、国際化の進展、着実な社会資本整備等に伴う財政需要に適切に対応しつつ、歳出各分野について制度の見直し、歳出の効率化・合理化を図り適切な資源配分を行う。
- ・ 国債費の比率を低下させ、政策的経費の割合を増やす。

公正な所得配分

- ・ 税制構造、社会保障制度における所得再分配機能の維持。
- ・ 国民による公債の保有状況によっては、所得分配に悪影響を生じかねないため、国債残高抑制が必要。

財政の景気調整機能の発揮

- ・ 建設公債の弾力的発行を可能とする財政構造
 景気調整機能の実効性をあげるため、なによりも好況時に公債発行額をできるだけ圧縮し不況時における公債発行増額の余地を残しておく必要。
- ・ 従来に比し公共投資の乗数効果は低下。

〔現在の財政構造〕

財政の硬直化

- ・ 利払費（17.0％）の重圧
 ……先進国中最高水準
- ・ 国債費（22.8％）は、過去最高。
 ……他の政策的経費を圧迫

景気・税収の落ち込みにより
 特例公債再発行へ陥る脆弱性

- ・ これまで、基本的に建設公債は公債発行対象経費の限度額近く発行されてきた。

将来への負担を内包

- ・ 巨額の国債残高（168兆円）
 ……先進国中最高水準
- ・ 国鉄長期債務（25.8兆円）など今後処理を要する措置

〔中期的な財政運営の在り方〕

急速に進展する高齢化社会への対応、国際社会における我が国の責任の増大等背景として、財政本来の機能を発揮する必要がある。

- ・ 国民負担率を極力抑制し、将来へ大きな負担を残さない。

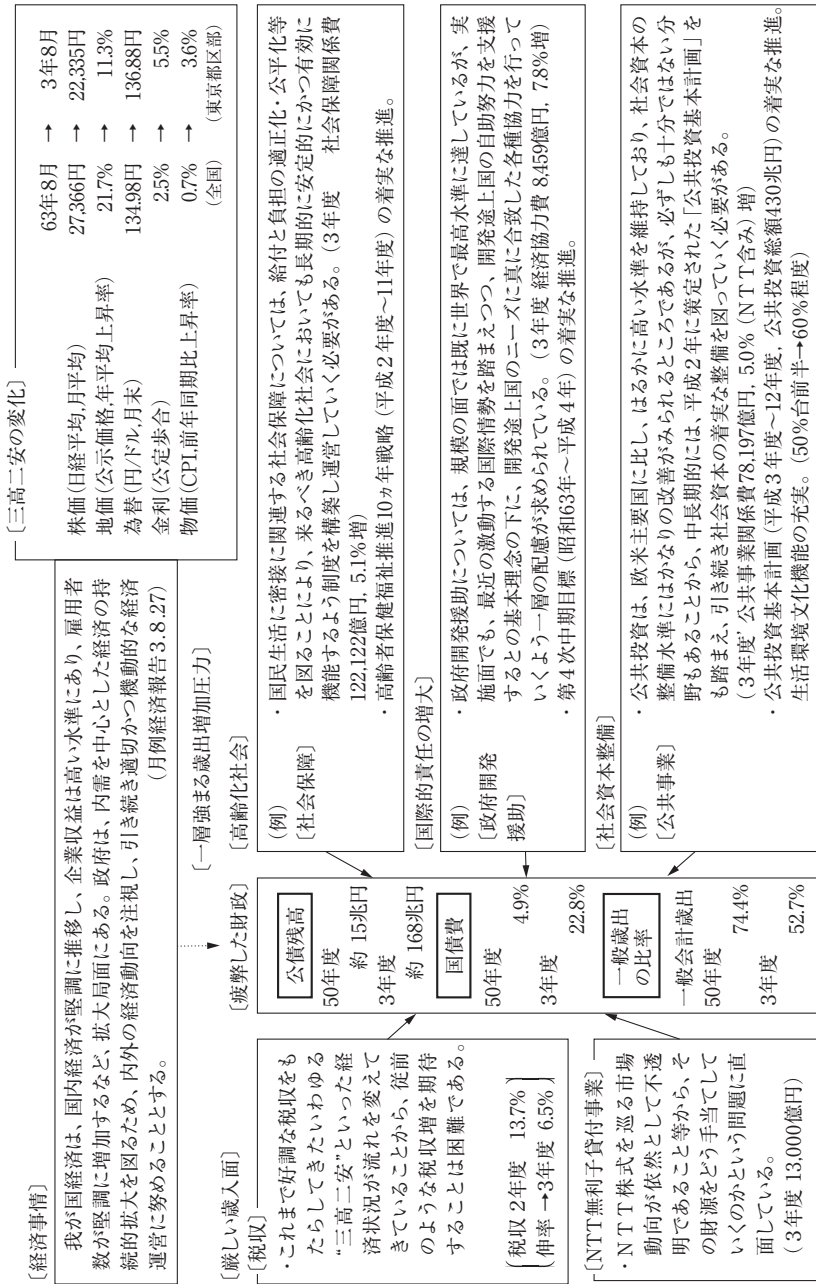
↓
 〔国債残高の累増を抑制
 特例公債の再発行を回避〕

〔当面5ヵ年程度を目途とした中期的財政運営の指針（新中期目標）〕

国債残高累増体質からの脱却

- ① 公債依存度の引下げ
 （平成3年度7.6％）
 ・ 5％を下回る水準を目標
- ② 特例公債の早期償還
 （平成3年度末残高約62兆円）
 ・ 決算剰余金の活用等
- ③ 歳出の伸びを極力抑制
 ・ 歳出の在り方を常に見直し、制度改革の推進

（出所）財政制度審議会総会（第2回）平成3年9月19日配付資料（7）「我が国財政の現状と展望」1.（財政制度審議会「平成3年度財政制度審議会資料集 総会編」39ページ）。



(出所) 財政制度審議会総会(第2回)平成3年9月19日配付資料(7)「我が国財政の現状と展望」14.(財政制度審議会「平成3年度財政制度審議会資料集 総会編」52ページ)。

報告指図書事項	措置状況															
<p>① 社会保障 社会保障については、本格的な高齢化社会の到来を控え、自立自助の精神を基本としつつ、国民の基本的ニーズについては、社会連帯の考え方に立ち、公的施策をもって対応し、国民福祉の基盤の充実に努めることが必要である。その際、活力ある福祉社会を作り上げるために、受益者とともに負担者の立場をも十分勘案しつつ検討を行うことが必要である。</p> <p>医療については、引き継ぎ医療費適正化対策を充実・強化するほか、医療供給体制の見直しを図るとともに、医療保険制度における給付と負担の公平化、合理化を推進することにより、医療費に対する国民の負担が過大なものとならないように努めるべきである。</p> <p>年金については、これまでの制度改革を踏まえ、65歳程度までの継続雇用を中心とする高齢者の雇用、就業の場の確保とあいまって、公平かつ安定した公的年金制度を構築していくべきである。</p> <p>なお、年金、医療保障については、今後とも受益と負担の対応関係が明確な社会保険方式を基本とすべきである。</p> <p>社会福祉については、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に沿い、高齢者のわたきり状態を防止するための施策、在宅福祉対策等の着実な推進を図るなど、施策の合理化・効率化努力を重ねつつ国民のニーズに沿ったきめ細かな施策の展開に努めるべきである。</p>	<p>① 各年度の予算において、以下の医療費適正化対策を充実・強化してきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化。 ・長期入院の適正化等老人医療費の適正化。 ・国保連合会等における審査体制の強化。 ・支払基金における重点審査の拡充。 <p>② 医療法に基づき都道府県の地域医療計画により、病床規制を実施しているほか、同法の改正法案（平成 2 年 5 月 25 日国会提出）においては、医療機関の機能に応じた医療供給体制の効率化を行うこととしている。（今国会で審議中。）</p> <p>③ 平成 3 年 10 月の老人保健法改正により、老人医療の一部負担金の引上げを実施済</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>改正前</td> <td>4 年 1 月 1 日</td> <td>5・6 年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～ 4 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>800円/月</td> <td>900円/月</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>400円/日</td> <td>600円/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>700円/日</td> </tr> </table> <p>（注 1）ただし、低所得者の入院については、1 日 300 円（2 ヶ月程度）を現行通り据置き。</p> <p>（注 2）一部負担金の額については、7 年度から消費者物価の変動率に応じて改定する。</p> <p>④ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」については、各年度の予算においてその着実な推進を図ってきている。</p>	改正前	4 年 1 月 1 日	5・6 年度		～ 4 年度		外来	800円/月	900円/月	入院	400円/日	600円/日			700円/日
改正前	4 年 1 月 1 日	5・6 年度														
	～ 4 年度															
外来	800円/月	900円/月														
入院	400円/日	600円/日														
		700円/日														

報告指摘事項	措置状況
<p>② 文教・科学振興 今後の文教施策については、国際化・情報化等の経済社会の変化に適切に対応し、21世紀に向けて創造的で活力ある社会を築いていくため、多様化した個性重視の教育の推進を図り、生涯学習体制の整備、学術・文化・スポーツの振興等に努めることが必要である。</p> <p>その際、財政面においては、我が国の公財政支出文教関係費の対国民所得比が欧米諸国と同程度の水準にあること等を考慮すると、行財政改革の基本方針を踏まえ、国と地方の費用負担、受益者負担等の在り方を勘案しつつ、既存施策の合理化・効率化とともに資金の重点配分を図ることにより対応すべきである。</p> <p>科学技術については、基礎的・先導的研究の強化、人間及び社会との調和ある発展、国際的貢献等の基本方針に基づく科学技術立国への展望を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応しつつ、産・学・官の連携及び国際協力の下に、所要の施策を重点的・効率的に推進することが必要である。</p>	<p>我が国の公財政支出学校教育費の対国民所得比率は、全体として欧米諸国と同程度の水準にあるが、これを大学等の高等教育と高校以下の初等中等教育に分けてみると、初等中等教育にウエイトのかかった配分となっていること等を踏まえ、4年度予算編成においては、教育行政に係る国と地方の役割分担の見直しを含む初等中等教育と高等教育との間での財源配分の見直しを進めるなど、各種施策の効率化、重点化に努める中で、高等教育・学術研究の充実等真に緊要な文教施策の推進を図っているところである。</p> <p>① 義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等について4年度以降3年間で段階的に一般財源化を図る一方、</p> <p>②(1) 国立学校・大学院を中心とする高等教育・学術研究の改善・充実（教育研究環境特別重点整備事業及び高度化推進特別経費の創設、科学研究費補助金の大幅増額等）、</p> <p>(2) 公立学校施設整備事業量の確保、</p> <p>(3) 生涯学習の推進、</p> <p>(4) 芸術・文化・スポーツの振興、</p> <p>(5) 留学生交流の推進</p> <p>等政策的に重要な施策については重点的に予算額の確保を図ったところである。</p> <p>・ 創造科学技術推進事業、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム等基礎的・創造的研究に重点的な資金配分を行う一方、既定プロジェクトについて緊要度に応じて進捗調整を行う等効果的な科学技術施策の推進に配意。</p>

報告指摘事項	措置状況
<p>③ 防衛 我が国の中期的な防衛力の整備については、現在、「防衛計画の大綱」の基本的枠組みの下、これに定める防衛力の水準の達成を図ることを目標とした「中期防衛力整備計画」（昭和61年度～平成2年度）が定められており、平成2年度予算においてその水準はほぼ達成されたところである。</p> <p>「中期防衛力整備計画」終了後の平成3年度以降の防衛関係経費の在り方については、同計画終了までに決定を行うこととされているが、憲法及び専守防衛等の基本的防衛政策の下で、国際情勢、経済財政事情等を勘案しつつ決定することが必要である。その際、節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重すべきである。</p> <p>今後の毎年度の予算編成に当たっては、上記決定に沿って、その時々の経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ編成していくことが必要である。</p>	<p>平成3年度以降の防衛関係費の在り方については、先ず平成2年12月19日に、「防衛計画の大綱」に示された国際情勢の変化についての認識を明確にするとともに、国際情勢の変化と「大綱」の基本的考え方との関係を明らかにした「平成3年度以降の防衛計画の基本的考え方について」が決定され、これに基づき、翌20日に、「中期防衛力整備計画（平成3年度～7年度）」が決定された。</p> <p>今回の「中期防衛」においては、先の中期防の実施により「大綱」に定める防衛力の水準が概ね達成される状況及び最近における国際情勢の変化等を踏まえ、「大綱」の基本的考え方の下、これに定める防衛力の水準の維持に留意して、効率的で節度ある防衛力の整備に努めることとしている。</p> <p>各年度の予算編成においては、「中期防」の下、その時々の国際情勢、経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図り、決定しているところであり、平成4年度の防衛関係費についても、そうした考え方の下、極力その抑制を図ったところである。</p> <p>なお、「中期防」においては、三年後には、その時点における国際情勢等を勘案し、必要に応じ、計画の修正を行うこととされている。国際情勢は、「中期防」策定後、ソ連邦の解体等大きく変化しつつあり、このような情勢の変化等を見極めつつ、「中期防」の修正について、前広に、所要の検討に着手したところである。</p>

報告指摘事項	措置状況																														
<p>④ 公共事業 我が国の公共投資の水準が一貫して欧米主要国に比してはるかに高い水準を維持していることから、我が国の社会資本の整備水準についてはかなりの改善がみられるところであるが、なお欧米主要国と比較してストックにおいて必ずしも十分ではない分野もあることから、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、中長期的展望に立って適度な水準を確保しながら着実に社会資本整備の充実を図っていくことが適当である。</p> <p>公共事業の事業別配分に当たっては、経済・社会の動向、社会的ニーズ、社会資本の整備状況等を踏まえ、その優先度に十分留意しながら、重点的・効果的な配分に留意していくべきである。</p> <p>また、財源面については、建設公債といえども将来租税によって償還されるものであることを考慮すると、後世代に過重な負担をかけることのないよう、安易に国債に依存せず、できるだけ租税により賄っていくべきであり、併せて民間活力の導入を促進すべきである。</p> <p>なお、NTT株式の売払収入の活用による社会資本の整備事業（以下「NTT事業」という）については、原資事情が極めて厳しい状況にあるが、本制度が目指した地域の発展・開拓等の目的が図られるよう留意していくこととし、その財源問題を含め適切に検討していくべきである。</p>	<p>・平成4年度の公共事業関係費については「公共投資基本計画」に沿って着実に社会資本整備を進めていく必要があることから、厳しい財政事情のもとではあるが、一般歳出ベースで5.3%の伸びを確保し、その拡充を図っているところである。</p> <p>(参考) 公共事業関係費(一般歳出) <単位: 億円、% ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>増減(注)</th> <th>伸率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65,897</td> <td>69,409</td> <td>3,513</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>(78,197)</td> <td>(81,709)</td> <td>(3,513)</td> <td>(4.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 生活関連重点化枠 1,750億円を含む。 () 書はNTT及びHNTTを含む場合。</p> <p>・また、公共事業関係費の配分に当たっては、生活関連重点化枠(1,750億円)等を通じて国民生活の質の向上に結びつく分野にできる限り配慮している。</p> <p>この結果、環境衛生・住宅・下水道・公園等の事業については、対前年度伸率で全体の一般公共事業費を上回る伸率を確保している。</p> <p>(参考) 主な事業の対前年度伸率(一般歳出ベース)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・環境衛生</td> <td>6.6%</td> <td>(6.9%)</td> </tr> <tr> <td>・住宅</td> <td>5.5%</td> <td>(5.1%)</td> </tr> <tr> <td>・下水道</td> <td>6.2%</td> <td>(5.0%)</td> </tr> <tr> <td>・公園等</td> <td>7.5%</td> <td>(6.9%)</td> </tr> <tr> <td>・農村整備</td> <td>15.0%</td> <td>(12.2%)</td> </tr> <tr> <td>一般公共事業</td> <td>5.4%</td> <td>(4.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 書はNTT・B及びHNTT・Bを含む場合。</p>	3年度	4年度	増減(注)	伸率	65,897	69,409	3,513	5.3	(78,197)	(81,709)	(3,513)	(4.5)	・環境衛生	6.6%	(6.9%)	・住宅	5.5%	(5.1%)	・下水道	6.2%	(5.0%)	・公園等	7.5%	(6.9%)	・農村整備	15.0%	(12.2%)	一般公共事業	5.4%	(4.7%)
3年度	4年度	増減(注)	伸率																												
65,897	69,409	3,513	5.3																												
(78,197)	(81,709)	(3,513)	(4.5)																												
・環境衛生	6.6%	(6.9%)																													
・住宅	5.5%	(5.1%)																													
・下水道	6.2%	(5.0%)																													
・公園等	7.5%	(6.9%)																													
・農村整備	15.0%	(12.2%)																													
一般公共事業	5.4%	(4.7%)																													

報告指摘事項	措置状況
<p>⑤ 政府開発援助 政府開発援助については、開発途上国の経済社会開発や民生の向上に対する支援を通じ、国際社会における我が国の責務を果たしていくとの観点から、その着実な推進に努めていく必要がある。</p> <p>このため、今後とも、第4次中期目標（1988年～1992年）を踏まえつつ、開発途上国の自助努力を支援するという基本理念の下に、開発途上国のニーズに合致した効果的・効率的な援助を推進する必要がある。</p> <p>その際、必要な人材の育成を図るとともに、援助案件の適格な審査、適切な評価等により、効率的な実施に努めるべきである。</p>	<p>・ 厳しい財政事情、第4次中期目標、他の経費とのバランス等を総合勘案し、政府開発援助予算について7.8%増を確保。</p> <p>3年度 8,831億円 → 4年度 9,522億円 8.0% 7.8%</p> <p>・ 一般的・効率的な援助の促進。</p> <p>○ 人材の育成・援助実施体制の強化 { 援助人材育成振興費 8億円 } { 外務省の経済協力担当 23名増 } { 国際協力事業団 (JICA) の定員 34名増 }</p> <p>○ 審査・調査のための予算の拡充と体制の整備 { 外部専門技術嘱託者 (OECF) 2名増 } { フロエンケクト形成調査 (JICA) 4件増 }</p> <p>○ 評価のための予算の拡充と体制の整備 { 被援助国関係者の評価への参加 3カ国増 } { 詳細評価調査ミッション 2名増 }</p>

報告指摘事項	措置状況
<p>⑥ 中小企業対策 我が国経済において、中小企業は極めて大きな比重を占めているとともに、新分野進出等により新たな経済発展の契機を創出するなど、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化の基盤となっている。</p> <p>近年、国際化、技術革新の急速な進展等、内外の経済環境は大きく変化しており、こうした環境変化に我が国全体として適応していくことが迫られているが、このような中において、中小企業者においても新分野への進出など構造転換への積極的な取組みがみられるところである。</p> <p>今後の中小企業施策の展開に当たっては、このような中小企業者の創意工夫を生かし、自主的な努力を促すことに主眼を置いて、経営基盤の強化及び構造転換の支援等の施策の効果的・効率的な推進に努める必要がある。</p>	<p>・ 中小企業対策費については、経費の効率化・重点化を図りつつ、国際化・技術革新の進展等の内外の環境変化に対応するための政策ニーズに重点を置いて予算編成を行っているところ。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 平成3年度予算においては、特に(1)大店法規制緩和等の動きを踏まえた「魅力ある商店街・商業集積づくり」及び(2)中小企業の人手不足問題への対応、の点に重点を置いて予算編成を行い、</p> <p>② 平成4年度予算においては、引き続き上記(1)(2)の問題への対応を図るほか、(3)地域中小企業集積（産地・企業城下町等）における中小企業の新分野進出等の努力に対する支援、及び(4)中小企業の物流効率化に対する支援等に重点を置いて予算編成を行っている。</p> <p>3' 4' 106億円 → 123億円 23億円 → 26億円 — → 11億円 3 億円 → 7 億円</p> <p>(1) 魅力ある商店街・商業集積づくり (2) 中小企業の人手不足問題への対 (3) 地域中小企業集積・創造的發展支援 (4) 中小企業の物流効率化対策</p>

報告指図書事項	措置状況									
<p>⑦ エネルギー対策 我が国は、国際的に見て、エネルギーの輸入依存度が高く、特にエネルギー供給の大半を占める石油について、そのほぼ全部を輸入に頼り、かつその大半を中東に依存するという脆弱なエネルギー供給構造を有している。また、石油開発、石油備蓄の推進、石油代替エネルギーの開発・導入等は、長期的にわたる安定したエネルギー供給を確保するものである。</p> <p>従って、エネルギー対策については、安全性確保、環境保全に留意しつつ、中長期的な観点に立って着実に進めていくことが必要である。</p> <p>なお、その際、石油政策については、石油産業の構造改善を加速的に進めるとの観点から、セキユリティを確保する上で不可欠なものを除き、生産・販売に関する規制の緩和を思い切って推進するとともに、備蓄その他のエネルギー政策については、官民の役割分担を踏まえ、国の助成を必要最小限の範囲に限定し、資金の重点的・効率的配分に努めていく必要がある。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="135 462 158 831">エネルギー対策費</th> <th data-bbox="135 560 158 625">3年度</th> <th data-bbox="135 462 158 560">4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="158 462 182 831"></td> <td data-bbox="158 560 182 625">5,893</td> <td data-bbox="158 462 182 560">6,313</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 462 205 831"></td> <td data-bbox="182 560 205 625"></td> <td data-bbox="182 462 205 560">(億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 原子力平和利用研究促進(1,516 → 1,537) 長期にわたる安定的なエネルギーの供給を確保するため、引き続き安全対策等の充実に配慮しつつ、原子力の平和利用を促進。</p> <p>② 石特会計繰入れ (4,320 → 4,720) (参考) 石油税収 (4,900 → 5,070) (1) 石油備蓄 国家備蓄については、5,000万kℓを目標とし、300万kℓの増増しを図る。(4年度末 3,900万kℓ) (2) 石油代替エネルギー対策 地球環境保全に留意しつつ、中長期的なエネルギーの需給見通しを踏まえ、石油代替エネルギー対策を推進する。(370 → 399)</p>	エネルギー対策費	3年度	4年度		5,893	6,313			(億円)
エネルギー対策費	3年度	4年度								
	5,893	6,313								
		(億円)								

報告指摘事項	措置状況																																																	
<p>⑧ 農業 消費者の納得が得られる価格で安定的に食糧を供給できるよう、生産性が 高く産業として自立できる農業の確立が急がれている。このため、各農家の 創意工夫が活かされるよう、価格政策の見直し等競争原理の導入、規制の緩 和を一層促進するとともに、経営感覚に優れた地域において中核的役割を果た しうる農家等に焦点を合わせて各般の施策を思い切った集中・充実させる必 要がある。 また、生活基盤を着実に整備する等農村地域の活性化にも配慮する必要が ある。 食糧管理についても、生産者及び流通業者の自主性が養われ、需要に対 応した生産・流通が行われるよう、需給動向や市場評価が価格に的確に反映 される仕組みとしていくことが必要である。なお、転作奨励金については、 水田農業確立対策期間終了時においてその依存からの脱却を図るべきである。</p>	<p>○価格政策の見直し 近年、厳しい抑制的な運用を行ってきた。</p> <p><行政価格の対前年増減率> (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>61</th> <th>62</th> <th>63</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米 (政府買入価格)</td> <td>0.0</td> <td>▲5.95</td> <td>▲4.6</td> <td>0.0</td> <td>▲1.5</td> <td>▲0.65</td> </tr> <tr> <td>小麦 (政府買入価格)</td> <td>▲1.16</td> <td>▲4.9</td> <td>▲4.6</td> <td>▲3.5</td> <td>▲3.9</td> <td>▲1.23</td> </tr> <tr> <td>大豆 (基準価格)</td> <td>▲1.66</td> <td>▲5.8</td> <td>▲5.5</td> <td>0.0</td> <td>▲4.4</td> <td>▲1.2</td> </tr> <tr> <td>てん菜</td> <td>▲1.5</td> <td>▲5.1</td> <td>▲4.8</td> <td>0.0</td> <td>▲2.6</td> <td>▲1.3</td> </tr> <tr> <td>さとうきび</td> <td>0.0</td> <td>▲2.4</td> <td>▲2.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>加工原料乳 (保証価格)</td> <td>▲2.8</td> <td>▲5.5</td> <td>▲3.5</td> <td>0.0</td> <td>▲2.6</td> <td>▲1.3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	61	62	63	元	2	3	米 (政府買入価格)	0.0	▲5.95	▲4.6	0.0	▲1.5	▲0.65	小麦 (政府買入価格)	▲1.16	▲4.9	▲4.6	▲3.5	▲3.9	▲1.23	大豆 (基準価格)	▲1.66	▲5.8	▲5.5	0.0	▲4.4	▲1.2	てん菜	▲1.5	▲5.1	▲4.8	0.0	▲2.6	▲1.3	さとうきび	0.0	▲2.4	▲2.0	0.0	0.0	0.0	加工原料乳 (保証価格)	▲2.8	▲5.5	▲3.5	0.0	▲2.6	▲1.3
区分	61	62	63	元	2	3																																												
米 (政府買入価格)	0.0	▲5.95	▲4.6	0.0	▲1.5	▲0.65																																												
小麦 (政府買入価格)	▲1.16	▲4.9	▲4.6	▲3.5	▲3.9	▲1.23																																												
大豆 (基準価格)	▲1.66	▲5.8	▲5.5	0.0	▲4.4	▲1.2																																												
てん菜	▲1.5	▲5.1	▲4.8	0.0	▲2.6	▲1.3																																												
さとうきび	0.0	▲2.4	▲2.0	0.0	0.0	0.0																																												
加工原料乳 (保証価格)	▲2.8	▲5.5	▲3.5	0.0	▲2.6	▲1.3																																												

報告指図書項	措置状況																																		
	<p>○農業農村整備事業の重点化 農村地域の活性化に資するため、集落排水等の農村整備事業に重点配分。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2年度</td> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備事業</td> <td style="text-align: right;">10,249</td> <td style="text-align: right;">10,691</td> <td style="text-align: right;">11,094</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(+4.3%)</td> <td style="text-align: right;">(+3.8%)</td> </tr> <tr> <td>うち農村整備事業</td> <td style="text-align: right;">2,559</td> <td style="text-align: right;">3,062</td> <td style="text-align: right;">3,436</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(+19.7%)</td> <td style="text-align: right;">(+12.2%)</td> </tr> <tr> <td>(うち集落排水)</td> <td style="text-align: right;">311</td> <td style="text-align: right;">622</td> <td style="text-align: right;">839</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(+100.0%)</td> <td style="text-align: right;">(+35.0%)</td> </tr> </table> <p><億円></p> <p>(注) 本事業については、平成3年度予算において、経費名を「農業基盤整備費」から「農業農村整備事業費」に改めたところである。</p> <p>○食糧管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や品質評価を的確に反映した自主流通米の価格形成を図るため「自主流通米価格形成の場」における入札取引を開始(平成2年10月)。 ・食糧管理費の削減合理化。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3年度</td> <td style="text-align: center;">4年度(注)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3,732億円(▲220)</td> <td style="text-align: right;">3,421億円(▲311)</td> </tr> </table> <p>(注) ピーク時(56年度 9,948億円)の3分の1強。</p>		2年度	3年度	4年度	農業農村整備事業	10,249	10,691	11,094			(+4.3%)	(+3.8%)	うち農村整備事業	2,559	3,062	3,436			(+19.7%)	(+12.2%)	(うち集落排水)	311	622	839			(+100.0%)	(+35.0%)		3年度	4年度(注)		3,732億円(▲220)	3,421億円(▲311)
	2年度	3年度	4年度																																
農業農村整備事業	10,249	10,691	11,094																																
		(+4.3%)	(+3.8%)																																
うち農村整備事業	2,559	3,062	3,436																																
		(+19.7%)	(+12.2%)																																
(うち集落排水)	311	622	839																																
		(+100.0%)	(+35.0%)																																
	3年度	4年度(注)																																	
	3,732億円(▲220)	3,421億円(▲311)																																	

報告指摘事項	措置状況
<p>⑨ 地方財政 国と地方は車の両輪として、ともに行財政改革を積極的に推進することが必要であり、中長期的にみて、財政の健全性を確保し、国民負担率の上昇を抑制するため、臨時行政改革推進審議会の答申に沿って、国と同様、地方財政についても、歳出規模の伸びを極力抑制していくべきである。 また、幅広い見地から、国と地方の機能分担の在り方を見直すとともに、これにあわせ費用負担について検討を進める。また、地方の財政状況の推移等に応じて、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国・地方間の財源調整を行う必要がある。 更に、地方公共団体間の財政力格差を改善するため、財政調整の強化を推進すべきである。</p>	<p>措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3・4年度の地方財政の規模は、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に従い、極力歳出の抑制に努めたところ。 歳出規模 3年度 約70兆9,000億円 (5.6%増) 4年度 約74兆3,700億円 (4.9%増) ・ 国と地方の機能分担及び費用負担の見直しの一環として、4年度において以下のような補助金等の一般財源化措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等 (約620億円) ② 国保事務費負担金のうち人件費 (約780億円) ③ 国保助産費補助金 (約90億円) ・ 3・4年度の地方財政収支見通しは、元年度、2年度に引き続き大幅な財源余剰となり、地方交付税法第6条の3第2項に該当する事態であるが、同項の適用は今後の検討課題とし、同法附則第3条に基づき地方交付税の年度間調整としての特別措置等を講じた。

(出所) 財政制度審議会懇談会 平成4年4月28日配付資料(4) (財政制度審議会資料集 懇談会編) 59-68ページ)。

8-127 昭和62年度以降（昭和62年度～平成4年度）の各省庁別・補助根拠別・交付対象別補助金等の件数・金額

(単位：件、億円)

区分 所管	62年度						63年度					
	法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助		法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助	
	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額
国	7	49	—	—	—	—	7	50	—	—	—	—
会	3	3	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—
地方公共団体	4	46	—	—	—	—	4	47	—	—	—	—
その他	4	287	—	—	1	0	4	288	—	—	1	0
裁 判 所	1	3	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
地方公共団体	3	284	—	—	1	0	3	285	—	—	1	0
その他	2	13	—	—	—	—	2	13	—	—	—	—
会 計 検 査 院	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	1	13	—	—	—	—	1	13	—	—	—	—
その他	3	10	—	—	2	11	3	10	—	—	2	11
内 閣	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	2	10	—	—	2	11	2	10	—	—	2	11
その他	214	6,524	64	1,306	385	1,605	216	6,574	68	1,280	368	1,672
総 理 府	182	3,801	55	611	187	663	181	3,710	59	596	184	694
地方公共団体	32	2,723	9	695	198	942	35	2,864	9	684	184	978
その他	14	432	1	0	3	4	14	445	1	0	2	2
法 務 省	11	17	—	—	—	—	11	20	—	—	—	—
地方公共団体	3	415	1	0	3	4	3	425	1	0	2	2
その他	3	68	—	—	29	1,072	3	71	—	—	29	1,169
外 務 省	2	29	—	—	1	7	2	30	—	—	1	7
地方公共団体	1	39	—	—	28	1,065	1	41	—	—	28	1,162
その他	9	875	1	5	7	446	9	882	1	5	6	443
大 蔵 省	4	47	—	—	1	1	4	48	—	—	1	2
地方公共団体	5	828	1	5	6	445	5	834	1	5	5	441
その他	68	26,668	43	3,937	112	2,173	65	26,539	43	3,984	113	2,320
文 部 省	59	26,626	23	1,049	76	1,482	56	26,496	23	1,058	77	1,540
地方公共団体	9	42	20	2,888	36	691	9	43	20	2,926	36	780
その他	111	50,509	35	3,469	243	2,256	110	52,003	37	3,691	232	2,331
厚 生 省	105	50,358	26	1,887	141	1,762	104	51,849	28	1,941	134	1,821
地方公共団体	6	151	9	1,582	102	494	6	154	9	1,750	98	510
その他	136	9,184	30	1,103	329	6,709	135	8,852	30	1,095	326	6,591
農 林 水 産 省	125	7,373	14	309	185	2,794	124	7,116	15	287	181	2,630
地方公共団体	11	1,811	16	794	144	3,915	11	1,736	15	808	145	3,961
その他	13	119	23	576	189	1,477	12	144	23	572	188	1,431
通 商 産 業 省	10	18	13	514	20	327	10	44	13	517	21	320
地方公共団体	3	101	10	62	169	1,150	2	100	10	55	167	1,111
その他	21	468	13	338	32	2,690	23	2,124	11	221	32	1,011
運 輸 省	19	191	1	11	12	568	19	194	1	12	12	557
地方公共団体	2	277	12	327	20	2,122	4	1,930	10	209	20	454
その他	5	44	—	—	4	2	5	46	—	—	4	1
郵 政 省	3	0	—	—	—	—	3	0	—	—	—	—
地方公共団体	2	44	—	—	4	2	2	46	—	—	4	1
その他	15	564	3	29	22	190	15	509	3	29	22	202
労 働 省	11	409	—	—	7	163	11	352	—	—	7	175
地方公共団体	4	155	3	29	15	27	4	157	3	29	15	27
その他	42	9,474	21	1,229	102	4,173	42	9,420	21	1,233	102	4,078
建 設 省	39	8,954	13	1,137	59	1,167	39	8,899	13	1,129	60	1,061
地方公共団体	3	520	8	92	43	3,006	3	521	8	104	42	3,017
その他	8	300	9	80	25	311	8	283	9	79	25	299
自 治 省	7	294	9	80	16	154	7	277	9	79	16	157
地方公共団体	1	6	—	—	9	157	1	6	—	—	9	142
その他	675	105,588	243	12,072	1,485	23,119	673	108,253	247	12,189	1,452	21,561
合 計	583	98,123	154	5,598	705	9,088	577	99,041	161	5,619	694	8,964
地方公共団体	92	7,465	89	6,474	780	14,031	96	9,212	86	6,570	758	12,597

(単位：件、億円)

区分 所管	元年度						2年度					
	法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助		法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助	
	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額
国	7	54	—	—	—	—	7	54	—	—	—	—
会	3	3	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—
地方公共団体	4	51	—	—	—	—	4	51	—	—	—	—
その他												
裁 判 所	4	311	—	—	1	0	4	316	—	—	1	0
地方公共団体	1	3	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
その他	3	308	—	—	1	0	3	313	—	—	1	0
会 計 検 査 院	2	14	—	—	—	—	2	14	—	—	—	—
地方公共団体	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
その他	1	14	—	—	—	—	1	14	—	—	—	—
内 閣	3	11	—	—	2	11	3	11	—	—	2	12
地方公共団体	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
その他	2	11	—	—	2	11	2	11	—	—	2	12
総 理 府	219	6,877	69	1,360	349	1,816	218	7,432	68	1,266	341	1,864
地方公共団体	184	3,847	60	618	182	706	183	4,179	59	618	180	784
その他	35	3,030	9	742	167	1,110	35	3,253	9	648	161	1,080
法 務 省	14	486	1	0	2	2	14	502	1	0	2	3
地方公共団体	11	22	—	—	—	—	11	30	—	—	—	—
その他	3	464	1	0	2	2	3	472	1	0	2	3
外 務 省	3	51	—	—	29	1,242	2	46	—	—	30	1,349
地方公共団体	2	6	—	—	1	7	1	0	—	—	1	7
その他	1	45	—	—	28	1,235	1	46	—	—	29	1,342
大 蔵 省	9	929	1	5	6	452	9	931	1	6	6	404
地方公共団体	4	49	—	—	1	2	4	50	—	—	1	1
その他	5	880	1	5	5	450	5	881	1	6	5	403
文 部 省	65	26,581	42	4,091	114	2,342	65	27,379	43	4,183	113	2,429
地方公共団体	56	26,536	23	1,085	77	1,482	56	27,333	23	1,110	76	1,524
その他	9	45	19	3,006	37	860	9	46	20	3,073	37	905
厚 生 省	110	55,564	37	4,097	231	2,443	109	56,986	37	4,638	230	2,624
地方公共団体	104	55,398	28	2,169	133	1,900	103	56,815	28	2,464	133	2,076
その他	6	166	9	1,928	98	543	6	171	9	2,174	97	548
農 林 水 産 省	135	9,061	30	1,096	323	6,473	134	8,876	30	1,093	322	6,241
地方公共団体	124	7,327	15	265	180	2,565	123	7,161	15	252	179	2,654
その他	11	1,734	15	831	143	3,908	11	1,715	15	841	143	3,587
通 商 産 業 省	12	130	21	591	189	1,413	12	129	21	609	188	1,410
地方公共団体	10	25	13	544	20	349	10	21	13	565	20	373
その他	2	105	8	47	169	1,064	2	108	8	44	168	1,037
運 輸 省	23	2,102	12	161	31	993	23	2,035	12	126	31	983
地方公共団体	19	196	1	13	13	567	19	198	1	13	13	543
その他	4	1,906	11	148	18	426	4	1,837	11	113	18	440
郵 政 省	5	47	—	—	4	2	5	44	—	—	4	2
地方公共団体	3	0	—	—	—	—	3	0	—	—	—	—
その他	2	47	—	—	4	2	2	44	—	—	4	2
労 働 省	14	481	3	30	23	215	14	440	3	30	23	243
地方公共団体	11	316	—	—	7	183	11	274	—	—	7	207
その他	3	165	3	30	16	32	3	166	3	30	16	36
建 設 省	42	9,540	21	1,202	102	4,177	41	9,060	21	1,157	101	4,734
地方公共団体	39	9,014	13	1,067	59	1,044	39	9,000	13	1,014	59	1,128
その他	3	526	8	135	43	3,133	2	60	8	143	42	3,606
自 治 省	10	583	9	81	27	283	7	260	9	82	25	279
地方公共団体	8	573	9	81	17	166	6	254	9	82	16	171
その他	2	10	—	—	10	117	1	6	—	—	9	108
合 計	677	112,822	246	12,714	1,433	21,864	669	114,515	246	13,190	1,419	22,577
地方公共団体	581	103,315	162	5,842	690	8,971	575	105,321	161	6,118	685	9,468
その他	96	9,507	84	6,872	743	12,893	94	9,194	85	7,072	734	13,109

(単位：件、億円)

区分 所管	3年度						4年度					
	法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助		法律補助 「負担する」		法律補助 「できる」		予算補助	
	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額
国	7	55	—	—	—	—	7	59	—	—	—	—
会	3	3	—	—	—	—	3	5	—	—	—	—
地方公共団体	4	52	—	—	—	—	4	54	—	—	—	—
その他	4	317	—	—	1	0	4	341	—	—	1	0
裁判所	1	3	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
地方公共団体	3	314	—	—	1	0	3	337	—	—	1	0
その他	2	14	—	—	—	—	2	15	—	—	—	—
会計検査院	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	1	14	—	—	—	—	1	15	—	—	—	—
その他	3	11	—	—	2	12	3	12	—	—	2	12
内閣	1	0	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—
地方公共団体	2	11	—	—	2	12	2	12	—	—	2	12
その他	216	7,298	69	1,362	331	2,141	215	7,927	66	1,424	331	2,097
総理府	181	3,993	60	648	177	809	180	4,469	57	685	178	908
地方公共団体	35	3,305	9	714	154	1,332	35	3,459	9	739	153	1,189
その他	13	515	1	0	3	3	13	555	1	0	3	4
法務省	10	30	—	—	—	—	10	41	—	—	—	—
地方公共団体	3	485	1	0	3	3	3	514	1	0	3	4
その他	2	48	—	—	27	1,464	2	50	—	—	27	1,570
外務省	1	0	—	—	1	8	1	0	—	—	1	9
地方公共団体	1	48	—	—	26	1,456	1	50	—	—	26	1,560
その他	9	947	1	6	6	246	10	1,020	1	6	6	207
大蔵省	4	51	—	—	1	1	4	65	—	—	1	1
地方公共団体	5	896	1	6	5	245	6	955	1	6	5	206
その他	65	29,013	43	4,309	111	2,495	65	30,340	43	4,459	110	2,453
文部省	56	28,966	23	1,136	74	1,540	56	30,291	23	1,177	73	1,407
地方公共団体	9	47	20	3,173	37	955	9	49	20	3,283	37	1,046
その他	110	58,335	36	5,122	229	2,931	109	60,501	35	5,904	230	3,195
厚生省	103	58,156	27	2,812	132	2,269	103	60,312	26	3,339	133	2,513
地方公共団体	7	179	9	2,310	97	662	6	190	9	2,565	97	682
その他	135	9,692	29	1,107	324	6,620	135	11,071	29	1,134	322	7,125
農林水産省	123	7,137	15	254	183	2,936	123	8,476	15	261	179	3,714
地方公共団体	12	2,555	14	853	141	3,684	12	2,595	14	872	143	3,412
その他	12	157	21	635	187	1,490	12	145	21	670	187	1,564
通商産業省	10	47	13	594	21	472	10	28	13	621	22	520
地方公共団体	2	110	8	41	166	1,018	2	117	8	48	165	1,044
その他	24	1,549	11	136	30	1,242	22	1,514	9	107	35	1,375
運輸省	18	199	1	13	11	145	18	224	1	14	12	174
地方公共団体	6	1,350	10	123	19	1,097	4	1,290	8	93	23	1,201
その他	5	45	—	—	4	13	5	49	—	—	4	24
郵政省	3	0	—	—	1	10	3	0	—	—	1	20
地方公共団体	2	45	—	—	3	3	2	49	—	—	3	4
その他	14	424	3	33	23	263	14	401	2	34	23	283
労働省	11	255	—	—	7	223	11	218	—	—	7	233
地方公共団体	3	169	3	33	16	40	3	183	2	34	16	50
その他	40	9,531	20	1,121	97	5,250	40	12,515	20	1,354	97	5,735
建設省	38	9,470	13	957	60	1,426	38	12,450	13	1,170	60	1,725
地方公共団体	2	61	7	164	37	3,824	2	65	7	184	37	4,010
その他	6	246	4	82	20	281	9	625	4	83	21	282
自治省	5	240	4	82	10	182	7	613	4	83	11	190
地方公共団体	1	6	—	—	10	99	2	11	—	—	10	92
その他	667	118,197	238	13,913	1,395	24,451	667	127,140	231	15,175	1,399	25,926
合計	569	108,550	156	6,496	678	10,021	570	117,195	152	7,350	678	11,414
地方公共団体	98	9,647	82	7,417	717	14,430	97	9,945	79	7,825	721	14,512
その他												

(出所) 大蔵省作成資料 平成元年3月, 平成2年4月, 平成3年3月, 平成4年2月。

8-128 昭和60年度以降各年度（昭和60年度～平成4年度）の補助率削減による地方への影響額及び補填策

（単位：億円）

年度	経常経費関係				投資的経費関係				合計	
	地方交付税交付金の特別措置/加算	地方税措置（地方たばこ消費税の引上げ）	建設地方債（調整債）の増発		臨時財政特別債	調整債	計	計		
			法定加算分	暫定加算分						不交付団体分
60	1,000	—	1,600	—	1,000	600	2,600	2,000	3,200	5,800
61	1,200	1,200	3,700	400	2,440	860	6,100	4,200	5,600	11,700
62	1,496	1,200	3,874	430	2,480	964	6,570	6,100	8,400	14,970
63	1,495	1,200	3,974	470	2,520	984	6,669	7,400	9,900	16,569
元	975	—	242	—	—	242	1,217	7,600	—	7,600
2	722	—	180	—	—	180	902	7,600	—	7,600
3	726	—	181	—	—	181	907	6,300	—	6,300
4	18	—	4	—	—	4	22	6,100	—	6,100

（注）1. 元年度以降の地方交付税交付金の加算額は、法律に基づき後年度において地方交付税交付金の額に加算されるものである。

2. 臨時財政特別債については、公営企業会計分も含めて、後年度の元利償還費相当額の一定割合（63年度……61' 補助率等引下げ分の1/2及び62' 補助率等引下げ分の9/10、元年度及び2年度……61' 補助率等引下げ分のうち直轄分9/10、補助分1/2及び62' 補助率等引下げ分の9/10、3年度及び4年度……61' 補助率等引下げ分のうち直轄分9/10、補助分1/2）を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしている。

3. 臨時財政特別債の額には過年度の国庫債務負担行為に伴う当該年度影響額を含む。

4. 計数は精査の結果、異動を生ずることがある。

（平成元年度における補助率等の見直しに伴う影響額と財源措置）

補助率等の復元	恒久措置分		*（ ）内は平成2年度の姿		暫定措置分		投資的経費
	地方交付税（たばこ税の25%）	一般財源	地方交付税交付金の特例措置	調整債（不交付団体分）	経常経費		
					地方交付税交付金の特例措置	調整債（不交付団体分）	
977 (1,282)	2,330	2,762	243 (0)	62 (0)	732	180	6,500

（注）1. 補助率等の暫定期間終了後に調整するものとされていた金額（いわゆる60'～63'の暫定加算分）の取扱いについては、4,220億円を4年度～13年度の間に精算すべき地方交付税交付金の額に加算することとしている。

2. 臨時財政特別債については、公営企業会計分も含めて、後年度の元利償還費相当額の一定割合（63年度まで……61' 補助率等引下げ分の1/2及び62' 補助率等引下げ分の9/10、元年度及び2年度……61' 補助率等引下げ分のうち直轄分9/10、補助分1/2及び62' 補助率等引下げ分の9/10）を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしている。

3. 63年度までの補助率等の暫定引下げ措置による国庫債務負担行為等の影響額に係る臨時財政特別債1,100億円を加えると、元年度の臨時財政特別債の額は7,600億円となる。

（出所）大蔵省作成資料 平成元年3月、平成2年4月、平成3年3月、平成4年2月。

【平成5年度】

8-129 「建議」及び「報告」の平成5年度予算における主な措置状況

(総論)

「建議」・「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況																																			
<p>1. 従来以上に各歳出項目について精査し、制度や施策の意義、合理性、優先度を改めて検討し、徹底した見直しを行う必要がある。</p>	<p>○ 一般歳出等の伸率の推移(当初予算ベース、単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="329 454 446 617"> <thead> <tr> <th></th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元</td> <td>6.6</td> <td>9.6</td> <td>6.2</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>・一般会計歳出</td> <td>3.3</td> <td>3.8</td> <td>4.7</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>・一般歳出</td> <td>3.8</td> <td>4.6</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>・経常部門経費</td> <td>1.8</td> <td>0.7</td> <td>3.9</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>・投資部門経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6.0 (見込み)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 3年度の投資部門経費は、補助率戻し分含みでは6.7%</p>		2	3	4	5 (年度)	元	6.6	9.6	6.2	2.7	・一般会計歳出	3.3	3.8	4.7	4.5	・一般歳出	3.8	4.6	4.2	4.1	・経常部門経費	1.8	0.7	3.9	5.8	・投資部門経費				6.0 (見込み)					
	2	3	4	5 (年度)																																
元	6.6	9.6	6.2	2.7																																
・一般会計歳出	3.3	3.8	4.7	4.5																																
・一般歳出	3.8	4.6	4.2	4.1																																
・経常部門経費	1.8	0.7	3.9	5.8																																
・投資部門経費				6.0 (見込み)																																
<p>2. 平成5年度予算は景気に十分配慮した予算となることが強く期待されている。 景気への配慮に際しては、財政投融资や地方財政を含めた公的部門が全体としてその役割を果たしていくことが重要である。</p>	<p>① 一般会計公共事業関係費のほか、財政投融资、地方単独事業も近年最大の伸率を確保するなど、国・地方を通じて景気に十分配慮。 (参考) 公共事業関係費等の伸率の推移(当初予算ベース、単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="564 779 705 974"> <thead> <tr> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・公共事業関係 (NTT含み)</td> <td>2.0</td> <td>0.2</td> <td>2.4</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(5.0)</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(5.8)</td> </tr> <tr> <td>・財政投融资(公共事業実施機関)</td> <td>1.5</td> <td>2.8</td> <td>9.6</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>・地方単独事業(地方財政計画ベース)</td> <td>9.2</td> <td>7.0</td> <td>10.0</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>・公共事業関係費の3年度()は補助率戻し分を含む。また同5年度()はNTT償還時補助分を含む。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 5年度の政府投資額：4年度の実績見込額に対して相当の伸びとなる見込み。 ③ 住宅投資の促進、中小企業対策、雇用対策等きめ細かい施策を実施。</p>	元	2	3	4	5 (年度)	・公共事業関係 (NTT含み)	2.0	0.2	2.4	4.5				(5.0)	4.8					(5.8)	・財政投融资(公共事業実施機関)	1.5	2.8	9.6	10.8	・地方単独事業(地方財政計画ベース)	9.2	7.0	10.0	11.5	・公共事業関係費の3年度()は補助率戻し分を含む。また同5年度()はNTT償還時補助分を含む。				12.0
元	2	3	4	5 (年度)																																
・公共事業関係 (NTT含み)	2.0	0.2	2.4	4.5																																
			(5.0)	4.8																																
				(5.8)																																
・財政投融资(公共事業実施機関)	1.5	2.8	9.6	10.8																																
・地方単独事業(地方財政計画ベース)	9.2	7.0	10.0	11.5																																
・公共事業関係費の3年度()は補助率戻し分を含む。また同5年度()はNTT償還時補助分を含む。				12.0																																

「建議」・「報告」における指摘事項 3. (5年度予算は、)時代の要請に的確に応えた予算としなければならぬ。	平成5年度予算における措置状況					
	社会経済情勢の推移に即応した財源の重点的・効率的配分					
	元	2'	3'	4'	5'	
社会保障関係費	4.9	6.6	5.1	4.3	3.2	△1.7
文教及び科学振興費	1.6	3.6	5.5	5.4	2.4	6.0
恩給関係費	△1.3	△1.0	△1.6	△1.4	△0.4	3.3
防衛関係費	5.9	6.1	5.45	3.8	2.0	△0.4
公共事業関係費 (NTT等事業分含み)	1.9	0.3	6.0	5.3	5.7	△1.2
公共事業関係費	2.0	0.2	2.4	4.5	4.8	
経済協力費	6.9	6.9	7.8	7.0	5.7	6.0
(ODA)	7.8	8.2	8.0	7.8	6.5	8.5
中小企業対策費	△0.5	0.1	0.3	0.3	△0.2	8.9
エネルギー対策費	14.3	3.8	8.1	6.6	3.8	2.6
食糧管理費	△6.7	△5.5	△5.6	△8.3	△9.0	3.8
その他の事項経費	3.0	2.7	4.6	5.1	3.3	
一般歳出計	3.3	3.8	4.7	4.5	3.1	4.7%
[経常]	3.8	4.6	4.2	4.1	2.4	
[投資]	1.8	0.7	3.9	5.8	6.0	
			(6.7)			

生活保護費 △1.7
 社会福祉費 6.0
 社会保険費 3.3
 保健衛生対策費 △0.4
 失業対策費 △1.2

義務教育費国庫負担金 △1.4
 国立学校特会へ繰入 6.0
 科学技術振興費 8.5
 文教施設費 8.9
 教育振興助成費 2.6
 育英事業費 3.8

(共済費追加費用等の一般財源化)による影響額調整後 4.7%

- (注1) 防衛関係費については、35年度(0.6%)以来の低い伸び。
- (注2) 公共事業関係費については、前述のとおり、生活に密接に関連した住宅・下水道環境衛生等の分野に思い切った重点配分(71%増、その他41%増、一般公共計5.0増)。
- (注3) 中小企業対策費については、商工会・商工会議所の経営指導員に係る人件費等の一般財源化により一般会計の負担が軽減(5年度約75億円)されているので、実質的には大幅な増額となっている。
- (注4) 食糧管理費については、ピーク時(56')の3分の1弱。
- (注5) 3年度公共事業関係費(NTT等事業分含み)及び[投資]欄の下段()書きは、補助率戻し分を含んだもの。

「建議」・「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
4. いわゆる生活大国づくりの着実な推進	<p>① 生活に密着した社会資本の重点的整備</p> <p>② 住宅対策の推進 ・住宅金融公庫融資「ゆったりマイホーム加算制度」の創設等〔4年度〕 → 78億円 (253.2%増)</p> <p>③ 労働時間の短縮 ・労働時間短縮推進経費 22億円 → 78億円 (253.2%増)</p> <p>④ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の推進 ・在宅福祉施策等の拡充 ～ ホームヘルパーの増員 6,000人増等</p> <p>⑤ 女性の社会進出の条件整備 ・育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金 18億円 → 28億円 (57.4%増)等</p>
5. 国際社会への貢献	<p>① ODA等の着実な推進〔4年度〕 9,522億円 → 10,144億円 (6.5%増)</p> <p>② 旧ソ連・東欧等の改革支援 ・一般会計ODA予算額</p> <p>③ 国際平和・安定への貢献 ・国際機関等を通じた平和のための協力 ・PKOへの協力</p> <p>④ 地球環境対策〔4年度〕 4,984億円 → 5,425億円 (8.8%増)</p> <p>⑤ 知的な面での貢献〔4年度〕 246億円 → 394億円 (58.7%増)等 ・宇宙ステーション開発</p> <p>⑥ 調和ある対外経済関係の構築 ・輸入インフラの整備 ・輸入金融の拡充等</p>

<p>「建議」・「報告」における指摘事項</p> <p>6. (特例的な歳出削減措置は、) あくまで特例公債の発行を回避するため、臨時緊急の措置として慎重に取扱われべきであり、それぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われ、歯止めを有しているものに限る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">平成5年度予算における措置状況</p> <p>○ 特例的な歳出削減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例 <ul style="list-style-type: none"> ― 平成4年度補正予算に引き続き一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還を延期することにより、当該債務の平成5年度の償還財源の予算繰入6,983億円を行わないこととする。 ・ 政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例 <ul style="list-style-type: none"> ― 平成5年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについて、同勘定の近年における収支状況及び平成5年度における剰余の発生見込み等を勘案して、国庫補助額(控除前8,256億円)から1,300億円を控除して繰り入れることとする。
--	--

(各論)

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況												
<p>1. 社会保障</p> <p>(1) 医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト点検の強化、指導監督の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査、投薬の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化。 ○ 長期入院の適正化等老人医療費の適正化。 ○ 国保連合会等における審査体制の強化（国保医療費適正化特別対策基金（仮称）を国保中央会に設置（50億円）） ○ 支払基金における重点審査の拡充。 												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 急増を続ける老人医療費に対し、適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正等を内容とする診療報酬支払方式面での対応により医療費の無駄を省く。 ・ 「高齢者保健福祉十か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人医療の一部負担金の引上げ（3年度老人保健法改正） <table border="1" data-bbox="421 526 517 1114"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>4年1月1日～4年度</th> <th>5・6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外来</td> <td>800円/月</td> <td>900円/月</td> <td>1,000円/月</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>400円/日</td> <td>600円/日</td> <td>700円/日</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	4年1月1日～4年度	5・6年度	外来	800円/月	900円/月	1,000円/月	入院	400円/日	600円/日	700円/日
	改正前	4年1月1日～4年度	5・6年度										
外来	800円/月	900円/月	1,000円/月										
入院	400円/日	600円/日	700円/日										
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な推進。 ・ 在宅福祉対策の緊急整備 ・ ホームヘルパーの大幅な増員 46,405人 → 52,405人（6,000人増）等 ・ 施設の緊急整備 ・ 特別養護老人ホームの整備 192千床 → 202千床（10千床増）等 <p>(注) 1. 低所得者の入院については、1日300円（2か月限度）を現行通り据置き。 2. 一部負担金の額については、7年度から消費者物価の変動率に応じて改定。</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進するとともに、病床過剰地域における病床の間減方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療計画に基づく病床規制の実施。 ○ 次期医療法改正に向けて検討会を設置予定。 												

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
<p>(2) 国民健康保険制度</p> <p>○ 保険料負担の軽減、平準化は、緊急に制度的対応策を講ずべき問題であり、あわせて公費負担のあり方についてもその見直しを行うべきである。</p> <p>(3) 医療保険制度</p> <p>○ 医療費の適正・公平な負担、医療保険制度の安定及び患者のサービス選択の幅の拡大等の観点から、公的な医療保障の対象や守備範囲を含めた総合的な検討を行うとともに、給付と負担の適正化・公平化等制度の見直し、効率化を進める</p>	<p>○ 国保制度の抜本的改正までの間の暫定措置（5年度、6年度）として、以下の措置を実施。</p> <p>（ 国保財政の安定化と保険料負担の軽減・平準化を図る見地から現行の国保財政安定化支援事業（地方財政措置）を国保法上の制度とし、更に、その規模を拡大。）</p> <p>〔4年度〕 〔5年度〕 約1,000億円 ⇒ 約1,250億円</p> <p>・ 地方財政措置</p> <p>② 保険基盤安定制度の見直し 〔国庫負担を1/2定率負担から定額負担に改定。〕</p> <p>〔4年度〕 〔5年度〕 560億円 ⇒ 100億円 560億円 ⇒ 1,020億円</p> <p>・ 国庫負担 ・ 地方財政措置</p> <p>③ 老人加入率が20%超の保険者に対する財政支援措置の実施 約140億円 〔 老人加入率の上限措置により老人保健拠出金負担の増が生じている市町村国保に対し、国保特別調整交付金による措置を実施。〕</p> <p>④ 国保特別対策費補助金の拡充 〔 保険施設事業の一層の充実、弱小保険者・小規模保険者対策の強化等を図るため、国保特別対策費補助金を拡充。〕</p> <p>〔4年度〕 〔5年度〕 100億円 ⇒ 180億円</p> <p>⑤ 国保医療費適正化特別対策基金（仮称）50億円の設置 〔 医療費適正化対策の一層の強化、国保医療費の地域格差是正等を図るため、国民健康保険中央会に国保医療費適正化特別対策基金を設置。〕</p> <p>○ 現在、医療保険審議会において、審議中。</p>

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況						
<p>(4) 国立病院・診療所 〇 国立病院：診療所への一般会計繰入れについては政策医療、看護婦養成等繰入れ対象とすべき経費についての考え方を整理した上、その基準に基づき予算編成を行う。</p> <p>〇 施設の統廃合及び経営移譲を実施するとともに非効率な運営がなされている病棟を集約する等、引き続き、経営の改善に努力すべき。</p>	<p>〔4年度補正後〕 一般会計繰入れ額 2,583億円 ⇒ 繰入れ率 26.7% ⇒</p> <p>〔5年度予算〕 2,482億円 (101億円減) ⇒ 24.9%</p> <p>〇 施設の統合 ① 国立療養所中野病院 → 国立国際協力医療センター (仮称) 国立病院医療センター 国立療養所南花巻病院 → 国立療養所南花巻病院 (仮称) 国立療養所盛岡病院 → 国立療養所盛岡病院 (仮称) 国立花巻温泉病院 ② 国立療養所東栃木病院 → 国立療養所東宇都宮病院 (仮称) 国立療養所宇都宮病院 〇 病棟集約</p> <table border="1" data-bbox="582 776 687 1156"> <tr> <td>病床減</td> <td>定員減</td> </tr> <tr> <td>△ 33床</td> <td>△ 7人</td> </tr> <tr> <td>△ 319床</td> <td>△ 94人</td> </tr> </table>	病床減	定員減	△ 33床	△ 7人	△ 319床	△ 94人
病床減	定員減						
△ 33床	△ 7人						
△ 319床	△ 94人						
<p>(5) 福祉 〇 福祉施設についても、より適正な負担を求めていくことを検討すべきであり、また運営の効率化・合理化を図っていくことが必要である。</p> <p>〇 生活保護の一層の適正化</p>	<p>〇 特別養護老人ホーム等措置施設における費用徴収基準及びホームヘルプサービスの事業の費用負担について適正化。</p> <p>〇 不正受給ケースの重点調査指導、医療扶助の適正化など引き続き適正化に努力。</p>						

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
<p>(6) 雇用 ① 現役世代としての高齢者の雇用機会の確保 ② 年齢階層別労働力率率「I」字型を描く女性労働力の就業環境の整備をはじめとする労働力全体の有効活用策が最も重要な課題。</p> <p>(7) 恩給 ○ 臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進すべきである。また、新規の個別改善は行わないこととするべきである。</p>	<p>○ 高齢者の雇用機会の確保 ・ 高齢者多数雇用奨励金の拡充 ・ シルバー人材センターの設置</p> <p>○ 女性労働力の就業環境の整備 ・ 育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金 ・ 特定中小企業事業主育児休業奨励金 ・ レディース・ハローワークの設置 ・ 事業所内託児施設助成金の創設</p> <p>○ 公務員給与改善率、消費者物価上昇率等諸般の事情を総合勘案して恩給年額を引き上げる(2.66%)とともに各種加算の引上げ等。</p>

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
<p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 文教予算編成上の基本的考え方</p> <p>○ 行財政改革の基本方針を踏まえつつ、初等中等教育と高等教育との間の財源配分の見直しを進め、既存施策の合理化、効率化とともに、高等教育、学術研究へ資金の重点配分を図ることが重要。</p> <p>(2) 義務教育費国庫負担制度</p> <p>○ 文教予算の機能的配分、費用負担及び国と地方の観点から、制度の目的、発在り方の観点等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを進めていく必要。</p> <p>(3) 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画</p> <p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画については、見送り、規模の圧縮等を含め、慎重に検討を行う必要。</p>	<p>平成5年度予算における措置状況</p> <p>○ 初等中等教育の分野</p> <p>① 義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等につき5年度から全額一般財源化</p> <p>② 義務教育費国庫負担金の国庫負担限度基準の引下げ</p> <p>③ 公立高等学校危険建物改築等事業の補助対象の重点化</p> <p>○ 高等教育の分野</p> <p>① 科学研究費補助金の増額</p> <p>② 日本育英会奨学金の貸与月額引上げ(大学・大学院3,000円引上げ)</p> <p>(修士課程 17,210人 博士課程 13,550人)</p> <p>③ 日本学術振興会の特別研究員の増員</p> <p>④ 国立大学の教育研究環境特別重点整備事業の計画的推進</p> <p>国立大学の高度化推進特別経費の増額</p> <p>国立大学の研究基盤重点設備費の創設</p> <p>○ 共済費追加費用等について、4年度において、同年度から6年度までの3年間に段階的に一般財源化(4'2/9、5'1/9、6'0)することとされていたが、これを5年度から全額一般財源化。～ 影響額 △ 649億円</p> <p>○ 国庫負担限度基準の引下げ。～ 影響額 △ 80億円</p> <p>○ 事務職員、栄養職員に対する国庫負担については、引き続き検討することとし、国庫負担を継続。</p> <p>○ 規模を圧縮した上で、5年度から発足。</p> <p>要求(A) 決定(B) (B)-(A) 改善増(5年度～10年度) 35,209人 ⇒ 30,400人 △ 4,809人</p> <p>(4年度) ⇒ 646億円</p> <p>(5年度) ⇒ 736億円 (13.9%増)</p> <p>⇒ 17,910人 (700人増)</p> <p>⇒ 14,050人 (500人増)</p> <p>⇒ 1,700人 (400人増)</p> <p>⇒ 200億円 (同額)</p> <p>⇒ 52億円 (27.0%増)</p> <p>⇒ 36億円 (皆増)</p> <p>(4年度) ⇒ 1,045</p> <p>(5年度) ⇒ 1,025</p> <p>決定(B) (B)-(A)</p> <p>⇒ 30,400人 △ 4,809人</p>

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
<p>(4) 引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的・効率的配分内容の見直しを推進。</p> <p>(5) 義務教育教科書無償給与制度 ○ 有償化について引き続き検討。</p> <p>(6) 国立学校特別会計 ○ 施設・設備の老朽化・狭隘化が特に著しい大学について、教育研究の実績等を勘案し、その施設等の整備、改善を重点的・計画的に進めるとともに、大学院に重点を置いた教育研究体制の高度化を推進。</p> <p>○ 国立大学の入学料・検定料は、国立大学と私立大学との格差の現状、及び、とりわけ本年度においては、高等教育の改善等のため、特別会計における自己財源確保の必要性を考慮し、適正化を推進。</p> <p>○ 学部別授業料の検討等も含め、適正化を推進。</p>	<p>○ 私立大学等経常費補助金及び私立高等学校経常費助成費補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割等を総合的に勘案しつつ、極力総額を抑制。</p> <p>① 私立大学等経常費補助金 〔4年度〕 2,601.5億円 ⇒ 〔5年度〕 2,655.5億円 ② 私立高等学校等経常費助成費補助金 823億円 ⇒ 847億円</p> <p>○ 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金、私立大学研究設備整備費等補助金については、特色ある教育・研究プロジェクトについて助成。</p> <p>① 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金 〔4年度〕 84.5億円 ⇒ 〔5年度〕 85.5億円 ② 私立大学研究設備整備費等補助金 23.5億円 ⇒ 24.5億円</p> <p>○ 教科書有償化問題について引き続き検討することとし、5年度予算では無償措置を継続。 〔4年度〕 438億円 ⇒ 〔5年度〕 440億円 義務教育教科書購入費</p> <p>○ 老朽化・狭隘化対策としての特別施設整備事業を重点的・計画的に推進。 また、大学院に重点を置いた教育研究体制の高度化を推進するほか、先導的な学術研究の推進に必要とされる基盤的な研究設備の整備を推進。</p> <p>① 特別施設整備事業 〔4年度〕 200億円 ⇒ 〔5年度〕 200億円 (同額) ② 高度化推進特別経費 41億円 ⇒ 52億円 (27.0%増) ③ 研究基盤重点設備費(新規) 36億円 (皆増)</p> <p>○ 国立大学入学料・検定料の引上げ(平成6年度入学・入学志願者から)。 〔4年度〕 ① 入学料 23万円 ⇒ 〔5年度〕 26万円 (3万円増) ② 検定料 2万7千円 ⇒ 2万9千円 (2千円増)</p> <p>○ 学部別授業料の導入については、引き続き検討。</p>

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況																																				
<p>(7) 科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種施策の徹底した見直しを行いつつ、優先順位を十分考慮しながら、重点的・効率的な資金配分を行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的・創造的研究の充実強化に重点配分。 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>[4年度]</td> <td>[5年度]</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興調整費</td> <td>110億円</td> <td>133億円</td> </tr> <tr> <td>創造科学技術推進制度</td> <td>628億円</td> <td>686億円</td> </tr> <tr> <td>フロンティア研究制度</td> <td>231億円</td> <td>270億円</td> </tr> <tr> <td>独創的個人研究育成制度</td> <td>10億円</td> <td>14.4億円</td> </tr> </table> ○ 科学技術分野における国際貢献に重点配分。 <table border="0"> <tr> <td>宇宙ステーション開発</td> <td>246億円</td> <td>391億円</td> </tr> <tr> <td>国際熱核融合実験炉(ITER)計画</td> <td>53.1億円</td> <td>68.6億円</td> </tr> </table> ○ 宇宙開発等のプロジェクトの着実な推進。 <table border="0"> <tr> <td>H-IIロケットの開発</td> <td>281.3億円</td> <td>169.3億円</td> </tr> <tr> <td>宇宙ステーション開発</td> <td>246億円</td> <td>391億円</td> </tr> <tr> <td>地球観測プラットフォーム技術衛星(ADEOS)</td> <td>118.3億円</td> <td>118.9億円</td> </tr> <tr> <td>深海環境研究開発</td> <td>8.7億円</td> <td>19.1億円</td> </tr> <tr> <td>高温工学試験研究炉の建設</td> <td>57.3億円</td> <td>74.4億円</td> </tr> </table> 		[4年度]	[5年度]	科学技術振興調整費	110億円	133億円	創造科学技術推進制度	628億円	686億円	フロンティア研究制度	231億円	270億円	独創的個人研究育成制度	10億円	14.4億円	宇宙ステーション開発	246億円	391億円	国際熱核融合実験炉(ITER)計画	53.1億円	68.6億円	H-IIロケットの開発	281.3億円	169.3億円	宇宙ステーション開発	246億円	391億円	地球観測プラットフォーム技術衛星(ADEOS)	118.3億円	118.9億円	深海環境研究開発	8.7億円	19.1億円	高温工学試験研究炉の建設	57.3億円	74.4億円
	[4年度]	[5年度]																																			
科学技術振興調整費	110億円	133億円																																			
創造科学技術推進制度	628億円	686億円																																			
フロンティア研究制度	231億円	270億円																																			
独創的個人研究育成制度	10億円	14.4億円																																			
宇宙ステーション開発	246億円	391億円																																			
国際熱核融合実験炉(ITER)計画	53.1億円	68.6億円																																			
H-IIロケットの開発	281.3億円	169.3億円																																			
宇宙ステーション開発	246億円	391億円																																			
地球観測プラットフォーム技術衛星(ADEOS)	118.3億円	118.9億円																																			
深海環境研究開発	8.7億円	19.1億円																																			
高温工学試験研究炉の建設	57.3億円	74.4億円																																			
<p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修正された中期防の下、極めて厳しい財政状況等を勘案し、正面と後方とのバランスや国際平和協力業務等新たな自衛隊の役割にも配慮しつつ、引き続き防衛関係経費の一層の抑制を図るべき。 ○ 装備品の調達等に係る後年度負担については、思い切った重点化・効率化に努めることにより、後年度負担全体について極力抑制を図ることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人件・糧食費等の増加要因はあるものの、規模の圧縮に努力し、昭和35年度以来の低い伸び率に抑制。 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>[4年度]</td> <td>[5年度]</td> </tr> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>4兆5518億円</td> <td>4兆6406億円</td> </tr> <tr> <td>(対GNP比)</td> <td>(0.941%)</td> <td>(0.937%)</td> </tr> </table> ・ カンボディアへの施設大隊等派遣に係る経費 29億円 ○ 早期警戒管制機(AWACS)等の取得はあるものの、新規後年度負担の抑制に努力。 <table border="0"> <tr> <td></td> <td>[4年度]</td> <td>[5年度]</td> </tr> <tr> <td>新規後年度負担</td> <td>1兆7134億円</td> <td>1兆7720億円</td> </tr> <tr> <td>うち正面</td> <td>8,382億円</td> <td>8,503億円</td> </tr> </table> 		[4年度]	[5年度]	防衛関係費	4兆5518億円	4兆6406億円	(対GNP比)	(0.941%)	(0.937%)		[4年度]	[5年度]	新規後年度負担	1兆7134億円	1兆7720億円	うち正面	8,382億円	8,503億円																		
	[4年度]	[5年度]																																			
防衛関係費	4兆5518億円	4兆6406億円																																			
(対GNP比)	(0.941%)	(0.937%)																																			
	[4年度]	[5年度]																																			
新規後年度負担	1兆7134億円	1兆7720億円																																			
うち正面	8,382億円	8,503億円																																			

平成5年度予算における措置状況																																					
「報告」における指摘事項 4. 公共事業 ○ 「公共投資基本計画」に沿って、公団事業・地方単独事業等を含め引き続き社会資本の着実な整備を図っていく必要がある。 ○ 我が国経済は調整局面にあり、このような経済情勢には十分に配慮する必要がある。 ○ 概算要求基準においては、生活関連重点化枠の拡充及び公共投資亦実臨時特別措置が講じられたところであり、これに沿って予算編成を行うことが適切。	○ 着実な公共投資の推進及び景気への配慮という観点から、公共事業関係費については、最近では実質上最も高い伸率を確保。 「公共事業関係費の推移」()内は対前年度比伸率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共事業関係費(NTTを含む)</td> <td>74.274億円 (2.0%) <u>74.447億円</u></td> <td>78.197億円 (5.0%) 補助率戻し分除き <u>76.197億円</u></td> <td>81.709億円 (4.5%)</td> <td>86.438億円 (5.8%) NTT償還時補助除き <u>85.654億円</u></td> </tr> </tbody> </table> ○ 財政投融资や地方単独事業についても近年最大の伸びを確保し、全体として景気に十分配慮。 「伸率の推移」 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政投融资(公共事業実施機関)</td> <td>1.5%</td> <td>2.8%</td> <td>9.6%</td> <td>10.8%</td> <td>12.4%</td> </tr> <tr> <td>地方単独事業(地方財政計画ベース)</td> <td>9.2%</td> <td>7.0%</td> <td>10.0%</td> <td>11.5%</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> ○ NTT活用事業については、Bタイプ事業について原則として建設公債をもって充当して一般財源を充当することにより4年度と同額を確保。 <table> <tr> <td style="text-align: center;">〔4年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔5年度〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Aタイプ(収益回収型) 1,107億円</td> <td style="text-align: center;">⇒ 1,059億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Bタイプ(補助金型) 11,193億円</td> <td style="text-align: center;">⇒ 11,241億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(うち一般財源充当) 10,834億円</td> <td style="text-align: center;">(うち一般財源充当) 11,134億円</td> </tr> </table> ○ NTT償還時補助金については、所要の783億円を計上。	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	公共事業関係費(NTTを含む)	74.274億円 (2.0%) <u>74.447億円</u>	78.197億円 (5.0%) 補助率戻し分除き <u>76.197億円</u>	81.709億円 (4.5%)	86.438億円 (5.8%) NTT償還時補助除き <u>85.654億円</u>		元	2	3	4	5	財政投融资(公共事業実施機関)	1.5%	2.8%	9.6%	10.8%	12.4%	地方単独事業(地方財政計画ベース)	9.2%	7.0%	10.0%	11.5%	12.0%	〔4年度〕	〔5年度〕	Aタイプ(収益回収型) 1,107億円	⇒ 1,059億円	Bタイプ(補助金型) 11,193億円	⇒ 11,241億円	(うち一般財源充当) 10,834億円	(うち一般財源充当) 11,134億円
元年度	2年度	3年度	4年度	5年度																																	
公共事業関係費(NTTを含む)	74.274億円 (2.0%) <u>74.447億円</u>	78.197億円 (5.0%) 補助率戻し分除き <u>76.197億円</u>	81.709億円 (4.5%)	86.438億円 (5.8%) NTT償還時補助除き <u>85.654億円</u>																																	
	元	2	3	4	5																																
財政投融资(公共事業実施機関)	1.5%	2.8%	9.6%	10.8%	12.4%																																
地方単独事業(地方財政計画ベース)	9.2%	7.0%	10.0%	11.5%	12.0%																																
〔4年度〕	〔5年度〕																																				
Aタイプ(収益回収型) 1,107億円	⇒ 1,059億円																																				
Bタイプ(補助金型) 11,193億円	⇒ 11,241億円																																				
(うち一般財源充当) 10,834億円	(うち一般財源充当) 11,134億円																																				

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況																																																			
<p>○ 公共事業の配分に当たっては、経済社会の動向・社会資本の整備状況を踏まえ、特に国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮していく必要がある。</p> <p>5. 政府開発援助</p> <p>○ 厳しい財政事情を踏まえつつ、適切な評価や実施体制の充実等により、その内容の一層の改善を行っていく必要がある。</p>	<p>○ 公共投資基本計画や生活大国5か年計画の考え方に従い、住宅・下水道環境衛生等の生活関連分野に思い切って重点配分。</p> <p style="text-align: center;">(対前年度比伸率)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅・下水道環境衛生等の分野</td> <td style="text-align: center;">71%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住宅</td> <td style="text-align: center;">6.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下水道</td> <td style="text-align: center;">8.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下水</td> <td style="text-align: center;">7.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業集落排水</td> <td style="text-align: center;">19.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境衛生</td> <td style="text-align: center;">7.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公園等</td> <td style="text-align: center;">7.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(その他の分野)</td> <td style="text-align: center;">4.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般公共計</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(参考) 生活関連重点化枠導入前との比較</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〔2年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔5年度〕</td> <td style="text-align: center;">＜2'→5'伸率＞</td> </tr> <tr> <td>住宅・下水道環境衛生等の分野</td> <td style="text-align: center;">20,672億円</td> <td style="text-align: center;">25,264億円</td> <td style="text-align: center;">(22.2%増)</td> </tr> <tr> <td>(その他の分野)</td> <td style="text-align: center;">51,878億円</td> <td style="text-align: center;">58,649億円</td> <td style="text-align: center;">(13.1%増)</td> </tr> <tr> <td>一般公共計</td> <td style="text-align: center;">72,550億円</td> <td style="text-align: center;">83,913億円</td> <td style="text-align: center;">(15.7%増)</td> </tr> </table> <p>○ 厳しい財政事情や円高を踏まえつつ、変動する国際情勢の下で国際社会の平和と発展に寄与するため、無償資金援助や技術協力を重点として、6.5%の伸び率を確保。</p> <p style="text-align: center;">一般会計ODA予算</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〔4年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔5年度〕</td> </tr> <tr> <td>効果的・効果的な援助の促進</td> <td style="text-align: center;">9,522億円</td> <td style="text-align: center;">10,144億円</td> </tr> <tr> <td>・ 事業の計画的実施(プロジェクト形成調査等)</td> <td style="text-align: center;">90億円</td> <td style="text-align: center;">10.6億円</td> </tr> <tr> <td>・ 無償資金協力の関する調査等</td> <td style="text-align: center;">46.9億円</td> <td style="text-align: center;">50.1億円</td> </tr> <tr> <td>・ 評価の拡充</td> <td style="text-align: center;">1.5億円</td> <td style="text-align: center;">1.7億円</td> </tr> </table> <p>○ 公共投資基本計画や生活大国5か年計画の考え方に従い、住宅・下水道環境衛生等の生活関連分野に思い切って重点配分。</p>	住宅・下水道環境衛生等の分野	71%	うち		住宅	6.1%	下水道	8.0%	下水	7.0%	農業集落排水	19.5%	環境衛生	7.0%	公園等	7.4%	(その他の分野)	4.1%	一般公共計	5.0%		〔2年度〕	〔5年度〕	＜2'→5'伸率＞	住宅・下水道環境衛生等の分野	20,672億円	25,264億円	(22.2%増)	(その他の分野)	51,878億円	58,649億円	(13.1%増)	一般公共計	72,550億円	83,913億円	(15.7%増)		〔4年度〕	〔5年度〕	効果的・効果的な援助の促進	9,522億円	10,144億円	・ 事業の計画的実施(プロジェクト形成調査等)	90億円	10.6億円	・ 無償資金協力の関する調査等	46.9億円	50.1億円	・ 評価の拡充	1.5億円	1.7億円
住宅・下水道環境衛生等の分野	71%																																																			
うち																																																				
住宅	6.1%																																																			
下水道	8.0%																																																			
下水	7.0%																																																			
農業集落排水	19.5%																																																			
環境衛生	7.0%																																																			
公園等	7.4%																																																			
(その他の分野)	4.1%																																																			
一般公共計	5.0%																																																			
	〔2年度〕	〔5年度〕	＜2'→5'伸率＞																																																	
住宅・下水道環境衛生等の分野	20,672億円	25,264億円	(22.2%増)																																																	
(その他の分野)	51,878億円	58,649億円	(13.1%増)																																																	
一般公共計	72,550億円	83,913億円	(15.7%増)																																																	
	〔4年度〕	〔5年度〕																																																		
効果的・効果的な援助の促進	9,522億円	10,144億円																																																		
・ 事業の計画的実施(プロジェクト形成調査等)	90億円	10.6億円																																																		
・ 無償資金協力の関する調査等	46.9億円	50.1億円																																																		
・ 評価の拡充	1.5億円	1.7億円																																																		

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
<p>6. 中小企業対策</p> <p>○ 中小企業者の自助努力を前提とした支援策を適切に講じていく。</p> <p>○ 施策の優先順位の選択や経費の見直しを厳しく行いつつ、資金の効率的、重点的配分に努め、引き継ぎ全体として総額の抑制を図る必要がある。</p> <p>7. エネルギー対策</p> <p>○ 最近のエネルギー需給、地球環境問題を巡る事情等も踏まえ、施策の優先順位を厳しく見直しつつ資金の効率的、重点的配分に努めることにより、一般会計から特別会計への繰入れの抑制を図ることが必要。</p>	<p>○ 援助実施体制の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省の経済協力担当 ・ 国際協力事業団 (JICA) の定員 ・ 援助に携わる人材の育成 「国際開発高等教育機関」(FASID) 等 <p>〔4年度〕 5.9億円 ⇒ 〔5年度〕 16名増 28名増 6.3億円 (5.9%増)</p> <p>○ 小規模企業対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会等の地域中小企業活性化支援事業の拡充 (34.8%増) ・ 経営改善普及事業の拡充 (185.4%増) (広域・専門指導体制の整備) <p>○ 中小企業の構造改革支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業のエネルギー環境問題への対応 (新規) (皆 増) ・ 中小企業の時短労働力確保問題への対応 (9.5%増) ・ 魅力ある商店街・商業集積づくりの推進 (15.6%増) <p>○ 中小企業対策費 1,956億円 ⇒ 1,951億円 (0.2%減)</p> <p>○ 商工会・商工会議所の経営指導員等に係る人件費の一般財源化 (3年間の経過措置)</p> <p>〔4年度〕 1/2 ⇒ 〔5年度〕 2/10 ⇒ 〔6年度〕 2/10 ⇒ 〔7年度〕 経過措置終了</p> <p>[補助率] 約75億円</p> <p>○ 従来の石油代替エネルギー対策に新たに省エネルギー対策等を加えたエネルギー需給構造高度化対策について所要の予算額の確保を図る一方、既存歳出の見直し等により特別会計繰入れを大幅圧縮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計から特別会計への繰入れ (決定) (要求) ⇒ 4,940億円 ・ エネルギー需給構造高度化対策 (石特会計) 4,720億円 ⇒ 5,180億円 ⇒ 536億円 ⇒ 870億円

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況																																							
<p>8. 農業</p> <p>(1) 農業関係予算の合理化・重点化</p> <p>○ 経営感覚に優れた効率的・安定的経営体を育成し、こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造が実現されるよう新たな観点に立って施策を講ずるため、特に資金の効率的、重点的配分に努めていく必要。</p>	<p>○ 食糧管理費の節減合理化により一般農政費の充実。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">〔4年度〕</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">〔5年度〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33,118億円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">33,854億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17,525億円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18,400億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,421億円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3,113億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,172億円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12,341億円</td> </tr> </table> <p>○ 転作奨励金、自主流通対策費の大幅見直し。(「(2) 食糧管理制度」において後述)</p> <p>○ 「補助から融資へ」の方向に沿い、融資化を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手育成農地集積事業の創設 <ul style="list-style-type: none"> 〔 基盤整備事業とあわせて、将来農業の担い手に育成すると見込まれる農業者に農地を集積するため、従来〕 〔 の助成金交付方式を改め、基盤強化特会から農林公庫を通じて無利貸付け制度を創設。〕 ・ 中山間地域経営改善・安定資金融通促進事業の創設 <ul style="list-style-type: none"> 〔 農業者が新規作目の導入による経営改善を図る際のリスク軽減を図るための低利融資制度を創設。〕 <p>○ 生産性の向上と農山漁村の活性化のための投資を推進するため、投資的経費を増額。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">〔4年度〕</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">〔5年度〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">33,118億円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">33,854億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17,525億円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18,400億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,535億円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,667億円</td> </tr> </table> <p>農林水産関係予算総額 (736億円増)</p> <p>うち</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔 農業農村整備事業等の公共事業 (875億円増) 〔 農業構造改善事業等の非公共の投資的事業 (132億円増) <p>※ 農業農村整備事業の推進</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">11,094億円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">11,543億円</td> <td style="text-align: center;">(4.0%増)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,436億円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">3,702億円</td> <td style="text-align: center;">(7.7%増)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">839億円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">1,003億円</td> <td style="text-align: center;">(19.5%増)</td> </tr> </table> <p>農業農村整備事業 うち 農村整備 (うち 農業集落排水)</p>	〔4年度〕	⇒	〔5年度〕	33,118億円		33,854億円	17,525億円		18,400億円	3,421億円		3,113億円	12,172億円		12,341億円	〔4年度〕	⇒	〔5年度〕	33,118億円		33,854億円	17,525億円		18,400億円	1,535億円		1,667億円	11,094億円	⇒	11,543億円	(4.0%増)	3,436億円	⇒	3,702億円	(7.7%増)	839億円	⇒	1,003億円	(19.5%増)
〔4年度〕	⇒	〔5年度〕																																						
33,118億円		33,854億円																																						
17,525億円		18,400億円																																						
3,421億円		3,113億円																																						
12,172億円		12,341億円																																						
〔4年度〕	⇒	〔5年度〕																																						
33,118億円		33,854億円																																						
17,525億円		18,400億円																																						
1,535億円		1,667億円																																						
11,094億円	⇒	11,543億円	(4.0%増)																																					
3,436億円	⇒	3,702億円	(7.7%増)																																					
839億円	⇒	1,003億円	(19.5%増)																																					

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
<p>(2) 食糧管理制度</p> <p>○ 食糧管理に係る財政負担については、引き継ぎその縮減を図っていく必要。</p> <p>① 自主流通米助成</p> <p>○ 自主流通米に係る助成については、自主流通米をめぐる状況変化を踏まえ、その大宗をなす自主流通対策費について早急に見直しを行う必要。</p>	<p>効果的・安定的な経営体の育成のため、新たな観点に立った施策の推進。</p> <p>○ 新規施策の創設 ・ 担い手育成基盤整備事業、担い手育成農地集積事業 (既述) 53億円、(融資枠) 30億円 (皆増) ・ 農業生産法人投資育成事業 (都道府県農業公社の保有する農地を現物出資することにより、農業生産法人の自己資本の充実と経営規模拡大を支援。) 20億円 (皆増) ・ 経営体育成特別融資制度 (経営発展計画の認定を受けた経営体に対しては低利融資制度) (既存の農林公庫資金に0.5%の利子助成・融資条件の緩和) (融資枠) 900億円 (皆増)</p> <p>② 転作について、効率的・安定的な経営体の育成のため、新たな観点に立って、水田営農活性化対策を発足。(後述)</p> <p>○ 食糧管理費 (注) 食糧管理費 3,113億円は、ピーク時 (56年度 9,948億円) の3分の1弱の水準。 (4年度) 3,421億円 ⇒ (5年度) 3,113億円 (9.0%減)</p> <p>○ 自主流通対策費について、米の制度別・用途別需給不均衡の是正に向けて見直し。 ・ 自主流通対策費単価 (4年度産米) 640円/60kg ⇒ (5年度産米) 640円/60kg 基本単価 400円/60kg ⇒ 前同 特定銘柄生産加算 400円/60kg ⇒ 250円/60kg 等級加算 400円/60kg ⇒ 250円/60kg (注) 基本的単価は、予約限度数量の達成割合が80%未満の者に対しては 540円/60kg。</p> <p>・ 自主流通対策費 (4年度) 905億円 ⇒ (5年度) 744億円 (17.8%減) ▲161億円 (▲168億円 年産調整後削減効果額) (注) 自主流通対策費の見直し等を財源として、米の制度別・用途別需給均衡化のための特別対策 (500億円) を措置。</p>

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況
<p>② 水田営農活性化対策</p> <p>○ 来年度から発足する水田営農活性化対策については、転作奨励金依存からの脱却の要請を踏まえ、転作に係る財政負担の軽減を図るべき。</p> <p>○ 転作助成については、高効率で大規模に転作営農を行う経営体を育成する等、営農形態に着目した新たな体系へ転換するべき。</p>	<p>〔4年度〕 1,351億円 ⇒ 〔5年度〕 1,013億円 (25.0%減)</p> <p>○ 従来の基本額を廃止する一方、望ましい転作営農に対しては加算を充実し、助成の最高額は現状を確保する等営農形態に着目した新たな体系へ転換。</p> <p>(参考) 麦・大豆への転作の場合 <水田農業確立後期対策> [最高額 50千円] 基本額 (14千円) + 加算額 ↓ <水田営農活性化対策> [最高額 50千円] 計画推進助成 (4千円) + 特定転作推進助成 (3千円) + 高度水田営農助成等各種助成</p>
<p>9. 運輸</p> <p>(1) 日本国有鉄道清算事業団債務の処理</p> <p>○ これまで探ってきた土地売却促進策を活用することなどにより土地売却収入の確保につとめ、発生金利等については、土地売却収入、鉄道整備基金からの収入補助金収入等で賄うこととし、更にJR株式の売却を進め、その売却収入により債務元本を減少させるとの基本的考え方に立って、債務償還の促進を図ることとすべきである。</p>	<p>○ 平成5年度の発生金利等 (1.5兆円) については、 { ・土地売却収入 (12,900億円) ・補助金収入 (850億円) ・鉄道整備基金からの収入等 (1,519億円) } により賄う。</p> <p>更にJR株式の売却を進め、債務元本の減少を図ることとしている。</p>

<p>「報告」における指摘事項</p> <p>(2) 整備新幹線問題</p> <p>○ 平成5年度予算においても、既に定められている基本的枠組みに従い適切に対処する必要がある。</p> <p>(参考) 基本的枠組みの概要</p> <p>イ. 着工優先順位の決定 ロ. 規格の見直し等による建設費の大幅な圧縮</p> <p>ハ. JR、国及び地域の負担率(50:35:15)決定</p> <p>ニ. 運輸公共料の原則</p> <p>ホ. 並行在来線は、開業時にJRの経営から分離</p>	<p>平成5年度予算における措置状況</p> <p>○ 昭和63年8月、平成元年1月等の政府・与党申合せにおいて定められた基本的枠組みを堅持し、次のように対処</p> <p style="text-align: center;">事業費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">〔4年度〕</th> <th style="text-align: center;">⇒</th> <th style="text-align: center;">〔5年度〕</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・北陸新幹線 (高崎～長野間)</td> <td style="text-align: right;">814億円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,274億円</td> <td>(56.5%増)</td> </tr> <tr> <td>・東北新幹線 (盛岡～青森間)</td> <td style="text-align: right;">70億円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">84億円</td> <td>(20.0%増)</td> </tr> <tr> <td>・九州新幹線 (八代～西鹿児島間)</td> <td style="text-align: right;">62億円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">75億円</td> <td>(21.0%増)</td> </tr> <tr> <td>・北陸新幹線 (金沢～石動間)</td> <td style="text-align: right;">40億円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">48億円</td> <td>(20.0%増)</td> </tr> <tr> <td>(糸魚川～魚津間)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">20億円</td> <td>(皆 増)</td> </tr> <tr> <td>・鉄道緊急整備事業費</td> <td style="text-align: right;">90億円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">90億円</td> <td>(同 額)</td> </tr> <tr> <td>(合 計)</td> <td style="text-align: right;">1,076億円</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,591億円</td> <td>(47.9%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">財源の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4年度</th> <th style="text-align: center;">5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td style="text-align: right;">166億円</td> <td style="text-align: right;">177億円</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td style="text-align: right;">724億円</td> <td style="text-align: right;">724億円</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td></td> <td style="text-align: right;">399億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(うち財投279億円)</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td style="text-align: right;">168億円</td> <td style="text-align: right;">273億円</td> </tr> <tr> <td>一 体 施 工 者</td> <td style="text-align: right;">18億円</td> <td style="text-align: right;">18億円</td> </tr> </tbody> </table>		〔4年度〕	⇒	〔5年度〕		・北陸新幹線 (高崎～長野間)	814億円		1,274億円	(56.5%増)	・東北新幹線 (盛岡～青森間)	70億円		84億円	(20.0%増)	・九州新幹線 (八代～西鹿児島間)	62億円		75億円	(21.0%増)	・北陸新幹線 (金沢～石動間)	40億円		48億円	(20.0%増)	(糸魚川～魚津間)			20億円	(皆 増)	・鉄道緊急整備事業費	90億円		90億円	(同 額)	(合 計)	1,076億円		1,591億円	(47.9%増)		4年度	5年度	国	166億円	177億円	J	724億円	724億円	R		399億円			(うち財投279億円)	地	168億円	273億円	一 体 施 工 者	18億円	18億円
	〔4年度〕	⇒	〔5年度〕																																																											
・北陸新幹線 (高崎～長野間)	814億円		1,274億円	(56.5%増)																																																										
・東北新幹線 (盛岡～青森間)	70億円		84億円	(20.0%増)																																																										
・九州新幹線 (八代～西鹿児島間)	62億円		75億円	(21.0%増)																																																										
・北陸新幹線 (金沢～石動間)	40億円		48億円	(20.0%増)																																																										
(糸魚川～魚津間)			20億円	(皆 増)																																																										
・鉄道緊急整備事業費	90億円		90億円	(同 額)																																																										
(合 計)	1,076億円		1,591億円	(47.9%増)																																																										
	4年度	5年度																																																												
国	166億円	177億円																																																												
J	724億円	724億円																																																												
R		399億円																																																												
		(うち財投279億円)																																																												
地	168億円	273億円																																																												
一 体 施 工 者	18億円	18億円																																																												

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況																						
<p>10. 地方財政</p> <p>○ 臨時行政改革推進審議会の答申等の増を踏まえ、地方財政計画の歳出の増加を抑制することが必要。</p> <p>○ 地方財政は、中長期的に見れば着実に改善、充実してきており、今後とも、基本的にはこの傾向が続いていくものと考えられるが、5年度については、4年度における税収の落ち込みの影響もあり、昨年度までと比較すれば、厳しくなってくるものと思料。</p> <p>他方、国の財政事情は近年に全く極めて厳しいものとなっており、地方財政対策の具体的方策については、このような状況を踏まえ、適切に対処することが必要。</p>	<p>○ 5年度の地方財政の規模は、臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨に従い、全体として、歳出の抑制に努めたところ。</p> <p>〔歳出規模〕 約 76兆4200億円程度（2.8%増）</p> <p>○ 同時に景気に十分配慮しつつ、住民に身近な社会資本の整備を積極的に推進する観点から、地方債を活用して地方単独事業について、前年度（11.5%）を上回る伸率（12.0%）としている。</p> <p>○ 5年度の地方財政対策については、所要の地方交付税総額を確保した上で、以下の措置を講ずることとしている。</p> <p>① 地方交付税法附則第3条に基づく特例措置額 4,000億円</p> <p>② 地方交付税法附則第4条第4項に基づく加算額の一部繰延べ 2,924億円</p> <p>（5年度の法定加算額は3,294億円であるが、5年度においては、このうち370億円のみを加算し、残りを9年度以降に繰り延べることとしたもの）</p> <p>（参考）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>法定加算額</td> <td>15兆9,804億円</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">△ 3,630億円</td> </tr> <tr> <td>特例措置額</td> <td>370億円</td> </tr> <tr> <td>一般会計ベース</td> <td>△ 4,000億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特会借入金償還等</td> <td>15兆5,174億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特会出入口ベース</td> <td>△ 1,822億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15兆4,351億円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	法定加算額	15兆9,804億円	}	△ 3,630億円	特例措置額	370億円	一般会計ベース	△ 4,000億円			特会借入金償還等	15兆5,174億円			特会出入口ベース	△ 1,822億円				15兆4,351億円		
法定加算額	15兆9,804億円	}	△ 3,630億円																				
特例措置額	370億円																						
一般会計ベース	△ 4,000億円																						
特会借入金償還等	15兆5,174億円																						
特会出入口ベース	△ 1,822億円																						
	15兆4,351億円																						

<p>「報告」における指摘事項</p>	<p>平成5年度予算における措置状況</p>
<p>11. 補助金等 ○ 補助金等の整理合理化に当たっては、国と地方の関係等に関する臨時行政改革推進審議会の答申等において示された具体的な改革方針に基づき、今後とも一層の見直しを行っていくことが必要。</p>	<p>○ 一般財源化、補助制度の見直し、零細補助金の廃止等の整理合理化を推進し、補助金等の総額を抑制。 (一般財源化した補助金等)</p> <p>①国民健康保険事務費負担金の一部(例;賃金).....104億円 ②公的病院特殊診療部門運営費補助金のうち、自治体立病院特殊診療部門運営費.....24億円 ③看護婦等養成所運営費補助金のうち、自治体立養成所運営費.....19億円 ④保健所運営費交付金のうち人件費相当分(保健婦、薬剤師、精神保健相談員等).....212億円 ⑤義務教育費国庫負担金等のうち共済費追加費用等.....649億円 ⑥小規模事業指導費補助金のうち商工会、商工会議所の経営指導員等の人件費等.....約75億円</p> <p>(補助制度の見直し等)</p> <p>①国民健康保険保険基金安定負担金(460億円) 暫定措置(平成5・6年度)として1/2定率負担から定額負担(100億円)に改める。 ②義務教育費国庫負担金等(80億円) 国庫負担限度基準の引下げ(1.045 → 1.025) ③水田営農活性化助成補助金(287億円) 転作助成の在り方を見直し、営農形態に着目した新たな体系へ転換。 ④自主流通米奨励金(161億円) 自主流通対策費について、米の制度別・用途別需給不均衡の是正に向けて見直し。(特定銘柄生産加算、等級加算を縮減) ⑤地下鉄建設費補助費(64億円) 建設費についての地方公共団体の出資比率を引き上げることにより、事業費の確保を図りつつ補助金を削減。</p>

「報告」における指摘事項	平成5年度予算における措置状況																																			
<p>○ 公共事業等に係る補助率等については、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、体系化・簡素化等の観点から、関係省庁間で総合的検討を進め、その上で経済・財政事情、各公共施設の整備状況等を踏まえつつ、見直すことが必要である。</p>	<p>○ 公共事業等に係る補助率等については、行革審査申等を踏まえ、体系化・簡素化等の観点から、直轄事業にあっては2/3、補助事業にあっては1/2を基本として恒久化することとし、平成5年度から適用する。</p> <p>(補助事業)</p> <p>○大規模なもの 7/10 ↑ <加算></p> <p>原則 2/3</p> <p>○直轄事業に準じるもの 2/3</p> <p>○国の責任が重いと考えられるもの 5.5/10</p> <p>○大規模なもの等 ↑ <加算></p> <p>原則 1/2</p> <p>(参考) 補助率等の推移 (具体例)</p> <table border="1" data-bbox="499 203 652 1136"> <thead> <tr> <th></th> <th>59' 以前</th> <th>60'</th> <th>61'</th> <th>62' ~ 2'</th> <th>3' ~ 4'</th> <th>5' 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路改良</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道 (直轄)</td> <td>3/4</td> <td>2/3</td> <td>→</td> <td>6/10</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>一般国道 (補助)</td> <td>3/4</td> <td>2/3</td> <td>6/10</td> <td>5.75/10</td> <td>6/10</td> <td>5.5/10</td> </tr> <tr> <td>国営かんがい排水 [基本]</td> <td>6/10</td> <td>5.5/10</td> <td>→</td> <td>5.25/10</td> <td>5.5/10</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 今回の措置に伴う地方公共団体の負担については、事業の円滑な遂行に支障を生ずることのないよう、適切な地方財政措置を講ずることとしている。</p> <p>・ 今回の見直しに当たっては、国庫補助負担制度に係る以下の改善合理化措置を講ずることとしている。</p> <p>① 直轄事業負担金制度の改善 (維持管理経費等の国庫負担率の引上げ 1/2 → 5.5/10、事務費充当範囲の改善)</p> <p>② 補助対象事業の重点化 (補助対象の見直し、採択基準の引上げ) 等</p>		59' 以前	60'	61'	62' ~ 2'	3' ~ 4'	5' 以降	道路改良							一般国道 (直轄)	3/4	2/3	→	6/10	2/3	2/3	一般国道 (補助)	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10	5.5/10	国営かんがい排水 [基本]	6/10	5.5/10	→	5.25/10	5.5/10	2/3
	59' 以前	60'	61'	62' ~ 2'	3' ~ 4'	5' 以降																														
道路改良																																				
一般国道 (直轄)	3/4	2/3	→	6/10	2/3	2/3																														
一般国道 (補助)	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10	5.5/10																														
国営かんがい排水 [基本]	6/10	5.5/10	→	5.25/10	5.5/10	2/3																														

<p>「報告」における指摘事項</p> <p>12. 人件費の抑制</p> <p>○ 第8次定員削減計画を着実に実施、新規増員の厳しい抑制により、引き続き定員を純減。</p>	<p>平成5年度予算における措置状況</p> <p>○ 第8次定員削減計画に基づき、定員削減を着実に実施するとともに、真に必要な新規行政需要についても、極力振替によって対処し増員を厳に抑制することにより、引き続き国家公務員数の縮減を図る。</p> <p>4年度 5年度 国家公務員定員（純減） △ 1,372人 → △ 1,215人</p>
---	---

(出所) 財政制度審議会総会（第7回）平成5年1月20日配付資料(2)（財政制度審議会「平成4年度 財政制度審議会資料集 総会編」128-149ページ）。

8-130 「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案」について

平成 5 年 1 月
大 蔵 省
総 理 府・文 部 省
農 林 水 産 省・運 輸 省
建 設 省・自 治 省

1. 法律案の趣旨

これまで累次の補助金一括法において暫定措置が採られていた国の補助金等にかかる以下の事項について、国の地方公共団体の機能分担、費用負担の在り方等を勘案しつつ、一体的総合的な検討を行い、補助率等の恒久化等の措置を講じようとするものである。

2. 法律案の概要

(1) 公共事業等に係る補助率等の恒久化（河川法等30法律の一部改正）

公共事業等に係る補助率等について、臨時行政改革推進審議会答申等を踏まえ、体系化・簡素化等の観点から、直轄事業にあっては2/3、補助事業にあっては1/2を基本として恒久化することとし、平成5年度から適用する（暫定措置の解消）。

なお、今回の見直しは、体系化・簡素化等の観点から行うものであり、全体としての補助率等の水準を引き下げることが目的とするものではない。

（注）上記見直しと併せ、直轄事業負担金のうち維持管理費に係る地方の負担割合を引き下げ等の措置を講ずる。

〔今回の見直しの考え方〕

① 直轄事業 原則：2/3

但し、大規模であるなど、特に国の責任が重いと考えられる事業：7/10
（例）ダム等大規模河川改修

② 補助事業 原則：1/2

但し、補助事業の中でも、特に国の責任が重いと考えられる事業：
5.5/10

（例）国が設置し地方公共団体が管理する第2種空港の滑走路等工事
補助事業であっても、直轄事

業に準ずる性格の事業：2/3

（例）第4種（避難）漁港修築

③ 地域特例（北海道、離島、奄美、沖縄等）に係る補助率については、基本補助率等に対する現行の高上げ幅を維持することを基本とする。

〔例〕砂防事業費補助

	一般	北海道	離島	奄美	沖縄
現 行	5.5/10	5.5/10	5.5/10	7/10	9/10
改正後	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10

（参考）これまでの補助率等の推移（河川法の例）

59年度 60年度 61年度 62～ 3～ 5年度
2年度 4年度 ~

〔直轄事業〕 2/3 6/10 6/10 5.5/10 6/10 2/3

〔補助事業〕 2/3 6/10 5.5/10 5.25/10 5.5/10 1/2

(2) 義務教育費国庫負担金（共済費追加費用等）の一般財源化（2法律）

義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等については、平成4年度において、平成4年度から6年度までの3年間で段階的に一般財源化することとされていたが、これを平成5年度において全額一般財源化する。

(3) 国の負担にかかる繰入れの特例の延長（2法律）

地震再保険及び自賠責再保険に係る事務費について、一般会計からの繰入れの停止措置を当分の間延長する。

なお、上記(1)(2)の措置に関しては、地方財政運営に支障を生ずることのないよう適切に対処することとしている。

3. 法律案の成立時期

本法律案は、平成5年度予算と一体不可分のものであり、また、現下の経済情勢の下で必要な公共事業等の予算の執行を円滑・適正に行うためにも、予算と一体のものとして成立することが必要である。

（出所）財政制度審議会法制部会 平成5年1月20日配付資料(1)（財政制度審議会「平成4年度 財政制度審議会資料集 法制部会編」3-4ページ）。

8-131 平成5年度予算における補助金等について

大蔵省主計局

平成5年度補助金等の整理合理化状況年度

5年度予算編成に当たって、補助金等については、既存の制度・施策について見直しを行うなど、引き続き積極的に整理合理化を推進した。

- ①. 補助金等総額の伸率（2.8％）を一般歳出の伸率（3.1％）以下に抑制している。
- ②. 一般歳出に占める補助金等総額のシェアは41.9％で昭和49年度以来の低い率。
- ③. 公共事業等の補助率等については体系化・簡素化を図り、恒久化することとしている。
- ④. 4年度に引き続き補助金等の一般財源化を実施した。約1,100億円

1. 補助金等の総額

補助金等総額の推移

区分 年度	一般会計予算額（当初）				補助金等予算額（当初）				
	総計（a）		うち一般歳出総計（b）		総計（c）		参 考		
	億円	伸率 %	億円	伸率 %	億円	伸率 %	増△減額 億円	(c)/(a) %	(c)/(b) %
58	503,796	1.4	326,195	△ 0.0	149,950	1.6	2,292	29.8	46.0
59	506,272	0.5	325,857	△ 0.1	145,645	△ 2.9	△ 4,305	28.8	44.7
60	524,996	3.7	325,854	△ 0.0	144,301	△ 0.9	△ 1,344	27.5	44.3
61	540,886	3.0	325,842	△ 0.0	141,090	△ 2.2	△ 3,211	26.1	43.3
62	541,010	0.0	325,834	△ 0.0	140,779	△ 0.2	△ 311	26.0	43.2
63	566,997	4.8	329,821	1.2	142,003	0.9	1,224	25.0	43.1
元	604,142	6.6	340,805	3.3	147,400	3.8	5,397	24.4	43.3
2	662,368	9.6	353,731	3.8	150,282	2.0	2,882	22.7	42.5
3	703,474	6.2	370,365	4.7	156,561	4.2	6,279	22.3	42.3
4	722,180	2.7	386,988	4.5	162,632	3.9	6,071	22.5	42.0
			(13,000)	—	(5,609)	—	(5,609)	—	—
5	723,548	0.2	399,168	3.1	167,112	2.8	4,480	23.1	41.9
	—	—	(13,783)	—	(6,097)	—	(488)	—	—

(注) () 内は「産業投資特別会計へ繰入等」であり、外書きである。

(参考1)

(1) 主要経費別増減分析

(単位：億円、%)

区 分	4 年度		5 年度		対前年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増△減額	伸 率
社会 保 障 関 係 費	68,259	42.0	70,432	42.1	2,173	3.2
文 教 及 び 科 学 振 興 費	37,647	23.1	37,873	22.7	226	0.6
恩 給 関 係 費	35	0.0	36	0.0	1	2.3
防 衛 関 係 費	3,649	2.2	3,719	2.2	69	1.9
	(5,609)	—	(6,097)	—	(488)	—
公 共 事 業 関 係 費	30,886	19.0	32,739	19.6	1,853	6.0
経 済 協 力 費	2,130	1.3	2,329	1.4	199	9.4
中 小 企 業 対 策 費	1,449	0.9	1,477	0.9	28	2.0
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	472	0.3	477	0.3	5	1.0
食 糧 管 理 費	1,351	0.8	1,013	0.6	△338	△25.0
	(5,609)	—	(6,097)	—	(488)	—
主要経費計	145,878	89.7	150,095	89.8	4,216	2.9
その他の事項経費	16,753	10.3	17,018	10.2	264	1.6
	(5,609)	—	(6,097)	—	(488)	—
合 計	162,632	100.0	167,112	100.0	4,480	2.8

(2) 法律補助・予算補助の区分

(単位：億円、%)

区 分	4 年度		5 年度		対前年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増△減額	伸 率
法 律 補 助	(4,714)	—	(5,125)	—	(411)	—
	137,601	84.6	141,040	84.4	3,439	2.5
「負担する」	(4,113)	—	(4,424)	—	(311)	—
	123,027	75.6	125,837	75.3	2,809	2.3
「できる」	(601)	—	(701)	—	(99)	—
	14,573	9.0	15,203	9.1	630	4.3
	(895)	—	(972)	—	(77)	—
予 算 補 助	25,031	15.4	26,073	15.6	1,042	4.2
	(5,609)	—	(6,097)	—	(488)	—
計	162,632	100.0	167,112	100.0	4,480	2.8

(3) 地方公共団体・その他の区分

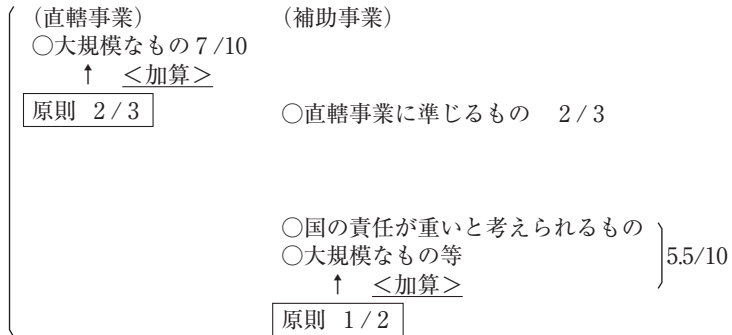
(単位：億円、%)

区 分	4 年度		5 年度		対前年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増△減額	伸 率
地 方 公 共 団 体	(5,351)	—	(5,812)	—	(461)	—
	130,609	80.3	134,223	80.3	3,614	2.8
	(258)	—	(285)	—	(26)	—
そ の 他	32,023	19.7	32,889	19.7	867	2.7
	(5,609)	—	(6,097)	—	(488)	—
計	162,632	100.0	167,112	100.0	4,480	2.8

〔注〕各表の()内は「産業投資特別会計へ繰入等」であり、外書きである。〕

2. 公共事業等に係る補助金等の恒久化（暫定措置の解消）

- (1) 公共事業等に係る補助率等については、行革審答申等を踏まえ、体系化・簡素化等の観点から、直轄事業にあっては2/3、補助事業にあっては1/2を基本として恒久化することとし、平成5年度から適用する。



〔参考〕 補助率等の推移（具体例）

	59' 以前	60'	61'	62' ~ 2'	3' ~ 4'	5' 以降
道路改築						
一般国道（直轄）	3/4	2/3	→	6/10	2/3	2/3
〃（補助）	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10	5.5/10
国営かんがい排水〔基本〕	6/10	5.5/10	→	5.25/10	5.5/10	2/3

(注) 地域特例（北海道、離島、奄美、沖縄等）に係る補助率等については、基本補助率等に対する現行の嵩上げ幅を維持することを基本とする。

〔例〕 都道府県道改修（補助）

	その他	北海道	離島	奄美	沖縄
59' 以前	2/3	3/4	3/4	9/10	10/10
4'	5.5/10	6/10	6/10	3/4	9/10
5' 以降	1/2	5.5/10	5.5/10	7/10	9/10

- (2) 今回の措置に伴う地方公共団体の負担については、事業の円滑な執行に支障を生ずることのないよう、適切な地方財政措置を講ずることとしている。
- (3) 今回の見直しに当たっては、国庫補助負担制度に係る以下の改善合理化措置を講ずることとしている。
- ①直轄事業負担金制度の改善（維持管理経費等の国庫負担率の引上げ 1/2 → 5.5/10、事務費の充当範囲の改善）
 - ②補助対象事業の重点化（補助対象の見直し、採択基準の引上げ）等

3. 整理合理化措置の主なもの

(1) 一般財源化

地域の主体性を高める観点から、地方公共団体の自主性に委ねるべきものにあつては、一般財源化を推進すべきであるとの累次の臨調、行革審答申を踏まえ、地方公共団体の事務・事業として同化、定着しているものについて、一般財源化を図る。

- ①国民健康保険事務費負担金の一部（例：賃金）（△104億円）
- ②公的病院特殊診療部門運営費補助金のうち、自治体立病院特殊診療部門運営費（△24億円）
- ③看護婦等養成所運営費補助金のうち、自治体立養成所運営費（△19億円）
- ④保健所運営費交付金のうち、人件費相当分（保健婦、薬剤師、精神保健相談員等）（△212億円）
- ⑤義務教育費国庫負担金等のうち、共済費追加費用等（△649億円）
- ⑥小規模指導事業費補助金のうち、商工会、商工会議所の経営指導員等の人件費等（△75億円）

(2) 補助制度の見直し等による補助金の縮減等

- ①国民健康保険保険基盤安定負担金（△460億円）
暫定措置（平成5、6年度）として1/2定率負担から定額負担（100億円）に改める。
- ②義務教育費国庫負担金等の国庫負担限度基準の引下げ（1.045→1.025）（△80億円）
- ③水田営農活性化助成補助金（△287億円）
転作助成の在り方を見直し、営農形態着目して新たな体系へ転換。
- ④自主流通米奨励金（△161億円）
自主流通対策費について、米の制度別・用途別需給不均衡の是正に向けて見直し（特定銘柄生産加算、等級加算を縮減）。
- ⑤地下鉄建設費補助金（△64億円）
建設費についての地方公共団体の出資比率を引き上げることにより、事業費の確保を図りつつ補助金を削減。
- ⑥地方バス路線維持費補助金（△1.2億円）
特定の地域に存するバス路線の事業者に係る国の補助金額の調整を行い、路線バス事業の円滑な運行を図りつつ補助金を削減。
- ⑦ごみ処理施設等補助
ごみ処理設備等の整備促進のための国庫補助金を定額化し、適切な地方財政措置を講じつつ事業費の確保を図る。

(3) 補助対象の重点化（公共事業については前述）

公立高等学校危険建物改築等事業（△11億円）

（不適格建物に係る国庫補助対象を一定規模（1,000㎡）以上の事業に限定）

(参考1) 整理合理化の推移

区分 年度	新規 ア		整理 イ		前年度より 減額したもの ウ		補助 率の 引下 げ エ	総合・メニュー化 件数			終期 の設 定 カ	定員削減 キ		その他 ク	合計 ケ	
	件数	(金額)	件数	(金額)	件数	(金額)		統合前 オ	統合後	差引		件数	(金額)		件数	(参考) イウキ (金額)
62	121	2,046	125	3,785	679	1,830	117	39	20	19	99	54	14	5	1,118	5,629
63	68	718	69	194	712	1,324	25	42	19	23	74	63	14	44	1,029	1,532
元	83	733	83	546	543	1,105	287	30	14	16	67	57	15	135	1,202	1,666
2	66	301	76	184	558	1,806	28	11	6	5	60	59	16	213	1,005	2,006
3	58	1,190	60	133	497	1,404	227	50	24	26	47	58	17	69	1,008	1,554
4	74	1,033	75	637	460	2,044	24	4	2	2	68	55	18	127	813	2,700
(5)																
5	55	1,690	55	1,582	412	1,913	218	6	3	3	45	54	16	101	891	3,511

(注) 1. () 内は衆議院総選挙分であり、外書きである。
2. 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上している。

(参考2) 補助金等の件数の推移

区分	年度	62	63	元	2	3	4	5
件数		2,403	2,372	2,356	2,334	2,300	2,297	2,292
対前年度増△減		△ 41	△ 31	△ 16	△ 22	△ 34	△ 3	△ 5

(出所) 対外公表PR資料 平成5年度財研レク資料「平成5年度補助金等の整理合理化状況」
「平成5年度予算における補助金等について 大蔵省主計局」

8-132 平成5年度の国債償還財源繰入れの特例措置についての報告

平成5年11月29日
財政制度審議会

大蔵大臣 藤井 裕久 殿

財政制度審議会会長
鈴木 永二

財政制度審議会は、平成5年度の国債償還財源繰入れの特例措置について審議を行ってきたところであるが、このたび、結論を得たので、これを報告する。

財政制度審議会歳出の削減合理化に関する特別部会委員・特別委員名簿

(企画部会)

- | | | |
|-----|--------|---------------------|
| 部会長 | 鈴木 永二 | 三菱化成(株)相談役 |
| 委員 | 飯田 経夫 | 国際日本文化研究センター教授 |
| | 石 弘光 | 一橋大学教授 |
| | 川勝 堅二 | (株)三和銀行会長 |
| | 高原 須美子 | 経済評論家 |
| | 竹内 道雄 | (財)資本市場研究会理事 |
| | 谷村 裕 | (財)資本市場振興財団顧問 |
| | 玉置 和宏 | (株)毎日新聞社論説副委員長 |
| | 長岡 實 | 東京証券取引所理事長 |
| | 藤井 直樹 | (株)サンシャインシティ代表取締役社長 |

	堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社編集局総務
	正村 公宏	専修大学教授
	吉本 宏	日本銀行副総裁
特別委員	伊部 恭之助	(株)住友銀行相談役最高顧問
	河合 良一	(株)小松製作所代表取締役会長
	河野 一之	(株)さくら銀行相談役
	館 龍一郎	青山学院大学教授
	中西 陽一	石川県知事
	山本 正淑	日本赤十字社社長
(法制部会)		
部会長	谷村 裕	(財)資本市場振興財団顧問
委員	高原 須美子	経済評論家
	長岡 實	東京証券取引所理事長
	堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社編集局総務
	吉本 宏	日本銀行副総裁
	渡辺 恒雄	(株)読売新聞社代表取締役社長・主筆
特別委員	芦部 信喜	学習院大学教授
	荒井 勇	(財)日本証券経済研究所顧問
	金子 宏	横浜国立大学教授
	河野 一之	(株)さくら銀行相談役
	阪田 雅裕	内閣法制局第三部長
	末廣 義一	日本電算企画(株)取締役会長
	中島 孝夫	会計検査院第五局長
	兵藤 廣治	放送大学学園理事

平成5年度の国債償還財源繰入れの特例措置についての報告

1. 減債制度をめぐる経緯

(1) 定率繰入れを基本とする現行の減債制度は、財政法施行後初の公債政策の導入に伴って昭和42年度に確立され、今日までこれによってきている。

すなわち、国債の償還財源の調達の方について、前年度首国債残高の1.6/100の定率繰入れを基本とし、剰余金繰入れでこれを補完し、さらに必要に応じて行う予

算繰入れによって対処することとしている。

(2) 一方、昭和50年度以降平成元年度まで、特例公債を毎年大量に発行せざるを得なかった中で、昭和56～57年度の大幅な税収減を契機に、昭和57年度から平成元年度まで、毎年度の緊急、やむを得ざる措置として、定率繰入れは停止されてきた。その後、平成2年度に、特例公債依存体質からの脱却が達成されるとともに、定率繰入れが再び実施されることとなり、今日に至っている。

(3) 従前の定率繰入れの停止措置に関して、当審議会は、基本的には現行の減債制度の仕組みはこれを維持することが適当であるが、次のような事情を勘案すれば、財政状況等により一時これを停止する措置をとることもやむを得ない、とする考え方を示してきた。

- ① それぞれの時点における、諸般の事情を総合的に勘案して、定率繰入れを停止しても国債の償還等国債整理基金の運営に支障が生ずるおそれがなかったこと
- ② 特例公債発行下において、定率繰入れを停止することとすれば、それだけ公債発行額の縮減が可能となること

2. 平成5年度における対応

(1) 平成5年度の財政は年度途中において大幅な税収の減少が見込まれるに至り、このため、経費の徹底した抑制、節減合理化を行ってもなお大幅な財源不足の状況にある。このような状況で、仮に当初予定した定率繰入れを実施することとすれば、その財源は特例公債に求めざるを得ない。

(2) しかしながら、特例公債の発行は、これまでの当審議会の建議等でも繰り返し述べてきた通り、経常的経費は経常的収入で賄うという基本原則に反するものであること、社会資本という形で後世代に資産を残さず負担の公平という観点からも不適切であること、ひとたび特例公債を発行すると歳出増加圧力に対する歯止めがなくなること、といった問題があり、厳にこれを回避すべきである。

(3) 一方、現在の状況で、定率繰入れを停止すれば、国債整理基金の運営に支障をきたすという問題があるが、他方、もともと国

債償還財源として位置付けられている日本電信電話株式会社の株式売却収入のうち、現在、社会資本整備のため地方公共団体に貸し付けられている残高を本来の用途である国債償還財源に復する措置を講ずることにより、国債の償還に支障が生じないように対応することが可能となる。

以上のような状況を踏まえ、5年度の定率繰入れを暫定的に停止することは、当面の財政運営のためにやむを得ないものと考えられる。

(4) なお、今回の措置は5年度の財政事情等にかんがみ、暫定的にとられる措置であることから、5年度の特例措置として立法するなど、本措置の取扱いについては、過去の定率繰入れ停止措置の例と同様のものとするのが適当と考える。

(出所)「平成5年度の国債償還財源繰入れの特例措置についての報告 平成5年11月29日 財政制度審議会」(財務省図書館所蔵)。

8-133 平成5年度第二次補正予算の概要

○平成5年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 地方交付税交付金	△ 16,675	1. 税収	△ 54,770
2. 追加財政需要	14,028		
(1)緊急経済対策関連経費	10,335		
①公共事業等の追加	9,396	2. 税外収入	25,697
(イ)一般公共事業関係費	3,000	※(1)産業投資特別会計受入金	24,838
(ロ)施設費等	3,004	(2)その他	859
小計	6,004		
(ハ)災害復旧等事業費	3,392		
②中小企業等特別対策費	771	3. 公債金	36,160
③産業投資特別会計へ繰入等	168	※〔NTT事業償還時補助見合	24,838〕
(2)冷害等対策関連経費	972		
①公共事業等の追加	725		
②農業保険費等	74		
要特別措置法			
③その他	173		
(3)義務的経費の追加	873		
(4)住宅・都市整備公団補給金等	1,512		
(5)その他の経費	336		
※			
3. NTT事業償還時補助	24,838		
4. 国債整理基金特別会計へ繰入	24,955		
※〔産業投資特別会計受入金見合	24,838〕		
5. 既定経費の節減	△ 9,572		
6. 定率繰入れ等の停止による国債費の減額	△ 30,487		
要特例法			
歳出計	7,087	歳入計	7,087

(参考) 財政投融资計画

中小企業金融公庫、国民金融公庫等に対し総額2,820億円を追加。

○「緊急経済対策」のポイント

政府は、昨年3月以来、3次にわたる経済対策と景気に配慮した平成5年度予算を通じて景気に鋭意対処してきたところであるが、今後の景気回復には予断を許さないものがあるという認識に立って緊急経済対策を講ずることとした。本対策は、規制緩和と円高差益還元のほか、円高の影響や災害による被害への財政措置を伴う対応等国民の直面する厳しい経済情勢に対し速効的に対応しうる幅広い諸施策から成り立っている。

同時に、本対策は、生活者・消費者が豊かさを実感できる経済社会の構築といった我が国の中長期的な課題の解決にも資するものと考えられる。

Ⅰ. 規制緩和等の推進

内需拡大や輸入促進に直接的な効果があり、また経済構造を変革していくための新たな第一歩につながる規制の緩和を推進

○規制緩和等の推進 94項目

- ・新たな事業の創出や事業拡大に結びつくもの
 - ⇒ ・ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ（いわゆる地ビールの製造）
 - ・携帯電話の売切り制の導入
- ・競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化を図るもの
 - ⇒ ・タクシー運賃の弾力化
 - ・乗用車の6か月点検の義務づけ廃止
- ・市場アクセスの改善、手続きの簡素化により輸入の促進につながるもの
 - ⇒ ・食品の日付表示や建材の基準・認証の国際化

Ⅱ. 円高差益の還元

国民が円高のメリットを速やか、かつ、十分に享受し得るよう円高差益還元の促進

- ・電力10社の暫定料金引下げ

⇒ 約2,300億円

- ・大手ガス3社の暫定料金引下げ
 - ⇒ 約 350億円
- ・国内航空運賃の家族割引制度の拡充（春休み4人家族：東京→札幌間 片道71,560円⇒ 55,460円）
- ・輸入農林水産物、輸入酒類、石油製品等について関係業界へ差益還元を要請
- ・円高差益還元フォーラム、輸入品フェアの開催等
- ・生活関連商品の輸入通関価格の消費者への情報提供

〔参考〕経済企画庁では、10%の円高が持続した場合、消費者物価は▲1.0%程度下落すると推計。これに平成4年の民間最終消費支出額（約265兆円）を乗じた約2兆6500億円が1年間の円高差益と試算。

Ⅲ. 厳しい経済情勢等への対応と調和ある対外経済関係の形成

1. 厳しい経済情勢等への対応

- (1) 生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進（事業費の追加1兆円）

○ 具体的には、

- ・「円高差益の還元や規制緩和に直接的、間接的に関連する社会資本整備」
 - ・学校の地域開放に必要な施設や国立博物館、美術館の施設整備等「文化の香り豊かな質の高い生活に係る社会資本整備」
 - ・公的施設へのスロープ等の設置や車いすのすれ違える街路樹のある歩道といった「豊かで美しい生活環境の実現を肌で実感できる社会資本整備」
- を総額1兆円の規模で推進

○ 地方単独事業

- ・地域の実情に即して生活者・消費者の視点に立った社会資本整備が図られるよう地方公共団体に対して5,000億円の事業費の追加を要請

- 社会資本整備を円滑に進めるため、国、地方公共団体を通じ、地価動向に十分配慮しつつ、3,000億円の規模で公共用地の先行取得を行う

- (2) 災害復旧事業（事業費の追加4,500

億円)

- 集中豪雨や台風等により被害を受けた地域における災害復旧工事を速やかに行い、国民生活の安定を確保

(3) 住宅金融公庫等の事業規模、貸付枠を追加
住宅取得促進税制の対象範囲を拡大し、住宅のリフォームを促進

- 住宅金融公庫（史上最高の追加規模）
 - ・事業規模2兆5,000億円追加（9兆2,535億円→11兆7,535億円）
 - ・貸付枠10万戸追加（60万戸→70万戸）
- 年金福祉事業団
 - ・事業規模4,000億円追加（1兆8,831億円→2兆2,831億円）
- 住宅取得促進税制の対象範囲の拡大（平成5年10月1日実施）
 - ・一定の住宅改良工事の追加（一室全部の床の張り替え工事等も適用対象）
 - ・増改築等に係る家屋の床面積要件の上限（現行240m²）の撤廃
 - ・既存住宅のうち非耐火建築物の築後経過年数要件の緩和（10年→15年）

(4) 流通構造の改善、企業の構造調整に資する設備投資を促進するため、投資促進税制の対象を追加

- 設備投資促進税制の対象設備の追加（5年10月1日から1年間の時限措置）
 - ・中小企業等基盤強化税制（流通構造の改善等）
 - ・中小企業新技術体化投資促進税制（省力化、合理化等）
 - ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（省エネ、環境保全等）
 - ・基盤技術研究開発促進税制（研究開発）について、約150設備を対象として追加

(5) 円高、冷夏等厳しい経営環境に直面している中小企業等の支援（政府関係金融機関等の貸付規模の追加1兆円超、今後1年間で概ね7,700億円程度）

- 中小企業等の経営安定対策—政府関係中小企業金融機関等の融資制度の活用等

- ・運転資金支援特別貸付制度、緊急経営支援貸付制度の拡充等
- ・農業信用基金協会を通ずる農業者等への保証付融資の拡大

- 中小企業の構造的な環境変化への対応の支援
 - ・リストラ支援法案の早期提出、リストラ支援融資の創設等

(6) 雇用対策

- 失業予防のため、休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用、充実
 - ・対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置の延長等

2. 調和ある対外経済関係の形成
調和ある対外経済関係が重要との観点から、輸入の促進のための施策等を実施

- 一層の輸入拡大を図るための政府関係金融機関の融資制度の拡充等
- 「総合輸入促進センター」の創設等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化

以上の施策のほか、活力と創造性のある経済社会構造の構築のための検討を推進

1. 経済改革研究会における経済社会構造の変革に向けての検討を推進
2. 税制調査会における抜本的な税制改革についての総合的な検討を推進

生活者・消費者の視点に立った社会資本整備
(主なもの)

- [1. 円高差益還元、規制緩和に直接的、間接的に関連する社会資本整備]
 - ・容積率緩和による土地の高度利用を実現する市街地再開発事業や下水道整備の推進
 - ・輸入インフラとしての空港整備
 - ・輸入手続きを迅速化する動植物検疫の研究・検査施設等の整備
 - ・豊かな生活をもたらす円滑な取引・流通のための卸売市場の整備

etc

- [2. 文化の香り豊かな質の高い生活をつくる社会資本整備]

- ・市民による国際文化交流の拠点となる「国際交流フォーラム」（仮称）の施設
- ・学校の地域開放促進等のための施設整備
- ・留学生とのふれあいの場としての国際交流会館の未設置県解消
- ・「上野の杜の文化発信基地づくり」等博物館・美術館の整備
（東京国立博物館法隆寺宝物館、奈良国立博物館第二新館、国立西洋美術館展示施設、国立科学博物館上野地区たんけん館等）
- ・新しい情報文化の円滑な供給を促進する「マルチメディアセンター」の設置
- ・研究機能の向上や、豊かで質の高い生活につながる研究の充実のための大学、研究機関の施設の整備

etc

〔3. 豊かで美しい生活環境の実現を肌で実感できる社会資本整備〕

- ・安全な水、おいしい水の確保のための河川の水質改善等
- ・緑豊かで、車椅子もすれ違える幅の広い歩道の整備等
- ・歩道の段差解消やスロープ・エレベーター・トイレ等の整備による高齢者・身障者にやさしい街づくり
- ・違法駐車、放置自転車をなくし、駅周辺、商店街を生き返らせる駐車場・駐輪場の整備
- ・渋滞を緩和し、高齢者・身障者を守る交差点改良・鉄道の立体交差化及び信号機の機能アップ
- ・快適な通勤・通学を支え、誰もが利用しやすい「まちなか」駅前広場の整備
- ・美しい街づくりのための電線類の地中化
- ・住宅団地から最寄りの駅までの交通を確保する住宅アクセス道路の整備
- ・多数の児童・園児たちが安全に通うための学校周辺の通学路の整備
- ・デイサービスセンターと結び付けるなど高齢者が安心して住むことのできる公共住宅の供給の推進
- ・大都市圏等におけるゆとりある都市型住宅供給の促進
- ・家族一緒に憩え、文化活動やスポーツ活動の場となる市民に身近な公園の整備
- ・既整備区域の隣接区域での下水道の重点的

整備促進

- ・道路消融雪施設の整備など雪に強いまちづくりの推進
- ・農村での快適なくらしづくりのための農業集落排水施設等の整備
- ・「緑の中の体験教室」の整備
- ・山村に若者や女性の定住できる簡易排水施設等生活環境の整備
- ・地方における清潔で潤いのある生活の基盤を支える広域水道、簡易水道の整備
- ・消費者被害を未然に防止する国民生活センターの商品テスト設備等の整備
- ・視覚障害者の自立に役立つ日本点字図書館整備
- ・高齢者・身障者が快適な空間の中であたたかく質の高い生活を過ごせるための福祉施設の整備
- ・良質な高度な医療と患者にやさしい環境を提供する病院の整備
- ・清潔で快適な街づくりのための地域周辺環境と調和した廃棄物処理施設の整備
- ・ごみ処理・リサイクル促進のための技術開発用実証プラント整備
- ・在来線駅に合わせた総合駅としての新幹線駅の整備の推進
- ・快適な通勤・通学のための地下鉄の整備及び旅客サービスの向上
- ・安全・安心なくらしを支える防災体制の整備と研究の推進

○冷害等対策の概要

農業共済

- ・共済金の支払額4,925億円、再保険金支払額4,325億円程度、農業共済再保険特別会計の支払財源不足額は3,656億円程度と見込まれる。
- ・特別会計の支払財源不足については、従来は一般会計から繰入れ、後日繰戻すという方法により対処してきたが、本年は誠に深刻な財源状況に立ち至っていることから資金運用部からの借入で対応したうえで、利子については一般会計が負担することとして、従来と実質的に同様の措置を講ずる。
- ・借入金の償還の財源として、緊急特例的に行う米の輸入により食糧管理特別会計に発生する一時的な利益をあてることとし、必

要あるときは、一般会計から繰り入れることができることとする。

- ・関連対策として損害評価事務費の特別助成及び農業共済基金への出資の実施。

災害金融

天 災 融 資

- ・11月10日天災融資法、激甚災害法発動
- ・融資枠 2,000億円
- ・貸付金利 措置期間（3年）を設け、その間金利を引下げ
3.0%→1.5%、3.85%→3.5%、
4.3%→4.0%
- ・貸付限度額 個人 250万円（北海道400万円）
法人 2,000万円

自作農維持資金

- ・融資枠 1,000億円
- ・貸付金利 4.0%
措置期間（3年）中3.0%に引下げ（特別被害地域の特別被害者に限る）
- ・貸付限度額 一般150万円（残高）の限度額を被害の大きい地域について引上げ
北海道 既往貸付金+170万円
東北・九州 300万円（残高）

予約概算金

- ・利益減免措置を実施。

種子確保助成

- ・かかり増分の種もみを、国庫助成により、値引販売（1/3以上値引）
- ・種もみの遠距離県間輸送についての輸送費助成

公 共 等

冷害地域等向けに、公共事業（農業農村整備、道路、治水）、非公共事業（復田、小規模土地基盤整備等）の追加及び既定経費の再配分により、概ね2,000億円程度の事業規模を確保。

土地改良負担金

土地改良負担金総合償還対策事業の特例事業として、対象を限定して、土地改良負担金（公庫借入等）の償還猶予利息等について利子補給（国、県 1/2ずつ）実施。

その他

越冬用粗飼料の確保

- ・秋冬作飼料作物の作付拡大に要するは種経費の助成。
- ・稲わら等の国産粗飼料の広域流通に要する運送経費の助成。

家畜導入資金供給事業の特例

- ・貸付期間（5年）の満了する牛を対象に、特例的に新たな貸付（1年）を認める。

農業改良資金の支払猶予期間の特例

（1年→3年）

（出所）財政制度審議会総会（第5回）平成5年11月29日配付資料(1)（財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」107-113ページ）。

8-134 平成3年度、4年度、5年度の生活関連重点化枠の事業別、省庁別配分額及び割合

① 3年度公共事業関係費(1,750億円)

(単位：百万円、%)

事項名	金額	左の省庁別内訳									
		北海道開発庁	沖縄開発庁	国土庁	厚生省	農林水産省	通商産業省	運輸省	建設省		
1. 治山・治水	15,121 (100)	1,848 (12.2)	302 (2.0)	344 (2.3)	0 (—)	1,281 (8.5)	0 (—)	483 (3.2)	10,863 (71.8)	0 (—)	0 (—)
治水	12,498 (100)	1,632 (13.1)	272 (2.2)	176 (1.4)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	10,418 (83.4)	0 (—)	0 (—)
治山	1,092 (100)	98 (9.0)	10 (0.9)	0 (—)	0 (—)	984 (90.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
海岸	1,531 (100)	118 (7.7)	20 (1.3)	168 (11.0)	0 (—)	297 (19.4)	0 (—)	483 (31.5)	445 (29.1)	0 (—)	0 (—)
2. 道路整備	37,470 (100)	4,255 (11.4)	1,006 (2.7)	400 (1.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	31,809 (84.9)	0 (—)	0 (—)
3. 港湾・漁港・空港	14,626 (100)	889 (6.1)	1,198 (8.2)	1,516 (10.4)	0 (—)	1,999 (13.7)	0 (—)	9,024 (61.7)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
港湾	8,802 (100)	578 (6.6)	765 (8.7)	982 (11.2)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	6,477 (73.6)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
漁港	2,895 (100)	177 (6.1)	235 (8.1)	484 (16.7)	0 (—)	1,999 (69.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
空港	2,929 (100)	134 (4.6)	198 (6.8)	50 (1.7)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	2,547 (87.0)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
4. 住宅対策	35,381 (100)	958 (2.7)	194 (0.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	34,229 (96.7)	0 (—)	0 (—)
5. 下水道・環境衛生等	52,333 (100)	2,279 (4.4)	670 (1.3)	417 (0.8)	6,540 (12.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	42,427 (81.1)	0 (—)	0 (—)
下水道	37,470 (100)	1,918 (5.1)	224 (0.6)	20 (0.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	35,308 (94.2)	0 (—)	0 (—)
環境衛生	7,311 (100)	4 (0.1)	400 (5.5)	367 (5.0)	6,540 (89.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
公園等	7,552 (100)	357 (4.7)	46 (0.6)	30 (0.4)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	7,119 (94.3)	0 (—)	0 (—)
(公園 再開発等)	6,047 (100)	357 (5.9)	46 (0.8)	30 (0.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	5,614 (92.8)	0 (—)	0 (—)
6. 農業農村整備	15,646 (100)	529 (3.4)	100 (0.6)	162 (1.0)	0 (—)	14,855 (94.9)	0 (—)	0 (—)	1,505 (100)	0 (—)	0 (—)
7. 林道・工業用水等	4,123 (100)	39 (0.9)	23 (0.6)	118 (2.9)	0 (—)	3,841 (93.2)	102 (2.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
造林	1,356 (100)	28 (2.1)	13 (1.0)	9 (0.7)	0 (—)	1,306 (96.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
林道	2,278 (100)	11 (0.5)	10 (0.4)	22 (1.0)	0 (—)	2,235 (98.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
工業用水	102 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	102 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
沿岸漁場整備	300 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	300 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
離島電気等	87 (100)	0 (—)	0 (—)	87 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
(電気)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
簡易水道	87 (100)	0 (—)	0 (—)	87 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
鉄道防災	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
新幹線	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
8. 調整費等	300 (100)	0 (—)	0 (—)	300 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
一般公共計	175,000 (100)	10,797 (6.2)	3,493 (2.0)	3,257 (1.9)	6,540 (3.7)	21,976 (12.6)	102 (0.1)	9,507 (5.4)	119,328 (68.2)	0 (—)	0 (—)

(注) 1. 各統計は、四捨五入によっている。

2. () 書きは、割合で%である。

② 4年度公共事業関係費(1,750億円)

(単位:百万円、%)

事項名	金額	左の省庁別内訳									
		北海道開発庁	沖縄開発庁	国土庁	厚生省	農林水産省	通商産業省	運輸省	建設省		
1. 治山・治水	15,443 (100)	1,968 (12.7)	320 (2.1)	354 (2.3)	0 (—)	1,528 (9.9)	0 (—)	493 (3.2)	10,780 (69.8)		
治水	12,508 (100)	1,692 (13.5)	282 (2.3)	179 (1.4)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	10,355 (82.8)		
治山	1,404 (100)	158 (11.3)	18 (1.3)	0 (—)	0 (—)	1,228 (87.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
海岸	1,531 (100)	118 (7.7)	20 (1.3)	175 (11.4)	0 (—)	300 (19.6)	0 (—)	493 (32.2)	425 (27.8)		
2. 道路整備	37,550 (100)	4,264 (11.4)	1,008 (2.7)	433 (1.2)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	31,845 (84.8)		
3. 港湾・漁港・空港	13,317 (100)	822 (6.2)	1,140 (8.6)	1,598 (12.0)	0 (—)	1,798 (13.5)	0 (—)	7,959 (59.8)	0 (—)		
港湾	7,774 (100)	510 (6.6)	676 (8.7)	878 (11.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	5,710 (73.4)	0 (—)		
漁港	2,956 (100)	194 (6.6)	289 (9.8)	675 (22.8)	0 (—)	1,798 (60.8)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
空港	2,587 (100)	118 (4.6)	175 (6.8)	45 (1.7)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	2,249 (86.9)	0 (—)		
4. 住宅対策	35,456 (100)	960 (2.7)	192 (0.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	34,304 (96.8)		
5. 下水道・環境衛生等	53,064 (100)	2,285 (4.3)	744 (1.4)	452 (0.9)	7,049 (13.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	42,534 (80.2)		
下水道	37,550 (100)	1,922 (5.1)	225 (0.6)	20 (0.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	35,383 (94.2)		
環境衛生	7,944 (100)	4 (0.1)	473 (6.0)	418 (5.3)	7,049 (88.7)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
公園等	7,570 (100)	359 (4.7)	46 (0.6)	14 (0.2)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	7,151 (94.5)		
公園	6,060 (100)	359 (5.9)	46 (0.8)	14 (0.2)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	5,641 (93.1)		
再開発等	1,510 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	1,510 (100)		
6. 農業農村整備	15,972 (100)	564 (3.5)	115 (0.7)	188 (1.2)	0 (—)	15,105 (94.6)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
7. 林道・工業用水等	3,908 (100)	59 (1.5)	32 (0.8)	119 (3.0)	0 (—)	3,603 (92.2)	95 (2.4)	0 (—)	0 (—)		
造林	920 (100)	39 (4.2)	14 (1.5)	6 (0.7)	0 (—)	861 (93.6)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
林道	2,500 (100)	20 (0.8)	18 (0.7)	26 (1.0)	0 (—)	2,436 (97.4)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
工業用水	95 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	95 (100)	0 (—)	0 (—)		
沿岸漁場整備	306 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	306 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
離島電気等	87 (100)	0 (—)	0 (—)	87 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
電気	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
簡易水道	87 (100)	0 (—)	0 (—)	87 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
鉄道防災	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
新幹線	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
8. 調整費等	290 (100)	0 (—)	0 (—)	290 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)		
一般公共計	175,000 (100)	10,922 (6.2)	3,551 (2.0)	3,434 (2.0)	7,049 (4.0)	22,034 (12.6)	95 (0.1)	8,452 (4.8)	119,463 (68.3)		

(注) 1. 各統計は、四捨五入による。

2. () 書きは、割合で%である。

③ 5年度公共事業関係費 (2,190億円)

(単位:百万円、%)

事項名	金額	左の省庁別内訳										
		北海道開発庁	沖縄開発庁	国土庁	厚生省	農林水産省	通商産業省	運輸省	建設省			
1. 治山・治水	19,087 (100)	2,674 (14.0)	430 (2.3)	470 (2.5)	0 (—)	2,152 (11.3)	0 (—)	612 (3.2)	12,749 (66.8)	0 (—)	0 (—)	12,749 (66.8)
治水	15,139 (100)	2,298 (15.2)	373 (2.5)	231 (1.5)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	12,237 (80.8)	0 (—)	0 (—)	12,237 (80.8)
治山	2,032 (100)	215 (10.6)	24 (1.2)	0 (—)	0 (—)	1,793 (88.2)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
海岸	1,916 (100)	161 (8.4)	33 (1.7)	239 (12.5)	0 (—)	359 (18.7)	0 (—)	612 (31.9)	512 (26.7)	0 (—)	0 (—)	512 (26.7)
2. 道路整備	59,635 (100)	5,935 (10.0)	1,350 (2.3)	673 (1.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	51,677 (86.7)	0 (—)	0 (—)	51,677 (86.7)
3. 港湾・漁港・空港	15,106 (100)	976 (6.5)	1,484 (9.8)	2,044 (13.5)	0 (—)	2,285 (15.1)	0 (—)	8,317 (55.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
港湾	8,478 (100)	541 (6.4)	879 (10.4)	1,111 (13.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	5,947 (70.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
漁港	3,807 (100)	275 (7.2)	373 (9.8)	874 (23.0)	0 (—)	2,285 (60.0)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
空港	2,821 (100)	160 (5.7)	232 (8.2)	59 (2.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	2,370 (84.0)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
4. 住宅対策	35,956 (100)	1,304 (3.6)	254 (0.7)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	34,398 (95.7)	0 (—)	0 (—)	34,398 (95.7)
5. 下水道・環境衛生等	63,520 (100)	3,099 (4.9)	985 (1.6)	575 (0.9)	9,286 (14.6)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	49,575 (78.0)	0 (—)	0 (—)	49,575 (78.0)
下水道	44,133 (100)	2,611 (5.9)	298 (0.7)	26 (0.1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	41,198 (93.3)	0 (—)	0 (—)	41,198 (93.3)
環境衛生	10,443 (100)	0 (—)	626 (6.0)	531 (5.1)	9,286 (88.9)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
公園等	8,944 (100)	488 (5.5)	61 (0.7)	18 (0.2)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	8,377 (93.7)	0 (—)	0 (—)	8,377 (93.7)
(公園 再開発等	6,784 (100)	488 (7.2)	61 (0.9)	18 (0.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	6,217 (91.6)	0 (—)	0 (—)	6,217 (91.6)
6. 農業農村整備	20,569 (100)	766 (3.7)	152 (0.7)	250 (1.2)	0 (—)	19,401 (94.3)	0 (—)	0 (—)	2,160 (10.0)	0 (—)	0 (—)	2,160 (10.0)
7. 林道・工業用水等	4,774 (100)	82 (1.7)	43 (0.9)	109 (2.3)	0 (—)	4,428 (92.8)	112 (2.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
造林	961 (100)	50 (5.2)	19 (2.0)	15 (1.6)	0 (—)	877 (91.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
林道	3,220 (100)	27 (0.8)	24 (0.7)	12 (0.4)	0 (—)	3,157 (98.0)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
工業用水	112 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	112 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
沿岸漁場整備	394 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	394 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
離島電気等	87 (100)	5 (5.7)	0 (—)	82 (94.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
(電気 簡易水道	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
鉄道防災	87 (100)	5 (5.7)	0 (—)	82 (94.3)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
新幹線	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
8. 調整費等	353 (100)	0 (—)	0 (—)	353 (100)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
一般公共計	219,000 (100)	14,836 (6.8)	4,698 (2.1)	4,474 (2.0)	9,286 (4.2)	28,266 (12.9)	112 (0.1)	8,929 (4.1)	148,399 (67.8)	0 (—)	0 (—)	148,399 (67.8)

(注) 1. 各統計は、四捨五入による。

2. () 書きは、割合で%である。

(出所) 大蔵省作成資料 平成5年3月。

【平成6年度】

8-135 公共事業の配分のあり方に関する報告

公共事業の配分のあり方に関する報告
平成5年11月26日

大蔵大臣 藤井 裕久 殿

財政制度審議会会長 鈴木 永二

財政制度審議会は、本年度、公共事業の配分のあり方に関し、歳出の削減合理化等に関する特別部会の下、公共事業に関する小委員会を設置し、集中的な審議を行ってきた。同小委員会報告は、歳出の削減合理化等に関する特別部会において了承され、更に総会における了承の上、ここに当審議会として報告する運びとなった。

政府におかれては、本報告に提示した考え方に沿い、公共事業の配分の見直しに勇断をもって取り組まれるよう強く要望する。

財政制度審議会歳出の削減合理化等に関する特別部会委員・特別委員名簿

部会長 ○川勝 堅二 (株)三和銀行会長
部会長 貝塚 啓明 東京大学教授
代理 委員 ○飯田 経夫 国際日本文化研究センター教授
◎石 弘光 一橋大学教授
○今井 敬 新日本製鐵(株)代表取締役社長
川上 哲郎 住友電気工業(株)取締役会長
佐々波 楊子 慶応大学教授
鈴木 永二 三菱化成(株)相談役
○高原 須美子 経済評論家
竹内 道雄 (財)資本市場研究会理事長
田中 豊蔵 (株)朝日新聞社論説

主幹・取締役
(財)資本市場振興財団顧問
谷村 裕
(株)毎日新聞社論説副委員長
玉置 和宏
評論家
俵 孝太郎
東京大学名誉教授
中根 千枝 東京証券取引所理事長
○長岡 實
(株)サンシャインシティ代表取締役社長
藤井 直樹
(株)日本経済新聞社編集局総務
○堀川 健次郎
専修大学教授
正村 公宏
ソニー(株)代表取締役会長
盛田 昭夫
(株)産業経済新聞社論説副委員長
柳島 佑吉
日本銀行副総裁
吉本 宏
(株)読売新聞社代表取締役社長・主筆
渡辺 恒雄
(株)住友銀行相談役最高顧問
伊部 恭之助
(財)発達科学研究教育センター理事長
岩間 英太郎
(株)小松製作所代表取締役会長
河合 良一
日本穀物検定協会会長
澤邊 守
(財)地域総合整備財団理事長
首藤 堯
青山学院大学教授
館 龍一郎
石川県知事
中西 陽一
帝都高速度交通営団総裁
永光 洋一
総合研究開発機構理事長
○星野 進保
東日本建設業保証(株)顧問
丸山 良仁
日本赤十字社社長
山本 正淑

特 別
委 員

上記委員のほか、矢田壯一（日本放送協会解説委員室解説主幹）が平成5年10月28日まで参加した。

（○印を付した委員及び特別委員は、公共事業に関する小委員会に所属した委員及び特別委員、◎印を付した委員は小委員長である。）

財政制度審議会公共事業に
関する小委員会の審議経過

	テーマ
第1回 (10月12日)	○事務局説明 (公共事業の各事業の概要と課題等)
第2回 (10月26日)	○ヒアリング (農林水産省、運輸省、建設省)
第3回 (11月9日)	○ヒアリング (兵庫県知事、金沢市市長、西川町町長)
第4回 (11月19日)	○小委員会報告素案 審議
第5回 (11月26日)	○小委員会報告案 審議

1. はじめに

- (1) 本格的な高齢化社会が到来する21世紀を間近に控え、真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、今後社会資本整備を着実に推進する必要がある。高齢化社会を前に投資余力のある期間はわずかしか残されておらず、また、財政事情が極めて深刻になっている現在、従来のように各省の枠の中に留まらず、真に緊急に整備が必要とされる分野に思い切った重点投資を行う必要がある。
- (2) 社会資本整備は、公的部門と民間部門及び公的部門の中でも国と地方の適切な役割分担の下で進められる必要がある。しかしながら、社会資本整備のうち国の役割として進められる公共事業に関しては、近年、その資金配分が硬直化してきているとの批判がなされている。
- (3) 石油ショック以降、我が国経済が高度成長から安定成長へ移行するのに対応し、行政改革を推進するため、徹底して歳出を抑制しつつ、種々の制度改正を行ってきた。

公共事業についても同様に、総額を抑制し事業実施の合理化を図り、その過程で、まず各省庁の枠の中において公共事業を重点的に配分してきた。その後、公共投資基本計画等を踏まえ、最近になって、生活関連重点化枠を設けるなど配分見直しに取り組んできたが、省庁別の配分という観点から見ると大きな変化など生じていない。

- (4) バブル崩壊後、先行きの不透明な経済動向の下で、公共事業の果たす景気調整機能に対する期待は益々高まってきていると思われるが、一方、公共事業の果たすもう一つの重要な役割である資源配分機能については、近年、配分の硬直化により、必ずしも適切な機能を果たしているとは言い難い。このような公共事業における資源配分の硬直化は、現世代だけでなく、将来世代にわたって影響が及ぶものであり、早急にこれを是正する必要がある。

財政の本来の機能を十分に発揮させるため、また財政資金を効率的に使用するため、財政制度審議会は従来より歳出項目全般について検討を行ってきた。以上のような認識の下で、今年度は、公共事業の配分のあり方について集中的な検討を行った。

2. 社会資本整備における公共事業の役割

公共事業の配分を検討するにあたっては、まず、公共事業が社会資本整備全体の中でどのような役割を果たしているのかを明らかにする必要がある。以下、順に、社会資本の範囲、官民の役割分担、国と地方の役割分担、各省庁の役割分担等について検討する。

(1) 社会資本の範囲

社会資本とは、一般に、私的な利潤動機による投資のみに委ねると、必要とされる資本量が国民経済社会の必要性からみて、欠落するかあるいは著しく不均衡になる等好ましくない状態が発生すると考えられる資本とされている。

長い目で歴史を振り返ってみると、技術の進歩や国民の価値観の変化等により、都市交通において路面電車から地下鉄に変わったように、あるいは、学校や病院、鉄道のように民間部門で相当部分を供給するようになるなど、具体的な社会資本の中身やその供給のあり方は時代の推移に応じて変化してきている。

社会資本とは、国民生活や経済活動に必要な不可欠な有形の資本である。最近、教育や文化、伝統、あるいは人材育成といった次の世代に残すべきものは全て社会資本に含めて考えようとする意見もあるが、施設以外の部分についてまで社会資本に含めることには無理がある。

(2) 官民の役割分担

社会資本には、道路や港湾のように外部効果を持つことから公的部門が整備するものや、病院や学校のように民間部門でも整備しうるものがある。そこで、どういう主体がどういう資金でこれを整備していくべきかということについて、検討する必要がある。

基本的には、市場において収益性が確保できない基礎的な社会資本は公的主体が整備し、それ以外の社会資本は民間主体が創意と工夫を発揮して多様なニーズに対応するということになる。

三公社の民営化の例をひくまでもなく、公共性を有する財・サービスを供給する場合であっても民間部門で供給できる場合には、まず民間部門の競争に委ねる方が効率的な供給が可能である。公的部門で供給するのは、民間部門に任せただけでは、全く、あるいはほとんど供給されない財に限る方が良い。かかる視点にたち、今後とも社会資本の官民の役割分担を考えるべきである。

(3) 国と地方の役割分担

社会資本整備にあたり公的部門の中で、国と地方公共団体がどのように役割分担すべきかが問題となる。

社会資本整備に関する国の関与の仕方としては、国が自ら整備主体となって費用を負担するものと、地方公共団体が整備主体となるものに国が補助金等の形で費用負担するものがある。

国が自ら整備主体となって行う事業は、影響が広域に及び規模が大きい事業、あるいは技術的に困難な事業、また、全国的見地から重要である事業等の基準に沿う事業を原則とすべきである。

一方、地方公共団体が整備主体になる場合の補助金は、ナショナルミニマムの必要性にもかかわらず地方公共団体ごとの整備水準が不均衡になる可能性のある公共施設を対象と

すべきである。その際、国の関与は社会資本の分野でできるだけ基本的な部分に限定することが望ましい。従って、その補助対象の範囲、運用が地方公共団体の自主性を損なうことがないように常に見直す必要がある。

小規模でかつ住民に身近な社会資本の整備は、地方公共団体が自らの財源と自らの判断で実施する地方単独事業によるべきである。

(4) 省庁間の役割分担

国が関与して整備すべき社会資本について、どの省庁が担当すべきかという問題を検討する必要がある。この点に関しては、各省庁が本来果たすべき役割を踏まえ、例えば、建設省は国土建設や住宅供給に、農林水産省は食料の安定的確保や農村の活性化に、運輸省は交通輸送対策に重点を置くことが望ましい。各省で類似の事業を行っている場合は、その事業の本来の事業目的に照らして、各省庁の役割分担を見直すことが必要である。

具体的には、建設省、農林水産省、運輸省で実施されている道路、農道、臨港道路事業等、建設省、農林水産省、厚生省で行われている下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽事業、さらには、運輸省、建設省、農林水産省の三省で分割実施されている海岸事業については、各々の省庁が縦割的に独自の評価を行うため、効率的な投資が損なわれたり、適正な採択や進捗調整が困難になるおそれがある。

しかしながら、この問題は最終的には行政組織のあり方に係わる問題であり、慎重かつ総合的な検討が必要である。従って、当面、これらの事業については、関係省庁間で適切な調整を行い、効率的な資金使用に努める必要がある。

(5) 「公共事業関係費」の範囲の見直し

国が自ら整備主体となったり、補助金という形で地方公共団体の事業に関与して整備することが適当とされた社会資本は、国の一般会計予算の分類でいうと、「公共事業関係費」と「その他施設費」によって整備されている。

両者を比較すると、「公共事業関係費」が対象とする事業は土木工事が中心であり、また受益が特定し難く、その施設単体で効用を発揮するものである。これに対し、「その他施設費」が対象とする事業は建築工事が中心

であり、病院、学校等のように施設だけでは効用を発揮できず医師、教員等が提供する公共サービスが重要となるものである。

しかしながら、「公共事業関係費」の対象は、空港や上下水道等の整備事業が後から追加されたように、幾多の変遷を経て現在に至っておりその基本的性格が維持される限り、対象範囲について硬直的に考える必要はない。このような観点からすれば、最近の社会経済情勢や国民のニーズを踏まえて、地下鉄等のインフラ整備についてはこれを「公共事業関係費」の対象とすることも検討すべきである。

公共事業予算に関連し、現在「その他施設費」の対象となっている学術研究施設や社会福祉施設についても、文教政策や社会福祉政策の体系の中で、的確な位置づけを行いつつ整備すべきである。具体的には、学術研究施設は、将来の我が国の発展のために予算の重点的配分に努めることが望ましい。また、社会福祉施設については、高齢化社会の到来に備えて着実な整備を行う必要がある。

最近、財政法第四条に基づく公債発行対象経費の範囲を拡大してはどうかという議論がみられる。しかしながら、建設公債発行は一定の耐用年数を有する資産の形成を行い、そこからの受益が将来世代にまで及ぶために、例外的に認められているものである。耐用年数の短い機器類にまでその対象範囲を拡大することは、建設公債の名の下に事実上、赤字公債を発行することになるので、財政節度堅持の観点から行うべきではない。

3. 公共事業予算の配分の考え方

(1) 配分の推移

公共事業の事業別配分は、長い目でみれば、国民のニーズや時代の要請に応じて変化してきている。

戦後の公共事業の歴史を概観してみると、戦後復興期においては食料増産や治山、治水、災害復旧等の国土保全に資する事業に重点投資された。次いで、高度成長期には道路、港湾等産業振興に資する事業が中心となった。さらにそれ以降は、生活環境の改善を図るため、住宅、下水道、公園、環境衛生等国民生活に身近な分野が重視されてきている。

その間、各省庁の枠の中では、事業別配分にそれなりの努力の跡がみられるものの、省

庁別配分の観点からみるとさしたる変化は起きていない。特に、昭和50年代後半以降、行財政改革が推進される中で公共事業予算が抑制されたため、配分の固定化が進んできた。その後平成3年度に生活関連重点化枠が設けられ、配分の見直しに取り組んできたが、重点枠自体の規模が小さかったこともあり、全体として大きな変化は生じていない。

(2) 配分の見直しにあたっての考え方

公共事業の配分の見直しにあたっては、まず、高齢化社会が本格化する21世紀までのわずかな期間に、限られた資金を重点的・効率的に使用することが最も重要な課題であることを確認せねばならない。

また、公共事業の配分にあたっては、その時々社会経済情勢の変化や国民のニーズを踏まえ、省庁の枠を超えて事業別に優先度をつけることが重要であり、省庁別の配分比率はその結果であるという考え方に立つべきである。

(3) 配分の基準

現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り、(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備の三つの類型に分離される。

- (A) 住宅、下水道、農業集落排水、上水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路、等
- (B) 治水、海岸、森林整備（治山、造林、林道）、等
- (C) 工業用水、漁港、沿岸漁場整備、港湾、農業生産基盤、等

三類型の優先順位は、上記(2)「配分の見直しにあたっての考え方」の下で次の理由により(A)、(B)、(C)の順とすることが適当である。

- (A) 生活環境整備については、国土保全、産業基盤整備に比べ事業の本格的実施が遅れたため、限られた期間に緊急に整備をする必要があるところから、当面、集中的に投資するよう努めるべきものである。
- (B) 国土保全については、我が国の自然的特性からいって、特定の時期に完了するといった性格のものではないので、長期的視点から着実に実施していくべきである。

(C) 産業基盤整備については、これまでの投資実績や国民経済に占める比重の変化等を考慮すると、これからの我が国経済の成長のために必要な分野には適切な配慮をしながらも、全体としては、重点的かつ抑制気味に扱うべきである。

高速道路、拠点空港等は、上記の三類型に分類し難いものではあるが、国土の骨格の形成、あるいは、国際社会との交流のための基盤的施設であり、各々の必要性を見極めながら、着実に整備していくことが必要である。

また、このような基準で配分した場合には、現状に比べて都市重視の考え方であり、国土の均衡ある発展に逆行するとの反論も予想される。

しかしながら、都市においても、地方においても最近の国民のニーズは便利で住みよい生活環境を形成してほしいということであり、下水道等の生活環境整備型の事業の多くは、

実際に、都会よりも地方でより多く実施されている実績がある。従って、上記の優先順位による配分を行っても、都会重視になるとか地域振興に反するということには決してならない。

4. おわりに

平成6年度予算の編成にあたっては、今回提示した考え方に沿ってできるだけ大幅な配分見直しが実現されることを強く期待している。もとより、配分の問題は平成6年度だけに限られるものではなく、不断の検討が必要であることは言うまでもない。政府は公共事業に対するニーズの変化を的確に把握し、情勢に応じた適切な配分に努めるよう希望しておきたい。

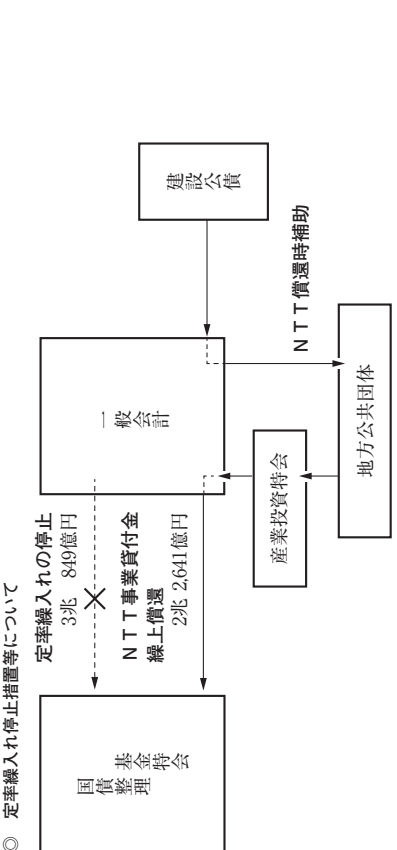
(出所)「公共事業の配分のあり方に関する報告 平成5年11月26日 財政制度審議会」(財務省図書館所蔵)。

8-136 「建議」及び「報告」の平成6年度予算における主な措置状況

(総論)

「建議」・「報告」における指図書事項		平成6年度予算における措置状況					
1. 真に必要な財政需要には適切に対応しつつも、各歳出項目については、制度、施策の根本にさかのぼった従来以上に徹底した見直しを行い、限られた財政資金の重点的、効率的な配分に努めるべき。		(単位：%)					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
社会保険関係費	6.6	5.1	4.3	3.2	2.6		
文教及び科学振興費	3.6	5.5	5.4	2.4	2.4	うち 社会福祉費 6.7 保健衛生対策費 3.3	
恩給関係費	▲1.0	▲1.6	▲1.4	▲0.4	▲0.8		
防衛関係費	6.1	5.45	3.8	1.95	0.9		
公共事業関係費	0.3	6.0	5.3	5.7	4.7		
(含NTT等事業分)	0.2	2.4	4.5	4.8	4.0		
経済協力費	6.9	7.8	7.0	5.7	4.4	うち 義務教育費国庫負担金 2.3 国立学校特会繰入 4.0 科学技術振興費 7.1	
(O D A)	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8		
中小企業対策費	0.1	0.3	0.3	▲0.2	▲3.8		
エネルギー対策費	3.8	8.1	6.6	3.8	3.2		
食糧管理費	▲5.5	▲5.6	▲8.3	▲9.0	▲11.9		
その他の事項経費	2.7	4.6	5.1	3.3	1.5		
一般歳出計	3.8	4.7	4.5	3.1	2.3		
(経常)	4.6	4.2	4.1	2.4	1.7		
(投資)	0.7	3.9	5.8	6.0	4.8		
		(6.7)					

- 防衛関係費については、昭和35年度(0.6%)以来の1%を切る低い伸び。
- ODAについては、円高による影響や5年度3次補正の追加額(80億円)を加味すれば、実質的に概ね5年度並みの実力伸率を確保。
- 中小企業対策費については、商工会経営指導員人件費等の地方交付税措置への移行分(一般財源化237億円)を含めた中小企業対策総予算ベースで対前年度4.3%の伸びを確保。
- 食糧管理費については、ピーク時(56年度)の3割弱。一方、一般歳費については、過去最高の水準を確保。
- 3年度公共事業関係費、及び[投資]欄のF段()書きは、補助率戻し分を含んだもの。また、6年度は組替後ベース。

<p>「建議」・「報告」における指搦事項</p> <p>2. 5年度3次補正予算及び6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めていく必要がある。</p>	<p>平成6年度予算における措置状況</p> <p>◎ 一般歳出全体が低い伸びとなっている中、投資的経費は高い伸びを確保。また、公共投資についても、5年度3次補正による追加分を合わせれば、相当規模を確保。</p> <p>○ 一般歳出等の伸率の推移（当初予算ベース、単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="252 219 370 1047"> <thead> <tr> <th></th> <th>58～62</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般歳出（経常）</td> <td>▲0.0</td> <td>1.2</td> <td>3.3</td> <td>4.7</td> <td>4.5</td> <td>3.1</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>（投資）</td> <td>▲3.2</td> <td>1.7</td> <td>3.8</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>2.4</td> <td>1.7（見込み）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.8</td> <td>0.7</td> <td>3.9</td> <td>5.8</td> <td>6.0</td> <td>4.8（見込み）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）58～62年度については、平均伸率。3年度の投資部門経費は、補助率戻し分除き。</p> <p>○ 公共投資の規模の確保</p> <p>公共事業関係費〔5年度当初〕 8兆6,384億円 → 〔6年度当初〕 8兆9,846億円 40% ↑ （〔5年度3次補正〕 1兆6,045億円）</p> <p>◎ 定率繰入れ停止措置等について</p>  <p>定率繰入れの停止 3兆 849億円 国債基金整理特会 一般会計 建設公債 産業投資特会 NTT償還時補助 地方公共団体</p> <p>226% ↑</p>		58～62	元	2	3	4	5	6（年度）	一般歳出（経常）	▲0.0	1.2	3.3	4.7	4.5	3.1	2.3	（投資）	▲3.2	1.7	3.8	4.2	4.1	2.4	1.7（見込み）			1.8	0.7	3.9	5.8	6.0	4.8（見込み）
	58～62	元	2	3	4	5	6（年度）																										
一般歳出（経常）	▲0.0	1.2	3.3	4.7	4.5	3.1	2.3																										
（投資）	▲3.2	1.7	3.8	4.2	4.1	2.4	1.7（見込み）																										
		1.8	0.7	3.9	5.8	6.0	4.8（見込み）																										
<p>3. NTT株式売却収入のうち、地方公共団体に貸し付けられている残高を国債償還財源に復する措置を講ずることにより、定率繰入れを停止しても、6年度における国債整理基金の運営に支障が生じないよう対応することが可能となる。</p> <p>このような状況を踏まえ、6年度の定率繰入れを停止することは、当面の財政運営のためにやむを得ない。</p>																																	

(各論)

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
<p>1. 社会保険</p> <p>(1) 医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト点検の強化、指導監督の徹底など従来からの施策を更に推進するほか、長期入院の是正、検査、投薬の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図る。 ○ 急増を続ける老人医療費に対して、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な自己負担やいわゆる社会的入院の是正等 を内容とする診療報酬支払方式面での対応により医療費の無駄をなく。 ○ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らな健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要。 <p>○ 医療法に基づく都道府県の医療計画を基本として、病院・病床等の適正配置を推進するとともに、病床過剰地域における病床の削減方策を検討。</p> <p>(2) 医療保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費の適正・公平な負担、医療保険制度の安定及び患者のサービス選択の幅の拡大等の観点から、公的医療保障の給付・内容につき見直しを行うべき。特に、国民のニーズが多様化・高度化している入院給食等については、在宅医療の患者とのバランス等を勘案しつつ、付添看護・介護の是正や在宅医療の推進と一体のものとして、保険給付の在り方を見直していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等従来ベースの対策の充実・強化。 ○ 長期入院の適正化等老人医療費の適正化。 ○ 老人保健制度の改正。 <ul style="list-style-type: none"> ① 入院時の食事につき、定額自己負担の導入 ② 在宅医療の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医師機能を診療報酬で評価 ・ 訪問看護事業の拡大(老人 → 難病等) ○ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅福祉対策の緊急整備 [5年度] [6年度] ホームヘルパーの大幅な増員 52,405人 → 59,005人 (6,600人増) 等 ・ 施設の緊急整備 特別養護老人ホームの整備 202千床 → 212千床 (10千床増) 等 ○ 医療計画に基づく病床規制の実施。 ○ 患者ニーズの多様化・高度化に対応し、良質かつ適切な医療を確保する等のため、制度改正を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① ・入院時の食事につき、定額自己負担の導入 患者の自己負担 一日(3食) 800円 (平均的家計において通常かかる食費の額に相当) 住民税非課税世帯については660円 ・入院時の食事の改善 ② 付添看護・介護に係る給付の改善 ③ 在宅医療の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医師機能を診療報酬で評価 ・ 訪問看護事業の拡大(老人 → 難病等) ④ 出産育児一時金の創設 等

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況				
<p>(3) 国民健康保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫負担の増大、所得格差、保険料負担の不均衡など様々な問題を抱えており、引き続き制度の見直しを進めていくことが必要。 (4) 国立病院・療養所 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院・療養所への一般会計繰入れにつき、政策医療、看護類養成等繰入れ対象とすべき経費についての基準を5年度予算において設けたところであり、引き続きこの基準に基づき予算編成を行うべき。 ○ 経営合理化を図るため、施設の統廃合及び経営移譲を実施するとともに非効率な運営がなされている病棟を集約する等、引き続き、経営の改善に努力すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険審議会において検討中。 ○ 一般会計繰入れ額 繰入れ率 〔5年度予算〕 2,482億円 24.9% ⇒ 〔6年度予算〕 2,588億円 24.9% ○ 施設の統合 国立福岡中央病院 国立久留米病院 ↑ 国立病院九州医療センター（仮称） ○ 病棟集約 <table border="1" data-bbox="623 812 687 1015" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>病床減</td> <td>△150床</td> </tr> <tr> <td>定員減</td> <td>△23人</td> </tr> </table> 	病床減	△150床	定員減	△23人
病床減	△150床				
定員減	△23人				

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
<p>(5) 年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金制度が成熟化していく中、年金制度の安定的運営が図られるとともに、世代間のバランスが保たれ、社会の活力が維持されることを可能にする制度の再構築が必要。 ○ そのため、平成6年財政再計算に際し、次のような改正を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 21世紀初頭には、60歳台前半期の年金の在り方について弾力的な仕組みを工夫した上で、本格的な年金の支給年齢を65歳からとする。 ② 年金額改定につき、名目賃金の伸びにに応じ見直してきた従来方式を改め、現役世代の実質的な賃金（税・社会保険料を除いた賃金）の動向に応じた改定を行う。 ③ 保険料につき、適切な段階的引上げを行う。厚生年金保険料について、現役世代内の負担の公平の観点に立ち、政管健保制度と同様ポーナスからも保険料を徴収する。 ④ 失業給付と老齢厚生年金の併給につき、所要の調整を行う。 	<p>平成6年度予算における措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 60歳台前半の厚生年金の見直し（平成13年度より実施） <ul style="list-style-type: none"> ・60歳台前半の年金は、65歳以降の年金とは別個の給付（報酬比例部分の年金）とし、2001年度（平成13年度）から2013年度（平成25年度）にかけて、現行の仕組みから段階的に切り替える。 ・働くことが著しく困難な障害者や長期加入者（45年以上加入者）には、65歳前での特別支給の老齢厚生年金額相当の年金を支給。 ○ 厚生年金の再評価の方式の変更（平成6年10月実施） <ul style="list-style-type: none"> ・現役世代の税・社会保険料を除いた手取賃金の上昇率を用いて再評価。 ○ 保険料率の引上げ等（厚生年金） <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の改定（平成6年10月実施） <ul style="list-style-type: none"> ・制度の長期的安定を図るため、5年毎の財政再計算期に2.5%ずつ保険料を引き上げることとを予定。ただし、今回の改正に際しては、2.5%引上げと同様の効果を保ちつつ、引上げを二段階に分けて行う。 ○ ポーナスからの厚生年金保険料徴収（平成7年4月実施） <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率 1.0%（労使折半） ・標準報酬等級の改定（平成6年10月実施） <ul style="list-style-type: none"> ・上限 53万円 → 59万円 ・下限 8万円 → 9.2万円 ○ 国民年金 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の改定（平成7年4月実施） <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度 月額 10,500円 → 平成6年度 11,100円 → 平成7年度 11,700円 （以降平成11年度まで毎年500円） （平成6年度価格）ずつ引上げ） ○ 雇用保険の失業給付を受けている場合は、年金の支給を停止する（平成8年4月実施）。 <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢雇用継続給付を受けている場合は、一定の調整（標準報酬の10%相当の年金を停止）を行う。（平成9年4月実施）

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況				
<p>(6) 福祉</p> <p>○ 福祉施策についても、より適正な負担を求め、いくことを検討すべきであり、また運営の効率化・合理化を図っていくことが必要である。</p> <p>(7) 雇用</p> <p>○① 希望すれば少なくとも65歳まで働き得る社会を作るための高齢者の雇用機会の確保</p> <p>② 女性労働力において年齢階層別労働力率がM字型を描く状況を是正するための就業環境の整備をはじめとする労働力全体の有効活用策が最も重要な課題となっており、定年後も雇用を継続する高齢者や育児休業取得者に対し一定の給付を行って職業生活の円滑な継続を援助・促進する仕組みを雇用保険制度に創設する等の対応を図っていくことが必要。</p>	<p>○ 特別養護老人ホーム等措置施設における費用徴収基準及びホームヘルプサービス事業の費用負担について適正化。</p> <p>○ 雇用をめぐる社会経済の変化に対応し高齢者や女性の雇用継続の援助、促進等を図るため、雇用保険制度を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢期雇用継続給付、育児休業給付を新設（平成7年4月実施） ・ 再就職の促進を図るため再就職手当を拡充（平成6年4月実施） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">〔5年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔6年度〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就職促進給付</td> <td style="text-align: center;">3,060億円 ⇒ 4,216億円（37.8%増）</td> </tr> </table> <p>○ 高齢者が65歳まで現役として働ける環境づくりを促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢期雇用就業支援センターの設置 8億円（増） ・ 高齢期キャリア活用センターの設置 4億円（増） ・ 高齢期雇用環境整備奨励金の創設 24億円（増） ・ 高齢期就業準備奨励金の創設 8億円（増） <p>○ 女性労働力の就業環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レディース・ハローワークの設置 8カ所 ⇒ 11カ所（3カ所増） 	〔5年度〕	〔6年度〕	就職促進給付	3,060億円 ⇒ 4,216億円（37.8%増）
〔5年度〕	〔6年度〕				
就職促進給付	3,060億円 ⇒ 4,216億円（37.8%増）				
<p>(8) 恩給</p> <p>○ 臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進すべき。また、新規の個別改善は行わないこととするべき。</p>	<p>○ 恩給年額を平成6年4月から1.83%引き上げる等のほか、各種加算については公的年金の財政再計算と同様の引上げを行う。</p>				

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
<p>2. 文教・科学振興</p>	
<p>(1) 文教予算編成上の基本的考え方</p>	
<p>○ 行財政改革の基本方針を踏まえつつ、初等中等教育と高等教育との間の財源配分の見直しを進め、初等中等教育については極力地方公共団体が自主性を発揮できるような見直しを進めるとともに、高等教育、学術研究へ資金の重点配分を図ることが重要。このため、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていくことが必要。</p>	<p>○ 初等中等教育の分野</p> <p>① 私立高等学校等经常費助成費補助金について、一般補助を削減する一方で特別補助を充実することとし、全体として総額の25%相当額を削減。</p> <p>② 義務教育費国庫負担金等について、富裕団体調整措置の対象を現行の不交付団体から財政力指数（当該年度前3年平均）1.0超の団体へ変更。</p> <p>③ 公立学校施設整備費について、公立高等学校不適格建物改築事業を一般財源化。</p> <p>④ 高等学校教育近代化設備等整備費補助金のうち、特別活動設備（楽器、スポーツ用具等）を一般財源化。</p> <p>⑤ 高等学校産業教育設備費等負担金等の補助対象を1個又は1組当たり5万円以上のものに限定。</p> <p>⑥ 理科教育等設備整備費補助金のうち、高等学校分の補助対象を1個又は1組当たり4万円以上のものに限定。</p>
<p>(2) 義務教育費国庫負担制度</p>	<p>○ 高等教育の分野</p> <p>① 科学研究費補助金の増額</p> <p>② 日本育英会の育英奨学事業</p> <p>・ 大学院修士課程に有利子貸与制度を導入</p> <p>・ 貸与人員の増員（大学院）</p> <p>③ 日本学術振興会の特別研究員の増員</p> <p>④ 国立大学の高度化推進特別経費の増額</p> <p>国立大学の研究基盤重点設備費の増額</p> <p>国立大学の大学改革推進等経費を創設</p> <p>国立大学の学部教育ハイテク設備費を創設</p>
<p>○ 文教予算の重点的、効率的配分及び国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度的目的、充足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを進めていくことが必要。</p>	<p>（5年度） ⇒ 736億円 ⇒ 824億円（120%増）</p> <p>⇒ 31,960人 ⇒ 35,460人（3,500人増）</p> <p>⇒ 17,770人 ⇒ 21,000人（4,000人増）</p> <p>⇒ 52億円 ⇒ 61億円（17.7%増）</p> <p>⇒ 36億円 ⇒ 46億円（27.5%増）</p> <p>⇒ — ⇒ 30億円（皆増）</p> <p>⇒ — ⇒ 11億円（皆増）</p>
<p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の平成6年度における取扱いについては、現下の厳しい財政事情等を踏まえて検討を行うことが必要。</p>	<p>○ 富裕団体調整措置の対象を、現行の不交付団体から財政力指数（当該年度前3年平均）1.0超の団体へ変更（なお、この見直しにより影響を受ける団体に対しては、平成6年度においては、富裕団体調整額の3分の1相当額を激変緩和措置として交付）。</p> <p>① 義務教育費国庫負担金 ⇒ 26,891億円 ⇒ 27,510億円（2.3%増）</p> <p>② 義務教育費国庫負担金 ⇒ 1,077億円 ⇒ 1,175億円（9.1%増）</p> <p>（6年度）</p>
<p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の平成6年度における取扱いについては、現下の厳しい財政事情等を踏まえて検討を行うことが必要。</p>	<p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の2年次目として、チームティーチングの導入、特殊教育諸学校の学級編成の改善等を中心に、改善増5,235人を措置。</p>

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況																																			
<p>(3) 私学助成</p> <p>○ 私立大学等経常費補助の配分については、私学の独自性の発揮、教育条件の向上の観点から、より一層の見直しが必要。</p>	<p>○ 私立大学等経常費補助金、私立大学・大学院等教育研究装置整備補助、私立大学研究設備整備費等補助金については、国の財政事情、私学の果たしている役割等を総合的に勘案し、次のとおり計上。</p> <table border="1"> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>2,655.5億円</td> <td>⇒</td> <td>2,733.5億円 (2.9%増)</td> </tr> <tr> <td>(6年度)</td> <td>⇒</td> <td>85.5億円</td> <td>⇒</td> <td>87.5億円 (2.3%増)</td> </tr> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>245億円</td> <td>⇒</td> <td>26.5億円 (8.2%増)</td> </tr> </table> <p>① 私立大学等経常費補助金 ② 私立大学・大学院等教育研究装置整備補助金 ③ 私立大学研究設備整備費等補助金</p>	(5年度)	⇒	2,655.5億円	⇒	2,733.5億円 (2.9%増)	(6年度)	⇒	85.5億円	⇒	87.5億円 (2.3%増)	(5年度)	⇒	245億円	⇒	26.5億円 (8.2%増)																				
(5年度)	⇒	2,655.5億円	⇒	2,733.5億円 (2.9%増)																																
(6年度)	⇒	85.5億円	⇒	87.5億円 (2.3%増)																																
(5年度)	⇒	245億円	⇒	26.5億円 (8.2%増)																																
<p>○ 私立高等学校等経常費補助については、当面の誘導措置として発足した経緯を踏まえ、国と地方の機能分担、費用負担のあり方の観点から、制度改正を含め見直しを行うべき。</p>	<p>○ 私立高等学校等経常費補助費補助金については、一般補助については、一般補助について補助単価の引下げ(▲30%)等を行うとともに、教育改革を一層積極的に推進していくため特別補助を充実。</p> <table border="1"> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>847億円</td> <td>⇒</td> <td>635億円 (25.0%減)</td> </tr> </table> <p>私立高等学校等経常費補助費補助金</p>	(5年度)	⇒	847億円	⇒	635億円 (25.0%減)																														
(5年度)	⇒	847億円	⇒	635億円 (25.0%減)																																
<p>(4) 義務教育教科書無償給与制度</p> <p>○ 家計での消費とりわけ教育関係支出の実情、及び一律無償は所得配分の観点から適当でなく、また、財政負担に対し一人当たり家計負担軽減額がわずか、財政負担の効率的使用の観点からも問題がある点を考慮して、今後、有償化につき更に検討を進めるべき。</p>	<p>○ 教科書有償化問題について今後引き続き厳き検討することとし、6年度予算では無償措置を継続。</p> <table border="1"> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>440億円</td> <td>⇒</td> <td>434億円 (1.4%減)</td> </tr> </table> <p>義務教育教科書購入費</p>	(5年度)	⇒	440億円	⇒	434億円 (1.4%減)																														
(5年度)	⇒	440億円	⇒	434億円 (1.4%減)																																
<p>(5) 国立学校特別会計</p> <p>○ 初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭量化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべき。併せて、教育研究体制の高度化を進めていくことが必要。</p>	<p>○ 施設・設備の老朽化、狭量化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的・計画的に推進。また、大学院に重点をおいた教育研究体制の高度化を推進するほか、学術研究の推進に必要なとされる基盤的な研究設備の整備を推進。</p> <table border="1"> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>1,833億円</td> <td>⇒</td> <td>2,177億円 (18.8%増)</td> </tr> <tr> <td>(6年度)</td> <td>⇒</td> <td>1,636億円</td> <td>⇒</td> <td>1,711億円 (4.6%増)</td> </tr> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>52億円</td> <td>⇒</td> <td>61億円 (17.7%増)</td> </tr> <tr> <td>(6年度)</td> <td>⇒</td> <td>36億円</td> <td>⇒</td> <td>46億円 (27.5%増)</td> </tr> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>—</td> <td>⇒</td> <td>30億円 (皆増)</td> </tr> <tr> <td>(6年度)</td> <td>⇒</td> <td>—</td> <td>⇒</td> <td>11億円 (皆増)</td> </tr> </table> <p>① 国立学校施設等整備費 ② 基幹的教育研究経費 ③ 高度化推進特別経費 ④ 研究基盤重点設備費 ⑤ 大学改革推進等経費 ⑥ 学部教育ハイテク設備費</p> <p>○ 国立大学教授料の引上げ(平成7年4月入学者から)</p> <table border="1"> <tr> <td>(5年度)</td> <td>⇒</td> <td>411,600円</td> <td>⇒</td> <td>447,600円 (8.7%増)</td> </tr> </table> <p>(月額3,000円、年額36,000円の引上げ)</p> <p>○ 学部別授業料の導入については、引き続き検討。</p>	(5年度)	⇒	1,833億円	⇒	2,177億円 (18.8%増)	(6年度)	⇒	1,636億円	⇒	1,711億円 (4.6%増)	(5年度)	⇒	52億円	⇒	61億円 (17.7%増)	(6年度)	⇒	36億円	⇒	46億円 (27.5%増)	(5年度)	⇒	—	⇒	30億円 (皆増)	(6年度)	⇒	—	⇒	11億円 (皆増)	(5年度)	⇒	411,600円	⇒	447,600円 (8.7%増)
(5年度)	⇒	1,833億円	⇒	2,177億円 (18.8%増)																																
(6年度)	⇒	1,636億円	⇒	1,711億円 (4.6%増)																																
(5年度)	⇒	52億円	⇒	61億円 (17.7%増)																																
(6年度)	⇒	36億円	⇒	46億円 (27.5%増)																																
(5年度)	⇒	—	⇒	30億円 (皆増)																																
(6年度)	⇒	—	⇒	11億円 (皆増)																																
(5年度)	⇒	411,600円	⇒	447,600円 (8.7%増)																																

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
<p>(6) 科学技術</p>	
<p>○ 基礎的・創造的研究の充実強化の重要性に配慮しつつ、優先順位を十分考慮して、重点的・効率的な資金配分を行うことが必要。</p>	<p>○ 基礎的・創造的研究の充実強化に重点配分。 (5年度) 133億円 ⇒ (6年度) 155億円 (16.5%増) 科学技術振興調整費 27億円 ⇒ 32億円 (18.9%増) フロンティア研究 69億円 ⇒ 74億円 (8.6%増) 創造科学技術推進事業 14億円 ⇒ 17億円 (19.5%増) 独創的個人研究育成制度</p>
<p>○ 大規模プロジェクトについては、その必要性、緊急性や後年度負担の状況を十分検討し、新規プロジェクトの着手を厳に抑制するとともに、既定プロジェクトについても緊要度に応じて速度調整を図るべき。</p>	<p>○ 宇宙開発、海洋開発等のプロジェクトの着実な推進。 地球観測プラットフォーム技術衛星 (ADEOS) 119億円 ⇒ 184億円 (54.4%増) 大型海洋観測研究船の建造着手 — ⇒ 19億円 (皆増) 大型放射光施設 (Spring-8) の建設費 90億円 ⇒ 110億円 (21.8%増)</p>
<p>○ 国民生活の質の向上に資する科学技術の振興。</p>	<p>○ 国民生活の質の向上に資する科学技術の振興。 地震予知研究 24億円 ⇒ 35億円 (44.1%増)</p>
<p>○ 大規模プロジェクトについては、進捗調整に十分留意。</p>	<p>○ 大規模プロジェクトについては、進捗調整に十分留意。 後年度負担額 (科学技術庁所管一般会計予算) 2,854億円 ⇒ 2,715億円 (139億円減)</p>
<p>3. 防衛</p>	
<p>○ 現在、防衛力の在り方が検討されているところであり、将来の防衛関係費の確直化を招くことのないよう、後年度負担を含めた防衛関係費全般にわたり、効率化・合理化に努め、極力その抑制を図ることが必要。</p>	<p>○ 6年度防衛関係費については、昭和35年度以来の低い伸び率に抑制(0%台は34年振り)。 (5年度) 4兆6,406億円 (+ 1.95%) ⇒ (6年度) 4兆6,835億円 (+ 0.9%) 防衛関係費</p>
<p>○ 装備品の調達等に係る後年度負担については、極力その抑制を図ることが重要。</p>	<p>○ 新規後年度負担の抑制に努力。 (5年度) 1兆7,721億円 (+ 3.4%) ⇒ (6年度) 1兆6,301億円 (+ 3.3%) 新規後年度負担のうち正面 8,503億円 (+ 2.1%) ⇒ 8,579億円 (+ 0.9%)</p>
<p>○ 基地周辺対策経費については、現下の財政事情を踏まえ、引き続き一層の抑制を図るべき。</p>	<p>○ 基地周辺対策経費の抑制に努力。 (5年度) 1,627億円 (+ 0.0%) ⇒ (6年度) 1,621億円 (▲ 0.3%) 基地周辺対策経費 (契約ベース)</p>

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況																																																
<p>4. 公共事業</p> <p>○ 公共事業の配分に關しては、高齢化社会が本格化する21世紀までのわすかな期間に真に緊急に整備が必要とされる分野に思い切った重点投資を行う必要があるとの認識の下、その配分に関する考え方を「公共事業の配分のあり方に関する報告」において示した。</p> <p>6年度予算編成に当たっては、同報告で提示した考え方に沿い、公共事業の配分の見直しに取り組みべきである。</p> <p>(参考)「公共事業の配分のあり方に関する報告」(抄)</p> <p>3. 公共事業予算の配分の考え方</p> <p>(3) 配分の基準</p> <p>現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り、(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備の三つの類型に分類される。</p> <p>(A) 住宅、下水道、農業集落排水、上水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路、等</p> <p>(B) 治水、海岸、森林整備(治山、造林、林道)、等</p> <p>(C) 工業用水、漁港、沿岸漁場整備、港湾、農業生産基盤、等</p> <p>三類型の優先順位は、上記(2)「配分の見直しに当たった考え方」の下で次の理由により、(A)、(B)、(C)の順とすることが適当である。</p> <p>(A) 生活環境整備については、国土保全、産業基盤整備に比べ事業の本格的実施が遅れたため、限られた期間に緊急に整備をする必要があるところから、当面、集中的に投資するよう努めるべきものである。</p>	<p>○ 公共事業四係費の規模の確保</p> <p>6年度当初予算では、一般会計の伸び2.3%に対し4.0%と高い伸び。さらに、5年度3次補正予算において追加した1兆6,045億円を加えれば、相当規模の公共事業四係費を確保。(いわゆる「15ヶ月予算」)</p> <p>〔5年度当初〕 4.0% → 〔6年度当初〕 〔5年度3次補正〕</p> <p>8兆6,384億円 → 8兆9,846億円 + 1兆6,045億円</p> <p>(22.6%)</p> <p>○ 生活関連分野への重点投資</p> <p>財政制度審議会報告を尊重しつつ、国民生活の質の向上に資する分野に思い切った重点配分。具体的には、住宅、下水道、廃棄物処理施設等の事業(「生活環境整備型」)については思い切った重点投資を行い、また、治山、治水、海岸等の事業(「国土保全型」)については、着実な伸びを確保し、さらに、漁港、港湾等の事業(「産業基盤整備型」)については、必要な分野には重点的な投資を行いつつも全体としては抑え気味の配分。</p> <p>(対前年度伸率)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅</td> <td>66%</td> <td>治水</td> <td>30%</td> <td>漁港</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>市街地整備</td> <td>95%</td> <td>治山</td> <td>3.3%</td> <td>港湾</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>下水</td> <td>70%</td> <td>海岸</td> <td>30%</td> <td>工業用水</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水</td> <td>16.3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>14.4%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>68%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市・幹線鉄道</td> <td>8.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>一 般 公 共 4.1%</p>	住宅	66%	治水	30%	漁港	0.5%	市街地整備	95%	治山	3.3%	港湾	0.7%	下水	70%	海岸	30%	工業用水	1.0%	農業集落排水	16.3%					廃棄物処理施設	14.4%					水道	100%					公園	68%					都市・幹線鉄道	8.5%				
住宅	66%	治水	30%	漁港	0.5%																																												
市街地整備	95%	治山	3.3%	港湾	0.7%																																												
下水	70%	海岸	30%	工業用水	1.0%																																												
農業集落排水	16.3%																																																
廃棄物処理施設	14.4%																																																
水道	100%																																																
公園	68%																																																
都市・幹線鉄道	8.5%																																																

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況																																																												
<p>(B) 国土保全については、我が国の自然的特性からいって、特定の時期に完了するといった性格のものではないので、長期的視点から着実に実施していくべきである。</p> <p>(C) 産業基盤整備については、これまでの投資実績や国民経済に占める比重の変化等を考慮すると、これからの我が国経済の成長のために必要な分野には適切な配慮をしながらも、全体としては、重点的かつ抑制気味に扱うべきである。</p> <p>高速道路、拠点空港等は、上記の三類型に分類し難いものではあるが、国土の骨格の形成、あるいは、国際社会との交流のための基盤的施設であり、各々の必要性を見極めながら、着実に整備していくことが必要である。</p>	<p>○ 公共事業四係費のシェアの変更は、各事業のシェアの変更幅の合計は、プラス・マイナス各々約1.6%、省庁別のシェアの変更幅は、プラス・マイナス各々約0.9%と極めて大きなもの。</p>																																																												
	<table border="1"> <tr> <td>58'</td> <td>59'</td> <td>60'</td> <td>61'</td> <td>62'</td> <td>63'</td> <td>元'</td> <td>2'</td> <td>3'</td> <td>4'</td> <td>5'</td> <td>6'</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.9</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="12">事業別シェアの変更幅の合計</td> </tr> <tr> <td colspan="12">省庁別シェアの変更幅の合計</td> </tr> <tr> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.1</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.9</td> </tr> </table>	58'	59'	60'	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	0.0	0.2	0.3	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6	事業別シェアの変更幅の合計												省庁別シェアの変更幅の合計												0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9
58'	59'	60'	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'																																																		
0.0	0.2	0.3	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6																																																		
事業別シェアの変更幅の合計																																																													
省庁別シェアの変更幅の合計																																																													
0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9																																																		
	<p>また、このような基準で配分した場合には、現状に比べて都市重視の考え方であり、国土の均衡ある発展に逆行するとの反論も予想される。</p> <p>しかしながら、都市においても、地方においても最近の国民のニーズは便利で住みよい生活環境を形成してほしいということであり、下水道等の生活環境整備型の事業の多くは、実際に、都会よりも地方でより多く実施されている実績がある。従って、上記の優先順位による配分を行っても、都会重視になるとか地域振興に反するということには決してならない。</p>																																																												

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況																																											
<p>5. 政府開発援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 量的拡大から、内容面における一層の重点化・効率化が更に重要。 ○ 平成6年度予算編成に当たっては、厳しい財政事業の下、総額は抑制しつつ、環境・人口等地球規模の問題に対処していくとともに、開発途上国の自助努力を支援する観点から人造り支援分野に財源の重点配分を行うなど、真に効果的な援助を目指すことが必要。 	<p>1. 一般会計ODAについては厳しい財政事情の中ではあるが、引き続き国際貢献を推進することとし、円高による影響、他の経費とのバランスにも留意して、10634億円（伸率4.8%）を計上（過去最低の伸率）。</p> <p>2. 総額の伸びは抑制しつつ、財源の重点配分を行い、真に効果的な援助を目指す。</p> <p>(1) 環境、人口などの地球規模の問題や、人権、難民、民主化支援などの今日的課題への取り組み。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">〔5年度〕</td> <td style="text-align: center;">〔6年度〕</td> </tr> <tr> <td>・ 国連環境基金拠出金</td> <td>2262万^千円 ▲ 3,603万^千円 (+59.3%)</td> </tr> <tr> <td>・ 国連難民高等弁務官計画拠出金</td> <td>8,300万^千円 ▲ 10,000万^千円 (+20.5%)</td> </tr> <tr> <td>・ 国連婦人開発基金等拠出金</td> <td>128万^千円 ▲ 178万^千円 (+39.1%)</td> </tr> </table> <p>(2) 開発途上国における人造りを支援するための技術協力。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力事業団による技術協力の拡充 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>うち 研修員受入れ</td> <td>6,920人</td> <td>▲</td> <td>7,140人</td> <td>(220人増)</td> </tr> <tr> <td>青年海外協力隊新規派遣</td> <td>1,030人</td> <td>▲</td> <td>1,110人</td> <td>(80人増)</td> </tr> </table> ・ 留学生関係（途上国からの留学生受入れ） ・ 海外における日本語教育支援 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>260億円</td> <td>▲</td> <td>294億円</td> <td>(+13.2%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20.4億円</td> <td>▲</td> <td>23.3億円</td> <td>(+14.2%)</td> </tr> </table> <p>(3) この他、草の根レベルできめ細かい執行のできる「小規模無償資金協力」、災害被災者、難民救済に機動的に対応できる「災害援助」については、大きく拡充。また、NGOの活動を支援するための補助金を拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模無償 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>10億円</td> <td>▲</td> <td>15億円</td> <td>(+50.0%)</td> </tr> </table> ・ 災害無償 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>40億円</td> <td>▲</td> <td>53億円</td> <td>(+32.5%)</td> </tr> </table> ・ NGO事業補助金 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>4.4億円</td> <td>▲</td> <td>5.4億円</td> <td>(+22.7%)</td> </tr> </table> （ボランティア補償支援制度創設） 	〔5年度〕	〔6年度〕	・ 国連環境基金拠出金	2262万 ^千 円 ▲ 3,603万 ^千 円 (+59.3%)	・ 国連難民高等弁務官計画拠出金	8,300万 ^千 円 ▲ 10,000万 ^千 円 (+20.5%)	・ 国連婦人開発基金等拠出金	128万 ^千 円 ▲ 178万 ^千 円 (+39.1%)	うち 研修員受入れ	6,920人	▲	7,140人	(220人増)	青年海外協力隊新規派遣	1,030人	▲	1,110人	(80人増)		260億円	▲	294億円	(+13.2%)		20.4億円	▲	23.3億円	(+14.2%)		10億円	▲	15億円	(+50.0%)		40億円	▲	53億円	(+32.5%)		4.4億円	▲	5.4億円	(+22.7%)
〔5年度〕	〔6年度〕																																											
・ 国連環境基金拠出金	2262万 ^千 円 ▲ 3,603万 ^千 円 (+59.3%)																																											
・ 国連難民高等弁務官計画拠出金	8,300万 ^千 円 ▲ 10,000万 ^千 円 (+20.5%)																																											
・ 国連婦人開発基金等拠出金	128万 ^千 円 ▲ 178万 ^千 円 (+39.1%)																																											
うち 研修員受入れ	6,920人	▲	7,140人	(220人増)																																								
青年海外協力隊新規派遣	1,030人	▲	1,110人	(80人増)																																								
	260億円	▲	294億円	(+13.2%)																																								
	20.4億円	▲	23.3億円	(+14.2%)																																								
	10億円	▲	15億円	(+50.0%)																																								
	40億円	▲	53億円	(+32.5%)																																								
	4.4億円	▲	5.4億円	(+22.7%)																																								

「報告」における指図書事項	平成6年度予算における措置状況
<p>6. 農業</p>	
<p>(1) 農業関係予算の合理化・重点化 経営感覚に優れた効率的・安定的経営体を育成し、 こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造が実現 されるよう、財政資金の効率的、重点的配分に努め ていくことが必要。その際、補助金について生産対 策関係の施設・機会等に係るものを中心に効率化、 重点化の観点から見直しを進めるとともに、融資の 積極的活用を図るべき。</p>	<p>○ 農林水産関係予算総額 〔5年度〕 33,680億円 ⇒ 〔6年度〕 34,188億円 (1.5%増) 〔公共事業関係費〕 18,226億円 ⇒ 18,559億円 (1.8%増) 〔食糧管理費〕 3,113億円 ⇒ 2,743億円 (11.9%減) 〔一般農政費〕 12,341億円 ⇒ 12,886億円 (4.4%増) (注) NTT償還時補助は除いている。</p>
<p>○ 経営体の育成強化</p>	
<p>① 総合的融資制度の確立 農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の認定を受けた農業者の計画に即した経営展開を資金面で着実に 支務する総合的融資制度を確立する。</p>	<p>ア 農業経営基盤強化資金(仮称)創設 融資枠 400億円 金利 35%(利子助成により実行金利20%) イ 農業経営改善促進資金(仮称)創設 融資枠 2,000億円 金利 3.3%(変動制)</p>
<p>② 経営規模拡大等関連資金の拡充 農林公庫における農業の経営規模拡大等に資する農地等取得資金等の融資枠を拡大する。</p>	<p>〔5年度〕 6,000億円 ⇒ 〔6年度〕 6,000億円 (0.0%増) 〔うち農地等取得資金等の3.5%資金融資枠〕 1,078億円 ⇒ 1,378億円 (27.8%増)</p>
<p>③ 農業経営育成促進農業構造改善事業の創設 足跡の強い地域農業を確立するため、経営体育成のための指導等と有機的連携を図りつつ、土地基盤整備、農業近 代化施設等を重点的かつ短期的(2年間)に整備する事業を農業構造改善事業の中に創設する(6年度 100億円)。</p>	
<p>○ 農業の生産性の向上と農村の生活環境整備の推進 効率的・安定的な経営体の育成等を通じた国内農業の体質強化を図っていくとともに、農村地域の生活環境整備の 促進を図る観点からの予算の重点化を行う。</p>	<p>〔5年度〕 11,543億円 ⇒ 〔6年度〕 11,682億円 (1.2%増) 〔うち高生産性大区域は場整備事業〕 241億円 ⇒ 269億円 (11.6%増) 〔担い手育成基盤整備事業〕 53億円 ⇒ 268億円 (405.3%増) 〔担い手育成池地帯総合整備事業〕 — ⇒ 67億円 (皆増) 〔農業集落排水事業〕 1,003億円 ⇒ 1,166億円 (16.3%増) 〔中山間活性化総合整備事業〕 300億円 ⇒ 343億円 (14.4%増)</p>

「報告」における指図書事項	平成6年度予算における措置状況
<p>(2) 食糧管理制度 食糧管理に係る財政負担について、以下のような観点から引き続き一層の縮減を図っていく必要がある。</p> <p>① 生産者及び消費者米麦画 今後の米麦画の決定については、内外価格差縮小・政府管理経費縮減・コスト逆サヤの縮小を進めていくことが必要。</p> <p>② 学校給食用米穀値引制度 学校給食用米穀の値引きについて見直しを図っていくことが必要。その際、現在の自主流通米中心となっている米の流通・消費の実態を踏まえ、今後米飯給食に対しても、より自主流通米を活用する方向で検討すべき。</p>	<p>補助事業の重点化等</p> <p>① 農業構造改善事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金等において、構造改善センター、多目的集会所等に對する補助を廃止（5年度実績：39億円減）</p> <p>② 農業構造改善事業費補助金、先進的農業生産推進対策事業費補助金等において施設、機械等の補助対象から外し、融資化</p> <p>○ 食糧管理費</p> <p>〔5年度〕 3,113億円 ⇒</p> <p>〔6年度〕 2,743億円（11.9%減）</p> <p>① 食糧管理特別会計繰入 食糧調整勘定繰入については、米麦に關する適切な需給管理が行われるよう措置するとともに、5年産米の異例の不作に伴う取扱数量の減等を適正に反映させ、政府管理経費の見直し等を行うことによつて、できる限りの節減を図る。 調整勘定繰入 2,100億円 ⇒ 1,900億円（9.5%減）</p> <p>② 水田営農活性化対策費 (参考) 転作等目標面積 1,013億円 ⇒ 843億円（16.8%減） 676千ha ⇒ 600千ha 〔注〕食糧管理費 2,743億円は、ピーク時（56年度、9,948億円）の3割弱。また、食管特会調整勘定繰入 1,900億円は、ピーク時（51年度、7,690億円）の4分の1弱。</p> <p>○ 学校米飯給食助成の節減合理化 自主流通米の供給（4～10月）による助成の節減 12億円減 父兄負担（標準的な自主流通米の場合） 160円/月 ⇒ 170円/月（7%増） 今後とも自主流通米の割合が高まるよう努力</p> <p>(参考) 学校給食用牛乳供給事業交付金 〔 牛乳供給日数区分に応じ学校単位で助成する現行方式の助成単価を縮減（10%減）するとともに 〕 〔 牛乳供給の合理化を推進するための方策を導入 〕</p>

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
<p>7. 運輸</p> <p>(1) 日本国有鉄道清算事業団債務の処理</p> <p>○ 最終的に国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めつつ、6年度においても土地売却収入の確保に最大限努力するなど資産処分を進め、国鉄清算事業団の長期債務の償還に努めるべき。</p>	<p>○ 平成6年度においても、土地売却収入の確保に最大限努力のほか、JR株式売却収入、鉄道整備基金からの収入、補助金収入等により債務償還を進める。</p> <p>(参考) 国鉄清算事業団の長期債務の見込み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成5年度首</p> <p>26.6兆円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成6年度首</p> <p>25.9兆円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成7年度首</p> <p>25.8兆円</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(平成5年度) (見込み)</p> <p>発生金利等 1.5兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △2.2兆円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地処分収入 0.9兆円 ・JR株式売却収入 1.1兆円 ・鉄道整備基金収入 0.1兆円 ・補助金 0.1兆円 ・その他収入 0.1兆円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(平成6年度) (予算)</p> <p>発生金利等 1.5兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.6兆円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地処分収入 1.0兆円 ・JR株式売却収入 0.3兆円 ・鉄道整備基金収入 0.1兆円 ・補助金 0.1兆円 ・その他収入 0.0兆円 </div> </div>

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況																											
<p>(2) 整備新幹線問題</p> <p>○ 3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更については以下のよう大きな極めて大きな問題がある。</p> <p>① 新幹線建設のため確保されている財源は3線5区間で手一杯であり、追加的に必要な膨大な財源確保の目処は全く立っていない。また、整備新幹線の取支採算性は極めて乏しく、JRが50%の事業費を負担できないことは明らか。</p> <p>現在の公的助成比率（50%）を超えて助成を行うことは、整備新幹線が私企業であるJRの事業用施設であることを考えれば、国鉄改革の趣旨・行財政改革の趣旨にも反する。</p> <p>② 清算事業団債務のうち最終的に国が処理すべき債務が膨大になると見込まれる中、更に、巨額の負担を後世に残すことにつき国民の理解を得がたい。</p> <p>③ JRを第二の国鉄としないために並行在来線の経営分離が必要だが、3線5区間以外で経営分離の見通しは全く立っていない。</p> <p>3線5区間は既に約2兆円の巨大プロジェクトとなっており、しかも進捗割合が10%強という段階であり、今後の事業費の増高等を考慮すると、現在の計画ですら達成は容易ではない。また、高速道路・空港等を含めた総合的な交通体系の一つとして検討されるべきものである。</p> <p>財源、取支採算性、並行在来線の問題等を考えれば、現時点においては3線5区間以外の区間の着工や規格の変更を行うことは不可能。従って、基本構想組みに従って、3線5区間に限定して建設を着実に進めていくべき。</p>	<p>○ 既に着工している3線5区間に限定して建設を着実に推進する。</p> <p>○ 3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更については、平成6年2月8日の大蔵・自治・運輸三大臣の申し合わせにより「3線5区間以外の区間（3線5区間の規格の変更を含む）については、新たな財源を見出すことを前提として、平成9年以降新しい基本スキームを検討し、その成案を得ることとする。その際、国及び地域の財政事情、JRの健全な経営の確保等に配慮する。また、取支採算性の見直し、JRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意、用地確保の見直し等所要の要件が整えられている必要がある」とされた。</p> <p>〔参考〕</p> <table border="1" data-bbox="423 446 717 1015"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>5年度事業費</th> <th>6年度事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔新幹線建設事業費〕</td> <td>1,591億円</td> <td>1,829億円</td> </tr> <tr> <td>整備新幹線</td> <td>1,274億円</td> <td>1,501億円</td> </tr> <tr> <td>線建設</td> <td>84億円</td> <td>88億円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>75億円</td> <td>79億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48億円</td> <td>50億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20億円</td> <td>21億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90億円</td> <td>90億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20億円</td> <td>30億円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	5年度事業費	6年度事業費	〔新幹線建設事業費〕	1,591億円	1,829億円	整備新幹線	1,274億円	1,501億円	線建設	84億円	88億円	事業費	75億円	79億円		48億円	50億円		20億円	21億円		90億円	90億円		20億円	30億円
区 分	5年度事業費	6年度事業費																										
〔新幹線建設事業費〕	1,591億円	1,829億円																										
整備新幹線	1,274億円	1,501億円																										
線建設	84億円	88億円																										
事業費	75億円	79億円																										
	48億円	50億円																										
	20億円	21億円																										
	90億円	90億円																										
	20億円	30億円																										

「報告」における指摘事項	平成6年度予算における措置状況
<p>8. 地方財政・補助金等</p> <p>○ 臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、地方財政の歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要。</p> <p>○ 平成6年度の地方財政については、近年になく極めて厳しい状況になるものと考えられる。一方、国の財政事情も誠に深刻な状況に立ち至っていると認める。従って、平成6年度の地方財政対策の具体的方策については、このような状況を踏まえ、適切に対処することが必要。</p>	<p>平成6年度予算における措置状況</p> <p>○ 6年度においては、景気に十分配慮して地方投資単独事業について5年度と同じ12%という高い伸びを維持する一方、臨時行政改革推進審議会答申等の趣旨に従い、国と同様、極力、経費の節減合理化に努め、総額を抑制。</p> <p>【歳出規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名目歳出ベース <ul style="list-style-type: none"> ・ 約80兆9,200億円程度 対前年度 5.9%の増 (5年度 2.8%の増) ・ NTT繰上償還額を除いたベース <ul style="list-style-type: none"> ・ 約79兆1,400億円程度 対前年度 3.6%の増 (5年度 2.8%の増) ・ NTT繰上償還額及び地方投資単独事業を除いたベース <ul style="list-style-type: none"> ・ 対前年度 1.2%の増 (5年度 2.5%の増) <p>(注) 5年度のNTT繰上償還額及び地方投資単独事業を除いたベースの伸率は、6年度の伸率との比較のため、4年度に計上された臨時財政特例償還基金を除いたベースで算出。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 6年度の地方財政は、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 6年度の所得税等の減税により地方交付税が12,432億円、個人住民税等の減税により地方税等が16,461億円、それぞれ減少。 (2) 減税の影響を除く通常収支でも29,886億円の財源不足。 2. 6年度の地方財政対策では、このように、近年になく極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方財政の円滑な運営に支障が生ずることのないよう以下の措置を講ずることとしている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 減税の影響分については、次の措置により全額を補填。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方交付税の減少については、交付税特会借入金により全額補填。 ② 住民税等の減少については、減税補てん債の発行により全額補填。 (2) 通常収支の財源不足額については、次の措置により全額を補填。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方交付税の増額措置 (2兆886億円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計加算 (1,760億円) ・ 特会剰余金の活用 (400億円) ・ 特会借入金の償還計画の変更 (1,979億円) ・ 新租の特会借入金 (1兆6,747億円) ② 建設地方債(財源対策債)の増発 (9,000億円) 3. この結果、特会出口ベースの地方交付税については、前年度とほぼ同額の15兆5,020億円(対前年度0.4%増)を確保。

「報告」における指摘事項

平成6年度予算における措置状況	
	(5年度)
【参考】6年度の地方交付税交付金	15兆9,804億円
法定率分	13兆6,183億円
前年度精算額	▲1兆3,655億円
法定加算分	1,760億円
特例措置額	▲4,000億円
一般会計ベース	12兆7,578億円 (▲18.3%)
返還金	0億円
特会借入金等利子等	▲2,137億円
特会借入金償還	—
特会剰余金の活用	400億円
特会借入金	2兆9,179億円
特会出口ベース	15兆5,020億円 (+0.4%)
	15兆4,351億円 (▲1.6%)

「報告」における指節事項	平成6年度予算における措置状況												
<p>○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しを行うことが必要。</p>	<p>(1)一般財源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村保健活動費交付金 (▲138億円) ○ 保健所運営費交付金 (▲28億円) ○ 児童扶養手当事務取扱交付金のうち、都道府県及び市町村職員の人件費 (▲33億円) ○ 児童手当事務費交付金のうち、市町村職員の人件費 (▲18億円) ○ 国民健康保険事務費負担金のうち、一般事務に係る経費 (▲100億円) ○ 小規模事業指導費補助金のうち、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費等 (▲158億円) <p>[地方公共団体における施設の自主的な整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会体育施設整備費補助金のうち、体育館 (▲16億円) ○ 公立学校施設整備費補助金のうち、公立高等学校不適格建物改築事業に係る経費 (▲11億円) <p>(2)補助制度の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養給付費負担金 (▲226億円)、老人医療給付費負担金 (▲133億円) <p>{ 医療保険制度の改正により、入院時の食事につき定額自己負担を導入 (1日800円) するとともに、付添看護の解消や在宅医療の推進等に財源を重点的に配分 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育費国庫負担金等 (▲475億円) [富裕団体調整措置の対象を現行の不交付団体から財政力指数 (当該年度前3年平均) 1.0超の団体へ変更] ○ 私立高等学校等経常助成費補助金 (▲246億円) <p>[一般補助の補助単価の引下げ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業構造改善事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金等において、構造改善センター、多目的集会所等に対する補助を廃止 (5年度実績：▲39億円) <p>(3)補助対象の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者労働能力活用事業費等補助金のうちシルバー人材センター委託援助事業について、補助対象を設立後10年以内のセンターに限定 (▲5.9億円) ○ 公立社会教育施設整備費補助金のうち公民館の補助対象を、現行の330㎡以上から750㎡以上の事業に限定 (過疎地域、離島、へき地など特別な事情を有する地域に整備する場合を除く) (▲12億円) <p>(公共事業四係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川、港湾及び漁港の局部改良事業の採択基準の引上げ 5千万円以上 ⇒ 1億円以上 等 <p>(4)零細補助基準の引上げ</p> <p>[最終補助事業者における1件当たり交付額]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">[現行]</td> <td style="text-align: center;">[平成6年度]</td> </tr> <tr> <td>都道府県及び政令指定都市</td> <td style="text-align: right;">2,500万円未満</td> <td style="text-align: right;">⇒ 3,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td style="text-align: right;">250万円未満</td> <td style="text-align: right;">⇒ 300万円未満</td> </tr> <tr> <td>民間団体</td> <td style="text-align: right;">2,500万円未満</td> <td style="text-align: right;">⇒ 3,000万円未満</td> </tr> </table>		[現行]	[平成6年度]	都道府県及び政令指定都市	2,500万円未満	⇒ 3,000万円未満	市町村	250万円未満	⇒ 300万円未満	民間団体	2,500万円未満	⇒ 3,000万円未満
	[現行]	[平成6年度]											
都道府県及び政令指定都市	2,500万円未満	⇒ 3,000万円未満											
市町村	250万円未満	⇒ 300万円未満											
民間団体	2,500万円未満	⇒ 3,000万円未満											

8-137 税制改革草案

平成6年2月2日

本格的高齢化社会を迎え、直接税を中心とした現行の税制のままでは勤労世代に過度の負担がかかる等、対応がきわめて困難となっている。このため、個人所得課税を軽減し、間接税に重点を移した税制に改革し、活力のある高齢化社会を実現することが喫緊の課題である。

また、この中で現在の景気の低迷を打開するため、所得減税を先行して実施する必要がある。同時に、6年度予算において、不要不急経費の節減、税外収入の確保に努めることは当然である。

したがって下記により税制改革を実施することとする。

1. 国民福祉税（仮称）の創設

- (1) 高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するため、国民福祉税（仮称）を創設する。

「国民福祉税については、高齢化社会においても活力のある豊かな生活を享受できる社会を構築するための経費に充てることを目的とする。」旨法定し、下記の所得減税等と一体の税制改革として実施する。

- ・税率：7%
- ・実施日：平成9年4月1日

2. 消費税はこれを廃止する。

3. 所得減税等

- (1) 所得・住民税について、次の減税を行う。

- ・減税総額：5.3兆円
- ・実施日：平成6年1月1日

- (2) また、法人特別税（実施日：平成6年4月1日）0.3兆円
自動車消費税（実施日：平成6年4月1日）0.1兆円
相続税（実施日：平成6年1月1日）0.3兆円

を合わせ、減税する。

減税総額 6兆円

4. 「21世紀ビジョン」の推進

- (1) 福祉ビジョンの作成等

高齢化時代における福祉社会を構築するため、本年3月までに「福祉ビジョ

ン」を作成し、福祉の充実を図る。

その際、特に、老後の最大の心配である寝たきりになった場合の介護の問題については、「高齢者保健福祉推進十か年戦略（いわゆるゴールドプラン）」を見直し、介護サービスの充実を思い切って推進する。

- (2) 生活環境社会資本の整備

本格的高齢化社会に備え、豊かで質の高い生活基盤を構築するため、地域の実情にあった生活環境を中心とする社会資本の整備を積極的に推進する。

- (3) 学術・文化の育成と情報化の推進

創造性にあふれた個性豊かな社会を構築するため、21世紀をにらんだ基礎研究や文化・芸術の育成を積極的に進めるとともに、情報化社会に向けた諸施策を総合的に展開する。

5. 年金生活者等への配慮

- (1) 年金生活者、生活保護世帯、各種手当受給者等、真に手を差し延べるべき人については、国民福祉税による負担の増加に対して、給付額の増額等所要の措置を講ずる。
- (2) 所得減税に当たっては、少額納税者を中心に、課税最低限の引き上げ等により、その負担の軽減に最大限配慮して所要の措置を講ずる。

6. 中小事業者に対する特例措置

- (1) 簡易課税制度等の消費税の中小事業者に対する特例措置については、公平性を重視する立場に立って見直し、その縮小又は一部廃止の方向で改正する。
- (2) 免税事業者のいわゆる「益税」については、適正な価格転嫁に関する指導を行うことにより改善を図る。

7. インボイス方式（請求書等保存方式）

仕入税額控除については、制度の信頼性等の観点から、請求書等（インボイス）の保存を要件に加える。

8. 住民税の減税に伴い、地方税源の充実について配慮する。

(出所) 財政制度審議会総会（第6回）平成6年2月4日配付資料(2)（財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」132-133ページ）。

8-138 税制改革の草案のイメージ

税制改革の草案のイメージ（平年度）

1. 減	税		
① 所得税減税	税	▲	5.3 兆円
② 住民税減税	税	▲	0.3 兆円
③ 相続税減税	税	▲	0.3 兆円
④ 法人特別税	税	▲	0.1 兆円
⑤ 自動車消費税	税	▲	0.1 兆円
(減税合計)		(▲)	6.0 兆円
2. 歳出措置			
① 社会保障制度等の歳出増（注1） （ゴールドプランの見直し等）		▲	0.8 兆円
② 政府部門の国民福祉税負担増（注2）		▲	1.3 兆円
3. 償還財源		▲	1.4 兆円
計		▲	9.5 兆円
国民福祉税の創設 〔7%〕 （9年4月1日～）		+	16.6 兆円
消費税の廃止 〔3%〕		▲	7.1 兆円
計		+	9.5 兆円

（注1） ゴールドプランの見直し等のほか、生活扶助基準の引上げ、年金等の物価スライド等。

（注2） 財貨・サービス等の購入主体としての国、地方公共団体の負担増加額。

（出所）財政制度審議会総会（第6回）平成6年2月4日配付資料(3)（財政制度審議会「平成5年度 財政制度審議会資料集 総会編」134ページ）。

【平成7年度】

8-139 減税特例公債の発行についての報告

減税特例公債の発行についての報告

平成6年10月14日

大蔵大臣 武村 正義 殿

財政制度審議会会長代理 長岡 實

財政制度審議会は、減税特例公債の発行について審議を行ってきたところであるが、このたび、結論を得たので、これを報告する。

財政制度審議会企画・法制部会委員
及び特別委員名簿

(企画部会)

部会長 鈴木 永二 三菱化学(株)相談役
委員 飯田 経夫 国際日本文化研究センター教授
石 弘光 一橋大学教授
川勝 堅二 (株)三和銀行相談役
高原 須美子 経済評論家
竹内 道雄 (財)資本市場研究会理事
玉置 和宏 (株)毎日新聞社論説委員
長岡 實 東証正会員協会顧問
藤井 直樹 (株)サンシャインシティ代表取締役社長
堀川 健次郎 (株)日本経済新聞社大阪本社編集局長
正村 公宏 専修大学教授
三田 勝茂 (株)日立製作所代表取締役会長
吉本 宏 日本銀行副総裁
特別委員 伊部 恭之助 (株)住友銀行相談役最高顧問
河合 良一 (株)小松製作所代表取締役会長
河野 一之 館 龍一郎 (株)さくら銀行相談役
青山学院大学教授

山本 正淑 日本赤十字社社長
渡辺 恒雄 (株)読売新聞社代表取締役社長・主筆

(法制部会)

部会長 竹内 道雄 (財)資本市場研究会理事
部長

委員 高原 須美子 経済評論家
長岡 實 東証正会員協会顧問
堀川 健次郎 (株)日本経済新聞社大阪本社編集局長
吉本 宏 日本銀行副総裁

特別委員

芦部 信喜 学習院大学教授
荒井 勇 (財)日本証券経済研究所顧問
金子 宏 横浜国立大学教授
河野 一之 (株)さくら銀行相談役
阪田 雅裕 内閣法制局第三部長
末廣 義一 日本電算企画(株)取締役会長
中島 孝夫 会計検査院第五局長
兵藤 廣治 放送大学学園理事
渡辺 恒雄 (株)読売新聞社代表取締役社長・主筆

上記委員のうち、鈴木永二企画部会長は、平成6年10月11日逝去された。

減税特例公債の発行についての報告

1. 政府は、今般、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような税体系を構築する観点から、個人所得課税の負担軽減を行うとともに、消費課税の充実を図るとの税制改正案をとりまとめたが、その実施に際しては、当面の経済状況に配慮し、所得税減税を先行するとともに、平成7年分の所得税について、定率による特別減税を実施することとしているところである。

2. 既に講じられた相続税減税も含め、今回の税制改革の実施に際しての減税先行は、税制改革の完結までの間の数年度にわたり相当規模の財源不足を生ぜしめることになるが、現下の極めて厳しい財政事情にかんがみれば、その財源手当については、公債を発行せざるを得ないものと考えられる。

この公債については、その発行は税制改革の完結後は解消される一時的なものであること、償還財源が確保されていること等から、歯止めのない特例公債とは異なるものと性格づけることができると考えられる。

3. この公債は、発行対象が減税先行に係る部分に限られ、また、前述の通り、その発行は税制改革の完結後は解消されるもので、償還財源も確保されていることから、税制改革と表裏一体であり、したがって、税制改革が完結するまでの間の複数年度について発行の授權を得ることとすべきである。

4. また、これは、当面の経済状況等に配慮した減税先行による税収減を補うもので、後世代に負担を残さないようにすることが必要であり、できるだけ早期に償還すべきである。その償還に関しては、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債も含め、通常の公債の償還期間である60年の3分の1である20年で償還するべく、所要の財源措置が講ぜられたところである。消費税率の引上げを必要最小限のものに止めつつ、個人所得課税の負担軽減等を行う一方で、社会福祉等の財源も捻出する必要があるといった諸事情を総合的に勘案すれば、20年で償還するということもやむを得ないものと考えられる。

(出所)「減税特例公債の発行についての報告
平成6年10月14日 財政制度審議会」
(財務省図書館所蔵)。

8-140 歳出の削減合理化の方策に関する報告

歳出の削減合理化の方策に関する報告

平成6年12月16日

大蔵大臣 武村 正義 殿

財政制度審議会会長 豊田 章一郎

財政制度審議会は、本年9月の総会において、歳出の在り方及び削減合理化等に関する諸問題につき、歳出の削減合理化等に関する特別部会に審議を付託した。同部会は、審議の開始に当たり、各歳出分野の有する問題点のうち特に重要と考えられる点を主要検討項目として提示し、それに沿って活発な審議を行った。これを踏まえ、同部会は総会に報告を提出し、同報告は総会において了承され、ここに当審議会として報告する運びとなったものである。

財政改革を一層推進するためには、まずもって歳出の徹底した削減合理化に努めることが基本である。政府は、本報告の趣旨に沿って、引き続きその実現に全力を傾けるよう強く要望する。

財政制度審議会 歳出の削減合理化等に関する特別部会委員・特別委員名簿

部会長	川勝 堅二	(株)三和銀行相談役
部会長	貝塚 啓明	中央大学教授
代理		
委員	飯田 経夫	国際日本文化研究センター教授
	石 弘光	一橋大学教授
	今井 敬	新日本製鐵(株)代表取締役社長
	川上 哲郎	住友電気工業(株)取締役会長
	佐々波 楊子	慶応大学教授
	高原 須美子	経済評論家
	竹内 道雄	(財)資本市場研究会理事長
	田中 豊蔵	(株)朝日新聞社論説顧問
	玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説委員
	俵 孝太郎	評論家
	豊田 章一郎	トヨタ自動車(株)取締役会長
	中根 千枝	東京大学名誉教授
	長岡 實	国家公安委員
	藤井 直樹	(株)サンシャインシティ代表取締役社長

特 別 委 員	堀川 健次郎	(株)日本経済新聞社大阪本社編集局長
	正村 公宏	専修大学教授
	三田 勝茂	(株)日立製作所代表取締役会長
	柳島 佑吉	(株)産業経済新聞社論説副委員長
	山田 吉孝	日本放送協会解説委員
	吉本 宏	日本銀行副総裁
	伊部 恭之介	(株)住友銀行相談役最高顧問
	岩間 英太郎	(財)発達科学研究教育センター理事長
	河合 良一	(株)小松製作所代表取締役会長
	澤邊 守	日本穀物検定協会会長
	首藤 堯	(株)日本宝くじシステム代表取締役社長
	館 龍一郎	青山学院大学教授
	永光 洋一	帝都高速度交通営団総裁
	星野 進保	総合研究開発機構理事長
	牧野 徹	(財)建設経済研究所理事長

上記委員のほか、鈴木 永二（三菱化学(株)相談役）が平成6年10月11日まで参加した。

平成6年度財政制度審議会 歳出の削減合理化等に関する特別部会の審議経過

	テーマ
第1回 (10月7日)	○運営方針審議、主計局説明(補助金) (主要検討項目提示)
第2回 (10月14日)	○主計局説明(地方財政)、省庁ヒアリング(総務庁)等
第3回 (10月18日)	○省庁ヒアリング(文部省、厚生省)

第4回 (10月25日)	○省庁ヒアリング(外務省、防衛庁、運輸省)
第5回 (11月2日)	○省庁ヒアリング(農林水産省、建設省)
第6回 (11月9日)	○主計局説明(外務、文教)
第7回 (11月15日)	○主計局説明(総理府、厚生)
第8回 (11月21日)	○主計局説明(防衛、運輸)
第9回 (11月24日)	○主計局説明(公共事業、農林)
第10回 (12月5日)	○部会報告素案審議
第11回 (12月13日)	○部会報告案審議

I. はじめに

1. 我が国財政は、近年景気回復を図るため累次にわたる経済対策を実施したこともあり、公債残高が急増し、平成6年度末にはついに200兆円を超える見込みとなっている。このため、利払費の増高が政策的経費を圧迫するなど、財政の構造的な硬直化は益々深刻な状態になっている。

これに加え、平成5年度決算では、税収が3年連続の対前年度減収となり、2年連続して決算上の不足が生じるという異例の事態となっている。更に、6年度税収は当初予算と比べて減収となる見込みであり、7年度税収も厳しい状況が続くと考えられるなど、我が国財政は一段と危機的な状況に陥りつつある。

2. 一方、今後の本格的な高齢化社会の到来を展望すれば、福祉等社会保障面での対応や中長期的な展望に立った着実な社会資本整備の推進は重要な課題である。また、国際社会における我が国の責任の増大を踏まえ、今後とも政治・経済・文化等多方面にわたる国際社会への貢献を行っていくことが求められている。

こうした社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加に適切に対応していくためには、現在のうちに公債残高が累増しないような

財政体質を作り上げていくことが喫緊の課題であり、そのためにたゆまぬ財政改革の努力を続けていくことが重要である。とりわけ、後世代に利私費等の負担だけを残し、財政体質の歯止めない悪化につながりかねない特例公債を再び発行するという事態は厳に回避しなければならない。

3. これまでも、各年度の予算編成において、限られた財源の中、各種施策等について厳しい優先順位の選択が行われ、制度の見直しを含む種々の歳出の削減合理化のための努力が続けられてきたところである。こうした連年にわたる努力を続けてきた結果、各歳出項目の見直しを行うに際しては、従来以上に徹底して制度・施策の根本にまでさかのぼり、政府が提供すべきサービスの在り方やそのサービスを巡る国、地方、更には受益者それぞれの負担の在り方を検討することが必要となっている。

このように、一層の歳出の削減合理化に向けての改革は、一段と困難を伴う段階に至っているが、その対象に聖域を設け、改革の歩みを緩めることは許されない。財政が異例に厳しい状況にある今こそ、過去の経緯にとらわれることなく思い切った見直しに正面から取り組み、一日も早く健全な財政体質の確立が図られるよう、歳出構造のスリム化・配分の重点化に向けての更なる努力を積み重ねていくことが重要である。

4. 当審議会では、昭和57年以降、毎年度「歳出の削減合理化の方策」について報告を行ってきたが、本年度においては、各歳出分野の有する問題点のうち、特に重要と考えられる点を主要検討項目として提示した上で、関係省庁からのヒアリングを9年振りに実施するなど、審議を重ねてきた。以下、各個別分野ごとに、当審議会としての検討結果を報告することとする。

Ⅱ. 歳出の削減合理化の方策

1. 社会保障

我が国の人口の高齢化は現在急速に進展しているが、21世紀に向かって、活力ある福祉社会を形成していくことは、重要な課題である。国民生活に密接に関連する社会保障については、給付と負担の適正化・公

平化等を図ることにより、来るべき高齢化社会においても長期的に安定的かつ有効に機能するよう制度を構築し運営していく必要がある。このような観点から、社会保障制度については、これまでも医療、年金、雇用保険等各般の分野にわたって受益者負担の適正化、国・地方の費用負担の在り方の見直し等制度の見直しが行われてきたが、今後とも次の事項について所要の改革等を推進すべきである。

(1) 医療費の適正化

最近の医療費は老人保健を中心に増大を続けている。今後とも高齢化の進展等に伴い医療費が増大することは避けられないが、医療費の膨張を抑制し、国民の負担に耐えうるようにしていくことが極めて重要な課題である。

① このため、いわゆる社会的入院の是正、検査、投薬の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図るほか、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要である。

② また、医療費適正化のためには、医療供給体制の見直しが必要であることから、医療法に基づく都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進するとともに、病床過剰地域における病床の削減方策を検討すべきである。

(2) 医療保険制度

① 医療保険制度については、医療費の適正・公正な負担、医療費財源の効率性の確保、医療保険制度の安定及び患者サービス選択の幅の拡大等の観点から、公的医療保険制度全体にわたり、引き続き見直しを検討していく必要がある。

② 特に、国民健康保険については、これまで、その財政の安定化のため、退職者医療制度の創設、老人保健制度の見直しに加え、保険基盤安定制度の導入等所要の改革が行われてきており、平成5年度においては、平成5年度及

び6年度の暫定措置として地方財政措置により国保財政安定化支援事業の拡充・制度化及び保険基盤安定制度に係る国庫負担の定額化が実施された。

平成7年度においては、平成5年度に講じられた措置の期限が切れるため、国民健康保険制度の抱える高齢化や小規模保険者の増加等の構造的問題の解決や国庫負担の合理化に向けて、制度の見直しを進めていく必要がある。

- ③ また、過半の市町村国保の老人加入率が20%を上回っていること等に鑑み、老人保健制度における拠出金算定に際し老人加入率に20%の上限が設けられているという問題についても、老人加入率上限の変更も含め見直しを行う必要がある。

(3) 国立病院・療養所

- ① 国立病院・療養所の再編成については、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」（昭和60年3月）に基づき、昭和61年に策定された再編成計画により進めているところであるが、平成7年度が最終年度となっている。今後、施設の統廃合及び経営移譲の一層の促進を図るため、その促進策等について早期に検討を行っていく必要がある。

- ② 7年度の国立病院・療養所の一般会計繰入れについては、5年度予算において設けた一般会計繰入基準（政策医療、看護婦養成等の繰入れ対象経費）に基づく予算編成を徹底し、縮減を図るべきである。

(4) 保育所制度

現行措置制度のように保育サービスの内容を市町村が定め、保育所に委託して実施する方式ではどうしても画一的・平均的なサービス内容になりがちで、多種多様なニーズに対応できていない。

保育所が自ら利用者の個々のニーズに応えサービスを提供できるよう、保育所を利用者が選択して直接に入所の申請をし、サービス内容も当事者の利用契約により決定する仕組みを導入する等制度の在り方を見直す必要がある。

(5) 恩給

恩給制度に関しては、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進すべきである。また、新規の個別改善は行わないこととすべきである。

2. 文教

(1) 文教予算編成上の基本的な考え方

我が国の文教予算を大学等の高等教育と高校以下の初等中等教育に分けてみると、欧米諸国に比し、初等中等教育、特に人件費にウェイトのかかった配分となっている。このような我が国文教予算における資金配分の現状や高等教育機関とりわけ国立大学の教育・研究環境の現状に鑑みると、行財政改革の基本方針や地方分権推進の考え方を踏まえつつ、初等中等教育については極力地方公共団体が自主性を発揮できるような見直しを進めるとともに、高等教育、学術研究へ資金の重点配分を図ることが重要である。このためにも、文教予算の編成に当たっては、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていく必要がある。

(2) 義務教育費国庫負担制度

義務教育費国庫負担制度については、近年、行財政改革の中で、昭和60年度における旅費、教材費の一般財源化、平成元年度における恩給費の一般財源化、平成4、5年度における共済費追加費用等の一般財源化等の制度の見直しが行われてきたところである。

本制度については、文教予算の重点的、効率的配分及び国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、引き続き、負担対象等について見直しを進めていく必要がある。

なお、平成5年度から「第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画」が実施されているが、平成7年度における取扱いについては、現下の厳しい財政事情等を踏まえて検討を行う必要がある。

(3) 義務教育教科書無償給与制度

義務教育教科書無償給与制度については、当審議会において、家計の負担能力を問わず一律に無償としていることは所得配分の観点から適当でなく、また全体としての財政負担に比し一人当たりの家計負担の軽減額はわずかであり、財政資金の効率的使用の観点からも問題があるとの指摘を行ってきている。

義務教育教科書の負担については、家計での消費とりわけ教育関係支出の実情、上記の問題点を考慮して、今後、有償化について更に検討を進めるべきである。

(4) 高等教育、私学に係る負担の在り方

① 国立学校特別会計

国立大学における教育研究環境の現状に顧みると、高等教育、学術研究の改善・充実のため、初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべきである。併せて教育研究体制の高度化を推進していく必要がある。

また、国立大学の入学料、検定料は、逐次引き上げられ、私立大学との格差は縮小してきてはいるが、同じ大学教育を受ける者の立場等から考えれば、両者の間に格差があることについては問題がある。このような国立大学と私立大学との格差の現状及び高等教育の改善等のための国立学校特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮し、適正化を進める必要がある。

更に、学部別授業料の問題についても検討を進めるべきである。

② 私学助成

私立大学等を巡る環境の変化を踏まえつつ、私立大学等経常費補助の配分については、私学の独自性の発揮、教育条件の向上の観点から、より一層の見直しが必要である。

また、私立高等学校等経常費助成費補助については、当面の誘導措置として発足した経緯、国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点及び私立高等

学校等に対する地方公共団体の助成の状況等を踏まえ、6年度予算に引き続き見直しを進めるべきである。

以上の点を踏まえ、私学助成については、引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的・効率的配分等内容の見直しを進めていく必要がある。

3. 防衛

我が国の防衛力整備は、「防衛計画の大綱」を基本として、「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）」（平成4年12月修正）の下で進められてきたが、東西冷戦終結後の国際情勢、益々深刻さを増している我が国の財政事情、人口の高齢化等に伴う今後の国民負担率の上昇などを考慮すれば、7年度以降の我が国の防衛力整備についても、一層の効率化・合理化が図られるべきである。

また、「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）」期間中に防衛力の在り方について検討が行われることとなっているが、上記のような考え方に加え、防衛関係費は、組織・編成、装備体系等自衛隊の体制如何によるところが大きいこと、人件・糧食費、歳出化経費が全体の約8割を占めており硬直的な構造となっていることなども踏まえつつ、後年度負担を含めた防衛関係費全般にわたり、効率化・合理化に努めていくことが必要である。

特に歳出化経費については、過去に契約を行った正面装備品（戦車、艦船、航空機等）の購入や施設整備、航空機・艦船修理などの支払いであり、その元となる毎年度の契約から生ずる後年度負担が、厳しい財政的制約の下で将来の硬直化要因とならないよう、抑制を図ることが必要である。なお、その際、正面装備品は年々近代化が進む傾向にあるが、新装備の購入が翌年度以降の歳出化経費となるばかりでなく、後方支援部門の経費の増加要因につながるという二重の意味での硬直化要因を生み出すことにも十分留意する必要がある。

なお、基地周辺対策経費については、その総額の抑制を図ってきたところであるが、現下の財政事情を踏まえ、引き続き一層の抑制を図るべきである。

4. 公共事業

- (1) 公共事業については、昨年の当審議会報告において、高齢化社会が本格化する21世紀までのわずかな期間に、限られた資金を重点的・効率的に使用することが最も重要な課題であるとの問題意識の下に、現行の各事業を生活環境整備、国土保全及び産業基盤整備の3つの類型に大別し、特に生活環境整備について、当面、集中的に投資するよう努めるべきであること等を指摘したところである。

6年度においては、このような報告の考え方等を踏まえ、公共事業の配分について従来にない大幅な見直しが行われたところであるが、生活者重視等の視点に立って、国民生活の質の向上に資する分野に重点投資を行っていくことは時代の要請であり、新しい「公共投資基本計画」の考え方をも踏まえつつ、また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施を図りつつ、引き続き配分の見直しの努力を継続していく必要がある。

- (2) 財政資金の効率的使用を図る観点から、公共事業について、その執行の一層の効率化等を図ることは重要であり、このため、類似した事業を複数の省庁で実施する場合には、効率的な投資が損なわれたりすることのないよう、当面、関係省庁間で適切な調整を行うことが必要である。

このような観点から、今回、下水道と農業集落排水及び道路と農道について検討を行った。これらについては、当面、国の関係省庁及び地方公共団体の関係部局が従来にも増して相互に連絡を密にして協力を深め、前者については都道府県域を対象とした各種事業の適正配置計画の策定の推進、後者については各都道府県及び各市町村ごとの各種道路も含めた総合的な道路網の整備計画の内容の拡充等をそれぞれ図っていくことが重要と考えられる。

- (3) また、公共事業の入札・契約制度については、社会的関心を集めており、その透明性・客観性、競争性を高める観点から、大型工事への一般競争入札方式の導入等を内容とする改革が開始されている。

このような改革の厳正な実施を通じて公共事業のコストを可能な限り低減させていくことは財政資金の効率的使用を図る観点からみて極めて重要であり、財政当局としても、関係省庁における改革の実施状況を十分把握するとともに、透明性・客観性を確保しつつ更に競争性を高めるための改革について、関係省庁とともに真摯に検討を行う必要がある。

更に、毎年度の予算編成過程や予算成立後の実施協議における適正な予算単価の設定等に一層努める必要がある。

5. 政府開発援助

我が国の政府開発援助（ODA）は、昭和50年代半ばから累次にわたる中期目標により着実な拡充が図られてきた結果、最近（1991～93年）は3年連続して世界一となるなど、既に国際的にみて遜色ない水準に達している。特に93年は、他の主要国が「援助疲れ」から軒並み対前年10%以上のマイナスとなっている中で主要国中日本だけがプラスの伸びを維持している状態である。また、我が国は既に多数の途上国にとって最大のODA供与国となっており、順調な発展を遂げた国々が援助対象から「卒業」することとも相まって、今後途上国の側の援助消化能力の問題が現実的な制約となりうるとも考えられる。

この間、政府開発援助予算が我が国の財政に占めるウェイトは急上昇しており、他の主要な歳出項目との関係でも際立って大きな伸びとなっている。こうした中、最近の世論調査によれば経済協力について現在程度でよいとする意見、なるべく少なくすべきだという意見が増加傾向にある反面、積極的に進めるべきとする意見は減少している。これは、国民が直接裨益する国内向け諸経費とのバランスがますます意識されるようになってきているためとも考えられる。

以上のような状況を踏まえれば、今後は、政府開発援助予算について従来のような高い伸びを維持することは現実的でなく、量的拡大よりも、内容の重点化・効率化や執行面の一層の効率化を図ることに主眼をおくべきであると考えられる。なかんずく、

平成7年度予算編成に当たっては、上記の諸点に加え、財政状況の異質な厳しさを踏まえてODA予算の伸率を抑制していく必要がある。その際、最近の円高により円ベースでの予算の伸びが小さくても実際に行いうる事業の規模はある程度の伸びを確保しうることにも留意すべきである。

こうした中で、今後の我が国政府開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助大綱」を踏まえ、環境への配慮、女性の役割の重視等の新しい側面に十分配慮するとともに、援助実施体制の充実、特に高等教育の分野も含む援助担当者の人材育成や、途上国からの研修生の受入れ等を通じる途上国の人造り・発展基盤造りへの貢献など、きめ細かく真に効率的な援助を目指すことが必要である。また、入札制度の改善に努めるとともに援助執行中から完成後に至る評価の充実等を通じ、ODA執行の一層の効率化、適正化を目指すことが必要である。

6. 農業

(1) 農業関係予算の合理化・重点化

WTO協定の承認、関連法案の成立等、我が国農業を取り巻く内外の諸情勢に鑑みれば、生産性の高い効率的な農業を確立することによって、早急に産業としての自立性を高め、国民の納得しうる価格での食糧の安定的な供給を確保していくことが基本課題である。農業関係予算については、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策を含め、このような中長期的方向を見据え、経営感覚に優れた効率的・安定的経営体を育成し、こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造が実現されるよう新たな観点に立って施策の重点化を図る必要がある。このため、財政資金の一層の効率的、重点的配分に努めていくべきである。

(2) 食糧管理制度の改革

今回、食糧管理法を廃止し、新たな法律の整備により、民間流通を基本とし、規制緩和を通じた流通の合理化を図るなど、抜本的な改革が行われたところである。

今後、この新制度の下において、政府の役割を明確にしつつ、市場原理を通じ

た需給調整機能が十分発揮されるよう適切な運用に努めていく必要がある。また、主要食糧の需給及び価格の安定に係る財政負担については、以下のような観点から引き続き一層の効率化を図っていく必要がある。

① 米麦価

今後の米麦価の決定については、需給の動向等を踏まえ、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減とあわせて、コスト逆ざやの縮小を更に進めていく必要がある。

特に、政府買入価格に関しては、米の需給の動向等が適確に反映されたものとするとともに、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置き、稲作の生産性の向上とコスト低減を反映していくべきである。

② 生産調整助成金等

新制度における生産調整については、奨励金依存からの脱却の要請を踏まえつつ、適切に全体需給の調整が図られるような仕組みとする必要がある。

その他の助成措置等については、現行制度において自主流通米に係る助成が食管赤字の大きな部分を占めていること等を勘案し、全体としての財政負担の圧縮が図られる方向で検討する必要がある。

③ 組織・定員の合理化

新制度の下における食糧事務所等の業務等の在り方について見直しを行い、組織・定員の合理化、縮減を図る必要がある。特に、検査業務については、今回の制度改革の趣旨・背景を踏まえ、抜本的な見直しを検討する必要がある。なお、6年産米の豊作により、今後の需給環境等への影響も懸念されるところであり、過剰米の発生を招くことのないよう、適切な運営を図っていく必要がある。

7. 運輸

(1) 国鉄清算事業団の長期債務の処理

国鉄改革から8年近くが経過し、JR各社の事業運営はおおむね順調に推移している。

一方、国鉄清算事業団については、長期債務の償還が円滑に進まず依然として大変厳しい状況に陥っている。すなわち、国鉄清算事業団は国鉄改革時に25.5兆円の長期債務を承継したが、毎年生じる約1.5兆円に上る金利等に対し、土地、JR株式の資産処分が予定通り進まず、平成5年度末の長期債務残高は26.0兆円に上っている。平成6年度においては、JR西日本株式の売却が株式市場を巡る状況等から見送られるほか、土地売却については現下の不動産市況の影響から極めて厳しい状況にある。

国鉄清算事業団債務については、土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る債務は最終的に国において処理することとされており、国鉄清算事業団債務の順調な償還とこれによる最終的な国民負担の軽減なくして国鉄改革は終了しないことは、論を待たないところである。政府は、最終的には国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めつつ、平成7年度においても、土地売却収入の確保及びJR株式の早期売却に最大限努力するなど資産処分を進め、長期債務の償還促進に努めるべきである。

(2) 整備新幹線

① 整備新幹線については、国鉄改革、行財政改革の趣旨を踏まえ、第二の国鉄をつくることとならないよう、着工区間、規格、財源、収支採算性、並行在来線の取扱い等の諸問題について十分な検討を行った上で定められた基本的な枠組みに従い、現在東北、北陸、九州の3線5区間において建設が進められている。

② この基本的な枠組みを定めた昭和63年8月の政府・与党申合せにおいて、「今後、経済社会情勢の変化等を考慮して、5年後に見直すこととする。」とされていたことを受けて、平成6年2月に、旧連立与党合意及び三大臣合意により、平成9年以降に、新たな財源を見出すことを前提として、新しい

基本スキームを検討することとされた。政権交代後、再び見直し問題の検討が再開され、現在、3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更について、地方公共団体等の関係者から強い要望が出されているところである。これについては、

(イ) 現在新幹線の建設のために確保されている財源は、3線5区間の建設で手一杯であり、追加的に必要となる膨大な財源を新たに確保しうる目処は全く立っていない。また、整備新幹線の収支採算性は極めて乏しいことは明らかであるが、他方、現在の公的助成比率(50%)を超えて助成を行うことは、整備新幹線が私企業であるJRの事業用施設であることを考えれば、国鉄改革の趣旨に反するとともに、厳しい財政事情の下で国・地方に重い負担を強いるものであり、行財政改革の趣旨にも反し、とりえない。

(ロ) 旧国鉄から国鉄清算事業団が承継した債務等は、前述の通り5年度末で26.0兆円となっており、最終的に国が処理すべき債務が膨大となることが見込まれる中で、新幹線の建設により更に巨額の負担を後世に残すことにつき国民の理解を得がたい。

(ハ) JRを第二の国鉄としないためには、並行在来線のJRからの経営分離が必要であるが、3線5区間以外の区間については経営分離の見通しが全く立っていないのが実情である。

(ニ) 鉄道政策の在り方として、新幹線のみ重点を置くのではなく、都市圏の通勤新線等都市鉄道の整備に対しても、バランスのとれた形で限られた予算を配分すべきである。

など極めて大きな問題がある。

また、本来整備新幹線の建設については、高速道路、空港を含めた総合的な交通体系の一つとして検討がなされるべきものであるとの視点も忘れるべきではない。

したがって、財源、収支採算性、並

行在来線の問題等の解決がなされないまま3線5区間以外の区間の着工や規格の変更を行うことは適当ではなく、現時点においては、基本的に3線5区間に限定して建設を着実に進めていくべきである。

8. 地方財政、補助金等

(1) 地方財政については、臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」等を踏まえ、国と同様に歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要である。

平成7年度の地方財政については、地方税や所得税等の地方交付税対象税目の税収動向の影響等により、6年度に引き続き、極めて厳しい状況になるものと考えられる。一方、国の財政事情も誠に深刻な状況に立ち至っているところである。

したがって、平成7年度における地方財政対策の具体的方策については、このような状況を踏まえ、適切に対処する必要がある。

(2) 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しを行うことが必要である。

既存の補助金等については、上記の答申等において示された視点に基づき一層徹底した見直しを行い、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理合理化を推進することが必要である。特に、零細な補助金については、行財政の効率化を図る観点から、零細補助基準を適切な水準まで引き上げることにより廃止、統合等を進めていくべきである。補助金等の新設については極力抑制するとともに、真にやむを得ない場合においても、スクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図

ることが必要である。

また、地方行政の自主性・総合性を確保するため、類似目的を有する補助金等については引き続き統合・メニュー化を推進するほか、会館等の公共施設に対する補助金等については、他の施設との複合化を一層推進する必要がある。なお、地方公共団体等の事務執行の円滑化、事務負担の軽減等の観点から、引き続き事務手続の簡素化、迅速化を図っていくことも必要である。

さらに、普通交付税不交付団体に対する補助金等については、補助金等の性格、内容等に応じ、不交付措置及び補助率等に差を設ける差等補助による富裕団体調整を引き続き推進することも必要である。

なお、補助金等の整理合理化が地方財政に与える影響については、地方財政計画の策定を通じ、国と地方の財政状況を踏まえつつ、地方財政の運営に支障が生じないよう適切に対処する必要がある。

Ⅲ. 結び

以上、歳出の削減合理化の必要性及びそれぞれの具体的項目についての実施方策について、当審議会の考え方を明らかにしたが、もとより、歳出の削減合理化は、すべての経費について検討すべきものであり、ここで掲げた項目に限られるものではない。

平成7年度予算の編成に当たり、政府は、あらゆる経費について見直しを行い、本報告の趣旨に沿って歳出の徹底した削減合理化に最大限努力すべきである。なお、予算の適正な執行については、今後とも十分に留意する必要があることは言うまでもない。(出所)「歳出の削減合理化の方策に関する報告 平成6年12月16日 財政制度審議会」(大蔵省図書館所蔵)。

8-141 「建議」及び「報告」の平成7年度予算における主な措置状況

(総論)

「建議」・「報告」における指図書事項	平成7年度予算における措置状況						
1. あらゆる歳出項目について聖域を設けることなく削減合理化を進めるとともに、真に必要な財政需要に適切に対応できるよう、限られた財政資金の配分の効率化・重点化を一段と徹底すべき。	◎ 極めて深刻な財政事情の下、特殊な歳出増加要因にもかかわらず、特に経常部門経費の抑制により、一般歳出の伸びを3.1%と低い伸びにとどめる一方、投資部門については5.1%の伸びを確保するなど、限られた資金の重点配分に留意。 [主要経費別伸率の推移]	3'	4'	5'	6'	7'	7'
社会保障関係費	5.1	4.3	3.2	2.6	3.3	2.0	3.3
文教及び科学振興費	5.5	5.4	2.4	2.4	2.0	2.0	2.0
恩給関係費	▲1.6	▲1.4	▲0.4	▲0.8	▲2.0	▲2.0	▲3.9
防衛関係費	5.45	3.8	1.95	0.9	0.86	0.86	0.86
公共事業関係費	6.0	5.3	5.7	4.7	4.6	4.6	4.6
含NTT等事業分	(5.0)	4.5	4.8	4.0	4.0	4.0	4.0
経済協力費	7.8	7.0	5.7	4.4	3.6	3.6	3.6
(ODA)	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	4.0	4.0
中小企業対策費	0.3	0.3	▲0.2	▲3.8	▲1.0	▲1.0	▲1.0
エネルギー対策費	8.1	6.6	3.8	3.2	0.9	0.9	0.9
食糧管理費	▲5.6	▲8.3	▲9.0	▲11.9	▲0.7	▲0.7	▲0.7
その他の事項経費	4.6	5.1	3.3	1.5	6.9	6.9	6.9
一般歳出計	4.7	4.5	3.1	2.3	3.1	3.1	3.1
〔経常〕	4.2	4.1	2.4	1.7	2.6	2.6	2.6
〔投資〕	3.9	5.8	6.0	4.8	5.1	5.1	5.1
	(6.7)						

うち
 社会福祉費 +90
 保健衛生対策費 ▲3.9

うち
 義務教育費国庫負担金 +06
 国立学校特会へ繰入 +24
 科学技術振興費 +7.5

○ 防衛関係費については、35年度(0.6%)以来の1%を切る低い伸びであった6年度(0.9%)から引き続き厳しく抑制。正面装備を中心に新規後年度負担を抑制(全体▲1.7%減、うち正面▲6.1%減)。

○ ODAについては、円高によりドルベースの伸びは相当程度確保。

○ 中小企業対策費については、商工会経営指導員人件費等の地方財政措置への移行分(一般財源化(5'~7')7'418億円)を含めた中小企業対策総予算ベースで対前年度7.6%の伸びを確保。

○ 食糧関係費については、ピーク時(56')の3割弱。

(注) 3年度公共事業関係費(NTT等事業分含み)及び(投資)欄の下段()書は、補助率戻し分を含んだもの。

<p>「建議」・「報告」における指搦事項</p>	<p>2. 国債費の定率繰入れについては、NTT株式会社払収入のうち、日本道路公団、日本開発銀行等に貸し付けられている残高を、本来の用途である国債償還財源に復すること、7年度の国債償還基金の運営に支障が生じないような対応が可能のため、7年度の繰入れを暫定的に停止することもやむを得ない。5年度決算不足補てんに係る国債整理基金への繰戻しについては、7年度までに行う必要があるが、これを延期することやむを得ない。</p>
<p>平成7年度予算における措置状況</p>	<p>◎ 定率繰入れ停止措置等について</p> <p>建設公債 1兆1,087億円</p> <p>一般会計</p> <p>産業投資特別会計</p> <p>NTT事業償還時 貸付金 1兆1,087億円</p> <p>NTT事業貸付金 繰上償還 1兆1,087億円</p> <p>日本開発銀行等 日本道路公団等</p> <p>定率繰入れの停止 3兆2,457億円</p> <p>国債整理基金特別会計</p> <p>決算調整資金</p> <p>決算調整資金への繰戻しの延期</p> <p>○平成5年度決算(平成6年7月) 決算上の不足5,663億円</p>

(各論)

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																									
<p>1. 社会保険</p> <p>(1) 医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 増大を続ける医療費に対して、いわゆる社会的入院の是正、検査、投薬の適正化等を推進するとともに、診療報酬の合理化、薬価基準の適正化を図るほか、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施等により、医療に偏らない健康づくりや在宅福祉などの総合的な施策を進めることが重要。 <p>(2) 医療保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法に基づき都道府県の医療計画を基本としつつ、病院・病床等の適正配置を推進するとともに、病床過剰地域における病床の削減方策を検討すべき。 	<p>○ 指導監督、レセプトの点検及び審査、医療費通知等の対策を充実・強化する。</p> <p>○ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を全面的に見直し（新ゴールドプラン）、高齢者介護対策の更なる充実を図る。</p> <p>(1) 整備目標の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービス <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">〔6年度〕</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%;">〔7年度〕</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ホームヘルパーの増員 〔整備目標（11年度）〕</td> <td>59,005人</td> <td>10万人</td> <td>92,482人</td> <td>（33,477人増）</td> </tr> <tr> <td>ショートステイの増 〔整備目標（11年度）〕</td> <td>24,274人分</td> <td>5万人分</td> <td>29,074人分</td> <td>（4,800人増）</td> </tr> <tr> <td>デイサービスの増 〔整備目標（11年度）〕</td> <td>5,180か所</td> <td>10,000か所</td> <td>6,180か所</td> <td>（1,000か所増）</td> </tr> <tr> <td>施設サービス 特別養護老人ホームの整備 〔整備目標（11年度）〕</td> <td>212,019人分</td> <td>24万人分</td> <td>227,329人分</td> <td>（15,310人分増）</td> </tr> </table> <p>(2) 質的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応ヘルパー（巡回型）の創設 ・特別養護老人ホームの面積改善 ・都市型小規模特別養護老人ホームの整備 <p>○ 医療計画に基づき病床規制を引き続き実施する。</p> <p>○ 医療保険制度全体の給付と負担の公平化の条件整備として、国民健康保険制度の制度の見直しを行う。</p>	〔6年度〕	→	〔7年度〕	→		ホームヘルパーの増員 〔整備目標（11年度）〕	59,005人	10万人	92,482人	（33,477人増）	ショートステイの増 〔整備目標（11年度）〕	24,274人分	5万人分	29,074人分	（4,800人増）	デイサービスの増 〔整備目標（11年度）〕	5,180か所	10,000か所	6,180か所	（1,000か所増）	施設サービス 特別養護老人ホームの整備 〔整備目標（11年度）〕	212,019人分	24万人分	227,329人分	（15,310人分増）
〔6年度〕	→	〔7年度〕	→																							
ホームヘルパーの増員 〔整備目標（11年度）〕	59,005人	10万人	92,482人	（33,477人増）																						
ショートステイの増 〔整備目標（11年度）〕	24,274人分	5万人分	29,074人分	（4,800人増）																						
デイサービスの増 〔整備目標（11年度）〕	5,180か所	10,000か所	6,180か所	（1,000か所増）																						
施設サービス 特別養護老人ホームの整備 〔整備目標（11年度）〕	212,019人分	24万人分	227,329人分	（15,310人分増）																						

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>○ 平成5年度及び6年度の暫定措置として実施された国民健康保険の保険基金安定制度に係る国庫負担の定額化等につき、期限が切れるため、国民健康保険制度の抱える構造的問題の解決や国庫負担の合理化に向けて、制度の見直しを進めていくべき。</p>	<p>○ 国民健康保険制度の改正 高齢者の増加、小規模保険者の増加等国民健康保険制度をめぐる環境の変化に対応するため、現行の制度・事業の手直し・拡充を中心とした改正を行う。</p> <p>① 保険料軽減制度の拡充 保険料負担の不均衡是正と中間所得者層の負担軽減を図るため、保険料軽減制度を段階的に拡充。</p> <p>② 保険基金安定制度の国庫負担の変更 〔本則〕 1/2 → 〔7年度〕 170億円 → 〔8年度〕 240億円</p> <p>③ 財政安定化支援事業の継続（地方財政措置：1,250億円）</p> <p>④ 基準超過医療費共同負担制度の基準の見直し（現行1.20 → 1.17）</p> <p>⑤ 高額医療費共同事業の拡充 ※ ②、③、⑤は、7、8年度限りの暫定措置。</p> <p>○ 老人保健制度における拠出金算定に係る老人加入率上限問題について、上限の変更を含め、見直すべき。</p>
<p>○ 老人保健制度における拠出金算定に係る老人加入率上限問題について、上限の変更を含め、見直すべき。</p>	<p>① 老人加入率上限20%の段階的引上げ 現行 20% → 7年度 22%</p> <p>② 老人加入率下限の引上げ 現行 1% → 7年度 1.4%</p> <p>③ 拠出金の負担が著しく重くなる保険者に対する緩和措置等</p> <p>④ 見直し条項 老人医療費拠出金等については、3年以内に見直す。</p> <p>○ 国立病院の再編成の促進策等を検討するため、「国立病院・療養所の政策医療、再編成に関する懇談会」（保健医療局長の私的諮問機関）を7年1月に設置したところ。</p>
<p>③ 国立病院・療養所</p>	<p>○ 現行の再編成計画が平成7年度で最終年度となることから、今後、施設の統廃合及び経営移譲の一層の促進を図るための施策等について早期に検討を行うべき。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況				
<p>○ 国立病院・療養所への一般会計繰入れにつき、5年度予算において設けた一般会計繰入基準に基づく予算編成を徹底し、縮減を図るべき。</p> <p>(4) 保育所制度</p> <p>○ 保育所が自ら利用者の個々のニーズに応えサービスを提供できるよう、保育所を利用者が選択して直接に入所の申請をし、サービス内容も当事者の利用契約により決定する仕組みを導入する等制度の在り方の見直しが必要。</p> <p>(5) 恩給</p> <p>○ 臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、年金制度改革とのバランスを考慮した見直しを引き続き推進すべき。また、新規の個別改善は行わないこととすべき。</p>	<p>○ 政策医療の推進を図る一方で、経営改善に一層の努力を傾けることとし、歳出予算の徹底した見直し等により一般会計繰入額を減額。</p> <p>〔6年度〕 2,588億円 ⇒ 〔7年度〕 2,486億円 繰入率 24.9% ⇒ 23.7%</p> <p>○ 施設の統合を推進。</p> <p>国立王子病院 → 国立病院東京災害医療センター（仮称） → 国立療養所西新潟病院 → 国立療養所西新潟中央病院（仮称）</p> <p>国立立川病院 → 国立療養所寺泊病院 → 国立療養所村松病院</p> <p>○ 病棟集約を推進。</p> <table border="1" data-bbox="505 487 570 755"> <tr> <td>病床減</td> <td>△ 90床</td> </tr> <tr> <td>定員減</td> <td>△ 13人</td> </tr> </table> <p>○ 制度の見直しについては、引き続き検討。</p> <p>○ 恩給年額を平成7年4月から1.10%引き上げる等のほか、各種加算の引上げ等を行う。</p>	病床減	△ 90床	定員減	△ 13人
病床減	△ 90床				
定員減	△ 13人				

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 文教予算編成上の基本的考え方</p> <p>○ 行財政改革の基本方針等を踏まえつつ、初等中等教育については極力地方公共団体が自主性を発揮できるような見直しを進めるとともに、高等教育、学術研究へ資金の重点配分を図ることが重要。このため、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていくことが必要。</p>	<p>平成7年度予算における措置状況</p> <p>○ 初等中等教育の分野</p> <p>① 私立高等学校等経費補助金について、その総額の抑制に努力。</p> <p>② 義務教育費国庫負担金等について、公立義務教育諸学校教職員の給与費等に対する国庫負担限度基準を1.025から1.02へ引き下げ。</p> <p>③ 公立学校施設整備費について、公立高等学校大規模改造事業を一般財源化。</p> <p>○ 高等教育の分野</p> <p>① 科学研究費補助金の増額 824億円 ⇒ 924億円 (121%増) (7年度)</p> <p>② 日本育英会の育英奨学事業・貸与月額引上げ</p> <p>③ 大学(国公立・自宅) 35,000円 ⇒ 38,000円 (3,000円増)</p> <p>④ 大学院(修士課程) 78,000円 ⇒ 81,000円 (3,000円増)</p> <p>⑤ 大学院(博士課程) 109,000円 ⇒ 112,000円 (3,000円増)</p> <p>⑥ 大学院 博士課程 15,550人 ⇒ 17,150人 (1,600人増)</p> <p>⑦ 大学院 修士課程 19,910人 ⇒ 22,510人 (2,600人増)</p> <p>⑧ 日本学術振興会の特別研究員の増員 2,150人 ⇒ 2,540人 (390人増)</p> <p>⑨ 国立大学の高度化推進特別経費の増額 61億円 ⇒ 83億円 (37.5%増)</p> <p>⑩ 国立大学の卓越した研究拠点(COE)形成経費を創設 — ⇒ 73億円(皆増)</p> <p>⑪ 国立大学の大学改革推進等経費の増額 30億円 ⇒ 42億円 (38.7%増) 等</p>
<p>(2) 義務教育費国庫負担制度</p> <p>○ 文教予算の重点的、効率的配分及び国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点から、制度の目的、充足以来の経緯等をも踏まえ、引き置き、負担対象等について見直しを進めていくことが必要。</p>	<p>○ 地方公共団体の給与の支払い状態等を勘案し、公立義務教育諸学校の給与費等に対する国庫負担限度基準を1.025から1.02へ引き下げ。</p> <p>① 義務教育費国庫負担金 27,510億円 ⇒ 27,661億円 (0.6%増) (7年度)</p> <p>② 義務教育費国庫負担金 1,175億円 ⇒ 1,221億円 (3.9%増) (7年度)</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																								
<p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の平成7年度における取扱いについては、現下の厳しい財政事情等を踏まえて検討を行うことが必要。</p> <p>(3) 義務教育教科書無償給付と制度</p> <p>○ 一律無償は所得配分の観点から適当でなく、また、財政負担に対し一人当たり家計負担軽減額がわずかで財政資金の効率的使用の観点からも問題があり、家計での消費とりわけ教育関係支出の実情を考慮して、今後、有償化につき更に検討を進めるべき。</p> <p>(4) 高等教育、私学に係る負担の在り方</p> <p>① 国立学校特別会計</p> <p>○ 初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべき。併せて、教育研究体制の高度化を進めていくことが必要。</p>	<p>○ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の3年次目として、テーマティーチングの導入、特殊教育諸学校の学級編成の改善等を中心に、改善増5,084人を措置。</p> <p>○ 教科書有償化問題について今後引き続き検討することとし、7年度予算では無償措置を継続。 〔6年度〕 434億円 ⇒ 〔7年度〕 440億円 (1.4%増)</p> <p>義務教育教科書購入費</p> <p>○ 施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その施設等の整備、改善を重点的・計画的に推進。また、大学院に重点をおいた教育研究体制の高度化を推進するほか、学術研究の推進に必要とされる基盤的な研究設備の整備を推進。</p> <table border="0"> <tr> <td>〔6年度〕</td> <td>⇒</td> <td>〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>2,177億円</td> <td>⇒</td> <td>2,414億円 (10.9%増)</td> </tr> <tr> <td>2021億円</td> <td>⇒</td> <td>2,144億円 (6.1%増)</td> </tr> <tr> <td>61億円</td> <td>⇒</td> <td>83億円 (37.5%増)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>⇒</td> <td>73億円 (皆増)</td> </tr> <tr> <td>30億円</td> <td>⇒</td> <td>42億円 (38.7%増)</td> </tr> </table> <p>① 国立学校施設等整備費 ② 基幹的教育研究経費 ③ 高度化推進特別経費 ④ 卓越した研究拠点(COE)形成経費 ⑤ 大学改革推進等経費</p> <p>○ 国立大学入学科・検定料の改定 入学科(平成8年4月入学者から) 検定料(平成8年入学科試験受験者から)</p> <table border="0"> <tr> <td>260,000円</td> <td>⇒</td> <td>270,000円 (3.8%増)</td> </tr> <tr> <td>29,000円</td> <td>⇒</td> <td>31,000円 (6.9%増)</td> </tr> </table> <p>○ 学部別授業料の導入については、引き続き検討。</p>	〔6年度〕	⇒	〔7年度〕	2,177億円	⇒	2,414億円 (10.9%増)	2021億円	⇒	2,144億円 (6.1%増)	61億円	⇒	83億円 (37.5%増)	—	⇒	73億円 (皆増)	30億円	⇒	42億円 (38.7%増)	260,000円	⇒	270,000円 (3.8%増)	29,000円	⇒	31,000円 (6.9%増)
〔6年度〕	⇒	〔7年度〕																							
2,177億円	⇒	2,414億円 (10.9%増)																							
2021億円	⇒	2,144億円 (6.1%増)																							
61億円	⇒	83億円 (37.5%増)																							
—	⇒	73億円 (皆増)																							
30億円	⇒	42億円 (38.7%増)																							
260,000円	⇒	270,000円 (3.8%増)																							
29,000円	⇒	31,000円 (6.9%増)																							
<p>○ 国立大学の入学科、検定料については、私立大学との格差の現状、高等教育改善等のための特別会計の自己財源確保の必要性にも配慮し、適正化を進めることが必要。なお、学部別授業料についても検討を進めるべき。</p>																									

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																				
<p>② 私学助成</p> <p>○ 私立大学等経常費補助の配分については、私学の独自性の発揮、教育条件の向上の観点から、より一層の見直しが必要。</p> <p>○ 私立高等学校等経常費補助については、当面の誘導措置として免じた経緯、国と地方の機能分担、費用負担の在り方の観点及び私立高等学校等に対する地方公共団体の助成の状況等を踏まえ、6年度予算に引き続き見直しを進めるべき。</p> <p>○ 私学助成全体については、引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的・効率的配分等内容の見直しを進めていくことが必要。</p>	<p>○ 私立大学等経常費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金については、国の財政事情等を踏まえ、その総額の抑制に努め、所要の額を計上。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>〔6年度〕</td> <td>⇒</td> <td>〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>① 私立大学等経常費補助金</td> <td>2,733.5億円</td> <td></td> <td>2,803.5億円 (2.6%増)</td> </tr> <tr> <td>② 私立高等学校等経常費助成費補助金</td> <td>635億円</td> <td></td> <td>666億円 (4.9%増)</td> </tr> <tr> <td>③ 私立大学・大学院等教育研究表置施設整備費補助</td> <td>87.5億円</td> <td></td> <td>92.5億円</td> </tr> <tr> <td>④ 私立大学研究設備整備費等補助金</td> <td>26.5億円</td> <td></td> <td>27.5億円</td> </tr> </table>		〔6年度〕	⇒	〔7年度〕	① 私立大学等経常費補助金	2,733.5億円		2,803.5億円 (2.6%増)	② 私立高等学校等経常費助成費補助金	635億円		666億円 (4.9%増)	③ 私立大学・大学院等教育研究表置施設整備費補助	87.5億円		92.5億円	④ 私立大学研究設備整備費等補助金	26.5億円		27.5億円
	〔6年度〕	⇒	〔7年度〕																		
① 私立大学等経常費補助金	2,733.5億円		2,803.5億円 (2.6%増)																		
② 私立高等学校等経常費助成費補助金	635億円		666億円 (4.9%増)																		
③ 私立大学・大学院等教育研究表置施設整備費補助	87.5億円		92.5億円																		
④ 私立大学研究設備整備費等補助金	26.5億円		27.5億円																		

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>3. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東西冷戦終結後の国際情勢や深刻な財政事情等を考慮して、一層の効率化・合理化が図られるべき。防衛力の在り方について検討が行われることになつては、後年度負担も含めた防衛関係費全体にわたり、効率化・合理化に努めていくべき。 ○ 特に、後年度負担については、将来の硬直化要因とならぬよう、抑制を図るべき。その際、新装備の購入が翌年度以降の歳出経費となるばかりではなく、後方支援部門の増加要因に繋がるという二重の意味での硬直化要因を生み出すことに留意すべき。 ○ 基地周辺対策経費については、現下の財政事情を踏まえ、引き続き一層の抑制を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7年度防衛関係費については、昭和35年度(0.6%)以来最低の伸び率であった6年度から引き続き厳しく抑制。 〔6年度〕 4兆6,835億円 (0.9%増) ⇒ 4兆7,236億円 (0.86%増) ○ 新規後年度負担の抑制に努力。 〔6年度〕 1兆8,301億円 (3.3%増) ⇒ 1兆7,982億円 (1.7%減) うち正面 8,579億円 (0.9%増) ⇒ 8,060億円 (6.1%減) ○ 基地周辺対策経費の抑制に努力。 〔6年度〕 1,621億円 (0.3%減) ⇒ 1,595億円 (1.6%減)

平成7年度予算における措置状況

○ 本格的な高齢化社会が到来する前に社会資本整備を着実に推進するとともに、回復局面にある我が国経済情勢も考慮し、厳しい財政事情の下で一般歳出を3.1%と低い伸びに抑えている中にあって、公共事業関係費については、対前年度4.0%と高い伸びを確保。
〔6年度当初〕 4.0% 〔7年度当初〕
8兆9846億円 ⇒ 9兆3423億円 (注) NTT事業償還分を除く(以下同じ)。

○ 生活者重視等の視点に立った重点投資
公共事業の配分が当たらなかった重点投資の質の向上に結びつく分野をはじめ、21世紀に向けて新たな時代のニーズに的確に対応するため、思い切った重点投資を行うなど、更に重点的・効率的に配分。

<一般公共事業別伸率(対前年度)>

住宅街地整備	5.0%	治水	3.3%	漁	0.8%
下水道	8.5%	山岸	3.2%	港湾	1.0%
農業集落排水	5.8%	工業用水	3.0%	工業用水	▲24.3%
廃棄物処理施設	11.4%				
水道	8.0%				
公園	6.5%				
都市・幹線鉄道	5.4%				
一般公共					4.1%

○ 公共事業関係費のシェアの変更
重点投資の結果、公共事業関係費のシェアは、公共事業関係費の範囲の見直しが行われた6年度の変更幅は下回るものの、相当大きく変わっており、各々の事業のシェアの変更幅の合計は、プラス・マイナス各々約0.7%。省別別のシェアの変更幅は、プラス・マイナス各々約0.4%。

なお、6年度においては、地下鉄、自然公園などの約800億円を公共事業関係費に組替え。(単位：%)

区分	59'	60'	61'	62'	63'	64'	65'	66'	67'
事業別シェアの変更幅の合計	0.2	0.3	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2
所管別シェアの変更幅の合計	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2

「報告」における指摘事項

4. 公共事業
○ 平成6年度においては、「公共事業の配分のあり方」に関する報告の考え方を踏まえ、配分の大幅な見直しが行われたが、生活者重視等の視点に立つて、国民生活の質の向上に資する分野に重点投資を行っていくことは時代の要請であり、新しい「公共投資基本計画」の考え方も踏まえつつ、また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施を図りつつ、引き続き配分の見直しの努力を継続していくべき。

(参考) 公共事業の配分のあり方に関する報告(抜粋)

(3) 配分の基準
現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り。(A)生活環境整備、(B)国土保全、(C)産業基盤整備の三つの類型に分類される。
(A) 住宅、下水道、農業集落排水、上下水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路等
(B) 治水、海岸、森林整備(治山、造林、林道)等
(C) 工業用水、漁港、沿岸施設整備、港湾、農業生産基盤、等

三類型の優先順位は、上記②「配分の見直しにあたっての考え方」の下で次の理由により、(A)、(B)、(C)の順とすることが適当である。

(A) 生活環境整備については、国土保全、産業基盤整備に比べ事業の本格的実施が遅れたため、限られた期間に緊急に整備をしなければならないところから、当面、集中的に投資する必要があるべきものである。
(B) 国土保全については、我が国の自然の特性からいって、特定の時期に完了するといった性格のものではないので、長期の観点から着実に実施していくべきである。
(C) 産業基盤整備については、これまでの投資生残や国民経済に占める比重の変化等を考慮すると、これからの我が国経済の成長のために必要と判断される適切な配分をいかならば、全体としては、重点的かつ明確な意味に換えていくべきである。

高速道路、拠点空港等は、上記の三類型に分類し難いものではあるが、国土の骨格の形成、あるいは国際社会との交流のための基盤的施設であり、各々の必要性を見極めながら、着実に整備していくことが必要である。
また、このような基準で配分した場合には、現状に比べて都市重視の考え方があり、国土の均衡ある発展に逆行すると判断も予想される。
しかしながら、地方においても最近の国民のニーズは便利で住みよい生活環境を形成してほしいということであり、下水道等の生活環境整備の事業の多くは、実際に、都会よりも地方でより多く実施されている実態がある。従って、上記の優先順位による配分を行っても、都道府県ごとか地域ごとの配分には決してならない。

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>○ 類似した事業を複数官庁で実施する場合、関係省庁間で適切な調整を行うべき。下水道と農業集落排水及び道路と農道については、当面、国の関係省庁及び地方公共団体の関係部局が連絡を密にして協力を深め、都道府県域を対象とした各種事業の適正配置計画の策定の推進、各都道府県及び各市町村毎の各種道路も含めた総合的な道路網の整備計画の内容の拡充等を図っていくことが重要。</p>	<p>○ 昨日12月25日に大蔵省より記者発表（概要は以下の通り。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道と農業集落排水及び合併処理浄化槽等 地方公共団体における各施設の合理的な配置計画の策定の指導・支援等を行うため、建設、農水及び厚生省による「汚水処理施設の整備等に係る関係省連絡会議（仮称）」を新たに設置する。 2. 道路と農道 地域の道路や農道に関する調整された全体路線図が作成・公表されてネットワークの整合性等について幅広い理解が得られることとなるよう指導・支援する。道路と農道のより一層円滑な調整の推進に関する情報交換等を行うため、現在の建設・農水両省間の連絡会議の充実・強化を図る。 3. 国土総合開発事業調整費の活用 道路と農道、更に建設、農水及び運輸の各省が所管する海岸事業については、これらの各事業の計画的な整備の進展を図る中で、事業間の進捗調整が必要となつた箇所について、国土総合開発事業調整費に「類似事業調整費」という新たな事業を創設し、同調整費を活用することができるとする。
<p>○ 入札・契約制度については、大規工事への一般競争入札の導入等の改革が開始されている。このような改革の着実な実施を通じて公共事業のコストを可能な限り低減させていくことは極めて重要であり、透明性・客観性を確保しつつ、更に競争性を高めるための改革について、関係省庁とともに真摯に検討を行うべき。また、適正な予算単価の設定等について一層努めることが必要。</p>	<p>○ 昨年12月1日、建設省は「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」を策定し、輸入資材の活用等による資材費の低減や生産性の向上、技術開発に努めることにより、建設費の縮減にさらに努力していく旨を表明。</p> <p>○ 昨年12月26日、建設省の「履行保証制度研究会」は、履行ボンド制度の導入等を内容とする報告をとりまとめた。今後、中央建設業審議会における審議等を経て、平成7年度から新たな履行保証体系に段階的に移行し、8年度からは全面的に移行する予定。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>5. 政府開発援助</p> <p>○ 既に国際的に見て遜色のない水準に達しているODA予算については、量的拡大よりも、内容の重点化・効率化や執行面の一層の効率化を図るべきで、仲率を抑制していくべき。</p>	<p>1. 一般会計ODAについては一段と深刻さを増した財政事情の下ではあるが、ODAは国際貢献の柱であることから、円高による影響、他の経費とのバランスにも留意して、11,061億円（仲率4.0%）を計上。この仲率は、ODAの集計が開始された昭和51年以來最低のもの。</p>
<p>○ 実施に当たっては、環境への配慮、女性の役割の重視等新しい側面に加え、援助担当者の人材育成、途上国からの研修生受入れ等きめ細かく真に効果的な援助を目指すべき。また、入札制度の改善等による執行の一層の効率化が必要。</p>	<p>2. 総額の伸びは抑制しつつ、以下のように財源の重点配分を行い、真に効果的な援助を目指す。</p> <p>(1) 環境への配慮、女性の役割の重視等新しい側面への十分な対応。</p> <p>〔6年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 国連環境基金拠出金 36万^千円 ⇒ 40万^千円 (10.5%増) 開発、援助における女性の役割の重視への対応 (「開発と女性」WID/Women In Development)。 <ul style="list-style-type: none"> H・IFAD「WID」信託基金拠出金 — ⇒ 1万^千円 (新規) UNDP「WID」信託基金拠出金 — ⇒ 1万^千円 (新規) JICAによる草の根レベルのWID関連事業 — ⇒ 1.9億^千円 (新規) <p>(2) 援助担当者の人材育成、開発途上国の人遣いを支援するための国際協力事業団による技術協力を拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際開発高等教育機構 (FASID) 委託費 665百万円 ⇒ 710百万円 (6.7%増) ・途上国からの研修生受入れ 7,140人 ⇒ 7,390人 (250人増) ・青年招へい 1,410人 ⇒ 1,560人 (150人増) ・青年海外協力隊新規派遣 1,110人 ⇒ 1,190人 (80人増)
	<p>(3) 効果的・効果的な援助の実施、執行の一層の効率化に向けての取り組みの強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援助査察制度 — ⇒ 11百万円 (新規) ・外務省及びJICAによる事後評価の充実 7.4億円 ⇒ 8.2億円 (10.7%増) ・緊急援助追跡調査 — ⇒ 20件 (新規) <p>(4) この他、我が国の「顔」の見える援助をきめ細かく行う観点から、NGOとの連携を格段に強化することとし、NGOに対する補助金を大幅に拡大するとともに、草の根レベルできめ細かい支援ができる「草の根無償」を倍増。また、援助の実施に当たっては、途上国における保険・医療、教育、水供給・衛生などのベネフィット・ヒューマン・ニーズ (基礎生活分野: BHN) への支援に重点を置くこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGO事業補助金 5.4億円 ⇒ 7.6億円 (40.7%増) ・草の根無償 15億円 ⇒ 30億円 (100.0%増) ・緊急無償 53億円 ⇒ 64億円 (20.8%増) うち民主化支援分 — ⇒ 3億円 (新規)

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況																																																		
<p>6. 農業</p> <p>(1) 農業関係予算の合理化・重点化 農業関係予算については、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策を含め、中長期的方向を見据え、経営感覚に優れた効率的・安定的経営体を育成し、こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造が実現されるように新たな観点に立って施策の重点化を図る必要。このため、財政資金の一層の効率的、重点的配分に努めていくべき。</p>	<p style="text-align: center;">平成7年度予算における措置状況</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">〔6年度〕</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>○ 農林水産関係予算総額</td> <td style="text-align: right;">34,188億円</td> <td style="text-align: right;">→ 35,400億円</td> <td style="text-align: right;">(3.5%増)</td> </tr> <tr> <td>〔公共事業関係費</td> <td style="text-align: right;">18,559億円</td> <td style="text-align: right;">→ 19,050億円</td> <td style="text-align: right;">(2.6%増)</td> </tr> <tr> <td>食糧管理費</td> <td style="text-align: right;">2,743億円</td> <td style="text-align: right;">→ 2,723億円</td> <td style="text-align: right;">(0.7%減)</td> </tr> <tr> <td>一般農政費</td> <td style="text-align: right;">12,886億円</td> <td style="text-align: right;">→ 13,627億円</td> <td style="text-align: right;">(5.8%増)</td> </tr> </table> <p>(注) NTT償還時補助は除いている。</p> <p>○ ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、6年間の新しい事業として、6兆100億円の事業を講ずることとしてしているところ。 7年度予算においては、同対策として事業費約3,900億円(国費1,071億円)を計上。6年度補正予算と合わせて、事業費1兆1,400億円(国費5,545億円)を確保。 (これは、同対策の6年間事業費6兆100億円の1/6を上回るもの。) ・ 事業の内容については、いわゆる「新政策」に即して、我が国農業の将来展望を切り拓き、効率的・安定的経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造を実現するため、高生産性農業生産基盤の整備、地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備、農地流動化・利用集積の推進等に重点。 <p>○ 農業農村整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の思い切った重点化等により、効率的・安定的な経営体の育成等を通じた国内農業の体質強化を図るとともに、農村地域の生活環境整備の促進を図る。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">〔6年度〕</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">〔7年度〕</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備事業</td> <td style="text-align: right;">11,682億円</td> <td style="text-align: right;">→ 11,966億円</td> <td style="text-align: right;">(2.4%増)</td> </tr> <tr> <td>が担い、手育成ほ場整備事業</td> <td style="text-align: right;">572億円</td> <td style="text-align: right;">→ 638億円</td> <td style="text-align: right;">(11.6%増)</td> </tr> <tr> <td>一般ほ場整備事業</td> <td style="text-align: right;">641億円</td> <td style="text-align: right;">→ 568億円</td> <td style="text-align: right;">(11.5%減)</td> </tr> <tr> <td>担い手育成畑地帯総合整備事業</td> <td style="text-align: right;">67億円</td> <td style="text-align: right;">→ 78億円</td> <td style="text-align: right;">(16.9%増)</td> </tr> <tr> <td>一般畑地帯総合整備事業</td> <td style="text-align: right;">319億円</td> <td style="text-align: right;">→ 289億円</td> <td style="text-align: right;">(9.5%減)</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td> <td style="text-align: right;">1,166億円</td> <td style="text-align: right;">→ 1,272億円</td> <td style="text-align: right;">(9.0%増)</td> </tr> <tr> <td>中山間地域総合整備事業</td> <td style="text-align: right;">343億円</td> <td style="text-align: right;">→ 411億円</td> <td style="text-align: right;">(19.9%増)</td> </tr> </table> <p>○ 補助事業の重点化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金 山村振興農林漁業対策事業費補助金と農村地域特定促進対策事業費補助金を統合するとともに、農林漁家活性化支援センターに対する補助を廃止(14億円減) ・ 農業構造改善事業費補助金等 施設、機械等の一部を補助対象から除外し、融資化(4億円減) 		〔6年度〕	〔7年度〕	○ 農林水産関係予算総額	34,188億円	→ 35,400億円	(3.5%増)	〔公共事業関係費	18,559億円	→ 19,050億円	(2.6%増)	食糧管理費	2,743億円	→ 2,723億円	(0.7%減)	一般農政費	12,886億円	→ 13,627億円	(5.8%増)		〔6年度〕	〔7年度〕	農業農村整備事業	11,682億円	→ 11,966億円	(2.4%増)	が担い、手育成ほ場整備事業	572億円	→ 638億円	(11.6%増)	一般ほ場整備事業	641億円	→ 568億円	(11.5%減)	担い手育成畑地帯総合整備事業	67億円	→ 78億円	(16.9%増)	一般畑地帯総合整備事業	319億円	→ 289億円	(9.5%減)	農業集落排水事業	1,166億円	→ 1,272億円	(9.0%増)	中山間地域総合整備事業	343億円	→ 411億円	(19.9%増)
	〔6年度〕	〔7年度〕																																																	
○ 農林水産関係予算総額	34,188億円	→ 35,400億円	(3.5%増)																																																
〔公共事業関係費	18,559億円	→ 19,050億円	(2.6%増)																																																
食糧管理費	2,743億円	→ 2,723億円	(0.7%減)																																																
一般農政費	12,886億円	→ 13,627億円	(5.8%増)																																																
	〔6年度〕	〔7年度〕																																																	
農業農村整備事業	11,682億円	→ 11,966億円	(2.4%増)																																																
が担い、手育成ほ場整備事業	572億円	→ 638億円	(11.6%増)																																																
一般ほ場整備事業	641億円	→ 568億円	(11.5%減)																																																
担い手育成畑地帯総合整備事業	67億円	→ 78億円	(16.9%増)																																																
一般畑地帯総合整備事業	319億円	→ 289億円	(9.5%減)																																																
農業集落排水事業	1,166億円	→ 1,272億円	(9.0%増)																																																
中山間地域総合整備事業	343億円	→ 411億円	(19.9%増)																																																

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>(2) 食糧管理制度の改革 今後、新制度の下において、政府の役割を明確にしつつ、市場原理を通じた需給調整機能が十分発揮されるよう適切な運用に努めていく必要。また、主要食糧の需給及び価格の安定に係る財政負担については、以下のような観点から引き続き一層の効率化を図っていく必要。</p> <p>① 米麦価 需給の動向等を踏まえ、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減とあわせて、コスト逆さやの縮小を更に進めていく必要。 特に、政府買入価格に関しては、米の需給の動向等が適確に反映されたものとともに、生産性の高い稲作の担い手層に焦点を置き、稲作の生産性の向上とコスト低減を反映していくべき。</p> <p>② 生産調整助成金等 新制度における生産調整については、奨励金依存からの脱却の要請を踏まえつつ、適切に全体需給の調整が図られるような仕組みとする必要。 その他の助成措置等については、現行制度において自主流通米に係る助成が食管赤字の大きな部分を占めていること等を勘案し、全体として財政負担の圧縮が図られる方向で検討する必要がある。</p> <p>③ 組織・定員の合理化 新制度の下における食糧事務所等の業務の在り方について見直しを行い、組織・定員の合理化、縮減を図る必要。特に、検査業務については、今回の制度改革の趣旨・背景を踏まえ、抜本的な見直しを検討する必要がある。</p>	<p>① 食糧管理費 ① 食糧管理特別会計へ繰入 食管調整勘定繰入については、米麦に関する適切な需給管理が行われるよう措置するとともに、政府管理経費の見直し等を行うことによって、できる限りの節減を図る。 なお、平成7年2月から麦の政府売渡価格を平均5.5%引き下げることとしている。 〔6年度〕 1,900億円 → 1,830億円 (3.7%減) 〔7年度〕</p> <p>② 水田営農活性化対策費 6年産米の豊作による米需給の緩和状況にかんがみ、平成7年度における水田営農活性化対策(5年度～7年度)については、転作等目標面積600千ヘクタールで実施することに加え、追加的に80千ヘクタールの転作等を特別に実施する。 〔6年度〕 843億円 → 893億円 (5.9%増) 〔7年度〕 水田営農活性化対策費 843億円 → 893億円 (5.9%増) (注) 食糧管理費2,723億円は、ピーク時(56'：9,948億円)の3割弱。また、食管特会調整勘定繰入1,830億円は、ピーク時(51'：7,690億円)の4分の1弱。</p> <p>③ 食糧管理制度の改革 今回、食糧管理法を廃止し、新たな法律の整備により、民間流通を基本とし、規制緩和を通じた流通の合理化を図るなど、抜本的な改革が行われたところである。今回の改革に関連して、食糧事務所等の組織・定員について、業務等の在り方の方の見直しを行うなどにより、縮減・合理化を図る。 〔6年度〕 47 → 45 (2減) 〔7年度〕 食糧事務所数 361 → 338 (23減) 同 支所数 10,993人 → 10,554人 (439人減) 定 員 (注) 今後5年間(7'～11')で食糧事務所を約4分の1減(11減)、支所を約4割減(160減)の予定。</p>

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>7. 運輸</p> <p>(1) 日本国鉄道清算事業団債務の処理</p> <p>○ 最終的に国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めつつ、7年度においても土地売却収入の確保及びJR株式の売却に最大限努力するなど資産処分を進め、国鉄清算事業団の長期債務の償還促進に努めるべき。</p>	<p>○ 平成7年度においても、これまで採られてきた種々の土地売却促進策を活用することなどにより土地売却収入を確保すると共にJR株式の早期売却に最大限努力するなど資産処分を進め、長期債務の償還促進に努める。</p> <p>(参考) 国鉄清算事業団の長期債務の見込み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成6年度首</p> <p>26.0兆円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→</p> <p>〔共済特別負担約0.2兆円〕</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成7年度首</p> <p>26.4兆円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→</p> <p>平成8年度首</p> <p>26.4兆円</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(平成6年度)</p> <p>発生金利等 1.5兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.2兆円 (10,300億円)</p> <p>〔 ・土地処分収入 (0億円) ・JR株式売却収入 (1,060億円) ・鉄道整備基金収入 (762億円) ・補助金 (359億円) ・その他収入 〕</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>(平成7年度)</p> <p>発生金利等 1.4兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.5兆円 (10,200億円)</p> <p>〔 ・土地処分収入 (3,078億円) ・JR株式売却収入 (1,007億円) ・鉄道整備基金収入 (635億円) ・補助金 (310億円) ・その他収入 〕</p> </div> </div>

平成7年度予算における措置状況

「報告」における指摘事項

- 既に着工している3線5区間に限定して建設を着実に推進。
- 3線5区間の中で、東北新幹線八戸・青森間の暫定整備計画を取下げることとし、盛岡・八戸間をフル規格に変更（従来工事費の内割）。
- 3線5区間以外の区間（3線5区間の規格の変更を含む。）については、新しい基本スキームを引き続き検討し、平成8年中にその成果を得る。その際、国及び地域の財政事情、JRの健全経営の確保等に配慮する。また、取支採算性の見直し、JRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意、用地確保の見直し等所要の要件が整えられていることが必要である。
- 未着工区間の中でも特にその整備の緊急性の高い駅部整備（富山駅及び進本駅）に着手する。
- 難工事が予想される八甲田トンネル、飯山トンネル、第二筑紫トンネルについて、従来からの調査費を用いて試掘調査に着手。

- 3線5区間以外の区間の新たな着工や規格の変更については以下のような極めて大きな問題がある。
 - ① 新幹線建設のため確保されている財源は3線5区間で手一杯であり、追加的に必要な膨大な財源確保の目処は全く立っていない。また、整備新幹線の取支採算性は極めて乏しいことは明らかであるが、他方、現在の公的助成比率（50%）を超える助成を行うことは、整備新幹線が私企業であるJRの事業用施設であることを考えれば、国鉄改革の趣旨・行財政改革の趣旨にも反する。
 - ② 清算事業団債務のうち最終的に国が処理すべき債務が膨大になると見込まれる中、更に巨額の負担を後世に残すことにつき、国民の理解を得がたい。
 - ③ JRを第二の国鉄としないために並行在来線の経営分離が必要だが、3線5区間以外で経営分離の見直しは全く立っていない。
 - ④ 鉄道政策のあり方として、新幹線のみを重点を置くのではなく、都市鉄道の整備に対しても、パランスのとれた形で限られた予算を配分すべき。

〔参考〕

	6年度事業費	7年度事業費
整備新幹線建設事業費	1,829億円	2,276.0億円
〔新幹線建設事業費〕	1,501億円	2,000.0億円
北陸新幹線（高崎・長野）	88億円	102.0億円
東北新幹線（盛岡・八戸）	79億円	91.6億円
九州新幹線（八代・西鹿見島）	50億円	58.0億円
北陸新幹線（石動・金沢）	21億円	24.4億円
北陸新幹線（糸魚川・魚津）	0億円	10億円
整備新幹線駅整備調整事業費	30億円	30億円
整備新幹線建設準備事業費		

財源、取支採算性、並行在来線の問題等の解決がなされないまま3線5区間以外の区間の着工や規格の変更は適当ではなく、現時点においては、基本的に3線5区間に限定して建設を着実に進めていくべき。

「報告」における指摘事項	平成7年度予算における措置状況
<p>8. 地方財政・補助金等</p> <p>○ 地方財政については、臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」等を踏まえ、国と同様に歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要。</p> <p>○ 平成7年度の地方財政については、引き続き極めて厳しい状況になるものと考えられる。一方、国の財政事情も誠に深刻な状況に立ち至っているところである。従って、7年度の地方財政対策の具体的方策については、このような状況を踏まえ、適切に対処することが必要。</p>	<p>○ 7年度においては、地方投資単独事業について「公共投資基本計画」等の考え方に沿った社会資本整備の着実な推進に配慮しつつ、臨時行政改革推進審議会答申等の趣旨に従い、国と同様、極力、経費の節減合理化に努めることとされている。</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳出総額 <ul style="list-style-type: none"> 約82兆5,100億円程度 対前年度2.0%の増 〔NTT線上海運を除いたベース 対前年度4.3%の増〕 ・ 地方投資単独事業 対前年度5.0%の増 <p>1. 7年度の地方財政は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所得税の減税により地方交付税が1兆2,429億円、住民税の減税により住民税が1兆4,496億円、それぞれ減少。 (2) 減税の影響を除く通常収支でも4兆2,572億円の財源不足。 <p>2. 7年度の地方財政対策では、このような極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方財政の円滑な運営に支障が生ずることのないよう以下の措置を講ずることとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 減税の影響分については、次の措置により全額を補てん。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方交付税の減少については、交付税特会借入金により全額補てん。 ② 住民税の減少については、減税補てん債の発行により全額補てん。 (2) 通常収支の財源不足額については、次の措置により全額を補てん。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方交付税の増額措置（2兆6,972億円） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計加算（1,810億円） ・ 特会借入金の償還計画の変更（4,192億円） ・ 新債の特会借入金（2兆3,970億円） ② 建設地方債（財源対策債）の増発（1兆5,600億円） <p>3. この結果、特会出口ベースの地方交付税については、16兆1,529億円となる。</p>

「報告」における指標事項	平成7年度予算における措置状況	
【参考】7年度の地方交付税交付金	(7年度)	(6年度)
法定率	13兆6,141億円	13兆6,183億円
前年度精算額	▲ 5,797億円	▲ 1兆 365億円
法定加算	1,810億円	1,760億円
一般会計ベース	13兆2,154億円(+3.6%)	12兆7,578億円
特会借入金等利子等	▲ 4,024億円	▲ 2,137億円
特会剰余金の活用	—	400億円
特会借入金	3兆3,399億円	2兆9,179億円
特会出口ベース	16兆1,529億円(+4.2%)	15兆5,020億円

(注) 上記の計数は、精査の結果、異動することがある。

平成7年度予算における措置状況	
<p>「報告」における指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しが必要。 ○ 既存の補助金等については、上記の答申等で示された視点に基づき、一層徹底した見直しを行い、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理合理化を推進することが必要。特に、零細な補助金については、零細補助基準を適切に水準まで引き上げることにより廃止、統合等を進めていくべき。補助金等の新設については極力抑制するとともに、真にやむを得ない場合にも、スクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図ることが必要。 	<p>平成7年度予算における措置状況</p> <p>(1) 一般財源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅福祉事業費補助金のうち都道府県高齢者サービス総合調整推進費等 (▲6億円) ○ 児童保護指導監本委託費のうち職員設置費 (▲6億円) ○ 児童手当監査事務委託費のうち職員設置費 (▲1億円) ○ 小規模事業指導費補助金のうち職工会・商工会議所の経営指導員等の人件費等 (▲67億円) ○ バス運行対策費補助金のうち廃止路線代替バス車両購入費等補助金 (▲15億円) ○ 学校給食設備整備費補助金のうち改善分及び更新分 (▲1億円) ○ 学校教育設備整備費等補助金のうち教育近代化設備整備費 (LL教育の設備整備費補助) の中学校分 (▲1億円) <p>【地方公共団体における施設の自主的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設整備費補助金のうち公立高等学校大規模改造事業 (▲8億円) ○ 公立社会教育施設整備費補助金のうち公立視聴覚センター等 (▲5億円) ○ 社会体育施設整備費補助金のうち体育館等に係る特別体育施設 (▲3億円) <p>(2) 補助制度の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (結核医療費) 結核医療費補助金・負担金 (▲126億円) (精神保健費) 措置入院費負担金、精神保健対策費等補助金 (▲146億円) <p>(精神医療及び結核医療の医療費の公費負担制度について、医療保険の基盤の上に公費による負担を組み合わ せた仕組みに改める(公費負担医療制度の保険優先化)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育国庫負担金等 (▲42億円) (公立義務教育諸学校教職員の給与費等に対する国庫負担限度基準の引下げ(1.025 → 1.02)) ○ 農業構造改善事業費補助金等 (▲4億円) <p>(施設、機械等の一部を補助対象から除外し、融資化)</p>

「報告」における指節事項	平成7年度予算における措置状況																
<p>(3) 補助対象の重点化等 〔補助対象範囲の見直し〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設整備費補助金のうち公立高等学校危険建物改築等事業 〔定時制通信制教育モデル校の指定を受けた高等学校の新増築事業、高校へき地生徒寄宿舎の新増築事業に対 する補助の廃止（▲11億円）〕 ○ 公立学校施設整備費補助金のうち大規模改築事業 〔補助対象を4,000万円以上から5,000万円以上の事業に限定（▲3億円）〕 ○ 農村総合整備事業費補助 〔農村公園緑地整備のうち遊戯施設等分を補助対象から除外（▲6億円）〕 ○ 山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金 〔農林漁家活性化支援センターに対する補助を廃止（▲14億円）〕 <p>〔採択基準の引上げ〕</p> <p>(例) ○ 街路事業のうち連続立体交差事業 4億4,000万円以上 ⇒ 10億円以上 ○ 空港整備事業（一般空港補助事業） 5,000万円以上 ⇒ 1億円以上</p> <p>(4) 零細補助基準の引上げ 〔最終補助事業者における1件当たり交付額〕</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">稲道府県等</td> <td style="width: 10%;">-----</td> <td style="width: 10%;">3,000万円未満</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 10%;">3,500万円未満</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 10%;">5,000万円未満</td> <td style="width: 10%;">〔平成7年度〕</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>-----</td> <td>300万円未満</td> <td>⇒</td> <td>350万円未満</td> <td>⇒</td> <td>500万円未満</td> <td>〔平成8年度〕</td> </tr> </table>	稲道府県等	-----	3,000万円未満	⇒	3,500万円未満	⇒	5,000万円未満	〔平成7年度〕	市町村	-----	300万円未満	⇒	350万円未満	⇒	500万円未満	〔平成8年度〕	<p>平成7年度予算における措置状況</p>
稲道府県等	-----	3,000万円未満	⇒	3,500万円未満	⇒	5,000万円未満	〔平成7年度〕										
市町村	-----	300万円未満	⇒	350万円未満	⇒	500万円未満	〔平成8年度〕										

(出所) 財政制度審議会総会（第8回）平成7年1月20日配付資料(3)（財政制度審議会「平成6年度 財政制度審議会資料集 総会編」297-316ページ）。

8-142 特別会計の借入金の推移

(単位：億円)

会 計	平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度	
	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金	短期借入金	長期借入金
交付税及び譲与税配付金	4,502		6,177		21,281		67,135		107,725	
特定国有財産整備		30		466		670		706		1,250
国立学校		559		759		614		860		760
厚生保険	14,992		14,812		14,792		14,792		14,792	
国立病院		470		508		648		780		697
農業共済再保険							1,243		1,476	
国有林野事業		2,580		2,607		2,880		2,880		2,870
国営土地改良事業		1,120		1,050		762		706		682
簡易保険	9,080		9,805		8,360		8,438		6,924	
空港整備		1,235		1,495		1,468		1,154		1,331
郵政事業	1,557	704	2,423	830	3,948	772	4,228	543	4,214	127
郵便貯金		40,000		47,500		47,500		50,000		50,000
都市開発資金融通		635		779		1,077		1,116		900
合 計	30,132	47,333	33,216	55,994	48,381	56,391	95,836	58,745	135,130	58,617

(注) 1. 「短期借入金」は、年度越しの一時借入金である。

2. 計数は、億円未満四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(出所) 大蔵省作成資料 平成7年2月。

8-143 ゼロ国債の概要 (平成6年度補正)

(単位：億円)

区 分	事業費	予算額	備 考
治 水	1,089	743	一般会計、治水特会
治 山	162	96	国有林野特会
海 岸	106	57	
道 路	3,096	2,225	道路特会
港 湾	386	347	港湾特会
漁 港	195	127	
空 港	64	47	空港特会
住 宅 対 策	45	21	
市 街 地 整 備	29	10	
下 水 道	704	360	
環 境 衛 生	249	75	
都 市 公 園	155	85	
農 業 農 村 整 備	1,057	653	一般会計、国営土地特会
林 道	137	78	
沿 岸 漁 場 整 備	27	14	
計	7,500	4,939	

(注) 各計数は四捨五入によっているので、端数において計とは合致しない。

(出所) 大蔵省作成資料 平成7年2月。

【平成8年度】

平成7年10月30日
大蔵省主計局

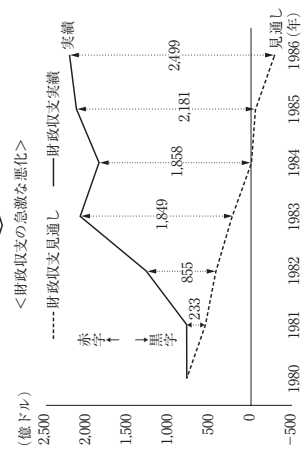
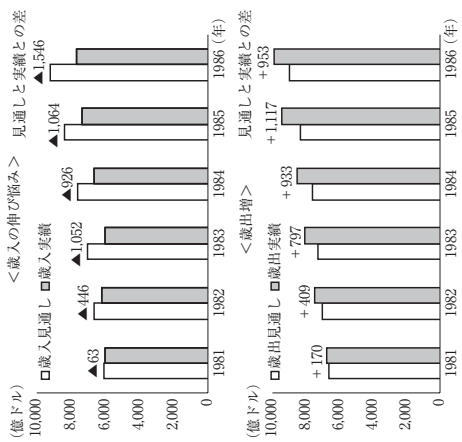
	【参考】																																							
<p>I. 財政政策が果たしてきた役割と財政健全化の必要性</p> <p>1. 財政の現状についての評価について</p> <p>○ 日本の財政はバランスが悪い。これは一時的なものではなく、傾向的なものであり、財政の健全化は必要。</p>	<p>○ 日本の財政赤字は主として循環的な景気低迷に起因しており、この要因を除けば、日本の財政は依然主要国の中で最もよい状態。 (三和総研理事・原田和明氏)</p> <p>○ 国・地方の構造的財政収支 (IMF・ワールドエコノミックアウトLOOK (95年5月)) IMF等の国際機関が公表している構造的財政収支の数値は1994年以降G5の中で最悪。</p> <p>○ 構造的な財政状況に係る諸指標の推移</p> <table border="1" data-bbox="646 227 999 730"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>[1975]</th> <th>[1995]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・GDP (名目)</td> <td>1524兆</td> <td>492.8兆</td> </tr> <tr> <td>・公債残高 (国債、地方債)</td> <td>26.3兆</td> <td>308.1兆</td> </tr> <tr> <td>(GDP比)</td> <td>17.3%</td> <td>⇒ 62.5%</td> </tr> <tr> <td>・利払費 (GDP比)</td> <td>1.2%</td> <td>⇒ 3.7% (93')</td> </tr> <tr> <td>[一般政府]</td> <td>(+25)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・高齢者の割合</td> <td>13.1%</td> <td>⇒ 23.2%</td> </tr> <tr> <td>(65歳以上人口/20~64歳人口)</td> <td>(+10.1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・社会保障移転 (GDP比)</td> <td>7.8%</td> <td>⇒ 12.3% (93')</td> </tr> <tr> <td>[一般政府]</td> <td>(+4.5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・税収 (国債、地方税)</td> <td>22.7兆</td> <td>91.1兆</td> </tr> <tr> <td>(GDP比)</td> <td>14.9%</td> <td>⇒ 18.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(+36)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 75年度の数字は全て実績。95年度のGDPと公債残高は見込み、税収は当初予算、利払費と社会保障移転は93年度の実績の数字。</p>	年度	[1975]	[1995]	・GDP (名目)	1524兆	492.8兆	・公債残高 (国債、地方債)	26.3兆	308.1兆	(GDP比)	17.3%	⇒ 62.5%	・利払費 (GDP比)	1.2%	⇒ 3.7% (93')	[一般政府]	(+25)		・高齢者の割合	13.1%	⇒ 23.2%	(65歳以上人口/20~64歳人口)	(+10.1)		・社会保障移転 (GDP比)	7.8%	⇒ 12.3% (93')	[一般政府]	(+4.5)		・税収 (国債、地方税)	22.7兆	91.1兆	(GDP比)	14.9%	⇒ 18.5%			(+36)
年度	[1975]	[1995]																																						
・GDP (名目)	1524兆	492.8兆																																						
・公債残高 (国債、地方債)	26.3兆	308.1兆																																						
(GDP比)	17.3%	⇒ 62.5%																																						
・利払費 (GDP比)	1.2%	⇒ 3.7% (93')																																						
[一般政府]	(+25)																																							
・高齢者の割合	13.1%	⇒ 23.2%																																						
(65歳以上人口/20~64歳人口)	(+10.1)																																							
・社会保障移転 (GDP比)	7.8%	⇒ 12.3% (93')																																						
[一般政府]	(+4.5)																																							
・税収 (国債、地方税)	22.7兆	91.1兆																																						
(GDP比)	14.9%	⇒ 18.5%																																						
		(+36)																																						

<p>2. 不況対策としての財政政策の評価について</p> <p>【論点と意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケインジアン的な立場から言えば、今のような景気後退期には積極財政を指向し、景気の底割れの防止もしくは引き上げを図るべき。一方、景気拡大期にはむしろ思い切った抑制運営をすべきであり、自然増収も思い切って財政再建に注入すべき。 ○ 借金をして景気対策を行い、景気回復すれば増収が出る。しかし、増収分を借金の返済に充てても、わずかではあるが赤字は残る。そのわずかの累積が現在の国債残高が200兆円を超えるという状況をもたらした。「拡大均衡」というが、現実には「拡大不均衡」である。 ○ 景気の拡大期には緊縮的な財政政策を採ることより、財政は多年度でみて、均衡すればよい。 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IMF・カムドシチュ専務理事ステートメント(95.9.20) 「景気回復が確保され次第、財政の健全性を回復することが緊要である。」 ○ 財制審「平成4年度予算の編成に関する建議」(3.12.20) 「ここ数年大幅な税収増をもたらしてきた経済的諸要因が流れを変え、今後は従前のような税収増を期待し難い。税収の鈍化を単に一時的なものとして見て入・歳出のギャップの厳しい抑制を怠れば、継続的に大幅な財政赤字をもたらすこととなる。」 ○ 米国で1980年代初頭に行われたレーガン減税は、経済成長の加速に伴う税収増を期待して実施されたが、期待した程の成長は達成されず、大幅な財政赤字を記録することとなり、現在にまで及ぶ大きな問題を米国経済に残すこととなった。
---	--

【論点と意見】

【参考】

○レーガン政権発足当初における財政収支見通しと実績との差異



【論点と意見】	【参考】
<p>○ ブキヤナー等が指摘する財政政策の非対称性に留意する必要がある。</p>	<p>〔注〕 出所 (財政制度審議会基本問題小委員会 (第3回) 平成7年10月30日 配付資料 (1)「論点についてのメモ 平成7年10月30日 大蔵省主計局」77ページ) に掲載の図表における値が不鮮明であることから、同図表の主旨を基に以下により編者作成。</p> <p>見直し： 経済企画庁『年次世界経済白書』(昭和62年版 (1987) (http://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/index.html), 「第2-3-3表」)</p> <p>実績： White House, Office of Management and Budget, Historical Tables (https://www.whitehouse.gov/omb/historical-tables/), “Table 11- Summary of Receipts, Outlays, and Surpluses or Deficits (4): 1789-2023”</p> <p>○ ブキヤナーとワグナーは、「ケインズの財政政策は、不況期には財政支出を増やし、景気過熱時には引き締めることが建前であるが、議会制民主主義のもとでは、財政政策の対称性が失われ、拡張的な政策ばかり採用される傾向が強い。その結果、公共部門が必要以上に肥大する。したがって、ケインズ理論は現実の政治経済学としては有害である」としている。</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>○ 現在の状況が昭和50年代と違ふ点は、公債残高が累増していること、高齢化が目前に迫っていることに加え、2つの要因がある。第1に、冷戦が終了し、20億人もの人が市場経済に流入しており、需要構造・供給構造が変化していることが挙げられる。途上国で労働集約的な産業が担われるようになれば、財政を通じて需要面から経済対策を打ち出すことの難しさは増大する。第2に、変動相場制、国際間の資本移動の自由化により財政政策の需要喚起効果は落ちてきていることが挙げられる。</p> <p>○ 公共投資の拡大等財政政策には一定の景気拡大効果はあるものの、生産力過剰の現在では、民間投資の呼び水としての効果は少なくなっている。</p> <p>○ 財政の構造改革自体が景気刺激策となることももある。金を新たに出生さなくとも、他の政策と整合性をとって、経済成長、規制緩和の流れの中で財政の構造改革を進めていくべき。</p> <p>○ わが国ほど、景気が悪いときに民間から政府に財政の出動を求める国はないのではないか。財政の放漫化の最大の原因はそこにある。一方で「小さな政府」を主張しながら、「大きな政府」を求めるのは矛盾している。</p> <p>3. 今後財政政策に期待される役割</p> <p>○ 財政政策の本来果たすべき役割は、資源再配分であり、日本経済の構造改革に対応した社会資本の形成が重要である。そのためには、様々な社会資本間で優先順位をつけることができようコスト・ベネフィット・アナリシスの方途を確立する必要がある。</p>	<p>○ 公共投資乗数の推移（経済企画庁経済研究所モデル）（名目、初年度）</p> <p>バイロットモデルSP-18 (74.12) 第2次世界経済モデル (85.3) 第5次世界経済モデル (94.12)</p> <p>2.27 ↑ 1.47 ↑ 1.32</p> <p>(推計期間) [57～71年] [661～821] [831～92W]</p> <p>○ 公共事業の配分のあり方についての優先順位 （公共事業の配分に関する報告（財制審、平成5年11月26日）より） A：生活環境整備については、当面的に投資するよう努めるべき。 B：国土保全については、長期的な視点から着実に実施していくべき。 C：産業基盤整備については、全体として、重点的かつ抑制気味に扱うべき。</p> <p>○ 公共投資基本計画（6.10.7 閣議了解）（抜粋） 「高齢化が本格化する21世紀を控え、人口構成が若く、経済に活力のある間に社会資本整備を一層促進することが必要であり、本計画の実施に当たっては、財政の健全性を確保しつつ、積極的な計画の促進に努めることとする。」</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>○ 財政の果たすべき役割は構造改革の過程では補完的なものにとどめるべき。財政政策の役割には限界があり、家計や民間企業へのインセンティブを高めることが重要。その意味で規制緩和が最優先されるべき。また、歳出は、将来に向けて必要な基盤となるものに絞るべき。</p> <p>○ わが国においては、民間の自己責任に帰せられるべきことについてまで、財政の出動を求める意見が多い。</p> <p>○ 高齢化に伴う社会保障について、どこまで自己責任を求めうるかを考えるべき。</p> <p>○ また、社会保障のコストオーバーネフイットのチェックを厳しく行うべき。</p>	<p>○ 財制審「財政の関与すべき分野についての報告」(56.12.18)(抜粋) 「高度成長下においては、豊かな税収を背景に正当化された施策であっても、安定成長下の限られた財政資金の下では、再検討せざるをえないものがある。」 「今後の財政のあるべき方向を一言で言えば、現行の歳出構造の抜本的な合理化を図りつつ、財政に期待されている役割に的確に対応していくということとである。……これまでは財政支出が正当化されてきた施策についても、個人・家庭の自助努力に期待し又は民間部門の活力にゆだねることができないか真剣に検討すべきである。また、今後期待される行政需要についても、すべて財政が役割をなうということではなく、どこまで、また、どのような形で財政が関与すべきかという観点から財政の守備範囲を検討していくべきであろう。」</p> <p>○ 情報通信や研究開発など今後経済発展フロンティアを開拓していく分野に対し、財政は公債発行も含め積極的に関与していくべき。(日経連会長・根本二郎氏)</p> <p>○ 米国においては、例えば光ファイバーによるスーパー・ハイウェイ構想に財政資金の投入は行われていない。また、ベンチャー企業に対しては、税制面での優遇措置はあるものの財政資金は投入されていない模様。</p> <p>○ 財制審「公債に関する諸問題及び歳出の節減合理化に関する報告」(54.12.19)(抜粋) 「今後もある程度社会保障関係を中心に財政支出は増大せざるを得ない状況にあるが、負担を伴わない財政支出の増大は、世代間の負担の公正を大きくゆがめる……したがって、財政支出を拡大するに際しては、併せて租税負担又は社会保障負担の引き上げを考えていく必要がある。」</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>4. 財政健全化の必要性</p> <p>○ 経済成長と財政の健全化の関係。</p>	<p>○ 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明(95年10月7日) 「彼らは(G7各国の蔵相及び中央銀行総裁(事務局注))また、それぞれの国において、貯蓄を促進し、より高い投資水準を支え、長期の成長見通しを向上させるために、中期的に更に大幅な財政赤字削減が不可欠であることを強調した。」</p> <p>○ 10カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明(95年10月8日)(抜粋) 「(G10がとりまとめた「貯蓄、投資及び実質金利研究」)は 財政赤字を削減することが、過去35年にわたる国民貯蓄率の低下を反転させるのに最も迅速かつ最も確実な方法であると結論付けている。財政赤字と公的債務残高の削減は、金利を低下させ、外部ショックに対する加盟国の耐性を高め、また、今後数十年間の高齢化がもたらす財政支出圧力増に対する加盟国の対応力を向上させるだろう。」</p> <p>○ 95年度財政取支実績発表に際してのクリントン大統領演説(95年10月25日)(主計局調査課仮訳)(抜粋) 「我々は、子供たちから債務の負担を取り除き、将来に投資するより多くの資金を自由にするために、財政取支を均衡させなければならぬ。……現在の戦略は、財政赤字を削減し、国民に投資し、先端技術に投資し、経済を成長させることである。」</p> <p>○ パラデュール仏前首相「経済・社会再建プログラム」の説明の概要(93年5月) 「フランスの雇用及び財政は極めて深刻な状況にある。……巨額の財政赤字が事態を一層不安なものにしている。従って、全ての人による建て直し努力の実施が今にも不可欠である。事態は一刻も待つことを許さない。赤字拡大の抑制が唯一経済の再活性化を可能にする。」</p> <p>○ 94年財政緊縮実施法案・連邦議会可決時のヴァイゲル蔵相発言(94年10月22日) 「本法は、より一層の安定、新たな成長及び失業者の削減に対し、決定的なブレイクスルーとなる。……今回の法律がなければ、94年度の連邦の財政赤字は約1,000億マルクとなり、始まったばかりの景気回復に水をさすことになる。」</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>○ 財政赤字の増大に伴い、利払費も増大していく。金利を支払うためにさらに借金をするという事態は大変な事態である。21世紀を控え、高齢化が進み、将来世代の負担が非常に重くなっていくことが分かっているのだから、このような事態を是正する必要がある。</p> <p>○ 国民負担率については、昭和57年の臨時行政調査会の答申で「現状(35%程度)よりは上昇することとならざるを得ない」と言い、平成2年には39.6%まで上昇していたものが、その後、37.7%(7年度見込み)に低下し、その分後世代にツケ送りをしているのが現状。</p> <p>○ このまま高齢化社会を迎えたと、税の負担、社会保険料の急増が不可避となるが、これは経済的にみても損失。スウェーデンなどはその好例。</p>	<p>○ 臨時行政改革推進審議会最終答申(5.10.27)(抜粋) 「国民負担の水準について、第2次行革審が提言した「高齢化のピーク時(2020年頃)において50%以下、21世紀初頭の時点においては40%台半ばをめぐりにその上昇を抑制する」との目標を今後とも堅持し、社会保障制度を始め行財政全般にわたり不断の改革努力を行っていく必要がある。」</p> <p>○ 将来の負担増が確実に見込まれる場合、経済学的には、負担をできる限り早い時期から引き上げ、負担水準をスムーズに安定して推移させる方が、社会にとってもロスが少くない。</p> <p>○ 財政支出の拡大は、金融、経済動向の如何によっては、クラウディングアウトを招くおそれ。過剰貯蓄が存在する今の日本では深刻な問題となっていないが、デンマークなどの小国の場合、財政支出が負の乗数効果を有する場合も存在。 (IMF・ワールドエコノミックアウトルック5月号の分析による)</p> <p>○ 平成7年度経済白書(抜粋) 「〔福祉国家〕北欧諸国の教訓として」問題は、景気後退期には税収が減少する一方で移転支出が増加する仕組みになっていたため、大きな政府規模の下でこれが大規模な財政悪化につながり金利が異常に上昇するという事態が生じ、既存の福祉施策がもはや持続可能でなくなることである。そのような場合、金融資本市場に混乱が生じた上に、結局は制度の改変を余儀なくされ、経済システムにかく乱要因が加わることによって資源配分効率が低下し、所得分配の不公平感が広がるといえることが考えられる。可能かどうかは別として、本来、外生的なショックによる景気変動を安定化するのが政府の役割として期待されているが、大きすぎる政府は逆に景気変動を不安定化させる可能性があるわけである。」</p> <p>○ 現在の受益・負担構造を前提として現在の施策を続けた場合、現世代の受益によって将来世代の負担が膨らんでしまう。 (7年度経済白書)</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>II. 公債発行の問題点について</p> <p>1. 過剰貯蓄の有効活用論について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1000兆円の民間貯蓄があれば、公債ではなく、税でこれを吸い上げ、景気対策に使っていくという選択肢もあるのではないか。 <p>2. 公債発行の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公債発行は、増税に比し、現存世代による消費財への投資の割合が大きくなるという意味で、将来世代にとり負担となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本には1000兆円にも上る民間貯蓄があり、公共投資や減税のための財源は極めて豊富。将来、高齢化が進展すれば、貯蓄率が下がっていくが、貯蓄率の高い今のうちに、国が国債という形で過剰貯蓄を吸い上げ、高齢化社会が到来する前に社会資本整備を行うべき。（一橋大学教授・野口悠紀雄氏） ○ 今後は高齢化の進展とともに我が国の租税負担率が大幅に上昇することが必至であるとされているが、そうしたなかで、あえてさらに租税負担率を引き上げてまでも社会資本の充実を将来世代が求めるだろうかという疑問がある。現在程度の公共投資を続けていっても20年もすれば、社会資本がかなりの程度整備される可能性もあるのではないか。将来世代の人々は、過去を振り返ってみてかつて租税負担率が低かったときに、その時代の人々の負担で社会資本を整備しておいてくれたらよかったのにと感じるのではなかろうか。（富士総研理事・伊藤忠明氏） ○ 公債（内国債）は、国民経済的にみれば、将来の国民の資産となるものもあり、負担ではない。 ○ 上記の理屈を当てはめると、現在の221兆円の公債残高を例えば10年で償還するために、所得税（平成6年度21.5兆円）を2倍に増税して、徴収したとしても、それは一方で償還という形で国民の所得となるものであり、負担にならないことになる。

【論点と意見】	【参考】
<p>○ 団塊の世代以降は、累積する国債の負担をどうするかについて深い懸念を抱いており、後世代の負担についてはよく議論すべき。その際、公債は負担が少くないとのイリュージョンが財政支出に与える影響に留意する必要がある。</p> <p>○ 公債発行による将来世代の負担増は、将来世代の活力を削ぎ、経済発展にマイナスとなりかねないとの問題もある。</p>	<p>○ 均衡財政は必ずしも十分な制度ではないが、均衡財政に向けて合意ができることから適切な財政運営が望まれる。……歳出の拡大が常に国民の判断でチェックされるような制度が望ましいわけであり、国債発行や自然増収に依存した財政は国民の財政錯覚による運営となって、民主主義国としては不適当な構造。 （「入門現代日本財政論」吉田和男著）</p> <p>○ 公債発行により短期的に景気を刺激しても、発行した公債に係る利払費の支払の際には、利払費が税収で調達されることにより平均的貯蓄率の者の可処分所得を押し下げ、その時点で景気を押し下げ下げ効果を有する。 （野村総合研究所主任研究員・リチャード・クーク氏）</p> <div data-bbox="421 267 740 706" style="text-align: center;"> </div> <p>○ 財制審「平成4年度予算の編成に関する建議」(3.12.20) (抜粋) 「特例公債を発行するということは、経常的経費は経常的収入で賄うという基本原則に反するものである。かつ、社会資本という形で後世代に資産を残さず、他方で利払費等の負担だけを残すこととなり、負担の公平という観点から、ひととたたび特例公債を発行すること、歳出増加圧力に対する歯止めがなくなり、財政状況の急速な悪化への道を聞くことになりかねない。昭和50年度補正予算で特例公債を発行して以来、特例公債の発行なしに予算を編成するに至るまで実に15年の年月と並々ならぬ努力を要したことを想起すべきである。」</p>
<p>〔特例公債について〕</p> <p>○ 特例公債は世代間の負担を平坦化するという観点からも問題である。</p> <p>○ 経常的な経費を賄う特例公債は、発行を認められるべきではなく、発行されても1～3年で償還されるべき。</p>	

【論点と意見】	【参考】
<p>〔建設公債について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設公債は、社会資本整備などを通じ、現存世代のみならず、将来世代にも受益をもたらすことから、その発行には正当性、合理性がある。 ○ 現在、建設公債発行対象経費のほぼ100%を建設公債で賄っており、これはあるべき姿ではない。 ○ 政治プロセスに参加できない20才未満の人達、あるいは将来世代は、自らには関与しないところで財政支出が決定され、自らの負担が決まってしまい、資源をいらぬものに使われてしまうというリスクがある。 ○ 建設公債の償還年限を、耐用年数の半分位とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財制審「平成2年度特別公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告」(2.31) (抜粋) 「特別公債発行以来現在まで懸けられてきている社会資本整備の財源としてすべからず一杯発行することは、財政法が、歳出は税財源で賄うべきであるという非募債主義の原則を採っていることとこの関連で決して正常なものとは言えないばかりか、次のような問題がある。(国民の負担感が税に比して希薄であるため、結果的に歳出全体の規模の拡大につながる危険性があること、財政が景気調整機能を発揮出来なくなすることを指摘した上で) 社会資本整備については、……その後の経済・社会の急速な変化により当初見込まれていた需要に達しないといったリスクや技術革新により陳腐化してしまうといったリスク等社会資本固有の性格と関連した問題が存在する。社会資本整備の財源をすべて国債で賄う場合には、公共支出による社会資本整備に係るこうしたリスクをすべて後世代に残すこととなる。従って、世代間の公平という観点からこうしたリスクを後世代に残さないためには、裁量権を行使し、自らも社会資本の便益を受ける現世代が相当程度負担する、換言すれば、税財源による社会資本整備という考え方を導入することが適当と考えられる。」

(出所) 財政制度審議会基本問題小委員会 (第3回) 平成7年10月30日配付資料 (1) 「論点についてのメモ 平成7年10月30日 大蔵省 主計局」(財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 基本問題小委員会編」75-84ページ)。

8-145 財政制度審議会 基本問題小委員会 海外調査報告

平成7年11月

財政制度審議会基本問題小委員会では、他の先進国における財政政策のスタンスや公債発行のコストについての考え方等を調査するとの観点から、今般、下記のとおり海外調査を実施した。

本報告は、この調査結果をとりまとめたものである。

記

- ① 欧州 日程：1995年11月6～14日
出張者：石 弘光 委員長、
本間 正明 委員
訪問先：英 国)
大蔵省
国民経済社会調査研究
所
ナットウエスト銀行
ド イ ツ)
ケルン大学
連邦大蔵省
フ ラ ンス)
パリ国立銀行
経済・財政省
パリバ銀行
スウェーデン)
スヴェンスカ・ハンデ
ルス銀行
大蔵省
- ② 米国 日程：1995年11月8～9日
出張者：藤井 直樹 委員
訪問先：CATO研究所
大統領府行政管理予算局
ブルッキングス研究所

1. はじめに

今回訪問した各国とも、それぞれ国をあげて財政の健全化に取り組んでいる。これは、財政赤字削減、財政健全化の必要性が、今や国際的に共通の認識となっていることを反映している。

例えば、さる10月に発表されたG7ステートメントにおいては、「大臣及び総裁は、それぞれの国において、貯蓄を促進し、よ

り高い投資水準を支え、長期の成長見通しを向上させるために、中期的に更に大幅な財政赤字削減が不可欠であることを強調した。」とされているところである。

また、G10蔵相・中央銀行総裁会合に提出された『貯蓄、投資及び実質金利』の研究においては、1960年代からの経済指標の分析の上に立ち、「財政赤字の削減は、国内貯蓄を確実に高め、利子率を低下する方向に働き、持続的な成長のために不可欠」という趣旨のことを述べている。なお、このG10の研究においては、今後の人口高齢化により年金・医療支出が増大する前に、公的債務残高の水準を下げる必要があるとした上で、日本については、2005年頃以降に公的部門及び民間両方の貯蓄が相当減少することが予想されるとの見方が示されている。

2. 米国及び欧州が財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 米国

1980年代以降の米国は、いわゆる「双子の赤字」が経済の不安定要因との認識が一般となった。このため、財政赤字を削減することにより、高金利や民間投資のクラウディング・アウトを避けることが不可欠と認識されるに到っている。

このような中で、現行の制度を前提として各世代の受益・負担を推計する世代会計の考え方が注目されてきている。大統領予算教書に示された世代会計の試算によると、現在の財政構造のままでは、将来世代の負担が、現世代よりも相当程度増えることが明らかとなっており、クリントン大統領は、「子供たちから債務の負担を取り除き、将来に投資するための資金をより多く確保すべく、財政収支を均衡させなければならない」と述べている。

現在、クリントン政権と共和党議会との間では、財政を最終的に均衡させるという方向については一致しているが、その具体策、いつまでに均衡させるか等について、来年の大統領選をにらんで、激しいせめぎあいが行われており、ついには予算の空白期間を招くほどの事態となっている。

(2) 欧州

EU諸国は、マーストリヒト条約において定められた経済・通貨統合に参加する条件の一つとして、財政規律を保持しなければならないこととなっている。つまり、経済・通貨統合の最終段階（為替レートを固定化し、単一通貨を実現する段階）に移行するためには、参加各国は地方政府等を含めた累積の債務残高（グロス）をGDP比60%以下に、毎年の財政赤字をGDP比3%以下に抑えることが条件の中に入れてある。

マーストリヒト条約にこのような条件が盛り込まれたのは、財政赤字の拡大は、為替の攪乱要因になるというだけでなく、マーケットの厳しい評価の反映である金利の上昇を通じて、投資を減少させ、中長期的な経済成長の阻害要因になるとの共通の認識によるものである。

実際問題として、マーケットの動きは財政赤字を削減させる方向での強い圧力として作用している。例えば、94年のスウェーデンにおいては、極めて高い水準の財政赤字に懸念した国内最大の生保会社が公債の購入を見送ることとしたため、金利が1%ポイント上昇し、政府に財政赤字の削減を強いる方向に働いた。

また、拡張的な財政政策は、財政の硬化につながるほか、物価上昇をもたらす恐れもあり、特にドイツにおいては、急激なインフレにより経済へ大きな悪影響が生じたという過去の経験から、官民とも財政赤字の拡大に対して大きな抵抗感があるとのことであった。

3. 政府の対応

今回の調査で印象深かったのは、各国政府が強い意志をもって財政の健全化に取り組んでいることである。多くの国においては国民の支持ないしは理解の下、政治が確固たる信念を持ち、トップ・ダウン方式で財政健全化に取り組んでいる。また、スウェーデンのように、国民全般の支持が必ずしも十分に得られていない国であっても、議会の支持を取り付けつつ、財政赤字削減に積極的に取り組んでいる。

米国においては、後述するように議会に

おいて財政収支の均衡を目指して議論が行われているが、政府においても、2004年までに財政赤字をゼロとすることを目指した計画を6月に発表している。

欧州においても、英国については、1993年以来、各省から概算要求の後に公的支出の総枠の上限について閣議決定を行い、予算をこの枠内に抑制するべく主要閣僚からなる会合を通じ折衝を行うという制度を導入し、歳出の削減に努めている。

ドイツにおいては、旧東ドイツ地域支援と景気停滞のために悪化した財政を建て直し、2000年までに地方政府等を含む政府規模の対GDP比を東ドイツ統一前の水準に戻すため、連帯付加税の導入などの増税や社会保障関係費の抑制等の歳出削減が実施されており、96年度予算案は、43年振りに対前年度比減の予算案となっている。

フランスにおいては、財政赤字を縮小することが経済発展、雇用確保の土台となるとの認識の下、減税の公約を棚上げにして、財政赤字の削減を最優先課題と位置付けている。今後も、社会保障制度の改革、公務員給与の抑制などを行うことにより、地方政府等を含めた財政赤字の対GDP比を、95年度5%、96年度4%、97年度3%と、毎年1%ずつ引き下げていくとしている。

スウェーデンにおいては、財政赤字削減に加え、社会保障の充実をも公約に掲げて政権を獲得した社民党が、公約違反との批判を受けながらも、傷病手当、失業手当等の社会保障給付の削減や、所得税の一時的増税などの財政赤字削減策を講じている。また、97年1月には、給付と負担のあり方の見直しを含めた年金制度改革を予定している。

なお、米国、英国、ドイツ、フランスとも、政府の予算編成過程は、閣僚を除くと与党の議員に対しても非公開とのことであり、利益団体の働きかけのために予算の思い切った見直しが困難であるといった事情は少ないように思われた。

4. 議会での議論

今回調査した各国においては、財政赤字削減の必要性は、与野党を問わず議会のコンセンサスとなっているとのことであった。

ただし、財政赤字削減の具体的方策、取り進めのスピード等については議会における論点となっている。

米国では、議会が予算法案の提出権を有しているが、93年包括財政調整法(OBRA93)において、①裁量的経費の上限の設定(これを上回れば全体の予算を一律削減)、②義務的経費のPay-as-you-goの原則(新たな義務的経費の設定又は減税には、増税もしくは歳出削減による、それに見合った財源が必要)という2つの制限が設けられており、これらの制限の下で制度の根本にまで遡った見直しが行われている。最近においては、共和党主導の下、2002年までの7年間で財政収支の均衡を目指す財政調整法案の審議がなされ、医療保険制度といったハードコアにまで踏み込んだ具体案を巡って激しい議論が行われている。

英国においては、与党保守党と程度の差はあるものの、野党である労働党も「現状より赤字の少ない予算」を主張するようになってきている。なお、内閣の決めた予算案が、議会において修正されることはほとんどないとのことであった。

ドイツにおいても、与党のキリスト教民主同盟、野党の社会民主党ともに、財政赤字削減を最優先の課題として掲げており、赤字縮減のために社会保障をどう取り扱うかという点が議論されている。

フランス議会においても財政赤字削減の重要性への認識は高まっており、96年度予算の審議過程では、初めて議会側から進んで歳出削減提案を行うほどになっている。

スウェーデンにおいても、1994年に保守・中道勢力による連立与党から社民党に政権交代が行われた後も、引き続き財政赤字削減を優先させた政策が議会で認められている。

5. 景気対策及び経済成長と財政政策

米国、ドイツ、フランスにおいては、過去の一時期、景気対策としてケインズの財政政策をとった時期があったが(米国における1960年代、ドイツにおける1960年代半ば、フランスにおける1970年代半ば及び1980年代初頭)、このような政策は、結局は、中長期的な経済成長をもたらすものではな

く、むしろ、財政赤字の累積を通じ、民間の資金を吸収することにより、経済成長のために必要な民間投資を減少させることとなると認識されるに至っており、現在では、ケインズの積極的財政政策はとられていないとのことであった。

※ 英国、ドイツ、フランス等の諸国では、むしろ景気後退期にはその原因となっている構造的な問題を解決しようとのスタンスである。

米国では、膨大な財政赤字の削減が優先課題とのことであり、また、景気変動の周期が短いことから財政政策を実施しようとしても時宜を失すとの認識もあることから、景気対策は金融政策によるとの認識が一般的である。むしろ、財政赤字を削減することにより、民間の投資を損なわないようにすることが重要であり、実際、93年包括財政調整法(OBRA93)が成立してから、金利の低下や設備投資の増加など経済が良好な動きをしているとのことだった。

英国においては、経済政策の目標は、作為的に短期的な経済刺激策をとることではなく、政府の規模を抑え、税負担を軽くすることにより、競争を喚起して、民間企業の成長のための経済的環境を整えることであるとされている。ただし、現在英国は、1988～92年の不況期における失業給付を中心とする相当の赤字拡大に直面しており、その後の今の好況時をとらえて、緊縮的財政政策を採用している。これをケインズの財政政策と言え、そう言えようとの指摘があった。なお、ケインズと一緒に仕事をした人の話として、ケインズ自身は財政赤字を出すことは嫌っていたとのコメントがあった。

ドイツにおいては、景気後退期にも、歳出削減を通じて財政再建を図り、その分だけ、政府から民間へという形の資源配分の是正を行い、民間投資が拡大する余地を広げようとするのが基本であり、景気対策は構造的な政策が中心である。これは、短期的な政策で雇用を創出しても、構造的な問題に着手しないかぎり、効果は長く続かないとの考えによるものであるとのことであ

た。

フランスも、今や財政赤字拡大の抑制が、唯一経済の再活性化を可能にするとの認識を持つに至っており、最近では、90年代初めの不況期に景気対策を行った時も、歳入増及び他の歳出削減が対策額を上回る形で経済対策を行っており、いわゆるケインズの経済政策はとられていない。

次に、経済成長と財政政策という観点から見ると、各国とも中長期的な成長のために、健全財政を目指しているのが現状である。マンデル・フレミング・モデルが適用できる世界では、金融市場が国際的に自由化されている場合には、小国経済においては、財政面での景気刺激策は輸入の増大をもたらすだけであり、効果がないとされている。今回調査した中でも、英国、フランスなどにおいては、拡張的財政政策の効果は相当程度減殺され、拡張的財政政策は財政赤字を膨らませる以外の効果は実証的にもほとんど見受けられなかったとの指摘があった。

6. 産業フロンティア開拓と財政政策

今回の調査において、欧州においては、産業フロンティア開拓という形で、特段に優遇して予算を配分している国はなかった。

この背景にある考え方を整理すると、次のようなものであった。

- ① そもそも民間企業は自らのリスクで行動すべきという認識がなされている。また、どのような分野が産業フロンティアに当たるのかを政府が判断することは、極めて困難と考えられている。
- ② 政府が行うべき施策は、民間の自由な発想を生かせるような規制緩和を進めること、及び、財政赤字を削減して、民間部門が使用できる資金をより多くすることであると考えられている。

例えば、ドイツ、スウェーデンにおいては、産業フロンティア開拓のためにといった要求があっても、政府としては財政赤字の削減を優先させるのが適当であり、民間部門の自助努力に任せるしかないとのことであった。

フランスにおいては、大前提として財政

赤字の削減があるとしつつ、産業フロンティア開拓は、優先順位の選択の問題の一つであり、財源の手当ての目安をつけた上で提案がなされた場合には、その中身を吟味していくとの話があった。

米国においては、現在、日本に習うという形で技術開発に予算を振り向けるようにしているとのことであったが、ゴア副大統領の提唱した情報通信のいわゆるスーパー・ハイウェイ構想には、議会の反対により公的資金の導入は全く行われていない。高度情報化のような分野については、規制緩和のほうがむしろ重要との認識があるものと思われた。

いずれにしても、何かというとすぐに財政に支援を求め、総花的な予算要求がなされるという感じは、いずれの国においてもうかがわれなかった。

7. 公共投資と公債発行

財政赤字によるクラウディング・アウトの弊害を心配している国々では、不況期にも、公債発行により民間資金を吸い上げ、公共投資に回すというような政策は取っておらず、基本的にはそれぞれの年度の税収の範囲内で公共投資を行うべきとの考え方があった。

ドイツにおいては、旧東ドイツ地域のインフラ整備のため、巨額の資金需要が生じており、これをやむをえず公債発行によりまかなっているとのことであったが、併せて厳しい歳出削減や増税等を行っており、安易に後世代に負担を残す公債発行に頼ってはいけないとの認識であった。

8. 利払費と建設公債

各国とも、利払費の増大は財政政策の余地を狭めるという問題を有しており、そのためにも債務残高を減少させなければならないという認識であった。なお、債務残高の増大は、利子率の上昇を招き、それにより利払費が一層増大し財政状況の悪化が一層進むという悪循環に陥るとの認識は、前出のG10レポートにも示されているところである。

建設公債原則については、同様の制度を持つドイツのほか、スウェーデンなどにお

いては、ひとつの財政赤字の歯止め策として一定の理解はあった。しかしながら、投資的経費のための赤字も経常的経費の赤字も財政赤字に変わりがなく、逆にこれらを区分することにより、建設公債の歯止めのない発行を正当化してしまう恐れがあるのではないか、財政目標としては財政赤字を全体としてとらえる方が適当ではないか、との指摘もあった。

9. 財政健全化のためにとられている措置

各国とも、何らかの形で厳しい概算要求基準等の設定を行っている他、その後の予算編成プロセスにおいても、歳出削減のための様々な努力を行っている。

まず、予算要求の段階から見ると、米国及びフランスにおいては、大統領又は首相が概算要求基準を設定し、英国及びドイツにおいては、前年度に作成した中期的な財政見通し等が、実質的な概算要求基準として一定の機能を果している。

また、その後の査定段階において、英国のように、関係閣僚による会議を頻繁に開催して各省との調整を行ったり、議会での審議段階においても、米国のように、歳出予算法案の合計額が予め定めた予算規模を上回る時は、一律削減を課すといった、いわば出口段階でのシーリングを課すといったような制度がある。

あるいは、米国においては、社会保障制度の大きな柱の一つである医療費の削減について厳しい論争が行われている。また、スウェーデンにおいては、1996年春には地方政府を含めた支出に上限を設けること及び、中央政府から地方政府への補助金も名目ベースで一定額にすることを検討中とのことであった。

このように、各国で歳出削減のために、様々な努力が行われている。

更に、ドイツにおける郵便電電事業、フランスにおけるパリ国立銀行の民営化のような努力も行われている。

10. おわりに

今回の欧米諸国への調査において強く感じたのは、財政政策も時代によって変化してきていること、及び、今回調査対象とした国々が財政健全化に向けて強い意志を

もって取り組んでいることであった。

社会・経済をいかにうまく運営していくかが、現代の財政に課せられた大きな課題である。そのような期待を担ってこれまで欧米諸国において、ケインズ政策やレーガノミックス、更には他の先進諸国が緊縮財政に転じた時期に唯一実施されたミッテラン・フランス大統領の積極財政政策などが行われてきた。これらの政策は、それぞれの局面において、一定の成果はあったと思われる。しかしながら、後世の国民には巨額の財政赤字を残し、その財政赤字が民間活力を削いで、中長期的なインフレなき成長を脅かしているというのが、今や欧米各国共通の認識である。今回訪問したいずれの国においても、今後の高齢化社会において経済を活性化させていくためには、早急に財政の健全化が必要との幅広い認識が生まれてきているように思われる。

財政赤字の弊害としては、①財政の対応力を損なうこと、②金利上昇とクラウドディング・アウト、③インフレの招来、④為替への悪影響、⑤（欧州の特殊事情であるが）マーストリヒト条約の条件を達成できないこと、⑥世代間の不公平といった問題が意識されている。このうち、クラウドディング・アウトと為替への悪影響については、過剰貯蓄の存在する我が国においては、現時点で顕在化するに至っていないが、G10レポートが示しているようにベビー・ブーム世代が退職する2005年以降顕著に我が国の貯蓄率が低下するとすれば、すでに巨額の財政赤字を抱えている我が国の経済の足を引っ張る危険性が高いことが憂慮される場所である。また、世代間の公平についても、我が国においては、まだまだ認識されているとは言えないが、本年の経済白書は、将来世代の負担（一世帯当たり）が現世代よりも1,300万円も重いとの試算を示しているところである。

最後に、財政健全化という場合、EUのマーストリヒト条約を始めとして、今回訪問した英国、ドイツ、フランス、スウェーデンでは、地方政府等を含め、赤字を対GDP比で削減するとの議論が行われている。我が国としても、今後、国・地方を通じた

財政の健全化について真剣な議論が必要と思われる。

現在の我が国の財政状況は、今回調査を行った国々以上に悪化しており、また、人口の高齢化についても、これらの国より我が国の方が今後急速に進展していくと見込

まれている。このような状況下で、今回調査した欧米各国の例を参考としつつ、財政赤字の経済に対する悪影響について検討を行い、一刻も早く財政健全化に向けた国民の合意形成を図っていく必要があると考えられる。

(参考1)

各国の財政健全化の現状

米 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年又は2004年までに財政赤字を解消することを目指している。 ・ 93年包括財政調整法 (OBRA93)の成立による増税、国防費等の歳出削減に加え、景気回復に伴う増収もあって、95年度の赤字は1,638億ドルとピーク時 (92年度 2,904億ドル) より大幅に改善している。
英 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期的に財政の均衡を図ることを目標に、毎年の新限度額 (公的支出から限られた事項 [利払費、失業手当等] を除いた額) の伸び率を実質1.5%以下に抑えることとしている。 ・ 94、95年度と2年度にわたり相当程度の増税を実施するとともに、公的支出額の削減を行うことにより財政赤字額は減少し始めている。
ド イ ツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年までに地方政府等を含めた政府規模のGDP比を東ドイツ統一前の水準 (約46%) に戻すため、増税や歳出削減が実施されている。 ・ 96年度予算案は、43年振りに対前年度減のものとなっている。
フ ラ ンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減税の公約を棚上げにして、財政赤字の削減に取り組んでおり、地方政府等を含めた財政赤字のGDP比を95年度5%、96年度4%、97年度3%と縮小することとしている。 ・ これまでも付加価値税の2%増税、国有企業民営化等を行っており、96年度予算案でも、公務員給与凍結等財政赤字削減策を進めることとしている。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後4年間で地方政府等を含めた財政赤字をGDP比で7.5%削減し、98年までに財政を均衡させるとしている。 ・ 政権党である社民党は、自らの支持率を低下させながらも、所得税の引き上げや社会保障給付の削減等による財政赤字削減策を進めている。

(参考2)

調査各国の財政の姿（支出の分類）

		国内総生産比						合計 (一般政府) 総支出)	(参考) 国 及び地方の 財政収支※
		一般政府 最終消費 支出	一般政府 総固定 資本形成	社会 保障 移 転	その他	うち			
						利払費			
日 本	1975	10.0	5.3	7.8	3.6	1.2	26.7	▲ 6.1	
	1993	9.6	6.7	12.3	6.0	3.7	34.6	▲ 7.6	
米 国	1975	18.6	2.1	11.1	1.3	2.4	33.1	▲ 3.3	
	1993	17.1	1.6	13.2	4.2	4.6	36.2	▲ 2.8	
英 国	1975	22.0	4.7	9.9	8.6	3.9	45.3	▲ 5.6	
	1993	22.0	1.8	14.6	6.1	2.9	44.6	▲ 6.7	
ドイツ	1975	20.5	3.6	17.6	6.6	1.3	48.3	▲ 5.4	
	1993	17.8	2.2	15.8	12.6	3.2	48.4	▲ 3.1	
フランス	1975	16.8	3.7	17.4	5.7	1.2	43.4	▲ 2.8	
	1993	19.3	3.6	23.6	6.3	3.6	52.8	▲ 4.5	
スウェーデン	1975	23.8	4.3	14.2	5.5	2.2	47.8	▲ 1.1	
	1993	28.0	3.1	25.2	16.2	6.4	72.4	▲15.6	

(出典) 日本：国民経済計算年報、諸外国：OECD/National Accounts

(注) 1. 日本は年度、諸外国は暦年ベース。

2. 一般政府とは、国・地方及び社会保障基金といった政府あるいは政府の代行的性格の強いものの総体。(独立の運営主体となっている公的企業を除く。)
3. 一般政府総支出は、経常支出と純資本支出の合計である。
4. その他は、利払費、土地購入(純)、補助金等である。
5. ドイツの数値は、旧西ドイツのものである。
6. ※ 国及び地方の財政収支に関しては、日本及び米国の欄の下段の数値は、1995年の見込値(OECD/エコノミック・アウトルックによる。)

(参考3)

調査各国の財政の姿（各部門別の比較）

1993	国内総生産比				地方政府 —— 中央政府	備考
	中央政府 総支出	地方政府 (州含む) 総支出	社会保障基金 総支出	合計 (一般政府) 総支出		
日本	7.0 (16.7)	16.4 (14.7)	11.1 (11.2)	34.6	2.35	
米国	13.7 (17.4)	14.4 (14.4)	8.3 (8.3)	36.2	1.06	
英国	27.7 (36.7)	10.8 (10.8)	6.7 (7.4)	44.6	0.39	
ドイツ	13.3 (17.4)	15.6 (17.8)	19.5 (19.6)	48.4	1.18	
フランス	21.1 (23.0)	7.8 (7.9)	23.8 (24.1)	52.8	0.37	
スウェーデン	34.6 (40.4)	24.1 (24.6)	13.7 (12.3)	72.4	0.69	

(出典) 日本：国民経済計算年報、諸外国：OECD/National Accounts

(注) 1. 日本は年度、諸外国は暦年ベース。

2. 一般政府とは、国・地方及び社会保障基金といった政府あるいは政府の代行的性格の強いものの総体。(独立の運営主体となっている公的企業を除く。)
3. 総支出は経常支出と純資本支出の合計であり、政府の各部門の総支出からは、他の政府部門への移転等は除いている。()内は、他の政府部門への移転等も含めた値である。
4. ドイツの数値は、旧西ドイツのものである。また、地方政府総支出の値は、州政府と市町村の値を単純に合計したものであり、政府部門間の移転を含めた値では重複があるものと考えられる。

(参考 4)

各国の経済・財政指標の推移

年度	国内総生産 名目伸率	生産 実質伸率	歳出(国) (政府予算) 伸率	財政収支(国)		国・地方の 財政収支 (GDP比)	グロス 債務残高 (GDP比)	消費者 物価上昇率	失業率	公定歩合	為替 レート (対ドル)	備考
				(政府予算) (ベース)	公債依存度 GDP比							
90	4,388.672	5.6	682,368	96	▲55,932	▲1.3	69.8	3.3	6.00	144.8		
91	4,639.418	3.1	703,474	62	▲53,430	▲1.2	67.7	2.8	4.50	134.5		
92	4,727.481	1.9	722,180	2.7	▲72,820	▲1.5	71.2	1.6	3.25	126.7		
93	4,764.073	0.8	723,548	0.2	▲81,300	▲1.7	75.1	1.2	1.75	111.2		
94	4,683.014		730,817	1.0	▲136,430	▲2.9	81.7	0.4	1.75	102.2		
95	4,928.000		709,871	▲2.9	▲25,980	▲2.6	85.9					
90	55,461	5.6	11,604	6.0	▲925	▲3.5	88.6	5.4	6.50	1,000		
91	57,248	3.2	12,333	6.3	▲631	▲1.1	89.3	4.2	3.50	1,000		
92	60,202	5.2	14,459	17.2	▲2,809	▲1.7	92.5	3.0	3.00	1,000		
93	63,433	5.4	15,153	4.8	▲3,499	▲2.1	94.3	3.0	3.00	1,000		
94	67,384	6.2	15,133	0.0	▲2,641	▲3.9	96.3	2.6	4.75	1,000		
95			15,189	0.2	▲1,651		63.0					
90	556,759	5.9	138,655	19.2	▲1,658	▲1.2	35.0	9.5	14.00	0.563		
91	580,751	4.3	155,475	12.1	▲1,271.3	▲2.2	35.5	5.9	10.50	0.567		
92	604,808	4.1	184,548	18.7	▲35,209	▲5.8	41.4	3.7	7.00	0.570		
93	638,993	5.7	202,680	9.8	▲56,492	▲8.8	47.4	1.6	5.50	0.666		
94	677,256	6.0	208,319	3.9	▲41,814	▲6.2	51.6	2.4	6.25	0.653		
95			208,147	▲0.1		▲2.8	63.0					
90	2,426,000	9.1	301,350	4.6	▲34,570	▲1.4	43.4	2.7	6.00	1,616		
91	2,647,600	9.1	399,700	32.6	▲70,555	▲2.7	42.7	3.3	8.00	1,659		
92	2,813,000	6.2	422,560	5.7	▲50,912	▲1.8	47.3	4.0	8.25	1,562		
93	2,853,700	1.4	435,650	3.1	▲38,900	▲1.4	51.8	4.2	5.75	1,623		
94	2,977,000	4.3	478,400	9.8	▲68,050	▲2.5	54.6	3.0	4.50	1,623		
95			484,660	1.3	▲69,335	▲2.3	62.5					
90	6,509,488	5.7	1,218,486	5.7	▲91,030	▲1.4	40.1	3.4	9.25	5,446		
91	6,776,231	4.1	1,267,641	4.0	▲69,876	▲1.0	41.1	3.2	9.5	5,641		
92	7,010,540	3.5	1,317,538	3.9	▲76,713	▲1.1	45.6	2.4	9.10	5,294		
93	7,082,790	1.0	1,367,232	3.8	▲156,987	▲2.2	52.9	2.1	11.7	5,662		
94	7,378,100	4.2	1,427,029	4.4	▲273,246	▲3.8	56.8	1.7	5.00	5,552		
95			1,468,141	2.9	▲259,457		59.5					
90	13,599	10.3	3,981	1.39	34	▲0.8	44.4	10.5	11.50	5,918		
91	14,473	6.4	4,380	1.0	▲345	▲2.4	53.7	2.9	8.00	6,045		
92	14,417	▲0.4	4,785	9.2	▲808	▲5.6	69.8	2.3	5.3	5,824		
93	14,422	0.0	5,655	18.2	▲1,878	▲13.0	74.6	4.6	5.00	7,785		
94	15,170	5.1	5,540	▲2.0	▲1,771	▲11.7	79.4	2.2	7.00	7,716		
95			5,863	5.8	▲1,920		84.5					

(出典) 各国資料、OECD/National Accounts、OECD/Economic Outlook、IMF/International Financial Statistics

(注) ・「歳出(国)」及び「財政収支(国)」については、各国ともコア・パッケージト(日本の一般会計に相当する部分)であり、政府予算ベース(ただし、英国の財政収支及び93年度までのスウェーデンの値は決算、スウェーデンの94年度以降の値は見直し)。
 ・「国・地方の財政収支(GDP比)」については、年金について賦課方式をとっている英、独、仏については、社会保障基金の収支も含んでいる。
 ・「グロス債務残高(GDP比)」については、国、地方、社会保障基金を含んだベース。
 ・「予算関連計数(歳出、財政収支)及びGDPについては会計年度(日・英：4月～翌年3月、米：前年10月～9月、独・仏・暦年)、その他は暦年ベース(但し日本の消費者物価上昇率、失業率は会計年度)。
 ・日本のGDPについては、1993年度までは1990年基準による。
 ・イギリスの公定歩合は、大手商業銀行の基準貸出金利による。フランスの公定歩合は、仏銀行の市場介入金利を掲げている。
 ・ドイツの国民経済計算ベースの計数は旧西独地域のもの。90年以降の予算関連計数(歳出、税収等、財政収支)は、全ドイツベース。

(別紙1)

海外調査報告(英国)

訪問先:大蔵省(1995年11月6日)

国民経済社会調査研究所

(1995年11月6日)

ナットウェスト銀行

(1995年11月6日)

1. 英国における財政政策の概況

メジャー現政権は財政赤字を減らすことを公約にしており、このため、公的支出から限られた事項(利払費、失業手当等景気循環に左右される社会保障費等)を除いた額を対象とする新限度額(“New Control Total”)を1993年度予算から導入し、その総額の実質伸率を1.5%以下とするという相当思い切った目標を設け、最終的には1990年代終わりまでには財政を均衡させることを目指している。

このような財政健全化路線は、1979年に成立したサッチャー政権以来のものである。同政権は、従来の歳出の拡大が、税負担増大による経済活動へのインセンティブの減殺、政府借入増大による市中金利の上昇、インフレによる労使対立等をもたらし、英国経済の長期的低迷の根本原因をなしてきたとの認識のもとに、①インフレの抑制、②公共部門の守備範囲の縮小、③民間部門の活力回復を経済運営の基本方針とした。

その後、1980年代後半において長期間の不況に突入し、その中で、税収の下落、失業手当等の支出の増大を招き、黒字財政(87~89年)から赤字財政になるに至っており、1993年度には地方政府等を含めた財政赤字のGDP比率が7%まで悪化した。

ラモント蔵相は、1993年度財政演説において、「健全財政こそ経済の持続的回復にとって重要であり、今後とも財政の健全性を図っていくことが重要であり、政府の目標はあくまで中期的に財政の均衡を図ることにある。」とし、財政健全化が経済回復に重要であることを指摘している。また、翌年、クラーク蔵相も、1994年度財政演説において、「政府の経

済政策の目標は持続的な経済成長とより高い生活水準の実現を図ることにあり、財政金融政策の運営に当たっては低インフレと健全財政の達成を目指すことにある。」とし、英国政府は財政健全化に財政政策の主眼を置くスタンスを堅持している。このようなスタンスのもと、英国政府は、①94年度、95年度の2年度にわたり、相当程度の増税を実施し、②過大な潜在成長率を見込んでいた以前の公的支出計画を見直し、公的支出額を削減するとの方針がとられているとのものであった。

現在は、これらの施策が効果を挙げ、財政赤字額は減少し始めている。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

国民は政府の財政赤字がいずれは自分達に課される税金となって跳ね返ってくることを理解しているとのことであった。

また、市場は無責任な財政政策には反対であり、そのような政策がとられれば、市場は即座に金利の上昇という形で反応するだろうとの指摘があった。

(2) 政治的事情

与野党を問わず、閣僚級の政治家の価値判断の中において財政に規律が必要であることについてはコンセンサスが形成され、地方政府等を含めた財政赤字が対GDP比6%から7%もあるのは大きすぎるということは政府の共通の認識であり、財政赤字を何とかしなければならぬという確固たる政治的な意思が根底にあるとのことであった。

実際に、現在、政権にある保守党は、景気低迷時に減税を講じることを可能とする財政状況をつくるためにも公的支出をコントロールしているとの冷めた見方もある中で財政赤字の削減に正面から取り組んでおり、また、野党である労働党も、「現状より赤字の少ない予算を」ということを主張するようになってきているとのことである。

なお、議員は党幹部である首相以下内閣の決めたことによほどのことがない限り反対できないという事情があることも

あり、内閣の決めた予算が、議会において修正されることはほとんどないとのことであった。

(3) 国際的事情

英国においても不況時に財政の出勤を求める声は起こらないでもないが、欧州においては、マーストリヒト条約に定められている経済・通貨統合に加わる際の条件が制約要因として効いているとのことであり、このような理由からも財政健全化に取り組まざるを得ない状況にあるものと考えられる。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

(1) 景気対策と財政政策

景気対策と財政政策の関係については、最近の景気後退局面においてのラモント蔵相の1992年度財政演説では、「経済政策の目標は、作為的に短期的な経済刺激策をとることではなく、政府の規模を抑え、税負担を軽くすることにより、競争を喚起し、民間企業の成長のための経済的環境を整えることにある。」とされている。

したがって、英国では、不況期において、「公共投資又は公的部門の恒常的拡大により景気回復を図ることは不適当なことであり、景気回復は私的部門により行われることによってのみ持続される。」(上記演説)とされ、「健全財政が経済の持続的回復にとって重要である。」(ラモント蔵相の1993年度財政演説)と考えられている。ちなみに、現政権は、今の好況時においては、財政を引き締めるという財政に対し責任ある態度で臨んでいるとのことであり、これをケインズの財政政策と言えば、そう言えよとの指摘があった。

さらに、英国はマンデル・フレミング・モデルの該当する小国経済であり、財政政策の効果は相当程度減殺され、過去の数値に着目した中立的なモデルを動かして実証分析をしてみても、拡張的財政政策は財政赤字を膨らませる以外の効果をほとんど示しておらず、英国経済の現状をみても、財政政策より金融政策が景気に効果があると考えられるとの認識

であった。

また、不況対策としての財政政策もケインズの量的拡大策ではなく不況の根本的な原因に対処するためのものである必要があり、人々が失業の心配から消費を手控えているときに減税をしても貯蓄にまわるだけであり無駄であるとの指摘があった。ちなみに、ケンブリッジでケインズと一緒に仕事をした人の話として、ケインズ自身は財政赤字を出すことを嫌っていたとのことであり、ケインズの政策というとき、ケインズは必ずしも財政政策のみを意味していなかったことも考えられるとの話があった。

このような中で、経済活動が市場原理に即応するように、市場分野の拡大、競争の促進、規制緩和、企業活動の環境整備といった構造的な政策を進めている。

注) 最近の景気低迷時においても、財政の出勤あるいは減税を求める声がおこらなくはなかつたので、税制上の措置等を講じているものの、例えば、住宅購入に係る印紙税の軽減を期間を限って認めるというように、一時的な措置にとどめたとのことだった。

また、1992年9月に欧州通貨制度(EMS(一定変動幅内の固定為替相場制度))をぬけるまで、金利を政策手段として用いることが制約され、不況時には財政政策(減税措置等)に頼らざるを得なかつたので、財政赤字の問題への対処が遅れた可能性があるとのことであり、それ以降は、変動為替相場制の下、金利を政策手段として用いることができるようになったので金融政策の裁量の余地が広がり、現在の英国のマクロ政策のスタンスについては、景気刺激、インフレ抑制等は金融政策が分担するとのことであった。

(2) 中長期的な経済成長と財政政策

中長期的な経済成長と財政政策の関係については、一国の貯蓄水準は、その国の将来の経済発展の基礎をなすものであるが、英国における民間部門の貯蓄水準は低すぎるため、英国では、財政赤字を削減し、公的部門が貯蓄する必要がある

との指摘があった。

また、財政赤字はインフレを招来するほか、国の信頼度を低下させるという問題があり、無責任な財政政策が行われれば、市場も金利の上昇という形で反応するため、実質金利の上昇に伴うクラウディング・アウトが発生すると考えられている。

4. 産業フロンティア開拓と財政政策

英国では、従来から産業育成のための予算は極めて少なく、民間の研究開発、産業育成等には予算を付けておらず、特定の新しい業種を育成するという発想はないとのことであった。

また、これまで、業種横断的な中小企業支援のための措置を講ずることはあったということであるが、税制上の優遇措置で対応しており、直接予算を付けるというアプローチはとっておらず、そもそも、超音速旅客機コンコルドの失敗のことを考えても、何が経済発展フロンティアなのか判断することが難しいとのことであった。

要するに、英国でも経済発展フロンティアの開拓のために予算をという議論はあるが、英国政府としては民間部門のイニシアティブの活用をすべきで、予算で対応すべき問題ではないと考えていると思われる。

5. 公共投資と公債発行

不況時においてケインズ的な政策を採用した場合のコストを好況時の自然増収で賄えるかという問題については、経験則上賄えず、高齢化社会の問題もあり、不況時のコストを好況時の自然増収で賄うとするのは慎重に考えるべきであるとの指摘があった。

また、公債発行による財政支出のコスト（将来世代の税負担の増加）の問題については、財政支出の内容が重要であり、短期的に景気を刺激するために用いられるのであれば、将来世代には税負担増以外は何も残らないであろうが、長期的にみても必要なインフラを整備するために用いられるのであれば、それなりに是認できるとの指摘もあった。

6. 利払費と建設公債

まず、利払費については、公債の累増による利払費の増大は財政政策の幅を狭める問題であり、また、イタリアの例があるように、公債残高の累増により、金利負担の増加が支出の増加要因となるといふ悪循環も発生するので、公債残高を一定の水準に収束させる必要があるとの指摘があった。

次に、建設公債については、建設公債と赤字公債の区別に否定的な観点から、そのような区分はかえって建設公債の歯止めなき膨張につながるのではないかと、経常的経費の増加であっても、例えば、教育関係費用の増加は将来世代の生産性向上につながり、ひいては経済にとってプラスであるとの指摘があった。

7. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 新限度額の導入

英国では、公的支出から限られた事項（利払費、失業手当等景気循環に左右される社会保障費等）を除いた額を対象とする新限度額を1993年度予算から導入している。

これは、これまでの完全な積上げによる公的支出計画決定方式では公的支出の伸びを抑制しにくいという反省から、各省の概算要求後、新限度額の総額（インフレ率見通しを勘案した実質伸率を1.5%以下に抑えるというもの）をトップ・ダウンで設定することにより、公的支出の額を抑制していこうとするものである。好況時に財政を引き締めたり、不況時に財政の出動を抑えたりすることが可能なのは、このトップ・ダウン方式による予算編成過程が寄与するところが大きいと考えられている。

毎年6月に新限度額の総額が閣議決定されると、大蔵省と各省庁との交渉はこの枠内で進められる。新限度額の閣議決定以後から10月末にかけて、大蔵大臣を議長とする6名程度の主要大臣からなるニュー・キャビネット・コミッティが随時開かれ、更に、予算要求側の省庁の大臣による大蔵大臣との相対での折衝を経て、予算を新限度額の枠内に納めるべく

更なる支出の絞込み、新限度額の配分の検討を行い、10月末を目処に、上記コミッティとしての省庁毎の配分案が決められ、最終的に全閣僚の出席する閣議に提出され、配分案が閣議決定される。新限度額の決定以降の過程は一切非公開で一般の議員は与党議員といえども参画しないとのことであり、予算編成は利益団体からの働きかけを原則として排除したところで行われている。なお、新限度額は3年間分について決定されることから、翌々年度の新限度額が次の年の実質的な概算要求基準になるものと思われる。

(2) 増税

課税ベースを拡大して納税回避の抜け道を塞ぎ、中期的な歳入増を実現するため、94、95年度には、個別間接税（揮発油税、たばこ税、ガソリン税、自動車重量税、ぶどう酒税等）、所得税（既婚夫婦控除、住宅ローン利子控除の税額控除の見直し、個人課税の基礎控除等）等を増税している、これらの増税や景気の回復に伴う税収増により94年度から95年度にかけてGDPの1.5～2%程度の税収増を実現できたとのことであった。

(3) 歳出削減

構造的赤字の問題を解決するために、政策の優先順位に配慮しつつ、公共部門の支出を厳しくコントロール（公務員の給与及び政府機関の管理費の抑制、雇用の廃止といった行政組織改革、国防費の削減等）するとともに、社会保障費の増加を抑制（失業者の救済措置の一本化、障害者給付等の改革等）している。また、5年前前に比べて建設コストが25%強下がっていることから、より低コストでの道路ネットワークの整備を推進できるということ、たとえば、道路計画に関する投資を若干削減するといった歳出削減に努めている。

なお、これまで相当程度公的支出を絞り込んできていることから、今後大きな削減をするためには、制度の根本に遡らなければ困難であるが、公的支出の削減が続くほど、国民の利害に直結するようになり抵抗が強くなり、他方で、増税

も過去2年間増税してきたわけであるから、現時点で増税することは政治的に現実的でないとの指摘もあった。

(別紙2)

海外調査報告（ドイツ）

訪問先：ケルン大学（1995年11月7日）

連邦大蔵省（ 〃 11月8日）

1. ドイツにおける財政政策の概況

ドイツにおいては、経済は民間企業の秩序ある競争によって成長を遂げるものであり、政府の役割は、民間の公正な競争が行われるよう市場の秩序を維持することであるとの考え方が強い。また、ドイツでは、両大戦の後の急激なインフレの経験から、官民ともにインフレに対する抵抗感が強く、このため、財政運営についてもインフレ抑制の姿勢が強く反映している。これまで、いずれの政権下においてもこのような背景の下、インフレを招来するおそれのある財政赤字は好ましくないと考えられており、財政の健全化が図られてきている。

現在のコール政権（保守・中道）は、発足（1982年）以来、1970年代における社会保障支出の拡大などによる構造的な財政赤字が経済のパフォーマンスを悪化させているとの認識の下、緊縮的な財政運営を行ってきている。

コール政権発足時からの財政政策の基本的なスタンスは、①増税なき財政再建（消費的支出や補助金の削減等により歳出の伸び率を名目経済成長率以下に抑制）、②財政再建の枠内での企業及び個人に対する税負担の緩和、③政府系企業の民営化などによる民間活力の重視と小さな政府の指向、の3点に要約される。

このような考え方の下、ドイツの財政赤字は着実に縮減されてきたが、90年のドイツ統一に伴う旧東ドイツ地域の復興支援の財政負担に加え、折しも91年の湾岸戦争に対する財政支援を行ったため、財政赤字は一時的に大幅に拡大した。しかしながら、91年以降の累次の増税などにより、旧東ドイツ地域に対する財政資金を確保する一方で、社会保障関係経費

をはじめとする歳出抑制を柱とした厳しい緊縮財政がとられ、大幅に拡大した財政赤字の縮減に努めている。このような中で、去る11月10日には、43年ぶりに対前年度減となる96年度予算案が連邦議会を通過し、現在連邦参議院において審議されているところである。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

ドイツにおいては伝統的に物価の安定を求める傾向が強く、これを損なうような政策は国民に許されないとのことであった。加えて、総じて戦後を通じて資産の蓄積が進んでおり、物価の安定を求めるドイツの伝統は今後ますます強くなるだろうとの指摘があった。

さらに、60年代にケインズ的な拡張的財政政策を行い財政赤字を拡大したことが二桁のインフレを招来し、そのため高率の賃上げを容認したとの経験から、ドイツ国民はそのような政策が中長期的に経済成長、生産性向上、技術革新につながらないことを学んだ、との指摘や、景気循環に対応した財政政策という簡単な考え方は時代遅れとなっているとの意見があった。

なお、歳出削減について、一般的な国民もその必要性を理解しつつあり、国民は「増税は問題だ、歳出削減は問題だ」としか言わない政治家にうんざりし始めているとの指摘があった。個別に金額を削減する場合には、既得権益側の反対活動も活発化し、例えば社会保障に手をつけようとするとの政治的にも非常にむずかしいだろうが、そのような局面ではマーストリヒト条約が説得の材料として役に立ち得るとの認識が示された。

(2) 政治的事情

財政赤字削減の必要性については、ドイツ国内の各層が認識しているところであり、与党のキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟(CDU/CSU)、野党の社会民主党(SPD)もともに財政赤字削減を最優先の課題として掲げており、財政赤字の縮減のために社会保障をどう取り扱うかという点が議論の対象となって

いる。政治家も将来世代が直面する問題として環境問題、人口の高齢化に伴う社会保障問題と並んで公的債務の問題を挙げるとのことであった。

赤字削減の手法については、増税または歳出削減の2つの方法があるが、ドイツでは伝統的に「小さな政府」が希求されながら、現実の国民負担率は50.8%(90年)(日本37.7%(95年))にもなっていること等により、増税よりも歳出削減が現実的と認識されている。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

いわゆるケインズ的な拡張的財政政策が行われたのは、深刻な景気後退に見舞われた65年、66年の予算(注)の一時期だけであり、その他の時期においては、拡張的な財政運営は行われていないとのことであった。これは、このときの政策に対する一般の評価が、放置していても回復した景気をいたずらに過熱させ、インフレを惹起しただけであり、実質成長にはあまり寄与しなかったという厳しいものであったからであるとの指摘がなされた。その後、ドイツにおいては、ケインズ的な政策の採用の是非が明示的に検討されたことはなく、景気後退期には、その原因となっている構造的な問題を解決しようとのスタンスをとってきているとのことである。

また、失業問題に関して、失業の大半は構造的な問題からくるものであり、これをケインズ的な政策で解決しようとするのは不適切であるとの指摘があった。注) なお、ドイツにおいては、1967年に「経済安定・成長促進法」が制定された。これは、66年下期から67年にかけて見舞われた本格的な景気後退を契機として、従来の金融政策中心の景気調整に変わって財政面からの景気調整手法の導入を意味するものであった。その中で景気調整の手法として掲げられているのが、①連邦保有公債の追加的償還または公債の追加的発行、②景気調整準備金の積み立てまたは取り崩し、③税額の10%の範囲内での所得税・法人税の時限的増減であった。

次に、中期的な経済成長と財政政策の関係については、ドイツにおいては、景気後退期においても、支出の拡大ではなく、歳出削減を通じての財政再建を図ることが目標とされている。これは、財政規模の拡大は資源配分が民間から政府へと移動することであり、歳出削減を通じて財政再建を進めることにより、政府から民間への資源配分の是正を行い、国際競争力を高める民間投資を拡大する余地を広げるべきとの考え方に基いている。この点については、インフレが抑制され実質成長率が順調であった80年代後半の時期は、財政の健全化に取り組んでいた時期であり、財政赤字が経済成長をもたらしたのではなく、逆に財政の健全化が経済成長をもたらしたのだという指摘があった。

4. 産業フロンティア開発と財政政策

ドイツにおいては、これまで特定の産業を育成するための予算措置は行ってきていないとのことであった。

このような対応の背景には、民間企業は自らのことは自らで面倒をみるべきという考え方、自らの創意工夫により儲かった時は自分の利益とし、困難に直面すると政府の助けを求めるということは「利益の私有化、損失の国有化」であり、おかしいとの考え方があるとの指摘があった。

また、旧東ドイツ地域に対する財政支援等によってただでさえ政府の規模が肥大化してきている今日、政府の役割を更に広げる余裕はない、そもそも何が将来有望な分野であるかを判断する能力が政府にあるとは思われないとの指摘があった。更に、政府がこのようなことを認めると、社会は既得権益の獲得を目指して相争う社会となってしまうとの懸念が表明されていた。

5. 公共投資と公債発行

ドイツでは、景気刺激策として公債発行によって民間資金を吸い上げ、公共投資に回すというような政策はとられていない。

ドイツ統一後、旧東ドイツ地域のインフラ整備のため巨額の資金需要が生じ、

これに対しては財政もやむなく公債発行で対応しているが、併せて連邦緊縮計画(93年5月)、成長強化・財政緊縮計画(93年6月)、成長と雇用創出のための行動計画(94年1月)(財政緊縮措置を盛り込んでいる)等を策定、実施する等の財政緊縮努力を行ってきた。また、投資的支出を聖域視することは不適当であり、投資的支出であっても、本当に必要なものかどうか中身を吟味する必要があるとの指摘があった。

6. 利払費と建設国債

ドイツでは建設公債原則が憲法において定められているが、これは財政放漫化に一定の歯止めをかける役割を担っているとのことであった。しかし、あまり厳格に考えると、建設公債ならよいというような安易な考えを生んでしまうとの指摘もあった。また、そもそも健全財政政策を採用すれば、建設公債原則への抵触といった問題は生じないはずであるとの指摘もあった。

また、公債残高がGDPの50~60%まで達すると、利払費だけで未来永劫毎年GDPの3~4%を支払い続けねばならず(利率5~8%を想定していると思われる)、これは将来世代にとり大きな負担だとの指摘、あるいは、利払費が10%以内にあるなら問題ないが、10%を超えると財政の対応力が損なわれてしまう、12%くらいが限界ではないか、との指摘があった。

7. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 増税と歳出削減(歳出削減に重点)

① 連邦緊縮計画(93年5月)

足元の景気悪化に伴う税収見積りの減、失業給付増大への対応、旧東ドイツ地域へのインフラ投資等に対応するため、歳出削減、税制優遇措置の改廃等による増収、所得税・法人税に対する7.5%の連帯付加税(上乘せ課税)の導入、鉱油税の増税等が行われた。

② 成長強化・財政緊縮計画(93年6月)

社会保障関係経費の削減、新規措置は同等の既存措置の削減によって認めるといいうわゆる「モラトリアム原

則」の採用、連邦、州等の歳出の伸率を名目GDP成長率の半分以下に抑制、連邦の公債依存度を中長期的に10%以下に抑制する等の措置が採られた。

③ 成長と雇用創出のための行動計画(94年1月)

実質GDP成長率がマイナスになるなど93年における深刻な景気後退の状況の中で、財政面で緊縮措置を継続するとともに、構造的な施策を行い、地方政府を含めた政府支出の対GDP比(93年見通し52%)を2000年までに段階的にドイツ統一前の水準(89年46%)まで引下げることが打ち出された。

また、政府保有株式の売却による増収措置等の他、中長期的な経済発展を達成する観点から、研究開発・技術革新促進のための低利融資制度の創設、パートタイム労働の促進や労働時間の柔軟化等の規制緩和、ドイツ連邦郵便の分割、民営化による自由化の促進等の構造的施策が広範に盛り込まれている。

(2) 民営化

ドイツにおける民営化の目的は、国有財産の売却を通じて連邦の財産を短期的に潤すことではなく、民営化によって企業の効率性を増し、国際競争力を向上させて国民経済全体に利益をもたらすこととされている。その根底には、民営化企業の業績向上、雇用の確保を通じて、税収が増え、補助金や失業給付が減るという考え方があり。

ドイツでは、既に1950年代後半から国営企業等の民営化を始めており、最近では95年1月に通信、郵貯、郵便の郵政三事業をそれぞれ民営化し、株式会社になっている。

なお、コール政権成立(82年度)から94年度までの民営化(政府保有株式等の売却)による連邦収入は、約116億マルク(GDP(94年)比0.35%)となっている。

(3) 中期財政戦略

ドイツでは1967年以来、毎年5カ年の

中期財政計画を作成しているが、これは毎年数字が改訂されてしまうこともあり、後年度の予算及び財政計画を拘束するものではないため、近年は軽んじられる傾向にあるとのことであった。また、中期財政計画の中では、歳出項目間の優先順位はつけられておらず、何を優先させるかは、その予算編成過程の中で決められることになっている。

そのような中で、本年5月に初めて策定された「中期財政戦略」において、連邦大蔵省は、1996年から2000年までの間、地方政府等を含めた政府支出の伸びを名目GDPの伸びよりも2%以上、下回らせることにより、政府支出の対GDP比をドイツ統一前の89年当時の比率である46%まで低下させるとの前年の閣議決定目標を再確認するとともに、それを具体化するために、歳出削減により2000年までに赤字の対GDP比を1%まで引下げていくとの方針を打ち出し、GDP比1~1.5%相当の減税を行うことを目指すとしている。この中期財政戦略は、政府を拘束しない連邦大蔵省独自の戦略であるとのことであったが、ドイツ大蔵省が財政再建に取り組む姿勢を国民、市場に明確にシグナルとして送る意味があるとのことであった。

- (4) 中央、地方政府間の資金移転の見直し
また、現在、市町村の支出については、経費の90%を州、中央政府等の上位の政府が賄っているが、これでは経費を節約しようというインセンティブが働かない、中央、地方政府間の資金移転についても見直すべきだとの指摘があった。

(5) その他

なお、民間サイドの意見として、造船、自動車等の民間部門がここ数年厳しいリストラを進めているように、公的部門も公務員の賃金引下げ等を行うべきであり、農業、造船業、鉱業に対する巨額の補助金も減らすべきである。さらには、社会保障の給付水準の引下げも考えるべきであるとの指摘があった。

また、社会保障基金の収支について、現在はほぼ均衡しているが、世代会計の

考え方を当てはめれば、実際には現行の社会保障制度は将来世代に大きな負担になることが明らかになるとの指摘があった。

(別紙3)

海外調査報告 (フランス)

訪問先：パリ国立銀行 (1995年11月9日)

経済・財政省 (〃 11月10日)

パリバ銀行 (〃 11月10日)

1. フランスにおける財政政策の概況

95年5月に就任したシラク大統領の下で、当初新政権がどのような経済政策を採ろうとしているのか不透明な時期が続き、これがフランを下落させ、金利上昇の要因となったと指摘されている。そこで、シラク政権は、去る10月に「財政赤字を縮小し、欧州通貨統合に参加することが、雇用の確保の土台となる」として、財政赤字の縮小を最優先課題として位置づけ、同年の大統領選挙で公約した所得税の減税を2年間棚上げすることを発表した。これは、地方政府等を含めた財政赤字のGDP比を95年度に5%以下、96年度に4%以下、97年度に3%以下と、毎年1%ずつ削減するという目標の達成に向けた決意の表れであると考えられる。また、96年度予算案においては、公務員給与の凍結や増税、国有企業民営化等により財政赤字削減を図ることを打ち出している。

過去、フランスにおいては、ミッテラン大統領(社会党)による80年代初頭の積極財政が功を奏さず、景気の低迷と財政赤字の拡大が深刻になっていたことから、82年以降、一般行政経費の抑制、公務員定数の削減等の緊縮財政が進められた。80年代後半には、財政赤字の縮減等を目標とする第10次経済計画(89~92年。期間中に総合収支(日本の一般会計、特別会計及び財政投融资の合計に相当)の財政赤字を700億フラン以内とする。)に沿って、歳出の節減合理化が行われたほか、フランス商業銀行等の国有企業の民営化が図られた。

93年3月に発足したバラデュール内閣

(保革共存)も、「財政赤字拡大の抑制が唯一経済の再活性化を可能にする。」との認識に立ち、97年度までに総合収支の財政赤字をGDP比2.5%以下に抑制するという目標を設定し、そのために、歳出伸率を物価上昇率以下に抑えることを法定したほか、間接税の増税を行い、更にパリ国立銀行等の国有企業の民営化を進めた。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

金利は財政赤字にかなりの程度敏感に反応し、財政赤字が拡大すると、金利が押し上げられるとの認識の下で、フランス国民は、財政赤字拡大がもたらす高金利は、フランの下落を防ぎきれないばかりか、クラウドディング・アウトを引き起こし、企業は設備投資を控え、結果として雇用増を阻害することになるとの見方を一般的に持っている。また、高金利が家計の消費行動を制約し、経済成長にマイナスとの認識が浸透しているとの指摘があった。

シラク大統領はこのような金利上昇を問題視し、「財政赤字の削減は、マーストリヒト条約がなかったとしても行うべきである。」と発言している。

また、財政赤字が長期間続くと債務返済コストが増加し、財政の硬直化を招き、将来世代に多大な負担を残す(「今日の赤字は明日の増税」(ジュベ首相の記者会見での発言)) こととなるとの認識であった。ただし、97年にGDP比3%以下にするとの政府の方針については、制度全体あるいは政府の役割自体を見直さない限り実現できないとの指摘があった。

(2) 政治的事情

緊縮的なスタンスに立って財政運営を進めることについては、議会からの大きな反発は見られない。それどころか、議会においても財政赤字削減の必要性は認識されるに到っており、96年度予算の審議過程では、初めて議会側から進んで20億フランの歳出削減の提案がなされたほどのことであった。

なお、フランスでは、憲法上、予算審

議について政府の権限が強い（内閣不信任案が可決されないかぎり、政府は予算案を通過させることができる。）ことも、議会が政府案に反対することが少ない原因とのことであった。

(3) 国際的事情

政府は、1999年の欧州経済・通貨統合に向け、マーストリヒト条約に定められた条件を満たすため、所要の財政赤字削減策を講じる必要があるとの認識に立っている。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

景気対策という観点から見ると、近年のフランスの財政運営は、ほぼ一貫して引き締めを基調としている。

80年代初頭に、社会党政権はケインズの拡大政策を採用した。当時、他の欧米諸国が緊縮財政を進めていたのとは対照的に、ミッテラン大統領は積極財政を展開し、企業向け援助の拡大、公務員の増員による雇用の創出、最低賃金と社会保障給付の引上げや民間企業の国有化等を進めた。その結果、財政赤字は拡大した。しかし、積極財政政策によっても雇用情勢には改善が見られず、インフレの昂進、貿易赤字の急増など、経済情勢の悪化が際立ったものとなった。

そこで、82年以降、再び引き締め策へと転換し、一般行政経費の抑制、国有企業の民営化等が進められた。90年代に入ってから、引き続き緊縮財政の堅持を基本的スタンスとしつつ、各年度の当初予算において、景気に配慮した減税、雇用対策の充実等を行うとともに、93年6月、95年7月には景気対策等のために補正予算を活用して（ただし、ネットでは財政赤字を削減するものとなっている）、成長促進を図る方針が採られている。

税制上の措置としては、企業の投資促進、競争力強化等のための法人税減税（89年度～93年度、段階的に42%→33.3%）や、家計の購買力を回復するための所得税、付加価値税の減税が行われている。

また、雇用対策については、職業訓練

の拡充、企業の社会保障負担の軽減、長期失業者を雇用する企業の助成、若年失業者を雇用する企業への税制上の優遇等に重点が置かれている。

次に、中長期的な経済成長との関係で見ても、フランスでは経済成長の促進を目的とした積極的な財政支出は重視されていない。むしろ、財政が出動することにより財政赤字が拡大し、それによる金利上昇が経済に悪影響を与えることが問題視されていた。

なお、財政政策の乗数効果については、50年代、60年代には1.6～2と相当あったが、現在の開放経済の下ではそのような効果は期待できないとの指摘があった。

4. 産業フロンティア開拓と財政政策

フランスにおいては、90年代初頭には、民間研究開発の促進が歳出の重点項目として位置づけられ、研究開発関係予算は7%台の高い伸びを示したが、財政赤字の拡大や、雇用対策への重点の移動により、95年度は2.2%、96年度予算案では1.9%の伸びにとどまっている。

現在では、産業フロンティア開拓のための財政政策を検討するに当たっても、他の政策の場合と同様、財政赤字の削減を前提とした上で、他の政策も含めた優先順位の選択を行うこととなるというのが政府の認識であり、大蔵省としては、財源の手当の目安を付けた上で、このような提案が出されてきた場合には、その中身をよく吟味することになるとのことであった。

5. 公共投資と公債発行

公債発行により公共投資を積極的に行うという方針はとられていない。優先課題である失業対策についても、財政の出動による財政赤字の拡大は金利上昇を通じてクラウディング・アウトを招いてしまい、企業は設備投資を控え、結局は雇用増につながらない、との指摘があった。

6. 利払費と建設公債

建設公債原則に相当するものではなく、赤字公債、建設公債の区別については一般的にはあまり議論されていない。

一般予算歳出に占める利払費の割合は

13.5%（95年度当初予算）となっており、政府が政策的に財源を使える余地は減少してきていると指摘されている。

7. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 財政5か年計画

94年1月に制定された「財政5か年計画」に基づき、歳入が名目成長率と同率で伸びるとの見込みの下に、歳出の実質の伸率をゼロに抑えることで、赤字の削減を図ることとしている。

シラク大統領の削減計画では、地方政府等を含めた財政赤字を95年度に5%、96年度に4%、97年度に3%と削減することとしている。

(2) 厳しい概算要求基準

毎年5月頃、概算要求に先立ち、書簡により、翌年度の予算編成方針が首相から各大臣に示される。この中で、以下のような厳しい指針が示され、その後の予算編成過程では、その指針の下に大蔵省が各省と協議を行い、まとまらない場合には首相が裁定を下すとのことであった。

- ① 財政赤字の対GDP比率の上限（93年：2%以内、96年：明示なし）
- ② 財政支出の伸び率の上限（93年：3.5%以内、96年：明示なし）
- ③ 経常支出の削減率（93年：3%、96年：8%、いずれも人件費を除く）
- ④ 補助金の削減率（93年：15%、96年：優先分野を除き15%）

(3) 歳出削減

歳出については、特に、社会保障分野での削減と、公務員の人件費の抑制が重視されている。特に重要である社会保障分野については、95年11月に行われた内閣改造で、医師会の権益を代表する大臣を更迭し、後任に実力者を据えたとのことであった。なお、エコノミストからは、「国が責任を負う範囲について新しい考え方を導入し、政府部門にしかできないことに財政の関与する分野を限定する必要がある」との指摘があった。

① 社会保障分野の歳出削減策

2015年からはベビー・ブーム世代が大量に引退することが予想されること

から、エコノミストからは、社会保障制度、特に医療保険制度の抜本的な改革を求める声が上がっている。また、社会保障については労使間の協議が中心的作用を果たしているため、議会によるコントロールが行われていないという指摘があり、この点の改善を求める意見もあった。なお、失業手当については、給付要件を厳格化した等の改正により、4年前の赤字が黒字に転じているが、更に給付期間の短縮化等に取り組む必要があろうとのことであった。また、医療保険については、過去16~17回も抜本的な改革が期待されて失敗している。患者が気まぐれに病院を次から次に代わり、病院も支出を十分把握していない状況では何回増税しても無駄だと指摘があった。年金については、93年に給付水準の引下げや受給資格の厳格化を行ったが不十分との指摘があった。

(注) 社会保障分野は現在赤字で、その累積額は2,500億フランに及んでいるが、フローの赤字を97年には黒字へ転化させ、累積赤字も13年間で償還するとの目標の下に、11月15日、社会保障債務返済税の新設（所得に対し0.5%課税）、医師が不必要な検査、処方を行うことに対する規制等を盛り込んだ改革案が発表されたところである。

② 公務員の人件費の抑制

公務員の人件費は、一般予算歳出1.5兆フランの約3分の1（注：日本では約7分の1）を占めており、その抑制のために人員削減が行われてきているほか、96年度予算案においては、給与の凍結が打ち出されている。政府内には、「民間部門が厳しい競争に直面しているのに対し、公務員の給与の実質購買力は減っておらず、全体的なバランスから見て賃金凍結を行ったとしても公務員を特に不利に扱うことにはならない。」との認識があるとのことであった。

(4) 増税

フランスでは、95年7月の補正予算において付加価値税（18.6%→20.6%）や法人税（33.3%→36.6%）を一時的に増税（97年まで）したほか、国内石油製品税（93年6月の補正予算、95年度当初予算）、アルコール消費税（93年6月の補正予算）、富裕税（95年7月の補正予算）の増税が行われている。

増税に対する国民からの反発は、歳出削減ほどには強くないとのことであったが、他方で、エコノミストからは、租税負担が重くなりすぎており、これ以上増税をする余地は残されていないという指摘もある。

なお、議会との関係では、政府が議会に対して優位に立っており、法律全体について可否を問い、部分修正を許さず、また解散を示唆するなどして実現してきたとのことであった。

(5) 国有企業の民営化

国有企業21社の民営化に伴う政府保有株式の売却により、3,600億フランの収入を見込んでいる。93年のバラデュール内閣により開始されたもので、現在までに8社（注）が民営化され、95年度見込み額を含め1,230億フランの売却益（94年GDP比1.7%）を上げている。

エコノミストからは、エール・フランス、クレディ・リヨネ銀行等の国営企業は赤字が大きいとの観点からも、早急に民営化すべきであるとの指摘があった。

（注）現在までに民営化された企業は、以下の8社。

- | | |
|-----|--|
| 93年 | パリ国立銀行、ロヌ・プーラン（化学） |
| 94年 | UAP（保険）、エルフ・アキテヌ（石油） |
| 95年 | セイタ（たばこ公社）、ユジノール・サシロール（鉄鋼）、海運公社、ベシネー（金属） |

（別紙4）

海外調査報告（スウェーデン）

訪問先：スヴェンスカ・ハンデルス銀行
 （1995年11月13日）
 大蔵省 （1995年11月14日）

1. スウェーデンにおける財政政策の概況

80年代のバブル経済が破裂し、90年代に入ってスウェーデン経済は悪化し、高金利と91年の税制改革（参考参照）等の影響で内需不足に陥ったこともあり、91～93年にはマイナス成長を記録した。また、92年には金融不安が表面化したこともあり、景気後退と金融機関の支援のために財政収支は急激に悪化した。

この金融不安によって通貨切下げ圧力が高まり、スウェーデン中央銀行は、通貨不安の原因は経済政策の失敗にあるとして、早急な財政赤字の解消を要求した。このような状況の下、92年9月、保守・中道政権は、歳出削減と増税を盛り込んだ「経済危機克服のためのパッケージ」を発表した。

しかし、財政赤字の拡大は続き、93年の地方政府等を含めた財政赤字はGDP比13.4%に達した。このような中、国内最大の生保会社が公債の引受を拒否する事態も生じた。

94年9月に発足した社民党政権は、経済政策の最優先課題として財政赤字の削減を挙げ、それによって持続的かつ安定的な経済成長と雇用の増加を達成することを目標として、同年11月に経済政策措置法案を提出し（95年春成立）、さらに、95/96年度予算についても、「新たな経済成長」、「雇用増加」及び「健全な財政」の基礎を築くことを目標として、社会保障給付の削減等を盛り込んだ。政府は、最近の好調な経済の下、これら各種の財政赤字削減策により、地方政府等を含めた財政赤字を98年までに7.5%（95年3.5%、96年2.5%、97～98年1.5%）削減するとしている。また、公債残高のGDP比は2000年までに69%まで減少するとしている。

その後の景気の回復により、財政事情は改善し、今後の見通しも大幅に改善している。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

① 金利低下のメリット

財政赤字が金利の上昇を招き、これ

が経済に悪影響を与えているというのが、政府、民間に共通した認識である。

そこで、財政赤字の削減により財政に対する市場の信用を回復させ、金利を下げることにより、91年の税制改革等により急増した家計部門の貯蓄が消費に回り内需の回復を図ることができるとしている。

② 国内市場からの圧力

90年代に入り、不況に加え、金融機関の救済に多額の公的資金を投入したことから財政赤字が急増した。これを懸念した国内最大の生保会社が「政治家が一致団結して財政赤字を減らす方向を示さないかぎり、国債は購入しない」と表明したため、金利が1%ポイント(100ベース・ポイント)跳ね上がり、この市場からの圧力が政府に財政赤字の削減を強いる方向に作用した。

③ 将来世代の負担への懸念

財政赤字が将来世代に負担を残すという認識(「子供に大きな債務を負わせてはならない。’)も財政赤字削減の理由の一つとなっているとのことである。

(2) 政治的事情

財政赤字の削減の重要性については、議会でもほぼ意見の一致を見ており、そもそも財政赤字削減のプロセスは政治の主導により始まったとのことであった。

94年9月の選挙の際も、財政赤字の削減の必要性自体については争いはなく、どちらが財政を節約できるかということが政党間で1つの争点となったとのことである。実際、政権を獲得した社民党は少数与党であることから、富裕層に対する増税では左翼政党と組む一方、社会保障給付の削減については右翼政党と組むことにより、財政赤字削減策につき議会の了承を得ているとのことである。

社民党が、社会保障の充実をも公約に掲げて政権に就いたにもかかわらず、社会保障給付の削減等による財政赤字削減策を進めていることについては、これを公約違反と批判する者もあり(支持率は、

選挙時の46%から28%まで低下)、社民党の中でもこの政策の是非についての意見が分かれているとのことであった。なお、社民党の社会保障の削減に積極的に取り組む一連の政策をとらえ、「高福祉高負担」というスタンスを変更したと言えるとの指摘もあった。

(3) 国際的事情

① クローナ下落を是正する必要性

エコノミストからは、貯蓄率の低いスウェーデンにおいては債務の3割が外貨建てであるため、財政赤字の削減によりクローナを上昇させ、為替を安定させることが重要であると指摘があった。

また、現状ではスウェーデン経済は好調な輸出産業に支えられているが、この輸出産業での急激な賃上げが他の分野に波及しインフレを招くことを懸念する見方があり、クローナ高によって輸出産業と国内向け産業とのバランスをとりたいとの気持ちがあるとの指摘があった。

② 欧州経済・通貨統合への参加のための条件整備

1999年の欧州経済・通貨統合に向け、マーストリヒト条約に定められた条件を満たすため、財政赤字を削減する必要があるとの指摘があった。なお、マーストリヒト条約が制約要因となるため、社民党政権が人気取りのために選挙直前に財政政策を緩めることは考えにくいとの指摘があった。

3. 産業フロンティア開拓と財政政策

産業フロンティア開拓については、財政上の余裕がないため、自助努力に委ねるしかないというのが政府のスタンスであった。

4. 利払費と建設公債

スウェーデンには建設公債原則に相当するものはないが、エコノミストからは、建設公債と赤字公債とを区別することにより、財政赤字の内容につき有用な情報を政治家や国民に提供することができるだろうとの意見もあった。

政府は、利払費の増加による財政の硬

直化に懸念を示しており、この点が財政赤字の削減に取り組む理由の1つとなっているとのことである。

5. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 社会保障給付を中心とした歳出削減

保守・中道政権、社民党政権とも、歳出削減の中心として社会保障給付の削減を行っているところである。現社民党政権は、95年春に成立した経済政策措置法において、児童福祉手当の廃止、家族手当や障害者手当の見直し等248億クローナの歳出削減を見込んでいる。また、95/96年度予算においても、傷病手当の削減(給料の100%→75%)、失業手当の削減(給料の100%→90%)等により217億クローナの歳出削減を図っている。

さらに、97年1月から、早期退職した時の給付水準を下げることや、基礎年金を廃止し、払い込んだ保険料に比例する老齢年金のみの単一の制度とし、国庫負担の軽減を図ること等を内容とする年金制度改革を予定しているとのことであり、このことについて老後の公平を目指したこれまでのスタンスを大きく変えるものであるとする見方もあった。

今後も、大学までの無料の教育、自己負担分がほとんどない医療保険については手をつけることはないであろうが、失業手当等については一層の削減が必要とのことであった。

(2) 増税

経済政策措置法においては、所得税の一時的な引上げ(50%→55%、42億クローナの増収)、資産保有に対する課税(75億クローナの増収)等が盛り込まれた。

(3) 地方政府の財政の見直し

96年春より、地方政府を含めた支出に上限を設けることや、中央政府から地方政府への補助金を名目ベースで一定にすることを検討しているとのことである。

(参考)

91年の税制改革

スウェーデンでは、91年に個人所得課税や法人税の減税及び付加価値税の増税等を含む

大規模な税制改革が行われた。

1. 背景

高い租税負担のために国民の勤労意欲が減退しているという問題が認識されていたほか、長期的な経済成長のためには、直接税を減税し働くインセンティブを持たせることが適当であるという判断に加え、それまでの税制は「抜け道」が多く、悪用されていたことに対処する必要があったとのことであった。

2. 概要

個人所得課税や法人税の減税による減収分(GDP比6%)の財源を調達するため、付加価値税の増税が行われ、レベニュー・ニュートラル(全体として税収総額は変化がない)が図られた。しかし、その後の不況により、付加価値税の税収が見込みに達せず、減税分を補填できなかったため、GDP比で2.5%相当の財政赤字になったとのことであった。

(1) 個人所得課税の減税…国民の勤労意欲促進のため

- ・ 税率の刻みの簡素化(3%、10%、14%、35%→20%に一本化)

(2) 資本所得課税の適正化…国民の勤労意欲促進のため

- ・ 改正前は、控除制度やインフレ調整、軽減措置によって資産ごとに税負担が異なり、経済的中立性を阻害していた。

改正により、資産所得を一律30%の税率で分離課税することとした。さらに、上記の控除制度等を廃止して一律の課税とし、中立性を確保した。

(3) 法人税減税…企業の国際競争力を強化

- ・ 税率引下げ(40%→30%)

(4) 租税特別措置の縮減・合理化…租税の中立性の確保

(5) 付加価値税の増税…減税分の財源の確保

- ・ 課税ベースの拡大(サービスは原則非課税であったが、原則課税とした)
- ・ 税率引上げ(23.46%→25%)

(6) 環境関連税制の新設

- ・ 二酸化炭素税、硫黄税の新設

3. 影響

資本所得課税に係る負担が軽減されたた

め、家計部門の貯蓄が急増して内需不足に陥り、これが不況を招いたとのことであった。

(別紙5)

海外調査報告 (米国)

訪問先: CATO研究所 (1995年11月8日)
大統領府行政管理予算局 (OMB)
(1995年11月8日)

ブルッキングス研究所

(1995年11月9日)

1. 米国における財政政策の概況

(1) 現在までの取組

米国においては、1960年代にはケインズ経済学を背景にした拡張的な財政政策が採られ、1980年代前半にはサプライサイド・エコノミックス的な考えからの減税政策が採られたこともあった。しかし、財政赤字が拡大するに従い、1980年代半ば頃から財政赤字が経済の不安定要因になると考えられるようになり、財政収支の均衡を目標とするグラム・ラドマン・ホリングス法等の法律が成立するなど、財政赤字の削減が重要な課題として認識されるようになってきている。

93年1月に発足したクリントン政権は、米国経済の再生のためには巨額の財政赤字を削減する必要があるとの認識に立ち、同年2月に発表した包括的経済政策の中で、短期の景気刺激策、長期的な投資拡大策と並ぶ1つの大きな柱として、財政赤字削減策(94~98年度のネットの赤字削減額は4,730億ドル)を提案した。

これを踏まえた議会審議の過程で、94年度から5年間で総額4,960億ドルの財政赤字を削減するという内容の1993年の包括財政調整法(OBRA93)が成立し、主として高額所得者層を対象とする大幅な増税と国防費及びメディケア(高齢者等を対象とする医療保険)支出を中心とする歳出削減が実施されてきている。

これらの努力に加え、景気回復に伴う増収もあって、95年度の財政赤字は1,638億ドル(GDP比2.3%)とピーク時(92年度2,904億ドル(GDP4.9%))より大幅に改善してきている。

(2) 財政調整法案をめぐる現在の動き

96年度予算審議に関しては、議会では、2002年度の財政収支均衡を目標とする予算決議が両院で可決(6月)され、この中で、メディケア、メディケイド(低所得者医療扶助)、社会福祉支出等の削減の具体策を作成するよう各所管委員会に指示している。

この予算決議を受けて作成された、2002年度の財政収支均衡のための義務的経費についての法律改正や減税等を内容とする財政調整法案が10月末に上下両院で別々に可決されたが、この中には、

- ① メディケアについては、民間医療保険の利用促進、医師や病院に対する支払いの抑制、保険料の引き上げ等により、支出の伸びを抑え、7年間で2,700億ドル削減
- ② メディケイドについては、現在の連邦政府と州政府の共同の施策から、連邦から州への一括補助金の交付による州政府の施策に転換することにより、7年間で1,720~1,820億ドル削減
- ③ 社会福祉については、被扶養児童のいる低所得家庭への補助、低所得者への食料購入用クーポンの支給、生活に困窮する高齢者や障害者に対する補助等について、州への一括補助金の交付により州の施策に転換することにより、7年間で660~1,020億ドル削減

などの歳出削減策が盛り込まれている一方、7年間で2,450億ドルの減税を行うこととしている。

他方、クリントン大統領は、議会の案に対しては、削減額が大きすぎ、弱者にしわ寄せが及ぶとして反対しているが、大統領もメディケア、メディケイド等の削減により10年間(2005年度まで)で財政収支均衡を目指す、より緩やかな財政赤字削減案を発表(6月)している(7月に計数を見直し、財政収支均衡年度を2004年度に繰上げ)。

このように1996年度予算審議を巡っては、2002年度までの財政収支均衡を主張する議会・共和党と、2004年度までの財政収支均衡を提案している大統領・民主党が、メ

ディケア等の削減幅等で対立し、議論が続けられているが、いずれも医療関係費等の削減にまで踏み込んだ議論を行い、期限を切って財政収支の均衡を図ろうとしている点は共通している。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 経済的背景

1980年代以降のアメリカでは、膨大な財政赤字と経常収支赤字のいわゆる「双子の赤字」が経済の不安定要因との認識が一般となった。このため、財政赤字を削減することにより、高金利や民間投資のクラウディング・アウトを避けることが不可欠とされるに到っている。これに関しては、財政赤字は長期的には外国からの借入で賄われていくしかなく、財政赤字をなくすことで経常収支赤字も削減できるという意見もあった。

また、財政赤字は将来の世代に利払い等の負担を負わせるものであり、世代間のモラルの問題であるとの認識も一般的であった。このような中で、現行の制度を前提として各世代の受益・負担を推計する世代会計の考え方が注目されてきており、大統領予算教書に示された世代会計の試算によると、現在の財政構造のままでは、将来世代の負担が、現世代よりも相当程度増えることが明らかになっている。クリントン大統領も、95年度の財政収支実績の発表に際して、「子供たちから債務の負担を取り除き、将来に投資するための資金をより多く確保するべく、財政収支を均衡させなければならない。」と述べている。また、将来世代の税負担の急上昇を防ぐためには、現在の債務残高のみならず、高齢化に伴う将来の社会保障の負担等も含めて、今のうちに解決することが必要であり、これらを含めると、実質の債務残高は10兆ドルにも及ぶ（現在の債務残高は、政府機関保有分を除くと3.4兆ドル）、との指摘があった。

(2) 政治的背景

92年大統領選挙においては、クリントン候補、ブッシュ候補に加え、増税と各種社会保障制度の見直しによる財政均衡を主張したペロー候補の間で財政健全化

についての活発な議論が行われた。

更に、94年の中間選挙においては、下院共和党が、その選挙公約「Contract with America」の冒頭に財政収支均衡を義務付ける憲法修正を掲げ、勝利をおさめた。この憲法修正条項案は上院において否決されたが、賛成65、反対35と過半数を得ながら、憲法修正に必要な3分の2に2票足りなかったというものであった。

これによって、国民の間にも、財政赤字削減に関する広範囲な支持があることが強く認識され、その後の米国の財政赤字削減努力に大きな影響を与え、現在までの動きにつながっていると考えられる。

このように、米国においては、政府・議会とも財政赤字削減には積極的であり、その必要性の認識は共通である。ただし、米国においてもここまで来るには10～20年近くかかった、との指摘があった。

また、世論は歳出削減の各論には反発しがちであるが、今年になって雰囲気が変わってきているとの指摘や、来年の選挙の時にこのような努力が継続されるかどうか大きな関門だとの指摘があった。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

米国においても1960年代には需要拡大による完全雇用の達成を目標とするケインズ政策が採られた。しかし、現在では、公債発行による財政政策は短期的には経済を刺激するが、結局それは、中長期的な経済成長をもたらすものではないとの見方が一般的で、今の米国にケインズ政策を支持する人はほとんどいない（basically dead）とのことで、これからも米国は裁量的な財政政策を採ることはないだろう、との指摘があった。また、最近では、景気変動の周期が短くなってきており、景気後退期に財政が何かをやるうとしてもタイミングが噛み合わずにかえって逆効果になる、財政政策は自動安定化機能以外には効果がないとの指摘、また、財政赤字が累積し、政府債務残高が増大すれば、結局は増税を要することになり、民間投資余力を損なうとの指摘があった。

更に、むしろ財政赤字削減が優先課題であるとの指摘や、既に膨大な赤字を抱えている現状は財政による景気刺激という手段を自ら奪ってしまっている、今の状態で借入をすればクラウディング・アウトを起こすだけだとの指摘があり、このため、景気対策は財政でなく、金融で行うという考え方が一般的であった。また、財政政策は長期的課題を解決するために使うべきで、財政政策が経済に与える効果は、財政支出の内容、税の仕組み次第だとの意見もあった。

なお、OBRA93が成立してから、金利の低下や設備投資の増加など、経済が良好な動きをしているとのことであった。

4. 産業フロンティア開拓と財政政策

クリントン大統領は、科学技術の振興には力を入れており、現在、中小企業向けの技術センター設立や基礎研究の推進等の施策を日本に習うという形で進めているとのことであったが、ゴア副大統領の提唱した情報通信のいわゆるスーパー・ハイウェイ構想には、議会の反対により公的資金の導入は全く行われていない。高度情報化のような分野については、規制緩和の方がむしろ重要との認識があるものと思われた。また、科学技術の振興等は長期的な課題であり、景気対策としての財政政策として考えることはないとのことであった。

5. 公共投資と公債発行

米国においては、たとえ大きな社会基盤の整備のための投資であり、後の世代にとって利益があっても、現在の資金で投資すべきというのが一般的な考え方で、経済が悪い時に公債発行して公共事業を行うという考えは採られていないのことだった。これに関しては、米国ではインフラ整備が既に相当進んでいることや、貯蓄が少ないことを理由にあげる指摘もあったが、逆にたとえ貯蓄の余剰があっても、公債発行によりこれを使用するようなことは、将来の世代の負担を考えるとすべきではない、現在、既に後世代に送らざるを得ない負担は相当大きい、との意見があった。

6. 利払費と建設公債

債務残高の累増に関しては、利払費の増大によって財政を圧迫することが強く懸念されている。また、経済規模と比較して高水準の財政赤字は、利払費が更に財政赤字を拡大させ、結局民間設備投資をクラウド・アウトするとの指摘があった。

建設公債については、投資的経費と言っても財政赤字には変わりがないという意見と、借入について、現在の世代のためのものか将来の世代のためのものか区別する意味で重要とする意見があった。

なお、米国の市町村においては、学校、道路、競技場等を造る、あるいは警察職員を増員するといった問題で地方債を起債するに当たっては、それが租税負担の増に結びつくことからレファレンダムという住民投票にかけることとしているケースが多く、常にどこかで住民投票が行われているとのことであり、これによって施策と負担の関係が住民に明らかになっているものと考えられる。

7. 財政健全化のためにとられている措置

- (1) 90年、93年包括財政調整法 (OBRA90、93)

1980年代のグラム・ラドマン・ホリングス (GRH) 法は、財政赤字の予測が楽観的に過ぎたことや、例えば年度間の操作による抜け道の存在によって全く機能しなかったとのことであり、その反省の下で、1990年に包括財政調整法 (OBRA90) が制定された。

OBRA90は、具体的な財政赤字削減策として、所得税、各種間接税等の増税や国防費、メディケア、農業補助金等の歳出削減を行うとともに、GRH法の反省の下に、新たに、裁量的経費の上限や、制度改正による義務的経費の増加を規律する仕組みを導入した。

1993年の包括財政調整法 (OBRA93) においても、高額所得者に対する所得税率引き上げ、メディケア保険料の課税対象所得の拡大、法人税の引き上げ等の増税や、国防費、メディケア、メディケイド支出の削減等からなる具体的財政赤字

削減策とともに、OBRA90の裁量の経費と義務的経費に関する規律を1998年度まで適用延長している。

(OBRA90、93の具体的財政赤字削減策の詳細については参考参照)

なお、OBRA93の具体的財政赤字削減策による財政赤字の削減効果は当初、5年間総額で4,960億ドルと見込まれていたが、現在ではこれが7,000億ドルに達すると見込んでいるとのことであった。

OBRA90、93における法的枠組は以下の通りである。

a. 裁量の経費の上限の設定

裁量の経費の総額に上限 (Cap) を設定し (1991年度から1998年度までの上限額の毎年の平均伸率は0.1%)、この上限を超える歳出予算案 (補正予算を含む) が成立した場合、大統領命令により裁量の経費に対する一律削減 (経費が上限額の枠内におさまるよう、例外事項を除く全ての経費に一律の削減率を適用する) が行われる。これまでに一律削減は2回実施されているとのことであった。

b. 義務的経費のPay-as-you-goの原則

制度改正により義務的経費を増加させる場合 (または減税を行う場合)、その歳出増 (歳入減) に見合った増税または歳出削減が伴わなければならない。仮に、歳出増に見合った増税または歳出削減が行われない場合、大統領命令により義務的経費に対する一律削減が行われる。これまでに一律削減は実施されたことはないが、義務的経費や歳入に関する制度改正による財政赤字の増加に対する抑止の機能として重要、との指摘があった。

これらの制度は比較的よく機能しているとの評価であった。更に、現在の議会の議論では、裁量の経費について実績 (インフレを見込んだベースライン) を前提とするのではなく、上限額自体を遙減していくものとすべきという主張があり、また、義務的経費にも法律で上限額を設けるべきとの意見があるとのことで

あった。

これに関連して、義務的経費の当然増に対する規律として、クリントン大統領は1993年に行政命令を発出し、義務的経費の歳出が93年時点での予測より大きく伸びそうな時は、大統領は何らかの削減案を議会に勧告しなければならないこととしたとのことであった。

なお、公債残高の上限を法定する1917年の法律については、生産的なものではなく、議会が政府に対して注文をつけるときに人質をとるための手段という以外の意味はないとの指摘があった。

(2) シーリング制度

OBRAに基づく裁量の経費の上限の範囲内に予算を納めるべく、各省庁の予算要求に先立ち、OMBが各省庁ごとに裁量の経費 (全歳出の約1/3) に関する予算枠を提示するシーリング制度がある。提示の内容も、その他の政府の予算編成過程もいっさい非公表であり、各省庁との調整がつき、大統領まで了承した形になって初めて公開されるとのことであった。

(参考)

OBRA90、OBRA93の具体的赤字削減策

(1) OBRA90 (5年間で約5,000億ドルの赤字削減効果)

a. 歳入増加策 (5年間で約1,500億ドル、平均でGDP比0.5%)

- ・所得税率の引き上げ (最高税率28% → 31%)、控除の縮減
- ・自動車燃料税、たばこ税、アルコール飲料税の増税
- ・メディケア保険料算定の課税対象所得上限の引き上げ 等

b. 歳出削減策

- ・国防費の削減 (3年間で約670億ドル、94・95年度は、非国防裁量の経費とトータルで約1,150億ドル)
- ・メディケアの削減 (5年間で約820億ドル)
- ・農業補助金の削減 (5年間で約150億ドル)
- ・赤字削減等による利払費の削減 等

(2) OBRA93 (5年間で4,960億ドルの財政

赤字削減効果)

a. 歳入増加策（5年間で2,410億ドル、平均でGDP比0.6%）

- ・高所得者に対する所得税率引き上げ（最高税率31%→36%、39.6%）（5年間で1,150億ドル）
- ・メディケア保険料の課税対象所得の拡大（5年間で290億ドル）
- ・公的年金給付の一部の所得算入（5年間で250億ドル）
- ・輸送燃料税の導入（5年間で240億ドル）
- ・法人税の引き上げ（5年間で160億ドル）等

b. 歳出削減策（5年間で2,550億ドル）

- ・メディケアの削減（入院費用標準価格、医師報酬の年改定率の物価上昇以下への抑制等）（5年間で560億ドル）
- ・メディケイドの削減（在宅医療サービスの選択制の延長等）（5年間で80億ドル）
- ・手数料収入による歳出の相殺（電波周波数の競争入札制度等）（5年間で160億ドル）
- ・農業補助金の削減（5年間で30億ドル）
- ・国防費の削減（5年間で1,110億ドル）
- ・赤字削減等による利払費の削減 等注）OBRA90、93における歳入増加額、歳出削減額は、その当時の政策に変更を加えなかった時に見込まれる歳入・歳出額（ベースライン）と変更を行った場合の歳入・歳出額との差額を毎年累計したものである。

（出所）財政制度審議会基本問題小委員会（第4回）平成7年11月24日配付資料（3）「財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 基本問題小委員会編」109-156ページ）。

8-146 平成8年度の財政事情について

1. 財政の実情については、公債残高などの計数はもとより、「今後処理を要する措置」といったものをとりまとめて明らかにするなど、積極的な開示に努めてきたところがありますが、来年度の予算編成も本格化しつつある状況にあり、7年9月末税収の発

表を機に、一層のディスクロージャーを図るべく、現時点における来年度の財政事情の見通しを御説明したいと思います。

2.(1) 我が国の財政は、昭和50年度補正予算において特例公債の発行を余儀なくされて以降、15年間にわたり、毎年度多額の特例公債に依存せざるを得ない状態にありました。

この間、政府は歳出の削減・合理化など行財政改革の努力を傾注してまいりましたが、加えて、昭和60年代のいわゆるバブル経済による高い税収の伸びにも恵まれ、平成2年度予算において、ようやく特例公債依存体質からの脱却が実現したものでありました。

しかしながら、その後、バブル経済の崩壊の過程で経済の実力以上に伸びた税収が減少し、前年度を下回る年が4年も続くという戦後初めての事態となっております。

この間、毎年度の予算編成において歳出の節減・合理化を行う一方、さまざまな工夫を講ずるなどして、何とか、当初予算においては、償還財源措置のない特例公債の発行を回避してまいりました。

一方、経済情勢に対しては、累次の経済対策、補正予算、先行減税などにより財政として可能な限りの対応を行ってきております。これらにより、景気の下支えに効果が発揮されてきたと考えておりますし、先般は、さらに、最大規模の経済対策を実施するための補正予算が成立したところであります。

しかしながら、このような財政措置を講じてきたこともあり、近年、公債残高は急増し、6年度に200兆円を突破した公債残高が7年度末には早くも220兆円を超える事態となっております。

(2) 足許の7年度の税収については、これまでの実績をもとに現段階で試算してみると、補正後予算額を3兆円程度落ち込み、その結果、6年度税収を下回ると見込まれます。

3. こうした7年度の税収動向からみて、8年度税収を現時点で見通せば、7年度当初予算で見込んだ税収53兆7千億円を下回る

可能性が高いと考えられます。なお、8年度において特別減税が継続されれば、さらに減税規模相当額だけ税収の水準が下がることとなります。

他方、5年度から国債償還のための財源の繰入を停止することにより、毎年、3兆円超の歳出減を実施し、また、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入など国の会計間における様々な工夫を財源対策として行ってきたところであります。しかし、このような特例的措置も国債整理基金特別会計の資金が不足するなどにより、限界に突き当たりつつあるという状況にあります。

その結果、こうした歳入・歳出両面にわたる諸要因を勘案し、8年度の財政収支について一定の前提をもとに算出してみると、建設公債の減額を断念するとしても、歳入と歳出のギャップである要調整額は10兆円を上回るものとなっております。このギャップは構造的なものと考えられ、財政は今や、容易ならざる事態に立ち至ったと申し上げざるを得ません。

この要調整額に対して、8年度の予算編成の過程でどのように対処していくか具体的な見通しが立っていない段階であります。これだけ巨額にのぼっていることからみて、まことに残念ながら、特例公債の発行を回避することは困難と言わざるを得ません。まずは、このことを率直に申し上げなければなりません。

しかしながら、特例公債を発行せざるを得ない状況であればこそ、歳出削減などの財政改革に一層強力に取り組み、財政事情の歯止めなき悪化を防ぎ、後世代への負担の転嫁である公債発行をできる限り抑制するよう努めていくことが、財政当局に課せられた責務であると考えております。その際、優先順位のさらに厳しい選択を行うなど、歳出全体の洗い直しを徹底するのはもちろん、平常であれば優先すべき分野についても、制度の根本に遡って見直さざるを得ない場合や当面御辛抱をいただかなくてはならない場合も出てこようかと思いますし、引き続きさまざまな工夫ができないか検討することも必要かと思います。この点については、是非とも各方面の御理解と御

協力をお願いしたいと考えております。

4. さらに、高齢化の進展など今後の状況を展望すれば、この厳しい財政事情が景気の回復に伴いにわかen好転することは困難なものではないかと思われます。その中で、中長期的観点から行財政が果たすべき役割や守備範囲を見直していくことが避けることの出来ない課題であると考えられます。いづれにせよ、すべての財政支出は現在または将来の国民の負担によるものであります。後世代に多大の負担を残さぬよう、公債依存度の引下げに向けた、たゆまぬ努力が重要であると考えております。

7か国蔵相・中央銀行総裁会議において、人口の高齢化等に備え中長期的に財政赤字を削減することの重要性については認識の一致をみているところであり、国際機関からも同様の指摘を受けております。

5. 8年度予算編成につきましては、本格化しつつあるところではありますが、特に8年度の財政事情をお示するとともに、各位の御理解と御協力を求めることとした次第であります。

(出所) 財政制度審議会総会(第4回)平成7年11月24日配付資料(1)「8年度の財政事情について」(財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編」95-97ページ)。

8-147 「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(仮称)」について (平成8年度特例公債法)

1. 法律案の趣旨

本法律案は、平成8年度の極めて厳しい財政事情の下で、適切な財政運営を行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めるものである。

2. 法律案の概要

(1) 特例公債の発行等(10兆1,184億円)

① 特例公債の発行

8年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定等による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。

- ② 特例公債の出納整理期間発行の特例
- ③ 特例公債の償還計画表の提出
- ④ 特例公債の速やかな減債に努めるものとする旨の努力規定

(2) 厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例 (8,000億円)

8年度における一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れについて、国庫負担額から8,000億円を控除した金額を繰り入れることとする。

なお、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、8,000億円及びその運用収入相当額の合

算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとする。

(3) 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ (2,000億円)

8年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第13条の規定により7年度の決算上の剰余金の一部を繰り入れるほか、2,000億円を一般会計に繰り入れることができることとする。

(出所) 財政制度審議会総会(第7回)平成8年1月17日配付資料(1)「平成7年度補正予算及び平成8年度の概要について」、「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(仮称)」について」(財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編」355ページ)。

8-148 「建議」及び「報告」の平成8年度予算における主な措置状況

(総論)

「建議」・「報告」における指図書事項	平成8年度予算における措置状況							
	4	5	6	7	8	うち		
<p>◎ 優先順位のさらに厳しい選択を行うなど、歳出全体の洗い直しを徹底するほか、真に必要な財政需要に適切に対応できるよう、限られた財政資金の配分の効率化・重点化を一段と徹底すべき。</p> <p>[主要経費別伸率の推移]</p>	社会保障関係費	4.3	3.2	2.6	3.3	2.6	2.6	+9.4
	文教及び科学振興費	5.4	2.4	2.4	2.0	2.0	2.5	+3.5
	恩給関係費	▲1.4	▲0.4	▲0.8	▲2.0	▲3.9		
	防衛関係費	3.8	1.95	0.9	0.86	2.58		
	公共事業関係費	5.3	5.7	4.7	4.6	4.7		
	含NTT等事業分	4.5	4.8	4.0	4.0	4.0		
	経済協力費	7.0	5.7	4.4	3.6	3.5		
	(ODA)	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5		
	中小企業対策費	0.3	▲0.2	▲3.8	▲1.0	▲0.1		
	エネルギー対策費	6.6	3.8	3.2	0.9	1.5		
	主要食糧関係費	▲8.3	▲9.0	▲11.9	▲0.7	▲0.7		
	その他の事項経費	5.1	3.3	1.5	6.9	0.2		
	一般歳出計	4.5	3.1	2.3	3.1	2.4		
	(経常)	4.1	2.4	1.7	2.6	1.5		
	(投資)	5.8	6.0	4.8	5.1	5.2		

うち

- 社会福祉費 +9.4
- 保健衛生対策費 ▲3.5

うち

- 義務教育費国庫負担金 +2.7
- 国立学校特会へ繰入 +0.8
- 科学技術振興費 +10.9

- 防衛関係費については、新防衛大綱の下での最初の予算であり、極力圧縮に努めたところであるが、歳出化経費の大幅増等の事情により対前年度2.58%増となった。
- ODAについては、深刻な財政事情の下、厳しい社会経済情勢を踏まえ、伸率を圧縮。
- 主要食糧関係費(従来の食糧管理費)については、ピーク時(56)の約4分の1。

<p>「建議」における指摘事項</p>	<p>平成8年度予算における措置状況</p>																																	
<p>○ 特例的歳出削減措置等について ○ 我が国財政が特例公債を発行せざるを得ない危機的状況に直面している現在、その厳しい現状を直截に国民に開示していくためにも、これらの措置については、この際、改めて見直しを行っていくべきであると考ええる。その見直しに当たっては、それぞれある事業の運営に支障が生じないかはもちろん、個々の措置に即してその制度・施策のあり方に立ち返り、どこまでこうした臨時緊急の措置をとり得るかについて、今まで以上に慎重に検討した上で、きりぎりやむを得ないものに止めていくべきものと考ええる。</p>	<p>いわゆる特例的歳出削減措置等については、「建議」に示された考え方に基づき、8年度予算編成に当たっては、厳しい財政事情を踏まえつつ、個々の措置に即して、慎重に検討を行ったところであり、その結果、8年度においては大幅に縮減されることとなったところである。</p> <p style="text-align: center;">特例的歳出削減措置等の7年度と8年度の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">措 置</th> <th style="width: 20%;">7年度</th> <th style="width: 20%;">8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 定率繰入れ等の停止</td> <td style="text-align: right;">32,457億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例</td> <td style="text-align: right;">(11,087億円)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>3. 決算調整資金への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">5,663億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例</td> <td style="text-align: right;">8,054億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">4,150億円</td> <td style="text-align: right;">8,000億円</td> </tr> <tr> <td>6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">2,372億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">300億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ</td> <td style="text-align: right;">3,500億円</td> <td style="text-align: right;">2,000億円</td> </tr> <tr> <td>9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ</td> <td style="text-align: right;">3,100億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">59,596億円</td> <td style="text-align: right;">10,000億円</td> </tr> </tbody> </table>	措 置	7年度	8年度	1. 定率繰入れ等の停止	32,457億円	—	2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例	(11,087億円)	—	3. 決算調整資金への繰入れの特例	5,663億円	—	4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例	8,054億円	—	5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例	4,150億円	8,000億円	6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例	2,372億円	—	7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例	300億円	—	8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ	3,500億円	2,000億円	9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ	3,100億円	—	合 計	59,596億円	10,000億円
措 置	7年度	8年度																																
1. 定率繰入れ等の停止	32,457億円	—																																
2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例	(11,087億円)	—																																
3. 決算調整資金への繰入れの特例	5,663億円	—																																
4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例	8,054億円	—																																
5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例	4,150億円	8,000億円																																
6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例	2,372億円	—																																
7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例	300億円	—																																
8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ	3,500億円	2,000億円																																
9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ	3,100億円	—																																
合 計	59,596億円	10,000億円																																
<p>○ 上記の趣旨も踏まえ、仮に国債費の定率繰入れを停止した場合には、国債整理基金の運営に支障が生ずることとなる8年度予算においては、国債整理基金特別会計法に基づき、国債費の定率繰入れを実施することが適当と考ええる。</p>	<p>国債費の定率繰入れを法律の原則どおり実施することとしている。</p>																																	

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
<p>1. 社会保障</p> <p>(1) 医療保険制度改革</p> <p>○ 8年度には老人医療における薬剤費等の適正化を図ったり、長期入院を是正する措置を採るなどして老人医療費を中心とする医療費の適正化・合理化を行うと同時に、医療サービスのうち保険給付で賄う部分と患者の負担により賄う部分とを組み合わせるなどにより医療の質を高め、患者のニーズに応えるような措置を採るべき。更に、その後、9年度には医療保険制度改革に取り組むべき。</p> <p>(2) 当面の医療費の適正化・合理化</p> <p>○ 8年度の診療報酬改定については、国民医療費が引き続き高い伸びを示す一方、賃金、物価が落ち着いた動きを示していることや医療保険財政の厳しい現状を踏まえれば、厳に抑制したものにすべきである。</p> <p>○ 薬剤使用についての出来高払いを見直し包括化を一層進めること、新薬を含め薬剤価格の抑制を図ること、適切な形で医薬分業を推進することといった措置を8年度から着実に実行する必要がある。</p> <p>○ 病床数の削減、医師数の削減を含めた医療の総供給量の削減を一層進めていくことが必要。</p> <p>○ 特定療養費を一層活用すべき。</p> <p>○ 医療の内容、価格等についての情報公開を推進すべき。</p>	<p>・ 診療報酬改定において、老人等の外来医療等の包括化を行うこととしている。</p> <p>・ 診療報酬改定に関する大蔵大臣、厚生大臣の事前協議において、平成9年度には抜本的な医療保険制度改革に取り組むことが合意された。</p> <p>・ 8年度の診療報酬改定は、薬価の引下げ、診療報酬の合理化等により捻出される財源の範囲内で行うこととしている。</p> <p>・ ①老人等の外来医療等の包括化を図るほか、②薬価の引下げや再算定のルール化、③適正な医薬分業を推進するため調剤報酬の見直し等を行うこととしている。</p> <p>・ 一般病床の療養型病床群等への転換を促進することとしている。</p> <p>・ 医学部・歯学部定員(募集人員)削減問題に継続的に取り組むこととしている。</p> <p>・ 初診料、再診料を、保険給付と自己負担を組み合わせた特定療養費の対象とすることとしている。</p> <p>・ 患者への情報提供に資するため、国立大学病院等において発行する領収書に医療内容及び自己負担額、保険支払額等の請求額の内訳を明示することとしている。</p>

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況						
<p>(3) 国立病院・療養所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (国立病院・療養所の再編成については) 今後は福祉施設への転換等を含む新たな展開を活用して、再編成計画を強力に推進していく必要がある。 ○ 8年度の国立病院・療養所に対する一般会計からの繰入については、経営合理化をさらに推進することとして、7年度予算に引き続き、その縮減を図るべきである。 <p>(4) 恩給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金制度のバランスを考慮した見直しを推進すべき。また、新規の個別改善は行わないこととすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年3月29日付閣議報告「国立病院・療養所の再編成合理化の基本指針」に基づく国立病院・療養所の再編成計画による国立病院の統合を引き続き推進。平成8年7月に国立療養所松本城山病院、国立療養所東松本病院を統合する予定。 ・一般会計からの繰入額については、以下のように縮減。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>7年度</td> <td>8年度</td> </tr> <tr> <td>繰入額 2,486億円</td> <td>⇒ 2,196億円</td> </tr> <tr> <td>(繰入率 23.7%)</td> <td>→ 20.6%)</td> </tr> </table> ・恩給年額を平成8年4月から0.75%引き上げるほか、遺族加算の引上げ等を行う。 	7年度	8年度	繰入額 2,486億円	⇒ 2,196億円	(繰入率 23.7%)	→ 20.6%)
7年度	8年度						
繰入額 2,486億円	⇒ 2,196億円						
(繰入率 23.7%)	→ 20.6%)						

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
<p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文教予算の編成に当たっては、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていく必要。 (2) 義務教育費国庫負担制度 ○ 負担対象等について見直しを進めていく必要。 (3) 義務教育教科書無償給与制度 ○ 有償化について更に検討を進めるべき。 (4) 高等教育、私学に係る負担の在り方 ○ 初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その設備等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべき。 ○ 国立大学の授業料については、国立大学と私立大学との格差の現状及び高等教育の改善等のための特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮し、適正化を進める必要がある。 さらに、学部別授業料の問題についても検討を進めるべき。 ○ 私学助成については、引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的、効率的配分等内容の見直しを進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方の機能分担、費用負担の在り方等の観点から、社会教育指導事業交付金等を一般財源化することとしている。 ・ 財政資金の効率的使用等の観点から、今後引き続き検討することとし、平成8年度予算では無償措置を継続することとしている。 ・ 私立大学との格差是正や国立学校特別会計の自己財源の確保を図る観点から、平成9年度入学より授業料の引上げを行うこととしている。 ・ 私立大学等経常費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金については、国の財政事情、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、その総額を抑制することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> 8年度 私立大学等経常費補助金 2803.5億円 ⇒ 2875.5億円 7年度 私立高等学校等経常費助成費補助金 666億円 ⇒ 706億円

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況										
<p>(5) 科学技術、学術</p> <p>○ 今後とも各種施策の実施に当たっては、その時々 の財政事情を踏まえ、政府と民間の役割分担の視点 に留意しつつ、研究制度の見直しや優先順位の厳し い選択を行い、客観的かつ適正な外部評価を進める など、一層の重点的かつ効率的な資金配分を行うこ とが必要。</p> <p>○ 大規模プロジェクトについては、その必要性、緊 急性や後年度負担の状況を十分検討し、新規プロ ジェクトの着手を厳に抑制するとともに、既定プロ ジェクトについても緊要度に応じて速度調整を図る べきである。</p>	<p>1. 我が国科学技術・学術の振興の観点から、公募方式等による基礎研究開発の充実、若手研究者の確保・養成等に重 点的に資金配分している。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: right;">7年度</td> <td style="text-align: right;">8年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">320億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,775人</td> <td style="text-align: right;">5,938人</td> </tr> </table> <p>・公募方式等による基礎研究開発の充実 ・若手研究者の確保・養成（特別研究員制度の充実等）</p> <p>2. 公募方式等による基礎研究開発推進事業において、各研究課題につき、研究の中間段階あるいは終了後に外部研究 者を含む者による成果評価を行うこととしている。</p> <p>3. 宇宙開発関係経費（科学技術庁分）については、既定プロジェクトの速度調整を図ることなどにより、伸率を抑制 している。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: right;">7年度</td> <td style="text-align: right;">8年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,770億円</td> <td style="text-align: right;">1,779億円</td> </tr> </table> <p>・伸率：0.5%</p>	7年度	8年度	0	320億円	3,775人	5,938人	7年度	8年度	1,770億円	1,779億円
7年度	8年度										
0	320億円										
3,775人	5,938人										
7年度	8年度										
1,770億円	1,779億円										

「報告」における指称事項	平成8年度予算における措置状況																																																								
<p>3. 防衛</p> <p>○ 新規正面装備の導入は、翌年度以降の歳出化増となるだけでなく、後方においても、施設整備費、教育訓練費、運用経費（油代、検査・修理費等）の増大を招き、二重の硬直化を招く。限られた資金を最大限有効に活用して防衛能力を涵養させるためには、正面装備は無理のない規模に抑制し、正面経費が正面装備の維持運用に必要となる後方経費を圧迫しないような構造とすることが必要。8年度以降の防衛予算を編成するに当たっては、この点に十分留意し、正面契約額の抑制を図っていくことが特に重要。</p>	<p>○ 8年度防衛関係費については、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を定めた新防衛大綱の下での最初の予算であり、容易ならざる財政事情等を踏まえ、極力圧縮に努めたところ。新中期防の下で効率的で節度ある防衛力の整備を図っていく中、過去の契約の支払いである歳出化経費の大幅増等の事情により対前年度258%増となった。歳出化経費の増加だけで+2.2%の増要因が存在したところであり、そのような状況の下で最大限の圧縮に努力。</p> <p style="text-align: right;">（単位：億円、%）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">7年度</th> <th colspan="2">8年度</th> </tr> <tr> <th>対前年度増減</th> <th></th> <th>対前年度増減</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>47,236</td> <td>401 (0.86)</td> <td>48,455</td> <td>1,219 (2.58)</td> </tr> <tr> <td>うち人件糧食費</td> <td>20,714</td> <td>739 < 1.6 ></td> <td>20,760</td> <td>46 < 0.1 ></td> </tr> <tr> <td>歳出化経費</td> <td>16,760</td> <td>▲541 < ▲1.2 ></td> <td>17,788</td> <td>1,028 < 2.2 ></td> </tr> <tr> <td>一般物件費</td> <td>9,761</td> <td>202 < 0.4 ></td> <td>9,907</td> <td>145 < 0.3 ></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注）（ ）書は対前年度伸率。 < >書は寄与度。</p> <p>○ 正面経費については、消費税アップ分を除き対前年度マイナスに抑制。正面契約額の最近の推移を見ると、平成2年度をピークとして相当程度の抑制を図ってきており、特に7年度の8,250億円は、2年度の10,727億円に比べて30%低い水準。8年度は極めて抑制された7年度の正面契約額に対し、実力ですぐに▲50億円の減をしているものであり、正面抑制の基調を維持。</p> <p style="text-align: center;">（正面契約額の推移）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>63'</td> <td>元</td> <td>2'</td> <td>3'</td> <td>4'</td> <td>5'</td> <td>6'</td> <td>7'</td> <td>8'</td> </tr> <tr> <td>正面契約額</td> <td>9,805</td> <td>10,207</td> <td>10,727</td> <td>8,985</td> <td>8,650</td> <td>8,800</td> <td>8,250</td> <td>8,352</td> </tr> <tr> <td>伸率</td> <td>8.2</td> <td>4.1</td> <td>5.1</td> <td>▲16.2</td> <td>▲3.7</td> <td>1.7</td> <td>▲6.5</td> <td>1.2</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（単位：億円、%）</p> <p style="text-align: right;">[除く消費税アップ分]</p> <p style="text-align: right;">8,200 ▲0.6</p>		7年度		8年度		対前年度増減		対前年度増減		防衛関係費	47,236	401 (0.86)	48,455	1,219 (2.58)	うち人件糧食費	20,714	739 < 1.6 >	20,760	46 < 0.1 >	歳出化経費	16,760	▲541 < ▲1.2 >	17,788	1,028 < 2.2 >	一般物件費	9,761	202 < 0.4 >	9,907	145 < 0.3 >	63'	元	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'	正面契約額	9,805	10,207	10,727	8,985	8,650	8,800	8,250	8,352	伸率	8.2	4.1	5.1	▲16.2	▲3.7	1.7	▲6.5	1.2
	7年度		8年度																																																						
	対前年度増減		対前年度増減																																																						
防衛関係費	47,236	401 (0.86)	48,455	1,219 (2.58)																																																					
うち人件糧食費	20,714	739 < 1.6 >	20,760	46 < 0.1 >																																																					
歳出化経費	16,760	▲541 < ▲1.2 >	17,788	1,028 < 2.2 >																																																					
一般物件費	9,761	202 < 0.4 >	9,907	145 < 0.3 >																																																					
63'	元	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'																																																	
正面契約額	9,805	10,207	10,727	8,985	8,650	8,800	8,250	8,352																																																	
伸率	8.2	4.1	5.1	▲16.2	▲3.7	1.7	▲6.5	1.2																																																	

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																																																																																																																																										
<p>4. 公共事業</p> <p>○ 平成6年度及び7年度の両年度においては、「公共事業の配分のあり方に関する報告」の考え方、及び昨年策定された「公共投資基本計画」の考え方を踏まえ、公共事業の配分について、従来にない相当の見直しが行われたが、生活者重視等の観点に立って、国民生活の質の向上に資する分野を中心に思い切った重点投資を行っていくことは時代の要請であり、引き続き投資の重点化、効率化を図っていくべき。</p> <p>(参考) 「公共事業の配分のあり方に関する報告」(抜粋)</p> <p>現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り、A生活環境整備、B国土保全、C産業基盤整備の三つの類型に分類される。</p> <p>A 住宅、下水道、農業集落排水、上水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路、等</p> <p>B 治水、海岸、森林整備(治山、造林、林道)、等</p> <p>C 工業用水、漁港、沿岸漁場整備、港湾、農業生産基盤、等</p> <p>三類型の優先順位は、上記②「配分の見直しにあたっての考え方」の下で次の理由により、A、B、Cの順とすることが適当である。</p>	<p>平成8年度予算における措置状況</p> <p>○ 本格的な高齢化社会の到来を目前に控え、社会資本整備を着実に推進し、併せて景気の着実な回復に資するため、一段と厳しい財政事情の下で一般歳出を対前年度2.4%と低い伸びに抑えている中において、公共事業関係費については、対前年度4.0%の高い伸びを確保。 〔7年度当初〕4.0% 〔8年度当初〕9兆3,423億円 → 9兆7,199億円 (注) NTT事業償還時貸付金を除く(以下同じ)。</p> <p>○ 生活者重視等の観点に立った重点投資 公共事業の配分に当たっては、国民生活の質の向上に結びつく分野をはじめ、21世紀に向けて新たな時代のニーズに的確に対応するため、思い切った重点投資を行うなど、更に重点的・効率的に配分。</p> <p><一般公共事業別伸率(対前年度)></p> <table border="1" data-bbox="529 406 646 1055"> <tr> <td>新幹線</td> <td>13.4%</td> <td>自然公園</td> <td>13.1%</td> <td>市街地整備</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>環境衛生</td> <td>8.0%</td> <td>空港</td> <td>7.3%</td> <td>都市公園</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>都市・幹線鉄道</td> <td>5.5%</td> <td>道路整備</td> <td>3.8%</td> <td>治水</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備</td> <td>2.6%</td> <td>港湾</td> <td>2.0%</td> <td>漁港</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>工業用水</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td>一般公共</td> <td>4.1%</td> </tr> </table> <p>○ 公共事業関係費のシェアの変更に 重点投資の結果、公共事業関係費のシェアは、相当大きく変わってきており、各々の事業のシェアの変更幅の合計は、プラス・マイナス各々約0.6%。省庁別のシェアの変更幅の合計は、プラス・マイナス各々約0.3%。 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="682 162 917 1055"> <tr> <td></td> <td>61'</td> <td>62'</td> <td>63'</td> <td>元'</td> <td>2'</td> <td>3'</td> <td>4'</td> <td>5'</td> <td>6'</td> <td>7'</td> <td>8'</td> </tr> <tr> <td>事業別シェアの変更幅の合計</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.9</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1.6</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>2.9</td> <td>(2.2)</td> </tr> <tr> <td>所管別シェアの変更幅の合計</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.9</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>1.6</td> <td>(1.2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11" style="text-align: center;">(試算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11" style="text-align: center;">機能別シェアの変更幅の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11" style="text-align: center;">1.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11" style="text-align: center;">1.7</td> </tr> </table> <p>(注) () 書は、6年度における公共事業関係費の範囲の見直し前の変更幅を考慮したものであり、※は、直近3か年の累積変更幅を表す。</p>	新幹線	13.4%	自然公園	13.1%	市街地整備	8.5%	環境衛生	8.0%	空港	7.3%	都市公園	6.0%	都市・幹線鉄道	5.5%	道路整備	3.8%	治水	3.4%	農業農村整備	2.6%	港湾	2.0%	漁港	1.3%	工業用水	0.0%			一般公共	4.1%		61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'	事業別シェアの変更幅の合計	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6	0.7	0.6										※	2.9	(2.2)	所管別シェアの変更幅の合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9	0.4	0.3										※	1.6	(1.2)		(試算)												機能別シェアの変更幅の合計												1.3												1.7										
新幹線	13.4%	自然公園	13.1%	市街地整備	8.5%																																																																																																																																						
環境衛生	8.0%	空港	7.3%	都市公園	6.0%																																																																																																																																						
都市・幹線鉄道	5.5%	道路整備	3.8%	治水	3.4%																																																																																																																																						
農業農村整備	2.6%	港湾	2.0%	漁港	1.3%																																																																																																																																						
工業用水	0.0%			一般公共	4.1%																																																																																																																																						
	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'																																																																																																																																
事業別シェアの変更幅の合計	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6	0.7	0.6																																																																																																																																
									※	2.9	(2.2)																																																																																																																																
所管別シェアの変更幅の合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9	0.4	0.3																																																																																																																																
									※	1.6	(1.2)																																																																																																																																
	(試算)																																																																																																																																										
	機能別シェアの変更幅の合計																																																																																																																																										
	1.3																																																																																																																																										
	1.7																																																																																																																																										

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																
<p>○ 公共事業の各事業の中においても、社会経済情勢の変化、国民のニーズの変化等を踏まえ、国民生活・経済の基盤として真に必要な社会資本を整備するだけでも、各事業の重点化、効率化を図っていくべき。これまで、各事業の中で内容変化、重点化は着実に進行し、特に近年においては、その傾向が顕著になりつつあるが、各事業の投資重点の変化等も含め、公共事業の内容とその変化を出来る限りわかりやすく示すよう努めることも重要。</p>	<p>○ 各事業の中で、事業全体としては必ずしも「生活環境整備」とされていない事業の中でも生活的な事業内容に重点を移したり、情報化対応・経済構造改革といった必ずしも「生活」とは言えない分野も含め、新たな時代のニーズに応じた重点的・効率的配分に努めている。</p> <p>○ 各事業の中における生活的な事業内容等の新しい事業の伸率(対前年度) ></p> <table border="1" data-bbox="223 649 411 974"> <tr><td>治水</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>うち 市街地整備型高規格堤防整備</td><td>25.7%</td></tr> <tr><td>道路</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>うち 高規格幹線道路整備</td><td>20.2%</td></tr> <tr><td>港湾</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>うち 特定重要港湾等整備</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>農業農村整備</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>うち 農業集落排水</td><td>8.8%</td></tr> </table>	治水	3.4%	うち 市街地整備型高規格堤防整備	25.7%	道路	3.8%	うち 高規格幹線道路整備	20.2%	港湾	2.0%	うち 特定重要港湾等整備	9.4%	農業農村整備	2.6%	うち 農業集落排水	8.8%
治水	3.4%																
うち 市街地整備型高規格堤防整備	25.7%																
道路	3.8%																
うち 高規格幹線道路整備	20.2%																
港湾	2.0%																
うち 特定重要港湾等整備	9.4%																
農業農村整備	2.6%																
うち 農業集落排水	8.8%																
<p>○ 平成7年度予算編成時にはいわゆる公共事業の類似事業間の調整問題を検討し、的確な計画調整等の必要性を指摘したところであり、今後ともこの点については関係省庁等間で密接に連絡をとりながら引き続き着実な前進を図ることが必要。</p> <p>更に、限られた期間内に投資の実効性をあげられためには、必要に応じ複数事業、複数省庁が連携・協調して共通の政策課題への対応を図っていくような省庁横断的・政策分野横断的な努力と工夫を行うことも重要。</p>	<p>○ 公共事業における類似した事業間の調整について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道と農業集落排水及び合併浄化槽等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各県等の担当部局が市町村と調整を図り、広域的な見地から効果的な施設整備を進めるため、各都道府県においては、各種の汚水処理事業の整備区域、手法、スケジュールなどを定める「汚水処理の整備に係る都道府県構想」を策定しているところ。 ・ 地方公共団体における各施設の合理的な配置計画の策定の指導・支援等を行うため、建設、農水及び厚生との3省により「汚水処理施設の整備等に係る関係省連絡会議」において協議を行い、3省連名で「汚水処理施設の整備に関する構想策定に関する基本方針について」を都道府県担当部局宛に通知し、その策定及び円滑な事業の推進を図るよう要請した。 ・ 建設、農水及び厚生との3省は、汚水処理施設の整備について、近接事例の調整や調整費の活用等を内容とする「類似した事業間の調整について」を申し合わせた。 2. 道路と農道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の幹線道路の整備計画及び広域農道等について調整の図られた「地域道路整備計画」を策定、公表することとしている。 ・ 建設・農水両省間において、情報交換及び調整の円滑化を促進すること等として「道路と農道に関する連絡調整会議」を新たに設置した。 3. 国土総合開発事業調整費の活用 <ul style="list-style-type: none"> 道路と農道、建設、農水及び運輸の各省が所管する海岸事業及び下水道と農業集落排水等の汚水処理事業については、これらの各事業の計画的な整備の進展を図る中で、事業間の進捗調整が必要となった箇所について、国土総合開発事業調整費に「類似事業調整費」という新たな事業を創設し、同調整費を活用することができるものとする。 																

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
	<p>○ 複数省庁タイアップ事業の例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー・ハウジング事業——厚生省、建設省 ・ いきいきふれあい公園整備事業——厚生省、建設省 ・ 海辺の健康拠点づくり事業——厚生省、建設省 2. 経済発展基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ FAZ活用事業——通産省、運輸省 ・ 21世紀活力圏創造事業——通産省、建設省 3. 自然環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海と緑の環境整備対策事業——農水省、運輸省、建設省 4. 類似事業間の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理施設共同整備事業——厚生省、農水省、建設省 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前歩行者快適化事業——運輸省、建設省

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																
<p>5. 政府開発援助</p> <p>○ 既に国際的に見て極めて高い水準に達しているODA予算については、我が国の財政状況と国内の経済情勢を踏まえ、国内向け諸経費とのバランスを重視し、一層の伸率圧縮に努める必要がある。</p>	<p>1. 一般会計ODA予算については、引続きODAの国際貢献の柱としての重要性には配慮しつつ、深刻な財政事情の下、厳しい社会経済情勢を踏まえ、伸率については圧縮することとし、3年連続して史上最低の伸率となる11.452億円(伸率3.5%)を計上。</p> <table border="1" data-bbox="239 386 298 1049"> <tr> <td>年度</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>伸率</td> <td>8.2</td> <td>8.0</td> <td>7.8</td> <td>6.5</td> <td>4.8</td> <td>4.0</td> <td>3.5</td> </tr> </table>	年度	2	3	4	5	6	7	8	伸率	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5
年度	2	3	4	5	6	7	8										
伸率	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5										
<p>○ 実施に当たっては、環境への配慮、女性の役割の重視等新しい側面への配慮に加え、事前調査・事後評価を含めた援助体制の充実を通じたきめ細かく真に効率的な援助の実施を目指すべき。また、援助を実施する人材の育成や技術協力等の充実により、我が国の顔が見える援助の実施に留意していくことが重要である。</p>	<p>2. 総額の伸びは抑制しつつ、以下のように援助の質の向上に資する施策への重点配分を行い、真に効率的な援助を目指す。</p> <p>(1) 女性の役割重視、人口、エイズ、環境など新しい側面への十分な対応。 〔7年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の役割(WID)重視 UNDP〔WID〕信託基金拠出金 10億円 ⇒ 20億円 (1000%増) ・国際協力事業団(JICA)による人口・エイズ対策 2.4億円 ⇒ 3.9億円 (66.6%増) ・環境、人権その他 日米コモリアンジェンダー国連等女性関係拠出金 2.1億円 ⇒ 4.1億円 (96.2%増) 国連薬物統制計画拠出金 6.0億円 ⇒ 6.7億円 (11.7%増) <p>(2) 効率的・効果的な援助の実施に向けての取組みの強化。 ・事前調査等の拡充 プロジェクト形成調査 74件 ⇒ 82件 (8件増) 開発調査における環境及びWID配慮団員 環境 184人 ⇒ 212人 (28人増) WID 12人 ⇒ 32人 (20人増) ・事後評価の充実 5.5億円 ⇒ 6.4億円 (15.7%増) <p>(3) 援助担当の外国人材育成を図るとともに、開発途上国の「人遣り」を支援するために、国際協力事業団による技術協力や国費外国人留学生の受入れを拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際開発高等教育機構(FASID)委託費 7.1億円 ⇒ 7.5億円 (5.3%増) ・研修員受入れ 7,390人 ⇒ 7,640人 (250人増) ・青年海外協力隊新規派遣 1,190人 ⇒ 1,270人 (80人増) ・青年招へい 1,560人 ⇒ 1,570人 (10人増) ・国費外国人留学生新規受入れ 3,945人 ⇒ 4,195人 (250人増) </p>																

「報告」における指節事項	平成8年度予算における措置状況																																				
	<p>(4) この他、途上国のニーズに合ったきめ細かな援助を実施する観点から、NGOとの連携を更に強化することとし、NGO補助金を大幅に拡充するとともに、草の根レベルできめ細かな支援ができる「草の根無償」を大幅増。 また、流動的な国際情勢に機動的に対応するため、復興開発支援分を含め緊急無償を大幅に増額。</p> <table border="0"> <tr> <td>・NGO事業補助金</td> <td>76億円</td> <td>⇒</td> <td>100億円</td> <td>(</td> <td>31.6%増)</td> </tr> <tr> <td>・草の根無償</td> <td>300億円</td> <td>⇒</td> <td>450億円</td> <td>(</td> <td>50.0%増)</td> </tr> <tr> <td>・プロジェクト形成調査におけるNGO配慮団員</td> <td>—</td> <td>⇒</td> <td>4人</td> <td>(</td> <td>新規)</td> </tr> <tr> <td>・緊急無償</td> <td>640億円</td> <td>⇒</td> <td>920億円</td> <td>(</td> <td>43.8%増)</td> </tr> <tr> <td>うち 復興開発支援分</td> <td>—</td> <td>⇒</td> <td>150億円</td> <td>(</td> <td>新規)</td> </tr> <tr> <td>民主化支援分</td> <td>30億円</td> <td>⇒</td> <td>60億円</td> <td>(</td> <td>100.0%増)</td> </tr> </table>	・NGO事業補助金	76億円	⇒	100億円	(31.6%増)	・草の根無償	300億円	⇒	450億円	(50.0%増)	・プロジェクト形成調査におけるNGO配慮団員	—	⇒	4人	(新規)	・緊急無償	640億円	⇒	920億円	(43.8%増)	うち 復興開発支援分	—	⇒	150億円	(新規)	民主化支援分	30億円	⇒	60億円	(100.0%増)
・NGO事業補助金	76億円	⇒	100億円	(31.6%増)																																
・草の根無償	300億円	⇒	450億円	(50.0%増)																																
・プロジェクト形成調査におけるNGO配慮団員	—	⇒	4人	(新規)																																
・緊急無償	640億円	⇒	920億円	(43.8%増)																																
うち 復興開発支援分	—	⇒	150億円	(新規)																																
民主化支援分	30億円	⇒	60億円	(100.0%増)																																

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況						
<p>6. 農業</p> <p>○ (新食糧法等) 新制度の運用に当たっては、政府の役割の変化等を踏まえ、生産者や地域の自主的・主体的な生産調整への取組みを推進しつつ、市場原理を通じた需給調整機能が発揮されるよう適切な運営に努めていく必要。また、主要食糧の需給及び価格の安定に係る財政負担については、以下のような観点から引き続き一層の効率化を図っていく必要。</p> <p>① 米麦佃</p> <p>今後の米麦価の決定については、需給の動向を適切に反映させることを基本として、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減とあわせて、コスト逆ざやの縮小をさらに進めていく必要。</p> <p>特に政府買入米佃については、新制度が市場原理の活用を旨とし、政府米が備蓄米として運営されること等を踏まえ、自主流通米の価格動向等が適切に反映されるような客観的な算定方式に基づき適正な米価決定が行われるべき。</p> <p>② 計画流通制度</p> <p>新制度では、政府による米の全量管理は廃止され、自主流通米を主体とした計画流通制度が導入されるが、今後は、米の流通における市場原理の尊重がより一層重要。</p> <p>従来の自主流通米に係る助成制度に替わる計画流通制度に係る財政負担の検討に際しては、新制度の趣旨を十分踏まえるとともに、従来の自主流通米に係る助成が食管赤字の大きな部分を占めていることを勘案し、全体として財政負担の圧縮が図られるよう検討されるべき。</p>	<p>○ 主要食糧関係費</p> <p>① 食糧管理特別会計繰入</p> <p>食管特会調整助定繰入については、本年11月に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、米麦に関する適切な需給管理が行われるよう措置するとともに、政府管理経費の見直し等を行うことによって、できる限りの節減を図る。</p> <p>なお、平成8年2月から小麦の政府売渡価格を平均▲2.1%引き下げる。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成7年度(当初)</td> <td>平成8年度</td> </tr> <tr> <td>1,830億円</td> <td>1,770億円(3.3%減)</td> </tr> </table> <p>調整助定繰入</p> <p>(注1) 8年産米の政府買入価格については、7年産米と同水準としているが、新食糧法の趣旨に沿って、自主流通米の価格動向を反映させる客観的かつ透明性の高い算定方式を確立。</p> <p>(注2) 自主流通米、民間備蓄・調整保管に対する助成を柱とする「計画流通推進総合対策」を講ずることとしているが、従来の制度下における各種助成措置の廃止等により、財政負担を圧縮。</p> <p>② 新生産調整推進対策費</p> <p>近年の豊作による米需給の緩和状況にかんがみ、平成8年度における新生産調整推進対策(8年度～10年度)においては、とも補償を活用した生産者の主体的取組みを重視しつつ、生産調整目標面積787千ヘクタールで実施する。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>883億円</td> <td>935億円(4.7%増)</td> </tr> </table> <p>新生産調整推進対策費</p> <p>(注3) 主要食糧関係費2,705億円は、ピーク時(56'：9,948億円)の約4分の1。また、食管特会調整助定繰入1,770億円は、ピーク時(51'：7,690億円)の約4分の1。</p>	平成7年度(当初)	平成8年度	1,830億円	1,770億円(3.3%減)	883億円	935億円(4.7%増)
平成7年度(当初)	平成8年度						
1,830億円	1,770億円(3.3%減)						
883億円	935億円(4.7%増)						

平成8年度予算における措置状況	
<p>「報告」における指摘事項</p> <p>7. 運輸</p> <p>(1) 日本国有鉄道清算事業団債務の処理</p> <p>○ 最終的に国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めらるべき。土地を巡る環境の變化を踏まえ、引き続き種々の工夫を行うことにより、土地売却収入の確保に最大限努力するとともに、JR株式会社については、できる限り計画的な売却に努めること等により、長期債務の償還促進を図るべき。</p>	<p>○ 平成8年度においても、これまで採られてきた種々の土地売却促進策を活用することなどにより土地売却収入を確保するとともにJR株式の早期売却に最大限努力するなど資産処分を進め、長期債務の償還促進に努める。</p> <p>(参考) 国鉄清算事業団の長期債務の見込み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成7年度首 26.9兆円</p> <p>→</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>(平成7年度) (見込み)</p> <p>発生金利等 1.4兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.2兆円</p> <p>{ ・土地処分収入 (10,200億円)</p> <p>・JR株式売却収入 (0億円)</p> <p>・鉄道整備基金収入 (1,007億円)</p> <p>・補助金 (635億円)</p> <p>・その他収入 (317億円)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成8年度首 27.1兆円</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成9年度首 27.0兆円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>(平成8年度) (見込み)</p> <p>発生金利等 1.3兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.4兆円</p> <p>{ ・土地処分収入 (9,700億円)</p> <p>・JR株式売却収入 (3,200億円)</p> <p>・鉄道整備基金収入 (800億円)</p> <p>・補助金 (536億円)</p> <p>・その他収入 (283億円)</p> </div>

<p>「報告」における指摘事項</p>	<p>平成8年度予算における措置状況</p> <p>○ 既に着手している3線5区間に限定して建設を著実に推進。</p> <p>〔参考〕</p> <table border="1" data-bbox="205 430 505 1047"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>7年度事業費</th> <th>8年度事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔新幹線建設事業費〕</td> <td>2,276.0億円</td> <td>2,001億円</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（高崎・長野）</td> <td>2,000.0億円</td> <td>1,344億円</td> </tr> <tr> <td>東北新幹線（盛岡・八戸）</td> <td>102.0億円</td> <td>243億円</td> </tr> <tr> <td>九州新幹線（八代・西鹿尾島）</td> <td>91.6億円</td> <td>218億円</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（石動・金沢）</td> <td>58.0億円</td> <td>138億円</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（糸魚川・魚津）</td> <td>24.4億円</td> <td>58億円</td> </tr> <tr> <td>整備新幹線駅整備調整事業費</td> <td>10 億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>整備新幹線建設推進準備事業費</td> <td>30 億円</td> <td>30億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 国鉄改革、行政改革の趣旨を踏まえ、第二の国鉄をつくることが必要でないよう、着工区間、規格、財源、収支採算性、並行在来線の取扱い等の諸問題について十分な検討を行った上で定められた基本的枠組みを堅持し、その枠内で処理すべき。</p> <p>○ 未着工区間については、平成6年12月19日の関係大臣申合せにおいて「3線5区間以外の区間の整備のための新しいスキームを引き続き検討し、平成8年中にその成果を得る。」とされているところであるが、本来整備新幹線の建設については、高速道路、空港を含めた総合的な交通体系の一つとして検討されるべき。</p>	区 分	7年度事業費	8年度事業費	〔新幹線建設事業費〕	2,276.0億円	2,001億円	北陸新幹線（高崎・長野）	2,000.0億円	1,344億円	東北新幹線（盛岡・八戸）	102.0億円	243億円	九州新幹線（八代・西鹿尾島）	91.6億円	218億円	北陸新幹線（石動・金沢）	58.0億円	138億円	北陸新幹線（糸魚川・魚津）	24.4億円	58億円	整備新幹線駅整備調整事業費	10 億円	10億円	整備新幹線建設推進準備事業費	30 億円	30億円
区 分	7年度事業費	8年度事業費																										
〔新幹線建設事業費〕	2,276.0億円	2,001億円																										
北陸新幹線（高崎・長野）	2,000.0億円	1,344億円																										
東北新幹線（盛岡・八戸）	102.0億円	243億円																										
九州新幹線（八代・西鹿尾島）	91.6億円	218億円																										
北陸新幹線（石動・金沢）	58.0億円	138億円																										
北陸新幹線（糸魚川・魚津）	24.4億円	58億円																										
整備新幹線駅整備調整事業費	10 億円	10億円																										
整備新幹線建設推進準備事業費	30 億円	30億円																										

(単位：億円)

財 源 内 訳							
国	<table border="1"> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>305</td> </tr> <tr> <td>基金交付金</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">} 724</td> </tr> </table>	公共事業関係費	305	基金交付金	372	} 724	
公共事業関係費	305						
基金交付金	372						
} 724							
JR	<table border="1"> <tr> <td>基金交付金</td> <td>352</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>649</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">} 財投 454 公団債 195</td> </tr> </table>	基金交付金	352	借入金	649	} 財投 454 公団債 195	
基金交付金	352						
借入金	649						
} 財投 454 公団債 195							
地域	323						

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																												
<p>8. 地方財政・補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方財政については、臨時行政改革推進委員会の「国と地方の関係等に関する答申」等を踏まえ、国と同様に歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要。 ○ 8年度の地方財政対策の具体的方策については、国・地方の極めて厳しい財政状況の下、国と地方はいわば公経済の車の両輪として共通の行政目的の実現を分担し責任を分かち合う関係にあり、国と地方が調和のとれた財源確保を行っていく必要があると、基本的考え方を踏まえ、適切に対処していく必要。 	<p>○ 地方財政については、臨時行政改革推進審議会答申等の趣旨に従い、国と同様、極力、経費の節減合理化に努めることとしている。</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳出総額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>約85兆2,800億円程度</td> <td>対前年度 34%の増</td> </tr> <tr> <td>(公債費を除いたベース)</td> <td>対前年度 21%の増</td> </tr> </table> ○ 8年度の地方財政対策を講ずる前の段階の地方財政収支見通しは、減税分で2兆8,745億円、減税分を除いた通常収支分で5兆7,533億円の財源不足。 ○ 8年度の地方財政対策では、以下の措置を講ずることとしている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 減税の影響分については、次の措置により全額を補てん。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所得税減税による地方交付税の減少については、交付税特会借入金により全額補てん。 (2) 住民税減税による住民税の減少については、減税補てん債の発行により全額補てん。 2. 通常収支の財源不足額については、次の措置により全額を補てん。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方交付税の増額措置 (3兆7,233億円) <ol style="list-style-type: none"> ① 一般会計加算 (法定加算 4,138億円、臨時特例加算 4,253億円、計 8,391億円) ② 特会借入金の償還計画の変更 (4,265億円) ③ 新規の特会借入金 (2兆4,577億円) (2) 建設地方債 (財源対策債) の増発 (2兆300億円) <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税の増額措置 (3兆7,233億円) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法定加算</td> <td>4,138億円</td> <td>▲</td> <td>1兆8,616.5億円</td> </tr> <tr> <td>臨時特例加算</td> <td>4,253億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特会借入金</td> <td>2兆8,842億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>1兆 225.5億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後年度法定加算</td> <td>1兆 225.5億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>除く後年度法定加算</td> <td>1兆8,616.5億円</td> <td>▲</td> <td>1兆8,616.5億円</td> </tr> </table> ○ この結果、特会出口ベースの地方交付税については、16兆8,410億円となる。 	約85兆2,800億円程度	対前年度 34%の増	(公債費を除いたベース)	対前年度 21%の増	法定加算	4,138億円	▲	1兆8,616.5億円	臨時特例加算	4,253億円			特会借入金	2兆8,842億円			うち	1兆 225.5億円			後年度法定加算	1兆 225.5億円			除く後年度法定加算	1兆8,616.5億円	▲	1兆8,616.5億円
約85兆2,800億円程度	対前年度 34%の増																												
(公債費を除いたベース)	対前年度 21%の増																												
法定加算	4,138億円	▲	1兆8,616.5億円																										
臨時特例加算	4,253億円																												
特会借入金	2兆8,842億円																												
うち	1兆 225.5億円																												
後年度法定加算	1兆 225.5億円																												
除く後年度法定加算	1兆8,616.5億円	▲	1兆8,616.5億円																										

「報告」における指節事項	平成8年度予算における措置状況																											
<p>【参 考】 8年度の地方交付税交付金</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(8年度)</th> <th>(7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定率分</td> <td>12兆8,866億円</td> <td>13兆6,141億円</td> </tr> <tr> <td>過年度精算額</td> <td>▲ 1,218億円</td> <td>▲ 5,797億円</td> </tr> <tr> <td>法定加算分</td> <td>4,138億円</td> <td>1,810億円</td> </tr> <tr> <td>臨時特例加算分</td> <td>4,253億円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一般会計ベース</td> <td>13兆6,038億円 (+2.9%)</td> <td>13兆2,154億円 (+3.6%)</td> </tr> <tr> <td>特会借入金等利子等</td> <td>▲ 4,525億円</td> <td>▲ 4,024億円</td> </tr> <tr> <td>特会借入金</td> <td>3兆6,897億円</td> <td>3兆3,399億円</td> </tr> <tr> <td>特会出口ベース</td> <td>16兆8,410億円 (+4.3%)</td> <td>16兆1,529億円 (+4.2%)</td> </tr> </tbody> </table>		(8年度)	(7年度)	法定率分	12兆8,866億円	13兆6,141億円	過年度精算額	▲ 1,218億円	▲ 5,797億円	法定加算分	4,138億円	1,810億円	臨時特例加算分	4,253億円	—	一般会計ベース	13兆6,038億円 (+2.9%)	13兆2,154億円 (+3.6%)	特会借入金等利子等	▲ 4,525億円	▲ 4,024億円	特会借入金	3兆6,897億円	3兆3,399億円	特会出口ベース	16兆8,410億円 (+4.3%)	16兆1,529億円 (+4.2%)
		(8年度)	(7年度)																									
	法定率分	12兆8,866億円	13兆6,141億円																									
	過年度精算額	▲ 1,218億円	▲ 5,797億円																									
	法定加算分	4,138億円	1,810億円																									
	臨時特例加算分	4,253億円	—																									
	一般会計ベース	13兆6,038億円 (+2.9%)	13兆2,154億円 (+3.6%)																									
	特会借入金等利子等	▲ 4,525億円	▲ 4,024億円																									
	特会借入金	3兆6,897億円	3兆3,399億円																									
	特会出口ベース	16兆8,410億円 (+4.3%)	16兆1,529億円 (+4.2%)																									
	<p>(注) 上記の計数は、精査の結果、異動することがある。</p>																											

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
<p>○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しが必要。</p> <p>○ 既存の補助金等については、上記の答申等で示された視点に基づき、一層徹底した見直しを行い、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理合理化を推進することが必要。特に、零細な補助金については、零細補助基準を適切な水準まで引き上げることににより廃止、統合等を進めていくべき。補助金等の新設については極力抑制するとともに、真にやむを得ない場合にも、スクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図ることが必要。</p>	<p>○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、累次の臨調・行革審答申等を踏まえ、その整理合理化を積極的に推進する。</p> <p>(1) 一般財源化 地域の主体性を高める観点から、地方公共団体の自主性に委ねるべきものにあつては一般財源化を推進すべきであるとの行革審答申等を踏まえ、地方公共団体の事務・事業として同化、定着しているもの等について、一般財源化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅福祉事業費補助金のうち都道府県高齢者総合相談センター運営事業費等 (▲4.9億円) ○ 児童保護費等補助金：市町村母子保健事業費等のうち母子保健相談指導事業 (▲9億円) ○ 身体障害者福祉費補助金のうち「障害者の明るい暮らし」促進事業費の一部 (▲6億円) ○ 保険事業等負担金：健康診査費のうち健康診査実施連絡等費の一部 (▲1億円) ○ 精神保健対策費等補助金：精神医療適正化対策費補助金のうち指定病院等指導監査費等 (▲1億円) ○ 社会教育指導事業交付金 (▲7.5億円) ○ 学校教育設備整備費等補助金のうち教育近代化設備 (高校分) (▲1億円) 等 <p>【地方公共団体における施設の自主的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設等施設整備費補助金のうち老人福祉センター等 (▲6億円) ○ 公立社会教育施設整備費補助金のうち公立文化施設 (▲1.5億円) ○ 社会体育施設整備費補助金のうち特別体育施設等 (▲1億円) 等 <p>(2) 補助対象の重点化等 (事務費率の見直し) 補助金等の事務費上限額(率)を公共事業関係補助金については原則として10%、非公共事業補助金については原則として5%引下げ</p> <p>〔補助対象範囲の見直し〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒健康増進特別事業費補助金のうち自然教室推進事業(県分)に対する補助を廃止 (▲1億円) 等 <p>〔採択基準の引き上げ〕</p> <p>(例)・農林漁業用揮発油脱税財源身替農道整備事業費補助 6,000万円 → 7,000万円 ・農村環境保全対策事業費補助 1億円 → 2億円</p>

「報告」における指称事項	平成8年度予算における措置状況																								
<p>(3) 零細補助基準の引上げ 零細補助金については、現行3,500万円である都道府県等向けの基準額を5,000万円に、現行350万円である市町村向けの基準額を500万円にそれぞれ引き上げ、着実にその整理を図る。 (零細補助基準の推移)</p> <table border="1" data-bbox="236 350 326 1032"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>58～60</th> <th>61～63</th> <th>元～3</th> <th>4、5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県等</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付金化 ○ 青少年育成非行防止推進事業費補助金のうち地方事業分について交付金化する。</p> <p>(5) 統合・メニュー化 ○ 学校教育設備費等補助金－理科教育等設備整備費（理科教育設備）；理科設備と算数・数学設備を統合 ○ 公営住宅建設費等補助；第一種公営住宅建設費補助と第二種公営住宅建設費補助を統合</p> <p>(6) その他の補助制度の見直し等 ○ 公営住宅建設費等補助（再掲） ○ 公営住宅建設費等補助の第一種と第二種の区別を廃止し、現行第一種 1/2、第二種 2/3 の補助率を 1/2 に） 〔一本化〕 ○ 農業構造改善事業費補助金等 〔機械の一部を補助対象から除外し、融資化〕 ○ 農業構造改善事業費補助金のうち農業経営基盤強化支援対策事業費 〔融資重点型を創設し、補助対象事業費を圧縮〕 ○ 土地改良施設管理費補助 〔新たに採択される施設について、現行 4/10 の補助率を 1/3 へ引下げ〕</p>	交付先	58～60	61～63	元～3	4、5	6	7	8	都道府県等	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	5,000	市町村	100	150	200	250	300	350	500	<p>平成8年度予算における措置状況</p>
交付先	58～60	61～63	元～3	4、5	6	7	8																		
都道府県等	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	5,000																		
市町村	100	150	200	250	300	350	500																		

(出所) 財政制度審議会総会(第7回) 平成8年1月17日配付資料(2) (財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編) 358-376ページ。

8-149 平成8年度予算の編成に関する建議 (抄)

平成7年12月18日

I. 財政の基本的課題

[中略]

2. 特例公債の発行について

- (1) 8年度における歳入と歳出のギャップは、昨年度の財政の中期展望で示された建設公債の減額を断念するとしても、極めて大きくなっており、また、財源措置としての特例的措置も、国債整理基金特別会計の資金が不足するなど、限界に突き当たりつつある。このため、8年度予算においては、元年度予算以来7年振りに、当初予算段階から償還財源の手当てについて目処のない特例公債を発行せざるを得ない状況に至っている。
- (2) 当審議会は、特例公債の発行については、これまで、歳出は経常的な収入で賄うという財政法の基本原則に著しく反し、かつ後世に資産を残さず負担だけを残すことになり、世代間の公平という観点からも問題があること等を指摘しつつ、その発行は厳に回避すべきとの方針を繰り返して述べてきたところであり、今般、当初予算段階から特例公債を発行せざるを得ない事態となることについては、埋めようもない歳入と歳出のギャップの存在を勘案すればやむを得ないこととは言え、誠に遺憾である。

[中略]

II. 平成8年度予算編成に当たっての考え方

[中略]

3. 特例的歳出削減措置等について

- (1) これまでの予算編成で、歳入歳出両面であらゆる努力を行う過程において、とりわけ特例公債の発行を回避するため、いわゆる特例的歳出削減措置等が行われてきた。これらは極めて厳しい財政事情を踏まえやむを得ざる措置として行われてきたものであるが、他方、こうした措置を多用することにより、財政の実態が分かりにくくなってきているのではないかとの批判もある。

我が国財政が特例公債を発行せざるを得ない危機的状況に直面している現在、その厳しい現状を直截に国民に開示していくためにも、これらの措置については、この際、改めて見直しを行っていくべきであると考えている。その見直しに当たっては、それぞれの事業の運営に支障が生じないかはもちろん、個々の措置に則してその制度・施策のあり方に立ち返り、どこまでこうした臨時緊急の措置をとり得るのかについて、今まで以上に慎重に検討した上で、ぎりぎりやむを得ないものに止めていくべきものと考えている。

- (2) 平成5年度から7年度においては、日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用するという国債整理基金の資金繰りの方策を採ることにより、国債費の定率繰入れを停止してきたところであるが、上記の趣旨も踏まえ、仮にこれを停止した場合には、国債整理基金の運営に支障が生ずることとなる8年度予算においては、国債整理基金特別会計法に基づき、国債費の定率繰入れを実施することが適当と考える。

[以下略]

(出所)「平成8年度予算の編成に関する建議
平成7年12月18日 財政制度審議会」
(財務省図書館所蔵)。

【平成9年度】

8-150 総理—大蔵大臣会談

9年度予算編成に当たり、次の方針で取り組むことに合意した。

1. 我が国財政は、8年度予算において12兆円の特例公債を含む21兆円の公債発行を余儀なくされるなど主要先進国中最悪といえる状況にある。現在の財政構造が放置されるならば、さらに財政赤字が拡大することにならざるをえない。

今後の少子・高齢化の一層の進展などを踏まえれば、我が国経済・社会の活力を維持するため、財政構造改革に取り組むことが喫緊の課題となっており、平成9年度予算を財政構造改革元年予算と位置付けていく必要がある。

2. このため、9年度予算編成においては、各般の制度改革の実現に努力するとともに、財政構造改革元年にふさわしい公債減額を実現し、中期的な財政健全化に向けた目標

の第一歩と位置づけることが必要である。

9年度の財政事情については、引き続き容易ならざるものがあるが、財政構造改革元年にふさわしいものとして、過去最大の公債減額幅を上回る3兆円以上の公債減額を実現するよう、最大限努力することとする。

また、9年度以降においても財政構造改革をさらに進め、出来るだけ速やかに現世代の受益と負担を均衡させるべく、国債費除きの歳出を租税等と均衡させるよう努めるものとする。

(出所) 財政制度審議会・財政構造改革特別部会(第25回)平成8年11月27日配布資料(2)「総理—大蔵大臣会談」(財政制度審議会「平成8年度 財政制度審議会資料集 財政構造改革特別部会編(第4分冊)」222ページ)。

8-151 平成9年度財政事情

[単位：億円]

	8年度予算		9年度試算		備考
		7'→8'		8'→9'	
(歳入)					
税 収	513,450	▲23,860	±A 563,400	±A 50,000	8年度予算に税制改正等による増収分を加算。 ±Aは経済成長等に伴う増収分等。 中期展望 中期展望 歳出との残差を計上。
税 外 収 入	25,594	▲19,262	16,700	▲8,900	
N T T	1,715	▲ 10	1,700	▲ 0	
公 債 金	210,290	84,310	残差 ±(A-A') 214,300	±(A-A') 4,000	
┌ 建設公債	90,310	▲ 7,159			
└ 特例公債	119,980	91,469			
計	751,049	41,178	±A' 796,100	±A' 45,100	

(歳出)					
国債費	163,752	31,539	176,500	12,700	概算要求額 - 7年度決算剰余金
地方交付税	136,038	3,884	± A' 160,400	± A' 24,400	概算要求(7年度精算分を控除)を上記税収ベースに置換(± A'は税収のはねかえり)。
一般歳出	431,409	9,992	446,200	14,800	概算要求額
N T T 等					
（事業分	13,000	0	13,000	0	概算要求額
償還分	—	▲11,087	0	0	
緊急金融安定化資金	6,850	皆増	0	皆減	
計	751,049	41,178	± A' 796,100	± A' 45,100	

(出所) 財政制度審議会・財政構造改革特別部会(第25回)平成8年11月27日配布資料(1)「9年度財政事情」(財政制度審議会「平成8年度 財政制度審議会資料集 財政構造改革特別部会編(第4分冊)」221ページ)。

8-152 財政制度審議会財政構造改革特別部会最終報告 11のポイント

医療

現在、医療保険財政は構造的赤字に陥っており、国民皆保険は崩壊の危機に瀕している。国民皆保険の下、21世紀にも安心して良質かつ効率的な医療を確保できるよう医療保険制度の構造改革を進めることが必要である。その際、

- (1)診療側・患者側におけるコスト意識の喚起
- (2)公的給付の限定と患者の自己選択の拡大
- (3)出来高払いから総額予算制への移行及び診療報酬体系・薬価基準制度の見直し
- (4)適切な医療供給体制の確立
- (5)情報の非対称性を補うため競争を通じた保険者機能の強化、医薬分業の推進

により、良質かつ効率的な給付を行うべきである。特にコスト意識を喚起し、医療費を効率化するため患者負担の引上げを中心とする改革を、構造改革の第一段階として9年度に実現することが必要である。

公共投資

我が国の財政のおかれた状況を踏まえれば、今後の公共投資予算については、抑制基調としていく必要がある。これまで景気対策のための公共投資の大幅な追加が行われてきたが、欧米諸国の経験にも照らし、こうした過度に財政に依存した経済運営について見直すべき

時期にきている。

また、投資の重点化・効率化を推進するとともに、私的な財に関連する分野に対する整備のあり方について、見直すことが必要である。

文教・科学技術

文教予算については、高等教育、学術研究等の施策の充実を求められているが、児童・生徒数の減少を予算に反映させることを基本としつつ、財政資金の効率的活用や、国と地方の役割分担の見直しが必要である。

科学技術予算については、近年、その拡充の声が強い。しかしながら、研究資金も国民の税金によって賄われる以上、総花的ではなく、優先順位を明確に付け、研究業績評価、大型プロジェクトの見直しを行うことにより、限られた財源をより有効に活用することが求められる。

防衛

防衛関係費については、我が国の平和と安全を守るという基本を確保しつつ、経済・財政事情等を踏まえて必要最小限のものにとどめることが基本と考えられる。

定数削減を着実に実施するとともに、合理化・効率化の観点から実員の削減等に努め、人件費の増加を抑制していく必要がある。また、硬直化を生み出す要因となっている正面契約について、必要度、優先度等を十分に検討し、抑制していくことに加え、効率的な調

達補給態勢の整備に努め、調達価格の抑制を図るべきである。

政府開発援助

近年、主要先進国が援助額の圧縮を図り、援助全体が伸び悩む、いわゆる「援助疲れ」が見られるなか、我が国のODAの拡大は国際的に顕著なものとなっている。我が国の財政事情及び経済状況はこうした「援助疲れ」が見える国々と比べてもむしろ厳しいものとなっている。ODA予算については、これまで以上に国内向け財政需要とのバランスを考慮し、効果的・効率的な援助の実施を進め、その抑制に努めるべきである。

農林水産業

我が国農業は、農村地域の高齢化・過疎化が進むなかで、国際的な対応を迫られている。力強い農業の確立のためには、育成すべき経営体の実現に向けて施策を集中化・重点化していくなかで、補助から融資へ、あるいは価格政策から構造政策へとといった見直しを、強力に進めていく必要がある。

また、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費をはじめとする各種事業の執行が、真に我が国農業の競争力強化につながっていくものとなるよう、現場での執行の実情を含め、十分なチェックが必要である。

累積債務残高が3兆3,000億円（平成7年度末）にもなっている国有林野については、経営の健全化に向けて更なる徹底的なリストラを行い、経営の抜本的改善を図る必要がある。

運輸

厳しい財政事情の下、全体として整合性のとれた合理的な総合交通体系を実現するため、規制の緩和を進めながら運輸事業者の体質改善、合理化努力を政策的に図らねばならない。国の助成としては、適正な受益者負担を踏まえ、各施策ごとに官と民との役割分担、国と地方との費用分担により、極力国の予算の節減を図っていく必要がある。

国鉄清算事業団の債務については、最終的な国民負担のあり方としていかなる形があり得るかなどについて早急にその解決策を樹立する必要がある。

産業・エネルギー対策

中小企業対策は、以前は中小企業の経営基

盤の安定・強化対策が主と考えられてきた。経済社会の大きな構造変化の中で、今後はなお一層中小企業についての構造改革の推進にウェイトを移していく必要がある。

エネルギー対策については、石油の備蓄についてその費用の節減合理化を進めるとともに、石油の資源開発や新エネルギーの開発等について、採択基準の厳格化、事業の成功度に応じた計画の見直し等を行うことにより、財源の効率的な活用に努めるべきである。

情報通信

情報通信産業は、今後のリーディング産業であり、社会経済構造の変革にも十分に資するものであるが、国が直接関与するというより、基本的には民間業者が利用者のニーズも踏まえながら、これを進めるべきである。

地方財政

地方財政については、地方行財政のスリム化・効率化を図るとの考え方に立って、国と同一歩調で徹底した歳出の抑制を図る。更に、地方財政の健全化を促し、また、地方の自主性・自立性の確立を目指す観点から、地方に必要な財源は最終的には国が面倒を見るという基本的な考え方そのものを含め、地方交付税制度のあり方についても見直ししていく必要がある。

補助金

補助金等については、社会経済情勢の変化に伴い、行政需要の変化、官民の役割分担の変化が生じているので、常にその見直しを行い、事務・事業の廃止・縮減、採択基準の引上げ、補助対象の重点化、受益者負担の適正化、融資措置への切り換え等の整理合理化を積極的に図っていく必要がある。

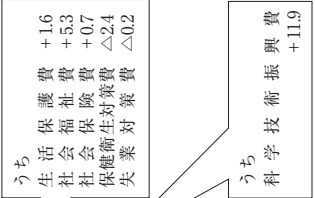
首都機能移転や、一般的に大きな財政負担を強いる国際スポーツ行事、更にはイベントが各方面で提起されている。これらの課題を検討するに際しては、国民の合意形成の状況、極めて厳しい財政事情をはじめとする社会経済情勢を踏まえ、十分な議論が行われることが必要である。

(出所)「財政構造改革特別部会最終報告—活力ある21世紀への条件—平成8年12月12日 財政制度審議会」(大蔵省図書館所蔵)。

8-153 「建議」及び「報告」の平成9年度予算における主な措置状況

「建議」及び「財政構造改革特別部会最終報告」の平成9年度予算における主な措置状況（総論）

「建議」・「最終報告」における指図書事項		平成9年度予算における措置状況					
<p>○ 9年度の一般歳出の概算要求基準においては、投資的経費についても原則となる削減率を一層厳しくするとともに、これまで削減対象外としてきた経費についても削減を求めるところとするなど、財政構造改革元年予算の出発点としての工夫が見られるものとなっているが、予算査定においても、財政構造改革の基本的な考え方を踏まえ、更に厳しく一般歳出を抑制していく必要がある。</p> <p>○ 個々の歳出については、様々な歳出増加圧力が各方面に見られるところであるが、真に必要な財政需要に適切に対応できるよう、限られた財政資金の配分の一層の効率化・重点化を一段と徹底することが求められる。</p>	<p>○ 9年度予算を財政構造改革元年予算と位置づけ、予算編成過程においては、各般の制度改革の実現に努めるなど、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した洗濯しに取組み、特に一般歳出の増加額を増加縮減。消費税の国庫負担分の増加などの特殊要因増（4,000億円強、一般歳出の約1%程度）がある中で、9年度一般歳出は対前年度1.5%増（平成元年以降最も低い伸びとし、9年度消費者物価上昇率見通し（1.6%）をも下回る実質伸びゼロ予算としたところ。</p> <p>また、経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、社会経済情勢の変化に即応した財政需要に対しては、財源を重点的・効率的に配分。</p> <p>〔主要経費別伸率の推移〕</p>						
	(伸率)	5'	6'	7'	8'	9'	
社会保険関係費	32	26	33	26	1.8		
文教及び科学振興費	24	24	20	25	1.9		
恩給関係費	▲0.4	▲0.8	▲2.0	▲3.9	▲3.7		
防衛関係費	1.95	0.9	0.86	2.58	2.1		
公共事業関係費	5.7	4.7	4.6	4.7	1.5		
含NTT等事業分	4.8	4.0	4.0	4.0	1.3		
経済協力費	5.7	4.4	3.6	3.5	1.6		
(ODA)	6.5	4.8	4.0	3.5	2.1		
中小企業対策費	▲0.2	▲3.8	▲1.0	▲0.1	0.5		
エネルギー対策費	3.8	3.2	0.9	1.5	▲0.9		
主要食糧関係費	▲9.0	▲11.9	▲0.7	▲0.7	▲0.5		
その他の事項経費	3.3	1.5	6.9	0.2	2.2		
一般歳出計	31	2.3	3.1	2.4	1.5		



(注) 防衛関係費のうち、SACO関連経費は、61億円であり、これを除いた防衛関係費の伸率は1.98%増。

「建議」・「最終報告」における指図書事項	平成9年度予算における措置状況																																												
<p>○ 平成9年度予算における公債減額は特例公債を中心にして思い切ったものとすべき。</p> <p>○ 国の一般会計における財政健全化に向けた第一歩として、できるだけ速やかに、現世代の受益と負担を均衡させるべく、国債費除きの歳出を租税等と均衡させる（プライマリー・バランスを均衡させる）よう努める必要がある。</p> <p>○ いわゆる特例的歳出削減措置等については、財政の危機的な状況を直截に国民に開示していくためにも、個々の措置に即してその制度・施策の在り方立ち返り、どこまでこうした臨時緊急の措置をとり得るかについて、慎重に検討した上で、きりぎりやむを得ないものに止めるべきものと考えらる。</p>	<p>平成9年度予算における措置状況</p> <p>○ 一般歳出を厳しく抑制するとともに、公債発行額全体で4.3兆円の減額、特例公債については、4.5兆円の減額を實現し、中期的な財政健全化に向けた第一歩としたところ。</p> <p>8年度 9年度 公債発行額 210,290 → 167,070 (▲43,220) うち特例公債 119,980 → 74,700 (▲45,280) 公債依存度 28.0 → 21.6 (▲6.4)</p> <p>○ 9年度予算において、国債費を除く歳出を租税等の範囲内に抑制し、プライマリー・バランスの均衡を達成。</p> <p>8年度 9年度 公債発行額 210,290 → 167,070 国債費 163,752 → 168,023 +953</p>																																												
<p>○ いわゆる特例的歳出削減措置等については、「建議」に示された考え方にに基づき、個々の措置に即して、慎重に検討を行った結果、法律による手当が必要となる措置として、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例を講ずることとした。</p>	<p>特例的歳出削減措置等の比較（7～9年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置</th> <th>7 年 度</th> <th>8 年 度</th> <th>9 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 定率繰入れ等の停止</td> <td>32,457億円</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例</td> <td>(11,087億円)</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>3. 決算調整資金への繰入れの特例</td> <td>5,663億円</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例</td> <td>8,054億円</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例</td> <td>4,150億円</td> <td>8,000億円</td> <td>7,200億円</td> </tr> <tr> <td>6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例</td> <td>2,372億円</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例</td> <td>300億円</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ</td> <td>3,500億円</td> <td>2,000億円</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ</td> <td>3,100億円</td> <td>行わない</td> <td>行わない</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>59,596億円</td> <td>10,000億円</td> <td>7,200億円</td> </tr> </tbody> </table>	措 置	7 年 度	8 年 度	9 年 度	1. 定率繰入れ等の停止	32,457億円	行わない	行わない	2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例	(11,087億円)	行わない	行わない	3. 決算調整資金への繰入れの特例	5,663億円	行わない	行わない	4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例	8,054億円	行わない	行わない	5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例	4,150億円	8,000億円	7,200億円	6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例	2,372億円	行わない	行わない	7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例	300億円	行わない	行わない	8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ	3,500億円	2,000億円	行わない	9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ	3,100億円	行わない	行わない	合 計	59,596億円	10,000億円	7,200億円
措 置	7 年 度	8 年 度	9 年 度																																										
1. 定率繰入れ等の停止	32,457億円	行わない	行わない																																										
2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例	(11,087億円)	行わない	行わない																																										
3. 決算調整資金への繰入れの特例	5,663億円	行わない	行わない																																										
4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例	8,054億円	行わない	行わない																																										
5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例	4,150億円	8,000億円	7,200億円																																										
6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例	2,372億円	行わない	行わない																																										
7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例	300億円	行わない	行わない																																										
8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ	3,500億円	2,000億円	行わない																																										
9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ	3,100億円	行わない	行わない																																										
合 計	59,596億円	10,000億円	7,200億円																																										

「建議」・「最終報告」における指播事項	平成9年度予算における措置状況
<p>○ 8年度補正予算については、阪神・淡路大震災の被災地の復興対策や災害復旧等の時に緊要となった事項につき積み上げたものとするべきであり、また、特例公債の発行は厳に避ける等、財政構造改革元年前夜にふさわしいものとする必要がある。</p>	<p>○ 8年度補正予算については、阪神・淡路大震災復興対策費、災害復旧等事業費等特に緊要となった事項について措置を講じている。また、特例公債を減額するとともに、過去において特例的歳出削減措置として講じてきた厚生保険特別会計及び自動車損害賠償責任再保険特別会計の繰入れの措置について繰戻しを行う等の措置を講じ、財政の健全化にも配慮している。</p>

「建議」及び「財政構造改革特別部会最終報告」の平成9年予算における主な措置状況（各論）

「建議」・「最終報告」における指摘事項		平成9年度予算における措置状況															
<p>1. 社会保険</p> <p>(1) 医療保険制度改革</p> <p>平成9年度において、コスト意識の喚起を通じて医療費の効率化を図る観点から患者負担の引上げを中心とする医療保険制度改革を實現することが必要である。医療費の財源としては保険料、患者負担、公費があるが、この中で、自己責任の原則が働き、コスト意識の喚起によりマーケットメカニズムを通じて医療費の効率化に寄与するのは患者負担の引上げである。欧米でもこのような見地から患者負担を引き上げてきており、我が国においても、まず患者負担の引上げにより医療費の効率化に取り組みべきと考える。</p> <p>○ 具体的には、先般の医療保険審議会の建議でも報告されたように、老人の患者負担を1～2割の定率負担とすること、被用者本人の患者負担を少なくとも健康保険法本則に従って2割に引き下げること、薬剤について給付除外ないし3～5割の患者負担を実施すること等を組み合わせた改革を平成9年度予算において実現するべきである。</p> <p>○ また給付については、一般用医薬品類似の医薬品（いわゆるOTC薬剤）については給付除外としたり、あるいは公的保険給付は基礎的な医療サービスの部分に限定し、それを超える部分については患者の自己選択に基づき患者負担により賄うようにする（特定療養費の活用）等自己責任の原則に従った給付体系としていく等の改革が平成9年度において必要である。</p>	<p>平成9年度においては、過剰な医療費の削減に取り組みとともに、現役と高齢者の給付と負担のバランスを図る観点から、以下のような患者負担の見直しを行う（平成9年5月実施）。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">現行</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">改革後</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>・老人</td> <td>外来 月額 1,020円 入院 日額 710円</td> <td>→ 受診1回あたり500円（1月4回まで） → 日額1,000円（低所得者は500円）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・被用者本人</td> <td>1割</td> <td>→ 2割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・薬剤</td> <td>外来薬剤につき、1日1種類あたり15円の加算。例えば、4種類の薬剤を5日分処方されれば、300円（＝15円×4種類×5日）</td> <td>→ 8.2% → 8.6%</td> <td></td> </tr> </table> <p>・政府管掌健康保険保険料率の引き上げ</p> <p>・一般用医薬品類似医薬品の取り扱いについて引き続き検討。</p> <p>・入院時食事療養費の自己負担について、在宅患者とのバランスに配慮した見直しを引き続き検討。</p> <p>・高額療養費の自己負担限度額についての見直しを引き続き検討。</p>		現行	改革後		・老人	外来 月額 1,020円 入院 日額 710円	→ 受診1回あたり500円（1月4回まで） → 日額1,000円（低所得者は500円）		・被用者本人	1割	→ 2割		・薬剤	外来薬剤につき、1日1種類あたり15円の加算。例えば、4種類の薬剤を5日分処方されれば、300円（＝15円×4種類×5日）	→ 8.2% → 8.6%	
	現行	改革後															
・老人	外来 月額 1,020円 入院 日額 710円	→ 受診1回あたり500円（1月4回まで） → 日額1,000円（低所得者は500円）															
・被用者本人	1割	→ 2割															
・薬剤	外来薬剤につき、1日1種類あたり15円の加算。例えば、4種類の薬剤を5日分処方されれば、300円（＝15円×4種類×5日）	→ 8.2% → 8.6%															

平成9年度予算における措置状況	
<p>・医療施設整備補助金の拡充により、一般病床の療養型病床群への転換を支援</p> <p>・医療法改正により、インフォームド・コンセントを努力義務化</p> <p>・患者本人の請求に基づきレセプトの開示</p> <p>・カルテの活用に関する検討会の設置</p> <p>・医療法改正により、医療計画に高額医療機器の共同利用についての記載を義務化</p> <p>・医師数等の受給見通しの検討会を設置</p>	<p>「建議」・「最終報告」における指搦事項</p> <p>○ また、我が国の医療保険が現物給付を原則として いることにかんがみ、傷病手当、出産手当・一時金 等の現金給付の在り方についても、支給率の引下げ あるいは給付の廃止等の見直しを検討すべきであ る。</p> <p>○ 併せて、医療の質をめぐる構造的問題を解消する ために、医療機関の機能分担の明確化を通じて医療 機関の体系化を図ることや、医療に関する情報公開 の促進を図る等の改革にも平成9年度から着手すべ きである。</p> <p>○ また、社会的入院の解消を図るとともに、諸外国 に比べて病床数や高額医療機器数が大幅に上回って いるため供給過剰の問題を生じさせていることから、 医師数、病床数を抑制、削減していくための措置に 着手する等医療供給体側面からの取組も平成9年度 から着手し、さらに本格化させていくことが必要で ある。</p> <p>(2) 国立病院・療養所</p> <p>○ 今後は、本年11月1日（閣議報告）の①平成12年 度未だに施設の廃止を含め対応方針を決定、②新 たな移譲等の追加等と内容とする「再編成・合理化 の基本指針」の見直し等を踏まえ、再編成計画の更 なる実施を図る必要がある。</p> <p>○ 平成9年度の国立病院・療養所に対する一般会計 からの繰入れについては、経営合理化を更に推進す ることとして、平成8年度予算に引き続き、その縮 減を図るべきである。</p>
<p>・国立病院特別会計への一般会計繰入れについては、以下のとおり繰入額の縮減を図る。</p> <p>繰入額 2,196億円 → 1,802億円 (▲394)</p> <p>繰入率 206% → 16.6%</p>	

<p>「建議」・「最終報告」における指搦事項</p>	<p>平成9年度予算における措置状況</p>
<p>2. 公共事業</p> <p>○ 平成9年度公共事業予算については、上記の考え方を踏まえるとともに、その総額については、7年振りに実質的にゼロ・シーリングとされたことを反映した抑制基調のもとすべきである。</p>	<p>○ 本格的な高齢化社会の到来を目前に控え、社会資本整備を着実に推進する必要がある一方、我が国の危機的な財政状況の下で、財政構造改革に取り組むことが喫緊の課題である。</p> <p>こうした我が国の財政事情や社会経済情勢、社会資本の整備水準等を総合的に勘案して決定された7年ぶりの実質ゼロ・シーリングを踏まえ、9年度の公共事業予算については、前年度当初予算と実質的に同水準にとどめている。</p>
<p>○ 我が国財政のおかれた状況を踏まえれば、今後の公共投資予算については、抑制基調としていく必要がある。</p>	<p>〔8年度当初〕 9兆7,199億円 〔9年度当初〕 9兆8,462億円</p> <p>→</p> <p>1.3%</p> <p>(参考) ・一般歳出伸率 1.5% ・消費者物価指数 1.6%程度 ・名目経済成長率 3.1%程度</p> <p>平成9年度 経済見通し</p>
<p>○ 新たな時代のニーズに的確に対応した公共投資の配分を図るべく重点化枠が設定された趣旨を十分に踏まえ、国民生活の質の向上に直結する分野、次世代の発展基盤の整備等経済構造改革に真に資する分野等への配分の重点化がなされる必要がある。</p>	<p>○ 国民生活の質の向上に直結する分野、次世代の発展基盤の整備等の経済構造改革に資する分野等に重点的・効率的投資を図るとともに、防災対策の充実、自然環境への配慮等といった諸課題にも適切に対処している。</p> <p>① 国民生活の質の向上に資する分野については、配分の重点化を継続する。 ⇒住宅(1.6%増)、市街地整備(3.5%増)、下水道(2.0%増)、環境衛生施設(3.2%増)、都市公園(2.5%増)等</p> <p>② 次世代の経済発展基盤の整備等経済構造改革に資する分野については、重点的・効率的投資を図る。 ⇒高規格幹線道路(13.7%増)〔道路(0.8%増)〕、特定重要港湾等(国際ハブ港湾(10.5%増)〔港湾(0.2%減)〕、空港(8.8%増)等</p>
<p>○ 近年、次世代の発展基盤の整備等、経済構造改革に資する分野や防災対策の充実等の諸課題にも適切に対処することが求められている。厳しい財政事情の下、これまでより一層効率的な投資が求められる平成9年度以降においても、こうした配分の重点化を推進することが必要である。</p>	<p>③ 防災対策に資する分野については着実にその充実に図る。 ⇒市街地整備型高規格堤防(13.3%増)〔治水(0.5%増)〕、防災対策総合治山(3.4%増)〔治山(0.3%増)〕等</p> <p>④ 自然環境への配慮が特に重要な分野については、重点的な投資を図る。 ⇒自然公園(10.0%増)、森林環境整備(9.9%増)等</p>
<p>○ 今後とも、この機能別分類等により、重点化の姿を国民に分かりやすく説明していくとともに、国民生活の質の向上に直結する分野、次世代の発展基盤整備といった経済構造改革に資する分野等への投資の重点化を推進していく必要がある。</p>	<p>(注) このよう重要な予算配分を行った結果、公共事業関係費が前年度当初予算と実質的に同水準とされた中で、大きくくりでみた事業別のシェア変更幅は、±約0.6%。省庁別のシェア変更幅は、±約0.4%と、いずれも8年度予算以上の過去最大級の重点化が図られたメリハリの効いたものとなっている。また、各事業を機能別分類によりシェア変更幅の試算を行うと±約2.4%という相当程度の重点化が図られている(シェア1%は約1,000億円に相当)。</p>

区 分	平成9年度予算における措置状況										(単位：%)	
	元	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'	9'	6～9 累積	3～9 累積	
一般公共伸率	20	0.3	5.3	4.7	5.0	4.1	4.1	4.1	1.3	—	—	
事業別シェアの 変更幅の合計	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6	0.7	0.6	0.6	(2.8)	(3.8)	
所管別シェアの 変更幅の合計	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9	0.4	0.3	0.4	(1.5)	(2.1)	
												(試算)
								2.1	2.4	—	—	

* 6年度の上段()は、公共事業の範囲の見直しの影響を控除した場合の実質の変更幅。

(注) 上記の「事業別」は、道路、港湾といった物的施設の種別に着目した大きくくりの事業種別となっている。最近、社会のニーズ等に「生活直結」といった視点のみならず、「発展」、「防災」等の視点も加わる状況下で、各々の大きくくりの事業の中でかなり大きなメリハリの効いた配分となっており、公共事業の内容は、表面的なシェアの数字の変動で表現される以上に変化している。

○ 公共事業の効率的・効果的实施
 (1) 新しい調整費の創設等による省庁の枠を越えた事業間の連携の強化
 公共事業の事業の縦割りによる弊害を解消し、経済構造改革に資する分野への配分の重点化を図るため、公共事業の効率化等について、各省庁の枠を越えた事業間の連携を強化することとし、新しい調整費を創設(200億円)。省庁間の連携事業については、既に建設・農水・運輸の三省庁が13の連携プロジェクトを公表し、推進する方向。このように、各事業の共同要求により連携強化することが基本であるが、新たな調整費により、①予算編成段階経過後に連携の内容・箇所等が明らかになったプロジェクトについても対応が可能となり、年度を通して切れ目のない連携の推進を図る。

(2) 公共工事のコスト低減
 ①輸入資材の活用、仕録・規格の標準化等による資材費の縮減、②省人化・省力化や建設機械の効率的使用による生産性の向上、③技術開発の積極的推進、④技術基準等の合理化の推進、等の方策を盛り込んだ、コスト削減の具体的な数値目標を設定した公共工事のコスト削減計画を、平成8年度内に策定する。

「建議」・「最終報告」における指導事項

○ 各事業の中においても、国民生活の質の向上に資する分野や情報化、経済構造改革といった新たな時代のニーズに対応する分野に重点を移すなど、公共事業の内容は、表面的な事業別配分割合といった数字で表現される以上に変化してきており、こうした状況を継続することにより、公共事業の重点化の状況を国民の目にわかりやすく説明していく必要がある。

○ ①公共工事のコスト低減対策の推進、②事業実施箇所の絞り込みと効果の早期発現、③事業間の連携の強化による一体的・効果的な整備等の公共事業の効率化のための方策を推進することとし、可能な限り平成9年度予算に盛り込んでいくことが必要である。

○ 公共投資の効率化を図り、投資効果を高め、①類似事業間の調整や、省庁の枠を越えた事業間の連携を強化することともに、③費用効果分析等の可能な限り客観的な評価を行った上で投資の優先順位をつけていく等の課題に取り組んでいく必要がある。

「建議」・「最終報告」における指摘事項	平成9年度予算における措置状況
<p>○ 国と地方の役割分担に関しては、国が費用を負担するものは、(1)広域的な事業、(2)ナショナル・ミニマムの達成のために必要な事業、(3)ナショナル・プロジェクトに関する事業など根幹的なものに限定する必要がある。国の費用負担に関しては、今後とも社会経済情勢の変化を踏まえ、一般財源化、補助対象・採択基準の見直し等を一層強化する必要がある。</p>	<p>(3) 費用効果分析の実施 公共事業の便益については、経済的側面のみではなく、多様な観点から評価されるべきものであるが、9年度予算においては、従来客観的な分析が十分に実施されてこなかった事業分野も含め、投資の効率性の確保という観点から、可能な限り費用対効果分析を行い、これを公表。</p> <p>(4) 事業実施箇所の絞り込み 投資効果の早期発現・工期の短縮を図り効率的な施行を確保するため、9年度予算については、集中的に投資を行うこととし、事業箇所の大幅な絞り込みを行うとともに、投資効果の観点から事業の見直しを行う。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水(ダム)…………… 事業効果等についての検討を踏まえ平成8年度において、4事業を凍結。 ・ 港湾…………… 平成7年度から9年度までの3年間で実施港数を479港から376港へと103港削減。 ・ 漁港…………… 平成9年度から3年間で実施港数を150港削減。 ・ 農業農村整備…………… 農道空港については、平成9年度においては整備を行わない。 ・ 林道…………… 一般林道について、2車線林道の新規採択を原則停止。公団林道についても、一定の基準を設け幅員の見直し(5mの導入)を図るほか、3区間を休止とする。 <p>○ 国と地方の適切な役割分担を確保するとの観点から、地方負担の導入、一般財源化、補助対象の圧縮、採択基準の見直し等を行う。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛庁が設置・管理する共用飛行場において地方負担を導入。 ・ 地方空港について地域振興の観点から地域が主体的に進める新たな滑走路延長事業を行う場合に地方負担を拡充。 ・ 面積2ha未満の近隣公園を原則一般財源化。

<p>平成9年度予算における措置状況</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方の機能分担のあり方等の観点から、公立社会教育施設整備（公民館、公立図書館、公立青少年自然の家）に対する補助をすべて廃止するとともに、公立学校施設のうち大規模改築事業について採択基準の引上げ等を実施。 ・ 財政資金の効率的使用等の観点から、今後引き続き検討することとし、平成9年度予算では無償措置を継続。 ・ 大学院において貸与された奨学金を除き、大学学部等において貸与された奨学金に係る返還免除制度を廃止。（実施は10年度） ・ 私立大学との格差是正や国立学校特別会計の自己財源の確保を図る観点から、平成10年度入学者より入学科、検定料を引上げ。 ・ 財政資金の効率的使用等の観点から、公立医科・歯科大学の経常費に対する補助金を廃止。 	<p>「建議」・「最終報告」における指図書事項</p> <p>3. 文教・科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 義務教育費国庫負担制度 <ul style="list-style-type: none"> ○ 負担対象等について見直しを進めていくとともに、教職員の定数改善について再検討を行う必要がある。 (2) 義務教育教科書無償給与制度 <ul style="list-style-type: none"> ○ 有償化について更に検討を進めるべきである。 (3) 育英奨学事業における返還免除制度 <ul style="list-style-type: none"> ○ 財政資金の効率的使用等の観点を踏まえ、廃止・縮小を含め制度の見直しを行う必要がある。 (4) 高等教育、私学に係る負担の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立大学と私立大学との格差の現状及び高等教育の改善等のための国立学校特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮し、適正化を進める必要がある。さらに、学部別授業料の問題についても検討を進めるべきである。 ○ 私学助成については、引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的・効率的配分等内容の見直しを進めていく必要がある。

「建議」・「最終報告」における指搦事項	平成9年度予算における措置状況
<p>(5) 科学技術・学術</p> <p>○ 優先順位の厳しい選択を行い、本格的な研究評価制度を導入するなど、一層の重点的かつ効率的な資金配分を行うことが必要である。</p> <p>○ 科学技術予算については、原子力開発利用、宇宙開発関係等が大きな比重を占めているが、創造的・基礎的研究の充実を図るためにも、分野別予算配分のより一層の見直しが必要である。</p> <p>○ 大型プロジェクトについては、必要性、緊急性、後年度負担の状況等を十分検討し、既定プロジェクトについては緊要度に応じて進捗調整を図るとともに、新規プロジェクトの着手については慎重に対処すべきである。</p> <p>○ 特殊法人等への出資金を活用した戦略基礎研究推進事業については、研究資金の大部分が大学の研究者に配分されており、現状においては、文部省所管の日本学術振興会への出資金を活用した未来開拓学術研究推進事業との役割分担が明確でないという問題がある。</p>	<p>1. 優先順位の厳しい選択、官民の役割分担の見直し、省庁間の共同連携の推進等により、資金配分の一層の重点化・効率化を図りつつ、創造的・基礎的研究の充実を図ることとしており、公募方式等による基礎研究開発の推進、若手研究者の支援、活用等に重点的に資金配分している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募方式等による出資金活用型の基礎研究開発の推進 569億円 (77.8%増) ・ 若手研究者の支援・活用 7,639人 (1,701人増) <p>また、研究資金の重点的・効率的配分及び柔軟かつ競争的な研究環境の形成を図るため、国立試験研究機関等に本格的な外部評価制度を導入するとともに、任期付研究員等の活用等を推進することとしている。</p> <p>2. 科学技術予算一般については、大規模プロジェクトを含む原子力分野は8年振りの対前年度マイナス(▲1.0%)、宇宙開発分野は1.5%増と抑制する一方、基礎研究等の分野については、28.2%の伸びを確保。この結果、科学技術予算一般に占める原子力分野の比率は過去最低となる一方、基礎研究等の分野の比率は初めて3割を超え、30.1%となった。</p> <p>3. 新規の大規模プロジェクトの着手を厳しく抑制すること等により、科学技術予算の9年度末の後年度負担額は昭和62年度末以来の低い水準(2,116億円)まで圧縮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規着手等を見送ったプロジェクト例 <ul style="list-style-type: none"> 月周回衛星の開発研究、陸域観測衛星(ALOS)の開発、長距離航行型無人潜水機の開発等 <p>4. 戦略基礎研究推進制度については、9年度以降の新規採択課題については、大学以外(国立試験研究機関等)の研究代表者を中核とする異なるセクター間の共同研究を優先的に採択する措置を講ずることとしている。この結果、大学の研究者を研究代表者とする課題の割合は10年度までに全体の5割未満になると見込まれる。</p>

「建議」・「最終報告」における指搦事項	平成9年度予算における措置状況																																								
<p>4. 防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛関係費については、人件・糧食費及び歳出化経費といった義務的経費が大宗を占めているが、一般物件費を含めた防衛関係費全般にわたり、効率化・合理化に努め、極力経費を抑制する必要がある。 ○ 防衛関係費については、我が国の平和と安全を守るという基本を確保しつつ、経済・財政事情等を踏まえて必要最小限のものにとどめることが基本。 ○ 新中期防衛力整備計画に沿って定数及び実員削減の着実な実施に努めるほか、歳出化経費の平準化を図ることが必要。 ○ 防衛予算の約4割を占める人件・糧食費の増加を抑制するため、定数削減を着実に実施していくことが重要であり、このことは装備品の削減にもつながるものである。また、合理化・効率化の観点から、実員の削減や陸上師団編成の効率化、組織の弾力化にも努力すべき。 ○ 新規正面装備の導入は、翌年度以降の歳出化経費として、歳出予算全体を圧迫するばかりでなく、後方支援部門の経費の増加につながるが、二重の意味で硬直化を生み出す要因となっていることに留意すべき。 	<p>○ 平成9年度の防衛関係費については、人件・糧食費や、過去の契約の支払いである歳出化経費の大幅増等大きな歳出増加要因があったところ、非常に厳しい財政事情の下、これまでに例のない歳出化経費の見直しを行うとともに、一般物件費を徹しく圧縮するなど最大限の抑制を行った結果、SACO関連経費を除くベースで4兆9,414億円（1.98%増）を計上している。また、SACO関連経費として、61億円を計上しており、防衛関係費全体では2.1%増の4兆9,475億円となる。</p> <p>〔防衛関係費の推移（当初予算）〕</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3'</th> <th>4'</th> <th>5'</th> <th>6'</th> <th>7'</th> <th>8'</th> <th>9'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>43,860</td> <td>45,518</td> <td>46,406</td> <td>46,835</td> <td>47,236</td> <td>48,455</td> <td>49,414</td> </tr> <tr> <td>(伸率)</td> <td>(5.45)</td> <td>(3.8)</td> <td>(1.95)</td> <td>(0.9)</td> <td>(0.86)</td> <td>(2.58)</td> <td>(1.98)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>49,475</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(2.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：億円、%)</p> <p>○ 一昨年算定された新防衛大綱において、陸上自衛隊について18万人体制から16万人体制へと移行し、このうち1.5万人は即応性の高い予備自衛官を充てることとされたことに伴い、9年度においては、即応予備自衛官を導入するとともに、常備自衛官定員の削減（▲1,423人、9年度末定員178,007人）を行うこととしている。</p> <p>また、実員の削減についても、9年度予算では、要求（▲89人）から大幅に削減し、440人の削減（8年度予算では▲20人）を行うこととしている。</p> <p>○ 正面契約については、合理化・効率化・コンパクト化を推進する観点から、要求額（9,610億円、+15.1%）から1,200億円削減し、8年度の1.2%より低い伸び（0.7%）に抑制。また、円安要因を除けば対前年度マイナスとなっている。</p> <p>正面契約ベース 8,410億円（対前年度 +0.7%） 除く円安要因 ▲0.8%</p>		3'	4'	5'	6'	7'	8'	9'	防衛関係費	43,860	45,518	46,406	46,835	47,236	48,455	49,414	(伸率)	(5.45)	(3.8)	(1.95)	(0.9)	(0.86)	(2.58)	(1.98)								49,475								(2.1)
	3'	4'	5'	6'	7'	8'	9'																																		
防衛関係費	43,860	45,518	46,406	46,835	47,236	48,455	49,414																																		
(伸率)	(5.45)	(3.8)	(1.95)	(0.9)	(0.86)	(2.58)	(1.98)																																		
							49,475																																		
							(2.1)																																		

平成9年度予算における措置状況	
<p>「建議」・「最終報告」における指図書事項</p>	<p>○ 新規正面装備は、契約から取得までの長期にわたって、歳出化による予算の硬直化を招くことに加え、それに関連する施設整備、教育訓練等、後方支援部門に係る経費の増加をもたらしている。このように、二重の意味で硬直化を生み出す要因となっている正面契約について、必要度、優先度等を十分に検討し、抑制していくことが必要。</p> <p>○ 装備品の数量の見直しに加え、輸入装備品の一層の活用、特殊な規格・仕様の見直し、汎用品の活用等による調達価格の抑制を検討する必要がある。</p> <p>○ 防衛装備品の調達方法についても、我が国の防衛生産・技術基盤の維持等配慮する観点から、国内開発・国内生産又はライセンス生産が選択されることが多いが、現在の格段に厳しさを増している財政事情の下では、輸入装備の一層の活用を図るほか、特殊な規格・仕様の見直しや汎用品の活用等を含め、効率的な調達補給態勢の整備に務め、調達価格等の抑制を図るべき。</p> <p>○ 経費削減を図るため、防衛庁に取得改革委員会を設置し、9年度において、装備品の維持・修理コスト低減のための施策の試行、規格・規格・仕様の見直しに係る防衛生産体制の改正、効率的防衛生産体制の構築等を内容とする取得改革に取り組むこととしている。</p>

「建議」・「最終報告」における指摘事項		平成9年度予算における措置状況																	
<p>5. 政府開発援助</p> <p>○ 米国等財政事情の厳しい他の先進国において援助額を抑制していること、我が国の財政赤字が主要先進国中最も悪い水準となっている危機的な状況にあること、といった内外の大きな環境の変化が生じていること、このため、今後これまでに量から質への転換を図る等徹底した見直しを行い、財政構造改革元年にふさわしい姿とすることが必要。</p>	<p>1. 一般会計ODA予算については、ODAの国際貢献の柱としての重要性に配慮しつつ、我が国の財政事情が危機的な状況にあることを踏まえ、量から質への転換を図ることにより抑制を図り、対前年度比2.1%増の11,687億円を計上。</p> <table border="1" data-bbox="229 219 299 1063"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸率</td> <td>8.2</td> <td>8.0</td> <td>7.8</td> <td>6.5</td> <td>4.8</td> <td>4.0</td> <td>3.5</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	伸率	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5	2.1
年度	2	3	4	5	6	7	8	9											
伸率	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5	2.1											
<p>○ 「政府開発援助大綱」を踏まえ、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力等の有機的連携を推進し、事前調査・事後評価を含めた援助体制の充実を通じたきめ細かい援助の実施を図ることにより、途上国に真に評価される援助を効率的・効果的に実施することに努めらるべき。また、援助を実施する人材の育成や技術協力等の充実により、我が国の顔が見える援助の実施に一層留意していくことが重要。</p>	<p>2. 質的向上に資する施策へ重点化を図り、途上国から真に評価される効率的・効果的な援助を目指す。</p> <p style="text-align: center;">〔8年度〕</p> <p>(1) 効率的・効果的な援助の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査の拡充 ⇒ 11.9億円 ⇒ 13.3億円 (11.7%増) ・事後評価の拡充 ⇒ 13.3億円 ⇒ 15.0億円 (12.9%増) <p>(2) NGO、民間セクター等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGO補助金 ⇒ 10.0億円 ⇒ 12.0億円 (20.0%増) ・草の根無償 ⇒ 45.0億円 ⇒ 50.0億円 (11.4%増) <p>(3) 技術協力等途上国人造り支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA事業費 ⇒ 1,756.8億円 ⇒ 1,794.8億円 (2.2%増) ・国費外国人留学生の受入れ ⇒ 205.1億円 ⇒ 216.6億円 (5.6%増) <p>(4) 人間中心の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の健康無償 ⇒ 億円 ⇒ 26.0億円 (皆増) ・JICA母と子供の健康対策特別機材供与 ⇒ 億円 ⇒ 0.6億円 (皆増) <p>(5) 流動化する国際情勢への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興開発支援 ⇒ 15.0億円 ⇒ 20.0億円 (33.3%増) 																		

「建議」・「最終報告」における指図書事項	平成9年度予算における措置状況
<p>6. 農業</p> <p>(1) 農業関係予算の合理化・重点化 極めて厳しい財政事情を踏まえ、いわゆる「新政策」に即し、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現との中長期的方向を見据えた上での適切な対応が必要である。そのためには、補助金の整理合理化を初めとする各種経費の節減合理化を進めつつ、施策の見直しと重点化・集中化を図っていくことが急務である。</p>	<p>平成9年度農林水産関係予算 9年度農林水産関係予算を巡っては、米需給の著しい緩急等の事情はあるものの、極めて厳しい財政事情を踏まえ、各種経費の節減合理化を図りつつ、重点的かつ効率的な予算配分を行ったところ。</p> <p>平成8年度(当初) ⇒ 35,973億円 平成9年度(当初) ⇒ 35,922億円(51億円減) (前年比マイナスとなったのは、平成2年度以来7年振り)</p> <p>農林水産関係予算 ・施策の重点化・集中化の例 農業農村整備事業、畑地帯総合整備事業における「一帯型」(担い手への農地集積等を要件としない事業)を廃止する一方、担い手育成に資する基盤整備や、農村地域の生活環境の整備へ思い切った重点化・集中化。</p> <p>農業農村整備事業 12,279億円 ⇒ 12,282億円(0.0%増)</p> <p>うち担い手育成型は場整備事業 438億円 ⇒ 628億円(43.1%増)</p> <p>担い手育成型畑地帯総合整備事業 139億円 ⇒ 178億円(27.6%増)</p> <p>農業集落排水事業 1,383億円 ⇒ 1,454億円(5.1%増)</p> <p>中山間総合整備事業 494億円 ⇒ 527億円(6.6%増)</p>
<p>(2) 主要食糧関係費 政府備蓄の適切な運営や各種経費の見直し等を通じ、全体としての財政負担の圧縮に努めるべきである。</p>	<p>(2) 主要食糧関係費 平成8年度(当初) ⇒ 2,705億円 平成9年度(ピーク時) ⇒ 2,692億円(0.5%減) (56年度) 9,948億円の271%)</p> <p>① 食糧管理特別会計繰入 食糧調整勘定繰入については、昨年11月に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、米差に関する適切な需給管理が行われるよう措置するとともに、政府買入米価の引下げ(▲1.1%)、政府米買入数量の減少、政府管理経費の見直し等を通じ、できる限りの節減。 なお、平成9年4月から米の標準売渡価格を▲0.1%(国産米、税込米)引下げ。</p> <p>調整勘定繰入 平成8年度(当初) ⇒ 1,770億円 平成9年度 ⇒ 1,750億円(1.1%減)</p> <p>② 新生産調整推進対策費 平成9年度における米の生産調整については、新生産調整推進対策(8年度～10年度)に即し、引き続き、生産者の主体的取組みを重視しつつ、目標面積787千ha(前年同、水田営農活性化対策ベース)で実施。 新生産調整推進対策費 平成8年度(当初) ⇒ 935億円 平成9年度 ⇒ 942億円(0.8%増)</p>

「建議」・「最終報告」における指図書事項	平成9年度予算における措置状況
<p>7. 運輸</p> <p>(1) 総合交通体系の実現</p> <p>○ 運輸行政の範囲は、鉄道・バス・海上交通と多岐にわたっており、更に防災対策・エネルギー問題・環境問題等も十分配慮しながら、全体として整合性のとれた合理的な総合交通体系の実現が求められている。これらの諸課題を厳しい財政事情の下で実現していくためには、何よりも重点的かつ効率的な政策体系が強く要請されているところであり、そのためには、規制の緩和を進めながら運輸事業者の体質改善、合理化努力を政策的に図らねばならない。国の助成としては、適正な受益者負担を踏まえ、各施策ごとに官と民との役割分担、国と地方との費用分担により、極力国の予算の節減を図っていく必要がある。</p> <p>(2) 国鉄清算事業団債務の処理</p> <p>○ 最終的な国民負担のあり方としていかなる形があり得るかなどについて早急にその解決策を樹立する必要がある。その際、例えば次のような項目が、今後検討課題となると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧国鉄の赤字累増の原因を再検証した上で、交通関係全般の中で利用者負担を求めるなど「新たな財源」を見出す工夫がないか。 ・ 前述のように昭和63年1月の閣議決定において、「新たな財源・措置」については「歳入・歳出」の全般的見直しと合わせて検討、決定するとされているが、具体的にどの分野の歳出にメスを入れて財源を確保するべきか。 ・ このような歳出削減努力を行ったとしても、最終的にはより一般的な歳入面での担保も免れないと考えられるが、いかなる形、いかなるタイミニングでの負担が適当であるか。 	<p>1. 官と民との役割分担及び国と地方との費用分担について更なる見直しを行い、例えばバス運行対策補助金及び鉄道軌道整備費補助金等の予算の節減を図った。</p> <p>2. 輸送モード毎に別々に助成・支援を行っている鉄道整備基金と船舶整備公団を統合するとともに、新法人において総合交通体系の実現に資するべく公募型基礎研究制度を導入することとした。</p>
<p>国鉄長期債務等の本格的処理策については、平成8年12月25日の閣議決定において、「平成10年度より、国鉄長期債務等の本格的処理を実施する。」とされ、「その具体的処理方針の検討を進め、平成9年中に成案を得る」とされており、平成9年度においては、1年度限りの臨時・異例の措置として、事業団の9年度借入見込額に相当する額の有利子債務約3兆円の無利子化等の措置を講じ、金利負担の軽減を図ることとしている。</p>	

「建議」・「最終報告」における指図書事項	平成9年度予算における措置状況																														
<p>(3) 整備新幹線問題</p> <p>○ 平成6年12月の関係大臣申合せの中で3線5区間以外のいわゆる未着工区間について、新たな基本スキームを検討し、平成8年中にその成案を得るときにしている。新たな基本スキームの検討に当たっては、国鉄清算事業団の長期債務処理に加え、平成8年度末には240兆円にもなる公債残高を抱えているという危機的な財政状況であることを踏まえ、新たな財源を確保した上で、収支採算性、並行在来線の取扱い等についても検討が行われ、国鉄改革の趣旨に反しないような内容の新たな基本スキームが確立しなければ、未着工区間は着工されるべきではないと考えられる。</p>	<p>平成9年度予算において、整備新幹線の未着工区間の整備のための新たな基本スキームにおいては、財源について、国は従前のスキームの考え方により措置（約35%）することとされ、地方交付税措置の導入という形で新たな財源が確保され、その上で、事業規模を新たな財源スキームの範囲内とし、区間・規格等を決定する手順などが定められている。</p> <p>2. これを受け、9年度予算においては、整備新幹線建設事業費を1735億円とし、このうち、新規着工区間の整備のために100億円を別途確保したところ。</p> <p>今後、新規着工区間の着工等に当たっては、政府・与党からなる検討委員会において、収支採算性の見直し、並行在来線の経営分離についての地方公共団体の同意、四縣IRの同意等基本条件が整えられていることを確認した上で、所要の要件を総合的に勘案し、優先順位を決め、対応していくこととされている。</p>																														
(参考)	(単位：億円)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>8年度事業費</th> <th>9年度事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【既着工区間】</td> <td>2,001</td> <td>1,635</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（高崎・長野）</td> <td>1,344</td> <td>317</td> </tr> <tr> <td>3線4区間</td> <td>657</td> <td>1,318</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（石動・金沢）</td> <td>138</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（糸魚川・魚津）</td> <td>58</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>東北新幹線（盛岡・八戸）</td> <td>243</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>九州新幹線（八代・西鹿見島）</td> <td>218</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>【新規着工区間】</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>（新幹線建設事業費）</td> <td>2,001</td> <td>1,735</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	8年度事業費	9年度事業費	【既着工区間】	2,001	1,635	北陸新幹線（高崎・長野）	1,344	317	3線4区間	657	1,318	北陸新幹線（石動・金沢）	138	200	北陸新幹線（糸魚川・魚津）	58	125	東北新幹線（盛岡・八戸）	243	523	九州新幹線（八代・西鹿見島）	218	470	【新規着工区間】	—	100	（新幹線建設事業費）	2,001	1,735	
区 分	8年度事業費	9年度事業費																													
【既着工区間】	2,001	1,635																													
北陸新幹線（高崎・長野）	1,344	317																													
3線4区間	657	1,318																													
北陸新幹線（石動・金沢）	138	200																													
北陸新幹線（糸魚川・魚津）	58	125																													
東北新幹線（盛岡・八戸）	243	523																													
九州新幹線（八代・西鹿見島）	218	470																													
【新規着工区間】	—	100																													
（新幹線建設事業費）	2,001	1,735																													

平成9年度予算における措置状況																										
<p>8. 産業エネルギー対策</p> <p>○ 中小企業対策は、以前は中小企業の経営基盤の安定・強化対策が主と考えられてきた。経済社会の大きな構造変化の中で、今後はなお一層中小企業に於いての構造改革の推進にウェイトを移していく必要がある。</p> <p>○ エネルギー対策については、石油の備蓄についてその費用の節減合理化を進めるとともに、石油の自主開発のための探鉱資金の運用のために、採択基準の厳格化、事業の成功度に応じた計画の見直しを行っていく必要がある。また、新エネルギーの開発等については厳しい見直しを行うことにより、財源の効率的な活用を努めるべきである。</p>	<p>平成9年度予算における措置状況</p> <p>1. 中小企業対策については、中小企業を取り巻く厳しい経営環境に配慮し、中小企業の構造改革にも資するよう、技術開発や情報化に対する支援措置等、特に緊要な課題に重点をおいて、施策の充実を図っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造改革に資する施策 ・ 技術開発 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>8年度</td> <td>40.8億円</td> <td>→</td> <td>9年度</td> <td>49.5億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.0億円</td> <td>→</td> <td></td> <td>12.0億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.5億円</td> <td>→</td> <td></td> <td>10.6億円</td> </tr> </table> ・ 創造技術開発費補助金 ・ 中小企業創造基盤技術研究事業 ・ 産学官連携創的技術開発支援 ・ 地域産業集積中小企業活性化事業費補助金 ・ 情報技術の活用による物流・業務管理等の刷新（中小企業の情報化） ○ 既存施策の見直し <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>30.6億円</td> <td>→</td> <td></td> <td>17.9億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110.0億円</td> <td>→</td> <td></td> <td>85.0億円</td> </tr> </table> ・ 設備近代化補助金 ・ 商業基盤施設整備事業 <p>2. エネルギー対策については、地球環境保全の重要性等を踏まえ、環境関連の技術開発や太陽光発電・廃棄物発電の普及促進等に重点を置くとともに、石油備蓄及びLPG国家備蓄等のエネルギーの安定供給確保対策についても着実に推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油備蓄について <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金の多様化による資金の長期化、金利リスクの分散（短プララの導入等）を図るとともに、借入条件の変更（市中金融機関からの借入期間2年→3年等）により資金調達コストを低減。 ○ 石油の自主開発について <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の採択基準をより経済性の高いもの（質の高い油田の層が厚いと見込まれる地点等）に厳格化するとともに、債務保証料率の引き上げ等（一律0.4%→0.4～1.5%）を実施。 ○ 新エネルギー等の開発について <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術開発については計画的に中間評価を行い、プロジェクトの見直しを実施。 	8年度	40.8億円	→	9年度	49.5億円		8.0億円	→		12.0億円		7.5億円	→		10.6億円		30.6億円	→		17.9億円		110.0億円	→		85.0億円
8年度	40.8億円	→	9年度	49.5億円																						
	8.0億円	→		12.0億円																						
	7.5億円	→		10.6億円																						
	30.6億円	→		17.9億円																						
	110.0億円	→		85.0億円																						

「建議」・「最終報告」における指図書事項	平成9年度予算における措置状況
<p>9. 情報通信</p> <p>○ 情報通信産業は、今後のリーディング産業であり、社会経済構造の変革にも十分に資するものであるが、国が直接関与するというより、基本的には民間業者が利用者のニーズも踏まえながら、これを進めるべきである。</p>	<p>1. 高度情報通信社会の構築は、基本的には民間主導で進めるべきとの観点から、民間では取り組みが困難な基礎的・先進的な技術開発等に重点的に資金配分している。</p> <p>2. 情報通信技術分野の研究開発については、引き続き外部の専門家・有識者によるその審査・評価体制の整備を行い、平成9年度において適正な審査・評価を実施することとしている。</p>

平成9年度予算における措置状況																																																	
<p>10. 地方財政</p> <p>○ 国及び地方の財政事情を踏まえれば、先ず、国と地方はいわば公経済の車の両輪であり、バランスのとれた財政運営を行うことが必要との基本的考え方に立って、それぞれが財政健全化に向けて最大限の努力を行うことが肝要である。具体的には、9年度の地方財政については、先ず、歳出については、国と同一歩調で、徹底的な抑制を図るべきである。その上で、地方財政対策の具体的方策については、国及び地方の財政状況等を十分踏まえつつ、適切な財源確保に努める必要がある。</p>	<p>(1) 地方の歳出</p> <p>○ 徹底した歳出の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額 ・ 一般歳出見合い ・ うち投資的経費 (地方単独) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">8年度 (当初)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">9年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">85,284億8千円 (3.4%増)</td> <td style="text-align: center;">87,050億円程度 (2.1%増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">73,825億3千円 (2.3%増)</td> <td style="text-align: center;">74,470億円程度 (0.9%増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">201,000億円 (3.1%増)</td> <td style="text-align: center;">201,000億円程度 (0.0%)</td> </tr> </table> <p>(2) 地方財政収支の見直し</p> <p>○ 財源不足額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">8年度 (当初)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">9年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">57,533億円</td> <td style="text-align: center;">46,500億円程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(この他、先行減税)</td> <td style="text-align: center;">(この他、地方消費)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">影響分</td> <td style="text-align: center;">税未平年度化分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">28,745億円</td> <td style="text-align: center;">12,000億円程度</td> </tr> </table> <p>(3) 地方財政対策</p> <p>○ 財源不足額 4兆6,500億円程度について、次の措置により対応。</p> <p>① 建設地方債の増発 ⇒ 1兆9,900億円程度 (8' 2兆300億円)</p> <p>② 地方交付税の増額措置 ⇒ 2兆6,644億円 (8' 3兆7,233億円)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>このうち、1/2 = 13,322億円については国が負担</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">一般会計加算</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">9年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,600億円</td> <td style="text-align: center;">154,810億円程度 (13.8%増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">特会借入金</td> <td style="text-align: center;">97,222億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(うち純増分)</td> <td style="text-align: center;">9,082億円)</td> </tr> </table> <p>(4) 地方交付税</p> <p>○ 特会入口ベース</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">8年度 (当初)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">9年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">136,038億円 (2.9%増)</td> <td style="text-align: center;">154,810億円程度 (13.8%増)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">168,410億円 (4.3%増)</td> <td style="text-align: center;">171,276億円程度 (1.7%増)</td> </tr> </table> <p>○ 特会出口ベース</p>		8年度 (当初)	9年度		85,284億8千円 (3.4%増)	87,050億円程度 (2.1%増)		73,825億3千円 (2.3%増)	74,470億円程度 (0.9%増)		201,000億円 (3.1%増)	201,000億円程度 (0.0%)		8年度 (当初)	9年度		57,533億円	46,500億円程度		(この他、先行減税)	(この他、地方消費)		影響分	税未平年度化分)		28,745億円	12,000億円程度		一般会計加算	9年度		3,600億円	154,810億円程度 (13.8%増)		特会借入金	97,222億円		(うち純増分)	9,082億円)		8年度 (当初)	9年度		136,038億円 (2.9%増)	154,810億円程度 (13.8%増)		168,410億円 (4.3%増)	171,276億円程度 (1.7%増)
	8年度 (当初)	9年度																																															
	85,284億8千円 (3.4%増)	87,050億円程度 (2.1%増)																																															
	73,825億3千円 (2.3%増)	74,470億円程度 (0.9%増)																																															
	201,000億円 (3.1%増)	201,000億円程度 (0.0%)																																															
	8年度 (当初)	9年度																																															
	57,533億円	46,500億円程度																																															
	(この他、先行減税)	(この他、地方消費)																																															
	影響分	税未平年度化分)																																															
	28,745億円	12,000億円程度																																															
	一般会計加算	9年度																																															
	3,600億円	154,810億円程度 (13.8%増)																																															
	特会借入金	97,222億円																																															
	(うち純増分)	9,082億円)																																															
	8年度 (当初)	9年度																																															
	136,038億円 (2.9%増)	154,810億円程度 (13.8%増)																																															
	168,410億円 (4.3%増)	171,276億円程度 (1.7%増)																																															

「建議」・「最終報告」における指搦事項	平成9年度予算における措置状況
11. 補助金等の整理合理化	
<p>○ 既存の補助金等については、平成元年12月20日の臨時行政改革推進審議会「国と地方の関係等に関する答申」等において示された視点に基づき一層徹底した見直しを行い、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理合理化を推進することが必要である。特に、零細な補助金については、行財政の効率化をを図る観点から、引き続き、着実に廃止、統合等を進めていくべき。</p> <p>○ 補助金等の新設については極力抑制するとともに、真にやむを得ない場合においても、スクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図ることが必要。</p> <p>○ 補助金等の終期設定を徹底し、その終期到来時には目的達成状況とそれに対する評価を厳しく行い、安易な継続を認めないものとする必要がある。</p>	<p>補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、累次の臨調、行革審答申等を踏まえ、その整理合理化を積極的に推進する。主な整理合理化は次のとおり。</p> <p>(1) 廃止</p> <p>社会的に意義の薄れた補助金等については、財政資金の効率的使用の観点から、事業の廃止を図る。</p> <p>【既にその目的を達し、あるいは社会的経済的実情に合わなくなったもの】</p> <p>○ 公立医科大学等経常費等補助金：公立医科・歯科大学経常費 (▲39億円)</p> <p>【会館等公共施設に対するもの】</p> <p>○ 公立社会教育施設整備費補助金 (公民館、大型公民館、公立図書館、公立少年自然の家) (▲44億円)</p>
<p>○ 地方行政の自主性・総合性を確保するため、地方公共団体等の事業執行の円滑化、事務負担の軽減等の観点から、類似目的を有する補助金等については引き続き統合・メニュー化を推進するほか、会館等の公共施設に対する補助金等については、他の施設との複合化を一層推進する必要がある。また、他の施設の有効利用を図る観点からも引き続き事務手続の簡素化、迅速化を図っていくことが必要。</p>	<p>(2) 一般財源化</p> <p>地域の主体性を高める観点から、地方公共団体の自主性に委ねるべきものにあつては一般財源化を推進すべきであるとの行革審答申等を踏まえ、地方公共団体の事務・事業として同化、定着しているもの等について、一般財源化を図る。</p> <p>○ 母子保護衛生費補助金：妊婦乳児健康診査費等補助金 (うち妊婦健康診査費等) (▲13億円)</p> <p>○ 在宅福祉事業費補助金：高齢者社会活動推進等事業費補助金 (うち高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費の一部) (▲5億円)</p> <p>○ 児童保護費等補助金：保母養成所費等補助金 (うち保母養成所費のうち公立分) (▲2億円)</p> <p>○ 生活保護費補助金：生活保護適正化運営対策等事業費 (うち審議会等経費等の一部) (▲1億円)</p> <p>【地方公共団体における施設の自主的な整備】</p> <p>○ 公立学校施設整備費補助金：学校体育諸施設整備費 (うち部室整備事業) (▲7億円)</p>

<p>「建議」・「最終報告」における指摘事項</p>	<p>平成9年度予算における措置状況</p>										
<p>○ 社会福祉施設整備費、施設運営費の補助等において、その実態を調査し、補助金の適切・厳正な執行に努めるとともに、補助体系のあり方そのものについて抜本的に再検討する必要がある。</p> <p>(出所) 財政制度審議会総会(第6回) 平成9年1月17日配布資料(3) 財政制度審議会「平成8年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・歳出の削減合理化等に関する特別部会・財政計画等特別部会編」99I-1101ページ。</p>	<p>(3) 大幅な減額を図った補助金等</p> <table border="1"> <tr> <td>8年度(当初)</td> <td>9年度</td> </tr> <tr> <td>126億円 ⇒</td> <td>97億円 (▲ 29億円、▲23.0%)</td> </tr> <tr> <td>196億円 ⇒</td> <td>60億円 (▲ 136億円、▲69.4%)</td> </tr> <tr> <td>191億円 ⇒</td> <td>146億円 (▲ 45億円、▲23.6%)</td> </tr> <tr> <td>110億円 ⇒</td> <td>85億円 (▲ 25億円、▲22.7%)</td> </tr> </table> <p>○ 老人保健事業推進費等補助金 ○ 給付費等臨時補助金 ○ 療養給付費等補助金：国民健康保険特別対策補助金 ○ 商業基盤施設整備費補助金</p> <p>(4) 補助対象の重点化</p> <p>国の補助を基幹的な事業に重点化し、地方の自主性を尊重する観点から補助対象の重点化を図る。</p> <p>【補助対象範囲の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁港修築費補助：漁港改修事業 [漁港施設用地のうち冷凍及び冷蔵施設並びに加工場用地を補助対象から除外] ○ 農林漁業用揮発油税財源代替漁港関連道整備事業費補助 [主要漁港関連道軽微改良事業の廃止] <p>【採択基準の引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設整備費補助金のうち大規模改造(老朽施設) 5,000万円 ⇒ 7,000万円 (▲20億円) ○ 公共事業における採択基準の引上げ <p>(5) 統合・メニュー化</p> <p>財政資金の効率的な使用、地方行政の自主性の尊重及び事務簡素化の見地から、類似目的の補助金等の統合・メニュー化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険事業費等補助金のメニュー化 <p>[社会福祉法人の施設整備に係る補助金等の執行手続について] 実態を調査の上、特別養老ホームについては、9年1月末、その他の施設については9年3月末を目途に改善策をとりまとめることとしている。</p>	8年度(当初)	9年度	126億円 ⇒	97億円 (▲ 29億円、▲23.0%)	196億円 ⇒	60億円 (▲ 136億円、▲69.4%)	191億円 ⇒	146億円 (▲ 45億円、▲23.6%)	110億円 ⇒	85億円 (▲ 25億円、▲22.7%)
8年度(当初)	9年度										
126億円 ⇒	97億円 (▲ 29億円、▲23.0%)										
196億円 ⇒	60億円 (▲ 136億円、▲69.4%)										
191億円 ⇒	146億円 (▲ 45億円、▲23.6%)										
110億円 ⇒	85億円 (▲ 25億円、▲22.7%)										

8-154 平成9年度特別減税決定に関する橋本内閣総理大臣記者会見

平成9年12月17日

冒頭発言

緊急に会見をお願いして大変恐縮です。今回ASEAN非公式首脳会議に出席をして、十分その状況を把握していたつもりでしたが、それ以上にアジアの経済状況が極めて深刻であることを改めて痛感させられました。我が国の経済の状況については既に皆さんが御承知のとおり、家計あるいは企業の景況感に厳しさが見られ、また我が国の金融システムやアジアの経済状況など、国民の不安感が払拭出来ない状況にあることも事実です。

そして、クアラルンプールにおける会見の際にも日本発の世界恐慌の引き金は絶対に引かないということを私は内外に鮮明にしてきました。そうした状況を踏まえて、改めて思い切った施策を講じなければならない。そのような思いから特別減税を緊急に実施することを決心しました。

このため先ほど与党の幹部、自民党税制調査会の幹部、更には大蔵大臣、自治大臣など、関係官僚にお集まりをいただいて、私の方から平成9年度補正予算において2兆円の特別減税を行うことについての指示を行いました。

今後、党、政府税調において、特別減税の具体的な内容について早急に詰めを行っていただけのものと考えていますし、政府としても与党の結論を踏まえて、早急に作業を進めることとなります。

いずれにしても、今回の特別減税は、先般の経済対策、昨日決定した10兆円の国債交付を含む金融安定化対策及び法人税、有価証券取引税、地価税などの減税を盛り込んだ平成10年度税制改正などに加えての措置となるものでして、これらの措置を通じて企業や消費者の皆さんの経済の先行きに対する不透明感がぬぐい去られるとともに、我が国の経済の回復基調を確実に力強いものにすることが出来る、そう考えております。

皆さんにお集まりをいただいた、これがその内容です。どうぞよろしくお願いします。

質疑応答

【質問】特別減税については、これまでも与党内、あるいは野党からいろいろ要求がありましたが、政府は財政構造改革ということで、これまでそれを採らないとしてきました。今回、総理があえて2兆円減税を実施すると決断されたその直接の判断の根拠というのはいかがなものなのでしょうか。

それと、この財源はどうなるのでしょうか。赤字国債の発行ということになるのでしょうか。

【橋本総理】この特別減税の財源、これは補正予算の編成過程で検討することになりますけれども、基本的には特例公債によらざるを得ないだろうと思います。

同時に、2003年までにGDP比3%という財政構造改革は、これは今後ともに進めていかなければならない、私は重要な課題だと今も思っています。

その上で、先ほど申し上げたとおり、経済の現状を踏まえて、思い切った手を打たなければならぬ、そう考えて特別減税の実施を決断をいたしました。

いずれにしても、日本の財政がG7の中で最悪であること、今後の急速な少子高齢化に対応しなければならないことを考えれば、財政構造改革が極めて重要であるという位置づけは何ら変化のあるものではありません。

【質問】この特別減税は単年度の措置なのでしょうか。それとも来年度以降も続くものなのでしょうか。

【橋本総理】ですから、平成9年度と、補正予算でと今私は申し上げている。

【質問】総理にお尋ねいたしますけれども、今年度決められた9兆円の国民負担増というのは、結局間違いであったというような、そういうようなお考えで今いらっしゃいますか。

【橋本総理】そうおっしゃりたければおっしゃるのは結構。しかし、今、私たちは本当に国の内外を考えて、その雁の群が飛ぶような形でアジアの経済が動いてきた。その先頭を飛んでいた日本というものの立場を考えて、

クアラルンプールの2日間、本当に私は考えに考え抜いた挙げ句に、今あなたの言われたような御質問が出ることも覚悟した上で、これを決断しました。国としてやらなきゃならないことだから。

そして、日本発の世界恐慌は起こさないという決心を持ってこれに臨んでいるんです。

【質問】総理のリーダーとしての御決断であるということは今よく分かりましたが、はっきり御決意なさったのはいつくらいのことなんでしょうか。

【橋本総理】ですから、クアラルンプールで2日間本当に考え抜きましたと申し上げてます。

【質問】政府がこれまで2兆円減税を踏み切れなかったということの中には、減税が与える、景気に対する効果はさほどではないのではないかという判断も一つはあったと思うんですけれども、今回のこの2兆円減税が今の足踏みを続けている景気に与える影響というものについてはどのように御判断されていますでしょうか。

【橋本総理】私はこれがプラスに、当然ながらなることを期待している。それなりの、相応の効果を持つでしょう。ただ、その2兆円減税だけで物事、全部がうまくいくというものではありません。

昨日とりまとめられた10年度税制改正の内容、これは法人税の実質減税、有価証券取引税の税率の半減、地価税の課税停止などの措置が盛り込まれています。こうした措置、全部を通じて企業や消費者の経済の先行きに対する不透明感というものが払拭される。そして、我が国の経済の回復基調というものを力強いものに、確実なものにしていくことが出来ると考えている。これが素直な申し上げ方だと思ふ。

【質問】会見に先立って、自民党の三役の方との協議では、この政局に関して御意見とかはなかったんですか。

【橋本総理】自民党三役というのはちょっと不正確で、私は与党幹部と、先ほどもちゃんと申し上げているんですが、当然意見を言われた方もありますよ。むしろ、例えば政治責任を言われるんじゃないかということと言われた方だってあります。だけれども、それは

今やらなきゃならぬことに比べれば小さな話だと。そして、ここでしっかりと日本経済が足を踏み固められるような状況をつくるのがまず第一だと。それ以上の御意見はありませんでした。

【質問】2兆円という規模なんですけれども、いろいろ労働界を含めて、5兆円規模、ないしもっと大きな規模の減税を要求する声もあったと思うんですけれども、何故2兆円という規模に決められたんですか。

【橋本総理】1つは、財政構造改革を進めながら、真に経済に有効な施策をとという要請をベースに置きながら、同時に昨年までの特別減税の規模というものを考慮したということでは事実です。

それでは、どうも。

以上

(出所) 首相官邸ウェブ・ページ「橋本内閣総理大臣演説等」(<http://kantei.go.jp/jp/hasimotosouri/speech/1977/1217/sorigenzei.html>)。

8-155 平成9年度補正予算について

(財政制度審議会「平成10年度予算の編成に関する建議 平成9年12月18日」、「Ⅱ.平成10年度予算編成に当たっての考え方」、「3.平成9年度補正予算について」部分)

補正予算に関しても財政構造改革の趣旨が反映されるべきであり、補正予算の編成に当たっては、財政法第29条の趣旨を厳正に判断し、適切に対処していくべきである。

平成9年度補正予算については、以上のような考え方に基づき、災害関係経費の追加等、緊急かつ真に必要な経費に限り措置すべきである。

(出所)「平成10年度予算の編成に関する建議 平成9年12月18日 財政制度審議会」(大蔵省図書館所蔵)。

8-156 公的資金に関する国会答弁

「預金保険のお金というのは公的資金か」というと、これは民間金融機関が拠出したものでございますから民間のお金だということも言えますが、公的な組織を通じて出されるものだから公的な資金ではないかという判断もあり得ると思えます」

(参議院大蔵委員会 平成7年3月10日 大蔵省銀行局長答弁(抄))

「正式な定義というのはございませんが、一般的に言われますのは、公的資金というのは、財政資金や日銀の資金等だと思います」
(衆議院大蔵委員会 平成9年11月12日 大蔵省銀行局長答弁(抄))

「これは使う用途によって定義が違うように思います。広くとりますと、一番最終的な負担としては税金、一般会計から出るお金、それから日本銀行の借入れ、それから政府保証、そういうものが含まれると思います。したがって、統一された定義はないわけでございます、どういう観点から公的資金が議論されているかによると思います」
(衆議院大蔵委員会 平成9年12月2日 大蔵省総務審議官答弁(抄))

「公的資金をぎりぎり詰めていくということであれば、一般会計もあるでしょうし、財投もあるでありましょうし、そして政府保証という形もあるでありましょうし、最終的にどこが責任を負うかというところをもって公的資金、公的支援、こういうことになるのではないのでしょうか」

(衆議院大蔵委員会 平成9年12月2日 大蔵大臣答弁(抄))

(出所)「第132回国会 参議院大蔵委員会会議録 第四号 平成7年3月10日」、
「第141回国会 衆議院大蔵委員会会議録 第四号 平成9年11月12日」、
「第141回国会 衆議院大蔵委員会会議録 第八号 平成9年12月2日」(国立国会図書館 国会会議録検索システム：<http://kokkai.ndl.go.jp/>)。

【平成10年度】

8-157 財政構造改革会議最終報告 橋本総
理記者会見

平成9年6月3日

冒頭発言

【橋本総理】今日は、財政構造改革会議で取りまとめた財政構造改革の推進方策について、まず発言をさせていただきます。

この財政構造改革会議をスタートさせたのが本年の1月ですから、延べ5か月間、非常に集中した論議を行っていただいた訳ですが、お陰様で今日、推進方策がまとまり、先ほど閣議決定まで進みました。内閣総理大臣という立場、同時に財政構造改革会議の議長として報告をさせていただきます。

こうした報告をしなければならなくなったその元、申し上げるまでもありませんが我が国を取り巻く環境が大きく変化しているということにはかなりません。出生率が1.42人、少子化が大変な勢いで進んでいます。

一方で、大変これは喜ばしいことですが、昭和38年に初めて我が国が100歳以上の方々の実態を取り始めたとき、100歳以上の方は153人しかおられなかった日本、昨年のお敬老の日には7,373人、この数字が示すとおり高齢化も進んでいる訳です。

他方、経済の面から見れば、国際化の進む中、まさに大競争時代というものに我々は直面している。経済構造改革が求められるゆえにもここにあります。

そうした中で、国と地方の屋台骨である財政を見てみると、借金の総額は長期債務ベースで平成9年度末に476兆円、国内総生産515兆円に間もなく迫るかという状況であります。財政構造、すなわち社会保障や公共投資、教育といった各経費の構造について見直しを怠れば、21世紀に入って経済が破綻するという試算結果が幾つかの場面で示されていることはもう皆さん御承知のとおりですし、子どもや孫の時代を考えるなら、我々はこんな状況が続ける訳にはいきません。

このために、まず聖域なき徹底した歳出の見直しを行うことによって赤字体質を変えること、次に各経費を圧縮するにしても大幅に削減する分野と、逆に将来を考えると科学技術のように増加した方が望ましい分野、めりはりを付けて財政の構造を変えるということに着手しなければ、活力のある21世紀の展望は開けない訳です。

そんな問題意識を持って、財政構造改革会議において政府与党の枢要なメンバーにお集まりいただき、従来の枠組みにとらわれず徹底的な議論をしてきました。

今日取りまとめました財政構造改革の推進方策、これは社会保障、公共投資、文教といった主要経費ごとに具体的な予算の削減、抑制を金額をもって定め、各経費のめりはりを付ける、これまで私たちが行ったことのない内容になっています。

これらの歳出の改革と縮減の具体的方策を実現することによって、当面来年度予算の一般歳出の伸びを今年度に比べてマイナスにする。同時に、2003年度までに財政赤字対GDP比を3%以下とする。財政健全化目標への達成の軌道がようやくこれによって可能になってきたと、そのように考えています。

幾つか皆さんにお願いをしなければならぬ訳ですが、項目を手短かに説明させていただきます。

まず第一に社会保障について。6つの改革の1つとして社会保障構造改革を進めています。財政の視点からも社会保障構造改革が必要であり、安定的運営の出来る社会保障制度を構築すること、これを目指すことがこの中に明記されています。今、医療については社会保障構造改革の第一歩として国会で法改正を御審議をいただいておりますが、更に10年度以降、薬価基準制度の抜本的見直しなどの諸改革に真正面から取り組むことにしています。

年金についても大変難しい問題があり、少

子高齢化の下でこのままの給付水準を維持していけば、若い人々の保険料負担が極めて重いものになってしまいます。何歳から支給を受けることがいい、またどの程度の額を給付することがいいのか。こうした課題に取り組まなければなりません。これは既に11年度に再計算を予定されている、こうした内容です。

2番目に公共投資ですが、近年、景気対策のために大幅な追加が行われていきます。この公共投資の水準をおおむね景気対策のための大幅な追加が行われてきた以前の国民経済に見合った適正な水準にまで引き下げることを目指します。このため、公共投資基本計画の期間を3年間延長し、当初の計画期間10年間で見ますと600兆円から470兆円程度へ投資規模を実質的に減らしていきます。また、公共事業関係の長期計画についても計画期間を延長し、投資規模を実質的に減らします。

更に、公共事業予算の配分についても重点化をさせていただかなければなりません。例えば、経済構造改革を進めるという視点をもって物流の効率化対策に資するものを中心に優先的、重点的に整理をしたいと考えています。公共投資予算の各年度の予算額としては集中改革期間中、各年度その水準の引き下げを図っていき、まず10年度においては対9年度に比べマイナス7%を上限といたしております。

なお、これと並行して公共事業の建設コストの縮減については9年度以降3年間に少なくとも10%以上の縮減を目指すことを既に関係の閣僚会議で決定をし、その方向に進みつつあることも皆さん御承知のとおりです。

3番目に、防衛関係費です。我が国の安全保障上の観点と経済、財政事情などを踏まえ、25兆1,500億円の中期防衛力整備計画について、今後3年間は防衛関係費の水準を抑制するという考え方の下に、残り期間の物件費の1割相当額、これは約9,200億円になる訳ですが、この1割相当額の縮減を行うべきか、本年中にこの内容を見直すことにいたしました。また、集中改革期間中、防衛関係費は対前年度同額以下に抑えることとしていきます。

4番目の問題はODAです。我々は今まで世界一多くのODAの供給国として量的な拡

大を続けてきました。今後は、量から質への転換を図ることに平成10年度から3年間の集中改革期間中、ODA予算は各年度その水準の引き下げを図りながら、特に10年度予算については対9年度比10%マイナスの額を上限とすることにしています。その際、ODAの質の向上、予算配分の重点化・効率化、民間資金の活用などを通じて、我が国がこれまでにお約束をしたODAの円滑な執行を確保する。これは当然でありますけれども、今後ともODAの効果的な実施に努め、我が国の国際貢献の姿勢を損なうことのないよう、万全を期していきたいと思っています。

最後に、5番目として農林水産関係予算についてであります。ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策につきましては、農業農村整備事業を中心に対策期間を2年延長するとともに、新しい国際環境に対応し得る農業経営の確立、地域特性の活用により資するよう、事業の内容の見直しを行います。まず総事業費6兆100億円における農業農村整備事業と、そのほかの事業との事業費の比率、現在これは6対4になっていますが、これをおおむね5対5にすることにいたしました。なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の予算上の取扱いについては事業内容の見直しと併せて予算編成過程で検討することとし、この旨を財政構造改革会議において私から発言しております。

以上、大きな点について簡単に御説明申し上げましたが、他の項目についても、今後の財政構造改革の方向性を深く掘り下げてお示しをいたします。

そこで、我々が一緒に考えなければならないことは景気対策という問題についてです。私どもは、これまで不況に対して財政の出動で対応してきました。今後は、安易に財政に依存するのではなく、民間需要中心の中長期的な安定成長につなげていくためには、規制緩和を始めとした経済の構造改革を積極的に進めていく。これによって景気の安定を図ってまいります。

今、お話を申し上げました財政構造改革の推進方策はいずれも極めて厳しい痛みを伴う苦しい改革であります。国民の皆様にもこの状況を是非御理解いただき、痛みを分かち

合っていただくことを心からお願いを申し上げますなければならない、そうした大変厳しい選択であります。

世界に例を見ない超高齢化社会を迎えようとしている中で、今のままの財政構造を放置し、財政赤字の拡大を招くならば、21世紀の経済・国民生活が破綻することは必至です。そうした状況の中で、我々はあらゆる手段を使いながら活力のある豊かな国民生活を実現していくことに全力を傾けなければなりません。それが私たちの子どもたちやあるいは孫たちの時代に対する責任、そうした思いでの構造改革というものに取り組んでまいりました。

そして、この財政構造改革の試練を乗り越えることが我々の21世紀に対する責任である。こうした点について、是非とも御理解と御協力をいただくことを心からお願いを申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。(出所) 首相官邸ウェブ・ページ「橋本内閣総理大臣演説等」(<http://www.kantei.go.jp/jp/hasimotosouri/speech/1997/0604sori-zaisei.html>)。

8-158 財政構造改革の推進方策に関する特別措置法案(仮称)の概要

「財政構造改革の推進方策」(平成9年6月3日財政構造改革会議)及び閣議決定に沿い、その内容のうち法律化すべきものを盛り込んだ法案。

第1 総則

1 目的

この法律は、国及び地方の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、次の事項を規定。

- (1) 財政構造改革の推進に関する国の責務
- (2) 財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針
- (3) 各歳出分野における改革の基本方針・集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標
- (4) 政府が講ずべき制度改革等
- (5) 地方財政の健全化

2 財政構造改革の趣旨

財政構造改革は、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるもの。

3 財政構造改革の推進に関する国の責務

国は、財政構造改革の趣旨のっとり財政構造改革を推進する責務を有する。

4 財政構造改革の当面(平成15年度まで)の目標

- ① 国・地方の財政赤字の対GDP比3%以下
- ② 特例公債脱却及び公債依存度を引下げ

5 財政赤字の対国内総生産比の公表

平成10年度から15年度の各年度において財政赤字の対GDP比の見込み値及び実績値を計算して公表。

6 国の財政運営の当面の方針

- (1) 国は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額を抑制するとともに、官と民、国と地方の役割の見直し等の観点を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進。
- (2) 政府は、平成10年度の当初予算を作成するに当たり、一般歳出の額が平成9年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようにする。

第2 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

一 社会保障

1 社会保障関係費に係る改革の基本方針

社会保障制度の構造改革を進め、高齢化等に伴い必要となる社会保障関係費の増加額をできる限り抑制。

2 社会保障関係費の量的縮減目標

- (1) 平成10年度の当初予算は、平成9年度の当初予算の額に3,000億円を加算した額を下回ること。
- (2) 平成11年度・12年度の当初予算の額は、

前年度の当初予算の額におおむね100分の102を乗じた額を上回らないこと。

(注) 社会保障関係費の範囲は、集中改革期間の各年度の当初予算で定める。なお、他の「主要な経費」についてもこれと同様の方法でその範囲を定める。

3 医療保険制度改革に関する検討

医療保険制度の安定的運営を図るため、平成12年度までのできるだけ早い時期に、医療保険制度等の抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等

4 年金制度改革に関する検討

集中改革期間中において最初に行われる財政再計算において、年金給付の在り方、保険料率の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等

5 社会保険事業の事務費に係る国庫負担等の抑制

社会保険事業（年金事業等）の事務費に係る国庫負担等を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法、国家公務員共済組合法等について、平成10年度から15年度までの特例を規定。

6 雇用保険制度の見直し

平成10年度予算の成立の日までのできるだけ早い時期に、高年齢求職者給付金の在り方について廃止を含めて見直し、失業等給付に係る国庫負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 公共投資

1 公共事業予算に係る改革の基本方針

公共事業に係る予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、国と地方との適切な役割分担等の課題に対応できるよう、重点化及び効率化。

2 公共投資関係費の量的縮減目標

- (1) 平成10年度の当初予算の額が平成9年度の当初予算の額に100分の93を乗じた額を上回らないこと。
- (2) 平成11年度・12年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を下回ること。

3 公共事業長期計画の期間の延長

森林整備事業計画、治山事業5箇年計画、

治水事業5箇年計画、港湾整備5箇年計画、特定交通安全施設等整備事業5箇年計画、下水道整備5箇年計画、都市公園等整備5箇年計画、廃棄物処理施設整備計画の2年延長のための所要の措置。

三 文教

1 文教予算に係る改革の基本方針

文教予算について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制。

2 国立学校特別会計への繰入れ・私立学校に対する助成の総額の量的縮減目標

- (1) 集中改革期間の各年度の当初予算における国立学校特別会計への一般会計からの繰入金額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。
- (2) 集中改革期間の各年度の当初予算における私立学校助成費（経常費補助）の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

3 教職員改善計画の計画期間の2年延長

教職員改善計画の計画期間の2年延長のための所要の措置。

四 防衛

1 防衛関係費に係る改革の基本方針

我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、防衛関係費について、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制。

2 防衛関係費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の防衛関係費（SACO関連経費を除く。）の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

五 政府開発援助

1 政府開発援助に係る改革の基本方針

政府開発援助について、量的拡充から質の向上へ転換。

2 政府開発援助費の量的縮減目標

- (1) 平成10年度の当初予算の額が平成9年度の当初予算の額に10分の9を乗じた額を上回らないこと。
- (2) 平成11年度・12年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を下回ること。

六 農林水産

- 1 農林水産関係予算に係る改革の基本方針
農林水産業の担い手に対して施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図ることにより、農林水産関係予算について、重点化及び効率化。
- 2 主要食糧関係費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

七 科学技術

- 1 科学技術振興費に係る改革の基本方針等
 - (1) 科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発、防衛等に係る研究に関する経費を極力抑制。同計画の弾力的な取扱い。
 - (2) 科学技術振興費について、重点化及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮。
- 2 科学技術振興費の量的縮減目標
 - (1) 平成10年度の当初予算の額が平成9年度の当初予算の額におおむね100分の105を乗じた額を上回らないこと。
 - (2) 平成11年度及び平成12年度の当初予算の対前年度増加額をできる限り抑制。
- 3 研究開発機関等の統合又は廃止に関する計画の作成

集中改革期間中に、国の試験研究機関、特殊法人等の統廃合計画を作成。

八 エネルギー対策

- 1 エネルギー対策に係る改革の基本方針
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計からの繰入額を縮減。
電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策を一層効率化。
- 2 エネルギー対策費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

九 中小企業対策

- 1 中小企業対策費に係る改革の基本方針
中小企業対策費について、中小企業者等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直し。

2 中小企業対策費の量的縮減目標

集中改革期間の各年度の当初予算の額が前年度の当初予算の額を上回らないこと。

十 人件費の抑制

集中改革期間中においては、適切な措置を講ずることにより、人件費の総額を極力抑制。

十一 その他の事項に係る経費の抑制

集中改革期間の各年度の当初予算のその他の事項に係る経費が、前年度の当初予算の額を極力上回らないよう、抑制。

十二 補助金等の見直し

1 補助金等の見直し

社会経済情勢の変化、官と民、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金等を見直し。

2 地方公共団体に対して交付される補助金等の削減等

- (1) 制度等見直し対象補助金等は、制度又は施策の見直しや事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。
- (2) その他補助金等は、集中改革期間の各年度の当初予算の所管ごとの額が前年度の当初予算の所管ごとの額に10分の9を乗じた額を上回らないようにする。

(注) 地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等も同様。

3 特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等

交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。

4 補助金等の交付の決定に関し各省各庁の長が講ずべき措置

各省各庁の長は、補助金等の交付決定額等の下限を定めること、補助金等の交付決定の概要等を公表すること等の措置を講ずる。

第3 地方財政の健全化

1 財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務

地方公共団体は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政構造改革に努め、その財政を自主的かつ自立的に健全化。

2 地方公共団体に対する行財政上の措置

政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずる。

3 地方一般歳出の額の抑制等のための措置

- (1) 政府は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずる。
- (2) 政府は、平成10年度の地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成9年度の地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずることとする。

第4 附則

政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、国及び地方公共団体の財政の在り方について検討を加え、財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずることとする。

当初の予算作成に当たっての「主要な経費」に係る量的縮減目標等

	10年度	11年度・12年度
社会保障関係費	3,000億円を加算した額を下回るようにする。	おおむね102/100を乗じた額を上回らないようにする。
公共投資関係費	93/100を乗じた額を上回らないようにする。	前年度の額を下回るようにする。
文教予算 国立学校特別会計へ繰入 私学助成（經常費）	前年度の額を上回らないようにする。 前年度の額を上回らないようにする。	
防衛関係費	前年度の額を上回らないようにする。	
政府開発援助費	9/10を乗じた額を上回らないようにする。	前年度の額を下回るようにする。
主要食糧関係費	前年度の額を上回らないようにする。	

科学技術振興費	おおむね105/100を乗じた額を上回らないようにする。	増加額をできる限り抑制する。
エネルギー対策費	前年度の額を上回らないようにする。	
中小企業対策費	前年度の額を上回らないようにする。	
人件費	総額を極力抑制する。	
その他	前年度の総額を極力上回らないよう、抑制する。	
一般歳出	前年度の額を下回るようにする。	[平成15年度まで]抑制する。
地方財政計画一般歳出	政府は、前年度の額を下回るように、必要な措置を講ずる。	[平成15年度まで]政府は、抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずる。

(出所) 財政制度審議会総会（第2回）及び法制部会（第1回）合同会議 平成9年9月25日配布資料（9）（財政制度審議会「平成9年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」91-97ページ）。

8-159 国鉄長期債務の本格的処理について ～平成10年度予算要求～ 平成9年10月運輸省鉄道局

国鉄改革の総仕向けに向けて、国鉄長期債務の本格的処理を実施する。

基本的な考え方

- 国鉄長期債務の本格的処理は、昭和62年4月1日に実施された国鉄改革の総仕向けのために避けては通れない課題である。また、財政構造改革を実施していくための不可欠の課題である。
- 国鉄清算事業団に残る土地等の資産が乏しくなった状況下では、事業団がその自主財源によって国鉄長期債務の処理を行うという現行のスキームは、破綻している。
- このため、国鉄長期債務を国の債務として位置付け、国においてその本格的処理を

早急に実施する必要がある。

具体的な処理

1. 国鉄長期債務については、その処理の状況を明らかにするため、「国鉄長期債務整理特別会計」(仮称)を設置する。

① 有利子債務及び無利子債務は、特別会計が承継する。

年金追加費用等は特殊法人が支払うが、その支払いの原資に充てるため、特別会計が特殊法人に対して年金関係債務(有利子の確定債務)を負担する。

② 有利子債務(年金関係債務を含む。)の利払い分の全額及び元本償還分の一部は、一般会計から特別会計に対して国債費として繰り入れる。

③ 無利子債務は、特殊法人からの資産処分収入納付金に応じて、一般会計に償還する。

④ 有利子債務の元本の借換えのために必要な資金は、特別会計において、特別会計債券及び借入金によって調達する。

2. 国鉄長期債務の処理財源は、特殊法人からの資産処分収入納付金及び一般財源によることとする他、今後の与党における検討等を踏まえ引き続き調整する。

3. 国鉄長期債務の処理に係る金利負担の軽減を図る。このため、既存の財投借入金について金利軽減措置を講ずるとともに、今後の資金調達について税制上の特典を付けた無利子債券の発行の措置を講ずる。

4. 国鉄清算事業団は、整理する。このため、職員の再就職対策を講ずる。

5. 国鉄清算事業団の残る業務、権利義務等は、他の特殊法人(日本鉄道建設公団)が承継する。

特殊法人は、特例的・暫定的な業務として、次の業務を行う。

① 残る資産を処分し、その収益を特別会計に納付する。

② 特別会計からの年金関係債務の元金償還金を原資として、年金追加費用等の支払いを行う。

③ 旧国鉄時代以来の業務その他国鉄清算事業団から引き継いだ業務を行う。

6. 特別会計の設置及び国鉄長期債務の承継、国鉄清算事業団の整理及び特殊法人による業務、権利義務等の承継は、平成10年10月1日に実施する。

平成10年度における財政上・税制上の措置

○予算措置 (前年度予算)
 百万円 百万円

・国鉄清算事業団に対する補助	40,100	(40,100)
・国鉄長期債務整理特別会計(仮称)に対する一般会計からの繰入れ(国債費)	690,000	(—)

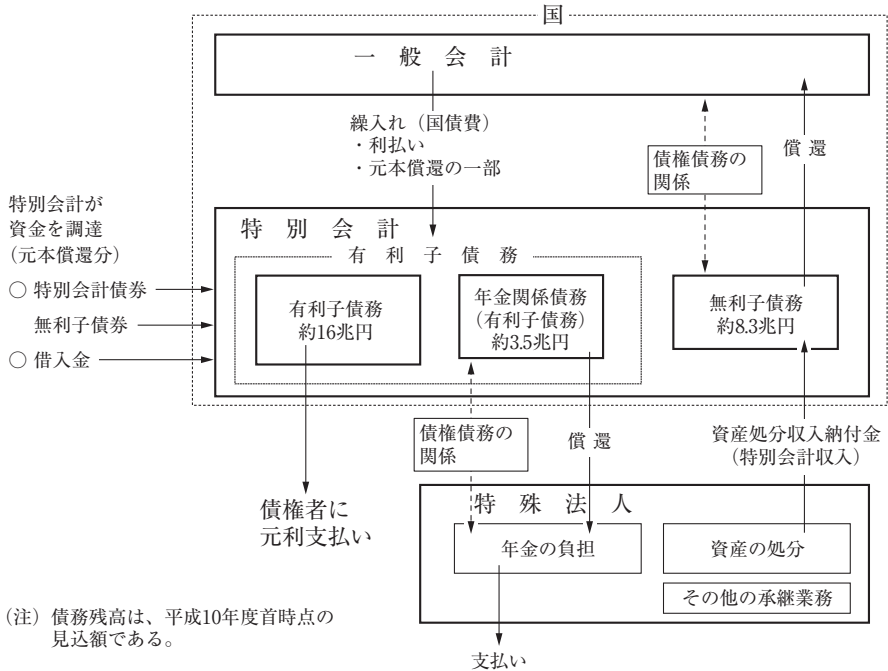
○財政投融资
 ・財政投融资 2,172,800 (903,500)

(上半期(国鉄清算事業団) 下半期(国鉄長期債務整理特別会計(仮称))	868,700	}
	1,304,100	

・既存の財政投融资借入金について金利軽減措置を講ずること。 事項要求 (—)

○税制上の措置
 ・無利子債券の発行に係る所得税・法人税の特例措置の創設 (新規 国税)
 ・国鉄清算事業団の整理に伴い日本鉄道建設公団に承継される業務等に係る課税の特例措置 (新規 国税・地方税)
 ・国鉄長期債務の本格的処理のための所要の税制上の措置

国鉄長期債務の本格的処理の方式（参考図）



国鉄長期債務整理特別会計（仮称）〔10年度通年ベースの試算〕

	収入	支出	
○一般会計 13,700億円	①一般会計繰入れ(国債費) 13,700億円	①有利子債務(19.5兆円)償還 44,500億円	○16兆円の有利子債務の元利償還(一般債権者) 41,100億円
[財源の内訳] ※無利子債務償還分 3,800億円 その他の財源 9,900億円	利子の全額 9,700億円 元本の一部 4,000億円	利子 9,700億円 元本 34,800億円	うち、厚生年金債務分 500億円
○資産処分収入 5,600億円	②承継法人納付金収入 5,600億円	[元本処理財源の内訳] ○一般会計 4,000億円 ○納付金 1,800億円 ○借換え 29,000億円	○3.5兆円の年金関係債務の元利償還(承継法人) 3,400億円
	無利子債務分 3,800億円 有利子債務分 1,800億円	②無利子債務(8.3兆円)償還 3,800億円	※一般会計への償還 3,800億円
○市中・財投 29,000億円	③債券・借入金(借換え) 29,000億円		
	48,300億円	48,300億円	

（出所）「国鉄長期債務の本格的処理について～平成10年度予算要求～平成9年10月 運輸省鉄道局」、財政制度審議会歳出の削減合理化等に関する特別部会（第1回）平成9年10月16日配布資料（6）「国鉄長期債務の本格的処理について」（財政制度審議会「平成9年度 財政制度審議会資料集 歳出の削減合理化等に関する特別部会編」41-47ページ）。

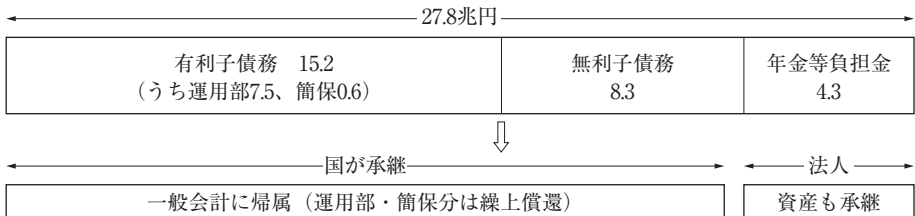
8-160 国鉄長期債務問題について

〔財政制度審議会歳出の削減合理化等に関する特別部会（第6回）平成9年12月8日 配布資料（3）「国鉄長期債務問題について（説明資料）」（抄）〕

I. 平成9年12月3日の財政構造改革会議企画委員会（国鉄長期債務問題第7回）において提示された座長案

国鉄長期債務の処理策について

1. 国鉄長期債務の現状



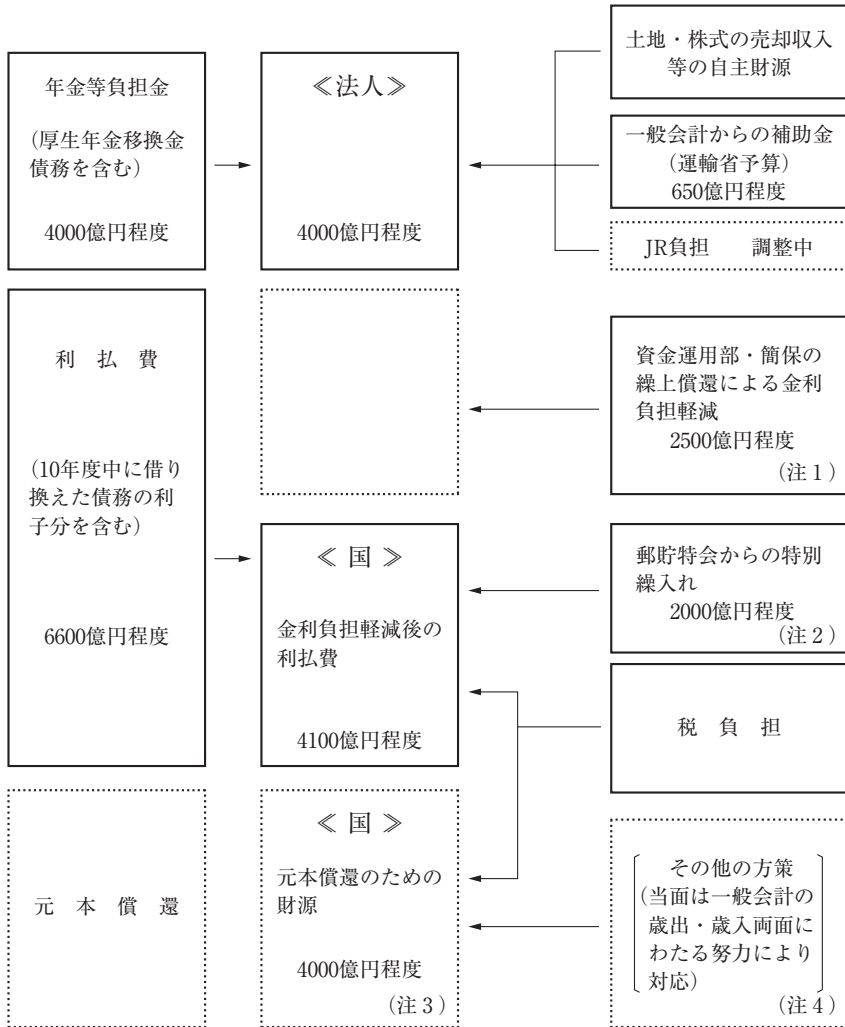
2. 毎年度の利払費等

- 有利子債務の利払費
 - ・ 元本償還分を借換により資金調達した場合 6600億円程度
- 年金等負担金（厚生年金移換金債務を含む）の支払 4000億円程度
 - ・ 昭和31年6月以前の期間分に係る年金等負担金 3400億円程度
 - （総支払見込額は6.7兆円）
 - ・ 厚生年金統合に伴う移換金債務 600億円程度
 - （元本7,700億円を19年間で分割償還）

3. 処理策の骨格

- 処理策においては、年金等負担金の支払（厚生年金移換金債務の償還を含む）、利払費、元本償還に分けて考える。
- 年金等負担金の支払は、法人が行うこととし、その財源については、①土地・株式の売却収入等の自主財源、②一般会計からの補助金、及び③JR負担（調整中）を充てることとする。
- 有利子債務（15.2兆円）及び無利子債務（8.3兆円）は、国に承継させる。
- 有利子債務の利払費については、①資金運用部・簡保の借入金、引受債（8.1兆円）の繰上償還により金利負担を軽減した上で、②郵貯特会からの特別繰入れ、③税負担を財源に充てることとする。
- 元本償還に要する財源については、上記の財源の一部を充てるほか、当面は、一般会計の歳出・歳入両面にわたる努力により対応することとする。

〔通年ベース〕



注1) 初年度である10年度は、繰上償還の時期、方法、金利水準等により額は変動する。
 注2) 平成10年度から平成14年度までの5年間とする。
 注3) 有利子債務 (約15.2兆円) 及び無利子債務 (約8.3兆円) を60年で償還する場合に要する額。
 注4) 最終的には、年金負担が縮小していくことに伴い確保される財源等により対応。

〔財政制度審議会歳出の削減合理化等に関する特別部会（第6回）平成9年12月8日 配布資料（4）「国鉄長期債務問題について（参考資料）」（抄）〕

財政構造改革会議企画委員会〔国鉄長期債務関係〕開催状況

- 第1回 10/1（水） 財政当局及び運輸省からのヒアリング
- 第2回 10/7（火） 国鉄改革関係者からのヒアリング
 ・ 亀井正夫氏（住友電気工業株式会社相談役（元国鉄再建管理委員会委員長））
 ・ 加藤 寛氏（千葉商科大学学長（元国鉄再建管理委員会委員長代理））
- 第3回 10/16（木） 国鉄長期債務の本格的処理のための具体的処理方策について
 ・ 今後の利子及び年金等負担金の見直し
 ・ 年金関係の負担について
 ・ 財投資金の繰上償還あるいは金利減免
 ・ 相続税軽減等の特典を付けた無利子国債の発行
- 第4回 10/29（水） 「財投・郵貯」「年金等・JR負担」「無利子国債」「特定財源」の4グループからの検討結果報告及びその他の選択肢について
- 第5回 11/5（水） JRからのヒアリング等
- 第6回 11/13（木） 国鉄長期債務の本格処理のための具体的処理方策について
 ・ 具体的処理策についての議論（フリーディスカッション）
 ・ 整備新幹線の取扱いについて
- 第7回 12/3（水） 国鉄長期債務の処理のための具体的方策について
 ・ 座長案の提示

財政構造改革の推進について（抜粋）

〔平成9年6月3日〕
 閣議決定

7. 清算事業団債務

財政構造改革を実現していくためには残高が28兆円にもものぼる本問題を本格的に処理することが不可欠である。

現在、与党内において進められている検討では、これまで以下の方策が掲げられている。

- ・ 自主財源による債務償還
- ・ 財投資金の繰上償還あるいは金利減免
- ・ 相続税軽減等の特典を付けた無利子国債の発行
- ・ 歳出全般の大胆な見直し
- ・ 交通機関利用者全体の負担
- ・ JRによる負担
- ・ 鉄道利用税等の形によるJR利用者の負担
- ・ 揮発油税等道路財源の活用
- ・ 事業団債務の一般会計への付け替え

・増税による国民負担

将来世代へ負担を先送りするという形での安易な処理を回避するため、情報の公開・債務増大の原因の分析を行いつつ、国民の理解と納得が得られるよう、これらを含むあらゆる方策につき個別具体的に検討を行い「平成9年中に成案を得る」（平成8年12月25日閣議決定）こととする。

（出所）財政制度審議会「平成9年度 財政制度審議会資料集 歳出の削減合理化等に関する特別部会編」579-582ページ、585-587ページ。

8-161 平成10年度一般会計概算要求額調

9年9月9日
(単位 百万円)

所 管	前年度予算額	平成10年度 概算要求額	比較増△減額	伸 率 (%)	備 考
皇 室 費	6,725	6,725	0	0.0	
国 会	129,060	137,114	8,054	6.2	
裁 判 所	310,788	313,824	3,036	1.0	
会 計 検 査 院	16,126	16,302	176	1.1	
内 閣	18,035	18,360	325	1.8	
総 理 府	9,209,897	9,009,298	△ 200,599	△ 2.2	
防 衛 庁	4,947,263	4,941,100	△ 6,163	△ 0.1	
そ の 他	4,262,634	4,068,198	△ 194,436	△ 4.6	
法 務 省	577,541	587,361	9,820	1.7	
外 務 省	774,799	719,941	△ 54,858	△ 7.1	
大 蔵 省	1,946,559	1,947,834	1,275	0.1	
文 部 省	5,819,763	5,870,599	50,836	0.9	
厚 生 省	14,716,745	14,991,489	274,744	1.9	
農 林 水 産 省	3,121,684	2,948,538	△ 173,146	△ 5.5	
通 商 産 業 省	924,955	922,845	△ 2,110	△ 0.2	
運 輸 省	953,533	899,867	△ 53,666	△ 5.6	
郵 政 省	83,728	84,293	565	0.7	
労 働 省	502,539	502,254	△ 285	△ 0.1	
建 設 省	5,889,076	5,245,833	△ 643,243	△ 10.9	
自 治 省	105,147	167,410	62,263	59.2	
物流効率化による経済構造改革特別枠	—	150,000	150,000	—	
生活関連等公共事業重点化枠	—	250,000	250,000	—	
計（一般歳出）	45,106,700	44,789,887	△ 316,813	△ 0.7	
国 債 費	16,802,329	18,055,750	1,253,421	7.5	
地方交付税交付金	15,480,975	17,707,896	2,226,921	14.4	
合 計	77,390,004	80,553,533	3,163,529	4.1	

(注1)「計（一般歳出）」には、前年度において「産業投資特別会計へ繰入等」で整理していた金額（平成9年度1,300,000百万円）を含んでいる。

(注2) 上記以外にも、運輸省から国鉄長期債務の処理に要する経費について、農林水産省から国有林野事業特別会計の累積債務の処理に要する経費について、要求がある。

総理府所管（除防衛庁）内訳

(単位 百万円)

組 織	前年度予算額	平成10年度 概算要求額	比較増△減額	伸 率 (%)	備 考
総 理 本 府 等	56,153	62,959	6,806	12.1	
警 察 庁	254,082	255,271	1,189	0.5	
総 務 庁	1,556,233	1,523,928	△ 32,305	△ 2.1	
北 海 道 開 発 庁	1,005,932	896,671	△ 109,261	△ 10.9	
経 済 企 画 庁	22,636	15,158	△ 7,478	△ 33.0	
科 学 技 術 庁	571,411	590,478	19,067	3.3	
環 境 庁	79,304	78,797	△ 507	△ 0.6	
沖 縄 開 発 庁	333,231	300,009	△ 33,222	△ 10.0	
国 土 庁	383,652	344,927	△ 38,725	△ 10.1	
小 計	4,262,634	4,068,198	△ 194,436	△ 4.6	

(参考1)

1. 特別会計の新設等要求

農林水産省
運 輸 省

国有林野事業特別会計（改組）
国鉄長期債務整理特別会計（仮称）

2. 特殊法人の新設等要求
科学技術庁

通商産業省
運 輸 省

名称未定
（動力炉・核燃料開発事業団の改組）
日本貿易振興会
（日本貿易振興会とアジア経済研究所の統合）
日本国有鉄道清算事業団（廃止）

3. 定員の増加要求

一 般 会 計
特 別 会 計
計

△2,714人
4,745人
2,031人

4. 機構の要求（主なもの）

(1) 局

大 蔵 省

金融局（仮称）（証券局及び銀行局廃止）
国際局（仮称）（国際金融局廃止）

(2) 施設等機関

厚 生 省
農 林 水 産 省

国立児童自立支援施設（国立教護院の名称変更）
真珠研究所（廃止）

(3) 特別の機関

外 務 省

（在外公館）
在チェンマイ総領事館
在デンヴァー総領事館
在クライストチャーチ総領事館

5. 財政投融资計画要求額調

(9年度計画額)	(10年度要求額)	(増△減額)	(伸 率)
513,571億円	502,472億円	△11,099億円	△2.2%
うち 一般財政投融资	うち 一般財政投融资	うち 一般財政投融资	
393,271億円	372,472億円	△18,799億円	△4.8%

(出所) 財政制度審議会総会(第2回)及び法制部会(第1回)合同会議 平成9年9月25日
 配布資料(6)「最近の財政事情について ○平成10年度一般会計概算要求額調 平成9
 年9月25日 大蔵省主計局」(財政制度審議会「平成9年度 財政制度審議会資料集 総
 会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」79-81ページ)。

8-162 財政事情の試算

(名目成長率1.75%～3.5%を前提)

(単位:兆円、%)

		9年度 1997年度	10年度 1998年度	11年度 1999年度	12年度 2000年度	13年度 2001年度	14年度 2002年度	15年度 2003年度	
歳 出	1. 国債費	16.8	(4.7) 12.6	(2.1) (6.2) 18.0 ~ 18.7	(1.3) (3.3) 18.2 ~ 19.3	(▲3.0) (▲1.1) 17.6 ~ 19.1	(0.0) (1.7) 17.6 ~ 19.4	(0.0) (1.6) 17.6 ~ 19.7	
	2. 地方交付税	15.5	(10.5) (12.6) 17.1 ~ 17.4	(1.8) (4.4) 17.4 ~ 18.2	(2.2) (4.1) 17.8 ~ 18.9	(2.1) (3.9) 18.2 ~ 19.7	(▲0.4) (1.7) 18.1 ~ 20.0	(2.3) (4.2) 18.5 ~ 20.8	
	3. 一般歳出	2%	45.1	[-0.32] (▲0.7) 44.8	(0.0) 44.8 ± α	(0.0) 44.8 ± β	(2.0) 45.7	(2.0) 46.6	(2.0) 47.6
		1%					(1.0) 45.2	(1.0) 45.7	(1.0) 46.2
		0%					(0.0) 44.8	(0.0) 44.8	(0.0) 44.8
	計	2%	77.4	(2.7) (3.1) 79.5 ~ 79.8	(0.9) (2.3) 80.2 ~ 81.7 ± α ± α	(0.8) (1.7) 80.8 ~ 83.0 ± β ± β	(0.9) (1.7) 81.5 ~ 84.4	(1.0) (1.9) 82.3 ~ 86.0	(1.6) (2.4) 83.7 ~ 88.1
		1%					(0.3) (1.2) 81.0 ~ 84.0	(0.5) (1.3) 81.4 ~ 85.1	(1.1) (1.9) 82.3 ~ 86.7
		0%					(▲0.2) (0.6) 80.6 ~ 83.5	(▲0.1) (0.8) 80.5 ~ 84.2	(0.5) (1.4) 80.9 ~ 85.3

歳 入	1. 税収、その他収入	60.7	(1.8) (3.7) 61.8 ~ 62.9	(1.4) (3.3) 62.6 ~ 65.0	(2.2) (4.1) 64.0 ~ 67.7	(1.9) (3.9) 65.2 ~ 70.3	(1.7) (3.6) 66.3 ~ 72.8	(1.9) (3.8) 67.6 ~ 75.6
	2. 公債金収入	16.7	[-1.95] 14.8	[-1.25] 13.5	[-1.25] 12.3	[-1.25] 11.0	[-1.25] 9.8	[-1.25] 8.5
	四 条 公 債	9.2	[-0.7] 8.5					
	特 例 公 債	7.5	[-1.25] 6.2					
	計	77.4	(▲1.1) (0.4) 76.5 ~ 77.7	(▲0.5) (1.1) 76.1 ~ 78.5	(0.2) (1.8) 76.3 ~ 79.9	(0.0) (1.7) 76.3 ~ 81.3	(▲0.2) (1.6) 76.1 ~ 82.6	(0.0) (1.9) 76.1 ~ 84.1

要 調 整 額 (歳出 - 歳入)	2%	—	2.9 ~ 2.1	4.0 ~ 3.2 ± α ± α	4.5 ~ 3.1 ± β ± β	5.2 ~ 3.2	6.2 ~ 3.4	7.6 ~ 4.0
	1%					4.8 ~ 2.7	5.3 ~ 2.5	6.2 ~ 2.6
	0%					4.3 ~ 2.3	4.4 ~ 1.6	4.8 ~ 1.2

(参考)

(単位:%)

国・地方の財政赤字対GDP比	5.4	4.8 ~ 4.8	4.3 ~ 4.2	4.0 ~ 3.9	3.5 ~ 3.4	3.1 ~ 3.1	2.6 ~ 2.5
----------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

* 国・地方の財政赤字対GDP比は、本試算の公債減額が実現できた場合の仮定計算である。

○ この試算は、「財政構造改革の推進に関する特別措置法案」において、財政構造改革の当面の目標として、平成15年度(2003年度)までに、国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を3%以下とし、国の一般会計において特例公債依存から脱却することとされていること等を踏まえ、平成15年度(2003年度)までの財政事情を、一定の仮定の下に機械的に試算したものである。また、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は、試算の前提等に応じ変化するものである。

- (注) 1. 国債費 …… 10年度については、概算要求を踏まえた計数。11年度以降については、経済成長率に応じ金利を仮置きして計算。
 2. 地方交付税 …… 法定率分(名目成長率×弾性値1.2(9年度法制改正の影響等を調整。)) + 特別措置分
 3. 一般歳出 …… 10年度については、概算要求ベースの44.8兆円(44兆7,900億円)で仮置きし、11年度及び12年度については、10年度と同額で仮置き。13年度以降については、0%、1%、2%でそれぞれ等率で伸ばした額を仮置き。
 4. 税 収 …… 名目成長率×弾性値1.1(9年度法制改正の影響等を調整。)
 5. その他収入 …… 名目成長率等
 6. 公債金収入 …… 10年度については四条公債は9年度の発行額から7,000億円減額した額を、特例公債は12,500億円減額した額を仮置き。11年度以降については10年度の発行額から毎年度12,500億円ずつ機械的に減額した額を仮置き。
 7. 各欄の左側の計数は、名目経済成長率1.75%の場合であり、右側の計数は名目経済成長率3.5%の場合。
 8. () 書は対前年度伸率であり、[] 書は対前年度比較増減額。

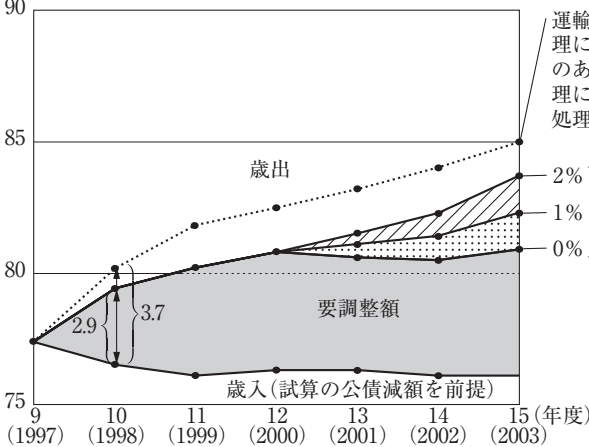
(備考) 運輸省から要求がある国鉄長期債務の処理に要する経費及び農林水産省から要求がある国有林野事業特別会計の累積債務の処理に要する経費について、仮に要求通りに処理したとした場合に上記の要調整額に追加される額

国 鉄 長 期 債 務	—	0.7	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
国有林野特会累積債務	—	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
計	—	0.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7

(単位:兆円)

(参考) 要調整額の推移

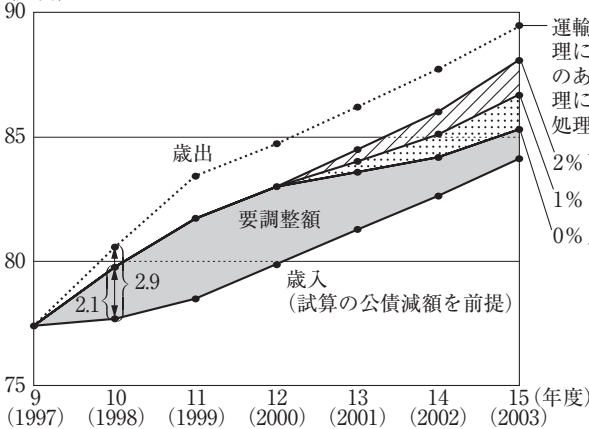
【名目成長率1.75%の場合】



運輸省から要求がある国鉄長期債務の処理に要する経費及び農林水産省から要求のある国有林野特別会計の累積債務の処理に要する経費について、仮に要求通り処理した場合。

要調整額 (兆円)				(+1.7)	(+1.7)	(+1.7)	
	(+0.8)	3.7	(+1.7)	5.2	6.2	7.6	2%
	2.9	4.0	4.5	4.8	5.3	6.2	1%
				4.3	4.4	4.8	0%

【名目成長率3.5%の場合】



運輸省から要求がある国鉄長期債務の処理に要する経費及び農林水産省から要求のある国有林野特別会計の累積債務の処理に要する経費について、仮に要求通り処理した場合。

要調整額 (兆円)				(+1.7)	(+1.7)	(+1.7)	
	(+0.8)	2.9	(+1.7)	3.2	3.4	4.0	2%
	2.1	3.2	3.1	2.7	2.5	2.6	1%
				2.3	1.6	1.2	0%

(注) 歳入については、公債金収入を10年度は9年度の発行額から1.95兆円減額し、11年度以降1.25兆円ずつ機械的に減額した額を仮置きしている。

(出所) 財政制度審議会財政構造改革特別部会 (第1回) 平成9年10月14日配布資料 (5) 「財政事情の試算」(財政制度審議会「平成9年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」415ページ及び520ページ)。

平成10年度財政事情(予算フレーム試算[除く国鉄・林野債務関係])

(単位:億円)

	9年度予算	10年度		10年度試算		備考
		財政事情の試算 (1.75%ケース)	9' → 10'	9' → 10'	9' → 10'	
(歳入)						
税	578,020	599,400	21,400	※ 599,400 ±A±B	21,400 ±A±B	※ 599,400: 「財政事情の試算」の計数を仮置き(来年度経済成長率を一定の水準に見込んだものではない)。 ±A: 9年度税収の動向、今後の政府経済見通し作業等を踏まえた10年度税収見振り額の変動。 ±B: 今後議論される10年度税制改正による増減取組。
その他収入	28,810	18,300	▲10,500	28,000 ±C	▲800 ±C	
公債	167,070	147,600	▲19,500	147,600	▲19,500	
建設公債	92,370	85,400	▲7,000	85,400 -D	▲7,000 -D	
特例公債	74,700	62,200	▲12,500	62,200	▲12,500	
計	773,900	765,300	▲8,600	775,000 ±A±B±C-D	1,100 ±A±B±C-D	
(歳出)						
国債	168,023	175,800	7,800	171,000	3,000	金利2.5%で積算(要求3.8%)。
地方交付税	154,810	171,000	16,200	171,000 +0.3(±A±B) -E	16,200 +0.3(±A±B) -E	+0.3(±A±B)は、±A±Bのハネ返り(0.3は仮置)。 加算は自治省要求(13,900億円)で計上(9年度予算3,600億円)。
一般歳出	451,067	447,900	▲3,200	447,900 -F	▲3,200 -F	
計	773,900	794,700	20,800	789,900 +0.3(±A±B)-E-F	16,000 +0.3(±A±B)-E-F	
要綱整額(歳出-歳入)		29,400		14,900±0.7A±0.7B+D		±C+E+F

(出所) 財政制度審議会総会(第3回)平成9年12月15日配付資料(1)「平成10年度財政事情」(財政制度審議会「平成9年度財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」261ページ)。

8-164 「建議」及び「報告」の平成10年度予算における主な措置状況

「建議」・「報告」における指摘事項		平成10年度予算における措置状況	
1. 総論	<p>集中改革期間の初年度である平成10年度の子算編成に当たっては、閣議決定「財政構造改革の推進について」及び財政構造改革法に盛り込まれた歳出の改革と縮減の具体的方策を着実に実施し、財政健全化目標の達成に向け全力を尽くしていくことが肝要。</p>	<p>○ 平成10年度予算においては、『財政構造改革法』に規定された、主要な経費毎のメリハリの効いた量的縮減目標に沿って、「一切の聖域なし」で歳出の改革と縮減を進め、一歳出対前年度比▲5,705億円、▲1.3%と過去最大の削減幅を達成。</p>	<p>平成10年度予算</p>
		<p>キャップ（対9年度）</p>	<p>+2,929億円（+20%） （9年度 145,501億円⇒10年度 148,431億円）</p>
	社会保障関係費	+3,000億円未満	公共事業関係費について▲7.8% （9年度 97,447億円⇒10年度 89,853億円）
	公共投資関係費	▲7%以下	
	文教予算	同額以下	▲1.4%（9年度 15,550億円⇒10年度 15,335億円）
	国立学校特別会計へ繰入	同額以下	±0.0%（9年度 3,699億円⇒10年度 3,699億円）
	私学助成（経常費助成）	同額以下	▲0.2%（9年度 49,475億円⇒10年度 49,397億円） （SACO除き）
	防衛関係費	同額以下	▲0.3%（9年度 49,414億円⇒10年度 49,290億円）
	ODA予算	▲10%以下	▲10.4%（9年度 11,687億円⇒10年度 10,473億円）
	主要食糧関係費	同額以下	▲0.1%（9年度 2,692億円⇒10年度 2,691億円）
	科学技術振興費	概ね+5%以下	+4.9%（9年度 8,493億円⇒10年度 8,907億円）
	エネルギー対策費	同額以下	▲2.6%（9年度 6,860億円⇒10年度 6,682億円）
	中小企業対策費	同額以下	▲0.4%（9年度 1,865億円⇒10年度 1,858億円）

（注）防衛関係費のキャップのかかる範囲は、SACO関連経費を除く部分。

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況						
<p>2. 社会保障</p> <p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険制度改革 <p>医療については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内とするとの基本方針を堅持し、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革を実施することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の医療費の適正化・合理化 <p>平成10年度予算編成においては、当面、以下を含む、あらゆる面からの医療費の適正化、効率化を図ることが必要である。</p> <p>まず、我が国の薬剤料については、薬の使い過ぎ等により、諸外国と比べて薬剤比率が高いという問題点が指摘されている。このような問題は、いわゆる薬価差から生じている面が大きいと考えられていることから、薬価の大幅な引き下げにより、薬価差の縮小を図るべきである。</p> <p>また、平成10年度の診療報酬改定については、国民医療費が引き続き高い伸びを示す一方、賃金、物価が落ち着いた動きを示していることや医療保険財政の厳しい現状を踏まえれば厳に抑制したものにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立病院・療養所 <p>今後は、昨年の「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」の改正や平成12年度末までに施設の廃止を含めた対処方針を決定するなど内容を踏まえた「再編成・合理化の基本指針」の見直しを踏まえ、再編成計画の実施を一層強力に推進する必要がある。</p> <p>平成10年度の国立病院・療養所に対する一般会計からの繰入れについては、経営合理化を更に推進することとして、平成9年度予算に引き続き、その削減を図るべきである。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、医療保険福祉審議会において、薬価制度、診療報酬体系等の抜本的見直しについて議論を行っているところ。 ○ 平成10年度においては、薬価の大幅な引下げ、医療費の適正化、医療提供体制の見直しを図るとともに、老人医療費の負担の公平化の観点から所要の制度改正を行う。 ○ 薬価等の適正化：薬価基準で9.7%の引下げ。医療材料についても価格を引下げ。 ○ 医療費の適正化：不正請求の返還金に対する加算金の割合の引上げ 重報、額回受診療者等に対する保健婦の訪問活動の強化 等 ○ 保険病床数の適正化：過剰病床地域における保険医療機関の新規病床数の制限等 ○ 老人医療費拠出金の負担の公平化：老人医療費拠出金の老人加入率上限の引上げ (現行) 25% → (見直し後) 30% 退職者に係る老人医療費拠出金の見直し → 退職者医療制度の対象者の老人医療拠出金の1/2を被用者保険制度の負担とする。 ○ 診療報酬改定：改定率1.5% + 診療報酬合理化分 <p>○ 国立病院特別会計への一般会計からの繰入れについては、以下のとおり繰入額の削減を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成9年度</td> <td style="text-align: center;">平成10年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰入額 1,802億円</td> <td style="text-align: center;">繰入額 1,468億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰入率 16.6%</td> <td style="text-align: center;">繰入率 13.4%</td> </tr> </table>	平成9年度	平成10年度	繰入額 1,802億円	繰入額 1,468億円	繰入率 16.6%	繰入率 13.4%
平成9年度	平成10年度						
繰入額 1,802億円	繰入額 1,468億円						
繰入率 16.6%	繰入率 13.4%						

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況												
<p>(2) 年金 平成11年度の財政再計算においては、公私の年金の適切な役割分担を図るとともに、給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担が過重なものとならないよう、制度の抜本的な改革を行う必要がある。将来世代の負担増を抑制するためには、給付総額の削減が不可欠であり、給付水準、スライド方式、支給開始年齢、施設入所者に対する年金支給等に対する年金支給、施設入所者に対する年金支給等について見直しを行う必要がある。</p> <p>また、世代間及び世代内の負担の公平の観点から、将来世代に負担を先送りするものとなっている現行の段階的保険料率を見直すとともに、総報酬制の導入等について検討すべきである。</p>	<p>○平成11年度に予定される年金制度改革に向けて、年金審議会において論点整理が行われ、厚生省から給付と負担の枠組みについて、年金改革の「5つの選択肢」が示されたところ。(平成9年12月5日) 今後、同審議会において、さらに制度改革の具体化に向けた検討を進めていくこととしている。</p>												
<p>(3) 雇用保険 雇用保険については、労使の保険料のほか、雇用に関する国の責任の観点から一部国庫負担（求職者給付1/5、雇用継続給付1/10等）によりその財源が賄われているが、国の財政の健全化及び自己責任原則の観点から、国庫負担の在り方を見直す必要がある。</p>	<p>○失業等給付に係る国庫負担について、自己責任原則の観点から、国庫負担率を引下げ。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現行</td> <td>1/5</td> <td>→</td> <td>14/100</td> </tr> <tr> <td>求職者給付</td> <td>1/5</td> <td>→</td> <td>14/100</td> </tr> <tr> <td>雇用継続給付</td> <td>1/10</td> <td>→</td> <td>7/100</td> </tr> </table>	現行	1/5	→	14/100	求職者給付	1/5	→	14/100	雇用継続給付	1/10	→	7/100
現行	1/5	→	14/100										
求職者給付	1/5	→	14/100										
雇用継続給付	1/10	→	7/100										
<p>65歳以上の労働者（高年齢継続被保険者）が失業した場合に一定の一時金が支給される高年齢求職者給付については、その1/5が国庫負担で賄われているが、65歳以降はむしろ年金で支えていくべき年代であり、高年齢求職者給付に係る国庫負担は廃止すべきである。</p>	<p>○高年齢求職者給付金に係る国庫負担について、年金との整合性等を踏まえ、廃止。</p> <p>(注) 船員保険（失業部門）についても、同様の観点から、所要の改正を行うこととしている。</p>												

<p>「建議」・「報告」における指搦事項</p>	<p>平成10年度予算における措置状況</p>
<p>3. 公共投資</p>	
<p>○ 公共事業予算のより一層の重点化・効率化の推進のため、経済構造改革関連の社会資本について、物流の効率化対策に資するものを中心として優先的、重点的に整備するとともに、引き続き相対的に立ち遅れている生活関連の社会資本への重点化を図ることが基本として、配分の重点化を推進することが必要。なお生活関連の社会資本については、国と地方の適切な役割分担に配慮しつつ、一定の生活水準の確保のための投資分野を優先するとともに、真に整備が遅れている分野・地域への重点化を徹底することが必要。</p> <p>○ 限られた財政資金の一層の効率的活用の観点から、公共事業の効率化・透明化を推進するため、コスト削減対策の推進、費用対効果分析の積極的活用を図るほか、長期にわたる事業等を対象に事業実施段階において再評価を行い、その結果に基づき事業の中止、休止を含む必要な見直しを行う新たなシステムを公共事業全体に導入することを検討することが必要。</p>	<p>○ 経済構造改革の推進に資するため、特別枠の活用により、プロジェクト中心の物流効率化関連事業に優先的配分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「物流効率化による経済構造改革特別枠」(1,500億円)のうち、半分以上の794億円を省庁間共同プロジェクトに配分するとともに、緊密な連携を確保する観点から予算を国土庁に一括計上 <p>○ 国民生活の質の向上に直結する分野については、大幅なマイナナス予算の下でも、引き続きできる限りの重点化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業農村整備事業の見直し(440億円) ○ 上記を中心に、全体として昭和50年度以来の大幅な事業別・所管別シェアの見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 実額ベースで1,800億円程度的大幅なシェア変動要因 ・ 所管別変動幅としては1.0%、事業別変動幅としても2.4%という大幅なシェア変動 ○ 事業採択段階における費用対効果分析の積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全事業において費用対効果分析を実施 ○ 「再評価システム」の導入(いわゆる「時のアセスメント」) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業採択後一定期間経過後で未着工の事業や長期にわたる事業等を対象に再評価を行い、その結果に基づき事業の中止、休止を含む必要な見直しを行うシステムを新たに公共事業全体に導入。 ○ 事業実施後における評価についても、手法等について検討を開始。 ○ 上記の趣旨を踏まえ、10年度予算においても事業の徹底した見直しを行い、過去に例のない規模での事業の中止、休止等を決定 (主な例) ダム 中止 6ダム 休止 12ダム 港湾 休止 18港 農業農村整備 11の国営事業を廃止(羊角湾等2干拓、15農薬用ダム) 農道空港の制度廃止

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況								
<p>○ 道路特定財源問題の取扱いについて、閣議決定『財政構造改革の推進について』に基づき、危機的な財政状況、受益者負担制度の基本等を踏まえ、道路関係社会資本への活用など従来の取扱い等の見直しについて総合的な視点から検討することが必要。</p>	<p>○ 閣議決定『財政構造改革の推進について』等を踏まえ、道路関係社会資本への活用による自動車重量税の運用の見直しを行うこととし、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 河川等四連公共施設整備促進事業 675億円 ② 住宅地四連公共施設整備促進事業 699億円 ③ 都市再開発四連公共施設整備促進事業 30億円 <p>を道路整備事業に計上。</p> <p>(参考)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成10年度予算政府案における</td> <td style="width: 50%;">道路整備国費の合計額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3兆4,395億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路特定財源等の税収総額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3兆3,484億円</td> </tr> </table>	平成10年度予算政府案における	道路整備国費の合計額		3兆4,395億円		道路特定財源等の税収総額		3兆3,484億円
平成10年度予算政府案における	道路整備国費の合計額								
	3兆4,395億円								
	道路特定財源等の税収総額								
	3兆3,484億円								

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況																				
<p>4. 文教・科学技術</p> <p>(1) 文教 ①義務教育費国庫負担金 義務教育国庫負担制度については、引き続き、制度の目的、発足以来の経緯等をも踏まえ、負担対象等について見直しを進めていくことが必要。 ②高等教育、私学に係る負担の在り方 国立大学の授業料については、私立大学との格差の現状及び国立学校特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮し、適正化を進めることが必要。受益者負担の徹底の観点から学部別授業料等についても検討を進めるべき。</p> <p>(2) 科学技術 科学技術関係予算については、優先順位の厳しい選択を行うとともに、同一分野の研究開発や同種の研究開発制度についての重複排除や連携促進を図つつ、本格的な研究評価制度に基づいた一層の重点的かつ効率的な資金配分を行うことが必要。 科学技術予算については、創造的・基礎的研究の充実を図るためにも、分野別予算配分のより一層の見直しが必要。</p>	<p>平成10年度予算における措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次教職員配置改善計画（5～10'）の計画期間の2年延長を受け、10年度においては計画残4,782人のうち1,067人を措置する。 ○ 国庫負担限度基準について、最高限度率等の見直しを行う。 ○ 国立学校の授業料については次の通り改定する。 * 大学（平成11年度入学者から） 現行 469,200円 → 改定後 478,800円（+9,600円、2.0%） ○ 在学中に授業料改定があった場合に新授業料を適用する「スライド制」を導入し、平成11年度入学者から適用する。 <p>○ 創造的・基礎的研究等の充実に配慮する一方で、『財政構造改革法』に則して原子力及び宇宙関係経費を極力抑制するといった分野別の資金配分に留意している。 例えば、科学技術予算において基礎研究等の構成比が原子力関係経費を抜いて初めてトップとなった。 [科学技術行一般会計予算の4分類] (億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="609 503 738 1052"> <thead> <tr> <th></th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>伸率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎研究等</td> <td>1,719 (30.1)</td> <td>1,923 (32.8)</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>1,953 (34.2)</td> <td>1,858 (31.8)</td> <td>▲4.9</td> </tr> <tr> <td>宇宙開発</td> <td>1,806 (31.6)</td> <td>1,825 (31.2)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>海洋開発</td> <td>235 (4.1)</td> <td>245 (4.2)</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 原子力にはエネルギー対策費を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究分野・制度の重複の排除を図るほか、研究分野・制度毎に省庁の枠を越えて共同連携を進めることにより、戦略的な重点的配分を図る。 9年度 ゲノム関連研究 54億円 ⇒ 10年度 132億円 目標達成型脳科学研究 139億円 ⇒ 170億円 地球変動予測 591億円 ⇒ 616億円 ○ 研究の競争的環境を醸成しつつ研究資金の重点的・効率的配分等を図るとともに、国民に開かれた科学技術とするため、各省庁において事前・中間・事後にわたる外部評価の実施、評価結果の公表等、研究開発に係る評価体制を確立することとし、その一環として、各省庁連絡会議を設置する。 また、国全体の研究の評価白書を作成するための経費を新規に計上する。これらのため、研究開発の評価に關する経費として、52億円（9年度22億円）を計上する。 		9年度	10年度	伸率	基礎研究等	1,719 (30.1)	1,923 (32.8)	11.8	原子力	1,953 (34.2)	1,858 (31.8)	▲4.9	宇宙開発	1,806 (31.6)	1,825 (31.2)	1.0	海洋開発	235 (4.1)	245 (4.2)	4.2
	9年度	10年度	伸率																		
基礎研究等	1,719 (30.1)	1,923 (32.8)	11.8																		
原子力	1,953 (34.2)	1,858 (31.8)	▲4.9																		
宇宙開発	1,806 (31.6)	1,825 (31.2)	1.0																		
海洋開発	235 (4.1)	245 (4.2)	4.2																		

「建議」・「報告」における指図書事項	平成10年度予算における措置状況																																																																	
<p>5. 防衛</p> <p>① 防衛関係費については、『財政構造改革法』を踏まえ、合理化・効率化・コンパクト化の観点から、全ての経費についてあらゆる策を講じて厳しく抑制を図ると同時に、従来にも増して後年度負担の抑制に努めることが重要。</p> <p>② 正面装備品は、殆どが翌年度以降歳出化され予算の硬直化要因となるだけでなく、後方支援部門の経費の増加につながる。装備品の数量を抑制すると共に、輸入装備品の一層の活用、特殊な規格・仕様の見直し、汎用品の活用等による調達価格の抑制等取得改革に努めることが必要。</p>	<p>平成10年度の防衛関係費については、SACO関係経費を除くベースで4兆9,290億円と対前年度比0.3%減、昭和30年度以来のマイナスイナスとしている。また、SACO関係経費として107億円を計上しており、防衛関係費全体では4兆9,397億円(▲0.2%)となる。</p> <p style="text-align: center;">総 額 (単位：億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>増 減</th> <th>キヤップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49,414</td> <td>49,290</td> <td>▲124 (▲0.3%)</td> <td>SACO除き</td> </tr> <tr> <td>49,475</td> <td>49,397</td> <td>▲78 (▲0.2%)</td> <td>対前年度同額以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上段はSACO関係経費を除いた金額</p> <p>○ 正面契約については、合理化・効率化・コンパクト化の観点から、事業の緊要性を厳しく吟味し事業量を抑制し、平成10年度においては、対前年度5.1%減の7,980億円としている。正面契約額8,000億円以下は、昭和58年度以来の低い水準となる。</p> <p style="text-align: center;">正面契約額の推移 (単位：億円、%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">8年度</th> <th colspan="2">9年度</th> <th colspan="2">10年度</th> </tr> <tr> <th>対前年度</th> <th>増減</th> <th>対前年度</th> <th>増減</th> <th>対前年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,352</td> <td>102 (1.2)</td> <td>8,410</td> <td>58 (0.7)</td> <td>7,980</td> <td>▲430 (▲5.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 後年度負担についても、正面契約の抑制等により新規の大幅な削減を盛り込み、繰延べ等による増加分を上回り、347億円を削減。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円、%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">8年度</th> <th colspan="2">9年度</th> <th colspan="2">10年度</th> </tr> <tr> <th>対前年度</th> <th>増減</th> <th>対前年度</th> <th>増減</th> <th>対前年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後年度負担</td> <td>30,440</td> <td>694 (2.3)</td> <td>31,339</td> <td>899 (30)</td> <td>30,992</td> <td>▲347 (▲1.1)</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>18,519</td> <td>538</td> <td>18,938</td> <td>419</td> <td>17,544</td> <td>▲1,394</td> </tr> <tr> <td>既定</td> <td>11,920</td> <td>156</td> <td>12,401</td> <td>481</td> <td>13,448</td> <td>1,047</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 取得改革 防衛大綱、中期防に示された調達価格等の抑制に努める観点から、10年度、防衛庁に設置された取得改革委員会において最終報告を取りまとめ、防衛庁規格・仕様の見直し等、取得改革の一層の推進に努めることとしている。</p> <p>○ 閣議決定『財政構造改革の推進について』に基づき、中期防衛力整備計画(平成8年度～平成12年度)の見直しを1年前倒して実施(12月19日国家安全保障会議・閣議決定)</p>	9年度	10年度	増 減	キヤップ	49,414	49,290	▲124 (▲0.3%)	SACO除き	49,475	49,397	▲78 (▲0.2%)	対前年度同額以下		8年度		9年度		10年度		対前年度	増減	対前年度	増減	対前年度	増減	8,352	102 (1.2)	8,410	58 (0.7)	7,980	▲430 (▲5.1)	区分	8年度		9年度		10年度		対前年度	増減	対前年度	増減	対前年度	増減	後年度負担	30,440	694 (2.3)	31,339	899 (30)	30,992	▲347 (▲1.1)	新規	18,519	538	18,938	419	17,544	▲1,394	既定	11,920	156	12,401	481	13,448	1,047
9年度	10年度	増 減	キヤップ																																																															
49,414	49,290	▲124 (▲0.3%)	SACO除き																																																															
49,475	49,397	▲78 (▲0.2%)	対前年度同額以下																																																															
	8年度		9年度		10年度																																																													
	対前年度	増減	対前年度	増減	対前年度	増減																																																												
8,352	102 (1.2)	8,410	58 (0.7)	7,980	▲430 (▲5.1)																																																													
区分	8年度		9年度		10年度																																																													
	対前年度	増減	対前年度	増減	対前年度	増減																																																												
後年度負担	30,440	694 (2.3)	31,339	899 (30)	30,992	▲347 (▲1.1)																																																												
新規	18,519	538	18,938	419	17,544	▲1,394																																																												
既定	11,920	156	12,401	481	13,448	1,047																																																												

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況
<p>6. ODA</p> <p>ODA予算については、総額の抑制を図る中で、以下の点に留意しつつ、ODAの量から質への転換を進めるべき。</p> <p>① 環境、社会開発、人道、金融セクター改革支援等の分野の重点化。</p> <p>② 途上国からの研修生の受入れ等を通じる途上国の人遣り支援の重要性に配慮。</p> <p>③ ODAの裾野を拡大する観点からNGOとの連携強化等により国民参加型のODAを促進。</p> <p>④ 有償資金協力、無料資金協力、技術協力間の連携の強化を図るとともに、19省庁にまたがる技術協力予算の効率化と援助政策の整合性の確保。</p> <p>⑤ 事前調査・事後評価・フォローアップの拡充・強化や情報公開の徹底。</p>	<p>○ 一般会計ODA予算については、『財政構造改革法』の規定に従い、量から質への転換を徹底し、対前年度比10.4%減の10,473億円程度を計上。</p> <p>○ 各省庁間の予算配分の大幅な見直し（外務省分▲4.8%、大蔵省分▲16.8%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化対策等として植林無償（10億円）、環境・社会開発セクター・プログラム無償（50億円）を創設。 ・ 地球環境対策プロジェクト推進支援（9億円）を創設。 ・ 世銀、アジア開発銀行等の環境関連の技術援助向け拠出を拡充（26億円→37億円）。 ・ 社会開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境・社会開発セクター・プログラム無償を創設（50億円）、子供の健康無償につき前年度水準（26億円）を確保。 ・ JICAによる社会開発分野プロジェクト方式技術協力を拡充（120件→124件）。 ・ 途上国の女性支援のため、国連開発計画（UNDP）のWID信託基金等を拡充（3億円→5億円）。 ・ 国連合同エイズ計画（UNAIDS）拠出金につき前年度水準（6億円）を確保。 ・ 人道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人道分野向け国際機関（UNHCR、UNICEF、UNFPA、ICRC）拠出金につき前年度水準を確保。 ・ 人道支援を行う緊急無償につき前年度水準（97億円）を確保。 ・ 金融セクター改革支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ IMFの金融セクター改革にかかると技術支援を拡充するため、拠出金を拡充（19億円→28億円）。 ・ 世銀、アジア開発銀行等向け拠出に新たに金融セクター改革支援枠（35億円）を創設。 ・ JICAについて、研修員受入を拡充（7,880人→7,930人）。 ・ 国費外国人留学生を拡充（新規受入 4,445人→4,545人）。 ・ 我が国NGOの活用等を念頭においた草の根無償を拡充（50億円→57億円）。 ・ 青年海外協力隊新規派遣につき前年度水準を確保、協力隊員登録制度を導入、帰国隊員の就職対策として進路相談カウンセラーを拡充。 ・ 円借款案件のフォローアップを行うため、リハビリ無償（30億円）を創設。 ・ JICAによる円借向け実施設計調査の拡充・資金協力を連携した研修員、専門家派遣の拡充。 ・ 技術協力予算について、効率化の観点から、一部JICAへの予算移管を実施（19省庁→17省庁）。 ・ JICAによる在外ミニ関調調査の新設・フォローアップ事業の創設 ・ 第3者評価の拡充 ・ インターネットを活用した情報公開の強化

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況																									
<p>7. 農業</p> <p>(1) 農林水産関係予算の重点化・効率化 平成10年度農林水産関係予算については、危機的な財政事情を踏まえ、限られた財政資金の効率的使用を図るとの観点から、担い手への施策の集中、市場原理、競争条件の一層の導入を図りつつ、各種施策の見直しを行うことにより、更に重点的・効率的なものとする必要がある。</p>	<p>(1) 農林水産関係予算の重点化・効率化 平成10年度農林水産関係予算については、閣議決定『財政構造改革の推進について』を踏まえ、全体として各種経費の節減合理化を進めるとともに、担い手への施策の集中、市場原理、競争条件の一層の導入を図りつつ各種施策の見直しを行うことにより、重点的・効率的な予算配分を図ることとしている。</p> <table border="1" data-bbox="323 316 511 1047"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>9 年度</th> <th>10年度</th> <th>増 減</th> <th>キヤップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産関係予算総額</td> <td>35,922</td> <td>33,756</td> <td>▲2,167 (▲ 6.1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>19,604</td> <td>17,439</td> <td>▲2,165 (▲11.0%)</td> <td>(公共投資全体で) 対前年度▲7%以下</td> </tr> <tr> <td>主要食糧関係費</td> <td>2,692</td> <td>2,691</td> <td>▲ 1 (▲ 0.1%)</td> <td>対前年度同額以下</td> </tr> <tr> <td>一般農政費</td> <td>13,627</td> <td>13,626</td> <td>▲ 1 (▲ 0.0%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数は、四捨五入によるもので、端数において合計とは合致しないものがある。</p>	区 分	9 年度	10年度	増 減	キヤップ	農林水産関係予算総額	35,922	33,756	▲2,167 (▲ 6.1%)		公共事業関係費	19,604	17,439	▲2,165 (▲11.0%)	(公共投資全体で) 対前年度▲7%以下	主要食糧関係費	2,692	2,691	▲ 1 (▲ 0.1%)	対前年度同額以下	一般農政費	13,627	13,626	▲ 1 (▲ 0.0%)	
区 分	9 年度	10年度	増 減	キヤップ																						
農林水産関係予算総額	35,922	33,756	▲2,167 (▲ 6.1%)																							
公共事業関係費	19,604	17,439	▲2,165 (▲11.0%)	(公共投資全体で) 対前年度▲7%以下																						
主要食糧関係費	2,692	2,691	▲ 1 (▲ 0.1%)	対前年度同額以下																						
一般農政費	13,627	13,626	▲ 1 (▲ 0.0%)																							
<p>(2) 主要食糧関係費 米については、現在、大幅な全体需給の緩和に伴う持越在庫の増加、自主流通米価格の急落という極めて厳しい状況となっている。このような事態に対処し、新たな米政策を構築するため、 ① 全体需給の早急な改善のための生産調整面積の大幅拡大、 ② 政府備蓄水準の早期適正化のための買入・売渡に係る諸ルールの設定、 ③ 自主流通米の助成、学校給食用米穀値引き等の廃止を含めた抜本的見直し、 等、閣議決定『財政構造改革の推進について』をも踏まえ、適正な対応を行う必要がある。</p>	<p>(2) 主要食糧関係費 米についての極めて厳しい事態に対処し、新たな米政策を構築するべく、閣議決定『財政構造改革の推進について』をも踏まえ、下記の見直しを行うこととする。 ① 各種助成金等について、市場原理の活用等の観点からの抜本的見直し (a) 現行の自主流通米への助成を廃止し、国費と農業者拠出により自主流通米価格下落時にその影響を緩和するため、過去3年間の平均価格との差額の8割を補てんする稲作経営安定対策を新設 (10年度 96億円) (b) 現行の生産調整助成金について、国費と農業者拠出による全国的なとも補償を新設 (10年度 915億円) するなど抜本的に見直し。 (c) 学校給食用米穀値引き等について、集中改革期間中において段階的に廃止。 ② 適切な価格設定 10年度米政府買入価格について、算定ルール通り▲2.5%の引下げ。 ③ 政府備蓄水準の早期適正化のため、 (a) 食糧法に基づき指針及び基本計画、各米穀年度における政府米買入数量より政府米販売数量を大きくする、 (b) 実際の販売が計画未達となった場合には、実際の買入数量は計画数量から販売未達数量を差し引いた数量とする。 とのルールの下、今後の備蓄運営を行うこととする。 (注) なお、全体需給の早急な改善のため、10年度米・11年度産米に係る生産調整面積を過去最大の96.3万haに大幅拡大。</p>																									

「建議」・「報告」における指搦事項	平成10年度予算における措置状況
<p>(3) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の見直し ウルグアイ・ラウンド対策については、財政構造改革の観点から、全体の内容については、財政構造改革の観点から、全体の事業内容については、これまでの実績の検証を踏まえ、新しい国際環境に対応し得る農業経営の確立、地域特性の活用により資するよう見直しを図ることが必要である。</p>	<p>(3) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、財政構造改革の観点から、全体の事業内容については、これまでの実績の検証を踏まえ、新しい国際環境に対応し得る農業経営の確立、地域特性の活用により資するよう見直しを実施。</p> <p>① 棚用地域等保全対策の創設（ハード40億円、ソフト27億円） ② 他産業転職中高年齢者の就業支援のための無利子資金の創設（貸付枠20億円） ③ 系統資金を活用したスターバール並みの低利資金の創設（融資枠200億円） ④ 認定農業者連携事業体育成事業の創設（5億円） ⑤ 土地改良負担金対策など既存事業の見直し</p>
<p>(4) 国有林野改革問題 当審議会としては、累積債務の処理方策の検討に当たっては、平成10年度予算が財政構造改革集中改革期間の初年度であることを踏まえ、以下の点に留意すべきであると考え。</p> <p>・ 将来世代へ負担を先送りするという形での安易な処理は、財政構造改革の趣旨に反するものであり適当ではない。</p> <p>・ したがって、今後も事業を行っていく国有林野事業については、まずもってリストラ等の自助努力を行うことを基本とし、金利負担の軽減のための方策や関係する部局を中心とした歳出削減によって財源の確保に最大限の努力を行うことが必要である。その上でなおおれまきれない部分が残る場合には、ギリギリの対応として阿らかの税負担の方策を検討することが必要と考えられる。</p> <p>・ こうした対応によって財源を確保した上で、国有林野特会による返済が不可能と考えられる債務約28兆円を一般会計に承継し、処理を行うことを中心とする処理方策を構築することが適当であると考えられる。</p>	<p>(4) 国有林野改革問題 ① 累積債務処理策の概要 (a) 3.8兆円の債務を国有林野特会で返済可能な債務約1.0兆円と返済不能債務約2.8兆円（国債清算事業団の累積債務にあたる部分）に区分。返済不能債務約2.8兆円については、一般会計に承継する。 (b) 返済可能債務約1.0兆円については、今後、国有林野特会が今後利子補給を受けつつ、民間借入による借換も行いながら返済する。 (c) 返済不能債務約2.8兆円については、繰上償還により金利負担を軽減した上で、軽減後の私費（通年ベース710億円程度）を農林水産予算（通年ベース355億円程度）とたばこ特別税（仮称・通年ベース355億円程度）を財源に充てることとする。 (d) 元本償還に要する財源については、当面は、一般会計の歳出・歳入両面にわたる努力により対応し、最終的には将来の国有林野特会の剰余金により確保される財源により対応。</p>
<p>② 国有林野特会への一般会計繰入れの概要 10年度予算においては、440億円の一般会計繰入れを計上。</p> <p>(a) 公益林の適切な管理のための繰入れ 公益林についての保全管理、森林計画の策定等の業務の実施に要する経費に対する繰入れ。 (b) 森林整備の実施に要する経費 公益性の高い水土保全林に係る造林事業、林道事業の事業施設設置に対する繰入れを拡充。 (c) 返済可能債務に係る利子補給 国有林野事業特会が返済する約1.0兆円の債務に係る私利私費のための繰入れ。 (d) 一般行政的経費の繰入れ</p>	<p>(平成9年度) (平成10年度) 576億円 → 440億円 (平成9年度) (平成10年度) — → 110億円 (平成9年度) (平成10年度) 259億円 → 215億円 (平成9年度) (平成10年度) — → 104億円 (平成9年度) (平成10年度) 11億円 → 11億円</p> <p>なお、公益的機能重視への転換に伴う繰入れの実施に対応して特別会計制度を独立採算性を前提としたものから、一般会計繰入れを前提としたものへと改めることとした。</p>

「建議」・「報告」における指図書事項	平成10年度予算における措置状況
<p>8. 運輸</p> <p>(1) 国鉄長期債務問題</p> <p>○ 具体的な処理方策を集中改革期間の初年度から実施すべき。また、その策定に当たっては、以下の点に留意すべき。</p> <p>① 将来世代へ負担を先送りするという形での安易な処理を回避するため、所要の財源は確保しななければならない。</p> <p>② その際には、まず、金利負担の軽減のための方策、自助努力、関係する部局を中心とする歳出削減のほか、JR負担を含め活用し得るあらゆる財源を動員するなどの様々な方策を組み合わせることにより、元本償還も含め財源の捻出に最善を尽くすこととするが、その上でなお理めきれない部分が残る場合には、国民に税負担を求めめることは避けられないと考える。</p> <p>③ 上記の方針に沿い財源の確保に目処を付けた上で、清算事業団の負う有利子債務及び無利子債務については、一般会計が承継、処理することとする。なお、清算事業団が負う年金関係の支払い義務についてはJR負担はもとより、残る資産の処分収入を活用することとし、そのために、有利子債務等とは別の枠組みで処理することが適当。</p>	<p>平成10年度予算において、「平成10年度より、国鉄長期債務等の本格的処理を実施する」とされ、「その具体的処理方策の検討を進め、平成9年中に成案を得る」とされ、閣議決定「財政構造改革の推進について」において、「将来世代へ負担を先送りするという形での安易な処理を回避するため、情報公開・債務増大の原因の分析を行いつつ、国民の理解と納得が得られるよう、これらを含むあらゆる方策につき個別具体的に検討を行う」とこととされたところである。</p> <p>2. これを受け、政府・与党の財政構造改革会議において、平成9年12月17日に「国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための具体的方策」が決定され、更に、平成9年12月25日の閣議決定「国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための抜本的改革について」において、「政府としては、これに基づき、平成10年度より国鉄長期債務等の処理の実現を図るものとし、このための所要の法律案を時期国会に提出する等必要な措置を講ずることとする」としている。</p> <p>(参考)「国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための具体的方策」(抜粋)</p> <p>○ 処理策においては、年金等負担金の支払(厚生年金移換金債務の償還を含む)、利払費、元本償還に分けて考える。</p> <p>○ 年金等負担金の支払は、法人が行うこととし、その財源については、①土地・株式の売却収入等の自主財源、②一般会計からの補助金、及び③JR負担を充てることとする。</p> <p>○ 有利子債務(15.2兆円)及び無利子債務(8.3兆円)は、国に承継させる。</p> <p>○ 有利子債務の利払費については、①資金運用部・簡保の借入金、引受債(8.1兆円)の繰上償還により金利負担を軽減した上で、②郵貯特会からの特別繰入れ、③たばこ特別税(仮称)を財源に充てることとする。</p> <p>○ 元本償還に要する財源については、上記の財源の一部を充てるほか、当面は、一般会計の歳出・歳入両面にわたる努力により対応することとする。</p>

「建議」・「報告」における指図書事項	平成10年度予算における措置状況
<p>〔通年ベース〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 年金等負担金 (厚生年金移換 金債務を含む) 4000億円程度 </div> <div style="text-align: center;"> ⇧ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <<法人>> 4000億円程度 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 利払費 (10年度中借換 えの債務利子 分を含む) 6600億円程度 </div> <div style="text-align: center;"> ⇧ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <<国>> 金利負担軽減 後の利払費 4100億円程度 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 元本償還 </div> <div style="text-align: center;"> ⇧ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <<国>> 元本償還の ための財源 4000億円程度 (注3) </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 土地・株式の売却収入等の自主財源 3110億円程度 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 一般会計からの補助金(運輸省予算) 650億円程度 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> JR負担 240億円程度 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px auto; width: 80%;"> 資金運用部・簡保の繰上償還による金利 負担軽減 2500億円程度(注1) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px auto; width: 80%;"> 郵貯特会からの特別繰入れ 2000億円程度(注2) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> たばこ特別税(仮称) 2245億円程度 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> (その他の方策 (当面は一般会計の歳出・歳入両面に わたる努力により対応) (注4)) </div> </div>

注1) 初年度である10年度は、繰上償還の時期、方法、金利水準等により額は変動する。
 注2) 平成10年度から平成14年度までの5年間とする。
 注3) 有利子債務(約15.2兆円)及び無利子債務(約8.3兆円)を60年で償還する場合に要する額。
 注4) 最終的には、年金負担が縮小していくことに伴い確保される財源等により対応。

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況												
<p>(2) 整備新幹線</p> <p>○ 当審議会においては、財政構造改革、国鉄長期債務問題との関連で、引き続き、議論を行ってきたところであり、検討委員会に対し、慎重な検討、厳正な判断を求めるとともに、平成10年度予算の編成に当たっても、整備新幹線に関する予算を極力抑制すべきである。</p>	<p>1. 政府・与党からなる検討委員会は、昨年末、整備新幹線の新規着工区間の取扱い方針を取りまとめ、検討の結果基本条件が確認された新規着工区間について着工を認めることとすると一方、現下の厳しい財政状況に鑑み、特に財政構造改革の集中改革期間が終了するまでの間は、当該事業費について、極力その額を抑制することとし、また、9年度予算における新規着工区間の事業費を30億円とすることとした。</p> <p>2. 平成10年度予算は、これを踏まえ、これを踏まえて編成され、整備新幹線に係る公共事業関係費は、294億円としている。これは、対前年度比▲13.5%の減である。</p> <p>また、平成10年度予算における新規着工区間の事業費についても、上記を踏まえ、合計で30億円の抑制することとする。</p> <p>(参考) 整備新幹線建設事業費及び整備新幹線に係る公共事業関係費の推移 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="503 402 600 1034"> <thead> <tr> <th></th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>1,735</td> <td>1,597</td> <td>▲138 (▲ 7.9%)</td> </tr> <tr> <td>うち公共事業関係費</td> <td>340</td> <td>294</td> <td>▲ 46 (▲13.5%)</td> </tr> </tbody> </table>		9年度	10年度	増 減	事業費	1,735	1,597	▲138 (▲ 7.9%)	うち公共事業関係費	340	294	▲ 46 (▲13.5%)
	9年度	10年度	増 減										
事業費	1,735	1,597	▲138 (▲ 7.9%)										
うち公共事業関係費	340	294	▲ 46 (▲13.5%)										

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況
<p>9. 中小企業対策</p> <p>○ 「地方分権推進委員会第2次勧告」において、都道府県商工会連合会等の職員設置費の見直し等について指摘されていることを踏まえ、これらの一般財源化等を実施することが適当。</p> <p>○ 予算全体の見かけの大きさではなく、最近の情勢を踏まえた金融対策や中心市街地活性化等の政策課題に關して、施策の在り方を十分に吟味し、中小企業対策の効率化に努めるべき。</p>	<p>○ 閣議決定「財政構造改革の推進について」や、「地方分権推進委員会第2次勧告」（平成9年7月8日）の指摘を踏まえ、都道府県商工会連合会等の人件費補助を一般財源化。（▲78億円）</p> <p>○ 中小企業対策費総額を前年度以下の1,858億円（▲0.4%）に抑制しつつ、中心市街地活性化対策や金融対策に重点化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化対策として、中心市街地への商業等の立地促進や計画的な街づくりへの支援などのため、約300億円の予算を計上。 ・ 信用保証協会に対する補助金を100億円計上する等、中小企業金融対策を充実。

「建議」・「報告」における指図書事項	平成10年度予算における措置状況
<p>10. エネルギー対策</p> <p>エネルギー対策は、大宗が各特別会計によって行われているが、特定財源制度に安易に依存せず、特会の歳出全般の厳しい見直しを行い、施策の効率化、合理化を図っていくことが必要。</p>	<p>○ エネルギー対策費について、総額の思い切った抑制を行う。</p> <p>一般会計のエネルギー対策費 6,682億円（9年度：6,860億円 ▲2.6%） うち石特会計繰入れ 5,000億円（9年度：5,140億円 ▲2.7%） 特別会計を含めたエネルギー対策費全体 13,773億円（9年度：13,911億円 ▲1.0%）</p> <p>○ 石特会計全体としての重点化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油対策については、石油の国家備蓄について、当面、新規の積み増しを行わないこととしたほか、石油の開発に ついて、案件の採択基準の厳格化を検討する等の効率化努力を図る。 ・ エネルギー需給構造高度化対策については、新エネルギー以外の石油代替エネルギー対策について効率化を図りつつ、地球温暖化問題への対応のための、省エネルギー対策、新エネルギーの開発・導入の促進等を重点的に行う。

「建議」・「報告」における指摘事項	平成10年度予算における措置状況																																	
<p>11. 地方財政</p> <p>○ 平成10年度の地方財政については、「財政構造改革法」において、同年度の地方財政計画上の地方一般歳出の伸率を対前年度マイナスとすることとされており、そのため、投資的経費に係る単独事業の抑制など、歳出全般について、国と同一基調で徹底した抑制を図るべき。その上で、なお残る地方の財源不足については、国・地方の財政事情を踏まえつつ、適切な財源確保に努める必要があるが、今後、地方の財政赤字の縮減へ向けて、引き続き財政構造改革を進める必要がある。</p>	<p>平成10年度予算における措置状況</p> <p>1. 地方の歳出</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>9年度</td> <td>10年度</td> </tr> <tr> <td>・歳出総額</td> <td>870,596億円 (+2.1%)</td> <td>870,600億円 (+0.0%程度)</td> </tr> <tr> <td>・地方一般歳出</td> <td>745,192億円 (+0.9%)</td> <td>733,100億円 (▲1.6%程度)</td> </tr> <tr> <td>うち投資単独</td> <td>201,000億円 (0.0%)</td> <td>193,000億円 (▲4.0%程度)</td> </tr> </table> <p>(注)「地方一般歳出」初めのマイナス(国と同一基調で厳しく抑制)</p> <p>2. 地方財政収支の見通し</p> <table border="0"> <tr> <td>・財源不足額(通常収支分)</td> <td>9年度</td> <td>10年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46,544億円</td> <td>46,500億円程度</td> </tr> </table> <p>{ この他、地方消費税未平年度化分 } { この他、所得税・住民税特別減税影響分 }</p> <p>12,000億円</p>		9年度	10年度	・歳出総額	870,596億円 (+2.1%)	870,600億円 (+0.0%程度)	・地方一般歳出	745,192億円 (+0.9%)	733,100億円 (▲1.6%程度)	うち投資単独	201,000億円 (0.0%)	193,000億円 (▲4.0%程度)	・財源不足額(通常収支分)	9年度	10年度		46,544億円	46,500億円程度		一般会計加算	3,000億円		特会借入金	7,550億円		9年度	10年度	・一般会計ベース	154,810億円 (+13.8%)	158,702億円 (+2.5%)	・特会出口ベース	171,276億円 (+1.7%)	175,189億円 (+2.3%)
	9年度	10年度																																
・歳出総額	870,596億円 (+2.1%)	870,600億円 (+0.0%程度)																																
・地方一般歳出	745,192億円 (+0.9%)	733,100億円 (▲1.6%程度)																																
うち投資単独	201,000億円 (0.0%)	193,000億円 (▲4.0%程度)																																
・財源不足額(通常収支分)	9年度	10年度																																
	46,544億円	46,500億円程度																																
	一般会計加算	3,000億円																																
	特会借入金	7,550億円																																
	9年度	10年度																																
・一般会計ベース	154,810億円 (+13.8%)	158,702億円 (+2.5%)																																
・特会出口ベース	171,276億円 (+1.7%)	175,189億円 (+2.3%)																																

<p>「建議」・「報告」における指搦事項</p> <p>12. 補助金等</p> <p>○ 既存の補助金等については、「財政構造改革法」等を踏まえ、従来にも増して積極的な整理合理化を推進することが必要。新規の補助金等は厳に抑制し、スクラップ・アンド・ビルド原則に徹するとともに、終期設定を徹底すべき。</p> <p>○ 地方公共団体に対する補助金等については、事務・事業の廃止・縮減を進めることを基本とし、人件費に係る補助金等や地方公共団体の事務として同化・定着又は定型化した事務費に係るもの等一般財源化、類似目的を有する補助金等の統合・メニュウ化等を推進するほか、事務手續きの簡素合理化を推進することが必要。</p>	<p>補助金等の整理合理化</p> <p>補助金等については、「財政構造改革法」等に基づき、すべての行政分野において見直しを実施。</p> <p>① 地方公共団体及び民間団体等に対する補助金等 「制度等が見直し対象となる補助金等」⇒ 制度・施策や事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。</p> <p>(例) <廃止></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設整備費補助金：高校大規模改造事業 (▲6億円) ○ 公立学校施設整備費補助金：校舎開放のためのクラブハウス整備事業等 (▲2億円) ○ 生活保護費補助金：生活保護安定運営対策等事業費 (▲56億円) <一般財源化> ○ 保健事業費等負担金：保健事業費負担金 (がん検診費等) (▲174億円) ○ 保健事業費等負担金：市町村保健活動事業費負担金 (▲8億円) ○ 療養給付費等負担金：事務費負担金 (国民健康保険 市町村分) (▲34億円) ○ 生活保護費補助金：生活保護適正化運営対策等事業費 (▲20億円) ○ 救急医療施設運営費等補助金：休日夜間急患センター運営費 (▲25億円) ○ 母子保健衛生費補助金：妊婦乳児健康診査費等補助金；妊婦健康診査費等 (▲34億円) <p><交付金化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業指導事業費補助金 (一般診断事業) → 診断指導事業交付金 <p>「その他の補助金等」⇒ 各省各庁の所管ごとに1割を削減。</p> <p>(例) ○ 社会教育指導事業交付金 (▲11億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育方法等実践研究委託費 (▲1億円) ○ 保健福祉調査委託費 (▲1億円) ○ 保健事業費等補助金：保健事業推進等補助金；健康診査管理指導事業費補助金 (▲2億円) ○ 保健事業費補助金 (▲18億円) ○ 小規模事業指導費補助金：都道府県商工会連合会における人件費等 (▲33億円) ○ 組織化指導費補助金：都道府県中小企業団体中央会における人件費等 (▲33億円) <p>② 特殊・認可法人に対する補助金等 ⇒ 法人が行う事業の徹底した見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・都市整備公団 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊・認可法人に対する補助金等 ⇒ 法人が行う事業の徹底した見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。 ○ 特殊・認可法人等の整理合理化について (9.6.6閣議決定) を踏まえ、公団業務のスリム化を行うとともに、公団の自主的経営への転換を図り、財政措置を抜本的に見直し (新規に着手する賃貸住宅について住宅建設費補助金の廃止、補助金の20年打ち切り (現行70年) 等) ○ 公営企業金融公庫 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等の整理合理化について (9.9.24閣議決定) を踏まえ、補助金を段階的に縮減 (▲13億円) ○ 公営企業金融公庫補助金
<p>平成10年度予算における措置状況</p>	<p>補助金等の整理合理化</p> <p>補助金等については、「財政構造改革法」等に基づき、すべての行政分野において見直しを実施。</p> <p>① 地方公共団体及び民間団体等に対する補助金等 「制度等が見直し対象となる補助金等」⇒ 制度・施策や事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。</p> <p>(例) <廃止></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設整備費補助金：高校大規模改造事業 (▲6億円) ○ 公立学校施設整備費補助金：校舎開放のためのクラブハウス整備事業等 (▲2億円) ○ 生活保護費補助金：生活保護安定運営対策等事業費 (▲56億円) <一般財源化> ○ 保健事業費等負担金：保健事業費負担金 (がん検診費等) (▲174億円) ○ 保健事業費等負担金：市町村保健活動事業費負担金 (▲8億円) ○ 療養給付費等負担金：事務費負担金 (国民健康保険 市町村分) (▲34億円) ○ 生活保護費補助金：生活保護適正化運営対策等事業費 (▲20億円) ○ 救急医療施設運営費等補助金：休日夜間急患センター運営費 (▲25億円) ○ 母子保健衛生費補助金：妊婦乳児健康診査費等補助金；妊婦健康診査費等 (▲34億円) <p><交付金化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業指導事業費補助金 (一般診断事業) → 診断指導事業交付金 <p>「その他の補助金等」⇒ 各省各庁の所管ごとに1割を削減。</p> <p>(例) ○ 社会教育指導事業交付金 (▲11億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育方法等実践研究委託費 (▲1億円) ○ 保健福祉調査委託費 (▲1億円) ○ 保健事業費等補助金：保健事業推進等補助金；健康診査管理指導事業費補助金 (▲2億円) ○ 保健事業費補助金 (▲18億円) ○ 小規模事業指導費補助金：都道府県商工会連合会における人件費等 (▲33億円) ○ 組織化指導費補助金：都道府県中小企業団体中央会における人件費等 (▲33億円) <p>② 特殊・認可法人に対する補助金等 ⇒ 法人が行う事業の徹底した見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・都市整備公団 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊・認可法人に対する補助金等 ⇒ 法人が行う事業の徹底した見直しを行うことにより、削減又は合理化を図る。 ○ 特殊・認可法人等の整理合理化について (9.6.6閣議決定) を踏まえ、公団業務のスリム化を行うとともに、公団の自主的経営への転換を図り、財政措置を抜本的に見直し (新規に着手する賃貸住宅について住宅建設費補助金の廃止、補助金の20年打ち切り (現行70年) 等) ○ 公営企業金融公庫 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊法人等の整理合理化について (9.9.24閣議決定) を踏まえ、補助金を段階的に縮減 (▲13億円) ○ 公営企業金融公庫補助金

(出所) 財政制度審議会総会 (第5回) 及び法制部会 (第2回) 平成10年1月14日配布資料5「「建議」及び「報告」の平成10年度予算における主な措置状況」(財政制度審議会「平成9年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会」362-378ページ)。

8-165 臨時福祉特別給付金の概要及び平成10年度「臨時福祉特別給付金」の補正予算内訳概要

総合経済対策決定
(経済対策閣僚会議)

平成10年5月11日 平成10年度補正予算案の閣議決定

平成10年5月15日 臨時福祉特別給付金支給要綱の閣議決定

臨時福祉特別給付金の概要

1 趣旨

平成10年分所得税等の特別減税の追加実施に関連し、老齢福祉年金の受給者等及び高齢の低所得者の生活の安定と福祉の向上並びに低所得の在宅ねたきり老人等に対する在宅介護の支援に資するため、臨時特例の措置として、平成10年度補正予算成立後、臨時福祉特別給付金を支給するものである。

2 臨時福祉特別給付金の種類

- (1) 臨時福祉給付金
- (2) 臨時介護福祉金
- (3) 臨時特別給付金

(注) 生活保護受給者、社会福祉施設入所者については、各制度に基づき別途対処。

3 支給対象者

- (1) 臨時福祉給付金
老齢福祉年金、特別障害者手当等の受給者
- (2) 臨時介護福祉金
市町村民税所得割の非課税の在宅ねたきり老人等
- (3) 臨時特別給付金
市町村民税非課税の65歳以上の者

4 支給額

- (1) 臨時福祉給付金
支給対象者1人につき 1万円
- (2) 臨時介護福祉金
支給対象者1人につき 3万円
- (3) 臨時特別給付金
支給対象者1人につき 1万円

5 支給総額

1529億円(平成10年度補正予算案)

(注) 生活保護等、各制度分を含む。

6 経緯

平成10年4月24日 与党三党確認

平成10年度「臨時福祉特別給付金」の補正予算内訳概要

区 分	対象予定人数	国庫所要見込額
臨時福祉給付金	約 205万人	約 205億円
臨時介護給付金	約 40万人	約 120億円
臨時特別給付金	約 1,045万人	約 1,045億円
小 計	約 1,290万人	約 1,370億円
生活保護受給者	約 77万人	約 58億円
社会福祉施設入所者等	約 54万人	約 27億円
小 計	約 131万人	約 85億円
事務費	—	約 74億円
小 計	—	約 74億円
合 計	約 1,421万人	約 1,529億円

(注) 「生活保護受給者」、「社会福祉施設入所者等」については、それぞれの制度から、「臨時福祉給付金」と同様の措置(1万円を支給)が行われるため、その国庫所要見込額を計上している。

(出所) 厚生労働省資料。

8-166 最近の経済情勢等について

(1) 平成10年度経済見通し改訂試算

平成10年10月6日 経済企画庁

	9年度 実績	10年度	
		当初見通し	改訂試算
1. 国内総生産		(程度)	(程度)
国内総生産(名目、兆円)	504.6	519.7	495.4
同 成長率(%)	▲0.7	1.9	▲1.8
(上段：実質、下段：名目)	0.3	2.4	▲1.8
(内訳 伸び率、%)			
民間最終消費支出	▲1.1	2.5	▲0.9
(上段：実質、下段：名目)	0.9	3.3	▲0.8
民間住宅	▲21.1	4.9	▲11.6
(上段：実質、下段：名目)	▲19.7	5.7	▲12.4
民間企業設備	0.7	3.5	▲10.1
(上段：実質、下段：名目)	0.4	3.0	▲11.3
2. 雇用		(程度)	(程度)
労働力人口(万人)	6,794	6,830	6,785
就業者総数(万人)	6,557	6,605	6,500
3. 鉱工業生産指数		(程度)	(程度)
伸び率(%)	1.2	1.8	▲7.3
4. 物価			
国内卸売物価上昇率(%)	1.0	▲0.8	▲1.7
消費者物価上昇率(%)	2.0	0.7	0.1
5. 国際収支		(程度)	(程度)
経常収支(兆円)	12.9	12.4	16.6

(改訂試算にあたっての主要前提)

- ・大規模な金融機関の破綻は生じない。
- ・世界経済において、金融・通貨市場の大きな混乱は生じない。

(2) 日本経済の動向について

我が国経済の現状をみると、景気は低迷状態が長続き、極めて厳しい状況にある。

1. G D P……10年4～6月期(速報)の実質国内総生産は、前期比△0.8%減(年率△3.3%減)となった。

(前年度比、季調済前期比、%)

	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10年度 見通し
実質GDP	3.2	△0.7	△0.4	△1.3	△0.8	1.9
民間最終消費	2.8	△1.1	△1.0	0.3	△0.8	2.5
民間住宅投資	13.7	△21.1	△4.2	1.7	△1.0	4.9
民間企業設備	9.1	0.7	0.0	△5.2	△5.5	3.5
公的固定資本形成	△2.7	△7.2	△1.8	△1.9	0.1	—
内需寄与度	3.5	△2.2	△0.9	△0.9	△1.6	1.9
外需寄与度	△0.4	1.5	0.6	△0.4	0.7	0.0
名目GDP	2.8	0.3	△0.7	△0.3	△1.5	2.4

(注) 年度の計数は、前年度比、四半期の計数は季節調整済前期比。

2. 個人消費……低調である。これは、収入が減少していることに加え、消費者の財布のひもが依然として固いからである。

(前年比、%)	7年度	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10/4	/5	/6	/7	/8
実質消費支出 (家計調査)	△1.3	△0.1	△2.1	△2.3	△4.8	△1.3	△2.1	△0.6	△1.0	△3.4	—
大型小売店販売	△1.9	△0.3	△1.5	△3.2	△8.2	△0.7	3.9	△0.9	△4.8	△4.0	△5.1
乗用車販売台数	3.7	8.6	△13.6	△12.3	△20.4	△2.4	△2.9	△0.4	△3.6	△2.5	△2.6

(注) 7、8、9年度の大型小売店販売は暦年の計数。

3. 住宅建設……マンションが大幅に減少していることなどから一段と低水準になった。

(前年比、%)	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10/4	/5	/6	/7	/8
新設住宅着工戸数	9.8	△17.7	△22.6	△13.9	△15.0	△16.1	△17.0	△11.7	△11.3	△11.4
<季調済年率、万戸>	<163>	<134>	<129>	<130>	<124>	<124>	<125>	<121>	<110>	<118>

4. 設備投資……減少している。特に中小企業の減少が著しい。

(前年比、%)	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10/5	/6	/7	/8
機械受注 (船舶・電力除く民需)	11.4	△3.9	△13.4	△5.8	△21.7	△28.6	△18.6	△24.1	—
建設受注 (民間非住宅(50社))	10.2	△7.3	8.4	△1.9	△11.5	△31.0	11.3	△10.5	△19.9

5. 鉱工業生産……生産は、減少傾向にある。在庫はこのところ減少しているものの、まだ高水準である。

(前年比、%)	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10/6	/7	/8	/9(予)	/10(予)
鉱工業生産	3.4	1.2	△2.5	△1.3	△5.1	1.7	△0.6	△0.6	3.0	△1.0
鉱工業出荷	4.3	1.1	△2.6	△1.1	△5.1	0.9	△0.3	△0.9		
鉱工業在庫	△4.1	10.1	1.6	0.7	△1.9	△0.4	△0.7	△0.5		

6. 雇 用……依然として厳しい。雇用者数が減少し、勤め先や事業の都合による失業者が増加している。完全失業率は僅かに低下したが、就業者数が減少していることを考えれば、これは求職活動を諦めた者が増えたためとみられる。

	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10/5	/6	/7	/8
有効求人倍率(倍)	0.72	0.69	0.69	0.61	0.53	0.53	0.51	0.50	0.50
完全失業率(%)	3.3	3.5	3.5	3.7	4.2	4.1	4.3	4.1	4.3
雇用者数(前年比、%)	1.3	0.8	1.0	0.0	△0.6	△0.5	△0.8	△1.0	△0.3

(注) 完全失業率、有効求人倍率は季節調整済。

7. 物 価……国内卸売物価は、内外の需給の緩み等から、弱含みで推移している。また、消費者物価は、安定している。

(前年比、%)	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10/5	/6	/7	/8
国内卸売物価指数	△1.5	1.0	0.9	0.3	△2.3	△2.3	△2.1	△2.2	△2.1
総合消費者物価指数(全国)	0.4	2.0	2.2	2.0	0.4	0.5	0.1	△0.1	△0.3
(東京)	0.1	1.8	2.1	2.0	0.6	0.8	0.4	0.0	0.0

8. 国 際 収 支……貿易・サービス収支の黒字は、増加傾向にある。

円ベース<百億円>	7年度	8年度	9年度	9/10-12	10/1-3	/4-6	10/4	/5	/6	/7
貿易・サービス収支	588	192	728	238	203	256	73	94	90	90
(前年比、%)	△35.1	△67.3	278.8	215.7	291.1	84.5	83.6	144.3	47.6	94.6
経常収支	948	717	1,295	366	355	402	117	141	144	135
(前年比、%)	△23.7	△24.4	80.6	100.1	74.3	37.9	10.3	62.2	46.2	53.1

9. 景気動向指数……一致指数が昨年8月以降連続して50%を割っており、生産関連の指標が減少傾向にあること、消費関連の指標が低調であること、雇用情勢が更に厳しくなっていることの影響がみられる。

	9/9	/10	/11	/12	10/1	/2	/3	/4	/5	/6	/7
先行指数	63.6	27.3	13.6	18.2	27.3	18.2	27.3	9.1	27.3	27.3	50.0
一致指数	45.5	4.5	0.0	0.0	18.2	18.2	9.1	9.1	18.2	27.3	20.0
遅行指数	50.0	50.0	50.0	37.5	12.5	31.3	18.8	37.5	12.5	12.5	28.6

10. 業 況 判 断……企業の業況判断は、中小企業を中心に一層厳しさが増している。

(日銀短観・業況判断DI)

主要企業	8/8	/11	9/3	/6	/9	/12	10/3	/6	/9	/12(予)
製造業	△7	△3	2	7	3	△11	△31	△38	△51	△46
非製造業	△4	0	△6	△7	△15	△20	△30	△28	△36	△31

(景気予測調査・景況判断BSI)

(全産業)	10年4-6月 前回調査	10年7-9月 現状判断	10年10-12月 見通し	11年1-3月 見通し
大企業		△28.3	△28.3	△12.8
中堅企業		△37.1	△37.7	△27.9
中小企業		△47.1	△47.0	△37.5

(注) 季節調整済

(出所) 財政制度審議会総会(第3回)平成10年10月7日配布資料(5)「最近の経済情勢等について」(財政制度審議会「平成10年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」268-272ページ)。

8-167 平成10年度補正予算(第3号)フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
[緊急経済対策関連]		1. 税 収	▲68,840
1. 金融システムの安定化・信用収縮対策	1. 信用収縮対策等(事業規模：5.9兆円)	1. 信用収縮対策等金融特別対策費	21,424
	○信用収縮対策等(事業規模：5.9兆円)	(1) 中小・中堅企業等金融特別対策費	10,370
		(2) 国債整理基金特別会計へ繰入預金若しは融資費	11,054
2. 21世紀型社会の構築に資する景気回復策	○社会資本の重点的な整備(事業規模 81兆円)	2. 社会資本整備費	39,601
	・公共事業 5.7兆円	(1) 情報通信・科学技術特別対策費	8,885
	[うち、補正 6.8兆円]	(2) 福祉・医療・教育特別対策費	6,269
	・施設等 1.8兆円	(3) 環境特別対策費	5,114
	[うち、補正 4.5兆円]	(4) 物産競争力強化特別対策費	3,744
	・災害復興 0.6兆円	(5) 農山漁村等地域活性化特別対策費	3,850
	[うち、補正 1.7兆円]	(6) 民間投資誘致等都市再生特別対策費	3,076
	[うち、補正 0.6兆円]	(7) 防災特別対策費	4,062
		[小計(1)～(7)]	35,000
		(8) 災害復興等事業費	4,601
3. 世界経済リスキへの対応	○地域振興券(事業規模 0.7兆円)	3. 地域振興券	7,698
	(これに、市町村への事務費補助等70億円程度を追加計上)	4. 住宅金融対策費	1,900
	○住宅投資の促進(事業規模 1.2兆円)	5. 雇用対策費	1,246
	(貸付金利の大幅引下げ(2.55%⇒2.0%)、融資額大幅増額等)	6. アジア対策費	510
	○雇用対策(事業規模 1.0兆円)	7. 地方交付税交付金	4,000
	(特別会計を含めた補正計上分は、0.3兆円程度)	[その他]	
		8. 義務的経費の追加	3,949
		9. 住宅・都市整備公団補給金等	1,297
		10. 新日韓漁業協定関連対策	
		国際漁業再編対策費	543
		11. その他経費	1,303
		12. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,899
		13. 既定経費の節減	▲6,947
		14. 地方交付税交付金の減額	▲19,656
		15. 予備費の減額	▲2,000
		歳 出 計	56,769
		歳 入 計	56,769
		(9)決算(101次補正後)	823,146
		(103次補正後)	879,915
		(平成8年度(実績) 217,483)	
		125,350	170,500
		+45,150	
		(平成7年度(実績) 164,401)	
		91,400	169,500
		+78,100	
		(平成8年度(実績) 110,413)	
		(公債依存度)	
		23.5%	26.3%
		(昭和54年度(実績) 34.7%)	38.6%

(参考) 財政投融資計画
日本開発銀行、日本輸出入銀行等に対し、総額2兆4,425億円を追加する。

(注) 緊急経済対策においては、「緊急経済対策を実施するに当たっては、極めて厳しい地方財政の状況も踏まえ、適切な配慮を行う。」こととされている。

20兆円を大きく上回る規模
このほか、6兆円を上回る規模の恒久的減税を合わせると、

社会資本整備

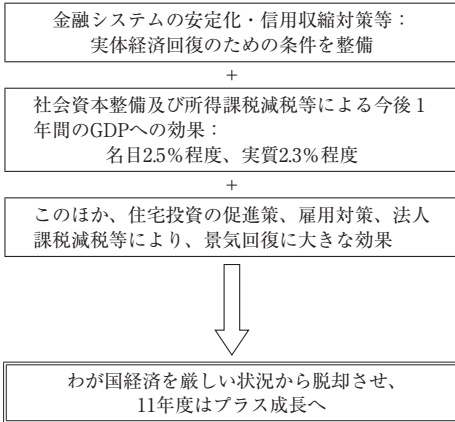
〔計数は今後異動することありうる。〕
(単位：億円)

	事業費		うち公共		うち非公共	
	国費	度費	国費	度費	国費	度費
①情報通信・科学技術	1.1兆円程度	8,885	0.3兆円程度	2,014	0.8兆円程度	6,871
3.2兆円	・情報BOX等光ファイバー取容空間の整備 ・ETC(インストロップ自動料金収受システム)インフラの整備 ・国際研究交流大学村の建設 ・学校における複合アクセス網活用型インターネット研究開発 ・地上デジタル放送研究開発共用共同利用施設の整備 ・情報共通基盤ソフトウェア等の開発 ・脳・ゲノム等重要分野における研究の加速 ・大学・国研等の研究施設等の高度化・高機能化 ・介護保険の施行準備のための特別養護老人ホームの整備等 ・少子化・子育て支援対策のための保育所施設整備等 ・国公立学校施設の整備充実 ・地球温暖化対策(研究施設の整備・環境負荷低減型住宅等の整備) ・リサイクル・廃棄物対策、ダイオキシン類対策(関連施設の整備等)					
②福祉・医療・教育	1.1兆円程度	6,269	0.4兆円程度	1,917	0.7兆円程度	4,351
3本柱で全体の5割強	・少子・高齢化対応の公営住宅 ・公共空間のバリアフリー化					
③環境	1.0兆円程度	5,114	0.9兆円程度	4,626	0.1兆円程度	488
{ 全て、事業費ベースで1兆円以上の配分 }	・ダイオキシン類抑制対策(廃棄物処理施設) ・快適な生活環境のための下水道等の整備 ・高規格幹線道路、国際ハブ港湾					
④物流効率化・産業競争力強化	0.9兆円程度	3,744	0.8兆円程度	3,278	0.1兆円程度	466
3.0兆円	⑤農山漁村等地域活性化	0.7兆円程度	3,850	0.7兆円程度	3,660	190
	・21世紀の担い手農家育成のためのUR対策 ・中心市街地活性化のための土地区画整理					
⑥民間投資誘発等都市再生	0.7兆円程度	3,076	0.7兆円程度	3,068	0.0兆円程度	8
{ 全て、事業費ベースで1兆円未満の配分 }	⑦防災	0.7兆円程度	4,062	0.7兆円程度	3,936	126
	・民間投資誘発効果の高い都市再生券 ・国際ハブ空港(開空、中部) ・通勤混雑緩和のための地下鉄整備 ・災害発生危険箇所緊急解消対策(河川、下水道等)					
計	6.2兆円	35,000	4.5兆円	22,500	1.7兆円	12,500
⑧災害復旧等事業費	0.6兆円	4,601	0.6兆円	4,601	—	—
再計	6.8兆円	39,601	5.1兆円	27,101	1.7兆円	12,500

(出所) 財政制度審議会総会(第4回)及び法制部会(第2回)合同会議 平成10年11月27日配布資料(3) 財政制度審議会「平成10年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」310-311ページ。

8-168 緊急経済対策（平成10年11月16日）の効果・財政措置

対策の効果：



事業規模：

17兆円超。減税6兆円超を含めれば、20兆円を大きく上回る規模。

	財政措置	事業費 (兆円程度)
1. 社会資本整備	・一般公共	5.7
	・施設費等(非公表)	1.8
	・災害復旧	0.6
2. その他	・貸し渋り対策	5.9
	・住宅投資の促進	1.2
	・雇用対策	1.0
	・地域振興券	0.7
	・アジア対策	1.0
	計	17兆円超
3. 減税	・所得課税減税	6兆円超
	・法人課税減税	

※ 一般公共については5%程度の用地費を含む。

(出所) 財政制度審議会総会(第4回)及び法制部会(第2回)合同会議 平成10年11月27日
配布資料(2)(財政制度審議会「平成10年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・
法制部会・財政計画等特別部会編」309ページ)。

8-169 地域振興券

緊急経済対策の一環として、個人消費を喚起し、商店街等地域経済の活性化を図ることを目的とする地域振興券交付事業が実施されます。

● 交付対象は、

- (1)15歳以下の児童がいる世帯主
- (2)老齢福祉年金等の受給者
- (3)65歳以上の住民税(所得割)非課税の寝たきりの方
- (4)65歳以上の住民税非課税の方 等で
全国で約3,500万人が対象となります。

- 1人(15歳以下の児童がいる世帯主については児童1人)につき2万円分の地域振興券が市町村から交付されます。
- 地域振興券の使用期限は6か月で、譲渡や換金はできません。

(出所) 首相官邸ウェブ・サイト「緊急経済対策」〔平成11年1月〕(<https://www.kantei.go.jp/jp/kouhou/archive/kinkyu.html>)。

8-170 地域振興券交付事業助成費

〔「平成10年度一般会計補正予算（第3号）」、「参照書」、「平成10年度一般会計各省各庁予定経費補正要求書等」、「自治省所管」（抜粋）〕

平成10年度自治省所管

甲号 予定経費補正要求書

〔組織別事項別内訳〕

組 織	項	事 項	補 正 要 求			説 明
			追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	
自治本省	024 地域振興券交付事業助成費	95 地域振興券交付事業の助成に必要な経費	769,838,236	0	769,838,236	最近の経済情勢等にかんがみ、緊急経済対策の一環として個人消費の喚起と地域経済の活性化を図るため市町村等が行う地域振興券交付事業に要する経費の補助等

科目別内訳

項 目	平成10年度 成立予算額 (千円)	補 正 要 求			改平成10年度 予 算 額 (千円)
		追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	
024 地域振興券交付事業助成費	0	769,838,236	0	769,838,236	769,838,236
95199-2122-08 職 員 旅 費	0	3,511	0	3,511	3,511
95199-2123-09 庁 費	0	578,766	0	578,766	578,766
95199-2865-16 地域振興券交付事業 費補助金	0	700,000,000	0	700,000,000	700,000,000
95199-2865-16 地域振興券交付事務 費補助金	0	69,255,959	0	69,255,959	69,255,959

(出所) 「平成10年度一般会計補正予算（第3号）」549ページ（財務省ウェブ・ページ：<https://www.bb.mof.go.jp/server/1998/dlpdf/DL199821003.pdf>）。

【平成11年度】

8-171 第143回国会における小淵内閣総理大臣所信表明演説

平成10年8月7日

(はじめに)

この度、私は、内閣総理大臣に任命されました。重責を担う身として、わが国が直面する重大な事態を直視するとき、「今日の勇氣なくして明日のわが身はない」との感を強くしております。全身全霊を打ち込んで国政に取り組んでまいります。

現下の最大の問題は、長期化する景気の停滞と金融システムに対する信頼の低下であります。先の参議院議員通常選挙において示されたのは、国民が何よりもまず、わが国の経済情勢を極めて深刻に感じ、その一日も早い回復を願っているということでありました。私は、こうした国民の声を真摯に受け止め、この内閣を「経済再生内閣」と位置づけ、果敢に取り組んでまいります。日本の金融システムが健全に機能し、日本経済が再生することこそ、アジアを始めとする世界に日本が貢献する最大の道であります。

今日のわが国経済の危機的状況乗り越えるためには、国民の叡智を結集することが何よりも重要です。このため、私に直属する「経済戦略会議」を設置し、民間の方々や経済専門家を中心に検討していただくこととしました。その上で、最終的な政策は、私自身が決断、実行してまいります。また、私は、勤労者、中小企業の経営者の皆様などを始めとする国民の生の声に直接耳を傾け、私の考えをお話する機会を、できる限り設けてまいります。

今日、わが国は、急速な少子高齢化、情報化、国際化などが進展する中で、大きな変革期に直面しております。国民の間に、わが国経済・社会の将来に対する不安感が生まれています。政治は、国民の不安感を払拭し、国民に夢と希望を与え、そして国民から信頼されるものでなければなりません。私は、この

難局を切り拓き豊かで安心できる社会を築き上げるため、政治主導の下、責任の所在を明確にしながらスピーディーに政策を実行してまいります。

国民の皆様並びに議員各位のご支援をお願いいたします。

【日本経済再生に向けた決意】

日本経済再生のために、まず成し遂げるべきことは、金融機関の不良債権問題の抜本的な処理であります。「金融再生トータルプラン」に基づき、いわゆるブリッジバンク制度を早急に具体化するとともに、不動産担保付き不良債権に係る債権債務関係を迅速・円滑に処理するための組織・手続の整備などを図ってまいります。そのための所要の法案を既に今国会に提出し、関連する議員立法法案も提案されています。私は、預金者保護に万全を期し、金融再生までの期間を可能な限り短くすることを基本に据え、金融機関の不良債権処理に当たります。法案の速やかな成立にご理解とご協力をお願いいたします。

資金は社会の血液であり、その循環をつかさどる金融機関は、心臓の役割を担っております。このため、部分の破綻が金融システム全体の危機を招くおそれがあります。私は、システム全体の危機的状況は絶対に起こしません。金融再生トータルプランの実行に伴い、金融システムの再生のために公的資金を活用することとなりますが、その必要性について国民の皆様のご理解をいただけるよう、内閣を挙げて責任を持って取り組みます。他方、金融機関は、国際的に通用する水準での情報開示を進め、自ら再編やリストラに果敢に取り組むことが必要です。破綻した金融機関の経営者に対しては、経営責任、更には民事・刑事上の厳格な責任が問われるべきであります。善意かつ健全な借り手に対しては十分に配慮する一方で、悪質な借り手については、その責任が厳しく追及されることは当然であります。私は、将来にわたりわが国社会が文

夫な「心臓」を持ち、隅々まで「血液」が行き渡るよう、金融システムの再生を図るとともに、いわゆる貸し渋り対策にも引き続き積極的に取り組んでまいります。金融機関相互の「垣根」の解消を目指し、利用しやすく信頼できる市場・制度の整備を進めるための金融システム改革は、「円の国際化」の観点からも重要な取組であり、今後とも推進してまいります。

わが国の厳しい経済情勢を直視し、私は、財政構造改革法を当面凍結することとし、そのための法案を次の通常国会に提出します。また、景気回復に向け、政治が主導して全力を尽くすことを内外に明らかにするため、平成十一年度予算案の概算要求の基本方針は、財政構造改革法の凍結を前提として設定します。他方、将来の世代のことを考えるとき、中長期的な財政構造改革の必要性が否定されるものではありません。国鉄長期債務の処理、国有林野事業の債務の処理を含めた抜本的改革は、もはや先送りの許されない状況にあり、継続審議となっている関連法案について、速やかな成立にご協力をお願いいたします。

さらに私は、一刻も早い景気回復を図るため、平成十一年度に向け切れ目なく施策を実行すべく、事業規模で十兆円を超える第二次補正予算を編成いたします。その際、公共投資のあり方について、景気回復への効果を踏まえるとともに、従来の発想にとらわれることなく、二十一世紀を見据えた分野に重点化するなど、その見直しを行ってまいります。

また、経済構造改革の推進は、経済の供給サイドを強化し、産業の高コスト構造の是正を図りながら、中長期的な成長を高めることとなり、極めて重要です。米国や一部の欧州諸国の経済が八十年代以降再生した過程も範としながら、規制緩和、行政改革、公的部門の民営化、税制改革等の施策を推進し、研究開発の振興を図り、優れたアイデアに人材、資金、技術が絶えず集まることを通じ、新たな産業が活発に生まれ、海外からもわが国の魅力的な事業環境を目指して企業が進出してくる社会を創ってまいります。ベンチャー企業を始めとする新規事業の育成・振興についても、強力で推進してまいります。

税制については、わが国の将来を見据えた

より望ましい制度の構築に向け、抜本的な見直しを展望しつつ、景気に最大配慮して、六兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施いたします。個人所得課税につきましては、国民の意欲を引き出せるような税制を目指し、所得税と住民税を合わせた税率の最高水準を五十パーセントに引き下げます。景気の現状に照らし、課税最低限は引き下げる環境にないと考えており、減税規模は四兆円を目途とします。法人課税につきましては、わが国企業が国際社会の中で十分競争力が発揮できるよう、総合的な検討を行い、実効税率を四十パーセント程度に引き下げます。所得課税の改正は来年一月以降、法人課税の改正は来年度以降、それぞれ実施することとし、関連法案を次の通常国会に提出するよう準備を進めます。減税の財源としては、徹底した経費の節減、国有財産の処分などを進めながら、当面は赤字国債を充てることといたします。長期的には、今後の経済の活性化の状況、行財政改革の推進等と関連づけて検討すべき課題だと考えております。

現在の雇用情勢は極めて厳しい状況にあります。雇用の確保に万全を期すとともに、雇用の先行き不安を払拭するため、産業構造や雇用慣行の変化に対応した能力開発対策、雇用環境の整備を積極的に進め、国民が希望に応じ多様な働き方ができるようにしてまいります。また、雇用の拡大・創出を目指し、今後成長が期待される情報通信、医療・福祉、環境等の分野における新規産業の創出に向け、信頼性の高い高速情報通信ネットワークの構築や利用技術の開発などに取り組んでまいります。併せて、わが国雇用の約八割を占める中小企業の基盤強化、経営革新を強力に進めてまいります。

以上申し上げました政策を実行し、一兩年のうちにわが国経済を回復軌道に乗せるよう、内閣の命運をかけて全力を尽くす覚悟であります。

(より良い社会の実現と構造改革の推進)

経済・社会のグローバル化、少子高齢化の急速な進展などを踏まえ、大量生産型近代工業社会に向かって整えられたわが国の社会システムを、二十一世紀における知恵の時代にふさわしいものに変革していくことも、私の

使命であります。橋本内閣が推進してきた基本理念を踏まえ、諸改革を進めてまいります。

行政改革については、先の通常国会で成立した中央省庁等改革基本法に基づき、政治主導の下、二〇〇一年一月の新体制への移行開始を目標として、来年四月にも所要の法案を国会に提出することを目指します。このスケジュールは決して後退させません。併せて、独立行政法人化等や業務の徹底した見直し、事前規制型から事後チェック型への行政の転換を基本とする規制緩和、地方分権の推進を通じ、中央省庁のスリム化を図ります。以上の取組の結果として、十年の間に、国家公務員の定員は二十パーセント、コストは三十パーセントの削減を実現するよう努力いたします。また、地方分権推進計画を踏まえた関連法案を次の通常国会に提出するなど、国と地方の役割分担、費用負担のあり方を明確にししながら地方分権の一層の推進を図るとともに、地方公共団体の体制整備、行財政改革への取組を求めてまいります。これは、地域の活性化、均衡ある国土の発展のためにも、極めて意義のあることであります。国民に開かれた行政の実現を図ることも重要な課題です。継続審議となっている情報公開法案について、速やかな成立にご協力をお願いいたします。また、行政、そしてリーダーシップを持って行政を指揮する立場にある政治のいずれもが、国民からの信頼を確保するため、先の国会に議員立法としてご提案いただいた政治改革関連法案や国家公務員倫理法案について、その早期成立を期待いたします。

安全な国民生活や公正な経済活動の基礎を支える司法制度について、国民がより利用しやすいものとするため、制度全般の改革を進めてまいります。

また、現在のように急激に少子化が進むと、国力の源である人口の減少につながり、将来の社会・経済に深刻な影響を与えます。子育ての経済的・肉体的・精神的な負担、職業との両立困難、住宅問題など、様々な制約を取り除き、個人が望むような結婚や出産などが選択できる環境を整備することは、社会全体で取り組むべき課題です。政府としても、子育てに携わっている若い世代など幅広い人々の参加の下で「少子化への対応を考える有識

者会議」を設け、議論を始めました。結婚や出産に夢を持てる社会を築くことは、時代を超えた非常に難しい課題であります。国民各層の知恵を合わせ、展望を切り拓いていきたいと考えております。これは、男女が共同して参画する社会を創り上げていく上でも重要な課題であり、そうした社会を実現するための基本となる法律案を、次の通常国会に提出いたします。

社会保障制度は、お年寄りを始めとする全ての国民の生活の拠り所となるものであり、極めて重要なものであります。こうした機能を的確に果たしながら、少子高齢化の進展等による国民負担の増加が見込まれる中で効率的で安定した制度が構築できるよう、改革を進めてまいります。とりわけ医療、年金については、将来にわたり国民皆保険・皆年金体制を維持していきけるよう、具体案を提示して国民的議論を十分尽くしながら、制度全体の抜本的な見直しを図ってまいります。また、民間活力も活用しながら、介護保険制度の円滑な実施を進めてまいります。

次代を担う子供たちがたくましく心豊かに成長する、これは二十一世紀を確固たるものとするための基本であります。このため、まず、子供たちが自分の個性を伸ばし、自信を持って人生を歩み、豊かな人間性を育むよう、「心の教育」を充実させるとともに、多様な選択ができる学校制度を実現し、現場の自主性・自律性を尊重した学校づくりや、国際的に通用する大学を目指した大胆な大学改革を推進するなど、教育改革の推進に引き続き力を注いでまいります。家庭特に父親や、地域社会にも積極的な役割を果たしていただきたいと考えております。

また、都市政策に力を注ぐとともに、農林水産業と農山漁村の発展を確保するため、食料・農業・農村に係る新しい基本法の制定に向けた検討を進めるなど、農政の抜本的な改革にも積極的に取り組んでまいります。

国民的な関心事項である地球環境問題に関しては、六月に取りまとめた「地球温暖化対策推進大綱」の着実な実施などを図ってまいります。身近な不安となっているダイオキシン問題については、その排出削減や調査研究を進め、いわゆる環境ホルモンの問題につい

ては、人の健康への影響等に対する科学的な解明を進めるとともに、化学物質の安全管理のための新たな法的枠組みの導入を検討します。また、和歌山市で発生した毒物混入事件など国民の日常生活に不安を与える治安問題に断固として対応するのはもちろんですが、組織犯罪、コンピューターへの不正アクセス等を手段とするハイテク犯罪などに的確に対処するための対策も推進してまいります。

(外交)

内政と外交は、表裏一体であります。現在わが国は困難な状況に直面しておりますが、わが国に期待される責任を適切に果たすため、日本の安全と世界の平和の実現に向け、国際社会における地位にふさわしい役割を、積極的かつ誠実に果たしてまいります。

日米関係は、引き続きわが国外交の基軸であり、安全保障、経済等広範な分野で良好にして強固な二国間関係を築くとともに、国際社会の諸問題に協力して取り組んでいくことが重要です。私は、国会のご了承が得られれば、九月にもクリントン大統領と会談の機会を持ちたいと考えております。また、継続審議となった「日米防衛協力のための指針」関連法案等の成立・承認、米軍の施設・区域が集中する沖縄が抱える問題の解決は、新内閣においても引き続き重要課題です。SACO最終報告の内容の実現を図り、併せて沖縄の振興を図るため、沖縄県の協力と理解の下、政府として全力を挙げて取り組んでまいります。

日露関係の改善について、私は、橋本前総理が築かれた成果を踏まえ、様々な分野における関係を強化しながら、二〇〇〇年までに東京宣言に基づいて平和条約を締結し、日露関係を完全に正常化するよう全力を尽くしてまいります。できればこの秋に、私自ら訪露し、エリツィン大統領と会談いたしたいと考えております。

わが国外交の最大の課題であるアジア太平洋地域の平和と安定のため、この地域だけでなく、世界経済に不安定感を与えるアジア各国の通貨・金融市場の混乱に対しては、IMFを中心とする国際的な枠組みを基本としながら、真剣に対応してまいりました。今後ともアジア各国の経済回復のため、できる限りの支援を実行し、主導的な役割を担ってまいり

ます。

本年は日中平和友好条約締結二十周年であり、九月には江沢民国家主席の訪日が予定されています。日本と中国は、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄に責任を有する国家として、単なる二国間関係にとどまらず、国際社会にも目を向けた対話と交流の一層の発展を図らねばなりません。また、韓国との関係では、この秋の金大中大統領の訪日を控え、二十一世紀に向けて新たな日韓パートナーシップの構築を目指すとともに、漁業協定締結に向けて努力を続けます。北朝鮮については、諸懸案の解決に努めつつ、朝鮮半島の平和と安定に資する形で日朝間の不正常な関係を正すよう、韓国等とも連携しながら取り組んでまいります。

国際社会の平和と安定への貢献も重要な課題であります。先日、私が外務大臣の時にタジキスタンに派遣した秋野豊さんを始めとする四名の方が非業の死を遂げられました。言葉では言い表せないほど悲しい事件であり、謹んでお悔やみを申し上げます。この犠牲を無駄にすることなく、国連平和維持活動に参加する方々の安全を確保するため、「国連要員等安全条約」の早期発効に向けて各国に積極的に働きかけてまいります。また、カンボディアにおける中田さん、高田さんの貴重な犠牲にも思いをいたしながら、国連職員の安全対策のため、国連に対し、いわば「秋野ファンド」として、資金を拠出することしたいと思います。

先般、インドとパキスタンが核実験を行いました。唯一の被爆国として非核三原則を堅持し、核軍縮・不拡散政策を推進してきたわが国としては、全く容認できない行為です。従来から機会あるごとに、国際社会に対しわが国の考え方を訴えてまいりましたが、今後とも、八月末に発足する「核不拡散・核軍縮に関する緊急行動会議」等を通じ、不拡散体制の堅持・強化、核軍縮の促進、更には核兵器のない世界を目指した現実的な取組につき、世界に向けイニシアティブを發揮してまいります。いわゆる対人地雷禁止条約については、できるだけ早い発効のため、わが国としても可能な限り早期の締結に努力いたします。また、国連が時代の要請に適合した役割を果た

すため、わが国の安保理常任理事国入りの問題を含め、国連改革の実現が必要と考えます。

外交は、単に政府だけの取組ではその実は上がりません。国民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、私のモットーである「国民と共に歩む外交」を推進してまいります。
(むすび)

わが国の経済と社会は、依然として力強い基礎的条件を有しております。近年、対外資産残高は対外負債残高を上回り、純資産残高はおよそ二〇兆円と高水準のプラスであります。高い貯蓄率に支えられた豊富な個人金融資産は概ね一、二〇〇兆円、また年間のGDPは五〇〇兆円を超え、いずれも世界第二位の規模であります。以上の数字から判断されるとおり、日本の経済的な基礎条件は極めて強固です。他方、社会秩序は良好であり、国民の教育水準、勤労モラルは極めて高い水準にあります。日本は、社会的にも実に強固な基盤を有しております。国民の皆様には、日本という国に自信と誇りを持っていただきたいのです。

こうした力強い基盤を持つわが国は、現在の厳しい状況を乗り切れば、再び力強く前進すると考えます。私は、この国に「今日の信頼」を確立することで、「明日の安心」を確実なものとしたします。

二十一世紀を目前に控え、私は、この国のあるべき姿として、経済的な繁栄にとどまらず国際社会の中で信頼されるような国、いわば「富国有徳」を目指すべきと考えます。来るべき新しい時代が、私たちや私たちの子孫にとって明るく希望に満ちた世の中であるために、「鬼手仏心」を信条として、国民の叡智を結集して次の時代を築く決意であります。私は、日本を信頼と安心のできる国にするため、先頭に立って死力を尽くします。

国民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

(出所) 首相官邸ウェブ・ページ「小淵内閣総理大臣演説等」、「平成10年」、「第143回国会における小淵内閣総理大臣所信表明演説(平成10年8月7日)」(<https://www.kantei.go.jp/jp/obutisouri/speech/1998/0807syosin.html>)。

8-172 第145回国会 衆議院予算委員会議録
平成11年1月25日

〔宮澤大蔵大臣答弁部分抜粋〕

宮澤国務大臣 それはまさに財政は容易ならぬ状態ではございますけれども、私は基本的には、日本と申しますか、日本経済と申しますか、将来については十分自信を持っておりますものですから、今の状況は大変ではございますけれども、別段特に悲観はいたしておりません。

御承知のように、平成十一年度の税収は四十七兆円でございますけれども、これは昭和六十二年の水準でございますから、十何年押し倒されておるわけで、こういうことはあってはならぬことではございますが、減税もそれはございました。減税もございましたが、何分こうやってマイナス成長を続けておれば、毎年税収は減るのが当たり前でございますから、これをどうかしない分には、財政再建というものはなかなか簡単なことじゃないんだ。と申しますか、一番早道は、プラスの成長率が出て、そして国民が少しでも、個人も法人も収入がふえて、そして少し余計税金を払ってくださってということでない、十何年戻っていたのではなかなかやりようがないなという思いでございますから、まず、そのところを一生懸命やらせていただきたいという思いでございます。

それで、しかし、その話を少し見当をつけて、さあこの辺で将来が考えられるなという時期というのは、やはり成長軌道に乗ったなということではありませんと、一年ぐらいではどうも危なくていけませんで、やはり二%とかなにかいう成長の軌道にほぼ乗ったなというときには一生懸命考えなければならぬことだと思います。

今言われましたこの意味は私は私なりに理解をいたしておりますけれども、そのときにどうするのか、歳出歳入両方で考えなければいけないのだと思いますが、それをまず確率をもって考え得る時期はやはり、せめて二%ぐらいの成長軌道というもののがほぼ確保できたというときではないかと考えております。

(出所)「第145回国会 衆議院予算委員会議録 第二号 平成11年1月25日」(国立国会図書館 国会会議録検索システ

ム：<http://kokkai.ndl.go.jp/>。

8-173 平成11年度予算編成に関する所見（会長談話）

平成10年8月12日
財政制度審議会会長
豊田 章一郎

平成11年度予算の具体的編成作業の開始を間近に控えたこの機会に、現下の我が国の経済社会情勢を踏まえて、11年度予算編成に関する基本的考え方について所見を述べることにしたい。

1. 財政制度審議会としては、一昨年末に「財政構造改革特別部会最終報告」をとりまとめ、21世紀に向けて、本格的な高齢化が進む中での財政構造改革の必要性を確認した上で、国及び地方の財政赤字を対GDP比で等て3%以下に抑制していくこととする等の財政構造改革の方向性を示したところである。

主要先進国の財政事情は、先般の当審議会財政構造改革特別部会の海外調査報告においても明らかにされている通り、財政構造の改革が着実に推進されていることから、顕著に改善してきている。他方、我が国の財政事情を見ると、国と地方を合わせたベースで、平成10年度補正後の財政赤字はGDP比で6%を超え（注）、債務残高のGDP比も100%を超えるという、極めて深刻な状況にある。さらに、平成9年度決算では補正後予算に対して2兆3千億円程度の税収の落込みが生ずるという事態に直面している。このように、我が国財政は、益々厳しさを増している。

（注）国鉄・国有林野に係る債務の一般会計承継分を除く。

・ 本格的な高齢化を迎える21世紀に向けて、将来の世代に大きな負担を残さずに、活力ある経済・社会を実現していくためには、財政構造を改革し、その健全化を図っていく必要がある。また、現在の財政構造を放置すれば、利払費の増加が政策的経費である一般歳出を圧迫し、一般歳出の一般会計歳出に占める割合は6割を切るほどまでに下がり、財政硬化化が進んでいる状況が、さらに悪化することとなる。したがって、

中長期的な財政構造改革を推進していくことの必要性は、いささかも変わるものではない。

・ 一方、我が国経済の現状をみると、昨年秋季以来、バブル経済の後遺症に加え、複数の金融機関の経営破綻等により、金融システムへの信頼性が低下した上に、アジアのいくつかの国が金融・経済の混乱に見舞われたことなどから将来への不透明感が増し、雇用不安も台頭した。

こうしたことから家計や企業の景況感が大きく悪化した結果、景気は停滞状態が長引き、非常に厳しい状況にある。

新内閣は、このような厳しい情勢を直視し、一刻も早い景気回復を図るため、財政構造改革法を当面凍結し、さらに第2次補正予算を編成するとの方針を表明している。また、平成11年度予算の概算要求の基本方針についても、景気対策に即効性のある施策について特別の配慮を行うべく、同法の凍結を前提として設定することとしている。

これは、現下の極めて厳しい経済情勢を踏まえ、景気回復に全力を尽くすとの政治決断として行われたものであると受け止めている。しかしながら、その結果、増額とされる経費については、従来の発想にとらわれることなく、経済構造改革の推進に資するもので中長期的な成長を高めることとなるような分野、または、21世紀を見据えた分野に重点化するなどの工夫を行っていくことも極めて重要であると考えている。

いずれにせよ、11年度予算の編成に当たっては、財政構造改革の基本的な考え方を踏まえ、既存の制度・施策を徹底して見直し、財政資金のより一層の重点的・効率的配分を図るよう強く期待したい。

また、今回の措置が景気回復のための臨時的措置であることにかんがみ、特別の措置を講ずる必要がなくなったあかつきには、従来にも増して財政支出の縮減合理化を図り、財政構造改革の実現に向け全力を傾注すべきであると考えている。

（出所）国立国会図書館ウェブ・アーカイブ・ページ（「財政制度審議会」、「提出資料・議事録等」、「〈総会〉」、「平成10年度」、「第2回（10.8.12）」、議事要旨）。

8-174 公共事業関係費の10年度・11年度の支出見込

	金額	11年度への繰越率	10年度支出見込	11年度支出見込
(1) 9年度からの繰越し及び10年度当初	10.2兆円	8%	9.4兆円	0.8兆円
(2) 10年度1次補正	2.5兆円	35%	1.6兆円	0.9兆円
(3) 10年度3次補正	2.7兆円	84%	0.4兆円	2.3兆円
(4) 11年度	9.4兆円	—	—	9.4兆円
			11.4兆円	13.4兆円 (18%程度の増)
				5%程度が12年度に繰り越されると 12.7兆円 (11%程度の増)

(出所) 財政制度審議会総会(第7回)及び法制部会(第3回)合同会議 平成11年1月18日配布資料(3)(財政制度審議会「平成10年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編」389ページ)。

8-175 公共事業等予備費とは

公共事業等予備費と予備費の憲法・財政法上の違いは単に用途のみか

- 公共事業等予備費は、予備費の中で、その使用における用途を特定したものにすぎず、憲法上、財政法上においては、予備費そのものである。
- 予備費は、用途が特定されていないことから、その使用において、公債発行対象経費(公共事業費等)に充てられるとしても、公債発行対象外経費として整理せざるを得ない。一方、公共事業等予備費は、予備費の用途が公共事業等に限定しており、その使用においても公債発行対象経費である公共事業費等に限られることから、公債発行対象経費としての整理となる。
- 予備費の使用は、災害復旧費などの緊急性を要する経費、義務的な経費を除き、国会開催中においては、使用できない(景気対策に要する経費は、政策的な経費であり、国会開催中においては使用できない。)との整理が国会との間で行われており、その使用に当たっては、一定の制約があり、予備費の用途を特定した公共事業等予備費においてもその制約が該当。したがって、公

共事業等予備費は、その使用において、機動的な使用ができないといった制約がある。

8-176 予備費の使用について

昭和29.	4. 16	閣議決定
改正	昭和33.	4. 28 閣議決定
改正	昭和35.	4. 12 閣議決定
改正	昭和38.	4. 2 閣議決定
改正	昭和39.	4. 3 閣議決定
改正	昭和43.	4. 19 閣議決定
改正	昭和54.	4. 6 閣議決定
改正	昭和57.	4. 9 閣議決定
改正	昭和61.	4. 8 閣議決定
改正	昭和62.	5. 22 閣議決定
改正	平成元.	5. 30 閣議決定
改正	平成11.	4. 2 閣議決定

- 1 財政法第35条第3項但書の規定に基づき、大蔵大臣の指定する経費は別表のとおりとする。

(参照)

◎財政法

第35条

- ③ 大蔵大臣は、前項の要求〔各省各庁の長の予備費使用要求〕を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければ

ならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

- 2 国会開会中は、前項の経費及び次に掲げる経費を除き、予備費の使用は行なわない。
 - (1) 事業量の増加等に伴う経常の経費。
 - (2) 法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費。
 - (3) 災害（暴風雨、こう水、高潮、地震等異常なる天然現象により生じた災害及び火災をいう。）に基因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費。
 - (4) その他比較的軽微と認められる経費。
- 3 予備費を使用した金額については、これをその目的の費途以外に支出してはならない。
- 4 昭和28年8月14日閣議決定「予備費の使用について」は廃止する。

(別表)

- 1 扶養手当
- 2 調整手当
- 3 休職者給与
- 4 公務災害補償費
- 5 退職手当
- 6 国家公務員共済組合負担金
- 7 賠償償還及払戻金
- 8 利子及び割引料

- 9 年金及び恩給
- 10 保険金、再保険金、保険給付費及び保険料還付金
- 11 消費税
- 12 議案類印刷費
- 13 印紙類製造費
- 14 褒賞品製造費
- 15 裁判費
- 16 証人等被害給付金
- 17 訟務費
- 18 検察費
- 19 矯正収容費
- 20 貨幣交換差減補填金
- 21 義務教育費国庫負担金
- 22 養護学校教育費国庫負担金
- 23 感染症予防事業費等負担金
- 24 原爆被爆者医療費
- 25 生活保護扶助費負担金
- 26 災害救助費
- 27 老人保護措置費国庫負担金
- 28 児童保護措置費負担金
- 29 児童扶養手当
- 30 社会保険国庫負担金
- 31 家畜伝染病予防費
- 32 農業共済組合連合会等交付金
- 33 雇用保険国庫負担金
- 34 政府職員等失業者退職手当

(出所)『平成11年度 予算事務提要』（平成11年5月 財団法人大蔵財務協会）88-89ページ。

8-177 公共事業等予備費の使用について

平成11年9月29日
大蔵省

平成11年度当初予算に計上された公共事業等予備費500,000百万円の使用内訳は、事項別では（別紙1）、所管別では（別紙2）のとおりである。

(別紙1)

公共事業等予備費使用額 (事項別内訳)

(単位: 百万円)

事 項	使 用 額	
I. 国家的プロジェクトの推進	155,005	(242,299)
○関西国際空港二期	15,500	(42,267)
○羽田空港沖合展開	3,000	(3,000)
○整備新幹線	42,000	(63,000)
○高規格幹線道路	67,200	(92,329)
○UR対策	27,305	(41,703)
II. 21世紀発展基盤整備	146,749	(243,270)
○情報通信 ○環境対策 ○高齢化対応 ○街づくり・地域づくり		
(重点事項)		
・ITS (高度道路交通システム)、情報ハイウェイ (光ファイバー収容空間等) の整備	19,000	(30,849)
・農業用水管理システムの高度情報化	1,474	(1,709)
・トリハロメタン等緊急水質改善	3,598	(6,390)
・沿道環境改善事業 (遮音壁の設置、低騒音舗装の敷設)	8,182	(13,260)
・水質保全等のための農業用排水・集落排水施設等整備	10,766	(13,895)
・歩行空間のバリアフリー化	6,882	(10,404)
・介護基盤整備及び国立病院等の緊急施設整備	18,911	(22,403)
・踏切道の改良促進 (連続立体交差事業等)	4,400	(8,800)
・防災拠点等整備、密集市街地の更新・整備等	10,278	(23,128)
・都市近郊等における良好な生活空間形成のための農村・森林整備	5,400	(9,260)
III. 緊急課題対応	136,245	(175,474)
○九州・沖縄サミット関連事業 (空港、会場、宿泊施設等間のアクセス道路の整備、会場等として利用される 関連公園の整備、空港危機管理システムの構築 等)	20,778	(26,975)
○中央省庁再編関連事業等 (新中央合同庁舎第2号館の整備 等)	10,613	(10,613)
○災害危険箇所緊急対策 (トンネル補修応急対策、橋梁等の補強等、学校施設の耐震改修 等)	50,495	(62,249)
○再度災害防止対策 (集中豪雨・土砂災害、高波浪災害等再度災害防止対策 等)	54,359	(75,637)
IV. 災害復旧等	62,001	(78,944)
合 計	500,000	(739,987)

(注) 1. 使用額の欄の () 書きは事業費。

2. 計数は、四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない。

(別紙2)

公共事業等予備費使用額 (所管別内訳)

(所 管)	(使 用 額)
国 会	265
総理府	49,477
警察庁	1,439
北海道開発庁	33,805
科学技術庁	708
環境庁	746
沖縄開発庁	9,975
国土庁	2,804
法務省	3,810
外務省	106
大蔵省	194
文部省	23,058
厚生省	18,911
農林水産省	80,780
通商産業省	3,602
運輸省	63,695
郵政省	1,399
建設省	254,703
合 計	500,000

(出所) 財務省ウェブ・ページ「平成11年度予算」、「公共事業費等予備費の使用について (1997年7月8日)」(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy1999/index.htm)。

8-178 「建議・報告」及び「報告」の平成11年度予算における主な措置状況

「建議・報告」における指節事項	平成11年度予算における措置状況																																																																																											
<p>1. 総論</p> <p>○ 平成11年度予算の編成に当たっては、政府は、景気対策の観点から新規に実施する施策については、将来にわたり過大な後年度負担をもたらすことがないか等、その中身について十分精査するとともに、既存の制度・施策についても、財政構造改革の基本的な考え方を踏まえて徹底した見直しを行い、財政資金のより重点的・効率的配分を図ることにより、制度改革・歳出合理化に最大限努力すべき。</p>	<p>○ 平成11年度予算は、平成10年度第3次補正予算と一体的にとらえ、年度末から年度始めにかけて切れ目なく施策を実施すべく、いわゆる15か月予算の考え方の下、当面の景気回復に向け全力を尽くすとの観点に立って編成。財政構造改革の基本的考え方は維持し、限られた財源の中で経費の一層の合理化・効率化・重点化を図っている。この結果、11年度一般歳出の規模は46万5,887億8千万円となり、前年度当初予算に対して+53%の増。</p> <p>[主要経費別伸率の推移]</p> <table border="1" data-bbox="391 440 750 1052"> <thead> <tr> <th></th> <th>7'</th> <th>8'</th> <th>9'</th> <th>10'</th> <th>11'</th> <th>(伸率：%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保障関係費</td> <td>3.3</td> <td>2.6</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>8.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文教及び科学振興費</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>1.9</td> <td>0.0</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恩給関係費</td> <td>▲2.0</td> <td>▲3.9</td> <td>▲3.7</td> <td>▲4.1</td> <td>▲3.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>0.86</td> <td>2.58</td> <td>2.1</td> <td>▲0.2</td> <td>▲0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>4.0</td> <td>4.1</td> <td>1.3</td> <td>▲7.8</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済協力費</td> <td>3.6</td> <td>3.5</td> <td>1.6</td> <td>▲10.2</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ODA)</td> <td>4.0</td> <td>3.5</td> <td>2.1</td> <td>▲10.4</td> <td>0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業対策費</td> <td>▲1.0</td> <td>▲0.1</td> <td>0.5</td> <td>▲0.4</td> <td>3.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エネルギー対策費</td> <td>0.9</td> <td>1.5</td> <td>▲0.9</td> <td>▲2.6</td> <td>▲2.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要食糧関係費</td> <td>▲0.7</td> <td>▲0.7</td> <td>▲0.5</td> <td>▲0.1</td> <td>▲0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の事項経費</td> <td>6.9</td> <td>0.2</td> <td>2.2</td> <td>2.1</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.1</td> <td>2.4</td> <td>1.5</td> <td>▲1.3</td> <td>5.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="330 175 498 391" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>うち</p> <p>生活保護費 3.8</p> <p>社会福祉費 7.6</p> <p>社会保険費 10.2</p> <p>保健衛生対策費 ▲1.6</p> <p>失業対策費 5.2</p> </div> <div data-bbox="589 175 659 391" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>うち</p> <p>科学技術振興費 8.1</p> </div>		7'	8'	9'	10'	11'	(伸率：%)	社会保障関係費	3.3	2.6	1.8	2.0	8.4		文教及び科学振興費	2.0	2.5	1.9	0.0	2.0		恩給関係費	▲2.0	▲3.9	▲3.7	▲4.1	▲3.4		防衛関係費	0.86	2.58	2.1	▲0.2	▲0.2		公共事業関係費	4.0	4.1	1.3	▲7.8	5.0		経済協力費	3.6	3.5	1.6	▲10.2	0.8		(ODA)	4.0	3.5	2.1	▲10.4	0.2		中小企業対策費	▲1.0	▲0.1	0.5	▲0.4	3.5		エネルギー対策費	0.9	1.5	▲0.9	▲2.6	▲2.3		主要食糧関係費	▲0.7	▲0.7	▲0.5	▲0.1	▲0.1		その他の事項経費	6.9	0.2	2.2	2.1	1.7			3.1	2.4	1.5	▲1.3	5.3	
	7'	8'	9'	10'	11'	(伸率：%)																																																																																						
社会保障関係費	3.3	2.6	1.8	2.0	8.4																																																																																							
文教及び科学振興費	2.0	2.5	1.9	0.0	2.0																																																																																							
恩給関係費	▲2.0	▲3.9	▲3.7	▲4.1	▲3.4																																																																																							
防衛関係費	0.86	2.58	2.1	▲0.2	▲0.2																																																																																							
公共事業関係費	4.0	4.1	1.3	▲7.8	5.0																																																																																							
経済協力費	3.6	3.5	1.6	▲10.2	0.8																																																																																							
(ODA)	4.0	3.5	2.1	▲10.4	0.2																																																																																							
中小企業対策費	▲1.0	▲0.1	0.5	▲0.4	3.5																																																																																							
エネルギー対策費	0.9	1.5	▲0.9	▲2.6	▲2.3																																																																																							
主要食糧関係費	▲0.7	▲0.7	▲0.5	▲0.1	▲0.1																																																																																							
その他の事項経費	6.9	0.2	2.2	2.1	1.7																																																																																							
	3.1	2.4	1.5	▲1.3	5.3																																																																																							
	<p>(注)・社会保障関係費は厚生年金国庫負担の繰延べ措置を行わないことによる影響を除けば+3.7%の増。 ・防衛関係費はSACO関連経費を除くベースでも▲0.2%の減。 ・公共事業については、公共事業等予備費を含め予算ベース・支出ベースともに10%を上回る伸びを確保。</p>																																																																																											

「建議・報告」における指図書事項	平成11年度予算における措置状況
<p>○ 平成11年度予算に関しては、概算要求の基本方針において、「景気対策臨時緊急特別枠」とともに、中期的な経済再生を図るため「情報通信、科学技術、環境等21世紀発展基盤整備特別枠」が設定されているほか、公共投資の更なる重点化を図るため、公共事業関係費に関して「物流効率化による経済構造改革特別枠」、「環境・高齢者等福祉・中心市街地活性化等21世紀の経済発展基盤整備特別枠」、「生活関連等公共事業重点化枠」が設けられているところであり、それらの趣旨が実現されるよう、要求内容の厳しい吟味を行っていくべきである。</p>	<p>○ 景気対策臨時緊急特別枠 当面の景気回復に向け全力を尽くすとの観点から、景気回復のために即効性があり、また後年度に過度の負担をもたらさない経費を対象として総額4兆円の枠を用意し、その相当部分について、平成10年度第3次補正予算に前倒し計上し、11年度予算においては、公共4,500億円、非公共500億円を計上。</p> <p>○ 情報通信・科学技術・環境等21世紀発展基盤整備特別枠 中期的な我が国経済再生に向けた取り組みとして、情報通信・科学技術・環境等を中心とした、21世紀における我が国の発展基盤を整備するために特に資する施策に対して、公共事業関係費を除く経費として総額1,500億円の枠を用いた。</p> <p>〔重点的・優先的に措置した5分野〕 情報通信：高度情報通信社会構築を目指すための研究の活性化 科学技術：生命科学研究の加速的推進、競争的・重点的資金の導入による研究の活性化 環境・その他：化学物質による健康・生態系に及ぼす影響への対応、雇用確保・人材育成及び国際貢献の推進</p> <p>○ 公共事業予算の重点化の推進 特別枠の活用により、物流効率化による経済構造改革に資する分野（国際ハブ空港、ハブ港湾、高規格幹線道路等）や21世紀を展望した経済発展基盤となる分野（情報通信、環境、高齢者等福祉、中心市街地活性化等）、更には生活関連社会資本（下水道、集落排水施設、各種防災施設等）へ優先的・重点的に配分。</p> <p>① 「物流効率化による経済構造改革特別枠」（1,500億円） ② 「環境・高齢者等福祉・中心市街地活性化等21世紀の経済発展基盤整備特別枠」（1,000億円） （注）いずれも小測総理の提唱する「21世紀先導プロジェクト」に優先的配分がなされている。 ③ 「生活関連等公共事業重点化枠」（2,500億円）</p>

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況									
<p>2. 社会保障</p> <p>(1) 年金 経済・財政と調和のとれた長期的に安定した年金制度を構築していくためには、公私の年金の適切な役割分担を図るとともに、給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担が過重なものとならないよう、制度全般にわたる見直しを行う必要がある。 なお、制度改正に当たっては、現下の経済状況等をも十分踏まえる必要があると考えられる。</p> <p>(2) 医療 医療については、人口の高齢化が進む中、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内とするとの基本方針を堅持し、経済、財政と調和のとれた効率的な医療保険制度を構築するため、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる抜本改革に取り組んでいく必要がある。</p> <p>国立病院・療養所については、今後とも、平成8年の「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」の改正や、平成12年度末までに施設の廃止を含めた対応方針を決定するなど内容をとした「再編成・合理化の基本方針」の見直しを踏まえ、再編成計画の実施を一層強力に推進する必要がある。 平成11年度の国立病院・療養所に対する一般会計からの繰入れについては、経営合理化を更に推進することとして、平成10年度予算に引き続き、その縮減を図るべきである。</p>	<p>平成11年度改革については、給付の適正化等、制度全般にわたる見直しについて、引き続き検討することとし、平成11年度においては、厚生年金保険料率及び国民年金保険料率ととともに、年金額は物価スライド（+0.6%）により改定。</p> <p>○ 現在、医療提供体制及び医療保険制度の抜本的改革について、医療保険福祉審議会等において議論を行っているところ。</p> <p>○ 平成12年2月国立磨野病院、国立療養所武雄病院を統合予定。 平成12年3月国立高田病院、国立療養所新潟病院を統合予定。</p> <p>○ 国立病院特別会計への一般会計からの繰入れについては、以下のとおり繰入額の縮減を図る。</p> <table border="1" data-bbox="758 690 852 1063"> <tr> <td>繰入額</td> <td>平成10年度</td> <td>平成11年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,468億円</td> <td>1,418億円</td> </tr> <tr> <td>繰入率</td> <td>13.4%</td> <td>13.2%</td> </tr> </table>	繰入額	平成10年度	平成11年度		1,468億円	1,418億円	繰入率	13.4%	13.2%
繰入額	平成10年度	平成11年度								
	1,468億円	1,418億円								
繰入率	13.4%	13.2%								

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況								
<p>3. 公共投資</p> <p>(1) 社会資本整備のあり方として、従来の発想にとらわれることなく、21世紀を見据えて真に必要な分野へ投資を重点化することが求められており、公共事業予算については、より一層の重点化・効率化を推進することが必要。</p> <p>平成11年度においては、本年8月12日の閣議了解に示されているとおり、</p> <p>① 物流効率化による経済構造改革を推進するという観点、</p> <p>② 21世紀を見据えて豊かで活力のある経済社会の構築に向けて、真に必要な社会資本を重点的に整備するという観点、</p> <p>③ 生活関連社会資本の整備・地域の振興・安全な地域づくり等の諸課題に適切に応えるという観点から配分の更なる重点化を推進することが必要。</p> <p>なお、小淵総理の提唱による「生活空間倍增戦略プラン」のうちの地域戦略プランについては、広域的な連携のもとに、地域が自らテーマを選び、総合的なプランを策定・推進する趣旨に鑑み、地域におけるプランの作成には十分時間をかけ、また全国一律でなく、地方の実情を踏まえ、そのニーズに適切に対応する事業を支援するよう取り組みを行うべき。</p> <p>(2) 公共事業については、効率化、透明化の推進が重要な課題であることを踏まえ、省庁間の枠を超えた事業間の連携の強化、公共工事のコスト削減対策の推進、費用対効果分析等の客観的な評価による投資の効率性の確保、再評価システムの導入及び精度の向上による継続事業の見直し等を一層徹底することによって、特に費用対効果分析等による事業評価については、公共事業全体としてガイドラインを作成すべき。</p>	<p>○ 特別枠の活用により、物流効率化による経済構造改革に資する分野（国際ハブ空港、ハブ港湾、高規格幹線道路等）や21世紀を展望した経済発展基盤となる分野（情報通信、環境、高齢者等福祉、中心市街地活性化等）、更には生活関連社会資本（下水道・集落排水施設、各種防災対策等）へ優先的・重点的に配分。</p> <p>① 「物流効率化による経済構造改革特別枠」(1,500億円)</p> <p>② 「環境・高齢者等福祉・中心市街地活性化等21世紀の経済発展基盤整備特別枠」(1,000億円)</p> <p>(注) いずれも小淵総理の提唱する「21世紀先導プロジェクト」に優先的配分がなされている。</p> <p>③ 「生活関連等公共事業重点化枠」(2,500億円)</p> <p>○ 事業ごとに見れば、大きな重点化</p> <table border="1" data-bbox="411 779 540 1023"> <tr> <td>(伸率)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街地整備</td> <td>+53.8%</td> </tr> <tr> <td>自然公園</td> <td>+27.5%</td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>+10.3%</td> </tr> </table> <p>○ 「地域戦略プラン推進費（総額2,000億円、国土庁一括計上）」により、地方自らの創意工夫の発現を促す地域戦略プランの推進に最大限の支援。</p> <p>○ 再評価システム（いわゆる「時のアセスメント」）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10年3月に各布庁が再評価の実施要領を策定。 ・ 10年度中に全事業について再評価マニュアルを策定。 <p>○ 事業採択段階における費用対効果分析の積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10年度中に全事業で費用対効果分析手法を導入。 ・ 共通的な運用指針（試行案）の策定に向けた検討。 <p>○ 11年度予算において事業の徹底した見直しを行い、事業の中止・休止等を決定。（次頁参照）</p>	(伸率)		市街地整備	+53.8%	自然公園	+27.5%	空港	+10.3%
(伸率)									
市街地整備	+53.8%								
自然公園	+27.5%								
空港	+10.3%								

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況																																				
<p>(3) また、財政資金の効率的使用等の観点を踏まえ、PFI（民間の技術力、経営力及び資金力を活用した新たな手法による社会資本整備）についても、推進のための所要の措置を講ずることが必要。</p> <p>なお、PFIの実施に当たっては、従来公的部門が整備、運営等に当たっていたサービスの代替として行われるべきものであること、また安易な財政負担の増につながらないようにすること、に十分に配慮することが重要。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>中止</th> <th>休止</th> <th>事業の縮小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム</td> <td>7ダム</td> <td>5ダム</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>治山</td> <td>2事業</td> <td>5事業</td> <td>1事業</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>1事業</td> <td>25事業</td> <td>2事業</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>—</td> <td>8事業</td> <td>3事業</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備</td> <td>3農業ダム</td> <td>1農業ダム</td> <td>1農業ダム</td> </tr> <tr> <td>国有林林道</td> <td>10事業</td> <td>2事業</td> <td>5事業</td> </tr> <tr> <td>大規模林道</td> <td>1事業</td> <td>2事業</td> <td>1事業</td> </tr> <tr> <td>工業用水</td> <td>2事業</td> <td>3事業</td> <td>2事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記見直しには、再評価システムの適用によるものと、再評価の対象ではないが、事業の必要性等の見直しを行ったものを含む。</p> <p>○ 平成11年度予算においては、PFIを推進する目的での普及・啓発、事業の早期形成・実施の支援等のための経費（経済企画庁）等を計上。</p>	事業名	中止	休止	事業の縮小	ダム	7ダム	5ダム	—	治山	2事業	5事業	1事業	港湾	1事業	25事業	2事業	漁港	—	8事業	3事業	農業農村整備	3農業ダム	1農業ダム	1農業ダム	国有林林道	10事業	2事業	5事業	大規模林道	1事業	2事業	1事業	工業用水	2事業	3事業	2事業
事業名	中止	休止	事業の縮小																																		
ダム	7ダム	5ダム	—																																		
治山	2事業	5事業	1事業																																		
港湾	1事業	25事業	2事業																																		
漁港	—	8事業	3事業																																		
農業農村整備	3農業ダム	1農業ダム	1農業ダム																																		
国有林林道	10事業	2事業	5事業																																		
大規模林道	1事業	2事業	1事業																																		
工業用水	2事業	3事業	2事業																																		

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況																				
<p>4. 文教・科学技術</p> <p>(1) 文教</p> <p>① 高等教育 高等教育については、資金の重点配分を図りつつ、受益者負担の徹底等の観点から、各種経費の見直しを進めていく必要がある。</p> <p>② 国立学校特別会計 国立大学の授業料・入学料については、受益者負担の徹底及び自己財源の確保の観点から、入学料等につき適正化を図ることが必要。</p> <p>③ 義務教育費国庫負担金 義務教育費国庫負担制度については、引き続き制度の目的、充足以来的経緯等をも踏まえ、負担対象等について見直しを進めていく必要がある。</p> <p>(2) 科学技術 科学技術関係予算については、21世紀を見据えつつ、真に必要な施策に対して限られた財政資源を重点的・効率的に配分し、国民経済に最大の効果をもたらすとの観点から、優先順位の厳しい選択、同一分野の研究開発や同種の研究開発制度についての重複排除や連携促進、本格的な研究評価制度の厳正な運用を引き続き行うことが必要。</p> <p>また、科学技術予算については、創造的・基礎的研究の充実を図るためにも、分野別予算配分のより一層の見直しが必要。</p>	<p>○ 公立看護大学等経常費補助（10年度 10億円）を廃止する。</p> <p>○ 国立学校の入学料については以下の通り改定する。 [大学（平成12年度入学者から）] 現 行 275,000円 → 改定後 277,000円（+2,000円、+0.7%）（大学学部（昼間部））</p> <p>○ 第6次教職配置改善計画（5'～12'、当初の6年計画を2年延長）により、11年度においては、計画残3,715人のうち2,515人を措置する。</p> <p>○ 創造的・基礎的研究等の充実に配属する一方で、原子力及び宇宙関係経費を極力抑制するといった分野別の資金配分に留意している。 [科学技術庁一般会計の4分類]（単位：億円、%、（ ）書きは構成比）</p> <table border="1" data-bbox="623 406 758 1039"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>伸率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎研究等</td> <td>1,923 (32.9)</td> <td>2,164 (35.2)</td> <td>+12.6</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>1,858 (31.8)</td> <td>1,823 (29.6)</td> <td>▲ 1.9</td> </tr> <tr> <td>宇宙開発</td> <td>1,825 (31.2)</td> <td>1,872 (30.4)</td> <td>+ 2.6</td> </tr> <tr> <td>海洋開発</td> <td>245 (4.2)</td> <td>294 (4.8)</td> <td>+19.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 研究分野・制度の重複の排除を図るほか、省庁連絡会等による連絡・調整等を通じて研究分野・制度毎に省庁の枠を超えて共同・連携促進を進めることにより、一層の重点化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲノム関連研究 10年度 199億円 → 11年度 265億円 ・ 脳科学研究 224億円 → 265億円 ・ 環境ホルモモン及びダイオキシン類に関連する調査研究 23億円 → 115億円 <p>○ 研究の競争的環境を醸成しつつ研究資金の重点的・効率的配分等を図るとともに、国民に開かれた科学技術とするため、各省庁において事前・中間・事後にわたる外部評価の実施、評価結果の公表等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁の研究開発評価予算 10年度 57億円 → 11年度 11.1億円 		10年度	11年度	伸率	基礎研究等	1,923 (32.9)	2,164 (35.2)	+12.6	原子力	1,858 (31.8)	1,823 (29.6)	▲ 1.9	宇宙開発	1,825 (31.2)	1,872 (30.4)	+ 2.6	海洋開発	245 (4.2)	294 (4.8)	+19.8
	10年度	11年度	伸率																		
基礎研究等	1,923 (32.9)	2,164 (35.2)	+12.6																		
原子力	1,858 (31.8)	1,823 (29.6)	▲ 1.9																		
宇宙開発	1,825 (31.2)	1,872 (30.4)	+ 2.6																		
海洋開発	245 (4.2)	294 (4.8)	+19.8																		

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況																																										
<p>5. 防衛</p> <p>① 防衛関係費については、益々深刻さを増している我が国の財政事情を踏まえ、あらゆる経費・施策にわたって効率化・合理化を図っていく必要がある。こうした観点から、引き続き常備自衛官定数及び実員の削減を着実に進めるとともに装備品の調達価格の抑制を図る必要がある。また、後年度負担の抑制に引き続き取り組みることが肝要であり、とりわけ正面装備品は、正面と後方のバランスに配慮しつつその抑制に努めるべきである。</p>	<p>○ 平成11年度の防衛関係費は、総額で4兆9,322億円、対前年度比▲0.2%と10年度に続いての対前年度マイナス。SACO関係経費を除くベースでも4兆9,201億円と対前年度比▲0.2%の減。</p> <table border="1" data-bbox="264 373 352 1052"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">11年度</th> <th colspan="2">増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除くSACO関係経費</td> <td>49,290</td> <td>49,201</td> <td>▲89</td> <td>(▲0.2%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防衛関係費</td> <td>49,397</td> <td>49,322</td> <td>▲75</td> <td>(▲0.2%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>正面契約 (億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="370 373 493 1052"> <thead> <tr> <th>9年度</th> <th>対前年度</th> <th>10年度</th> <th>対前年度</th> <th>11年度</th> <th>対前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,410</td> <td>58 (+0.7)</td> <td>7,980</td> <td>▲430 (▲5.1)</td> <td>7,965</td> <td>▲15 (▲0.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>後年度負担 (億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="511 373 635 1052"> <thead> <tr> <th>9年度</th> <th>対前年度</th> <th>10年度</th> <th>対前年度</th> <th>11年度</th> <th>対前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31,339</td> <td>809 (+3.0)</td> <td>30,992</td> <td>▲347 (▲1.1)</td> <td>30,507</td> <td>▲485 (▲1.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) SACO関係経費を含む。</p> <p>○ 基幹部隊の改編と常備自衛官の削減 新防衛大綱(平成7年11月策定)を踏まえ、陸上自衛隊第7師団の改編、海上自衛隊掃海隊群(仮称)の新編等の基幹部隊の見直しとともに、陸上自衛隊常備自衛官定数を1,604人削減(11年度末定数17.1万人)。</p> <p>○ 防衛装備品の単価引下げ 一定の要件にあてはまはる装備品等の単価について、5年間で10%低減という防衛庁の当初目標を2年前倒しして、原則として3年間で10%低減することとし、11年度予算においては4%の単価引下げを織込み、この結果、契約ベースで約20億円のコスト削減。</p> <p>○ 防衛調達の適正化 契約企業の調査の実施に当たって監査法人・公認会計士等専門家の助言・支援を得るとともに、部外有識者によるチェック体制の整備等を行うための所要経費2.5億円を計上。</p>	区 分		11年度		増 減		除くSACO関係経費	49,290	49,201	▲89	(▲0.2%)		防衛関係費	49,397	49,322	▲75	(▲0.2%)		9年度	対前年度	10年度	対前年度	11年度	対前年度	8,410	58 (+0.7)	7,980	▲430 (▲5.1)	7,965	▲15 (▲0.2)	9年度	対前年度	10年度	対前年度	11年度	対前年度	31,339	809 (+3.0)	30,992	▲347 (▲1.1)	30,507	▲485 (▲1.6)
区 分		11年度		増 減																																							
除くSACO関係経費	49,290	49,201	▲89	(▲0.2%)																																							
防衛関係費	49,397	49,322	▲75	(▲0.2%)																																							
9年度	対前年度	10年度	対前年度	11年度	対前年度																																						
8,410	58 (+0.7)	7,980	▲430 (▲5.1)	7,965	▲15 (▲0.2)																																						
9年度	対前年度	10年度	対前年度	11年度	対前年度																																						
31,339	809 (+3.0)	30,992	▲347 (▲1.1)	30,507	▲485 (▲1.6)																																						
<p>② 防衛装備品の調達に因しては、技術研究開発段階での量産コスト低減策の検討、輸入品の一層の活用を含めた規格・仕様の見直し、競争原理の一層の活用など調達コストの低減に向けた取り組みを推進し、取得改革を加速していく必要がある。また、今後は制度・機構面の取組みを着実に推進し、効率的で透明・公正な調達システムの構築を図る必要がある。</p>																																											

<p>「建議・報告」における指摘事項</p>	<p>平成11年度予算における措置状況</p>
<p>6. 政府開発援助</p> <p>通商機関に見舞われたアジア諸国を始め、世界の経済状況は依然として不安定な中で、我が国への途上国支援の期待は更に大きいものとなっている。他方、我が国においては、政府開発援助（ODA）供与実績が7年連続で世界一となるなど既に高い水準に達している。今後我が国が国際社会における責務を果たしていくためには、ODAの実施についてこれまで以上に国民の支持と理解を得ていく必要があるが、そのためには、深刻な財政状況の中で、引き続きその効率的な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>以上の趣旨に鑑み、ODAの実施に当たっては、特に以下の点に留意すべきと考えられる。</p> <p>(1) ODAの実施に際し、ODAの重点分野・地域等につき、我が国の国益を踏まえた戦略的な判断を行っていく必要がある。また、特に国際機関を通じた援助に関し、二国間援助との相互補完性を確保しつつ、我が国の顔が見える支援とするよう工夫を行っていくべきである。</p> <p>(2) 我が国の援助が真に途上国から評価されるものとするため、相手国の実情を十分に把握したキメの細かい援助を行うことが必要である。また、効率的な援助の実施の観点から、各省庁の連携等についても工夫を行っていくべきである。</p> <p>(3) 我が国の国民及び受入国側の理解を深めるため、我が国の貢献についての情報公開を積極的に行っていく必要がある。</p>	<p>○ 平成11年度ODA予算に関しては、国際機関分担率の上昇、アジア支援に関する我が国への期待の増大等に対応しつつ、引き続き重点的・効率的な配分を実施。(10,489億円計上 対前年度比+0.2%)</p> <p>○ アジア諸国に対する経済支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国の経済インフラ等整備のためのプロジェクト無償 (26億円) ・アジア諸国の経済構造改革努力の支援のためのノンプロ無償 (15億円) ・アジア諸国の資金調達支援のためのアジア通貨危機支援資金 (200億円) ・研修員受入れ・専門家派遣の拡充 (173億円 (10年度) →177億円 (11年度)) <p>○ 顔の見えるODA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国の入造りの拡充→入造り拠点支援無償 (20億円)、留学生支援無償 (3億円) ・NGO支援等のキメの細かい援助→草の根無償の拡充 (57億円→70億円) 等 ・我が国が世途決定に関与できざる国際機関ファンドへの拠出により、我が国の二国間支援とマルチの支援との相互補完性を確保する。(UNDP入造り基金：10億円→12億円) ・国費留学生の受入れ・私費留学生奨励助費の拡充 (274億円→285億円) <p>○ 透明で効率的なODA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償資金協力実施体制の強化 (設計精算審査の強化等：21億円→29億円) ・外部機関による評価の実施 (0.6億円) ・ODAホームページの拡充 (発注業者名、受注額等幅広く情報公開：1億円) ・ODA事業の公募モニター (一般市民によるODA事業の視察：1.4億円)

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況																				
<p>7. 農業</p> <p>(1) 農林水産関係予算の重点化・効率化 農林水産関係予算については、財政資金の効率的 使用の観点から、担い手への施策の集中、市場原理、 競争条件の一層の導入を図りつつ、各種施策の見直 しを行うことにより、更に重点的・効率的なものとな る必要がある。</p> <p>なお、食糧供給力の低下、農村の過疎化・高齢化 の進行等農業・農村をめぐる状況を踏まえ、現在検 討が行われている農政改革に当たっては、現行農業 基本法に基づき実施されている農政を、今日的観点 から、国民全体の見直した上で抜本的に見直し、経 営感覚に優れた効率的・安定担い手による農業生 産を中心とした政策体系として再構築していく必要 がある。</p>	<p>平成11年度予算における措置状況</p> <p>○ 農林水産関係予算の重点化・効率化 平成11年度農林水産関係予算については、財政資金の効率的な使用の観点から、担い手への施策の集中、市場原理・競争条件の一層の導入を図りつつ、各種施策の見直しを行うことにより、更に重点的・効率的な予算配分を図ることとしている。</p> <p>(額の推移)</p> <table border="1" data-bbox="282 406 458 1055"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産関係総額</td> <td>33,756</td> <td>34,056</td> <td>300 (+0.9%)</td> </tr> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>17,439</td> <td>17,588</td> <td>149 (+0.9%)</td> </tr> <tr> <td>主要食糧関係費</td> <td>2,691</td> <td>2,687</td> <td>▲4 (▲0.1%)</td> </tr> <tr> <td>一般農政費</td> <td>13,626</td> <td>13,781</td> <td>154 (+1.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数は、四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。</p> <p>○ 「新基本法」に向けた農政改革大綱のとおりと踏まえ、以下のとおり施策を推進。</p> <p>(1) 担い手への施策の集中の観点から、施設整備事業の補助対象を認定農業者等に重点化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産体強化対策事業 (228億円) ・ 畜産再編総合対策事業 (75億円) <p>(2) 農業農村整備事業において、担い手の育成に資する事業(担い手育成型ほ場整備事業)に予算を重点配分するとともに、大区画ほ場整備と併せた必要な共同利用機械の導入を支援する制度を創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手育成型ほ場整備事業 (899億円) ・ 大区画ほ場高度利用促進事業 (1億円) <p>(3) 経営感覚に優れた認定農業者の創意工夫を生かした経営展開を支援するために、機械等のリース料の一部を助成する制度を創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者支援緊急リース事業 (3億円) <p>(4) 農業の持続的な発展に資する生産方式を定着・普及させるための総合対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的農業総合対策 (24億円) <p>(5) 食品関連産業等の経営体質の強化を通じた流通合理化、消費者への情報提供の円滑化等を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産流通ロジスティックス構築モデル事業 (6億円) ・ 地域食品電子商取引推進支援事業 (1億円) 	区 分	10年度	11年度	増減	農林水産関係総額	33,756	34,056	300 (+0.9%)	公共事業関係費	17,439	17,588	149 (+0.9%)	主要食糧関係費	2,691	2,687	▲4 (▲0.1%)	一般農政費	13,626	13,781	154 (+1.1%)
区 分	10年度	11年度	増減																		
農林水産関係総額	33,756	34,056	300 (+0.9%)																		
公共事業関係費	17,439	17,588	149 (+0.9%)																		
主要食糧関係費	2,691	2,687	▲4 (▲0.1%)																		
一般農政費	13,626	13,781	154 (+1.1%)																		

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況
<p>(2) 主要食糧関係費</p> <p>米については、「新たな米政策」を着実に実施し、</p> <p>① 11年産政府買入米価について、算定方式に基づき引き下げ（▲1.75%）、</p> <p>② 政府備蓄水準の早期適正化のため、備蓄運営ルールに基づき、10年産米政府買入数量を決定した（9年産119万ト→10年産30万ト。）。</p> <p>11年度においても同政策を引き続き推進していく必要がある。</p> <p>また、麦については、国内産麦に係る民間流通の導入を柱とする「新たな麦政策」の具体化に向けた検討を早急に進めていく必要がある。</p>	<p>○ 米については、「新たな米政策」を着実に実施するべく、所要の予算を計上。</p> <p>○ 麦については、「新基本法」に向けた農政改革大綱のとおりまとめを踏まえ、以下の通り施策を推進。</p> <p>国内産麦に係る民間流通の導入を柱とする「新たな麦政策」の具体化に向け、品種開発等に関する緊急研究、高品質・大ロットの生産体制の整備等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦大豆品質向上定着特別対策事業（64億円） ・麦の新品種の開発の推進（5億円） <p>○ 「農業農村整備事業のコスト縮減計画」（平成9年4月策定）に基づき、引き続き建設コストを縮減（9年度には、2.3%のコスト縮減）。</p> <p>○ 費用対効果分析について、実施対象事業の拡大（従来から行っている農業生産基盤整備事業に加え、農業集落排水事業などの農村生活環境整備事業への拡大を検討）、農業水利施設（約22兆円）全体でみたマクロ的な効果の試算等を通じ、より積極的に活用。</p> <p>○ 再評価等の実施により計画を見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ダムの中止 3地区 ・ の休止 1地区 ・ の規模縮小 1地区
<p>(3) 農業農村整備事業</p> <p>農業農村整備事業については、コストの縮減対策の推進、費用対効果分析等の客観的な評価による投資の効率性の確保、再評価システムの導入及び精度の向上による継続事業の見直し等を一層徹底し、効果化、透明化を推進していく必要がある。</p>	

<p>「建議・報告」における指摘事項</p> <p>(4) 国有林野事業 国有林野累積債務問題については、具体的処理方針及び管理経営方針の公益的機能重視への転換、公益林の適切な管理等のための一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行等を内容とする所要の法律が、平成10年10月15日に可決成立した。 この改革案に照り、平成10年度より着実に国有林野改革を実施するとともに、国有林野事業特別会計が約1兆円の債務を円滑かつ確実に償還していくため、組織・要員の徹底した縮減、合理化といったリストラを確実に実施していく必要がある。</p>	<p>平成11年度予算における措置状況</p> <p>○ 国有林野事業 平成10年度から取り組んでいる国有林野事業の抜本的改革を着実に推進するため、公益林の管理に要する人件費相当額等公益林を適切に管理するための経費、国有林野事業特別会計が償還する約1兆円の債務に係る利払い費相当額について一般会計からの繰入を実施（449億円）。</p>
--	---

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況																																								
<p>8. 運輸</p>																																									
<p>(1) 国鉄長期債務問題 国鉄長期債務問題については、平成10年10月15日に可決成立した法律に基づく処理方針に則り、平成10年度より、着実に債務の処理を実施していく必要がある。</p>	<p>○ 国鉄長期債務処理関係については、日本鉄道建設公団が行う年金等負担金の支払に当てるための補助金650億円（平成10年度と同額）を計上した。</p>																																								
<p>(2) 整備新幹線 平成11年度予算における整備新幹線に関する予算及び新規着工区間の事業費については、景気回復のために設けられた景気対策臨時緊急特別枠を活用して事業費を追加する場合にも、既着工区間の優先整備方針や新規着工3区間の間の優先順位などこれままで積み重ねられてきた整備新幹線の基本的枠組みは維持しつつ、適切に対応すべき。</p>	<p>○ 整備新幹線については、平成11年度予算において、8年末の政府・与党合意をはじめ、これまで積み重ねられてきた整備新幹線の基本的枠組み（既着工区間の優先整備方針や新規着工3区間の間の優先順位等）を前提として措置しており、整備新幹線に係る公共事業関係費は317億円（対前年度比+7.7%）、事業費は1,634億円としている。また、平成11年度予算における新規着工3区間の事業費については、各区分20億円としている。</p> <p>(参考) 整備新幹線建設事業費の推移 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="523 300 829 1031"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>9年度事業費</th> <th>10年度事業費 (補正後)</th> <th>11年度事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[事業費]</td> <td>1,735</td> <td>1,747</td> <td>1,634</td> </tr> <tr> <td>整備新幹線 (盛岡・八戸)</td> <td>551</td> <td>666</td> <td>632</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (高崎・長野)</td> <td>317</td> <td>40</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (糸魚川・魚津)</td> <td>137</td> <td>162</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (石動・金沢)</td> <td>205</td> <td>215</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>九州新幹線 (新八代・西鹿兒島)</td> <td>495</td> <td>604</td> <td>568</td> </tr> <tr> <td>東北新幹線 (八戸・新青森)</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (長野・上越)</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>九州新幹線 (船小屋・新八代)</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	9年度事業費	10年度事業費 (補正後)	11年度事業費	[事業費]	1,735	1,747	1,634	整備新幹線 (盛岡・八戸)	551	666	632	北陸新幹線 (高崎・長野)	317	40	12	北陸新幹線 (糸魚川・魚津)	137	162	172	北陸新幹線 (石動・金沢)	205	215	190	九州新幹線 (新八代・西鹿兒島)	495	604	568	東北新幹線 (八戸・新青森)	10	20	20	北陸新幹線 (長野・上越)	10	20	20	九州新幹線 (船小屋・新八代)	10	20	20
区 分	9年度事業費	10年度事業費 (補正後)	11年度事業費																																						
[事業費]	1,735	1,747	1,634																																						
整備新幹線 (盛岡・八戸)	551	666	632																																						
北陸新幹線 (高崎・長野)	317	40	12																																						
北陸新幹線 (糸魚川・魚津)	137	162	172																																						
北陸新幹線 (石動・金沢)	205	215	190																																						
九州新幹線 (新八代・西鹿兒島)	495	604	568																																						
東北新幹線 (八戸・新青森)	10	20	20																																						
北陸新幹線 (長野・上越)	10	20	20																																						
九州新幹線 (船小屋・新八代)	10	20	20																																						

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況
<p>9. 中小企業対策</p> <p>中小企業の構造改革の推進に重点化していくことが重要であり、社会経済の変化に即した不 断の見直しが必要である。</p> <p>景気の低迷状態が長引くなかで、中小企業の経営環 境は、一層厳しくなっており、平成10年度第3次補正 予算でも中小・中堅企業等金融特別対策費を手当てし たところであるが、平成11年度予算編成においても、 中小企業対策予算全体としての見かけの大きさではな く、最近の情勢を踏まええた金融対策や経営革新の支援 等の政策課題に關して、施策の在り方を十分に吟味す ることにより、中小企業対策の効率化に努めるべきで ある。</p>	<p>○ 中小企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、金融対策、経営革新支援等に重点化を行い、中小企業対策費は対前 年度比+3.5%増の1,923億円を計上。</p> <p>○ 金融対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険公庫出資金 (113.2億円→175.2億円) <p>○ 経営革新支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営革新補助金 (— →18億円) ・ 新規成長産業連携支援事業 (5.7億円→12.3億円)

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況
<p>10. エネルギー対策</p> <p>石油の備蓄や開発等を通じた我が国のエネルギー・セキュリティの確保、省エネルギーや新エネルギーの開発、利用の推進などのエネルギー対策については、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計等の特別会計によって行われているところであり、こうした特別会計について、歳出全般の見直しを行うことにより、施策の効率化・重点化を図っていくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、石油備蓄について、平成10年度から当国国家備蓄の増増しを行わないこととしていることを含め、費用の節減合理化を図るとともに、石油の自主開発について、最近の石油公団を巡る議論を踏まえつつ、採択基準の厳格化等による案件の精査、事業計画の見直し等により、資金の効率的活用を図っていく必要がある。</p> <p>また、省エネルギーや新エネルギーの推進については、昨年の地球温暖化防止条約第3回締約国会議(COP3)の合意も踏まえつつ、政策効果の高い施策への重点化など、財源の効率的活用に努めることが必要である。</p>	<p>エネルギー対策費について、施策の効率化を図りつつ、総額の抑制を行う。</p> <p>エネルギー対策費 6,531億円 (▲2.3%) うち石特会計繰入れ 4,880億円 (▲2.4%)</p> <p>○ エネルギー対策費について、施策の効率化を図りつつ、総額の抑制を行う。</p> <p>○ 地球環境問題への対応のためのエネルギー対策（石特・電特） ・ 昨年のCOP3の結果も踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に向けた諸施策を実施。 ・ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（ ― →8億円） ・ 新エネルギー事業者支援（439億円→93.4億円） ・ 先進型廃棄物発電フィールドテスト事業（ ― →15.9億円）</p>

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況																														
<p>11. 地方財政</p> <p>○ 平成11年度の地方の財政事情は、極めて厳しい状況にある。一方国の財政事情も、前述のとおり極めて深刻な状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえれば、国と地方がいわば公経済を支える車の両輪としてバランスの取れた財政運営を行っていくとの基本的な考え方のもと、地方財政対策において地方財政の円滑な運営に十分配慮する一方で、地方においても、各地方公共団体が、行政運営の簡素化や、定員の管理、給与水準等の適正化の一層の推進など、歳出全般にわたる見直し、合理化・効率化に徹底的に取り組み、地方財政の健全化を図る必要がある。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>1. 11年度の地方財政については、歳出面において、景気に配慮しつつも、行財政改革を進め、経費の節減合理化・効率化に努めることとし、歳出総額は対前年度比+1.6%の増。</p> <p>2. しかしながら、歳入面において、地方税・国税ともに、最近の経済動向及び恒久的な減税等の影響により大幅な減収が見込まれ、巨額の財源不足が生じる見通しであり、Ⅱ. のとおり、地方財政の円滑な運営に支障を生ずることのないよう、所要の措置を講ずることとしている。</p> <p>Ⅱ. 地方財政対策の概要</p> <p>1. 地方の歳出</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">11年度</td> <td style="text-align: center;">10年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・歳出総額</td> <td style="text-align: center;">87兆0,964億円 (+0.0%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・地方一般歳出</td> <td style="text-align: center;">73兆3,625億円 (▲1.6%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち投資単独</td> <td style="text-align: center;">19兆3,000億円 (▲4.0%)</td> </tr> </table> <p>2. 地方財政収支の見直し</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">・財源不足額</td> <td style="text-align: center;">13兆 500億円程度 (10年度 5兆4,059億円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通常収支</td> <td style="text-align: center;">10兆3,700億円程度 (10年度 4兆6,462億円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">恒久的な減税の影響</td> <td style="text-align: center;">2兆6,000億円程度</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の他、10年度総合経済対策における特別減税影響分約800億円がある。</p> <p>3. 地方財政対策</p> <p>(1) 財源不足額10兆3,700億円程度(通常収支)について、次の措置により対応。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">11年度</td> <td style="text-align: center;">10年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">① 建設地方債の増発</td> <td style="text-align: center;">1兆8,900億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 地方交付税の増額措置</td> <td style="text-align: center;">2兆7,562億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち一般会計加算</td> <td style="text-align: center;">3,000億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付税特会借入金(国)</td> <td style="text-align: center;">7,550億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(地方)</td> <td style="text-align: center;">1兆 550億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9年度精算の繰延べ</td> <td style="text-align: center;">6,725億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特会借入の償還繰延べ</td> <td style="text-align: center;">6,462億円</td> </tr> </table>	11年度	10年度	・歳出総額	87兆0,964億円 (+0.0%)	・地方一般歳出	73兆3,625億円 (▲1.6%)	うち投資単独	19兆3,000億円 (▲4.0%)	・財源不足額	13兆 500億円程度 (10年度 5兆4,059億円)	通常収支	10兆3,700億円程度 (10年度 4兆6,462億円)	恒久的な減税の影響	2兆6,000億円程度	11年度	10年度	① 建設地方債の増発	1兆8,900億円	② 地方交付税の増額措置	2兆7,562億円	うち一般会計加算	3,000億円	交付税特会借入金(国)	7,550億円	(地方)	1兆 550億円	9年度精算の繰延べ	6,725億円	特会借入の償還繰延べ	6,462億円
11年度	10年度																														
・歳出総額	87兆0,964億円 (+0.0%)																														
・地方一般歳出	73兆3,625億円 (▲1.6%)																														
うち投資単独	19兆3,000億円 (▲4.0%)																														
・財源不足額	13兆 500億円程度 (10年度 5兆4,059億円)																														
通常収支	10兆3,700億円程度 (10年度 4兆6,462億円)																														
恒久的な減税の影響	2兆6,000億円程度																														
11年度	10年度																														
① 建設地方債の増発	1兆8,900億円																														
② 地方交付税の増額措置	2兆7,562億円																														
うち一般会計加算	3,000億円																														
交付税特会借入金(国)	7,550億円																														
(地方)	1兆 550億円																														
9年度精算の繰延べ	6,725億円																														
特会借入の償還繰延べ	6,462億円																														

「建議・報告」における指箇事項	平成11年度予算における措置状況																																
	<p>(2) 恒久的な減税の影響額（2兆5,995.4億円）について、次の措置により対応</p> <table border="1" data-bbox="176 235 429 1015"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="176 235 205 1015">地方税の減税の影響</td> <td data-bbox="176 235 205 1015">1兆 711億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="205 235 235 1015">① 国のたばこ税の税率引下げと同額の地方たばこ税の税率引下げにより地方たばこ税の増収措置</td> <td data-bbox="235 235 264 1015"></td> <td data-bbox="235 235 264 1015">1,113億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 235 294 1015">② 法人税の交付税率の引下げ（0.5%）（注）</td> <td data-bbox="294 235 323 1015"></td> <td data-bbox="294 235 323 1015">521.4億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 235 352 1015">③ 地方特例交付金</td> <td data-bbox="352 235 382 1015"></td> <td data-bbox="352 235 382 1015">6,398.6億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 235 411 1015">④ 減税補てん償</td> <td data-bbox="411 235 441 1015"></td> <td data-bbox="411 235 441 1015">2,678億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="441 235 470 1015">国税の減税の地方交付税への影響</td> <td data-bbox="441 235 470 1015">1兆5,284.4億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="470 235 499 1015">交付税特会借入金等（国）11年度発生利子は、一般会計加算（60億円）</td> <td data-bbox="470 235 499 1015">7,642.2億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="499 235 529 1015">（地方）</td> <td data-bbox="499 235 529 1015">7,642.2億円</td> </tr> </table> <p data-bbox="441 170 470 1031">（注）法人税の交付税率引上げについては、減税が概ね平年度化する平成12年度から、当分の間、35.8%（現行32%）</p> <p data-bbox="493 860 517 1047">4. 地方交付税交付金等</p> <p data-bbox="517 860 540 1047">(1) 地方交付税交付金</p> <ul data-bbox="540 860 588 1047" style="list-style-type: none"> ・特会人口ベース ・特会出口ベース <table data-bbox="511 349 593 812"> <tr> <td data-bbox="511 673 535 812">11年度</td> <td data-bbox="511 349 535 812">12兆8,831億円 ▲18.8%</td> <td data-bbox="511 349 535 812">10年度</td> <td data-bbox="511 349 535 812">15兆8,702億円 (+2.5%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="535 673 558 812">20兆8,642億円 (+19.1%)</td> <td data-bbox="535 349 558 812">17兆5,189億円 (+2.3%)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p data-bbox="605 860 629 1047">(2) 地方特例交付金</p> <ul data-bbox="629 860 658 1047" style="list-style-type: none"> 11年度 6,398.6億円（皆増） 	地方税の減税の影響		1兆 711億円	① 国のたばこ税の税率引下げと同額の地方たばこ税の税率引下げにより地方たばこ税の増収措置		1,113億円	② 法人税の交付税率の引下げ（0.5%）（注）		521.4億円	③ 地方特例交付金		6,398.6億円	④ 減税補てん償		2,678億円	国税の減税の地方交付税への影響		1兆5,284.4億円	交付税特会借入金等（国）11年度発生利子は、一般会計加算（60億円）		7,642.2億円	（地方）		7,642.2億円	11年度	12兆8,831億円 ▲18.8%	10年度	15兆8,702億円 (+2.5%)	20兆8,642億円 (+19.1%)	17兆5,189億円 (+2.3%)		
地方税の減税の影響		1兆 711億円																															
① 国のたばこ税の税率引下げと同額の地方たばこ税の税率引下げにより地方たばこ税の増収措置		1,113億円																															
② 法人税の交付税率の引下げ（0.5%）（注）		521.4億円																															
③ 地方特例交付金		6,398.6億円																															
④ 減税補てん償		2,678億円																															
国税の減税の地方交付税への影響		1兆5,284.4億円																															
交付税特会借入金等（国）11年度発生利子は、一般会計加算（60億円）		7,642.2億円																															
（地方）		7,642.2億円																															
11年度	12兆8,831億円 ▲18.8%	10年度	15兆8,702億円 (+2.5%)																														
20兆8,642億円 (+19.1%)	17兆5,189億円 (+2.3%)																																

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況
12. 補助金等	
<p>(1) 補助金等については、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）、「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）等を踏まえ、社会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担の在り方等の観点から、制度改正を含め既存の施策や事業そのものを見直すことをはじめとして、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進する必要がある。</p>	<p>(1) 整理合理化の状況</p> <p>① 廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫業務委託費 (▲19億円) 職員設置費 (▲10億円) ・公立看護大学等経常費等補助金 (▲10億円) ・農林水産試験研究費民間団体補助金 (▲1億円) <p>② 一般財源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業助成費補助金 (▲24億円) 福祉活動専門員設置費 ・母子保健衛生費補助金 (▲10億円) 乳児健康診査費等補助金 (▲2億円) ・不当景品類防止事務委託費 <p>③ 補助対象の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設整備費補助金 (水泳プール上屋等を補助対象から除外) ・農業生産体制強化対策事業費補助金 畜産再編総合対策事業費補助金 牛肉等肉税財源畜産再編総合対策費補助金 (農業の担い手に施策を集中する観点から、非公共施設整備事業の補助対象を認定農業者等に重点化し、補助金の重点化を図る。) <p>④ 交付基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用規制等対策費交付金 (交付基準のうち、客観的指標に基づくものの比率を現行の7割から8割に引き上げる。) <p>⑤ 採択基準の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港局部改良事業 (市町村営) の採択基準の引き上げ 3,000万円→5,000万円 ・海岸事業における補修事業 (都道府県事業) の採択基準の引き上げ 3,000万円→3,500万円

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況																									
<p>(2) 上記の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体及び民間団体に対する補助金等について、「制度等が見直しの対象となる補助金等」は、制度改正を含め既存の施策や事業を見直し、「その他の補助金等」は、各省庁ごとに1割を削減する必要がある。また、特殊法人等に対する補助金等についても、交付の対象となる事業等を見直すことにより整理合理化を図る必要がある。</p>	<p>⑥ その他の合理化 ・統計調査地方公共団体委託費 周期統計調査委託費 事業所・企業簡易調査経費 中小商工業等統計調査事務地方公共団体委託費 中小商業等統計調査一般業務 (通産省と総務庁の統計調査事務において、対象事業所が一部重複することとなるため、両調査を同時に実施することにより経費の合理化を図る。)</p> <p>(2) 交付先別の概要 景気回復に向け全力を尽くすとの観点から、社会保障関係費及び公共事業関係費等の増加に伴い、補助金等の総額は増加したものの、「その他補助金等」については、21.3%減を図るなどその整理合理化を推進したところ。</p> <p>[参考] (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="499 414 787 1047"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度 当初</th> <th>11年度</th> <th>増減</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>(3,074) 160,802</td> <td>(2,465) 164,065</td> <td>(▲609) +3,263</td> <td>(▲19.8%) +2.0%</td> </tr> <tr> <td>特殊法人等</td> <td>27,105 (1,503)</td> <td>28,410 (1,136)</td> <td>+1,305 (▲367)</td> <td>+4.8% (▲24.4%)</td> </tr> <tr> <td>民間団体等</td> <td>8,595</td> <td>7,913</td> <td>▲682</td> <td>▲7.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(4,577) 196,501</td> <td>(3,601) 200,387</td> <td>(▲975) +3,886</td> <td>(▲21.3%) +2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 書きは、「その他補助金」の金額で内数である。</p>		10年度 当初	11年度	増減	伸び率	地方公共団体	(3,074) 160,802	(2,465) 164,065	(▲609) +3,263	(▲19.8%) +2.0%	特殊法人等	27,105 (1,503)	28,410 (1,136)	+1,305 (▲367)	+4.8% (▲24.4%)	民間団体等	8,595	7,913	▲682	▲7.9%	合計	(4,577) 196,501	(3,601) 200,387	(▲975) +3,886	(▲21.3%) +2.0%
	10年度 当初	11年度	増減	伸び率																						
地方公共団体	(3,074) 160,802	(2,465) 164,065	(▲609) +3,263	(▲19.8%) +2.0%																						
特殊法人等	27,105 (1,503)	28,410 (1,136)	+1,305 (▲367)	+4.8% (▲24.4%)																						
民間団体等	8,595	7,913	▲682	▲7.9%																						
合計	(4,577) 196,501	(3,601) 200,387	(▲975) +3,886	(▲21.3%) +2.0%																						

「建議・報告」における指摘事項	平成11年度予算における措置状況									
<p>(3) さらに、新規の補助金等は、引き続きスクラップ・アンド・ビルド及び終期設定の原則を徹底し、真に止むを得ない場合を除き、極力抑制していく必要がある。</p> <p>(4) なお、「地方分権推進委員会第5次勧告」では、統合補助金の創設をはじめとして、国庫補助負担金の整理合理化を行うこととされているところであり、今後、その趣旨を踏まえ、補助金等の見直しについて検討していく必要がある。</p>	<p>(3) 新規補助金等 平成11年度における新規補助金等は、行政需要の変化等に即応するやむを得ないものであり、スクラップ・アンド・ビルド原則は徹底されている。</p> <p>【参考】</p> <table border="1" data-bbox="261 711 358 1047"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>67件</td> <td>112件</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>115件</td> <td>132件</td> </tr> </tbody> </table>		10年度	11年度	新規	67件	112件	廃止	115件	132件
	10年度	11年度								
新規	67件	112件								
廃止	115件	132件								

(出所) 財政制度審議会総会(第7回)及び法制部会(第3回)合同会議 平成11年1月18日配布資料(6)(財政制度審議会「平成10年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編」421-439ページ)。

8-179 平成11年度上半期における公共事業等の事業施行等について

平成11年 3月23日
閣議決定

1 平成11年度上半期における公共事業等（一般会計、特別会計、公団及び事業団の公共投資関係の事業をいう。以下同じ。）の施行については、現下の経済情勢を踏まえ、景気回復に全力を尽くす観点から、下記によるものとする。

記

(1) 上半期の契約目標

上半期においては、期末における契約済額が、全体として過去最高の前倒しを図った平成10年度上半期末実績（約13.6兆円）と比較して10%を上回る伸びとなることを目指して、積極的な施行を図る。

(2) 施行に当たっての留意点

(イ) 一般会計及び特別会計の支出負担行為実施計画、公団及び事業団の事業計画、資金計画の立案、承認等の事務を、事業の効率性・透明性を確保しつつ、速やかに進める。早期発注の促進の観点から、第1・四半期において、できる限り多くの契約を行うよう努めるものとする。

(ロ) 施行に当たっては、北海道等の各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等に応じ公共事業等が適切に配分されるよう十分配慮するものとする。

(ハ) 災害復旧及び積雪寒冷地関係の事業等については、その早期実施に努めるものとする。

(ニ) 公共事業等の施行に当たっては、関係各省庁、地方公共団体等の相互間で密接な連絡をとり、建設資材、労務及び用地の各面にわたり需給・価格の動向に配慮を行うものとする。

(ホ) 中小建設業者に対し受注機会の確保を図るとともに、取引条件の適正化等に配慮する。

(ヘ) 財政投融资計画についても、上記の基本方針に沿った適切な運用に配慮する。

(3) 地方公共団体への協力要請

地方公共団体に対しても、公共事業等の積極的な施行を図るよう要請する。

なお、地方公共団体における事業施行の円滑化に資するため、補助金等の交付及び地方債の許可について、事務処理の促進を図るものとする。

2(1) 平成11年度における公共事業等の適切な施行を確保するため、内閣に、「公共事業等施行対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設ける。

(2) 連絡会議は、関係機関相互間の密接な連絡の下に、公共事業等の施行の進捗状況及び事業の施行に伴う諸問題について協議するものとする。

(3) 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	大蔵大臣
副議長	内閣官房副長官 経済企画事務次官 大蔵事務次官 自治事務次官
委員	警察庁長官 金融監督庁長官 総務事務次官 北海道開発事務次官 防衛事務次官 科学技術事務次官 環境事務次官 沖縄開発事務次官 国土事務次官 法務事務次官 外務事務次官 文部事務次官 厚生事務次官 農林水産事務次官 通商産業事務次官 運輸事務次官 郵政事務次官 労働事務次官 建設事務次官

(4) 議長は、必要に応じ、公共事業等の進捗状況等を閣議に報告するものとする。

(5) 連絡会議の庶務は、大蔵省主計局において処理する。

(出所) 財務省ウェブ・ページ「平成11年度予算」、「平成11年度上半期における公共事業等の事業施行等についての閣議決定（平成11年3月23日）」(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy1999/sy034.htm)。

8-180 経済新生対策（別紙）

経済新生対策〔抜粋〕

平成11年11月11日

（別紙）

	事業規模	国費
社会資本整備	6.8兆円程度	3.5兆円
(1)物流効率化・競争力強化	1.1兆円程度	
(2)生活基盤充実	1.2兆円程度	
(3)情報通信・科学技術振興等経済発展基盤強化	1.2兆円程度	
(4)少子高齢化・教育・環境	1.1兆円程度	
(5)緊急安全防災	0.9兆円程度	
(6)災害復旧	0.7兆円程度	
(7)公共事業の契約前倒し	0.6兆円程度	
中小企業等金融対策	7.4兆円程度	0.7兆円強
住宅金融対策	2.0兆円程度	0.2兆円程度
雇用対策	1.0兆円程度	0.3兆円程度
金融システム安定化対策	—	0.9兆円程度
計	17兆円程度	5.6兆円程度
介護対策	0.9兆円程度	0.9兆円程度
再計	18兆円程度	6.5兆円程度

（出所）内閣府ウェブ・ページ「経済新生対策（本文）（平成11年11月11日）」（<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/1999/19991111b-taisaku.html>）。

8-181 平成11年度補正予算(第2号)フレーム

[事業規模]		(単位:億円)	
1. 社会資本整備	歳 出	歳 入	
○社会資本の整備	62兆円程度	▲14.410	
(1) 物流効率化・競争力強化	1.1兆円程度		
(2) 生活基盤充実	1.2兆円程度		
(3) 情報通信・科学技術振興等経済発展基盤強化	1.2兆円程度		
(4) 少子高齢化・教育・環境	1.1兆円程度		
(5) 緊急安全防災	0.9兆円程度		
(6) 災害復旧	0.7兆円程度		
○公共事業の前倒し	0.6兆円程度		
2. 中小企業等金融対策 (貸し渋り特別保証枠の11年度追加分5兆円等)	7.4兆円程度		
3. 住宅金融対策	2.0兆円程度		
4. 雇用対策 (特会を含めた2次補正計上分は0.3兆円程度)	1.0兆円程度		
5. 金融システム安定化対策	1.7兆円程度		
計	17兆円程度		
6. 介護対策	0.9兆円程度		
再 計	18兆円程度		
1. 社会資本整備費	35,000		
(1) 物流効率化・競争力強化特別対策費	4,017		
(2) 生活基盤充実特別対策費	6,099		
(3) 情報通信・科学技術振興等経済発展基盤強化特別対策費	9,076		
(4) 少子高齢化・教育・環境特別対策費	5,466		
(5) 緊急安全防災特別対策費	5,173		
(6) 災害復旧等事業費	5,168		
2. 中小企業等金融対策費	7,773		
3. 住宅金融対策費	2,001		
4. 雇用対策費	1,917		
5. 金融システム安定化対策費	9,279		
6. 介護対策費	9,110		
7. 義務的経費の追加	7,650		
8. 都市基盤整備公団補給金等	1,177		
9. 厚生保険特別会計へ繰入	4,183		
10. その他の経費	3,345		
11. 既定経費の節減	▲9,119		
12. 地方交付税の減額	▲4,387		
歳 出 計	67,890		
1. 税収			
2. 税外収入			
3. 公債金収入			
(1) 建設公債			
(2) 特種公債			
4. 前年度剰余金受入			
歳 入 計			

(参考) 財政投融資計画
日本政策投資銀行、日本道路公団等に対し、総額3315億円を追加する。

社会資本整備

(単位：億円)

	事業費		うち公共		うち非公共	
	国費	1.1兆円程度	国費	1.1兆円程度	国費	0.0兆円程度
①物流効率化・競争力強化	4,017	1.1兆円程度	3,880	1.1兆円程度	136	0.0兆円程度
②生活基盤充実	6,099	1.2兆円程度	5,905	1.2兆円程度	195	0.0兆円程度
③情報通信・科学技術等経済発展基盤強化	9,076	1.2兆円程度	2,425	0.4兆円程度	6,651	0.8兆円程度
④少子高齢化・教育・環境	5,466	1.1兆円程度	3,264	0.7兆円程度	2,202	0.4兆円程度
⑤緊急安全防災	5,173	0.9兆円程度	4,358	0.8兆円程度	816	0.1兆円程度
⑥災害復旧等	5,168	0.7兆円程度	5,168	0.7兆円程度	—	—
合計	35,000	6.2兆円程度	25,000	4.9兆円程度	10,000	1.4兆円程度

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によるので、端数においては合計とは一致しないものがある。

(出所) 財政制度審議会総会(第3回)平成11年12月14日配布資料1(財政制度審議会「平成11年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」93-94ページ)。

【平成12年度】

8-182 三党連立政権合意書

◆小渕恵三内閣（自自公）

三党連立政権合意書

自由民主党、自由党および公明党・改革クラブの三党派は、連立政権発足にあたり、次のとおり合意した。

- 一、三党派は、連立政権樹立にあたり、別紙の政治・政策課題につき合意を遂げたことを確認する。
- 二、三党派は、連立内閣において前項合意事項について法律改正等を通じその実現を図る。
- 三、三党派は、次期総選挙においては、小選挙区の候補者調整を行う。

平成十一年十月四日

自由民主党 総裁	
内閣総理大臣	小渕恵三
自由党 党首	小沢一郎
公明党・改革クラブ代表	神崎武法

〔別紙〕

三党連立政権政治・政策課題合意書

◎ 経済

一、景気回復に万全を期し、雇用の安定を図るため、第二次補正予算を含めた追加の経済対策を早急に講ずる。

また、平成十二年度予算編成、税制改正を通じ需要面からの下支えを継続する。

二、経済新生のため構造改革を強力に推進することとし、次の諸点に重点を置く。

- (1) 二十一世紀に向けた戦略的プロジェクトを内閣官房（内閣府）が中心となり、産学官共同で推進する。

そのため、制度改革を進めるとともに、資金及び人的資源の集中的投入を図る。

- (2) 成長分野での一層の規制緩和と制度改革を進め、通信料金的大幅引き下げ、福祉サービスの多様化等を実現する。

- (3) 経済発展の原動力としての中小企業やベンチャーのための施策を推進する。

三、二十一世紀初頭から、円のドル、ユーロと並ぶ国際通貨としての役割を高める方途を、デノミネーションも含めて協議を開始する。

四、国債の円滑な消化を図るため、国債多様化を協議する。

◎ 社会保障

一、高齢化社会での生活の安心を実現するため、まず、二〇〇五年を目途に、年金、介護、後期高齢者医療を包括した総合的な枠組みを構築する。それに必要な財源の概ね二分の一を公費負担とする。

基礎的社会保障の財政基盤を強化するとともに、負担の公平化を図るため、消費税を福祉目的税に改め、その金額を基礎年金・高齢者医療・介護を始めとする社会保障経費の財源に充てる。

二、当面は、

- ①介護については、平成十二年四月から新しい制度を円滑に実施するために、高齢者の負担軽減、財政支援を含めた検討を急ぎ十月中の取りまとめを目指す。
その際、税、社会保険料全体としての家計負担への影響に配慮する。
- ②児童手当及び奨学制度の拡充等、少子化対策を進めるとともに、これとの関連で、所得課税の諸控除の整理、税率の引き下げと簡素化について直ちに協議を開始する。

◎ 安全保障

一、わが国の緊急事態への対応

政府の進めてきた有事法制研究を踏まえ、

- ①第一分類、第二分類のうち早急に整備するものとして合意が得られる事項について立法化を図る。
- ②右記①で当面、立法化の対象とならない事項及び第三分類についても、今後、所要の法整備を行うことを前提に検討を進める。

二、領域警備

現行の法制度の下での対応を強化するとともに法整備を図る。

三、国際協力

わが国憲法の基本的考え方に則り、積極的に推進する。

- (1) 外交努力とともに官民を通じた国際的な対話や交流を推進する。
- (2) PKOのうちPKF本体業務の凍結を解除するための法的措置を早急に講ずる。PKO訓練センター等の誘致を図る。
- (3) PKO以外の国連活動については、人道面におけるわが国の役割をさらに強化するとともに、武力行使と一体化しない平和活動への参加・協力の道を開くため、速やかに所要の法整備を図る。
- (4) 現在の内外情勢を適切に反映した内容の「安全保障の基本方針」を策定する。

◎ 政治行政改革

一、定数削減

- (1) 衆議院議員の定数については五〇名の削減と、うち二〇名については次期総選挙において比例代表選出議員を削減することを内容とする公職選挙法の改正を次期臨時国会冒頭において処理する。(比例区ブロック別定数は別紙)
- (2) 残余の三〇名の削減については小選挙区定数などを中心に対処することとし、平成十二年の国勢調査の結果により所要の法改正を行う。

二、企業団体献金の禁止措置

次期臨時国会開会までに、自由民主党において提案し協議のうえ結論を得るものとする。

三、永住外国人地方選挙権附与について

衆議院倫理特委に継続審査中の「永住外国人に対する地方選挙権附与に関する法律案」のうち、地方分権関連法成立に伴う修正等を行った法案を改めて3党において議員提案し、成立させる。

四、国会改革

- (1) 国会活性化の新しいシステムが発足することを踏まえ、国会の事務局機能を強化するため、抜本改革の検討を開始し速やかに結論を得る。
- (2) 「国会情報公開法」(仮称)を制定する。

五、多選禁止

地方分権の健全な発展を確保するため、都道府県・政令市等の首長の多選を制限する。その具体的方法については、今後協議する。

同時に首長の日常の行政執行が選挙運動的効果をもたらしていることに鑑み、選挙の公正を期するため、立候補を一定期間制限する。

六、行政評価

行政改革を着実に進める観点から、客観的基準に基く政策評価を徹底する。

また、特殊法人・認可法人等のさらなる整理を進める。

七、地方分権推進

地方分権推進のため、補助金の統合化を一層進めるとともに、市町村合併を促進する見地から財政上のインセンティブの強化を図る。

◎ 教育・環境その他の重要事項

一、教育改革国民会議

青少年の人間形成を促すとともに、二十一世紀を支える有為の人材を育成する教育を実現するため、多方面の有識者が参加する「教育改革国民会議」（仮称）を設け、学校制度・学術研究体制も含めた教育の基本問題を幅広く検討し、結論を得られたものから順次、法整備も含めて具体化してゆく。

二、循環型社会の構築

平成十二年度を「循環型社会元年」と位置づけ、基本的枠組みとしての法制定を図るとともに、予算、税制、金融面等において環境対策に重点的に配慮する。

三、人権擁護

国民の人権をより一層守る見地から、個人情報保護のための法整備を含めた包括的なシステムの整備や犯罪被害者救済の仕組みの改善等を図る。

四、住環境改善

住環境の改善を図るため、持家とともに民間及び公共の良質な賃貸住宅の供給を拡大するための方策を講ずる。

(別紙) 比例区ブロック別定数

	現行	改正後
北海道	九	八
東北	十六	十四
北関東	二十一	二〇
南関東	二十三	二十一
東京	十九	十七
北陸信越	十三	十一
東海	二十三	二十一
近畿	三十三	三〇

(出所) 服部龍二「連立政権合意文書」(『中央大学論集』第35号、2014年2月、中央大学出版部) 80-83ページ。

8-183 社会保障関係

平成11年10月

I. 社会保険方式と税方式について

1. 現行制度とその趣旨

<p>○「救貧」/「公助」⇒「生活保護」 趣旨：生活保護制度は、生活困窮者に対して最低限度の生活を保障する税財源による「救貧」制度。 制度：保護の必要性を判断するため、資産・所得など、厳密な資力調査の後、保護基準との差額を支給。</p>
<p>○「防貧」/「共助」⇒「社会保険」 趣旨：公的年金、医療保険、介護保険は、広く国民に所得やサービスを保障し、老齢や疾病などにより貧困に陥ることを防止する「防貧」制度。 制度：一定年齢に到達するなどの定型的な要件により、簡易な手続きで給付が行われる。</p>

2. 検討の視点

① 税方式と社会保障の基本理念

- 税方式の場合、「自己責任、自助努力」を基本とする考え方と整合的ではないのはいか。
- 先進諸外国でも社会保険方式が一般的であることをどう考えるか。
- 税方式の場合、給付の性格が生活保護と類似のものに変質しかねないことについてどう考えるか。

② 給付と負担の緊張関係

- 社会保険方式の最大のメリットは「拠出なければ給付なし」、「財源なければ給付なし」。税方式の場合には、この関係が成り立たないことをどう考えるのか。

③ 消費税率への影響及び税・保険料を併せた国民負担全体のバランス

- 仮に消費税による税方式とすると、消費税率が大幅に上昇してしまうことについてどう考えるか。
- なお、その場合には将来の国民負担に占める消費課税のウェイトが著しく高くなり、バランスを欠いた姿となることについてどう考えるか。
- 税方式の場合、社会保険料に係る事業主負担が軽減され、その分家計に転嫁されることをどう考えるか。
(例) 基礎年金を税方式とした場合、3.3兆円（10年度ベース）の事業主負担が家計部門に転嫁され、負担増となる。
- 主要先進国においても高齢者給付について事業主負担を求めている中で、社会保障に係る負担を国際的に特異なものとするということについてどう考えるか。

三党連立政権

政治・政策課題合意書

平成十一年十月四日

◎ 社会保障

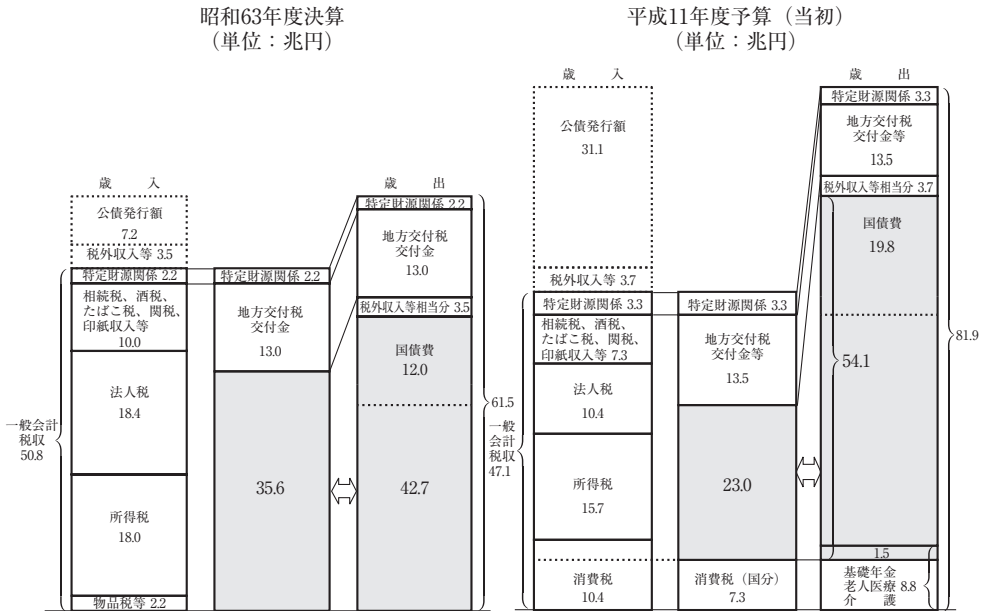
- 一、高齢化社会での生活の安心を実現するため、まず、二〇〇五年を目途に、年金、介護、後期高齢者医療を包括した総合的な枠組みを構築する。それに必要な財源の概ね二分の一を公費負担とする。

基礎的社会保障の財政基盤を強化するとともに、負担の公平化を図るため、消費税を福

社目的税に改め、その金額を基礎年金・高齢者医療・介護を始めとする社会保障経費の財源に充てる。

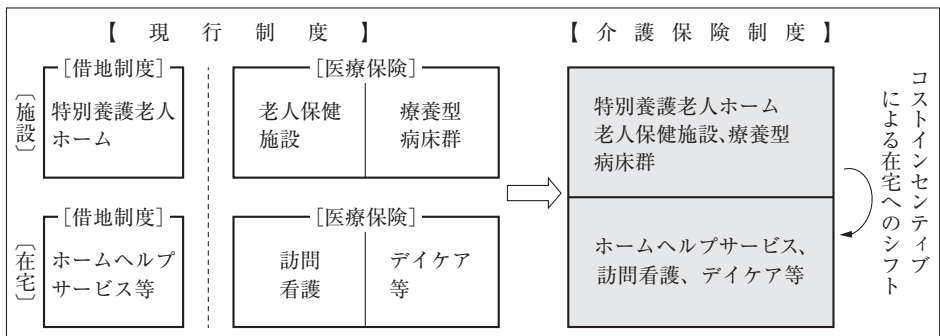
税収の構成等について

一般会計における歳出と歳入のイメージ図



II. 介護保険制度

1. 制度の基本的考え方



介護保険制度は、高齢化の進展に伴って深刻化する介護問題に対応するため、介護サービスの「普遍化」と「効率化」を目指すもの。

(1) 高齢者にも応分の負担を求めつつ、個人の自助・自立を基本とし、給付と負担の対応関

係の明確な社会保険料と、税財源との組合せにより、介護費用を社会全体で支える仕組みを構築。

⇒ 普遍的なサービスの提供。

利用者の選択により、権利としてサービスを受給。

(2) 老人福祉（措置制度）、老人医療（医療保険）の縦割りの制度を統合。

⇒ 保健医療・福祉にわたる介護サービスを一元的に提供。

⇒ 一元的な手続き、共通の負担の導入により、社会的入院を縮小し、老人医療費の無駄を排除。

(3) 保険制度のコストインセンティブにより、施設から在宅サービスへ給付内容をシフト。

(4) サービス水準、負担水準は、住民参加により、市町村が自主的に決定。

(5) 民間事業者の参入、民間保険等との組合せを可能にすることにより民間活力・市場メカニズムを活用。

2. 介護制度の財源を巡る議論

(1) 検討の視点

① 「税負担なき税方式」や「保険料負担なき保険方式」は、単なる負担の先送りとなるのではないか。

② 給付と負担の「緊張関係」を確保することが不可欠ではないか。

③ 給付の在り方とあわせて議論することが必要ではないか。

(2) 保険料の一定期間徴収凍結 — 以下のような指摘についてどう考えるか。

① 巨額の財源不足を生じる。

② 保険料負担なしにサービスを提供することは保険制度の趣旨に反するのではないか。凍結期間経過後に、保険料負担を求めることは事実上困難となるのではないか。

③ 新たに保険料負担を求めることとの見合いで予定されている介護サービス水準の向上（在宅サービスの供給量を2倍以上に拡大等）も実施することは困難ではないか。

④ なお、2兆円の負担増は誤解。新たな保険料負担は7,600億円（12年度）であり、介護保険料は、全て介護サービスによる消費に充てられる。

介護保険の導入は、民間ビジネス・雇用の拡大、貯蓄の必要性を減らすことによる個人消費の拡大をもたらす、経済や雇用にプラス効果を及ぼす。

(3) 税方式 — 以下のような指摘についてどう考えるか。

① 対象者やサービス水準が限定されるのではないか。

② 給付と負担が対応しないため、コスト・インセンティブを通じた施設から在宅サービスへのシフト等が図られないのではないか。

③ 市町村が自主的にサービス水準、負担水準を決定することができず、地方分権が進まないのではないか。

④ 増大する介護費用を賄うための税財源の確保が必要。

(4) 在宅サービスのみの介護保険への移行

当面、在宅サービスのみを介護保険に移行し、施設サービスは現行通り、老人医療、措置制度により対応することについては、以下のような指摘についてどう考えるか。

① 施設サービスは、医療・福祉の縦割りのままとするため、介護サービスの一元化や社会的入院の縮小が図られないのではないか。

② 施設サービスは介護保険料に影響しないため、施設偏重となるのではないか。

③ 市町村、施設関係者等、これまで準備作業を積み重ねてきた関係者の間に混乱を生じるのではないか。

④ 施設サービスを賄うための財源の確保が必要。

3. 介護保険制度の円滑な実施

(1) 検討の視点

介護保険制度の円滑な実施を図るための対応策については、市町村等の要望をも踏まえつつ、増大する介護費用の財源が安定的に確保されるとともに、制度の導入目的の着実な達成が図られるように検討していくことが必要ではないか。

(参考1) 平成12年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成11年7月30日）

「なお、介護制度の円滑な実施のための対策に要する経費については、予算編成過程で検討するものとする。」

(参考2) 与党合意（平成11年10月4日）

「介護については、平成12年4月から新しい制度を円滑に実施するために、高齢者の負担の軽減、財政支援を含めた検討を急ぎ10月中の取りまとめを目指す。その際、税、社会保険料全体としての家計負担への影響に配慮する。」

(2) 市町村等の主な要望と留意点

- 高齢者保険料が高額にならないよう配慮すべき。
 - ⇒ 高齢者保険料を一定期間国費で大幅に軽減することを求める議論については、
 - ・介護保険は、高齢者にも応分の負担を求めつつ、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、介護費用を賄う仕組みを創設するもの、
 - ・一定期間経過後、保険料負担が急増することになる、
 - ・サービス水準の向上は保険料財源の導入との見合いで予定されているもの、
 - ・介護保険の費用負担の原則（保険料：国負担：地方負担＝2：1：1）等を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 低所得者の負担が急増することがないようにすべき。
 - ⇒ 新制度においては、既に、高齢者保険料は所得段階別に設定し、低所得者については、利用者負担、食費負担額も低く設定することとしていること等に留意する必要があるのではないか。
- 要介護認定の結果、介護保険の対象外となる在宅高齢者への生活支援対策を講ずるべき。
- 介護サービス基盤の整備を進めるべき。
- 医療保険者における現役保険料の徴収事務の円滑な遂行等が図られるようにすべき。

Ⅲ. 児童手当

1. 制度の経緯

- 昭和47年 児童手当制度の創設
義務教育終了前、第3子以降を対象
- 昭和57年 所得制限の強化、特例給付の実施
- 昭和61年 小学校入学前、第2子以降を対象
- 平成4年 3歳未満に重点化、第1子まで拡大、手当額増額

2. 概算要求

- 平成12年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成11年7月30日）
 - 「児童手当については、税制上の扶養控除制度と併せて、予算編成過程で検討するものとする。」
- (参考) 与党合意（平成11年10月4日）
 - 「児童手当及び奨学制度の拡充等、少子化対策を進めるとともに、これとの関連で、所得課税の諸控除の整理、税率の引き下げと簡素化について直ちに協議を開始する。」

3. 論点

児童手当の在り方については、以下のような点に留意するとともに、税制上の扶養控除制度と併せて検討する必要があるのではないかと考える。

(1) 制度の目的と効果

- ・ 現行の児童手当制度は、「家庭における生活の安定」、「児童の健全育成及び資質の向上」を自的としており、人口政策をねらいとするものではないとされていることについてどう考えるか。(児童手当法第1条)
- ・ 最近の出生率低下の原因は、未婚率の上昇であり、経済的負担の軽減より仕事と育児の両立を図る施策を優先すべきとの意見があることについてどう考えるか。
- ・ 少子化対策については、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正、育児と仕事の両立に向けた子育て支援をはじめとして、雇用、福祉、教育、住宅など様々な施策を総合的に推進していくことが適当ではないか。
- ・ 制度の趣旨、相当の公費負担があることから、所得制限は堅持すべきではないか。

(参考)

○ 「児童手当については、手当の支給が現金給付であることから、その施策の目的に有効かどうか、あるいはそもそも必要かどうか疑問視する意見や、児童手当と保育施策で政策目的が重なる部分があること等を総合的に考えて見直すべきとの考え方もあり、今後の検討課題になっています。」(「財政制度審議会中間報告」平成8年7月)

○ 1980～1997年の出生率の低下 $1.39 - 1.75 = \triangle 0.36$
 うち有配偶出生率の変化によるもの $+0.19$
 有配偶率の変化によるもの $\triangle 0.55$

○ 夫婦の出生児数(結婚持続期間15～19年)は、出生率が低下した1970年代以降も平均2.2人で安定して推移。

○ 「出生率回復への効果という面では、経済的負担軽減措置よりも、仕事と育児を両立させるための支援施策の方がはるかに有効であるとの意見もある。」(「少子化に対する基本的な考え方」平成9年10月人口問題審議会)

○ 子育ての環境整備に関する意識調査では、経済的負担の軽減よりも、保育所の充実等、就業と子育ての両立を図る施策の充実を望む意見が多い。(「社会保障の将来像に関する調査」)

・ 労働時間の短縮等	男	58.5%	女	62.7%
・ 育児休業制度の充実		50.3%		54.6%
・ 出産・子育て後の再雇用制度		52.1%		43.8%
・ 保育所の充実		39.0%		53.5%
・ 児童手当等の経済的支援の充実		19.6%		11.9%

(2) 給付費規模に見合う具体的財源確保

- ・ 仮に、児童手当拡充の財源を借金で賄うならば、元利償還の負担を負うのは現在の子供となってしまうのではないかと考える。
- ・ 現行制度においては、国、地方負担、事業主拠出金により給付を行っており、地域住民の福祉、将来の労働力の育成に資するという観点から、相応の地方負担、事業主拠出が必要ではないか。

(3) 税制上の扶養控除制度との関係

- ・ 児童手当と併せて検討される扶養控除については、基幹税たる個人所得課税の基本的性格に照らし、将来的に人的控除を含む課税ベースについて、全体としてどういう姿が適切であるか検討する中で、税率構造や課税方式のあり方とあわせて、幅広い観点から十分に検討を行っていく必要があるのではないかと考える。

(参考)

	税制上の措置	児童手当
アメリカ	人的控除あり	児童手当なし
イギリス	人的控除なし	児童手当あり
ドイツ	人的控除と児童手当（税額控除方式）の選択制	
フランス	世帯単位課税（N分N乗）	児童手当あり

IV. 医療保険制度の見直しと医療のスリム化

1. 医療保険制度の見直しを巡る経緯

(1) 問題の所在

高齢化の進展、医療の高度化などにより老人医療費を中心として医療費の伸びは国民所得の伸びを大きく上回っており、今後ともこの傾向が続くことが見込まれる。このまま推移すると、現役世代を中心に医療費負担がますます過重となり、国民皆保険制度の崩壊を招くことになりかねない。

こうした状況の下、薬価制度や高齢者医療制度の見直しを行い、無駄のない効率的な医療を実現できる体制にしていくことが喫緊の課題。

(参考) 近年における国民医療費、国民所得等の推移（対前年比、単位：％）

	7年度	8年度	9年度	10年度（推計）	11年度（推計）
国民医療費	+4.5%	+5.8%	+1.9%	+0.2%	+3.0%
老人医療費	+9.3%	+9.1%	+5.7%	+2.7%	+6.2%
国民所得	+1.9%	+2.7%	▲0.2%	▲2.4%	+0.1%

(2) 主な経過

- ・ 平成9年6月、当面の保険財政の立て直しのための健康保険法等の改正法案が成立。

[9年9月改正の主な内容]

- ・ 被用者保険の本人負担の引上げ：2割（⇨改正前：1割）
- ・ 老人医療における自己負担の引上げ
 - （入院：1日 1,200円（⇨改正前：710円）
 - （外来：1日 500円（1月4回まで）（⇨改正前：1,020円（1月1回））
- ・ 薬剤一部負担の導入
- ・ 政管健保の保険料の引上げ：8.5%（⇨改正前：8.2%）

- ・ 平成9年8月、与党医療保険制度改革協議会が「21世紀の国民医療」を発表し、医療保険制度改革の基本的枠組みが提示。

(参考) 「21世紀の国民医療」（与党協、平成9年8月）の概要

- 診療報酬体系の見直し（慢性期等における定額払いの拡大等）
- 薬価制度の見直し（日本型参照価格制度の導入）
- 医療提供体制の見直し（急性期病床と慢性期病床の区分等）
- 高齢者医療制度の見直し（定率患者負担の導入など）

(3) 各分野の見直しのポイント等

	見直しのポイント等
診療報酬体系の見直し	① 老人慢性期医療等における診療報酬の包括化の推進 ② 病室以外の療養環境等に対する特定療養費制度の拡充 ③ 医療機関間の連携（例：大病院と診療所）への評価の充実
薬価基準制度の見直し	・ 薬価差の解消 （↳ 多剤投与など、薬価差に起因する歪みの是正） ・ 薬剤価格の適正化。より安価な薬剤の使用促進。
主な経緯など	11年1月 医福審制度企画部会「薬価給付のあり方について」 （日本型参照価格制度の厚生省案「薬剤定価・給付基準額制」を提示） 4月 自民党 医療基本問題調査会「薬価制度改革の方針」 （「厚生省案」を白紙に戻して検討） ・ なお、現下の厳しい経済状況に鑑み、本年7月から平成12年3月までの間、医療機関にかかる機会の多い高齢者について、薬剤一部負担に係る臨時特例措置が講じられる。
医療提供体制の見直し	① 病床のあり方を見直し（急性期・慢性期病床を区分し規制） ② 医療における情報提供の推進（広告規制の緩和等）
高齢者医療制度の見直し	① 高齢者の自己負担のあり方（定額制⇒定率制） ② 老健〔老人保健〕拠出金制度の見直し（「突抜け方式」、「高齢者独立方式」、「医療保険制度の統合一元化」等の検討）

2. 平成12年度概算要求における医療費の概要等

医療費12年度要求：▲4,828億円（12年度；67,525億円↳11年度；72,353億円）

▲4,828億円	= 3,401億円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{人口の高齢化等} \\ \text{に伴う自然増等} \end{array} \right\}$	-	8,230億円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{介護保険導入} \\ \text{に伴う影響額} \end{array} \right\}$
----------	-----------	--	---	---------	--

・ 医療保険制度の見直しなど制度改革の影響については、現在、厚生省などにおいて具体的内容の検討を行っているところであり（注）、現時点では具体的計数の形では盛り込まれていない。

また、他に医療費に影響を及ぼす事項として診療報酬改定・薬価改定が考えられるが、そのいずれについても、現時点で内容が固まっているわけではなく、概算要求には織り込まれていない。

（注）医療保険制度の見直しなど制度改革については、本年7月29日に自民党・日医の間において、

- 薬剤一部負担制度を廃止する、
- 老人医療の自己負担について上限定額を設け、概ね1割を超えない負担を求める、
- 薬価算定方式の見直し、高額医療の適正化、大病院の診療報酬の見直し等の措置の実現を図る

等を内容とする合意があったと報じられている。いずれにせよ、概算要求においては、これらの問題も含め、全体として財政ニュートラルとされている。

3. 平成12年度予算編成における諸論点

(1) 医療費の効率化・適正化

診療報酬体系、薬価基準制度、高齢者医療制度及び医療提供体制の各分野で検討を積み重ねてきた制度の見直し方策を、医療費の効率化・適正化の観点から、いかに具体化していくか。

(2) 診療報酬改定等の取扱い

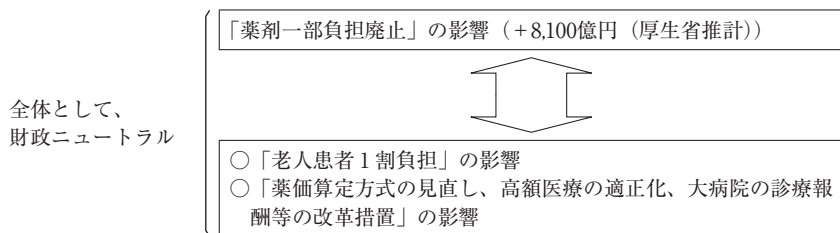
最近の物価や人件費その他の医療経営を巡る環境をみると極めて落ち着いた状況にある。平成12年度は2年に1度の診療報酬の改定年に当たるが、今後、医療経済実態調査や薬価調査などの結果を踏まえ、診療報酬をこのような周囲の状況といかに総合的なものとしていくか。

◎ 自民党・日医合意（7/29）について

（自民党医療基本・社会部会合同会合後の丹羽会長の記者レク時の発言）

現行制度	2000年4月以降
・高齢者の自己負担 〔 外来 1回530円（4回まで） 入院 1日1,200円〕	「財源確保の必要性にかんがみ老人医療の自己負担を改め、限度額を設けた上で、おおむね1割を超えない負担とする。」
・その他	「また、同様の観点から、老人の自己負担を見直すにとどまらず、現役世代を含めた適切な改革措置の実現を図ることとする。具体的には、薬価算定方式の見直し、高額医療の適正化、大病院の診療報酬の見直しなどの改革措置について、早急に結論を得て、その実現を図る。」
・薬剤定額負担	「まず、薬剤別途負担の取扱いであるが、これは従来から方針を示してきたとおり、廃止することとする。」

12年度概算要求基準において医療保険制度改革は、全体として財政ニュートラル



診療報酬の改定状況等

(単位：%)

年度	診療報酬 改定率	人勤 (引上率)	人勤 (期末手当等)	物価 (CPI)	薬価 (医療費ベース)	ネット 改定率
58	2.8	2.0	4.9月	1.9	▲16.6 (▲ 5.1)	▲2.3
59	3.3	3.4	〃	2.2	▲ 6.0 (▲ 2.1)	1.2
60		5.7	〃	1.9		
61	2.3	2.3	〃	0.0	▲ 5.1 (▲ 1.6)	0.7
62		1.5	〃	0.5		
63	3.4	2.4	〃	0.8	▲10.2 (▲ 2.9)	0.5
元	0.1	3.1	5.1月	0.6 (消費税分2.3を除く)	2.4 (0.7)	0.8
2	3.7	3.7	5.35月	3.3	▲ 9.2 (▲ 2.7)	1.0
3		3.7	5.45月	2.8		
4	5.0	2.9	〃	1.6	▲ 8.1 (▲ 2.5)	2.5
5		1.9	5.3月	1.2		
6	4.8 (1.5は10月～)	1.2	5.2月	0.4	▲ 6.6 (▲ 2.1)	2.7
7		0.9	〃	▲0.1		
8	3.4	1.0	〃	0.4	▲ 6.8 (▲ 2.6)	0.8
9	1.7 (0.8は消費税)	1.0	5.25月	0.5 (消費税分1.5を除く)	▲ 4.4 (▲ 1.3)	0.4
10	1.5	0.8	〃	0.2	▲ 9.7 (▲ 2.8)	▲1.3
11		0.3	4.95月	0.1 (見通し)		



12年度診療報酬改定については、実施の有無を含め、今後検討。

(注) 本年度の人事院勧告は、年取ベースで戦後初めてのマイナス勧告

V. 雇用保険制度の見直しについて

○ 雇用保険制度（失業等給付）とは

- ・ 雇用保険制度（失業等給付）は、労使の雇用関係を前提に、一時的にその雇用関係から外れた（＝離職）労働者が、再び雇用関係に入ろうとする意思能力を有するにもかかわらず就職できない場合（＝失業）に、必要な給付を行い、その生活の安定を図りつつ再就職を援助しようというものである。

○ 雇用保険財政の現状

- ・ 雇用保険受給者の急速な増加や、負担面の随時の引下げが行われる中で、平成6年度以

降、赤字が続いている。収支差は、積立金の取崩しで対応してきており、12年度末の積立
 金残高見込は約0.2兆円となっている。

- ・ このままの状況が続けば、13年度途中の給付に支障が生ずる可能性が高いことから、13
 年度当初には、相応の収支改善措置の実施が必要な状況にある。

○ 雇用保険制度の見直しの視点

- ・ 雇用保険の現在の収支状況や、少子・高齢化により大幅な収入増が見込めない状況を踏
 まえ、給付と負担の両面からの見直しが不可欠である。

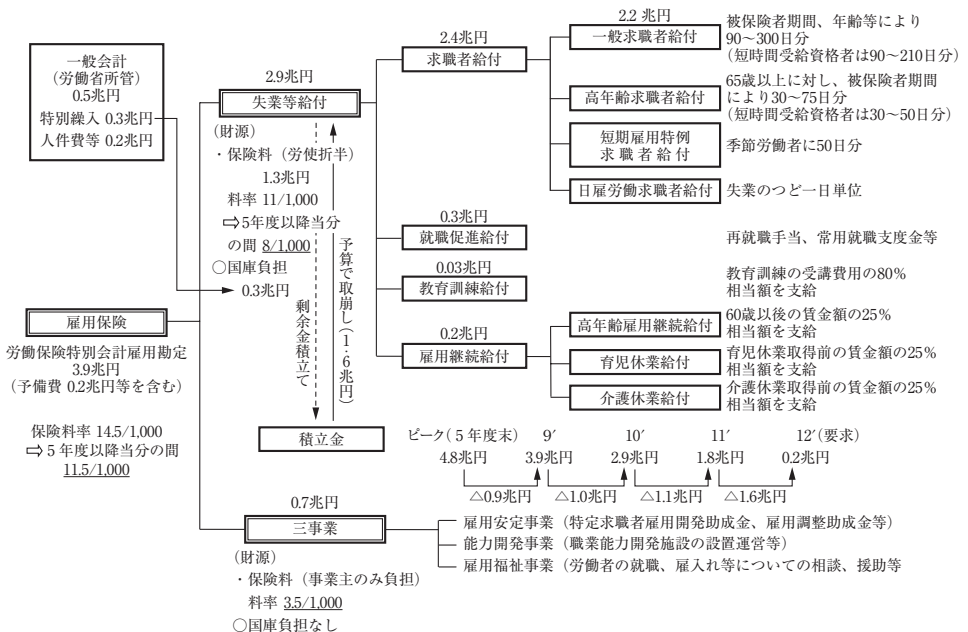
(参考) 保険料率 1/1000当たりの年間保険料収入 = 約1,600億円

- ・ また、特に給付の見直しに当たっては、真に就職の緊要度の高い者への給付の重点化を
 図る必要がある。

(参考) 年齢構成別の被保険者、受給者及び支給金額 (平成10年度)

	被保険者 (万人)	受給者 (万人)	支給金額 (億円)
30歳未満	969 (30%)	21 (20%)	2,860 (15%)
30歳以上45歳未満	1,069 (33%)	19 (18%)	3,260 (17%)
45歳以上60歳未満	1,087 (33%)	32 (31%)	6,338 (33%)
60歳以上65歳未満	133 (4%)	32 (31%)	6,660 (35%)
計	3,258 (100%)	104 (100%)	19,058 (100%)

雇用保険制度の概要及び予算規模 (平成12年度要求)



失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度 (予算)	12年度 (要求)
取 入	18,187	17,797	18,593	18,413	19,423	17,397	17,328	16,816
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,959	12,677
うち国庫負担金	2,810	2,672	3,374	3,273	4,388	3,078	3,095	3,442
支 出	16,126	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	29,161	32,421
差 引 剩 余	2,061	▲199	▲1,628	▲2,945	▲3,780	▲9,621	▲11,833	▲15,605
積 立 金 残 高	47,527	47,328	45,700	42,755	38,975	29,354	17,521	1,916

参 考	完全失業率	2.5%	2.9%	3.2%	3.4%	3.4%	4.1%	4.7%	—
	受給者実人員	667千人	773千人	825千人	842千人	874千人	1,021千人	1,052千人	—

(注1) 「支出」に掲げた額には、予備費(11年度 1,970億円、12年度 2,180億円)が歳出として計上されている。

(注2) 完全失業率(季節調整値)及び受給者実人員は、暦年(1月～12月の平均)である。なお、11年度は、1月～7月の平均である。

(出所) 財政制度審議会制度改革・歳出合理化特別部会(第2回) 平成11年10月13日配布資料
4「社会保障関係／(資料編)」(財政制度審議会「平成11年度 財政制度審議会資料集
制度改革・歳出合理化特別部会編」201-218ページ)。

8-184 新府省所管・旧府省所管

新府省所管

<p>内閣府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 内閣本府 (組織) 北方対策本部 (組織) 国際平和協力本部 (組織) 沖縄総合事務局 (組織) 宮内庁 (組織) 警察庁 (組織) 防衛本庁 (組織) 防衛施設庁 (組織) 金融庁
<p>総務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 総務本省 (組織) 通信総合研究所 (組織) 日本学術会議 (組織) 管区行政評価局 (組織) 総合通信局 (組織) 公正取引委員会 (組織) 公害等調整委員会 (組織) 消防庁
<p>財務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 財務本省 (組織) 財務局 (組織) 税関 (組織) 国税庁
<p>文部科学省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 文部科学本省 (組織) 文部科学本省所轄機関 (組織) 文化庁

旧府省所管

<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 総理本府 (組織) 国際平和協力本部 (組織) 警察庁 (組織) 金融再生委員会 (組織) 金融監督庁 (組織) 金融庁 (組織) 宮内庁 (組織) 防衛本庁 (組織) 防衛施設庁 (組織) 経済企画庁 (組織) 沖縄開発庁
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 日本学術会議 (組織) 公正取引委員会 (組織) 公害等調整委員会 (組織) 総務庁 <p>郵政省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 郵政本省 (組織) 通信総合研究所 (組織) 地方電気通信監理局 <p>自治省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 自治本省 (組織) 消防庁
<p>大蔵省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 大蔵本省 (組織) 財務局 (組織) 税関 (組織) 国税庁
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 科学技術庁 <p>文部省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 文部本省 (組織) 文部本省所轄機関 (組織) 文化庁

新府省所管

<p>厚生労働省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 厚生労働本省 (組織) 厚生労働本省試験研究機関 (組織) 検疫所 (組織) 国立ハンセン病療養所 (組織) 国立更生援護機関 (組織) 中央労働委員会 (組織) 地方厚生局 (組織) 都道府県労働局
<p>経済産業省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 経済産業本省 (組織) 製品評価技術センター (組織) 産業技術総合研究所 (組織) 資源エネルギー庁 (組織) 原子力安全・保安院 (組織) 中小企業庁 (組織) 経済産業局 (組織) 鉱山保安監督官署
<p>国土交通省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 国土交通本省 (組織) 国土地理院 (組織) 国土交通本省試験研究機関 (組織) 国土交通本省教育機関 (組織) 地方整備局 (組織) 北海道開発局 (組織) 地方運輸局 (組織) 地方航空局 (組織) 船員労働委員会 (組織) 気象庁 (組織) 海上保安庁 (組織) 海難審判庁
<p>環境省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 環境省

旧府省所管

<p>厚生省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 厚生本省 (組織) 厚生本省試験研究機関 (組織) 検疫所 (組織) 国立ハンセン病療養所 (組織) 国立更生援護機関 (組織) 地方医務局 (組織) 麻薬取締官事務所 <p>労働省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 労働本省 (組織) 労働本省研究機関 (組織) 中央労働委員会 (組織) 労働官署
<p>通商産業省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 通商産業本省 (組織) 製品評価技術センター (組織) 工業技術院 (組織) 資源エネルギー庁 (組織) 中小企業庁 (組織) 通商産業局 (組織) 鉱山保安監督官署
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 北海道開発庁 (組織) 国土庁 <p>運輸省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 運輸本省 (組織) 運輸本省試験研究機関 (組織) 運輸本省教育機関 (組織) 地方運輸局 (組織) 港湾建設局 (組織) 地方航空局 (組織) 船員労働委員会 (組織) 海上保安庁 (組織) 海難審判庁 (組織) 気象庁 <p>建設省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 建設本省 (組織) 国土地理院 (組織) 建設本省試験研究機関 (組織) 地方建設局
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 環境庁

8-185 平成11年度の財政制度審議会の運営について

平成11年10月1日

1. 今後の運営方針

- (1) 予算編成過程の透明性向上の観点から、制度改革・歳出合理化特別部会において、10月上旬に平成12年度予算要求の焦点や予算編成上の問題点についての説明・審議を行い、さらに11月に前回示した問題点に対する考え方について説明・審議することとする。
- (2) 財政構造改革特別部会において、財政運営・予算編成の透明性・アカウンタビリティ向上を図る観点からの施策の検討として、諸外国の予算査定における政策評価手法等の諸施策について調査・報告することとする。
- (3) 財投改革関連事項を法制部会において審議することとする。
- (4) 財政について各界各層の意見を幅広く伺うための地方懇談会を広島及び福岡において開催することとする。
- (5) なお、審議会の公開性向上の観点から、議事録を原則として公開することとする。

2. 審議事項及び部会等の構成

- (1) 総会においては、各部会からの報告等

必要な事項について審議するとともに、平成12年度予算の編成に関する建議等を行う。

- (2) 平成11年度においては、次のとおり部会を設置することとする。

審 議 事 項	
企画部会	平成12年度予算の編成に関する建議案、その他財政運営の基本問題
法制部会	財政に関する法制上の諸問題
制度改革・歳出合理化特別部会	制度改革を中心とした歳出合理化に関する諸問題
財政計画等特別部会	財政計画等に関する諸問題
財政構造改革特別部会	財政構造改革における中長期的な諸問題

- (出所) 財政制度審議会総会(第2回)平成11年10月1日配布資料1(財政制度審議会「平成11年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」63ページ)。

8-186 「建議」及び「報告」の平成12年度予算における主な措置状況

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況						
<p>(総論)</p> <p>○ 現下の経済情勢を踏まえれば、いわゆる15ヶ月予算の考え方の下で編成される平成12年度予算については、平成11年度に引き続き景気に配慮したものであることは、やむを得ないものと考えられる。しかしながら、その編成に当たっては、引き続き大幅な公債発行に依存せざるを得ない状況を十分に踏まえ、新規に実施する施策については、その必要性や実施方法等について精査するとともに、既存の制度・施策についても、過去の経緯にとらわれず、その根本ままで遡った見直しを行い、限られた財政資金のより一層の合理化・効率化・重点化を図るべきである。</p> <p>○ 公債残高の累増が後年度に残す弊害の大きさを考えれば、景気に配慮した平成12年度予算においても、財政構造改革の基本理念に沿った制度改革と歳出合理化に果敢に取り組みることにより、公債発行額を出来るだけ抑制すべきである。</p>	<p>○ 平成12年度予算は、緩やかな改善を続けているものの経済が厳しい状況をなお脱していない中において、これを本格的な回復軌道に繋げていくため、経済運営に万全を期すとの観点に立って編成。</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 公共事業については、景気回復に全力を尽くすとの観点に立って編成した11年度当初予算と同額を確保するとともに、公共事業等予備費5,000億円を計上。</p> <p>(2) 金融面において、金融システム安定化・預金者保護の保有する交付国債の償還財源として4.5兆円を国債整理基金特別会計に繰入。</p> <p>○ 極めて厳しい財政状況に鑑み、限られた財源の中で経費の二層合理化・効率化・重点化を図った。</p> <p>具体的には、一般歳出を対前年度当初予算比2.6%増とすることで、科学技術振興費を6.8%増、社会保障関係費を4.1%増とする一方でODAを▲0.2%減、エネルギー対策費を▲2.8%減とするなど、メリハリの効いた配分を行うとともに、特別枠の活用により、ミレニアム・プロジェクト3分野(情報化・高齢化・環境対応)をはじめとして物流効率化など新たな発展基盤の構築を目指して、重点的・効率的な配分を実施。</p> <p>○ この結果、公債発行額は32兆6,100億円にのぼり、公債依存度は38.4%に達することとなるが、これについては、我が国経済を本格的な回復軌道に繋げていくため、経済運営・金融システム安定化に万全を期すとの観点に立ってのもの。</p> <p>(参考) 平成12年度の財政事情</p> <p>○ 公債依存度</p> <table border="1" data-bbox="667 592 738 987"> <thead> <tr> <th>11年度当初</th> <th>11年度補②後</th> <th>12年度当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37.9%</td> <td>43.4%</td> <td>38.4%</td> </tr> </tbody> </table>	11年度当初	11年度補②後	12年度当初	37.9%	43.4%	38.4%
11年度当初	11年度補②後	12年度当初					
37.9%	43.4%	38.4%					
	<p>(参考) 仮に預金者保護のための交付国債償還財源繰入(11' 2.5兆円、12' 4.5兆円)を除いた場合の公債依存度を計算すると、11年度当初36.0%、12年度当初34.9%。</p> <p>○ 公債発行額(億円)</p> <table border="1" data-bbox="859 592 930 987"> <thead> <tr> <th>11年度当初</th> <th>11年度補②後</th> <th>12年度当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>310,500</td> <td>386,160</td> <td>326,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 12年度公債発行額の内訳 建設公債 9兆1,500億円、特例公債 23兆4,600億円</p>	11年度当初	11年度補②後	12年度当初	310,500	386,160	326,100
11年度当初	11年度補②後	12年度当初					
310,500	386,160	326,100					

<p>「建議・報告」における指箇事項</p> <p>○ 「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」が設けられた趣旨が実現されるよう、21世紀に向けて真に必要な分野・事業への重点的な予算配分に十分配慮することが必要である。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>○ 平成12年度概算要求に当たっては、いわゆるミレニアム・プロジェクトをはじめ、21世紀に向け、我が国経済を新生させるために特に特に資する施策に特段の予算配分を行うこととし、「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」2,500億円を原則基準に乗せすることとされ、この趣旨を踏まえ、12年度予算においては、総理自らが施策の優先度合いについて仕分けを行い、重点的・効率的な配分を実現。</p>																		
<p>「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」の内容 (億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="299 998 370 1079">ミレニアム・プロジェクト</th> <th data-bbox="299 251 370 998">主 な 施 策</th> <th data-bbox="299 155 370 251">1,206</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="370 998 452 1079">情報化</td> <td data-bbox="370 251 452 998"> <ul style="list-style-type: none"> ○教育の情報化 ○電子政府 ○IT21の推進 </td> <td data-bbox="370 155 452 251">119 99 152</td> </tr> <tr> <td data-bbox="452 998 523 1079">高齢化</td> <td data-bbox="452 251 523 998"> <ul style="list-style-type: none"> ○ヒトゲノム、イネゲノム ○高齢者の雇用就労を可能とする経済社会の調査研究 </td> <td data-bbox="452 155 523 251">640 13</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 998 605 1079">環境対応</td> <td data-bbox="523 251 605 998"> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止のための次世代技術の開発・導入 ○ダイオキシン類対策・環境ホルモン対策・リサイクル技術 ○循環型経済社会構築のための調査研究 </td> <td data-bbox="523 155 605 251">40 104 8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 998 676 1079">提案公募</td> <td data-bbox="605 251 676 998"> <ul style="list-style-type: none"> ○革新的な技術開発の提案公募 </td> <td data-bbox="605 155 676 251">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 998 882 1079">そ の 他</td> <td data-bbox="676 251 882 998"> <p>主 な 施 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集衛星システムの開発等 ○高度道路交通システム (ITS) ○地理情報システム (GIS) ○対人地雷対策支援無償 (除去活動支援) の実施 ○地球環境の戦略的モニタリング <p>計</p> </td> <td data-bbox="676 155 882 251">1,294 2,500</td> </tr> </tbody> </table>		ミレニアム・プロジェクト	主 な 施 策	1,206	情報化	<ul style="list-style-type: none"> ○教育の情報化 ○電子政府 ○IT21の推進 	119 99 152	高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒトゲノム、イネゲノム ○高齢者の雇用就労を可能とする経済社会の調査研究 	640 13	環境対応	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止のための次世代技術の開発・導入 ○ダイオキシン類対策・環境ホルモン対策・リサイクル技術 ○循環型経済社会構築のための調査研究 	40 104 8	提案公募	<ul style="list-style-type: none"> ○革新的な技術開発の提案公募 	30	そ の 他	<p>主 な 施 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集衛星システムの開発等 ○高度道路交通システム (ITS) ○地理情報システム (GIS) ○対人地雷対策支援無償 (除去活動支援) の実施 ○地球環境の戦略的モニタリング <p>計</p>	1,294 2,500
ミレニアム・プロジェクト	主 な 施 策	1,206																	
情報化	<ul style="list-style-type: none"> ○教育の情報化 ○電子政府 ○IT21の推進 	119 99 152																	
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒトゲノム、イネゲノム ○高齢者の雇用就労を可能とする経済社会の調査研究 	640 13																	
環境対応	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止のための次世代技術の開発・導入 ○ダイオキシン類対策・環境ホルモン対策・リサイクル技術 ○循環型経済社会構築のための調査研究 	40 104 8																	
提案公募	<ul style="list-style-type: none"> ○革新的な技術開発の提案公募 	30																	
そ の 他	<p>主 な 施 策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集衛星システムの開発等 ○高度道路交通システム (ITS) ○地理情報システム (GIS) ○対人地雷対策支援無償 (除去活動支援) の実施 ○地球環境の戦略的モニタリング <p>計</p>	1,294 2,500																	

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>1. 社会保障</p> <p>(1) 児童手当 児童手当については、少子化対策のために、抜本的に拡充すべきとの意見があるが、最近の出生率低下の原因は、未婚率の上昇であることから、経済的負担の軽減の少子化に対する歯止めとしての効果には疑問があり、むしろ仕事と育児と育児の両立を図る施策を優先すべきとの意見があることに留意する必要がある。少子化対策については、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正による男女共同参画の促進、育児と仕事の両立に向けた子育て支援をはじめとして、雇用、福祉、教育、住宅など様々な施策を総合的に推進していく必要があり、少子化対策全体の在り方や税制上の扶養控除との関係等を踏まえて検討する必要があると考えられる。また、将来世代に負担を先送りした形で児童手当の拡充を行うことは適当でなく、給付費規模に見合う具体的財源の確保が必要である。</p>	<p>○ 総合的な少子化対策の推進 「少子化対策推進基本方針」（11年12月17日 少子化対策推進関係閣僚会議）を踏まえて、雇用、保育サービス、教育、住宅等の分野について、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」を策定（厚生・労働・文部・建設・大蔵・自治 6大臣合意）。</p> <p>○ 児童手当の見直し 年少扶養控除の見直し等により、所要財源を確保し、児童手当制度について以下の見直しを実施。併せて、子育て支援基金を拡充。</p> <p>(1) 児童手当の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給対象年齢の拡大 現行3歳未満→義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）まで ・ 手当額 現行通り（第1子・第2子 月額5,000円、第3子以降 月額10,000円） ・ 所得制限 現行通り ・ 費用負担 0歳～3歳未満 現行通り ・ 実施時期 3歳～義務教育就学前 国 2/3、地方 1/3、公務員 所属庁 12年6月実施、10月支給。 ・ 追加所要額 約1,480億円（満年度ベース） 約2,170億円 ・ 児童手当給付費国庫負担 11年度 259億円→12年度 1,174億円 <p>(2) 年少扶養控除の見直し 年少扶養控除（年齢16才未満）に係る扶養控除の額の御増（10万円加算）の特例の廃止（控除額48万円→38万円）。増収額 約2,030億円</p> <p>(3) 子育て支援基金の拡充 400億円を増資（現行900億円）</p>

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況														
<p>(2) 医療</p> <p>医療については、薬価制度や高齢者医療制度の見直しを行い、無駄のない効率的な医療を実現していく必要がある。</p> <p>具体的には、以下の諸項目をはじめとする見直しを行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現行の薬価制度（「R幅方式」）を抜本的に見直し、多剤投与等の「ゆがみ」の原因となっている薬価差を縮小する。 ② 高齢者医療について、医療費の少なくとも1割を自給に患者負担を求め、高齢者と若年者との間の負担の公平を確保するとともに、高齢者の医療に対するコスト意識を高める。 ③ 診療報酬体系について、病状の安定した慢性患者の入院などについて包括払い方式を積極的に導入し、医療のコスト削減の誘因を高める。 ④ 医療提供体制についてカルテ開示の推進等医療における情報提供の推進を図るとともに、急性期病床と慢性期病床とを区分しつつ病床数の適正化を図る。 <p>また、平成12年度の診療報酬改定については、人件費や物価など医療経営を巡る環境が極めて落ちていることや医療保険財政が厳しい現状を踏まえれば、厳に抑制したものにすべきである。</p> <p>なお、平成9年度の健保法改正で導入された薬剤一部負担制度については、現行制度を維持すべきであり、仮これについては、現行制度を維持すべきであり、仮これに廃止せざるを得ない場合においては、それに代わる制度改正を行い、少なくとも全体として財政中立である必要がある。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>医療保険制度の改革の中で、平成12年度は、医療保険制度の安定的運営を確保するため、基本的に財政中立を確保しつつ、給付と負担の見直し等必要な改正を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬価制度の見直し <p>平成12年度においては、R幅を薬剤流通の安定化のための調整幅として、一律に2%に縮小するとともに、平成14年度までにこれに代わる新たな薬価算定方式を検討。</p> ○ 医療保険制度・老人保健制度における給付と負担の見直し（平成12年7月実施予定） <ol style="list-style-type: none"> (1) 一部負担金の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・入院 1,200円/日 → 定率1割負担制 ※月額上限有り <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>※月額上限</td> <td>一般</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低所得者</td> <td>24,600円</td> </tr> </table> ・外来 530円/回（月4回まで） → 定率1割負担制 ※月額上限=3,000円 <p style="margin-left: 20px;">※200床以上の病院の場合、月額上限=5,000円</p> (2) 高額医療費の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・一般 63,600円 → 63,600円 + (医療費 - 318,000円) × 1% ・上位所得者※ 121,800円 + (医療費 - 609,000円) × 1% <p>※上位所得者は標準報酬月額56万円以上の者及び同程度以上の者</p> (3) 入院時食事療養費に係る標準負担額の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・一般 760円/日 → 780円/日 <p>※低所得者については、現行どおり</p> ○ 診療報酬体系の見直し <p>高齢者や慢性疾患について段階的に包括化を拡大。</p> ○ 医療提供体制の見直し <p>現在、関係審議会等において検討中。</p> ○ 診療報酬改定（平成12年4月実施予定） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>実質</td> <td>0.2%</td> <td>薬価改定等</td> <td>△1.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>診療報酬改定</td> <td>1.9%</td> </tr> </table> ○ 薬剤一部負担制度 <p>老人に係る薬剤一部負担制度については老人保健制度の給付と負担の見直しの中で廃止。</p> 	※月額上限	一般	37,200円		低所得者	24,600円	実質	0.2%	薬価改定等	△1.7%			診療報酬改定	1.9%
※月額上限	一般	37,200円													
	低所得者	24,600円													
実質	0.2%	薬価改定等	△1.7%												
		診療報酬改定	1.9%												

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																																																																																																						
<p>(3) 雇用保険 雇用保険については、近年の深刻な雇用・失業情勢の影響を受け、取支状況が急速に悪化していることを踏まえ、かつ、就業構造・雇用の流動化に対応するため、その安定的かつ効率的な運営を確保する観点から、給付と負担の両面にわたる制度改革が必要である。</p>	<p>○ 労働保険特別会計（雇用勘定）への一般会計からの繰入れについては、厳しい雇用失業情勢を反映し、以下の増額。 平成11年度（当初） 3,104億円 平成12年度（当初） 3,363億円</p> <p>○ 雇用保険制度の改革については、中央職業安定審議会に法案要綱を諮問（1月19日）。改革においては、全体としての給付削減を行うことにより、保険料率及び国庫負担率の引上げを行うもの、保険料負担増及び国庫負担増を抑制。 なお、育児・介護休業給付の給付率の引上げ（25%→40%）については、12年度（13年1月）施行の予定。それ以外の改正については、13年度（13年4月）施行の予定。</p>																																																																																																						
<p>(4) 雇用保険は本来掛け捨てであるという原点に戻って、高齢者層（60歳以上65歳未満）を中心に給付の幅がみられる現行の給付日数や給付日額等を見直し、給付総額の縮減を図る。</p> <p>(5) 自発的失業と非自発的失業の区分といった失業の理由を勘案し、給付の必要度に応じて給付体系を見直す。</p> <p>(6) 全体の給付縮減を図る中にあって、中高年齢層（45歳以上60歳未満）については、若年層（30歳未満）と異なり、失業の深刻度が高いこと等を踏まえ、この層に対して給付の重点化を図る一方、若年層については、自発的失業を助長することのないよう配慮する。</p> <p>(7) 保険料率については、経済構造の変化等に対応して、雇用保険の安定的運営を図られるよう、給付削減とのパッケージによる見直しを行う。</p> <p>(8) 国庫負担については、保険料率の見直しを踏まえつつ、雇用保険と代替・補完関係にある雇用対策の近年における取支等も勘案して、その在り方を検討する。</p>	<p>(参考) 法案要綱の主な内容 1. 給付面 (1) 給付日数の変更：離職前から再就職の準備ができるような者に対する給付日数を圧縮するとともに、倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者に対する給付日数を確保。 (参考) 改正前後の給付日数 〔現行〕</p> <table border="1" data-bbox="529 584 658 990"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>1年未満</th> <th>1～5年</th> <th>5～10年</th> <th>10～20年</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30～45歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>45～60歳未満</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>240</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>60～65歳未満</td> <td>90</td> <td>240</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔改正案〕</p> <table border="1" data-bbox="529 909 658 1315"> <thead> <tr> <th colspan="2">① 下記②以外の者</th> <th colspan="5"></th> </tr> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>1年未満</th> <th>1～5年</th> <th>5～10年</th> <th>10～20年</th> <th>20年以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30～45歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45～60歳未満</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60～65歳未満</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>180</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者</p> <table border="1" data-bbox="529 990 658 1315"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>1年未満</th> <th>1～5年</th> <th>5～10年</th> <th>10～20年</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>180</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30～45歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>45～60歳未満</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>240</td> <td>270</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>60～65歳未満</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現行では、上記の給付日数に加え、個別延長給付（特に再就職が困難な者に対する60日の延長給付）がある。</p> <p>(2) 育児・介護休業給付：育児・介護休業給付の給付率を現行の25%から40%へ引き上げ。 2. 負担面 (1) 保険料率：現行の附則暫定措置（8/1000）を廃止するとともに、本則率を11/1000から12/1000へ引き上げ。 (2) 国庫負担率：現行の附則暫定措置（14%）を廃止し、本則率（25%）に戻す。</p>	被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上	30歳未満	90	90	90	180	—	30～45歳未満	90	90	180	210	210	45～60歳未満	90	180	210	240	300	60～65歳未満	90	240	300	300	300	① 下記②以外の者							被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上		30歳未満	90	90	120	150	—		30～45歳未満	90	90	120	150	180		45～60歳未満	90	120	150	180	180		60～65歳未満	90	120	150	150	180		被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上	30歳未満	90	90	120	180	—	30～45歳未満	90	90	180	210	240	45～60歳未満	90	180	240	270	330	60～65歳未満	90	150	180	210	240
被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上																																																																																																		
30歳未満	90	90	90	180	—																																																																																																		
30～45歳未満	90	90	180	210	210																																																																																																		
45～60歳未満	90	180	210	240	300																																																																																																		
60～65歳未満	90	240	300	300	300																																																																																																		
① 下記②以外の者																																																																																																							
被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上																																																																																																		
30歳未満	90	90	120	150	—																																																																																																		
30～45歳未満	90	90	120	150	180																																																																																																		
45～60歳未満	90	120	150	180	180																																																																																																		
60～65歳未満	90	120	150	150	180																																																																																																		
被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上																																																																																																		
30歳未満	90	90	120	180	—																																																																																																		
30～45歳未満	90	90	180	210	240																																																																																																		
45～60歳未満	90	180	240	270	330																																																																																																		
60～65歳未満	90	150	180	210	240																																																																																																		

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況														
<p>2. 公共事業</p> <p>○ 特に、公共事業については、景気回復に全力を尽くすとの考え方に立って編成した平成11年度当初予算と同額とされているところであるが、その中身については、配分重点化枠が設定された趣旨を踏まえ、経済構造改革に資する分野、21世紀の発展基盤となる分野等への重点化が図られるよう、要求内容の厳しい吟味を行っていくとともに、個別事業の実施においても効率的な執行を図っていくべきである。</p> <p>○ 重点化の取組み 平成12年度予算の編成に当たっては、「経済新生特別枠」において示され、また、21世紀の新たな発展基盤と考えられる、①物流効率化による経済構造改革の推進、②環境と調和した持続的な経済社会の域づくり、③少子高齢化社会等に対応した街づくり・地域づくり、④高度情報通信社会の基盤作り等の課題に対し、事業評価を徹底した上で予算配分の重点化を図るべきである。</p>	<p>○ 政策課題に対応した重点化の推進 特別枠設置の趣旨等を踏まえ、新たな発展基盤の構築を目指し、我が国が直面する政策課題に対応した施策・事業に対し、執行可能額等を踏まえた上で重点的に配分。(別紙参照)</p> <p>課題：物流効率化による経済構造改革 → 国際ハブ空港・ハブ港湾、幹線道路網の整備等に重点。</p> <p>課題：環境と調和のとれた持続的な経済社会の構築 → ダイオキシン類対策、騒音対策、水質改善対策、騒音対策、地球温暖化対策その他環境保全・改善対策に重点。</p> <p>課題：少子高齢化社会等に対応した街づくり・地域づくり → 少子高齢化対応の施設整備、快適性・利便性の向上、安全対策等に重点。</p> <p>課題：高度情報通信社会の基盤作り → 道路交通システムの高度情報化、光ファイバー取容空間、防災・施設管理の高度化等に重点。</p> <p>○ 事業区分別の対前年度増減の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>治山・治水</td> <td>+1.3%</td> </tr> <tr> <td>道路整備</td> <td>+2.7%</td> </tr> <tr> <td>港湾・空港・鉄道等 (交通基盤整備)</td> <td>+6.2%</td> </tr> <tr> <td>住宅・市街地</td> <td>+4.0%</td> </tr> <tr> <td>下水道・環境衛生等</td> <td>+0.9%</td> </tr> <tr> <td>農業・農村整備</td> <td>+0.2%</td> </tr> <tr> <td>森林保全・漁港等 (森林・水産基盤整備)</td> <td>+0.6%</td> </tr> </table>	治山・治水	+1.3%	道路整備	+2.7%	港湾・空港・鉄道等 (交通基盤整備)	+6.2%	住宅・市街地	+4.0%	下水道・環境衛生等	+0.9%	農業・農村整備	+0.2%	森林保全・漁港等 (森林・水産基盤整備)	+0.6%
治山・治水	+1.3%														
道路整備	+2.7%														
港湾・空港・鉄道等 (交通基盤整備)	+6.2%														
住宅・市街地	+4.0%														
下水道・環境衛生等	+0.9%														
農業・農村整備	+0.2%														
森林保全・漁港等 (森林・水産基盤整備)	+0.6%														

政策課題に対応した公共事業の重点化

(単位：億円、%)

11年度 12年度 (伸率)

物流効率化による経済構造改革の推進

国際ハブ空港の整備

・新東京国際空港	82	99	(20.0)
・関西国際空港	386	465	(20.6)
・中部国際空港	55	255	(363.7)
・羽田空港沖合展開	649	606	(▲6.7)

国際ハブ港湾の整備

・中枢国際港湾	544	557	(2.4)
・中核国際港湾	395	384	(▲2.7)

幹線道路網の整備

・国際物流拠点事業 (大都市拠点空港及び中枢港湾に関連する事業)	866	965	(11.4)
・広域物流拠点事業 (拠点空港、中核港湾及び高規格幹線道路に関連する事業)	1,185	1,162	(▲1.9)

環境と調和した持続的な経済社会の構築

ダイオキシン対策

・ダイオキシン排出抑制対策廃棄物処理施設整備	780	900	(15.4)
------------------------	-----	-----	---------

水質改善対策

・安全な飲料水確保のための緊急水質改善事業	52	67	(29.6)
・河川・重要湖沼等における水質改善対策	371	395	(6.2)
・水資源涵養、濁水防止のための水源林整備	573	576	(0.5)
・用排水路等水質保全・水循環対策	327	328	(0.3)

騒音対策

・沿道環境対策	288	322	(11.7)
---------	-----	-----	---------

地球温暖化防止対策

・健全な森林の育成のための間伐等	304	409	(34.7)
------------------	-----	-----	---------

その他環境保全・改善対策

・水と緑のネットワーク再生事業	63	66	(4.7)
・農村水辺環境の整備	137	161	(17.3)
・有機性廃棄物等の資源循環による環境負荷軽減対策	86	106	(22.2)
・藻場、干潟等水産資源の生息環境の保全・創造対策	279	285	(2.2)
・廃棄物海面処分場の整備	130	135	(4.0)

少子高齢化社会等に対応した街づくり・地域づくり

少子高齢化対応

・幅広歩道等の整備	658	697	(5.9)
・地方定住や都心居住に資する特定優良賃貸住宅の供給	203	216	(6.2)
・高齢者向け優良賃貸住宅、生活支援サービス付き公営住宅 (シルバーハウジング)の供給	218	254	(16.5)
・子育て支援施設を備えた公営住宅の整備	23	33	(42.9)

★鉄道駅総合改善事業（移動円滑化施設整備）	—	14	（皆増）
快適性・利便性の向上			
・踏切道の改良（連続立体交差事業等）	638	692	（ 8.4）
★交通結節点改善事業	(106)	182	（ 71.1）
★幹線鉄道等活性化事業（乗継円滑化）	—	0.3	（皆増）
・電線共同溝・共同溝の整備	701	784	（ 11.8）
・ふるさとの下水道整備	1,389	1,475	（ 6.2）
・生活環境（集落排水等）・田園空間（親水公園等）の整備	1,788	1,793	（ 0.3）
・集落排水施設・集落道の整備等安全で快適な漁村づくり	214	219	（ 2.2）
安全対策			
・床上浸水地区緊急解消対策	1,251	1,320	（ 5.5）
・スーパー堤防等の整備	295	326	（ 10.4）
・災害弱者関連緊急土砂災害対策	358	426	（ 19.1）
・防災公園等の整備	623	660	（ 6.0）
・地下空間・床上浸水緊急対策のための下水道整備	328	387	（ 18.0）
・密集住宅市街地整備促進事業	119	125	（ 5.0）
・混住化地域における水路・ため池改修	685	728	（ 6.3）
高度情報通信社会の基盤作り			
道路交通システムの高度情報化			
・ITS研究開発・整備推進	115	133	（ 15.2）
・ETCの整備促進	〈事業費〉 488	508	（ 4.1）
光ファイバー収容空間			
・情報BOX等の整備	433	405	（▲6.4）
・河川等管理用光ファイバー収容空間の整備	53	55	（ 5.2）
・下水道光ファイバー網の整備	59	62	（ 5.0）
防災対応			
・山地災害等予知システムの整備	0.5	1	（ 24.4）
★土砂災害情報相互通報システムの整備	—	50	（皆増）
施設管理の高度化等			
・水管理合理化のための情報通信システムの整備	10	14	（ 46.1）
・港湾諸手続の情報処理化	1	1	（ 0.0）
・漁場環境調査システムの整備	1	2	（ 38.5）

- （注） 1. 12年度の計数については、実施計画の策定段階で異動を生じることがあり得る。
2. ★印は12年度の新規事業であり、11年度の（ ）書きは同様の事業を集計したものの。
3. 11年度第2次補正予算における情報BOX等の整備に係る予算額は839億円。

平成12年度予算における措置状況

「建議・報告」における指摘事項

○ 効率性・透明性の確保

費用対効果分析に対する信頼性を更に高める観点から、需要予測等について適切な情報開示を進めるほか、類似事業間における評価手法の共通化の促進、建設期間が長期にわたる事業に係る便益の計測手法の見直し等の改善を図るべきである。

継続中の事業等についても、財政資金の効率的使用等の観点から改めてチェックすることは重要であり、平成12年度予算においても、再評価により引き続き事業の見直しを厳しく実施していくべきである。この点に關し、事業計画の見直しが必要と判断される場合には、再評価を待たずに見直し等を行えるシステムも導入すべきではないかとの意見があった。

また、事後評価についても、同種の新規事業採択時における参考となるなど、公共事業全体にとつて効率性・透明性の向上に一層寄与すると考えられることから、適切な評価システムを構築することが適当であり、可能な限り早期に試行に着手し、手法等の検討、開発を行うべきである。

○ 12年度事業における新たな中止・休止事業等（合計23事業）

→ 事業費削減効果 約245億円以上

事業名	中止	休止	事業の縮小
ダム		4	ダム
湾		3	事業
港		6	事業
国営かんがい排水	2	事業	
国有林林道			1
大規模林道			2
工業用水		4	事業

(注) 上記の見直しには現時点までに再評価を終了しているものに加え、再評価の対象ではないが事業の必要性等の見直しを行ったものを含む。

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																										
<p>3. 文部・科学技術 (1) 国立学校特別会計 ① 第三者機関による国立大学等の評価体制の整備について 第三者機関による大学評価体制を整備する場合、外部の有識者の参加を求め、各種の評価の役割を明確にすること、評価の意義を高めるため評価の内容についても将来的にはその結果を予算配分にも反映させることができるようものにする、に留意しつつ、組織については必要最小限のものとするなどの対応を図る必要がある。</p> <p>② 大学院の重点整備を推進し、高度専門職業人の養成などを図ることについて 国立大学の大学院の重点整備については、様々な考え方があるところであるが、社会的ニーズに応じて、一部の国立大学については、高度専門職業人養成のために大学院レベルの高度な教育を提供していくことの意義があると考えられる。 ただし、個別の案件については、その具体的な内容に応じ、ケース・バイ・ケースで、必要性の有無などの検討を進める必要がある。</p> <p>また、その際、国立大学全体としての組織の膨張とならないよう、スクラップ・アンド・ビルドの原則を基本とする必要があるとともに、今後とも、大学院の整備を検討する際には、横並び的な発想は止め、各大学の特色を活かしたものとす必要がある。</p>	<p>○ 学位授与機構を改組し、大学評価・学位授与機構（仮称）を創設。外部の有識者の参加について予算措置。 定員増については、大部分を振替によるなど極力抑制。 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="294 730 376 1055"> <tr> <td>教 官</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>△11</td> <td>△69 △80 (振替)</td> </tr> <tr> <td>12年度定員</td> <td>25 69 94</td> </tr> </table> <p>○ 高度専門職業人の養成を図るための専門大学院として、次の2大学に新設。 一橋大学 国際企業戦略研究科 経営・金融専攻 40人(修士) 教職員定員 7 △5 (既設講義から振替)</p> <p>京都大学 医 学 研 究 科 社会健康医学系専攻 22人(修士) 教職員定員 21 △18 (社会医学系専攻の 廃止等から振替)</p> <p>○ 国立学校特別会計の定員については、極力抑制。 (入学定員) (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="740 487 870 1055"> <tr> <td></td> <td>11年度</td> <td>12年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(教職員定員)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定員削減</td> <td>△801</td> <td>△801</td> <td>2,444 2,340</td> </tr> <tr> <td>新規増員</td> <td>662</td> <td>542</td> <td>△2,627 △2,602</td> </tr> <tr> <td>ネット計</td> <td>△139</td> <td>△259</td> <td>△ 183 △ 262</td> </tr> </table>	教 官	計	△11	△69 △80 (振替)	12年度定員	25 69 94		11年度	12年度		(教職員定員)				定員削減	△801	△801	2,444 2,340	新規増員	662	542	△2,627 △2,602	ネット計	△139	△259	△ 183 △ 262
教 官	計																										
△11	△69 △80 (振替)																										
12年度定員	25 69 94																										
	11年度	12年度																									
(教職員定員)																											
定員削減	△801	△801	2,444 2,340																								
新規増員	662	542	△2,627 △2,602																								
ネット計	△139	△259	△ 183 △ 262																								

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																				
<p>③ 財務基盤の充実について我が国においては国立大学に対して相当大きな財政負担が行われていること、高等教育を受けることはその本人にとつてのメリットが大きいこと、などを勘案すれば、国立大学の授業料等の学生納付金については、受益者負担の適正化及び自己財源の充実の観点から、私立大学との格差の実態（私立大学においては、施設設備費も徴している）を踏まえ、これを是正していく必要がある。</p>	<p>○ 国立大学等の授業料については、平成13年度からの授業料を改定し、平成13年度以降の入学者に適用。（増収効果 12年度 約14億円、13年度 約96億円）</p> <p>（大学学部：昼間部） 現 行 478,800円 → 改定後 496,800円（+18,000円、+3.8%）</p> <p>（参 考）</p> <table border="1" data-bbox="288 560 382 1063"> <tr> <td>9年度</td> <td>10年度</td> <td>11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> </tr> <tr> <td>国立大学 469,200</td> <td>→ 478,800</td> <td>→ 478,800</td> <td>→ 496,800</td> <td>→ 496,800</td> </tr> <tr> <td>私立大学 757,158</td> <td>770,024</td> <td>783,298</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>比 率</td> <td>1.61</td> <td>1.64</td> <td>1.64</td> <td>—</td> </tr> </table>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	国立大学 469,200	→ 478,800	→ 478,800	→ 496,800	→ 496,800	私立大学 757,158	770,024	783,298	—	—	比 率	1.61	1.64	1.64	—
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度																	
国立大学 469,200	→ 478,800	→ 478,800	→ 496,800	→ 496,800																	
私立大学 757,158	770,024	783,298	—	—																	
比 率	1.61	1.64	1.64	—																	
<p>④ 国立学校特別会計の財務内容等のディスクロージャーの推進について国立学校特別会計全体についてのバランス・シートの作成の検討を進めるなど、今後、更に、財務内容等のディスクロージャーの推進に努める必要がある。</p>	<p>○ 現在、国立学校特別会計のバランス・シートの作成などを検討中。</p>																				

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																								
<p>(2) 科学技術</p> <p>① 科学技術振興費の分野別の配分の在り方について</p> <p>科学技術振興費の分野別の配分については、その有効活用を図るため、時代の要請に応じ、弾力的に対応する必要がある。</p>	<p>○ 12年度の科学技術振興費とその分野別配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額 10,183億円 (対前年度比 68%増) ・ (うち、「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」による予算額 771億円) ・ 科学技術の発展可能性、期待される経済的・社会的効果などを考慮して、「ライフサイエンス」、「情報科学・電子工学」、「地球科学及び環境」等の分野に配慮するなど、資金配分を重点化。 <table border="1" data-bbox="294 155 529 1516"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフサイエンス</td> <td>1,611億円 (+21.5%)</td> <td>1,957億円 (+21.5%)</td> </tr> <tr> <td>情報科学・電子工学</td> <td>297億円 (+18.0%)</td> <td>350億円 (+18.0%)</td> </tr> <tr> <td>地球科学及び環境</td> <td>557億円 (+14.4%)</td> <td>637億円 (+14.4%)</td> </tr> <tr> <td>分野横断的な資金</td> <td>3,285億円 (+71%)</td> <td>3,520億円 (+71%)</td> </tr> <tr> <td>その他の分野</td> <td>1,898億円 (+1.0%)</td> <td>1,918億円 (+1.0%)</td> </tr> <tr> <td>宇宙</td> <td>1,883億円 (△4.4%)</td> <td>1,801億円 (△4.4%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,531億円 (+68%)</td> <td>10,183億円 (+68%)</td> </tr> </tbody> </table>		11年度	12年度	ライフサイエンス	1,611億円 (+21.5%)	1,957億円 (+21.5%)	情報科学・電子工学	297億円 (+18.0%)	350億円 (+18.0%)	地球科学及び環境	557億円 (+14.4%)	637億円 (+14.4%)	分野横断的な資金	3,285億円 (+71%)	3,520億円 (+71%)	その他の分野	1,898億円 (+1.0%)	1,918億円 (+1.0%)	宇宙	1,883億円 (△4.4%)	1,801億円 (△4.4%)	合計	9,531億円 (+68%)	10,183億円 (+68%)
	11年度	12年度																							
ライフサイエンス	1,611億円 (+21.5%)	1,957億円 (+21.5%)																							
情報科学・電子工学	297億円 (+18.0%)	350億円 (+18.0%)																							
地球科学及び環境	557億円 (+14.4%)	637億円 (+14.4%)																							
分野横断的な資金	3,285億円 (+71%)	3,520億円 (+71%)																							
その他の分野	1,898億円 (+1.0%)	1,918億円 (+1.0%)																							
宇宙	1,883億円 (△4.4%)	1,801億円 (△4.4%)																							
合計	9,531億円 (+68%)	10,183億円 (+68%)																							
<p>② 科学技術関係の研究費の効果的活用の在り方について</p> <p>研究費をより効果的に活用するために、従来から行われてきたことであるが、以下のような対応をより積極的に進め、その実効性を一層高めるようにする必要がある。</p> <p>イ. 研究の一層の活性化のため、競争的配分の行われる資金の充実を図る。</p> <p>ロ. その際、可能性の高い若手研究者への研究費配分にも留意する。</p> <p>ハ. 研究に際しては、省庁間及び、産学官の共同研究・連携が十分行われるよう一層配意する。</p> <p>ニ. 研究内容の改善及び研究費の適切な配分に資するため、研究について、事前・中間・事後の各段階における評価の充実を図る。</p>	<p>○ 科学技術関係の研究費の効果的活用</p> <p>イ. 研究の競争的環境を強化するため、競争的資金を拡充</p> <table border="1" data-bbox="529 155 764 1516"> <thead> <tr> <th>競争的資金</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち、科学研究費補助金(文部省)</td> <td>2,613億円</td> <td>2,938億円 (+12.4%)</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興調整費(科技厅)</td> <td>1,314億円</td> <td>1,419億円 (+8.0%)</td> </tr> <tr> <td>特殊法人による基礎研究推進事業(科技厅、文部省等7省庁)</td> <td>302億円</td> <td>324億円 (+7.3%)</td> </tr> <tr> <td>優れた若手研究者の能力を活かすための施策を拡充</td> <td>701億円</td> <td>853億円 (+21.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>若手向け競争的資金(競争的資金の一部)ボストドクター等一万人支援計画</p> <table border="1" data-bbox="764 155 882 1516"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若手向け競争的資金(競争的資金の一部)</td> <td>169億円</td> <td>292億円 (+73.3%)</td> </tr> <tr> <td>ボストドクター等一万人支援計画</td> <td>10,187人</td> <td>10,596人 (+4.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 優れた若手研究者の能力を活かすための施策を拡充</p> <p>ハ. 研究分野、制度の重複の排除、省庁間及び産学官の共同・連携の促進</p> <p>省庁間連携による主な研究開発分野・制度 34分野</p> <p>(11年度に比べて「発生・分化・再生」、「若手研究者活用」等の6分野・制度で新たに連携)</p> <p>ニ. 事前・中間・事後の外部評価の実施と評価結果の公表等研究開発評価の推進</p> <p>各省庁において、評価体制の整備はほぼ完了(10、11年度の実績を踏まえ、より効果的な研究開発評価を実施する方針)。</p>	競争的資金	11年度	12年度	うち、科学研究費補助金(文部省)	2,613億円	2,938億円 (+12.4%)	科学技術振興調整費(科技厅)	1,314億円	1,419億円 (+8.0%)	特殊法人による基礎研究推進事業(科技厅、文部省等7省庁)	302億円	324億円 (+7.3%)	優れた若手研究者の能力を活かすための施策を拡充	701億円	853億円 (+21.7%)		11年度	12年度	若手向け競争的資金(競争的資金の一部)	169億円	292億円 (+73.3%)	ボストドクター等一万人支援計画	10,187人	10,596人 (+4.0%)
競争的資金	11年度	12年度																							
うち、科学研究費補助金(文部省)	2,613億円	2,938億円 (+12.4%)																							
科学技術振興調整費(科技厅)	1,314億円	1,419億円 (+8.0%)																							
特殊法人による基礎研究推進事業(科技厅、文部省等7省庁)	302億円	324億円 (+7.3%)																							
優れた若手研究者の能力を活かすための施策を拡充	701億円	853億円 (+21.7%)																							
	11年度	12年度																							
若手向け競争的資金(競争的資金の一部)	169億円	292億円 (+73.3%)																							
ボストドクター等一万人支援計画	10,187人	10,596人 (+4.0%)																							

平成12年度予算における措置状況

4. 防衛
我が国の防衛力整備は、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成8年度から平成12年度、平成9年12月減額修正）」に基づき行われているが、防衛関係費については、益々深刻さを増している我が国の財政事情等を踏まえ、あらゆる経費・施策にわたって効率化・合理化を図っていく必要がある。

こうした観点から、特に以下の点に留意すべきと考えられる。

① 後年度負担の抑制に引き続き取り組むことが肝要であり、とりわけ正面装備品はその殆どが翌年度以降歳出化され予算の硬直化要因となるばかりでなく、後方支援部門の経費の増加にもつながることから、「中期防」における計画的な防衛力整備の基本的考え方を踏まえつつ、正面契約額について極力その抑制を図るべきである。

○ 平成12年度の防衛関係費は、総額で4兆9,358億円、対前年度+0.1%とほぼ横ばい。SACO関係経費を除くベースでは4兆9,218億円、対前年度+0.0%。

区 分		11年度	12年度	増▲減
防衛関係費	除くSACO関係経費	49,322 49,201	49,358 49,218	+36 (+0.1%) +17 (+0.0%)

○ 正面契約

8年度	対前年度	9年度	対前年度	10年度	対前年度	11年度	対前年度	12年度	対前年度
8,852	(+1.2) +102	8,410	(+0.7) +58	7,980	(▲5.1) ▲430	7,965	(▲0.2) ▲15	7,720	(▲3.1) ▲245

○ 後年度負担（除くSACO関係経費）

・後年度負担の伸率の推移

	3'	4'	5'	6'	7'	8'	9'	10'	11'	12'
総額	▲2.2%	▲0.7%	+0.1%	+1.5%	+2.9%	+2.3%	+2.9%	▲1.3%	▲1.6%	▲2.0%
新規	▲4.9%	+3.6%	+3.4%	+3.3%	▲1.7%	+3.0%	+2.2%	▲7.8%	+1.7%	▲1.4%
正面	▲16.2%	▲3.7%	+2.1%	+0.9%	▲6.1%	+1.6%	+1.0%	▲5.2%	+0.3%	▲3.1%
後方	+11.8%	+11.5%	+4.7%	+5.5%	+2.1%	+4.1%	+3.2%	▲9.7%	+2.8%	▲0.0%
既定	+1.7%	▲6.5%	▲4.8%	▲1.4%	+11.0%	+1.3%	+4.0%	+8.4%	▲5.8%	▲2.9%

・後年度負担の内訳

区 分	11年度	対前年度	12年度	対前年度
総額	30,431	(▲16)	29,819	(▲20)
新規	17,763	▲483	17,518	▲613
正面	7,863	+297	7,622	▲245
後方	9,900	+27	9,896	▲4
既定	12,668	▲780	12,301	▲367

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																		
<p>② 防衛関係費の4割強を占める人件費について、中長期的観点からその抑制及び標準化を図る必要がある。そのため、防衛力のコンバクト化に向け常備自衛官定数の削減をしているところであるが、実員についても全般的に抑制、削減の前倒しを図ることや、新規採用数について抑制を図る必要がある。また、自衛官の処遇改善を図りつつ、若年定年退職者給付金等の支給方法を見直すことも検討する必要がある。</p>	<p>○ 基幹部隊の改編等と常備自衛官定数の削減 陸上自衛隊の基幹部隊の見直し〔第12師団の旅団化改編（約7千人⇒約4千人）等により、常備自衛官定数を前年度に比べ3,879人削減（171,262⇒167,383人）〕。</p> <p>○ 自衛官若年定年退職者給付金等の見直し 自衛官若年定年退職者給付金の見直し及び職種別の定年延長について検討したが、関係部局との調整がつかなかったことから、12年度予算には盛り込まず、引き続き検討。</p>																		
<p>③ 一般物件費のうち、在日米軍駐留経費を含む基地対策経費について、財政事情を勘案し、整備率の上昇に合わせその整備ペースを抑制していく必要がある。</p>	<p>○ 在日米軍駐留経費の抑制 在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）のうち提供施設整備について、初めて、財政事情を理由として概算要求額から削減〔対概算要求▲25億円。834億円⇒809億円（契約ベース）〕。</p> <table border="1" data-bbox="493 389 705 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在日米軍駐留経費</td> <td>2,678億円 ⇒ 2,603億円 (▲2.8%)</td> <td>2,756億円 ⇒ 2,755億円 (▲0.1%)</td> </tr> <tr> <td>うち提供施設整備</td> <td>856億円 ⇒ 809億円 (▲5.4%)</td> <td>961億円 ⇒ 961億円 (+2.9%)</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1,503億円 ⇒ 1,493億円 (▲0.7%)</td> <td>298億円 ⇒ 298億円 (▲5.9%)</td> </tr> <tr> <td>光熱水料費</td> <td>316億円 ⇒ 4億円 (▲8.1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練移転費</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		11年度	12年度	在日米軍駐留経費	2,678億円 ⇒ 2,603億円 (▲2.8%)	2,756億円 ⇒ 2,755億円 (▲0.1%)	うち提供施設整備	856億円 ⇒ 809億円 (▲5.4%)	961億円 ⇒ 961億円 (+2.9%)	労務費	1,503億円 ⇒ 1,493億円 (▲0.7%)	298億円 ⇒ 298億円 (▲5.9%)	光熱水料費	316億円 ⇒ 4億円 (▲8.1%)		訓練移転費		
	11年度	12年度																	
在日米軍駐留経費	2,678億円 ⇒ 2,603億円 (▲2.8%)	2,756億円 ⇒ 2,755億円 (▲0.1%)																	
うち提供施設整備	856億円 ⇒ 809億円 (▲5.4%)	961億円 ⇒ 961億円 (+2.9%)																	
労務費	1,503億円 ⇒ 1,493億円 (▲0.7%)	298億円 ⇒ 298億円 (▲5.9%)																	
光熱水料費	316億円 ⇒ 4億円 (▲8.1%)																		
訓練移転費																			
<p>④ 防衛装備品の調達に関しては、取得改革を更に推進するため、競争状態にない等一定の要件に当てはまる装備品の単価について、原則として、平成11年度から平成13年度までの3年間で10%低減するとの目標に向けて、平成12年度は3%の単価引下げが織り込まれているが、これと同時に、競争原理が十分に機能するよう、調達より一層の透明性・公正性の徹底を図る必要がある。</p>	<p>○ 防衛装備品の単価引下げ 一定の要件に当てはまる装備品の単価について、平成11年度の4%に縮き、12年度予算においては更に3%の単価引下げを織り込み。この結果、取得改革がなかった場合に比較し、契約ベースで約290億円のコスト削減。</p> <p>○ 防衛調達の適正化 部外者有識者によるチェック体制として防衛調達審査会（仮称）を設置するとともに、契約工数をマクロ的にチェックするための工数集計システムの整備等を行うため、防衛調達適正化経費として4.4億円（前年度比約2.1億円増）を計上。</p>																		

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>5. 政府開発援助</p> <p>(1) 我が国の国際貢献の柱の一つである政府開発援助(ODA)については、供与実績が8年連続で世界一となるなど、既に高い水準に達している。財政事情が深刻なものとなる中で、今後とも、我が国が国際貢献を適切に果たしていくためには、ODAについて、より効果的かつ効率的に事業を実施していくこと、及び国民に十分な説明責任を果たしていくことにより、幅広い国民の理解と支持を得ることが重要である。そのためには、ODA事業についての評価を拡充するとともに、その評価結果を積極的に公開していく必要がある。</p> <p>(2) こうした趣旨を踏まえ、ODA事業の実施に当たっては、以下の具体的方策を実施すべきである。</p> <p>① これまでの事後評価に加えて、事前・中間評価を行うこととし、事前から事後までの一貫した評価プロセスの導入を図る。</p> <p>② インターネット等の活用により評価結果を積極的にかつ迅速に公開するなど、情報公開を一層促進する。</p> <p>③ 費用対効果分析等の定量的手法を可能な範囲で積極的に導入すること、評価に当たって第三者を活用すること等により、評価の客観性を高める。</p>	<p>○ ODA予算については、円高の進展を適切に織り込みつつ、評価拡充等の実施体制強化、顔の見える援助の推進等により、ODAをより効果的かつ効果的なものとするとの方針で編成を行い、10,466億円（対前年度比▲0.2%）を計上。</p> <p>○ 評価制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度から幾つかのプロジェクトにおいて事前評価を開始 ・第三者評価の拡充 ・定量的手法の可能な範囲での積極的導入 ・評価に関する研究の促進 <p>○ 情報公開の促進</p> <p>民間モニターの増員（47名→104名）、ホームページの拡充など、情報公開の一層の促進。</p>

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>6. 農業</p> <p>農林水産関係予算については、38年ぶりに基本法（食料・農業・農村基本法）の改正が行われた状況の中で、今後一層、担い手に施策を集中し、市場原理、競争条件の導入を図ること等により、更に重点的、効率的なものとしていく必要がある。</p> <p>(1) 農産物価格政策の見直しに沿った米政策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年産政府買入米価について、算定ルールとおりに引下げ（▲27%）、 ・ 需給計画を上回る平成11年産米（17万t₊）を生産者団体が飼料用米として主体的に処理することに伴う政府助成額については、現行において自主流通米の調整依存へ政府として助成している経費と仮に翌年以降の生産調整により対応した場合に要する経費の合計額（90億円）と決定した、 <p>ところであるが、今後とも適切な対応を行っていく必要がある。</p> <p>また、食糧管理特別会計の収支は極めて厳しい状況にあることから、更に政策的な経費を見直すとともに、農産物検査の民営化や麦の民間流通への移行等に応じた管理経費の縮減に努める必要がある。</p>	<p>○ 食料・農業・農村基本法を踏まえ、既存の予算を大幅に見直し、次のような施策を推進。</p> <p>(1) 食料自給率向上の観点から麦・大豆関係予算等の見直し（後述）</p> <p>(2) 市場原理を重視する観点からの農産物価格政策の見直しと経営安定対策の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦作経営安定資金を創設（797.0億円） ・ 大豆の不足払い制度を見直すとともに、経営安定対策を創設（156.9億円） <p>(3) 担い手の育成・発展を図るためソフト事業と施設整備等を一体的に推進する総合メニュー事業の創設（経営構造対策事業217.1億円）</p> <p>(4) 中山間地域における直接支払いの導入（後述）</p> <p>○ コメについては、左記の決定等に基づき、国内米買入費、生産数量の計画オーバー分を飼料用に処理することへの一部助成に要する経費等、所要の予算を計上。</p> <p>○ 食糧管理特会については、更なる経費の節減を図ったところ。 （国内米管理助定・管理経費（11年度）3202億円→（12年度）2828億円）</p>

<p>「建議・報告」における指摘事項</p> <p>(2) 食料自給率向上の観点からの麦・大豆施策等の見直し</p> <p>米の生産調整助成金を抜本的に見直し、麦・大豆等の本格的な生産を誘導するシステムに大幅に改組することが決定されたところであるが、この制度の下で交付される助成金の水準が市場価格に基づく作物の売上高を大きく上回ることを助案すれば、今後の生産性向上等を通じ、助成金からの脱却を図っていく必要がある。</p> <p>また、水田を中心として麦・大豆等の生産に本格的に取り組みむために必要な設備整備や技術対策等については、対象を主産地となり得る可能性の高い地域に限定していく等、精査を行う必要がある。</p> <p>なお、食料自給率（カロリー・ベース）については、昭和40年度に73%であったものが、平成9年度には41%に落ち込むに至ったこと等から、様々な議論がなされているところであるが、自給率については、消費者の嗜好の変化により大きな影響を受けるものであることや、その向上のために生産面で主導的な役割を果たすことが期待されている麦・大豆の自給率に占める割合は41%中2%程度に過ぎないことなどの実態を踏まえた議論が行われる必要がある。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>○ 食料自給率向上の観点から麦・大豆関係予算等の見直し（857.5億円の一部）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主産地形成に向けて地域ぐるみで策定する水田農業振興計画の下で、 <ul style="list-style-type: none"> ① 作付け圃地化又は土地利用の担い手への集積 ② 地域の気象条件等踏まえた基本的な栽培技術の実施等の要件を満たして麦・大豆等の本格的生産に取り組み農業者を支援。 <p>作付けの圃地化、土地利用の担い手への集積要件については、段階的に向上を図ることとし、また、この助成システム全体を5年ごとに見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、設備整備等の対象地域についても、圃地化や土地利用の担い手への集積等の一定の要件を設定。
<p>(3) 中山間地域等直接支払いの導入については、財源の効率性の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域生産性向上を図るものか、 中山間地域以外の草地や特認地域等について、適切な内容か、 地域における担い手が消えてきた段階で、本補助金依存からの脱却が図られるものか、 <p>といった点について十分な検討が必要である。</p>	<p>○ 中山間地域等における耕作放棄を防止し、多面的機能を確保する観点から、直接支払（国費330億円）を予算措置。この制度の導入にあたっては、以下のような対応を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接支払の対象となる農業者は、生産性の向上、担い手の定着に関する目標等につき協定を締結するとともに、市町村等は、その実施状況等につき毎年公表。 ② 地域の実情を踏まえた対応を可能とするため、国の負担割合の抑制等の措置を設けたうえで、一定限度で都道府県知事が定める特認地域を設置。 ③ 中山間地域農業の変化、上記①の協定による目標達成に向けての取り組みを反映した農地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを実施。また必要があれば3年後に所要の見直しを実施。

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																																												
<p>7. 運輸—新幹線鉄道整備事業費—</p>	<p>○ 整備新幹線については、これまでの基本的枠組みの下で効率的な整備が図られるべきものと考え、なお、未着工区間の着工等については、</p> <p>① 現行スキームは、想定される財源の範囲内で着工区間を定め、概ね20年間で完成させる前提で作られており、未着工区間の着工等を行うためには、そのための新たな財源が必要となること、</p> <p>② 未着工区間の着工にあたっては、取支採算性、並行在来線の経営分離、JRの同意等の基本条件について、確認される必要があること、</p> <p>から、安定的な新たな財源の確保等がなされない限り、これを認めることは適切でないものと考え、</p>																																												
<p>○ 整備新幹線については、平成12年度予算において、公共事業関係費を352億円（対前年度当初予算比+11%）[事業費ベース1,695億円]計上。8年末の政府・与党合意をはじめ、これまで積み重ねられてきた基本的枠組みを前提として既着工区間及び新規着工区間を対象に措置。</p> <p>○ なお、昨年、与党において新幹線の整備促進をめぐる議論がなされてきたところ、昨年末、自民党政調会長から、政府に対し「12年度予算の成立後、政府与党からなる検討委員会において、12年度以降の財源を確保するとともに、新しい区間の着工について検討し、その基本条件を確認の上、認可する。」との提案があり、これを了承。</p> <p>(参考) 整備新幹線建設事業費の推移</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p>																																												
	<p>(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>11年度事業費 (当 初)</th> <th>11年度事業費 (補正後)</th> <th>12年度事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事 業 費</td> <td>1,634</td> <td>2,714</td> <td>1,695</td> </tr> <tr> <td>(国費)</td> <td>(317)</td> <td>(1,037)</td> <td>(352)</td> </tr> <tr> <td>東北新幹線 (盛岡・八戸)</td> <td>632</td> <td>949</td> <td>676</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (高崎・長野)</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (糸魚川・魚津)</td> <td>172</td> <td>219</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (石動・金沢)</td> <td>190</td> <td>198</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>九州新幹線 (新八代・西鹿見島)</td> <td>568</td> <td>951</td> <td>607</td> </tr> <tr> <td>東北新幹線 (八戸・新青森)</td> <td>20</td> <td>122</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線 (長野・上越)</td> <td>20</td> <td>141</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>九州新幹線 (船小屋・新八代)</td> <td>20</td> <td>122</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	11年度事業費 (当 初)	11年度事業費 (補正後)	12年度事業費	事 業 費	1,634	2,714	1,695	(国費)	(317)	(1,037)	(352)	東北新幹線 (盛岡・八戸)	632	949	676	北陸新幹線 (高崎・長野)	12	12	—	北陸新幹線 (糸魚川・魚津)	172	219	172	北陸新幹線 (石動・金沢)	190	198	150	九州新幹線 (新八代・西鹿見島)	568	951	607	東北新幹線 (八戸・新青森)	20	122	30	北陸新幹線 (長野・上越)	20	141	30	九州新幹線 (船小屋・新八代)	20	122	30
区 分	11年度事業費 (当 初)	11年度事業費 (補正後)	12年度事業費																																										
事 業 費	1,634	2,714	1,695																																										
(国費)	(317)	(1,037)	(352)																																										
東北新幹線 (盛岡・八戸)	632	949	676																																										
北陸新幹線 (高崎・長野)	12	12	—																																										
北陸新幹線 (糸魚川・魚津)	172	219	172																																										
北陸新幹線 (石動・金沢)	190	198	150																																										
九州新幹線 (新八代・西鹿見島)	568	951	607																																										
東北新幹線 (八戸・新青森)	20	122	30																																										
北陸新幹線 (長野・上越)	20	141	30																																										
九州新幹線 (船小屋・新八代)	20	122	30																																										
	<p>(注) 11年度事業費(補正後)には、公共事業等予備費による国費420億円、事業費630億円を含む。</p>																																												

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																								
<p>8. 郵政一郵便事業—</p> <p>最近における郵便事業損益は、平成10年度に、郵便引受物数の伸び悩み等から、5年振りに赤字を計上し、平成11年度予算においても赤字が見込まれている。また、平成12年度予算概算要求においても引き続き赤字を見込んだ要求となっている。</p> <p>人件費割合が高いという郵便事業の費用構造の下で、長期間にわたり料金を据え置くためには、引き続き事業の厳しい合理化により、郵便事業財政の健全化に取り組むことが不可欠である。</p> <p>平成12年度予算編成過程においても以上のような観点から、人件費・物件費面においてその必要性を厳しく見直し、業務費用の削減を図る必要がある。</p>	<p>○ 郵便事業については、郵便業務収入の厳しい現状を踏まえ、経費全般について削減。</p> <p>郵便事業損益（当初予算ベース）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(単位：億円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">11年度</th> <th style="text-align: center;">12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">収 益</td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td style="text-align: right;">22,679</td> <td style="text-align: right;">22,898</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">費 用</td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td style="text-align: right;">23,421</td> <td style="text-align: right;">23,301</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">損 益</td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td style="text-align: right;">742</td> <td style="text-align: right;">403</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">▲ 339</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">増 ▲減</p>			(単位：億円)				11年度	12年度	収 益	▲	22,679	22,898	費 用	▲	23,421	23,301	損 益	▲	742	403				▲ 339
		(単位：億円)																							
		11年度	12年度																						
収 益	▲	22,679	22,898																						
費 用	▲	23,421	23,301																						
損 益	▲	742	403																						
			▲ 339																						

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>9. 中小企業対策</p> <p>中小企業対策については、中小企業基本法の改正により、政策理念が「格差の是正」から「多様で活力ある独立した中小企業者の育成・発展」へと転換され、経営革新や創業に向けての自助努力の支援、経営基盤の強化等が新しい政策の柱となった。</p> <p>このような政策転換を踏まえ、平成11年度第2次補正予算においても、中小企業・ベンチャー企業への資金供給の多様化・円滑化に係る諸措置が盛り込まれている。このような中小企業・ベンチャー企業への財政支援については、その公益性、政府介入による市場の歪みの防止、企業・投資家のモラルハザードの防止等に関し、十分な議論が必要である。また、このような支援は、税制、直接金融市場の整備等の総合的な支援策の一環として位置づけられるべきである。</p> <p>平成12年度予算編成についても、施策の内容が新しい中小企業基本法に基づき政策理念や政策の柱に沿ったものとなっているかどうか、施策の在り方を十分吟味することにより、中小企業対策予算の重点化・効率化に努めていくべきである。</p>	<p>○ 中小企業対策費については、引き続き厳しい中小企業の経営環境に配慮し、中小企業が人材、技術、情報等のソフトな経営資源を円滑に確保できる経営支援体制の整備や創業・経営革新等に向けた自助努力支援を中心とする総合的な施策を推進するため、1,943億円を計上（対平成11年度当初予算比+1.0%）。</p> <p>○ 経営革新や創業に向けての自助努力支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営革新支援補助金（180億円→27.1億円） ・ 中小企業による課題対応型技術研究開発補助金（15.8億円→31.4億円） ・ 商工会・商工会議所による創業塾・創業セミナー（6.4億円→6.4億円） <p>○ 経営基盤の強化（経営支援体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチャー企業総合支援センターによる支援（ — →133億円） ・ 都道府県等の支援拠点による支援（ — →639億円） ・ 身近な支援拠点（300カ所）の整備（ — →18.1億円） <p>（参考）平成11年度第2次補正予算における措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業への資金供給の多様化・円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業が発行する私募債に対する信用保証協会の保証 ・ 中小公庫による中小企業のワラント付社債の引受 ○ ベンチャー企業への資金供給の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業基盤整備基金、日本政策投資銀行、中小企業総合事業団によるベンチャーキャピタルへの出資 ○ 諸措置の実施に当たり、公益性、公正性、政府介入による市場の歪みの防止、企業・投資家のモラルハザードの防止等に留意 <p>（例）・ 公益性 — 経済環境の変化に強い資金調達構造の確立、雇用の創出・新市場の創出による経済活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府介入による市場の歪みの防止 — 制度の廃止を含めて5年後に見直し ・ モラルハザードの防止 — 私募債保証に関し、保証割合は90%とする ・ 政策評価 — 3、5年後における評価指標の公表

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																								
<p>10. エネルギー対策</p> <p>石油の備蓄や開発等を通じた我が国のエネルギー・セキュリティの確保、省エネルギーや新エネルギーの開発、利用の推進などのエネルギー対策については、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計等の特別会計によって行われていくところであり、こうした特別会計については、歳出入全般の見直しを行うことにより、施策の効率化・重点化を図っていくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、石油の自主開発について、石油公団を巡る議論を踏まえつつ、プロジェクトの採択基準の厳格化等、引き続き同公団の業務運営の改善に取り組む。また、石油備蓄について、費用の節減合理化を図る。これらにより、資金の効率の活用を図っていく必要がある。石油製品の生産・流通の合理化を図るための措置については、石油の商品特性や規制等の政府の関与の度合い等を踏まえつつ、施策の内容について不断に見直していく必要がある。</p> <p>石炭政策については、本年8月の石炭鉱業審議会答申に開り、平成13年度に円滑に完了すること。このため、産炭地域振興対策、鉱害対策等の各施策が実施されることとなるが、同政策の財源となっている原油等関税の収入が現行石炭政策策定時の見直しを下回ったことにより歳入不足が生じていることから、所要の原油等関税収入を確保していく必要がある。</p>	<p>平成12年度予算において、施策の効率化を図りつつ、総額を抑制。(単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <td>エネルギー対策費</td> <td>6,351 (△2.8%)</td> <td>平成11年度</td> <td>6,531 (△2.3%)</td> </tr> <tr> <td>うち、石特会計繰入れ</td> <td>4,750 (△2.7%)</td> <td>平成12年度</td> <td>4,880 (△2.4%)</td> </tr> </table> <p>(注) 地球環境問題への対応のためのエネルギー対策は着実に推進 (例) 草の根地域省エネ・新エネ活動に対する支援<電特・石特> ・風力発電の出力安定化対策に係る調査<電特> ・太陽光発電システムの開発及び導入促進<電特> (267.2→271.2 (+4.0))</p> <p>○ 石特会計石油対策に関し、施策を重点化・効率化。(単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <td>石油対策 計</td> <td>4,586 (△21.6、△ 4.5%)</td> <td>平成12年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発</td> <td>980 (△11.6、△10.6%)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備蓄</td> <td>2,983 (△21.2、△ 6.6%)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業体制整備等</td> <td>572 (+11.2、+24.3%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 産業体制整備予算に関しては、エネルギー・セキュリティを確保しつつ、一層の規則緩和を円滑かつ速やかに進めるため、3年間の時限措置であることを明確にしたうえ、次の措置を講ずることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油精製設備の廃棄に係る費用の1/2補助 ・ガソリンスタンドの設備除去費用の補助 <p>○ 石炭政策については、13年度に円滑に完了することとし、そのための法案を通常国会に提出予定。歳入不足に対しては、12、13年度に借入を行って、資金調達を行い、その返済財源は、以下の関税改正により確保(関税暫定措置法の改正)。</p> <p>① 原油関税を14年度以降、現行の215円/KLから170円/KLに引き下げた上で、4年間延長し、18年度以降無税とする。</p> <p>② 石油製品関税については、原油関税の引下げに併せ、14年度以降引き下げて、17年度までの暫定税率を設定する。</p>	エネルギー対策費	6,351 (△2.8%)	平成11年度	6,531 (△2.3%)	うち、石特会計繰入れ	4,750 (△2.7%)	平成12年度	4,880 (△2.4%)	石油対策 計	4,586 (△21.6、△ 4.5%)	平成12年度		開発	980 (△11.6、△10.6%)			備蓄	2,983 (△21.2、△ 6.6%)			産業体制整備等	572 (+11.2、+24.3%)		
エネルギー対策費	6,351 (△2.8%)	平成11年度	6,531 (△2.3%)																						
うち、石特会計繰入れ	4,750 (△2.7%)	平成12年度	4,880 (△2.4%)																						
石油対策 計	4,586 (△21.6、△ 4.5%)	平成12年度																							
開発	980 (△11.6、△10.6%)																								
備蓄	2,983 (△21.2、△ 6.6%)																								
産業体制整備等	572 (+11.2、+24.3%)																								

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																																																																															
<p>11. 地方財政</p>	<p>○ 基本的考え方</p>																																																																															
<p>(1) 平成12年度の地方財政を巡る状況についてみると、地方の財政事情は、平成11年度に引き続き、極めて厳しい状況にあるものと考えられる一方、国の財政事情は、大量の特例公債の発行を余儀なくされるところ極めて危機的な状況に立ち至っている。</p>	<p>(1) 12年度の地方財政の収支見通しについては、行政需要に的確に対応しつつ、歳入の合理化・効率化を図ることとし、地方一般歳出は対前年度▲0.9%程度と見通す。</p> <p>(2) 一方、歳入面では昨年引き続き厳しい状況が続く、12年度の地方財政の収支見通しは大幅な財源不足を見込む。</p> <p>(3) この財源不足に対しては、国の財政状況も極めて厳しい中、地方財政の運営に支障が生じないよう十分に配慮し、所要の地方交付税等の額を確保したところ。</p>																																																																															
<p>○ 地方財政対策の概要</p>	<p>(1) 地方財政収支見通しの概要</p>																																																																															
	<p>(単位：億円)</p>																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">歳入 歳出 規 模</th> <th colspan="2">11年度地方財政計画</th> <th colspan="2">12年度地方財政収支見通し</th> </tr> <tr> <th>885,316</th> <th>伸率</th> <th>(見込み)</th> <th>伸率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[主要歳入項目]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 方 議 議 金</td> <td>352,957</td> <td>▲8.3%</td> <td>350,568</td> <td>▲0.7%</td> </tr> <tr> <td>地 方 特 例 交 付 金</td> <td>6,131</td> <td>2.0%</td> <td>6,141</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>地 方 交 付 税</td> <td>6,399</td> <td>皆増</td> <td>9,140</td> <td>42.8%</td> </tr> <tr> <td>一 般 財 源 計</td> <td>208,642</td> <td>19.1%</td> <td>214,107</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>地 方 債</td> <td>574,129</td> <td>1.4%</td> <td>579,956</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>112,804</td> <td>2.3%</td> <td>111,271</td> <td>▲1.4%</td> </tr> <tr> <td>[主要歳出項目]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給 与 開 係 政 費</td> <td>236,922</td> <td>1.2%</td> <td>236,600</td> <td>▲0.1%</td> </tr> <tr> <td>公 債 費</td> <td>192,745</td> <td>4.2%</td> <td>197,200</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>投 資 単 独 企 業 繰 出 金</td> <td>113,882</td> <td>8.6%</td> <td>121,000</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>公 営 企 業 繰 出 金</td> <td>193,000</td> <td>0.0%</td> <td>185,000</td> <td>▲4.1%</td> </tr> <tr> <td>地 方 一 般 歳 出</td> <td>32,709</td> <td>3.6%</td> <td>32,800</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>746,888</td> <td>1.8%</td> <td>740,100</td> <td>▲0.9%</td> </tr> </tbody> </table>	歳入 歳出 規 模	11年度地方財政計画		12年度地方財政収支見通し		885,316	伸率	(見込み)	伸率	[主要歳入項目]					地 方 議 議 金	352,957	▲8.3%	350,568	▲0.7%	地 方 特 例 交 付 金	6,131	2.0%	6,141	0.2%	地 方 交 付 税	6,399	皆増	9,140	42.8%	一 般 財 源 計	208,642	19.1%	214,107	2.6%	地 方 債	574,129	1.4%	579,956	1.0%		112,804	2.3%	111,271	▲1.4%	[主要歳出項目]					給 与 開 係 政 費	236,922	1.2%	236,600	▲0.1%	公 債 費	192,745	4.2%	197,200	2.3%	投 資 単 独 企 業 繰 出 金	113,882	8.6%	121,000	6.2%	公 営 企 業 繰 出 金	193,000	0.0%	185,000	▲4.1%	地 方 一 般 歳 出	32,709	3.6%	32,800	0.1%		746,888	1.8%	740,100	▲0.9%
歳入 歳出 規 模	11年度地方財政計画		12年度地方財政収支見通し																																																																													
	885,316	伸率	(見込み)	伸率																																																																												
[主要歳入項目]																																																																																
地 方 議 議 金	352,957	▲8.3%	350,568	▲0.7%																																																																												
地 方 特 例 交 付 金	6,131	2.0%	6,141	0.2%																																																																												
地 方 交 付 税	6,399	皆増	9,140	42.8%																																																																												
一 般 財 源 計	208,642	19.1%	214,107	2.6%																																																																												
地 方 債	574,129	1.4%	579,956	1.0%																																																																												
	112,804	2.3%	111,271	▲1.4%																																																																												
[主要歳出項目]																																																																																
給 与 開 係 政 費	236,922	1.2%	236,600	▲0.1%																																																																												
公 債 費	192,745	4.2%	197,200	2.3%																																																																												
投 資 単 独 企 業 繰 出 金	113,882	8.6%	121,000	6.2%																																																																												
公 営 企 業 繰 出 金	193,000	0.0%	185,000	▲4.1%																																																																												
地 方 一 般 歳 出	32,709	3.6%	32,800	0.1%																																																																												
	746,888	1.8%	740,100	▲0.9%																																																																												
	<p>(注1) 投資単独事業の減額については、近年の地方財政計画と実績との乖離を調整するためのものであり、実質的な地方単独事業の減を意味するものではない。</p> <p>(注2) 12年度の計数は、精査の結果異動を生ずる。</p>																																																																															
	<p>このようにな国と地方の財政状況を踏まえつつ、国と地方が行政目的の実現を分担し責任を分かち合うというわが公経済の車の両輪の關係にあり、両者がバランスのとれた財政運営を行っていくとの基本的な考え方に立って、適切に対応していく必要がある。したがって、地方財政対策において、国、地方の財政事情を踏まえつつ、地方財政の円滑な運営に適切に配慮する一方で、歳入全般にわたる合理化・効率化に徹底的に取り組みが必要がある。</p>																																																																															

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
(2) 地方財政収支の見通しと地方財政対策の概要	
① 収支の見通し	
通常収支の財源不足 恒久的な減税の影響	12' 9兆8,700億円程度 3兆5,026億円 11' (10兆3,694億円) 2兆5,995億円
② 通常収支の財源不足額 (9兆8,673億円程度) について、次の措置により対応	
建設地方債の増発 地方交付税の増額措置 うち一般会計加算 交付税特会借入金(国) (地方) 10年度精算の繰延べ	12' 2兆4,300億円程度 7兆4,373億円 7,500億円 3兆2,446億円 3兆2,446億円 1,981億円 11' (2兆5,500億円) 8兆1,194億円 5,500億円 3兆4,484.5億円 3兆4,484.5億円 6,725億円
③ 恒久的な減税の影響額 (3兆5,026億円) について、次の措置により対応	
(i) 地方税の減税の影響 → ・国と地方のたばこ税の税率変更による 地方たばこ税の増収措置 ・法人税の交付税率引上げ (3.8%) ・地方特例交付金 ・減税補てん債	12' 1兆9,037億円 1,358億円 3,780億円 9,140億円 4,759億円 11' (1兆 711億円) 1,113億円 (0.5%) 521億円 6,399億円 2,678億円
(ii) 国税の減税の地方交付税への影響 → 交付税特会借入金等(国) 交付税特会借入金(地方)	1兆5,989億円 7,994億円 7,995億円 11' (1兆5,284億円) 7,642億円 7,642億円
(3) 地方交付税交付金	
○ 一般会計ベース ○ 特会出口ベース	12' 14兆 163億円 (+8.8%) 21兆4,107億円 (+2.6%) 11' (12兆8,831億円 (▲188%)) 20兆8,642億円 (+19.1%)
(4) 地方特例交付金	
(注) 地方交付税と地方特例交付金(11'～)を合わせた地方財政に係る一般会計の歳出	12' 9,140億円 (+42.8%) (6,399億円 (皆増)) 11' (13兆5,230億円 (▲14.8%))

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>(2) 平成12年度予算編成の中で議論されている合併推進交付金については、合併推進のために必要な全ての合併関係市町村に財源を交付するといった仕組みではないのか、合併が進展しないのは、既存の地方交付税や国庫補助金の配分の仕組みが小規模市町村でも合併の必要性を感じないようなものとなっていることによるのではないか、こうした交付金の新設については補助金等の整理合理化の観点から慎重に考えるべきではないか、また、後年度の財政負担に考えるべきではないかとの意見があった。また、合併推進のために何らかのインセンティブは必要としても、その場合には、まず、合併しない市町村への不利益措置の仕組みが併せて必要ではないかとの意見もあった。</p> <p>このような意見を踏まえ、合併推進のために何らかの施策を講ずる場合には、合併推進のための事業・施策の目的・対象と財政負担の関係をできるだけ明確にするとともに、効率的に事業が実施されるような仕組みを工夫・検討すべきである。</p>	<p>○ 市町村合併推進交付金について</p> <p>(1) 全ての合併関係市町村に自動的に財源を交付する交付金ではなく、合併に向けての準備や、合併に伴い、市町村が実施するモデル事業に対して、予算の範囲内で補助を行う補助金を創設（12年度予算額1.2億円）。 （別紙 自治省資料参照）</p> <p>(2) 従って、後年度の財政負担については、合併の進展に応じ当然に増加するものではなく、各年度の予算編成の中で、補助金について、他方で既存の補助金の整理合理化を図る中で、本補助金を創設。</p> <p>(3) なお、現在の合併の推進は市町村の自主的な合併を推進するもの（従って、政府として合併を実質的に強制するものではない）であることから、合併しない市町村への不利益措置の仕組みはとり得ず。 また、地方交付税については、地方公共団体が標準的な財政運営を行うための財源の保障を行うもの。ただし、地方分権推進計画等を踏まえ、自治省において、その配分の仕組みの簡素化等を推進。</p>

(別紙)

市町村合併推進補助金

1. 趣旨

市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに、円滑に市町村合併を推進するため、合併に向けての準備及び合併に伴い市町村が実施するモデル事業に対する補助金制度を創設する。

2. 補助金の内容

120,000千円

(1) 合併準備補助金

- ① 対象団体：平成11年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取組を積極的に行っている法定合併協議会の構成市町村
- ② 対象事業：市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費
- ③ 補助額：1 関係市町村につき5,000千円を上限とする定額補助
(1 回限り補助)
- ④ 平成12年度概算要求額：5,000千円×24地方公共団体＝120,000千円

(2) 合併市町村補助金

- ① 対象団体：平成17年3月31日までに合併した市町村で、下記の事業により先導的な取組を行っている市町村
- ② 対象事業：合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたもので、かつ、別に定める事業(別紙参照)のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業(別紙省略)
- ③ 補助額：下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助(定額補助、平成12年度は補助対象団体の見込みなし)

(金額は千円単位)

関係市町村人口	
～ 5,000 (人)	20,000
5,001 ～ 10,000 (人)	30,000
10,001 ～ 50,000 (人)	50,000
50,001 ～ 100,000 (人)	70,000
100,001 ～ (人)	100,000

※ 国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて補助をすることができる。

<注> 合併市町村補助金を受けた市町村は、当該補助金に係る事業に関する実績報告書を国に提出し、国は、全国の市町村の合併の参考に資するよう、当該報告書を公表することとする。

「建議・報告」における指箇事項	平成12年度予算における措置状況																				
<p>12. 補助金等</p> <p>(1) 補助金等については、社会経済情勢の変化、国と地方及び官と民の役割分担等の観点から、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)等を踏まえ、全ての行政分野において聖域なく見直しを行うべきである。</p>	<p>○ 整理合理化の状況</p> <p>① 廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人登録事務委託費 (▲6億円) ・ 府県委託費 (▲1億円) ・ 公営交通施設改良モデル事業費補助金 ・ 母子保健衛生費補助金 ・ 母子保健推進費補助金 ・ 都道府県母子保健医療推進費 (▲1億円) <p>② 一般財源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健衛生費補助金 ・ 母子保健推進費補助金 ・ 妊産婦乳幼児死亡等改善対策費等 (▲11億円) ・ 貸金業監督事務委託費 (▲1億円) <p>③ 補助対象の重点化、補助率の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会体育施設整備費補助金 ・ 体育施設整備費 ・ 水泳プール ・ (水泳プール(屋外一般))を廃止し、補助対象を重点化) ・ 中小企業活性化補助金 ・ 地域活性化創造技術研究開発費補助金 ・ (創造的中小企業振興枠 1/2 → 1/3) ・ (環境技術枠 1/2 → 1/3) ・ (地域産業集積活性化枠 1/2 → 1/3) ・ 特定重要港湾、重要港湾に係る補助事業の補助率の引下げ (→5.5m以下の小型採留施設関係 5/10→4/10) <p>④ 採択基準の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方道改修費補助のうち、一次改良、一次橋梁新設、一次舗装新設、二次改良の採択基準の引上げ (市町村道：5,000万円→5億円、都道府県道：2億円) ・ 街路事業費補助のうち、局部改良の採択基準の引上げ (1億円→5億円) ・ 沿岸漁場整備 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>沿岸漁場施設改良</td> <td>都道府県</td> <td>2,000万円</td> <td>→</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>500万円</td> <td>→</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁場施設補修</td> <td>都道府県</td> <td>1,000万円</td> <td>→</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>500万円</td> <td>→</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> 	沿岸漁場施設改良	都道府県	2,000万円	→	3,000万円		市町村	500万円	→	1,000万円	沿岸漁場施設補修	都道府県	1,000万円	→	1,500万円		市町村	500万円	→	1,000万円
沿岸漁場施設改良	都道府県	2,000万円	→	3,000万円																	
	市町村	500万円	→	1,000万円																	
沿岸漁場施設補修	都道府県	1,000万円	→	1,500万円																	
	市町村	500万円	→	1,000万円																	

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																									
<p>(2) 上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間団体に対する補助金等について、「制度等が見直しの対象となる補助金等」は、制度改正を含め既存の施策や事業を見直し、「その他の補助金等」は、各省庁ごとに1割削減する必要がある。</p>	<p>○ 交付先別の概要 景気回復に向け全力を尽くすとの観点から、社会保障関係費及び公共事業関係費等の増加に伴い、補助金等の総額は増加したものの、「その他補助金等」については、22.3%減を図るなどその整理合理化を推進。</p>																									
<p>〔参考〕</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度当初</th> <th>12年度</th> <th>増減</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>(2,465) 164,065</td> <td>(1,934) 168,891</td> <td>(▲531) 4,826</td> <td>(▲21.6%) 2.9%</td> </tr> <tr> <td>特殊法人等</td> <td>28,410</td> <td>29,322</td> <td>911</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>民間団体等</td> <td>(1,136) 7,913</td> <td>(863) 8,757</td> <td>(▲273) 844</td> <td>(▲24.0%) 10.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(3,601) 200,387</td> <td>(2,797) 206,969</td> <td>(▲804) 6,581</td> <td>(▲22.3%) 3.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) () 書きは、「その他の補助金等」の金額で内数である。 (注2) 計数については精査中であり、今後変動の可能性がある。</p>		11年度当初	12年度	増減	伸び率	地方公共団体	(2,465) 164,065	(1,934) 168,891	(▲531) 4,826	(▲21.6%) 2.9%	特殊法人等	28,410	29,322	911	3.2%	民間団体等	(1,136) 7,913	(863) 8,757	(▲273) 844	(▲24.0%) 10.7%	合計	(3,601) 200,387	(2,797) 206,969	(▲804) 6,581	(▲22.3%) 3.3%
	11年度当初	12年度	増減	伸び率																						
地方公共団体	(2,465) 164,065	(1,934) 168,891	(▲531) 4,826	(▲21.6%) 2.9%																						
特殊法人等	28,410	29,322	911	3.2%																						
民間団体等	(1,136) 7,913	(863) 8,757	(▲273) 844	(▲24.0%) 10.7%																						
合計	(3,601) 200,387	(2,797) 206,969	(▲804) 6,581	(▲22.3%) 3.3%																						
<p>(3) さらに、新規の補助金等は、引き続きスキラップ・アランド・ビルド及び終期設定の原則を徹底し、真に止むを得ない場合を除き、極力抑制していく必要がある。</p>	<p>○ 新規補助金等 平成12年度における新規補助金等は、行政需要の変化等に即応するやむを得ないものであり、スクラップ・アランド・ビルド原則は徹底。</p>																									
<p>〔参考〕</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>112件</td> <td>195件</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>132件</td> <td>223件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数については精査中であり、今後変動の可能性がある。</p>		11年度	12年度	新規	112件	195件	廃止	132件	223件																
	11年度	12年度																								
新規	112件	195件																								
廃止	132件	223件																								

<p>「建議・報告」における指箇事項</p> <p>(4) なお、「第2次地方分権推進計画」(平成11年3月26日閣議決定)では、地方公共団体に裁量的に施行させる統合補助金の創設をはじめとして、国庫補助負担金の整理合理化を行うこととされており、今後、特に統合補助金については、平成12年度に創設することとされており、その創設に積極的に取り組むべきである。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>○ 「第2次地方分権推進計画」(平成11年3月26日閣議決定)をも踏まえ、以下の統合補助金を創設。</p> <p>(1) 国が箇所付けないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金を以下の事業において創設。</p> <p>(i) 二級河川(個別補助金の対象となるものを除く。)</p> <p>(ii) 公営住宅等</p> <p>(iii) 公共下水道(大規模な事業、水質保全等に広域的影響を及ぼす事業、終末処理場又はポンプ場に係るものを除く。)</p> <p>(iv) 都市公園(防災公園、大規模公園、国家的事業関連公園を除く。)</p> <p>(v) 港湾の既存施設の有効活用(港湾利用高度化促進事業(大規模なものを除く。)、局部改良事業及び補修事業を統合)。</p> <p>(vi) 農業農村整備事業(農村総合整備事業(団体営のものに限る。))及び集落地域整備事業(団体営のものに限る。))を対象。</p> <p>(vii) 漁港漁村整備事業(漁港環境整備事業(市町村営のものに限る。))及び漁港漁村総合整備事業(市町村営のものに限る。))を対象。</p> <p>(2) また、国が箇所付けないことを基本として、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的かつ主体的に実施することができるような類型統合補助金を創設。</p> <p>(i) まちづくりに係る統合補助金</p> <p>(ii) 住宅地関連公共施設等整備促進事業に係る統合補助金</p> <p>(iii) 都市再開発関連公共施設整備促進事業に係る統合補助金</p> <p>(iv) 住宅市街地整備総合支援事業に係る統合補助金</p>
---	--

(出所) 財政制度審議会総会(第5回)平成12年1月20日配布資料(3)(財政制度審議会「平成11年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会」147-174ページ)。

8-187 預金保険機構国債の交付・償還状況等

(単位：億円)

年度	国債の交付・償還状況			償還財源			
	交付額	償還額	未償還 残高	財源繰入		未償還 財源	
				予算繰入	株式売却		
9年度	70,000	—	70,000	—	—	—	—
10年度	—	11,992	58,008	19,413	11,054	8,359	7,421
11年度	—	35,909	22,099	50,587	34,279	16,308	22,099
12年度	60,000	36,265	45,834	54,366	45,000	9,366	40,200
13年度	—	6,382	39,452	0	—	0	33,817
14年度	—	13,778	25,674	395	—	395	20,435
合計	130,000	104,326	25,674	124,761	90,333	34,428	20,435

(注) 単位未満四捨五入。

(参考) 預金保険法(昭和46年法律第34号)

附則(抄)

(政府からの国債の交付)

第十九条の四 政府は、特例業務基金に充てるため、国債を発行することができる。

- 2 政府は、前項の規定により、七兆円を限り、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付するものとされている国債の額に相当する金額のほか、政府は、第一項の規定により、六兆円を限り、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。
- 4 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 5 第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第十九条の五 政府は、機構が附則第十九条の三第一項又は第二項の規定により特例業務基金を使用するため、前条第二項又は第三項の規定により交付した国債の全部又は

一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

- 2 政府は、国債整理基金特別会計に所属する株式に係る平成九年度以後の売払収入金を、前項の規定による償還に要する費用の財源に優先して充てるものとする。
- 3 前条第一項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。
- 4 平成九年度から特例業務勧定の廃止の年度までの間における日本電信電話株式会社の株式の売払収入金(以下この項において「特定期間売払収入金」という。)に係る日本電信電話株式会社の株式の売払収入金の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第六条第一項の規定の適用については、平成九年度から当該廃止の年度までの間においては、特定期間売払収入金は、同項の売払収入金に該当しないものとみなす。

第十九条の六 政府は、附則第十九条の四第一項の規定により発行した国債の円滑な償還を確保するため、前条第二項の規定による財源のほか、国債整理基金特別会計法の

規定による繰入れを適切に行うものとし、
当該繰入れに要する費用に充てるための財

源の適切な確保に努めるものとする。

8-188 公共事業費等予備費の使用について

平成12年 7月25日
大蔵省

平成12年度当初予算に計上された公共事業等予備費の使用内訳は、事項別では（別紙1）、所管別では（別紙2）のとおりである。

（別紙1）

平成12年度公共事業等予備費の使用額内訳

（単位：百万円）

① 有珠山等の緊急災害復旧・防災対策	
・ 緊急災害復旧	20,194
有珠山噴火災害関連 [4,349]	
・ 緊急防災対策	49,396
有珠山関連 [15,326] …… 迂回路・避難路等の整備 [9,452]、災害対策用ヘリコプター基地局の緊急整備 [669]	
その他 …… 活火山緊急防災対策 [4,321]、山地災害未然防止事業 [10,083]	
② 国民生活の改善に直結する分野	
・ 地域生活の質の向上	39,396
下水道整備 [4,800]、集落排水 [8,601]、地域の拠点的な福祉施設等へのアクセス道路 [3,758]	
・ 都市機能の向上	39,646
立体交差化等踏切対策 [5,372]、電線類の地中化 [13,735]、市街地再開発・都市再生区画整理 [1,700]	
・ 環境対策	44,340
ダイオキシン類対策 [6,570]、間伐促進対策 [9,683]、沿道環境対策 [8,708]	
・ 公共空間等のバリアフリー化	29,064
歩道の段差解消・エスカレーター等設置 [11,332]、公営住宅ストックの改善 [4,000]、地下鉄駅のバリアフリー化 [1,704]	
・ 社会保障・教育研究基盤の充実	54,629
特別養護老人ホーム・病院整備等 [21,035]、教育情報化・学校施設等整備 [26,794]、災害弱者施設周辺保全整備 [6,300]	
③ 生活構造改革・経済活性化に資する分野	
・ 基幹的交通網の整備	126,599
整備新幹線 [56,000]、高規格幹線道路 [54,000]、ハブ空港 [5,000]、国際航路の整備 [5,505]	
・ 情報通信基盤の整備	34,228
ITS（高度道路交通システム） [2,150]、情報BOX（光ファイバー収容空間） [6,904]、次世代情報通信基盤研究施設整備 [2,999]、地域・生活情報通信基盤高度化施設整備 [2,400]	
・ 食料自給率向上のための基盤整備	42,500

水田汎用化対策 [23,031]、畑地かんがい推進 [13,912]

○三宅島・神津島・新島等既発生災害対応、有珠山避難指示区域の早期復旧対応等のため使用留保

20,008
計 500,000

(参考) 事業費 約7,460億円

(別紙2)

公共事業等予備費使用額 (所管内訳)

(単位：百万円)

(所 管)	(使用額)
国 会	2,277
裁判所	1,332
総理府	55,990
警察庁	1,255
北海道開発庁	44,155
科学技術庁	1,400
環境庁	740
沖縄開発庁	3,446
国土庁	4,994
法務省	1,932
外務省	211
大蔵省	520
文部省	27,060
厚生省	27,605
農林水産省	74,552
通商産業省	5,423
運輸省	77,831
郵政省	3,400
労働省	500
建設省	201,359
合 計	479,992

(出所) 財務省ウェブ・ページ「平成12年度予算」、「1. 公共事業等予備費の使用について(2000年7月25日)」(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2000/sy067.htm)。

8-189 平成12年度補正予算について

平成12年11月
大蔵省主計局

平成12年度補正予算の骨格

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
[経済対策関係]			
1. 社会資本整備費	25,000	1. 税収	12,360
(1) IT特別対策費	6,431		
(2) 環境特別対策費	2,659	2. 税外収入	489
(3) 高齢化特別対策費	2,453		
(4) 都市基盤整備特別対策費	5,483	3. 公債金収入 (建設公債)	19,880
(5) 教育・青少年・科学技術等 特別対策費	1,511	(11' 決算 12' 当初 12' 補正後)	
(6) 生活基盤充実特別対策費	3,419	公債発行額 375,136 326,100 → 345,980	
(7) 防災特別対策費	3,044	(公債依存度) (42.1%) (38.4%) (38.5%)	
2. IT関連特別対策費	964	4. 前年度剰余金受入	15,103
3. 災害対策費	3,707	(1) 財政法6条剰余金	10,403
4. 中小企業等金融対策費	7,640	(2) 地方交付税分	4,700
5. 住宅金融・雇用等対策費	1,209		
(小 計)	38,521		
[その他]			
6. 地方交付税交付金	8,985		
7. 義務的経費の追加	8,227		
8. 都市基盤整備公団補給金等	1,088		
9. その他の経費	1,345		
10. 既定経費の節減	▲8,834		
11. 予備費の減額	▲1,500		
歳 出 計	47,832	歳 入 計	47,832

(参考) 財政投融资計画

日本育英会、中部国際空港等に対し、総額340億円を追加する。

「日本新生のための新発展政策」の事業規模と国費

(平成12年10月19日 経対閣・財政首脳会議合同会議決定)

	事業規模	国費
社会資本整備	4.7兆円程度	2.5兆円
(1) IT	0.8兆円程度	}
(2) 環境	0.6兆円程度	
(3) 高齢化	0.5兆円程度	
(4) 都市基盤整備	0.9兆円程度	
(5) 教育・青少年・科学技術等	0.2兆円程度	
(6) 生活基盤充実	0.6兆円程度	
(7) 防災	0.5兆円程度	
(8) 公共事業の契約前倒し	0.6兆円程度	
IT関連特別対策 (IT技能基礎講習等)	0.2兆円程度	0.1兆円程度
災害対策	0.5兆円程度	0.4兆円程度
中小企業等金融対策	4.5兆円程度	0.8兆円程度
住宅金融・雇用対策等	1.1兆円程度	0.1兆円程度
計	11兆円程度	3.9兆円程度

日本新生のための新発展政策のポイント

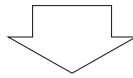
<基本的考え方>

◆ 景気の本格的回復の確立

景気は緩やかな改善を続けているものの、雇用や消費はなお厳しい状況を脱していない。このような状況の下、公需から民需への円滑なバトンタッチに万全を尽くし、景気の自律的回復に向けた動きを本格的回復軌道に確実につなげる。

◆ 経済の新たな発展基盤の確立

規制改革など法制度の整備、21世紀の新たな経済発展基盤の整備など、時代を先取りした経済構造改革を推進する。



重要4分野

- IT革命の飛躍的推進
- 循環型社会の構築など環境問題への対応
- 活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対策
- 便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備

生活基盤充実・防災

中小企業等金融対策

住宅金融対策

等

全体として事業規模11兆円程度の事業を、早急に実施。

< 具体的施策 >

— 日本新生プラン具体化等のための施策 —

重要分野

◇ **IT革命の飛躍的推進のための施策**

- ・ 公衆インターネット拠点の整備
- ・ 学内LANの整備
- ・ 光ファイバー収容空間の整備
- ・ IT基礎技能講習
- ・ 電子政府実現へ向けた取組み

等

◇ **循環型社会の構築等環境問題への対応のための施策**

- ・ 廃棄物処理・リサイクル施設の整備
- ・ 循環型社会構築のための技術開発

等

◇ **活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対応のための施策**

- ・ 公共空間のバリアフリー化
- ・ ゲノム研究
- ・ 介護サービス基盤の整備
- ・ 企業年金制度の改革

等

◇ **便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備のための施策**

- ・ 渋滞ボトルネック重点的解消
- ・ 三大都市圏環状道路の重点的整備
- ・ 電線類地中化

等

◇ **教育・青少年健全育成対策の推進**

- ・ 育英奨学事業の充実
- ・ 保育施設の整備
- ・ 薬物乱用防止対策

等

◇ **生活基盤の充実・防災のための施策**

生活基盤の充実

- ・ 下水道、集落排水、地域高規格道路の整備

等

防災・災害復旧のための施策

- ・ 有珠山噴火・三宅島火山活動及び新島・神津島近海地震、東海豪雨、鳥取県西部地震等の災害復旧

等

住宅金融対策

- ・ 住宅金融公庫の融資枠の追加

等

— 産業新生のための事業環境整備 —

◇ **ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備**

企業法制の見直し

- ・ ストックオプション制度の見直し
- ・ 商法の抜本的改正

構造変化に対応した雇用システムの整備

◇ **創造的技術革新のための基盤整備**

- ・ 国立大学の講座編成の柔軟化
- ・ 競争的研究資金の拡充

等

◇ **中小企業対策**

中小企業等金融対策

- ・ 一般信用保証制度の拡充

中小企業へのIT対応支援

等

◇ **金融システムの安全化・金融市場の活性化**

- ・検査・監督体制の強化
- ・金融システムの安全化
- ・CPのペーパーレス化

等

◇ **債券流動化の促進**

— その他 —

◇ **税制**

税制については、平成13年度改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、企業の組織再編成に係わる税制、国民生活に資する税制等、真に有効かつ適切な措置について、検討を行い、結論を得る。

また、株式譲渡益課税について、これまでの経緯を踏まえ、株式市場の役割や株式市場への影響、一般投資家の参加、公平な課税等の見地から、検討し、年度改正の中で早急に結論を得る。

◇ **日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営**

日本銀行に対して、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で弾力的な資金供給を行うなど、引き続き適切かつ機動的に金融政策を運営するよう要請。

(出所) 財政制度審議会総会（第4回）、制度改革・歳出合理化特別部会及び財政構造改革特別部会合同部会（第4回）平成12年11月10日配布資料（総会）資料1（財政制度審議会「平成12年度 財政制度審議会資料集（第1分冊）」469-476ページ）。

**8-190 「平成11年度歳入歳出の決算上の
剰余金の処理の特例に関する法律
案」について（平成11年度剰余金
特例法案）**

平成12年11月
大蔵省

1. 法律案の趣旨

本法律案は、平成12年度の一般会計補正予算の編成にあたり、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものである。

2. 法律案の概要

財政法第6条第1項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を公債の償還財源に充

てなければならないこととされているが、平成11年度の剰余金については、この規定は適用しないこととする。

(参考) 平成11年度決算上の剰余金

10,403億円

3. 法案の施行日

本法律案は、公布の日から施行することとしている。

(出所) 財政制度審議会総会（第4回）、制度改革・歳出合理化特別部会及び財政構造改革特別部会合同部会（第4回）平成12年11月10日配布資料（総会）資料2（財政制度審議会「平成12年度 財政制度審議会資料集（第1分冊）」477ページ）。

【中期統計】

8-191 当然増経費の推移

		(単位：億円)																	
		56→57	57→58	58→59	59→60	60→61	61→62	62→63	63→元	元→2	2→3	3→4	4→5	5→6	6→7	7→8	8→9	9→10	10→11
1.	国債費	11,757	3,626	7,563	8,616	9,225	140	1,364	1,502	△2,726	13,393	3,617	△3,026	6,297	16,948	(42,919)	5,198	3,437	471
2.	地方交付税交付金	11,474	△20,293	13,953	7,037	37,49	△5,532	5,170	24,632	19,063	14,543	9,712	5,379	△26,451	6,741	△3,699	22,024	4,083	△31,871
3.	一般歳出	16,343	15,048	16,922	12,397	16,110	10,129	10,622	9,881	13,756	10,574	9,206	8,466	12,898	12,237	15,613	12,824	12,584	
	(1) 給与費	4,334	1,259	3,438	2,570	4,573	2,419	1,125	1,049	3,110	4,605	4,677	3,342	2,554	2,424	1,423	1,844	1,777	935
	(2) その他 (対象の自然増、平年度化増、国庫債務負担行為等の歳出化による増等)	12,009	13,789	13,484	9,827	11,537	7,710	9,095	9,573	6,771	9,151	5,897	5,864	5,912	10,474	10,814	13,769	11,047	11,649
	決算不足補てん繰戻	—	22,525	△22,525	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,448	△9,784	—	—	—	16,174
	産業投資特別会計へ繰入等	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	—	0	0	0	0	0	783	△783	△22,641	△11,087	—	—	—
	緊急金融安定化資金	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	△6,850	—	—
	合計	39,574	20,906	15,913	28,050	29,084	4,737	16,754	36,756	26,218	41,692	23,903	12,342	2,977	4,162	(54,787)	35,986	20,343	△2,642
	前年度予算総額に対する割合	8.5%	4.2%	3.2%	5.5%	5.5%	0.9%	3.1%	6.5%	4.3%	6.3%	3.4%	1.7%	0.4%	0.6%	(7.7%)	4.8%	2.6%	△0.3%

(注) 1. 各年度とも当初ベースである。
 2. 「3. (1) 給与費」については、投資部門及び平年度化増に係るものを除いている。
 3. 「6→7」欄の〔〕書は、6年度に行ったNTT-B繰上げ償還による影響を除いたベースである。
 4. 「7→8」欄の〔〕書は、7年度に行ったNTT-A、C繰上げ償還による影響を除いたベースである。
 5. 「9→10」欄の「一般歳出」は、9年度において「産業投資特別会計へ繰入等」で整理していた金額(13,000億円)を含んでいる。
 6. 12年度予算については、省庁再編に伴い11年度予算との連続性が欠如するため、比較対照が不能。したがって、12年度の計数についてはこれを掲示していない。
 7. —は出所もとで—となっているものに使用している。

(出所) 大蔵省作成資料。

(執筆者注) 平成7年度当初予算において、平成4年度決算不足補てん措置繰戻当然減は15,448億円となるが、平成5年度決算不足補てん措置繰戻5,663億円が当然増経費として想定された。ただし実際には、繰戻しは平成7年度第二次補正予算で行われた。

8-192 一般会計から特別会計への繰入れ状況

(単位：百万円)

会計・勘定名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
交付税及び譲与税配付金							
交付税及び譲与税配付金勘定	10,184,120	10,905,620	13,368,840	15,275,090	15,974,910	15,771,880	15,617,350
登 記	(54,514)	(56,608)	(58,014)	(61,808)	(65,533)	(68,470)	(68,607)
資 金 運 用 部	54,514	56,608	58,014	61,808	65,533	68,470	68,607
国 債 整 理 基 金	2	2	2	2	2	2	2
産 業 投 資	(109,634)	(88,984)	(86,198)	(81,999)	(93,545)	(95,095)	(92,356)
社会資本整備勘定	11,333,530	11,511,987	11,664,867	14,288,586	16,035,980	16,447,320	15,442,348
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策 ³⁾	—	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	216,647	186,622
石油及び石油代替エネルギー勘定 ³⁾	325,000	296,000	366,000	388,000	432,000	472,000	494,000
特定国有財産整備	1,843	2,088	1,761	1,410	1,133	724	292
国立学校	1,111,438	1,102,689	1,140,799	1,199,785	1,265,945	1,379,635	1,461,992
厚生健康勘定	586,838	659,546	723,434	835,747	901,720	857,539	774,347
年金勘定	1,643,572	1,599,421	1,659,313	2,144,172	2,373,857	2,605,962	2,837,695
児童手当勘定	(5,176)	(5,738)	(5,389)	(5,081)	(5,414)	(4,796)	(4,558)
業 務 勘 定	56,174	39,405	35,937	28,485	29,076	44,197	32,453
船 員 保 険	(81,411)	(79,138)	(85,663)	(91,823)	(97,784)	(104,455)	(108,274)
国立病院	81,411	79,138	85,663	91,823	97,784	104,455	108,274
療養所勘定	(1,377)	(1,350)	(1,355)	(1,356)	(1,378)	(1,437)	(1,457)
国民年金勘定	7,763	7,518	7,957	7,056	6,951	7,227	7,243
福祉年金勘定	61,995	64,632	77,717	84,466	104,395	119,299	122,044
業務勘定	80,178	80,232	81,291	97,163	114,391	121,254	126,140
食糧管理	725,897	919,737	951,411	954,757	1,068,288	1,155,029	1,238,236
国内米管理勘定	528,324	467,942	432,300	342,051	290,234	239,649	210,804
輸入飼料勘定	(105,758)	(109,644)	(118,686)	(126,181)	(137,186)	(143,911)	(147,233)
調整勘定	105,758	109,644	118,686	126,181	137,186	143,911	147,233
農業共済再保険	62,000	0	0	0	—	—	—
再保険金支払基金勘定	300	300	300	300	300	300	300
農業勘定	296,000	262,000	232,000	232,000	210,000	207,000	210,000
家畜勘定	100	100	100	100	—	—	—
果樹勘定	56,462	51,053	47,670	47,084	45,266	44,073	42,936
園芸施設勘定	26,712	26,755	27,475	28,171	30,641	32,613	35,277
業務勘定	4,744	4,444	4,393	3,689	2,683	2,881	3,662
	2,284	2,517	2,358	2,516	2,669	2,726	2,956
	(1,129)	(1,214)	(1,232)	(1,280)	(1,337)	(1,447)	(1,425)
	1,129	1,214	1,232	1,280	1,337	1,447	1,425

(単位：百万円)

会計・勘定名	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
交付税及び譲与税配付金							
交付税及び譲与税配付金勘定	12,757,752	13,215,395	13,603,826	15,480,975	15,870,150	13,523,000	14,930,360
	(71,292)	(72,327)	(73,567)	(73,314)	(73,059)	(75,856)	(76,285)
登 記	71,292	72,327	73,567	73,314	73,059	75,856	76,285
資 金 運 用 部	2	2	2	2	2	—	—
	(111,416)	(126,548)	(127,048)	(136,381)	(144,113)	(194,657)	(171,244)
国 債 整 理 基 金	14,360,242	13,221,300	16,375,197	16,802,329	17,262,816	19,831,923	21,965,341
産 業 投 資							
社会資本整備勘定	172,541	1,281,226	171,541	171,541	159,533	159,533	159,533
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策 ³⁾							
石油及び石油代替エネルギー勘定 ³⁾	511,000	515,000	524,000	514,000	500,000	488,000	475,000
特定国有財産整備	198	100	47	7	1,807	1,807	1,612
国 立 学 校	1,520,352	1,557,599	1,569,822	1,554,981	1,533,503	1,553,705	1,553,028
厚 生 保 険							
健康勘定	814,717	979,137	946,010	924,751	906,149	932,964	979,467
年金勘定	2,979,058	2,829,544	2,516,904	2,711,454	2,830,224	3,635,619	3,720,886
	(2,650)	(2,592)	(2,645)	(2,682)	(2,017)	(2,120)	(11,072)
児 童 手 当 勘 定	10,675	14,391	26,231	27,940	25,427	28,063	128,453
	(115,117)	(117,833)	(121,609)	(122,586)	(80,869)	(84,984)	(85,374)
業 務 勘 定	115,117	117,833	121,609	122,586	80,869	84,984	85,374
	(1,442)	(1,448)	(1,431)	(1,404)	(1,342)	(1,328)	(1,297)
船 員 保 険	7,044	6,874	6,799	6,711	5,996	6,280	5,913
国 立 病 院							
病院勘定	121,528	127,324	117,243	94,964	85,360	83,331	80,902
療 養 所 勘 定	137,271	121,281	102,329	85,190	61,441	58,470	59,474
国 民 年 金							
国民年金勘定	1,088,933	1,184,556	1,467,872	1,332,231	1,326,490	1,322,664	1,363,651
福 祉 年 金 勘 定	195,272	173,766	143,792	107,996	88,828	80,734	68,369
	(154,727)	(159,984)	(162,198)	(163,648)	(130,304)	(127,178)	(114,084)
業 務 勘 定	154,727	159,984	162,198	163,648	130,304	127,178	114,084
食 糧 管 理							
国内米管理勘定	—	—	—	—	—	—	—
輸 入 飼 料 勘 定	300	300	300	4,000	4,000	4,000	4,000
調 整 勘 定	190,000	183,000	177,000	175,000	243,444	243,343	223,879
農 業 共 済 再 保 険							
再保険金支払基金勘定	—	—	—	—	—	—	—
農 業 勘 定	50,139	49,231	47,833	46,206	41,151	39,544	36,883
家 畜 勘 定	35,889	39,689	38,531	34,891	33,403	33,682	32,325
果 樹 勘 定	4,917	5,701	5,936	5,370	5,055	4,866	4,588
園 芸 施 設 勘 定	3,638	4,169	4,247	3,910	3,757	3,734	3,573
	(1,424)	(1,439)	(1,477)	(1,536)	(1,532)	(1,516)	(1,403)
業 務 勘 定	1,424	1,439	1,477	1,536	1,532	1,516	1,403

(単位：百万円)

会計・勘定名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
漁船再保険及漁業共済保険							
漁船普通保険勘定	6,242	6,331	6,578	6,552	6,450	6,413	6,552
漁業共済保険勘定	7,263	6,977	6,830	6,761	6,749	7,040	7,199
業務勘定	(856)	(896)	(955)	(972)	(1,000)	(1,028)	(1,073)
	856	896	955	972	1,000	1,028	1,073
農業経営基盤強化措置	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,500	5,500
国有林野事業							
国有林野事業勘定	11,896	14,459	16,398	18,592	24,952	30,305	36,347
治山勘定	(9,616)	(9,851)	(10,643)	(11,483)	(12,666)	(13,457)	(14,512)
	139,423	136,093	138,060	137,484	141,684	176,857	185,726
国营土地改良事業	195,729	234,371	231,996	224,393	230,220	241,768	262,440
貿易保険	1,000	0	3,200	3,650	8,500	20,600	22,822
特許	13	13	13	14	15	16	16
自動車損害賠償責任再保険							
保険勘定	6,500	0	0	—	—	—	—
保障勘定	200	0	0	—	—	—	—
港湾整備							
港湾整備勘定	(13,962)	(14,409)	(15,060)	(15,325)	(15,562)	(15,270)	(15,091)
	237,902	239,122	249,977	252,010	268,021	319,125	339,686
特定港湾施設工事勘定	(679)	(524)	(272)	(277)	(337)	(403)	(428)
	5,000	4,304	2,072	2,266	3,215	3,993	4,533
自動車検査登録	(1,569)	(1,622)	(1,706)	(1,805)	(1,950)	(2,096)	(2,155)
	1,569	1,622	1,706	1,805	1,950	2,096	2,155
空港整備	(2,350)	(2,396)	(2,548)	(2,381)	(3,033)	(3,048)	(3,228)
	87,965	87,669	90,485	91,207	96,725	109,790	116,356
郵政事業	(10,963)	(10,190)	(9,688)	(9,485)	(9,085)	(6,212)	(4,662)
	10,963	10,190	9,688	9,485	9,085	6,212	4,662
労働保険							
労働災勘定	1,433	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
雇用勘定	(850)	(850)	(850)	(850)	(850)	(850)	(850)
	297,510	296,387	296,272	294,325	289,904	282,450	279,850
道路整備	(37,957)	(39,037)	(40,277)	(41,482)	(44,240)	(46,400)	(50,048)
	1,712,452	1,714,853	1,752,855	1,757,891	1,868,214	2,256,272	2,401,588
治水							
治水勘定	(37,122)	(36,531)	(37,595)	(40,488)	(43,967)	(45,347)	(45,971)
	691,783	670,243	683,523	686,644	735,179	933,611	978,366
特定多目的ダム建設工事勘定	(6,562)	(6,912)	(7,137)	(8,278)	(9,373)	(9,754)	(10,538)
	100,230	118,152	119,331	119,253	122,261	129,647	135,893
都市開発資金融通	0	0	0	2,500	4,300	5,700	7,800
合計	30,855,017	33,094,578	36,001,773	41,160,033	44,313,212	44,581,970	43,972,112
対一般会計歳出比(%)	57.0	58.4	59.6	62.1	63.0	61.7	60.8

(単位：百万円)

会計・勘定名	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁船再保険及漁業共済保険							
漁船普通保険勘定	6,680	6,813	7,634	7,565	6,990	7,281	7,648
漁業共済保険勘定	7,409	7,822	7,997	7,984	7,831	7,450	7,433
業務勘定	(1,103)	(1,147)	(1,218)	(1,215)	(1,171)	(1,212)	(1,229)
業	1,103	1,147	1,218	1,215	1,171	1,212	1,229
農業経営基盤強化措置	8,386	11,342	18,500	17,521	15,492	16,755	19,945
国有林野事業							
国有林野事業勘定	41,417	45,881	52,862	57,568	44,015	70,547	71,603
(15,560)	(15,467)	(15,378)	(15,331)	(13,660)	(13,580)	(13,605)	
治山勘定	253,791	195,297	201,465	202,052	184,052	186,331	187,435
国营土地改良事業	266,497	276,595	286,577	289,354	270,402	277,463	276,024
貿易保険	24,250	24,816	25,188	22,709	14,220	11,600	10,600
特許	17	17	17	17	17	17	17
自動車損害賠償責任再保険							
保険勘定	—	—	—	—	—	—	200,000
保障勘定	—	—	—	—	—	—	—
港湾整備							
港湾整備勘定	(14,582)	(14,622)	(13,869)	(14,132)	(14,081)	(14,153)	(14,042)
430,126	343,107	349,204	349,021	325,976	334,052	342,281	
特定港湾施設工事勘定	(335)	(319)	(379)	(371)	(265)	(349)	(304)
4,983	5,134	6,435	6,176	4,204	4,868	4,666	
自動車検査登録	(2,204)	(2,241)	(2,282)	(2,313)	(2,102)	(2,121)	(2,082)
2,204	2,241	2,282	2,313	2,102	2,121	2,082	
空港整備	(3,333)	(3,393)	(3,424)	(3,504)	(3,264)	(3,304)	(3,199)
139,736	131,300	140,883	153,219	143,360	158,254	170,034	
郵政事業	(4,116)	(3,727)	(3,190)	(3,805)	(3,734)	(3,549)	(3,411)
4,116	3,727	3,190	3,805	3,734	3,549	3,411	
労働保険							
労働災勘定	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
(850)	(850)	(850)	(850)	(850)	(850)	(850)	(850)
雇用勘定	249,850	255,009	290,667	292,162	294,692	310,369	336,279
(50,416)	(49,784)	(50,867)	(51,918)	(50,813)	(51,153)	(51,061)	
道路整備	3,072,725	2,553,757	2,652,970	2,673,965	2,653,445	2,672,698	2,748,018
治水							
治水勘定	(48,596)	(47,145)	(47,490)	(47,820)	(48,568)	(52,488)	(47,977)
1,355,853	1,027,619	1,060,625	1,061,634	911,048	972,725	990,989	
特定多目的ダム建設工事勘定	(9,730)	(9,447)	(9,522)	(9,970)	(9,974)	(11,188)	(9,839)
140,649	149,301	158,117	161,701	148,376	158,199	154,529	
都市開発資金通	7,600	7,650	7,700	6,900	4,500	7,300	9,300
合計	41,322,727	40,911,050	43,479,152	45,763,722	46,311,235	47,528,895	51,619,213
対一般会計歳出比 (%)	58.7	57.6	57.9	59.1	59.6	60.0	60.7

- (注) 1. () 内書は、業務取扱に係る事務費であって、法律で特定して繰入れることとしているものについて掲記している。
 2. 計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 3. 「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策」及び「石油及び石油代替エネルギー勘定」は平成5年度以降それぞれ「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策」及び「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」と変更されている。
 4. 一は出所元の資料で一となっている箇所及び記載がない場合に使用している。

(出所) 大蔵省作成資料。

8-193 一般会計から政府関係機関、公団、事業団への繰入れ状況

(単位：百万円)

法人名	出 資 金						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国民金融公庫	0	0	0	5,000	20,000	25,000	23,000
国民生活金融公庫							
住宅金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
中小企業金融公庫	0	0	0	4,500	0	0	0
公営企業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
中小企業信用保険公庫	20,000	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
環境衛生金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
日本開発銀行	0	0	0	0	0	0	0
国際協力銀行							
商工組合中央金庫	0	0	0	0	0	0	0
水資源開発公団	0	0	0	0	0	0	0
地域振興整備公団	0	0	0	0	0	0	0
森林開発公団	17,600	21,300	23,400	25,300	27,300	29,000	30,672
緑資源公団							
農用地整備公団	0	0	0	0	0	0	0
船舶整備公団	0	0	0	0	0	0	0
日本鉄道建設公団	0	0	0	0	0	0	0
本州四国連絡橋公団	0	0	0	0	0	0	—
住宅・都市整備公団	281	254	2,273	112	3,221	3,500	5,500
都市基盤整備公団							
新技術開発事業団 (新技術事業団(仮称))	4,190	4,830	6,095	7,439	8,576	9,805	10,803
動力炉・核燃料開発事業団	50,832	48,416	46,413	41,572	39,542	35,670	34,701
核燃料サイクル開発機構							
宇宙開発事業団	83,846	87,563	97,287	106,370	117,712	129,261	139,867
公害防止事業団 (環境事業団(平成4年より))	0	0	0	0	0	0	1,000
国際協力事業団	4,722	2,375	2,432	3,191	3,132	3,932	4,389
社会福祉・医療事業団	0	0	0	0	0	0	0
畜産振興事業団	100	100	0	0	0	0	0
蚕糸砂糖類価格安定事業団	0	0	0	0	0	0	0
農畜産業振興事業団							
金属鉱業事業団	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	出資金						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
国民金融公庫	0	0	0	0	0	—	—
国民生活金融公庫						0	0
住宅金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業金融公庫	4,000	2,500	2,400	1,800	0	500	500
中小企業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
公営企業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
中小企業信用保険公庫	19,500	19,500	19,500	19,500	11,320	17,520	—
環境衛生金融公庫	0	0	0	0	0	—	—
沖縄振興開発金融公庫	60	3,038	3,536	3,529	3,500	3,500	3,500
日本開発銀行	0	0	0	0	0	—	—
国際協力銀行						184,900	306,300
商工組合中央金庫	0	0	0	0	0	0	0
水資源開発公団	0	0	0	0	0	0	0
地域振興整備公団	0	0	0	0	3,700	6,535	6,335
森林開発公団	32,286	33,908	35,642	36,316	33,184	33,767	—
緑資源公団							34,115
農用地整備公団	0	0	0	0	0	0	—
船舶整備公団	0	—	—	—	—	—	—
日本鉄道建設公団	△ 22,391	0	△ 31,325	△ 4,935	0	0	0
本州四国連絡橋公団	—	—	—	—	0	—	—
住宅・都市整備公団	9,500	11,500	11,500	11,500	20,000	38,600	—
都市基盤整備公団							34,200
新技術開発事業団 (新技術事業団(仮称))	11,966	12,933	27,389	—	—	—	—
動力炉・核燃料開発事業団	35,612	34,080	34,703	34,296	29,498	—	—
核燃料サイクル開発機構						25,003	21,354
宇宙開発事業団	151,553	159,328	159,462	162,278	163,512	167,920	152,436
公害防止事業団 (環境事業団(平成4年より))	1,000	1,000	1,000	1,000	900	500	500
国際協力事業団	4,806	4,975	3,666	3,690	3,270	1,941	2,578
社会福祉・医療事業団	0	0	0	0	0	0	40,000
畜産振興事業団	0	0	0	—	—	—	—
蚕糸砂糖類価格安定事業団	0	0	0	—	—	—	—
農畜産業振興事業団				0	0	0	0
金属鉱業事業団	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	出 資 金						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中小企業事業団	4,050	1,318	1,325	1,059	100	100	200
中小企業総合事業団							
中小企業総合事業団 信用保険部門							
勤労者退職金共済機構							
日本国有鉄道清算事業団	0	0	0	0	0	0	0
中小企業退職金共済事業団	0	0	0	0	0	0	0
雇用促進事業団	0	0	0	0	0	3,000	3,000
雇用能力開発機構							
科学技術振興事業団(仮称)							
運輸施設整備事業団(仮称)							
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0
海外経済協力基金	194,000	211,500	225,600	255,500	273,000	296,200	311,500
国民生活センター	0	0	0	0	212	100	94
日本原子力研究所	76,470	73,433	69,794	70,814	70,128	71,124	72,806
日本科学技術情報センター	0	0	0	0	0	0	0
理化学研究所	8,625	9,742	9,726	10,218	10,231	13,244	14,360
公害健康被害補償予防協会	0	181	279	751	1,033	1,326	1,481
国際交流基金	0	0	100	1,400	0	0	0
日本育英会	0	0	0	0	0	0	0
日本私立学校振興・共済事業団							
私立学校教職員共済組合	0	0	0	0	0	0	0
日本体育・学校健康センター	0	0	0	0	0	0	0
国立教育会館	0	0	0	0	0	0	0
国立劇場 (日本芸術文化振興会 (平成2年3月より))	500	500	500	500	1,300	910	910
日本学術振興会	0	0	0	0	0	0	0
日本私学振興財団	250	250	250	250	250	250	300
放送大学学園	483	602	840	566	572	556	557
社会保険診療報酬支払基金	0	0	0	0	0	0	0
社会保障研究所	0	0	0	0	0	0	0
心身障害者福祉協会	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業団体職員共済組合	0	0	0	0	0	0	0
農業者年金基金	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	出資金						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
中小企業事業団	2,000	5,400	3,600	800	30	30	—
中小企業総合事業団						0	0
中小企業総合事業団 信用保険部門							18,120
勤労者退職金共済機構					0	0	0
日本国有鉄道清算事業団	22,391	0	31,325	4,935	—	—	—
中小企業退職金共済事業団	0	0	0	0	—	—	—
雇用促進事業団	0	0	0	0	0	0	—
雇用能力開発機構							0
科学技術振興事業団(仮称)	0	0	326	42,216	48,030	54,472	66,800
運輸施設整備事業団(仮称)		—	—	300	370	430	569
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0
海外経済協力基金	321,900	335,400	373,300	386,500	323,100	127,700	—
国民生活センター	100	100	100	100	100	35	100
日本原子力研究所	74,447	76,541	76,753	78,950	78,685	77,077	72,637
日本科学技術情報センター	0	855	1,999	—	—	—	—
理化学研究所	17,081	21,783	25,083	32,693	37,329	48,917	60,868
公害健康被害補償予防協会	1,021	0	0	0	0	0	0
国際交流基金	1,000	1,000	1,000	0	0	0	0
日本育英会	0	0	0	0	0	3,700	0
日本私立学校振興・共済事業団					300	300	300
私立学校教職員共済組合	0	0	0	0	—	—	—
日本体育・学校健康センター	0	0	0	0	0	0	0
国立教育会館	0	0	109	146	205	29	81
国立劇場 (日本芸術文化振興会 (平成2年3月より))	860	1,010	1,010	566	349	356	371
日本学術振興会	0	0	11,000	20,600	21,800	25,000	28,252
日本私学振興財団	300	300	300	300	—	—	—
放送大学学園	729	729	729	729	380	208	922
社会保険診療報酬支払基金	0	0	0	0	0	0	0
社会保障研究所	0	0	0	—	—	—	—
心身障害者福祉協会	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業団体職員共済組合	0	0	0	0	0	0	0
農業者年金基金	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	出資金						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日本貿易振興会	0	0	0	0	0	0	0
アジア経済研究所	0	0	0	0	0	0	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	0	4,400	7,234	5,906	4,803	3,947	3,636
国際観光振興会	0	0	0	0	0	0	0
鉄道整備基金	—	—	—	—	100	0	0
日本放送協会	0	0	0	0	0	0	0
日本労働協会 (日本労働研究機構 〔平成2年より〕)	0	0	0	0	0	0	0
建設業・清酒製造業・林業 退職金共済組合	0	0	0	0	0	0	0
消防団員等公務災害補償等 共済基金	0	0	0	0	0	0	0
北海道旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東海旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
西日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
四国旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
九州旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
日本貨物鉄道株式会社 その他	0	0	0	0	0	0	—
合計	465,499	486,264	513,048	559,948	600,712	646,425	678,276

(単位：百万円)

法人名	出資金						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
日本貿易振興会	0	0	0	0	0	1,272	860
アジア経済研究所	0	0	0	1,458	1,797	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3,366	3,518	6,080	8,154	12,419	19,064	24,684
国際観光振興会	0	0	0	0	0	800	308
鉄道整備基金	0	0	0	0	—	—	—
日本放送協会	0	0	0	0	0	0	0
日本労働協会 (日本労働研究機構 〔平成2年より〕)	0	0	0	0	0	0	0
建設業・清酒製造業・林業 退職金共済組合	0	0	0	0	—	—	—
消防団員等公務災害補償等 共済基金	0	0	0	—	—	—	—
北海道旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東海旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
西日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
四国旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
九州旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
日本貨物鉄道株式会社	—	—	—	—	—	—	—
その他							0
合計	693,087	729,398	800,187	847,421	793,778	840,077	876,690

(単位：百万円)

法人名	補助金等						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国民金融公庫	④ 41,235	40,767	38,771	30,992	14,646	9,586	11,646
国民生活金融公庫							
住宅金融公庫	④ 46,800	46,800	46,800	—	—	—	—
	④ 296,450	297,195	307,195	353,995	373,995	393,995	404,500
農林漁業金融公庫	④ 143,732	144,141	141,751	119,751	120,851	118,321	108,125
中小企業金融公庫	④ 24	24	24	24	24	24	24
	④ 31,199	30,426	27,398	18,601	13,020	12,508	12,639
公営企業金融公庫	④ 15,115	13,604	10,883	9,436	8,493	7,644	7,380
中小企業信用保険公庫	④ 0	0	0	0	0	0	0
環境衛生金融公庫	④ 5,740	4,690	4,869	4,012	5,991	6,420	6,720
沖繩振興開発金融公庫	④ 12,864	13,202	13,366	13,615	13,565	13,297	12,611
日本開発銀行	④ 119	483	738	2,251	3,239	3,687	3,785
	④ 5,797	0	0	—	—	—	—
国際協力銀行							
商工組合中央金庫	④ 2,373	2,436	2,088	1,215	565	231	96
水資源開発公団	④ 33,687	32,824	33,367	32,996	33,917	41,657	44,510
地域振興整備公団	④ —	—	—	—	—	—	0
	④ 1,728	1,733	1,698	1,657	1,657	1,660	1,680
森林開発公団	④ 11,642	11,536	11,669	11,622	12,194	15,029	15,911
	④ 2,111	2,171	2,167	2,124	2,038	1,936	1,826
緑資源公団							
農用地整備公団	④ 19,962	19,524	19,755	19,708	21,264	22,666	24,734
船舶整備公団	④ 0	207	435	230	398	256	—
日本鉄道建設公団	④ 18,000	18,000	18,800	19,600	11,989	0	0
	④ 11,817	11,239	11,997	13,086	0	0	—
本州四国連絡橋公団	④ 12	13	15	14	0	0	—
住宅・都市整備公団	④ 3,774	3,806	5,853	6,306	8,969	7,048	9,967
都市基盤整備公団							
新技術開発事業団	④ 732	731	849	911	992	1,020	1,200
(新技術事業団(仮称))	④ 0	0	0	1,103	1,227	1,338	1,972
動力炉・核燃料開発事業団	④ 13,907	13,863	14,804	15,071	14,992	16,239	16,916
核燃料サイクル開発機構							
宇宙開発事業団	④ 8,802	8,971	9,470	9,923	10,601	11,528	12,317
	④ 3,246	2,915	3,479	3,272	2,946	3,425	4,530
	④ —	—	—	—	—	—	0
公害防止事業団	④ 3,280	2,447	2,900	2,930	2,988	3,130	3,940
(環境事業団(平成4年より))	④ 3,832	3,756	3,778	3,642	4,008	4,359	4,643
国際協力事業団	④ 6,972	7,180	7,624	8,099	8,482	8,845	9,252
	④ 98,833	106,207	113,731	121,824	130,965	140,152	149,785
社会福祉・医療事業団	④ 16,386	14,908	17,337	18,054	23,270	25,437	27,692
	④ 5,470	7,682	6,163	7,849	8,821	7,742	8,341
畜産振興事業団	④ 45,462	37,967	35,088	33,717	113,053	111,546	112,173
蚕糸砂糖類価格安定事業団	④ 1,130	1,151	1,222	1,294	1,384	1,472	1,521
	④ 27,439	24,877	23,724	16,377	16,285	16,946	17,924
農畜産業振興事業団							
金属鉱業事業団	④ 4,149	3,989	3,924	4,114	4,413	4,699	4,635
	④ 1,883	2,013	2,373	2,316	2,308	2,315	2,457
	④ 228	202	187	152	137	134	130

(単位：百万円)

法人名	補助金等						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
国民金融公庫	給 35,589	38,589	38,589	38,589	39,589	—	—
国民生活金融公庫	—	—	—	—	—	42,172	40,779
住宅金融公庫	交 0	0	37,300	49,200	410,000	435,000	447,500
	給 404,500	410,900	390,100	390,800	—	—	—
農林漁業金融公庫	給 100,835	100,727	99,297	98,635	96,175	87,723	84,266
中小企業金融公庫	委 24	24	24	19	23,535	23,535	23,535
	給 14,814	22,803	22,800	22,800	—	—	—
公営企業金融公庫	給 6,192	5,573	5,016	4,166	2,900	2,000	1,400
中小企業信用保険公庫	給 0	0	41	71	51	0	—
環境衛生金融公庫	給 6,604	6,730	5,544	5,002	4,517	—	—
沖繩振興開発金融公庫	給 12,229	9,052	8,636	8,839	8,837	8,629	7,433
日本開発銀行	交 3,669	2,133	1,063	384	84	—	—
	給 —	—	—	—	—	—	0
国際協力銀行	給 36	21	72	31	18	11	10
商工組合中央金庫	給 60,644	45,230	46,441	46,175	33,625	32,782	31,837
水資源開発公団	補 0	140	394	344	1,374	1,218	1,204
地域振興整備公団	給 1,540	1,479	1,405	1,345	—	—	—
森林開発公団	補 20,857	16,950	17,650	17,696	17,161	16,920	—
	給 1,712	1,596	1,478	1,361	—	—	41,217
緑資源公団	補 25,336	25,671	26,008	26,022	23,997	24,327	—
農用地整備公団	給 —	—	—	—	—	—	—
船舶整備公団	給 0	0	0	0	65,000	65,000	65,076
日本鉄道建設公団	給 —	—	—	—	31	—	—
本州四国連絡橋公団	補 16,172	15,577	16,963	19,468	16,083	33,111	—
住宅・都市整備公団	補 1,233	1,410	1,686	—	—	—	35,679
都市基盤整備公団	交 2,630	2,966	4,198	—	—	—	—
新技術開発事業団 (新技術事業団(仮称))	補 16,870	16,657	16,234	16,414	16,095	—	—
動力炉・核燃料開発事業団	補 12,795	13,070	13,537	13,605	—	14,245	13,309
核燃料サイクル開発機構	補 3,363	290	11	12	14,382	16,357	39,396
宇宙開発事業団	負 0	150	300	600	—	—	—
公害防止事業団	補 4,478	4,729	5,018	4,693	8,346	9,948	11,241
(環境事業団(平成4年より))	交 4,235	3,898	3,678	3,905	—	—	—
国際協力事業団	委 9,930	10,422	10,682	10,156	181,833	183,582	184,787
	交 157,868	164,273	172,017	175,790	—	—	—
社会福祉・医療事業団	補 28,078	29,701	32,285	41,565	40,429	35,728	32,303
	給 7,915	8,339	9,823	0	—	—	—
畜産振興事業団	交 112,057	134,318	137,304	—	—	—	—
蚕糸砂糖類価格安定事業団	補 1,586	1,621	1,612	—	—	—	—
	交 18,983	18,419	18,021	—	—	—	—
農畜産業振興事業団	補 —	—	—	1,603	157,153	154,626	150,173
	交 —	—	—	159,672	—	—	—
金属鉱業事業団	補 4,565	4,554	4,779	4,823	—	—	—
	委 2,309	2,141	2,007	1,782	6,541	6,482	6,441
	給 106	86	66	58	—	—	—

(単位：百万円)

法人名	補助金等						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中小企業事業団	補 13,508	13,876	13,599	14,236	14,295	13,532	14,163
中小企業総合事業団							
中小企業総合事業団 信用保険部門							
勤労者退職金共済機構							
日本国有鉄道清算事業団	補 166,841	164,300	160,000	151,000	100,400	92,400	85,000
	負 1,543	1,614	0	—	—	—	—
	交 18,613	12,700	5,880	2,375	0	0	—
中小企業退職金共済事業団	補 2,869	2,922	3,007	3,051	3,247	3,356	3,446
雇用促進事業団	補 476	530	15	11	9	7	4
	委 0	0	0	0	5	20	39
	給 103	87	68	44	169	482	112
雇用能力開発機構							
科学技術振興事業団(仮称)							
運輸施設整備事業団(仮称)							
北方領土問題対策協会	補 487	501	524	567	621	692	786
海外経済協力基金	交 33,936	33,751	39,002	29,925	35,501	30,192	36,587
国民生活センター	交 1,883	1,847	1,842	1,865	1,933	2,153	2,260
日本原子力研究所	補 22,992	23,877	25,051	26,773	29,563	30,587	30,573
日本科学技術情報センター	補 2,064	2,061	1,850	1,775	1,633	1,895	2,542
理化学研究所	補 6,067	6,292	6,330	6,892	7,436	8,189	8,626
公害健康被害補償予防協会	補 665	566	594	603	634	660	696
	交 19,910	19,539	20,264	19,285	19,053	18,746	18,506
国際交流基金	補 3,658	5,871	5,420	7,050	9,080	9,857	12,089
日本育英会	補 4,615	4,825	4,982	5,096	5,293	6,017	6,475
	給 3,522	4,615	5,491	6,403	8,121	8,974	9,532
日本私立学校振興・共済事業団							
私立学校教職員共済組合	補 17,803	19,183	21,595	22,479	25,094	27,935	25,824
日本体育・学校健康センター	補 5,572	5,928	6,722	6,981	7,190	7,848	7,735
国立教育会館	補 571	579	592	628	706	797	862
国立劇場 (日本芸術文化振興会 (平成2年3月より))	補 4,160	4,229	4,425	4,584	4,755	5,162	5,499
日本学術振興会	補 4,211	4,768	5,568	6,148	6,661	7,657	8,989
日本私学振興財団	補 244,350	245,350	248,650	252,050	255,950	260,150	265,550
放送大学学園	補 5,579	5,499	5,676	6,018	6,631	7,360	7,940
社会保険診療報酬支払基金	委 8	8	9	9	10	10	10
社会保障研究所	補 263	279	309	329	338	362	375
心身障害者福祉協会	補 1,590	1,643	1,848	1,977	2,216	2,390	2,522
農林漁業団体職員共済組合	補 34,089	34,461	36,442	38,215	40,566	44,872	46,215
農業者年金基金	補 30,892	32,213	33,730	34,391	42,631	54,078	63,493
	負 67,837	68,719	69,822	68,788	65,082	56,920	48,586
	交 382	575	575	739	853	784	466
	給 1,305	1,252	1,209	1,144	1,097	1,050	1,019

(単位：百万円)

法人名	補助金等						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
中小企業事業団	補 15,336	17,366	15,325	15,092	15,669	20,506	—
中小企業総合事業団						289	20,832
中小企業総合事業団 信用保険部門							100
勤労者退職金共済機構					4,728	4,657	4,608
日本国有鉄道清算事業団	補 76,200	63,500	53,600	40,100			
	負 —	—	—	—	—	—	—
	交 —	—	—	—	—	—	—
中小企業退職金共済事業団	補 3,855	3,893	3,774	3,538	—	—	—
雇用促進事業団	補 7	9	9	13			
	委 56	98	145	166	184	815	—
	給 34	21	18	5			
雇用能力開発機構							7,326
科学技術振興事業団(仮称)	補 —	—	0	5,245	13,097	15,044	15,140
	交 0	—	94	6,626			
運輸施設整備事業団(仮称)				0	115,605	123,613	131,936
北方領土問題対策協会	補 821	848	901	902	913	1,135	949
海外経済協力基金	交 42,802	43,528	13,914	8,675	836	0	—
国民生活センター	交 2,398	2,473	2,534	2,600	2,617	2,665	2,638
日本原子力研究所	補 32,385	33,877	34,082	35,125	35,314	35,685	35,625
日本科学技術情報センター	補 3,363	3,375	3,398	—	—	—	—
理化学研究所	補 9,018	9,099	9,285	9,648	10,417	10,386	10,528
公害健康被害補償予防協会	補 697	702	720	711	16,744	15,649	14,689
	交 18,224	17,667	16,847	16,539			
国際交流基金	補 12,944	14,004	14,972	16,076	15,163	15,087	16,604
日本育英会	補 6,903	7,191	7,164	7,362	17,326	18,226	19,346
	給 9,608	10,185	10,283	10,546			
日本私立学校振興・共済事業団					329,929	338,031	347,942
私立学校教職員共済組合	補 26,431	30,002	32,358	33,283	—	—	—
日本体育・学校健康センター	補 7,508	7,713	7,499	8,042	7,566	8,152	8,058
国立教育会館	補 897	1,093	1,158	1,236	1,318	2,019	1,900
国立劇場 (日本芸術文化振興会 (平成2年3月より))	補 5,527	6,205	8,266	11,507	12,364	12,361	12,775
日本学術振興会	補 10,666	12,384	15,308	18,402	20,344	105,028	106,431
日本私学振興財団	補 273,350	280,350	287,550	295,050	—	—	—
放送大学学園	補 8,148	8,552	9,281	9,803	10,745	11,117	11,192
社会保険診療報酬支払基金	委 10	10	11	10	12,963	14,058	13,633
社会保障研究所	補 355	361	240	—	—	—	—
心身障害者福祉協会	補 2,678	2,774	2,874	2,963	2,956	2,982	3,105
農林漁業団体職員共済組合	補 48,454	53,009	54,527	53,654	52,819	54,488	58,496
農業者年金基金	補 72,048	78,407	67,017	61,720			
	負 41,810	37,880	33,956	30,812	88,252	89,412	92,747
	交 396	396	492	483			
	給 958	909	839	755			

(単位：百万円)

法人名	補助金等						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日本貿易振興会	補 13,842	13,842	13,835	19,146	20,581	23,513	24,130
	委 0	0	177	2,305	2,353	2,339	1,228
アジア経済研究所	補 3,172	3,253	3,377	3,597	3,894	4,149	4,417
	委 166	165	198	206	209	218	219
新エネルギー・産業技術総合開発機構	補 0	491	841	1,154	1,251	1,610	2,562
	委 61	46	241	489	1,349	1,296	1,564
国際観光振興会	補 1,989	1,981	2,011	2,108	2,244	2,449	2,533
鉄道整備基金	補 —	—	—	—	68,315	101,375	102,509
	交 —	—	—	—	2,378	—	—
	給 —	—	—	—	17,685	14,811	11,098
日本放送協会	交 1,440	1,454	1,477	1,497	1,521	1,645	1,786
日本労働協会 (日本労働研究機構 〔平成2年より〕)	補 507	516	508	501	520	546	561
建設業・清酒製造業・林業 退職金共済組合	補 935	970	952	1,060	1,015	1,092	1,129
消防団員等公務災害補償等 共済基金	補 59	59	61	48	52	56	58
北海道旅客鉄道株式会社	補 1,006	1,473	478	125	31	—	—
	負 0	0	53	54	46	46	42
東日本旅客鉄道株式会社	補 3,452	2,315	976	545	197	—	—
	負 0	0	576	569	528	527	496
東海旅客鉄道株式会社	補 819	1,246	822	427	150	—	—
	負 0	0	210	221	224	209	201
西日本旅客鉄道株式会社	補 2,442	2,161	1,007	287	113	—	—
	負 0	0	504	512	516	424	419
四国旅客鉄道株式会社	補 280	337	196	79	39	—	—
	負 0	0	69	90	82	62	60
九州旅客鉄道株式会社	補 1,551	1,691	473	215	94	—	—
	負 0	0	244	257	251	210	177
日本貨物鉄道株式会社 その他	補 0	0	5	5	0	—	—
合計	補 738,839	741,851	752,436	762,694	810,418	870,518	900,646
	委 12,360	12,351	14,125	16,720	17,686	18,492	19,323
	負 69,380	70,333	71,478	70,491	66,729	58,398	49,981
	交 298,649	289,956	292,899	234,600	330,016	331,548	349,887
	給 580,789	575,649	575,736	584,306	591,249	599,047	597,455

(単位：百万円)

法人名	補助金等						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
日本貿易振興会	補 25,297	25,518	26,241	27,708	29,896	36,988	36,244
	委 123	0	21	508			
アジア経済研究所	補 4,708	4,871	5,005	4,396	4,712	—	—
	委 230	241	241	221			
新エネルギー・産業技術総合開発機構	補 3,407	4,003	4,099	3,937	6,488	6,415	24,116
	委 1,672	1,794	1,706	1,415			
国際観光振興会	補 2,474	2,437	2,427	2,460	2,486	2,515	2,668
	補 129,416	121,584	128,973	133,338			
鉄道整備基金	交 —	—	—	—	—	—	—
	給 5,387	3,586	2,372	1,459			
	交 1,804	1,865	1,898	1,959	2,020	1,973	1,973
日本放送協会	補 450	451	422	422	403	387	378
日本労働協会 (日本労働研究機構 〔平成2年より〕)	補 1,161	1,160	1,109	1,290	—	—	—
建設業・清酒製造業・林業 退職金共済組合	補 59	60	60	—	—	—	—
北海道旅客鉄道株式会社	補 —	—	—	—	20	18	15
	負 33	30	27	24			
東日本旅客鉄道株式会社	補 —	—	—	—	271	250	203
	負 407	392	361	313			
東海旅客鉄道株式会社	補 —	—	—	—	127	101	94
	負 164	163	141	140			
西日本旅客鉄道株式会社	補 —	—	—	—	247	219	207
	負 350	361	274	293			
四国旅客鉄道株式会社	補 —	—	—	—	39	35	35
	負 52	61	39	45			
九州旅客鉄道株式会社	補 —	—	—	—	104	117	106
	負 158	201	130	140			
日本貨物鉄道株式会社 その他	補 —	—	—	—	—	—	600
合計	補 977,177	970,048	980,191	995,431	2,002,438	2,143,820	2,220,222
	委 17,717	15,020	14,848	14,289			
	負 42,974	39,238	35,228	32,367			
	交 365,066	391,936	409,360	425,833			
	給 608,059	620,596	596,379	584,462			

(単位：百万円)

法人名	貸付金						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国民金融公庫	7,600	7,100	6,500	8,000	6,500	5,000	3,300
国民生活金融公庫							
住宅金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
中小企業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
公営企業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
中小企業信用保険公庫	0	0	0	0	0	0	0
環境衛生金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
沖繩振興開発金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
日本開発銀行	0	0	0	0	0	0	0
国際協力銀行							
商工組合中央金庫	0	0	0	0	0	0	0
水資源開発公団	0	0	0	0	0	0	0
地域振興整備公団	0	0	0	0	0	0	0
森林開発公団	0	0	0	0	0	0	0
緑資源公団							
農用地整備公団	0	0	0	0	0	0	0
船舶整備公団	0	0	0	0	0	0	0
日本鉄道建設公団	0	0	0	0	0	0	0
本州四国連絡橋公団	0	0	0	0	0	0	—
住宅・都市整備公団	0	0	0	0	0	0	0
都市基盤整備公団							
新技術開発事業団 (新技術事業団(仮称))	0	0	0	0	0	0	0
動力炉・核燃料開発事業団	0	0	0	0	0	0	0
核燃料サイクル開発機構							
宇宙開発事業団	0	0	0	0	0	0	0
公害防止事業団 (環境事業団(平成4年より))	0	0	0	0	0	0	0
国際協力事業団	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉・医療事業団	0	0	0	0	0	0	0
畜産振興事業団	0	0	0	0	0	0	0
蚕糸砂糖類価格安定事業団	0	0	0	0	0	0	0
農畜産業振興事業団							
金属鉱業事業団	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	貸付金						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
国民金融公庫	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	—	—
国民生活金融公庫	—	—	—	—	—	3,000	3,000
住宅金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
中小企業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
公営企業金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
中小企業信用保険公庫	0	0	0	0	0	0	—
環境衛生金融公庫	0	0	0	0	0	—	—
沖繩振興開発金融公庫	0	0	0	0	0	0	0
日本開発銀行	0	0	0	0	0	—	—
国際協力銀行	—	—	—	—	—	—	0
商工組合中央金庫	0	0	0	0	0	0	0
水資源開発公団	0	0	0	0	0	0	0
地域振興整備公団	0	0	0	0	0	0	0
森林開発公団	0	0	0	0	0	0	—
緑資源公団	—	—	—	—	—	—	0
農用地整備公団	0	0	0	0	0	0	—
船舶整備公団	0	—	—	—	—	—	—
日本鉄道建設公団	0	0	0	0	0	0	0
本州四国連絡橋公団	—	—	—	—	0	—	—
住宅・都市整備公団	0	0	0	0	0	0	—
都市基盤整備公団	—	—	—	—	—	—	0
新技術開発事業団 (新技術事業団(仮称))	0	0	0	—	—	—	—
動力炉・核燃料開発事業団	0	0	0	0	0	—	—
核燃料サイクル開発機構	—	—	—	—	—	0	0
宇宙開発事業団	0	0	0	0	0	0	0
公害防止事業団 (環境事業団(平成4年より))	0	0	0	0	0	0	0
国際協力事業団	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉・医療事業団	0	0	0	0	0	0	0
畜産振興事業団	0	0	0	—	—	—	—
蚕糸砂糖類価格安定事業団	0	0	0	—	—	—	—
農畜産業振興事業団	—	—	—	0	0	0	0
金属鉱業事業団	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	貸付金						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中小企業事業団	0	0	0	0	0	0	0
中小企業総合事業団							
中小企業総合事業団 信用保険部門							
勤労者退職金共済機構							
日本国有鉄道清算事業団	0	0	0	0	0	0	0
中小企業退職金共済事業団	0	0	0	0	0	0	0
雇用促進事業団	0	0	0	0	0	0	0
雇用能力開発機構							
科学技術振興事業団(仮称)							
運輸施設整備事業団(仮称)							
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0
海外経済協力基金	0	0	0	0	0	0	0
国民生活センター	0	0	0	0	0	0	0
日本原子力研究所	0	0	0	0	0	0	0
日本科学技術情報センター	0	0	0	0	0	0	0
理学研究所	0	0	0	0	0	0	0
公害健康被害補償予防協会	0	0	0	0	0	0	0
国際交流基金	0	0	0	0	0	0	0
日本育英会	73,819	73,893	72,483	71,940	73,252	73,918	76,303
日本私立学校振興・共済事業団							
私立学校教職員共済組合	0	0	0	0	0	0	0
日本体育・学校健康センター	0	0	0	0	0	0	0
国立教育会館	0	0	0	0	0	0	0
国立劇場 (日本芸術文化振興会 (平成2年3月より))	0	0	0	0	0	0	0
日本学術振興会	0	0	0	0	0	0	0
日本私学振興財団	0	0	0	0	0	0	0
放送大学学園	0	0	0	0	0	0	0
社会保険診療報酬支払基金	0	0	0	0	0	0	0
社会保障研究所	0	0	0	0	0	0	0
心身障害者福祉協会	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業団体職員共済組合	0	0	0	0	0	0	0
農業者年金基金	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	貸付金						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
中小企業事業団	0	0	0	0	0	0	—
中小企業総合事業団						0	0
中小企業総合事業団 信用 保 險 部 門							0
勤労者退職金共済機構					0	0	0
日本国有鉄道清算事業団	0	0	0	0	—	—	—
中小企業退職金共済事業団	0	0	0	0	—	—	—
雇用促進事業団	0	0	0	0	0	0	—
雇用能力開発機構							0
科学技術振興事業団(仮称)		—	0	0	0	0	0
運輸施設整備事業団(仮称)		—	—	0	0	0	0
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0
海外経済協力基金	0	0	0	0	0	0	—
国民生活センター	0	0	0	0	0	0	0
日本原子力研究所	0	0	0	0	0	0	0
日本科学技術情報センター	0	0	0	—	—	—	—
理化学研究所	0	0	0	0	0	0	0
公害健康被害補償予防協会	0	0	0	0	0	0	0
国際交流基金	0	0	0	0	0	0	0
日本育英会	79,379	81,247	86,896	87,398	89,102	95,257	102,021
日本私立学校振興・共済事業団					0	0	0
私立学校教職員共済組合	0	0	0	0	—	—	—
日本体育・学校健康センター	0	0	0	0	0	0	0
国立教育会館	0	0	0	0	0	0	0
国立劇場 (日本芸術文化振興会 (平成2年3月より))	0	0	0	0	0	0	0
日本学術振興会	0	0	0	0	0	0	0
日本私学振興財団	0	0	0	0	—	—	—
放送大学学園	0	0	0	0	0	0	0
社会保険診療報酬支払基金	0	0	0	0	0	0	0
社会 保 障 研 究 所	0	0	0	—	—	—	—
心身障害者福祉協会	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業団体職員共済組合	0	0	0	0	0	0	0
農業者年金基金	0	0	0	0	0	0	0

(単位：百万円)

法人名	貸付金						
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日本貿易振興会	0	0	0	0	0	0	0
アジア経済研究所	0	0	0	0	0	0	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	0	0	0	0	0	0	0
国際観光振興会	0	0	0	0	0	0	0
鉄道整備基金	—	—	—	—	0	0	0
日本放送協会	0	0	0	0	0	0	0
日本労働協会 (日本労働研究機構 〔平成2年より〕)	0	0	0	0	0	0	0
建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合	0	0	0	0	0	0	0
消防団員等公務災害補償等共済基金	0	0	0	0	0	0	0
北海道旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東海旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
西日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
四国旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
九州旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
日本貨物鉄道株式会社 その他	0	0	0	0	0	0	—
合計	81,419	80,993	78,983	79,940	79,752	78,918	79,603

	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
出資金、補助金等、貸付金の合計(億円)	22,474	22,574	22,987	23,087	24,966	26,033	26,752
一般会計歳出予算(当初予算, 億円)	541,010	566,997	604,142	662,368	703,474	722,180	723,548
対一般会計歳出予算比(対当初予算比, %)	4.2	4.0	3.8	3.5	3.5	3.6	3.7

- (注) 1. 出所の資料には3年度分ずつの資料が掲載されているところ、各年度の数値は直近の記載、例えば昭和62年度の数値については平成元年の資料における記載、平成10年度、平成11年度及び平成12年度の数値は平成12年度の資料の記載に基づいている。
2. 補助金等欄の符号は、次のとおりである。 (補)…補助金、 (委)…委託費、 (負)…負担金、 (交)…交付金、 (給)…補給金
平成10年度より補助金欄が一括されて掲載されているため、これらの区分は平成10年度以降は該当しない点に注意されたい。
3. 法人名の掲載の順番は、年度によって異なっているため、当該法人が最初に掲載された時点の順番に従っている。また、一については出所で一となっている箇所及び記載がない場合に使用している。
4. 平成11年度資料には次の通りの注意書きがある。
- (1) 国民生活金融公庫は、「国民金融公庫法の一部を改正する法律」(仮称)の施行により、国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合されて設立予定であり、本表において国民生活金融公庫の欄には、統合前の国民金融公庫に係るものを含んで記載。
- (2) 「森林開発公庫法の一部を改正する法律」(仮称)の施行により、森林開発公庫は緑資源公庫になるとともに、農用地整備公庫は解散し、その業務を緑資源公庫に承継予定。
- (3) 住宅・都市整備公庫は「都市基盤整備公庫法」(仮称)の施行により解散し、その業務を都市基盤整備公庫に承継予定。
- (4) 中小企業事業団は「中小企業総合事業団法」(仮称)の施行により中小企業信用保険公庫と統合し、中小企業総合事業団が設立予定であり、設立時に繊維産業構造改善事業協会の業務を承継予定。
- なお、本表において中小企業事業団の欄には、中小企業総合事業団に承継される業務に係るものが含まれており、中小企業総合事業団の欄には、それ以外の業務に係るものを記載。
- (5) 雇用促進事業団は、「雇用・能力開発機構法」(仮称)の施行により解散し、その業務を雇用・能力開発機構に承継予定。

(単位：百万円)

法人名	貸付金						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
日本貿易振興会	0	0	0	0	0	0	0
アジア経済研究所	0	0	0	0	0	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	0	0	0	0	0	0	0
国際観光振興会	0	0	0	0	0	0	0
鉄道整備基金	0	0	0	0	—	—	—
日本放送協会	0	0	0	0	0	0	0
日本労働協会 (日本労働研究機構 〔平成2年より〕)	0	0	0	0	0	0	0
建設業・清酒製造業・林業 退職金共済組合	0	0	0	0	—	—	—
消防団員等公務災害補償等 共済基金	0	0	0	—	—	—	—
北海道旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
東海旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
西日本旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
四国旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
九州旅客鉄道株式会社	0	0	0	0	0	0	0
日本貨物鉄道株式会社 その他	—	—	—	—	—	—	0
合計	82,379	84,247	89,896	90,398	92,102	98,257	105,021

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
出資金、補助金等、貸付金の合計(億円)	27,865	28,505	29,261	29,902	28,883	30,822	32,019
一般会計歳出予算(当初予算, 億円)	730,817	709,871	751,049	773,900	776,692	818,601	849,871
対一般会計歳出予算比(対当初予算比, %)	3.8	4.0	3.9	3.9	3.7	3.8	3.8

(6) 国際協力銀行は「国際協力銀行法」(仮称)の規定により日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合し、その業務を承継予定。

5. 平成12年度資料には次の通りの注意書きがある。

(1) 国民生活金融公庫は、「国民金融公庫法の一部を改正する法律」の施行により、国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合されて設立。本表において国民生活金融公庫の欄には、統合前の国民金融公庫に係るものを含んで記載。

(2) 「森林開発公団法の一部を改正する法律」の施行により、森林開発公団は緑資源公団になるとともに、農用地整備公団は解散し、その業務を緑資源公団に承継。

(3) 住宅・都市整備公団は「都市基盤整備公団法」の施行により解散し、その業務を都市基盤整備公団に承継。

(4) 中小企業事業団は「中小企業総合事業団法」の施行により中小企業信用保険公庫と統合し、中小企業総合事業団が設立。設立時に繊維産業構造改善事業協会の業務を承継。

なお、本表において中小企業事業団の欄には、中小企業総合事業団に承継される業務に係るものが含まれており、中小企業総合事業団の欄には、それ以外の業務に係るものを記載。

(5) 雇用促進事業団は、「雇用・能力開発機構法」の施行により解散し、その業務を雇用・能力開発機構に承継。

(6) 国際協力銀行は「国際協力銀行法」の規定により日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合し、その業務を承継。

(出所) 大蔵省作成資料

